

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5001	5001A001		株式会社 ヒロ	1	「濃縮音泉水」を温泉法に基づく温泉と同等に扱ってもらいたい。	「濃縮温泉」は人為的に手を加え製造しているため、その性情の健康が大きいと回答されているので、これに関しての基準値、測定手段、測定機器類を明確に示してください。温泉利用許可施設の温泉は、その性情の変更が小さいと回答されたが、温泉利用施設(浴槽)における性情について、加温、加水、ろ過循環、塩素投入、タンクロ-リ-による温泉受給等々は何を基準にして性情の変更が小さいか基準をお示し下さい。濃縮温泉は製造していると回答されていますが、「製造」の定義をお示し下さい。	「濃縮温泉」は、湧出する源泉をそのままの成分を維持させ、水分のみを一時的に除去し、「濃縮温泉」を利用する場所において所定の倍率に水で希釈すればほぼ(95%程度)元の源泉温泉に戻り、温泉の効能、効果はほぼ源泉のとおりになる。(清潔装置) 源泉温泉を、コンバクトにして、温泉地に出向くことができない方々のために製品コスト並びに輸送コストを下げて、誰にも温泉を利用してもらえよう事業化するものである。濃縮温泉は天然温泉の温泉成分を生かし、医師による温泉療法を家庭で行い健康増進に役立つ。	温泉利用許可施設における浴槽内の温泉水は、温泉法に基づく温泉ではない。多くの温泉法に基づく温泉利用許可施設の浴槽内温泉は、温泉法による偽りの温泉を、温泉法及び公衆浴場法によって保護されている。新規に開発したものを(濃縮温泉)は認めないための理由を苦勞して考えて作り出している。「濃縮温泉」に関して、成分のデ-タ-(温泉成分分析結果書)等の提出をさせて、何ら支障がない場合は、温泉法に基づく温泉として認めるべきである。違法である温泉利用許可は取り消すべきである。法の平等	温泉法 1. 第2条 2. 第13条 3. 第14条 4. 同施工規則 第5条 第6条 第7条 温泉利用許可 公衆浴場法 同指導要領	環境省 厚生労働省 都道府県知事	
5002	5002A001		米国先進医療技術工業会	1	現行の医療機器「耐用期間」の表示義務	現行の各製品毎の「耐用期間」の表示義務の解除を要望します。	世界中で機器の「耐用期間」に関する表示を義務付けている国はありません。この義務は新製品の日本市場への導入コストを高める事になります。そして患者の安全を高める事には貢献致しません。従来どおり病院がメーカーと相談しながら機器の通常の使用寿命に関する判断を行うべきだと考えます。	薬食発第0310003号 平成17年3月10日付け「医療機器の添付文書の記載要領について」別添 2 記載項目および記載順序 13)貯蔵、保管方法及び使用期間。	厚生労働省		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5002	5002A002		米国先進医療技術工業会	2	医療機器に残留する滅菌ガス濃度限度値に関する規制の緩和	医療機器の滅菌に使用するエチレンオキシドガスについて、医療用具中に残留する濃度限度値の取り扱いを定めた通知にて、ガイドライン(案)を別添として参照しています。このガイドライン(案)の流れ図にて、「循環血液接触 or 粘膜接触か」の問いを削除していただきたく存じます。これにより、循環血液接触又は粘膜接触する医療用具の残留濃度限度値を、現行の「25 µg/g」から「250 µg/g」へと規制緩和し、一元化していただきますよう要望いたします。	現在、輸入医療機器は、海外製造元において本邦向けの輸出製品に対しての特別な滅菌手順や長期荷置期間を設定しており、国際基準に調和していません。要望事項が実現することにより、国際的な基準に基づいた製品流通を行うことが可能となり、過剰な荷置期間や処理が無くなることで、医療用具を早急に国民の皆様へ供給することができると考えます。	現在の本邦の規制は、10年以上前のガイドライン(案)を準用し、国際基準に調和していません。このため、多くの輸入医療用具が限度値25 µg/gの規制対象となり、海外製造元において本邦向け輸出製品に対して特別な滅菌手順や長期荷置期間を設定しています。一方、ISO10993-7及びAAMI TIR No.19基準はこの限度値を250 µg/gとしており、米国FDAはこれを認知基準として受け入れています。さらに、昨今の文献にて2500 µg/gの残留量にて、顕著な溶血・刺激作用を引き起こさないことが示されています。よって、現行ガイドライン(案)を見直す必要があると考えます。	「エチレンオキシドガス滅菌における残留ガス濃度の限度値の取扱いについて」厚生労働省医薬安全局審査管理課長通知、医薬審第353号(平成10年3月31日)別添「残留エチレンオキシドガス滅菌における残留ガス濃度に関するガイドライン(案)」	厚生労働省	<参照1> V.P.Anand, et al, Reevaluation of ethylene oxide hemolysis and irritation potential. 「エチレンオキシドの溶血作用と刺激性に関する再評価」 J. Biomedical Materials Research Part A Volume 64A, Issue 4, Pages 648 - 654, 2003 <参照2> ANSI/AAMI/ISO 10993-7:1995 「医用機器の生物学的評価 第7部 酸化エチレン滅菌処置残留物」 <参照3> AAMI TIR19 "Guidance for ANSI/AAMI/ISO 10993-7:1995"
5003	5003A001		個人	1	権利義務又は事実証明に関する書類の作成についての行政書士による独占の廃止。	権利義務又は事実証明に関する書類の作成を業とすることを、一般に認めていただきたい。	当該規制の緩和によって、法律行為の媒介を業とする会社等(不動産取引業者、職業紹介業者等)が当事者のために書類又は電磁的記録を作成できることとなり、当事者に対するより円滑かつ安全なサービスの提供が可能となる。なお、当該規制は不明確かつ広範にわたっており、多分野での同様の効果が予想される。	1 現実の取引社会において、権利義務又は事実証明に関する書類(以下「権利義務関係書類」という。)の作成は、記帳代行業者や不動産取引業者といった行政書士以外の者によって一般的に行われており、既に行政書士法(以下「同法」という。)第1条の2第1項は形骸化している。仮に、同条同項を厳格に適用すれば、社会生活が混乱し、かえって同法の目的でもある「国民の利便」を害する結果となる。 2 権利義務又は事実の証明手段については、民事訴訟手続上は何らの制限もなく(自由心証主義;民事訴訟法第247条)、およそあらゆる文書が直接的又は間接的に権利義務関係書類に該当しうるにも関わらず、その作成が特定の資格者のみに独占されているかのような法規が存在することは、国民の経済的活動や法律的行為を無用に萎縮させるものである。 3 同法第1条の2第1項における行政書士業務の包括的な規定振りは、国民が行政書士と弁護士との業務範囲を混同する原因ともなっている。事件性のある法律事務は弁護士法第72条により規制されており、それよりも形式的に範囲の広い権利義務関係書類の作成業務を重ねて規制することは、過剰な規制である。 4 実体法上の意思決定を伴う代理人としての契約関係書類の作成(同法第1条の3第2号)が非独占とされているにもかかわらず(同法第19条第1項本文反対解釈)、単純な事実行為に過ぎない書類作成のみの業務を専門資格者の独占とすることは、法律上の均衡を欠く。	行政書士法第1条の2, 第19条第1項	総務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5004	5004A001		山田 貢	1	ライト・トローリング釣 禁止の解除	ロッド(釣竿)とリールを用い、ライン(抗張力:湿った状態で30ポンドの重さがその糸にかかれれば切れてしまふ糸)で1本のロッドに付き1個の疑似餌をひく釣をライト・トローリングと呼称し禁止されているひき縄釣とは、別の釣法と位置つける。これを竿釣の中の1種として許可するか、(ルアー釣は竿釣で許可と思われる)あるいは新たにライト・トローリング釣として全国で許可してほしい。各都道府県に対して漁業調整規則等に基づく禁止対応を即刻解除する指針(ガイドライン)を策定し農林水産庁長官からの技術的助言として都道府県に通知するよう要望する。	ライト・トローリング大会	ひき縄釣とトローリングとは、本来別の釣法であるが漁具を曳航して行う漁法として漁民以外には、トローリングを日本では全面禁止してきている。世界的には、禁止は日本だけであり、非文明国、不思議な国に映るだけである。トローリングは小さな魚を獲らず資源保護にもなる。四面を海に囲まれた日本の海洋レジャー、スポーツフィッシングの普及をすすめ地域活性化を図りたい。平成14年12月12日付け指針(ガイドライン)にひき縄釣に係る規制処置の見直しを示されているが、漁業調整委員会に遊漁民の代表の参加が認められておらず、又ガイドラインにある海面利用協議会に、及び広く意見を聞くが大きい実施されておらず、遊漁民の声が届く制度になっていない為実態としては、トローリングは実施されている所があるが、トローリングの禁止が解除されるのはずうっと何年も先も見込めないし、よって即、ライト・トローリングの禁止解除を要望する。	釣り人のトローリングを禁止する法的根拠は各都道府県の「漁業調整規則」の中にある。例 非漁民の漁具漁法の制限 次に掲げ漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を捕獲してはならない。 (1)竿釣及び手釣 (2)たも網及び又手網 (3)投網(船を使用しないものに限る) (4)やす及びはし (5)歩行徒手捕獲に概算する、改正すべき根拠は平成14年12月12日付け遊漁と漁業調整のガイドライン(関係都道府県知事、水産庁長官、海面における遊漁と漁業との調整について) (1)ひき縄釣に係る規制処置の見直し 引き縄釣り(トローリング)は、ほとんどが都道府県で遊漁での利用を禁止されてきたが、近年地方公共団体、漁業協同組合の後援や協力のもとに、カジキ等の引き縄釣大会が開催され、漁業者団体が開催の一翼を担っている事例や、漁業者が兼業している遊漁船業において利用される事例が見受けられる。このように実態に則さないものになっている規制については、漁業調整上の支障がない範囲で遊漁に対する引き縄釣法の全面的な禁止措置を見直す必要がある。と示されているが現在の状況は、要理理由があるであり、あり即ライト・トローリング禁止解除の指針(ガイドライン)をたずしなない。	農林水産庁	
5004	5004A002		山田 貢	2	ヨット、カヌーについての安全を進めるため、1海里以内においての動力使用について免許等不要とする規制改革	ヨット、カヌーについて沿岸から1海里地域において、法廷舟長5m以内についても、動力1.5KW、2馬力以内動力使用において免許、船検、船舶登録不要としてほしい。	規制改革による小型ヨットへの動力併用の普及による安全対策、及びヨットレース、大会、ヨット教室	ヨットの陸からの出入りについては、近年の海洋レジャーの進展に伴い、他船の出入りもあるなか、無風でヨットが動かなくなったり、弱風でのるとしか動けない、又風利用のため風向きによってはジグザグにしか動けないなど危険が多くなってきている。そのため法船長3m、動力1.5KW、あるいは2馬力以下にこだわらず舟長5m以下についても免許不要、船検不用、船舶登録不要とし1海里以内は制限なく動力を使用可能にして海の安全対策を進めてほしい。1海里以内においても無風状態でヨットが動かない状態、及び急に海が荒れてきた、強風になったため帆が使えない時、など緊急に避難するための安全対策のため上記の免許不要等処置等をおこなってほしい。カヌーについても強風になったためこいでも進まないなどのため同様である。	小型船舶免許 長さ3m未満で出力1.5KW未満で次の条件をすべて満たすもの以外は免許必要である。 長さ(登録長)3m未満 推進機関の出力1.5KW未満(約2馬力)であるもの。 直ちに70Aの回転を停止することができる機関を有する船舶 小型船舶登録に関する法律 推進機関を有するもので、3m以上(登録長)のもの登録必要	国土交通省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5005	5005A001		社会保険労務士中村紳一	1	雇用保険関係の届出はどこも職安でも受付可能にすべきである	現在、雇用保険の被保険者に関する届出は、事業所を管轄する公共職業安定所でしか手続きが出来ない。しかしながら、被保険者の資格取得、資格喪失、離職票の発行などは職安のコンピュータでオンラインで全国的に結ばれており、事業所を管轄する公共職業安定所のみでしか手続きができないのは、利便性の面から著しく不相当である。したがって、どこの公共職業安定所でも手続きができるようにすべきである。	雇用保険法施行規則第6条、第7条の規定から「その事業所の所在地を管轄する」という規定を削除する。	雇用保険法施行規則第6条、第7条は、手続きが電子申請可能になった現在では、手続きをする公共職業安定所を管轄地に限定する規定は意味をなさなくなっている。また、公共職業安定所によっては来客が多いところとそうでないところがあり、このような規制がなくなれば、手続きがより迅速になり、よって国民の利便性に資するものである。	雇用保険法施行規則第6条、第7条	厚生労働省	
5006	5006A001		日本化学工業協会 経済委員会 規制緩和検討部会	1	「火気を取り扱う施設」として、非防爆の電気設備の適用除外	高圧ガス保安法「コンビナート等保安規則第5条1項14号」に係る、「火気を取り扱う施設」に非防爆の電気設備が含まれることの「通達の一部改正について(平成12年3月28日付け立局第1号)」について、電気設備の適用除外を要望する。		電気設備については、従来から「独立行政法人 産業安全研究所 技術指針 工場電気設備防爆指針」を基に、可燃性ガス設備周囲の危険度の高い区域に応じて、防爆エリア、一定の保安距離の確保及び防爆機能を設定しており保安確保は図られている。改正により、工場電気設備防爆指針に関わらず、上乗せ的に8mの距離確保の規制がかかることは必要なく、防爆指針の実施で十分と考える。	高圧ガス保安法「コンビナート等保安規則第5条1項14号」、可燃性ガスの製造設備と火気を取り扱う施設との距離「通達の一部改正について(平成12年3月28日付け立局第1号)」コンビナート等保安規則の運用及び解釈の改正について	経済産業省 原子力安全・保安院保安課	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5007	5007A001		社団法人 東京都柔道接骨師会	1	診療放射線技師免許を有する柔道整復師の四肢の整復業務にX線検査を認められたい	X線機器は100万電子ボルト未満に限定し、技師免許者が適切に操作するものとし、その危険性は低くする。また、X線撮影の負傷部位も柔道整復業務範囲の四肢に限定し、その専門性を活用して、患者のメリットに寄与しようとするものである。また、X線機器も移動型(ポータブル)等の軽装備のものでよいのである。以上の事項を実現するため診療放射線技師の免許を有する柔道整復師が施術所においてX線検査を出来るよう要望することは昭和45年3月31日参議院社会労働委員会の附帯決議にも沿うものである。	要望事項が実現したときは、診療放射線技師の免許を有する柔道整復師の施術所にて診断のためX線検査を行う	柔道整復師は、骨折、脱臼、打撲、捻挫に徒手技術をもって、無血の施術を行うことにより、負傷の治癒回復を図る職種である。 法律により骨折、脱臼の施術は、応急手当を除き、医師の同意を要する。 骨折、脱臼は、視診、触診等により、負傷の状況を鑑別、判断し、施術を行っている。 ここに、手技療法の鑑別、判断の精度を高め、患者の治療に誤りなきを期するため、X線検査が認められることは、EBMが求められる現今の医療に合致していると言える。 X線撮影のメリットは、患者の負傷部位の施術前後の状況が画像情報として、比較できること、医師の同意を求める根拠となること、単に伝統的手技療法からEBMの実践となることである。	柔道整復師法 診療放射線技師法	厚生労働省	
5008	5008A001		佐藤智	1	診療科名標榜の規制を緩和し、「緩和科」(仮称)の標榜を許可する	がん死亡は死因の第一位であり、年々増加している。それに伴って緩和医療のニーズが高まる中、医師不足や医療用麻薬の普及の遅れなど量的質的な立ち遅れが浮き彫りになっている。その結果適切な緩和医療をもとめて戸惑う末期がんの「がん難民」が生じている。 原因は末期医療には、例えば「外科」、「小児科」というように、その専門性を標榜する診療科がないことにある。そのため「末期医療を志しても標榜できないので開業できない、勤務医として就職も難しい」から成手が少なく医師不足である。広告ができないので国民に周知されない。また現在の緩和医療体制上緩和ケア病棟でも「緩和科医」は存在せず、多くは他科から転向した医師または他科と兼務する医師によって運営されているのが実態である。医学部に緩和医療の講座がないため通常の診療科として備えるべき教育・研究の場がなく、専門医はおろか認定医制度すらないという問題も生じている。 このため、末期医療をこなす診療科「緩和科」(仮称)を標榜科とし、それを専門とする医師と教育の場を確保することが急務である。 そこで、標榜許可に関わる手順を定めた医療法第70条第三項、同四項の規制を緩和し、緩和医療・ホスピスケアなど末期医療を専門とする「緩和科」(仮称)の標榜を許可していただきたい。この際必要であれば麻酔科標榜医にならって一定の資格基準(麻酔科;二年以上の修練または300例以上の麻酔経験)を設定し審査することも一法である。	効果は直ちに「緩和科」を標榜する医師数、同医師を配置する施設数(診療所・病院;緩和ケア病棟)、同科を受診する患者数の増加として量的な普及が現れる。 質的には「医療用麻薬の消費量増加、医学部講座新設、適切な末期医療が選択されまた在宅末期医療が普及する結果として医療費(入院料、抗がん剤)抑制効果、が期待できる	特例による規制緩和が必要理由: 標榜科の許可にあたっては、医療法第70条第三項、同四項により厚生労働大臣は学術団体(日本医学会など)および医道審議会の意見を聴かなければならないとされている。実際には関連学会が日本医師会傘下の日本医学会に加盟してその分科会となること、及び厚生労働省の医道審議会という2つの関門を通過することが求められる。しかし緩和医療学会(平成8年創設)はこの関門をとる見込みはない。なぜなら、多職種が参加するという末期医療の特性から医師会員の割合が十分でない(平成17年4月現在54.8%、通常は80%以上が求められる) 毎年、20~30の学会が日本医学会加盟を申請しながら1学会しか加盟が認められない。日本医学会加盟後も標榜科申請待ち学会が多数あるからである。 従って、特例による規制緩和で「緩和科」の標榜を許可することが必要である。	医療法第70条第三項、第四項	厚生労働省	【標榜のための施設の例】 1. 大学医学部付属病院緩和ケア病棟 東北大学、昭和大学、徳田保健衛生大学、和歌山県立大学、久福科大学 2. 全国の緩和ケア病棟のうち受け入れ可能な施設 3. 在宅緩和ケアを専門とする診療所のうち受け入れ可能な施設など 【添付資料】 1. 厚生労働省人口動態統計;主な死因別に見た死亡年の年代推移、ホスピス・緩和ケア白書「緩和ケア病棟施設数の推移」 2. 岩手日報2005.5.9;からたポットライン「薬剤ちょっと使って」 3. 岩手日報2005.5.30;「末期がん患者急増、ドラッグ統廃も背景、末期がん医療報告書、判断悩む医師多」 4. 毎日新聞2005.6.9;「がん難民」 5. 医療法第70条、施行令第5条の3;診療科名 6. 医療法第69条 7. 医療法第70条 8. 厚生省医師局長通知、昭和35.3.14医発183;麻酔科の標榜の許可について 9. 日本医師会ホームページ;日本医学会について 平成16年度日本医師会入会申込書より;日本医学会分科会一覧 日本医師会雑誌134-242;日本医学会代議員会議事録より「日本医学会加盟申請について」。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5009	5009A001		社団法人 日本証券投資顧問業協会	1	投資(助言)対象の拡大	投資顧問業者の投資(助言)対象の拡大および行うことのできる取引の明確化		投資顧問業者が資産運用の専門家としての特長を十分発揮できるように、証券取引法上の有価証券以外にも、例えば投信法で規定される特定資産を投資対象として組入れることを可能として頂きたい。また、為替オーバーレイ、セキュリティーズ・レンディング等の多様な取引・投資手法を自由に取扱えるようにして頂きたい。なお、金融審議会第1部会が5月27日に公表した中間整理(議論の叩き台)では、投資商品の定義として「可能な限り幅広い金融商品を対象とすべきである。」とされているほか、業務範囲についても「外国為替取引について付随業務と位置付けることにより業務の自由度を高めることが適当である。」と提言されており、この議論の方向性に沿った規制緩和をお願いしたい。	投資顧問業法第2条、投信法第2条、同施行令第3条	金融庁	
5009	5009A002		社団法人 日本証券投資顧問業協会	2	役員又は重要な使用人の住所に関する公衆縦覧の廃止	投資顧問業者登録簿における役員又は重要な使用人の住所を公衆の縦覧に供することは、廃止して頂きたい。		当要望については、平成15年に「他の登録業者の実態を踏まえたくえで検討する。」との回答が示されたが、依然として投資顧問業者の登録簿における役員又は重要な使用人の住所は公衆の縦覧に供されている。本年4月より個人情報の保護に関する法律が全面施行され、個人情報の適正な取扱いを確保するため官民挙げて取り組んでいる現状を踏まえ、本件についても速やかな対応をご検討頂きたい。	個人情報保護法第5条、同第6条	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5009	5009A003		社団法人 日本証券投資顧問業協会	3	投資顧問業者の登録・認可手続における規制の緩和	投資顧問業者の登録および認可手続における重複規制や過剰規制を見直して頂きたい。		登録事項変更時の届出は2週間以内とされているが、大型連休時など実務上対応困難なケースもあり、「遅滞なく」届け出ることとして頂きたい。また、役員又は重要な使用人の届出は登録・認可の各手続で煩雑かつ重複していることから、届出事項を見直し簡素化して頂きたい。	投資顧問業法第8条、同施行規則第4条、同第27条	金融庁	
5009	5009A004		社団法人 日本証券投資顧問業協会	4	投信・投資顧問併営会社における規制の見直し	投信・投資顧問の併営会社における各々の法令に基づく重複規制等非効率な規制を見直して頂きたい。		投信・投資顧問の併営会社は現状60社を超えているが、各々の法令に基づく二重の届出や、それぞれ細目が異なる届出が必要とされるなど実務面で非効率である。具体的には、役員・重要使用人の(変更)届出手続において、同一の関係書類をそれぞれ提出することが必要とされているほか、営業報告書における貸借対照表、損益計算書の一部細目が異なることや、利害関係人の定義・届出有無が異なるなど、実務面における負荷は無視しえないものがあり、より効率的な規制体系に見直して頂きたい。	投資顧問業法施行規則第4条、第6条、第27条、投信法施行規則第11条	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5009	5009A005		社団法人 日本証券投資顧問業協会	5	利害関係人の範囲の明瞭化	投資顧問業法施行令に規定される投資顧問業者の利害関係人および密接な関係を有する者の範囲を、簡潔明瞭な規定として頂きたい。		利害関係人および密接な関係を有する者の範囲については、複雑かつ広範で、投信法施行令や証券取引法施行令における利害関係人(密接な関係を有する者)の定義と比較しても過重な規定であることから、投資顧問業者にとって業務遂行上過大な負荷となっており、当該規定の簡潔明瞭化をお願いしたい。なお、本件は「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月閣議決定)において、平成17年度に「所要の措置を講ずる」ことが明記されており、速やかな対応をお願いしたい。	投資顧問業法施行令第8条、同施行令第10条、投信法施行令第20条、証券取引法施行令第15条の4	金融庁	
5009	5009A006		社団法人 日本証券投資顧問業協会	6	投資顧問業者の営業保証金の見直し	投資顧問業者の営業保証金の見直し	投資顧問業者の参入要件である営業保証金制度を廃止頂くか緩和して頂きたい。	投資顧問業者の参入要件として、投資助言業者は主たる営業所に500万円、従たる営業所に250万円、認可投資顧問業者については追加として主たる営業所に2000万円、従たる営業所に1000万円営業保証金の供託が必要であるが、投資顧問業者は顧客資産の預託が禁じられていることから、当該規定は過剰と考える。また、証券会社がラップビジネスを展開する際、支店で業務の内容を説明・勧誘するための行為であれば営業所には該当しないとされているが、専業の認可投資顧問業者では同様の業務のみに携わっている支店についても営業保証金の供託が義務付けられており、イコールフットINGの観点からも営業保証金制度の見直しが必要と考える。	投資顧問業法第10条、同施行令第4条	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5009	5009A007		社団法人 日本証券投資顧問業協会	7	認可投資顧問業者の兼業制限規制の緩和	認可投資顧問業者の兼業を届出で行えるようにして頂きたい。		認可投資顧問業者が、投資一任業務以外の業務について兼業承認ではなく届出によって行えるようにすることで、迅速かつ効率的なビジネス展開に資するものと考えられる。なお、金融審議会第1部会が5月27日に公表した中間整理(議論の叩き台)においても、「業務の自由度を高める観点からは、届出による兼業業務についても、兼業の実態を踏まえつつ、幅広く規定することが適当」とされている。	投資顧問業法第31条	金融庁	
5009	5009A008		社団法人 日本証券投資顧問業協会	8	インターナルクロス取引に関する規制の緩和	パッシブ・ファンド間においてインターナルクロス取引を行う場合には、個別の取引毎に双方の顧客の事前同意を不要とするか、もしくは包括事前同意による取引を可能として頂きたい。		認可投資顧問業者がインターナルクロス取引を行う際には、個別の取引毎に双方の顧客の同意が必要とされているが、パッシブ・ファンド間の取引等投資判断者の恣意的裁量が入る余地のないケースでは、インターナルクロス取引の効率的活用の観点から、取引毎の個別事前同意を不要とするか、もしくは包括事前同意による取引を可能として頂きたい。	投資顧問業法施行規則第29条の2	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5009	5009A009		社団法人 日本証券投資顧問業協会	9	16条書面交付義務免除の承認規定の拡大適用	証券業または信託業務を営む投資顧問業者以外の投資顧問業者に対しても、16条書面交付義務免除の承認規定を適用することとして頂きたい。		証券業または信託業務を営む投資顧問業者には、一定の条件の下で16条書面交付義務が免除されている。それ以外の投資顧問業者についても、イコールフットリングの観点に加え、投資顧問業者の自己資本の増加・充実に伴い効率的な資産運用のニーズが高まっていることから、一定の要件を満たす場合には16条書面交付義務免除の適用を検討して頂きたい。なお、認可投資顧問業者については、16条書面交付が免除されたとしても、32条書面に規定される報告書交付が義務付けられており、投資者保護については支障ないものと考えられる。	投資顧問業法第16条	金融庁	
5009	5009A010		社団法人 日本証券投資顧問業協会	10	赤字・赤枠規制の廃止	投資顧問業法第14条ならびに第15条に規定する書面の交付について施行規則に定める赤字・赤枠規制を廃止して頂きたい。		投資一任契約において、「当該書面の内容を十分に読むべき旨」のみ赤字・赤枠で記載されることが必要とされているが、当該箇所にあえて赤字・赤枠規制を適用する意義は乏しいと考えられる。又、商品投資顧問業者や商品投資販売業者については、既に赤字・赤枠規制が課されていない現状に鑑み、当該規定は他法令との比較においても過剰規制であると考える。本件は「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月閣議決定)において、平成17年度に「検討を行う」ことが明記されており、速やかな対応をお願いしたい。	投資顧問業法施行規則第17条、第18条 商品投資顧問業者に関する省令第3条、第4条 商品販売業者の業務に関する命令第3条、第4条	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5010	5010A001		学校法人 武蔵野東学園 武蔵野東技能高等専修学校	1	高等専修学校の「専修高等学校」名称使用に関する特例	高等専修学校は、高等学校と同様後期中等教育機関であるが、中学校3年生にとって卒業後の進路の選択肢としてなかなか認知されていない現状がある。まず専修学校は、学校教育法82条の2に位置づけられており、高等学校卒業以上を対象とする専門課程(専門学校)と中学校卒業以上を対象とする高等課程(高等専修学校)と社会人(学歴を問わない)一般課程とが混在する。また、平成16年度全国にある高等専修学校は591校あり、校名に「高等専修学校」の呼称を使用している学校は134校(22.6%)に過ぎない。専門課程を併設している学校のほとんどは「専門学校」の呼称を使用しているのが現状なのである。このような背景の中、専門学校が主体となっている現状の中で、高等専修学校は社会的認知度も低く(非常にわかりにくい学種となっている。そこで、中学校卒業後の進路の選択肢の一つとして明らかにするために、一般化している「高等学校」という言葉を入れ、「専修高等学校」という名称を使用することができるよう規制を緩和する。	名称変更手続きを執った後、公立中学校・教育委員会・中学校長会との連携を求めることにより、中学校3年生・保護者・中学校教員に対し、中学校卒業後の進路の選択肢として認識して頂ける活動を展開していく。そうすることにより、職業教育・人間教育を柱に教育を展開する高等専修学校の存在が明らかになり、より活性化が図られていく。不登校を経験した生徒や障害のある生徒など様々な個性の生徒にとっての居場所となるべく存在を示す努力を展開すると共に高校中退者の予防に繋げていく。次に、在校生・卒業生が高等専修学校ではない学校であったことを周囲になかなか説明しにくい現状があったが(中には引け目を感じていたという声もあった)、「専修高等学校」の名称を使用することにより胸を張って自分の学校の説明が容易になり、理解が促進され、彼らの精神的な効果へと波及する。また、せめて高等専修学校だけはやめたいという保護者の強い願いから生まれた通信制高等学校との技能連携制度は必要性がなく、保護者の授業料負担の軽減が図られることにつながっていく。つまり、高等専修学校の認知度が高まり、正しい進路選択の中で高等専修学校を必要とする生徒が増え、個に即した有為な人材育成を図ることにつながっていく。	高等専修学校は、中学校卒業後の進路先として高等学校と同様存在しているが、学校教育法第82条の2に専修学校として位置づけられている。平成16年度、全国の高等専修学校は591校あり、48,987人の生徒が在籍している。専修学校には高等学校卒業以上を対象とする専門課程(専門学校)と中学校卒業以上を対象とする高等課程(高等専修学校)と社会人(学歴を問わない)一般課程とが混在する。また、「高等専修学校」の呼称を使用している学校も少ない状況もふまえて、専門学校が主体となっている現状で、社会的認知度も低く(非常にわかりにくい学種となっている。そのためになかなか中学校卒業後の進路の選択肢に挙げられない。その要因として、名称の問題が大きな要因となっている。専修学校=専門学校という固定概念によって、高等専修学校が高等学校と同様後期中等教育機関であることが認識困難であり、誤解も生じている。また、3年制の高等専修学校のほとんどは大学入学資格付与指定校となっており、卒業後の進路については高等学校卒業者と同等となっている。その中でも就職に関しては、平成16年度より、ハローワークにおける高等専修学校卒業予定者に係る職業紹介業務の取り扱いが、高等学校卒業予定者と同等のものになったという最近での規制が緩和された事例もある。しかし、高等学校と同等であることが、なかなか理解がたいものとなっている。このことにより、高等専修学校で学びたいと思っても出願を断念せざるを得ない事例が非常に多いのが現状である。よって、高等学校と同様後期中等教育機関であることと理解を得るために高等専修学校を「専修高等学校」という名称を使用することによって実現していきたい。あくまでも名称使用の問題であり、私立高等学校と同様の経常費補助を求めるところではない。つまり中学校3年生の進路の選択肢の一つとして正しい認知を獲得するためにのみ	学校教育法 学校教育法施行規則 専修学校設置基準 高等学校設置基準	文部科学省	添付資料：「今後の専修学校教育の充実・振興について(案)」に対する意見本校教員の一部 添付資料：東京都高等専修学校概要2006年度版 添付資料：高等専修学校進学ガイド 添付資料：路。みち第32号
5012	5012A001		社団法人 日本人材派遣協会	1	労働者派遣事業における「複合業務」の受入期間制限の判断基準見直し[新規]	派遣労働者の雇用の安定のため、複合業務において、派遣受入期間の制限がある業務の割合が1割以下である場合に、期間制限を受けない業務として取り扱うとした現行の基準を、「主たる業務が派遣受入期間の制限のない業務である場合に、全体として派遣受入期間の制限のない業務として取り扱って差し支えない」と改めるべきである。	いわゆる26業務等の派遣受入期間の制限のない業務と、派遣受入期間の制限のある業務を併せて行う場合(以下「複合業務」といふ。)において、派遣受入期間の制限のある業務の割合が通常の場合の1日当たりまたは1週間当たりの就業時間数で1割以下の場合には、全体として派遣受入期間の制限を受けない業務として取り扱って差し支えないとされている。 なお、この場合には、労働者派遣契約において、それぞれの業務の内容及びそれぞれの業務の通常の場合の1日当たりまたは1週間当たりの就業時間数又はその割合を定めることが必要とされている。	いわゆる26業務等派遣受入期間制限のない業務に派遣労働者を入れた場合でも、その業務を遂行するためには、業務取扱要領に記される内容以外の付随的業務も現実的には必要となり、明記された業務以外の派遣受入期間制限のない業務にあたりたいとする解釈は実態にそぐわない。本来これら典型的26業務は、労働者派遣法施行時分から類型的に専門的又は特殊な雇用管理を要するものとして規定されたものであって、当然明記された業務以外の付随的業務は含まれてはすべきである。そこでなければ派遣労働者が安心して派遣業務を遂行できず、正社員が付随業務をバックアップするという就労形態としては異例なことになるからである。文書上26業務に該当しなかったとしても、派遣労働者は個々の現場において「常識」に則った判断により派遣先の業務指示に従い多くの場合円滑に業務を遂行しており、派遣労働者の雇用の混乱防止するためにも、類型に属する26業務の想定している付随的業務は、少なくとも26業務に含まれると解釈すべきである。例えば、チーム業務の中で、チームリーダーの指示のもと各派遣労働者が契約上の業務を遂行することを解釈し認めているが、派遣先の業務上の打ち合わせ等を行うチームリーダー業務は文書上26業務に該当しないものであるが、派遣業務遂行上当該認定される付随的業務であるから26業務として認められたいと解釈することができる。 いわゆる26業務で雇用契約申込み義務が発生するのは、派遣先が就業場所ごとの同一業務に同一派遣労働者を3年超受け入れられている場合において、派遣先が当該同一業務に労働者を雇用しようとするときであるが、その同一業務が否かの判断は、26業務に主として従事する労働者を新たに雇おうとするときと解釈されている。解釈の同一性がいふは、26業務が否かの判断は、主たる業務が26業務が否かで判断すべきであり、一律的な時間換算による判断は困難である。 また複合業務の具体的な判断が困難な点も指摘できる。派遣労働者の立場からいっても、いわゆる26業務の派遣受入期間の制限のない業務として、3年超同一就業場所で開催したにもかかわらず、派遣受入期間の制限のある業務と評価され、3年未満で同一就業場所での就業ができなくなるのは、不意打ちによる終了となり、安心して就業ができない。特に、派遣就労を継続したいとする派遣労働者の雇用の安定が図られず、問題である。	「労働者派遣事業関係業務取扱要領」第9 派遣受入期間の制限の適切な運用(3)派遣受入期間の制限を受ける業務の範囲二	厚生労働省 職業安定局 需給調整事業課	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5014	5014A001		社団法人不動産証券化協会	1	資産対応証券の募集取扱要件の緩和	資産対応証券の発行時において、特定資産の譲渡人(オリジネーター)が自ら資産対応証券の募集等を行うか否かに係らず、現在検討されている投資サービス法の勧誘・販売行為の考え方を踏まえ、投資サービス業者が資産対応証券の募集等を行えるようにしてほしい。		資産対応証券は証券取引法上の有価証券であり、原則、証券業者による募集・販売等が義務付けられている。例外的に特定資産の譲渡人が届出後に募集等を行なう場合のみ、証券取引法の適用除外となっている。 しかし、特定資産の譲渡人が必ずしも特定目的会社の設立発起人ではないため、特定資産の譲渡人が資産対応証券の募集をする制度を利用できないことがある。一般投資家への影響が低いと思われる「私募」の場合に限り、第二証券業的な位置付けとなる投資サービス業者が、資産対応証券の発行時において資産対応証券の募集等が出来るようになれば、事業の促進とコストの削減に繋がると思われ、より一層投資家利益に資することとなる。	資産の流動化に関する法律第150条の2	金融庁総務企画局市場課	
5014	5014A002		社団法人不動産証券化協会	2	特定持分信託の信託法第58条から適用除外を明確化	資産流動化法の特定持分信託に関わる法文において、信託法第58条の適用が除外されることを法文上明らかにするか、あるいは、当局の解釈を一般に対して明確化することを要望する。		特定持分信託は、その制度主旨上、当然の要請として、信託契約は解除できないものとするのが求められ、法文上も「委託者または受益者が、信託期間中に解除を行わないこと」という条件を付すことが求められている。ただし、信託契約書にこのような条項を入れたとしても、信託法第58条の適用があるのかどうかは明らかでなく、制度主旨が十分に活かされていない。そのため実務上は、信託法第58条の適用を避けるために、受益者を複数にするという、制度主旨からすれば、およそ本質的でない手当てを求められることも多く、徒にスキームを煩雑化させている。	資産の流動化に関する法律第31条の2	金融庁総務企画局市場課	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5014	5014A003		社団法人不動産証券化協会	3	投資法人の資金調達手段の多様化	投資法人が発行できる債券として、投資法人債に加え、CPの発行を可能とすることを要望する。		投資法人の資金ニーズに柔軟に対応できること、且つ低利での資金調達ができるように、資金調達手段としてCPを加えることを要望する。短期資金の調達にあたっては、CPであれば現状の借入に比べ調達コストが低いことから利益が向上し、ひいては投資家への配当原資の増加になり、投資家利益の拡大につながるためである。 昨年度の回答にあった、「ニーズや投資家保護の観点を踏まえ、投資法人のCPの発行については、平成17年度中に検討を行う。」について、実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。実施した調査内容の公表を行った上、一般の借入金利よりCPの方が有利と判明した場合には、CPの発行が可能になるよう早期にご対応いただきたい。	投資信託及び投資法人に関する法律	金融庁総務企画局市場課	
5014	5014A004		社団法人不動産証券化協会	4	投資法人の規約変更手続の緩和	租税特別措置法等において、軽減措置を受ける条件として、投資法人の規約への記載が求められる改正があり規約変更が必要となった場合にでも、投資法人が規約へ記載しなければならない租税特別措置法等で求められている要件を既に満たしている場合については、暫定措置として次期投資主総会までの間は官報等へその旨を掲載するか、投資主への通知を行う事により、本軽減措置の適用が可能となるよう要望する。		投資法人の規約変更は、投資主総会の承認を要し、租特法等の改正が行われた場合に機動的な規約変更が出来ない。租税特別措置法等において求められている要件を既に満たしている場合に、規約へその旨を記載するためだけに、投資主総会を開催することは、投資主総会開催の手間・コスト等を考えた場合、かえって投資主の利益を損なう可能性について否定できない。投資家のガバナンスに係ることがない租特法上の改正に伴い投資家の利益につながる事が明らかである。官報等へその旨を掲載するか、投資主への通知をする事等の措置を講じる。以上2つの要件を満たす場合には、次期投資主総会での決議事項とする事で、本軽減措置の適用が可能となるよう要望する。	投資信託及び投資法人に関する法律第140条	金融庁総務企画局市場課	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5014	5014A005		社団法人不動産証券化協会	5	大量保有報告制度の導入	一般の株式等と同様に、証券取引法に規定する大量保有報告制度(5%ルール)を投資法人の投資証券にも適用されるよう要望する。		証券取引法で大量保有の5%保有者は大量保有報告書を提出しなければならない(証券取引法第27条の23)、と規定されており、その会社は比較的早く大量保有者の保有割合等を把握することができる。しかし、対象となる有価証券の範囲に投資法人の投資証券が含まれていないために、現状では投資法人の投資証券の大量保有者は期末まで判明しない、制度の趣旨・目的(株価に影響を及ぼしやすい株券等の大量保有の情報を公開する事により、市場の公正性、透明性を確保し、投資家保護を図る)からすると、まだ株券等と比較し流通数の低い投資証券において、大量保有報告制度(5%ルール)が投資家保護に資する貢献度は高いと考える。	証券取引法第27条の23	金融庁総務企画局市場課	
5015	5015A001		夏目享之	1	放射線障害防止法の一部改正後における下水道の適正な維持管理	このたびの「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」の一部改正により、規制対象外となった者や基準以下の放射性同位元素を新たに使用などする者が使用等した放射性同位元素を下水道に流入させた場合には、下水道を維持管理する事業者の健康への影響や放流先の公共用水域などを汚染するおそれがあることから、これを未然に防ぐため、下水道法の一部改正や通達等を出すなどの措置を行うことを強く要望します。	下水道の施設・機能の保全や公共用水域の水質の保全を図るため、悪質下水の流入防止策として、例えば、下水道法施行令第9条、第9条の9第11項(除外施設の設置等に関する条例の基準)に、改正前の「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等で定めた基準を超える放射性同位元素を流入させないことを追加するなど、下水道法令の一部を改正したり、放流水及び下水道汚泥中の放射性同位元素濃度の定期モニタリングの実施をするなどして、改正後の放射線障害防止法で定める基準を超えるおそれのある場合には関係省庁へ連絡したりするなど、通達等で注意を喚起する措置をとられたい。	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(以下、「放射線障害防止法」という。1の一部改正等により、17年6月1日以降、同法令等で規制されている放射性同位元素の基準が緩和され、場合によっては、下水道の維持管理者の知らない物質が下水道へ流入するおそれがありました。例えば、放射線障害防止法に基づき廃止廃出により規制対象外となった者や同法の基準以下の放射性同位元素を新たに使用等した放射性同位元素を下水道に流入させた場合には、下水道を維持管理する事業者の健康への影響や放流先の公共用水域などを汚染するおそれがあること。下水道汚泥を有効利用している場合は、利用先における放射能汚染が考えられること。17年5月11日、文部科学省の「(パブリックコメント)で提出された意見等に対する回答」の9-p.11によると、家休水の放射性同位元素で汚染されたものを一般排水、下水などとして廃棄することは問題ない」と回答しているような節であり、明確な回答となっていないこと。放射線障害防止法で許可を受けた事業者であっても、同法の許可区域外で作業した際に、発生した個体水の放射性同位元素で汚染されたものの処理方法のみしか有していないことから、液体であれば廃棄してもいいなどと考えられます。そこで、下水道の施設・機能の保全や公共用水域の水質の保全を図るため、悪質下水の流入防止策として、例えば、下水道法施行令第9条、第9条の第11項(除外施設の設置等に関する条例の基準)に、改正前の「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等で定めた基準を超える放射性同位元素を流入させないことを追加するなど、下水道法の一部を改正したり、放流水及び下水道汚泥中の放射性同位元素濃度の定期モニタリングの実施をするなどして、改正後の放射線障害防止法で定める基準を超えるおそれのある場合には関係省庁へ連絡したりするなど、通達等で注意を喚起する措置を強く要望します。この措置により、悪質下水の流入を未然に防ぐことができること、下水道の施設・機能の保全や公共用水域の水質の保全を維持できると、下水道関連事業の労働者への健康被害を未然に防止できることなどの効果が期待できると考えられます。	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 第2条第2項、第28条第1項、第51条第1項、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令 第1条、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則 第26条第1項、放射線を出す同位元素の数量等を定める件(平成12年科学技術庁告示第55号) 下水道法 第1条、第12条、第12条の10、下水道法施行令 第9条、第9条の9、毒物及び劇物取締法施行令等の一部を改正する政令(平成17年5月11日建部令第12号) 有害物質の流出事故に対する公共下水道管理者等の対応方法等について(昭和63年建設省部下管第12号) 平成17年5月11日文部科学省「(パブリックコメント)で提出された意見等に対する回答」p.9-p.11	国土交通省	添付資料・概要・参考

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5015	5015A002		夏目享之	2	放射線障害防止法の一部改正後における廃棄物の適正処理	このたびの「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」の一部改正により、規制対象外となった者や基準以下の放射性同位元素を新たに使用などする者が使用等した放射性同位元素を産業廃棄物や一般廃棄物などとした場合には、処理業者の健康被害や生活環境・公衆衛生に影響を及ぼすおそれがあることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正や通達等を出すなどの措置を行うことを強く要望します。	<p>廃棄物の適正処理、廃棄物処理に従事する人の健康、生活環境の保全及び廃棄物の有効利用の促進などに影響を与えないため、改正前の「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等で定めた基準を超える放射性同位元素で汚染された廃棄物を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における「特別管理産業廃棄物又は特別管理一般廃棄物」として追加したり、それを収集、運搬、処分等する場合の基準(委託基準を含む。)を新設したり、改正前の「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等で定めた基準を超える放射性同位元素で汚染された廃棄物を適正に処理する場合の留意事項を通知したりするなどの措置をとりたい。</p>	<p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(以下、「放射線障害防止法」とい。)の一部改正等により、17年6月1日以降、同法令等で規制されていた放射性同位元素の基準が緩和され、廃棄物処理業者や廃棄物の有効利用に影響を及ぼしたり、ごみを増大させているおそれがありました。</p> <p>例えば、放射線障害防止法に基づき(廃止届出により規制対象外となった者や放射線障害防止法の基準以下の放射性同位元素を新たに使用などする者が使用等した放射性同位元素を産業廃棄物や一般廃棄物などとした場合には、処理業者の健康被害や生活環境・公衆衛生への影響を及ぼすおそれがあること、廃坑や山崩、浄化槽汚泥を有効利用している場合は、利用先における放射線汚染が考えられること、17年5月11日、文部科学省(パブリックコメントで提出された意見等に対する回答)のp.9-p.11によると、液体状の放射性同位元素で汚染されたものを排水することは問題ないと言っている様子であり、(原処理施設、汚泥再生処理センターなどが汚染されるおそれがあること)が考えられます。</p> <p>そこで、廃棄物処理に従事する人の健康、生活環境の保全、廃棄物の有効利用の促進などに影響を与えないため、例えば、改正前の放射線障害防止法等で定めた基準を超える放射性同位元素で汚染された廃棄物を、廃棄物処理法における「特別管理産業廃棄物又は特別管理一般廃棄物」として追加したり、それを収集、運搬、処分等する場合の基準(委託基準を含む。)を新設したり、改正前の放射線障害防止法等で定めた基準を超える放射性同位元素で汚染された廃棄物を適正に処理する場合の留意事項を通知したりするなどの措置を要望します。</p> <p>この措置により、今までどおりの生活環境の保全や公衆衛生の向上を図れること、廃棄物の適正処理、廃棄物の減量化を維持できること、廃棄物処理業に従事する者への健康被害を未然に防止できることなどの効果が期待できると考えられます。</p>	<p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 第2条第2項、第28条第1項、第51条第1項 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令 第11条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則 第26条第1項 放射線放出する同位元素の数量等を定める件(平成12年科学技術庁告示第5号) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第1条、第2条、第2条の3、第3条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第11条、第2条の4、第4条の2、第5条の3、第6条の5、第6条の6、第6条の12 平成17年5月11日文部科学省(パブリックコメントで提出された意見等に対する回答) p.9-p.11</p>	環境省	添付資料 ・概要 ・参考
5015	5015A003		夏目享之	3	検査結果の報告による浄化槽法定検査の緩和措置	水質汚濁防止法に定める特定事業場において、浄化槽の方流水を特定施設の汚水等と併せて排水処理施設で処理し、公共用水域等へ排出する場合は、浄化槽の清掃・保守点検の記録及び排出水の汚染状態の測定結果を事業者自ら都道府県へ報告した場合には、浄化槽の法定検査を行ったと見なすことができるよう要望します。	<p>例えば、浄化槽法第11条の一部改正により、ただし書きを追加したり、平成7年6月20日衛浄第33号、第34号、平成8年3月25日衛浄第17号中、検査結果の判定などの事項において、「水質汚濁防止法に定める特定事業場において、浄化槽の方流水を特定施設の汚水等と併せて排水処理施設で処理し、公共用水域等へ排出する場合は、浄化槽の清掃・保守点検の記録及び排出水の汚染状態の測定結果を事業者自ら都道府県へ報告した場合には、浄化槽の法定検査を行ったと見なすことができる。」などを追加したりされたい。</p>	<p>浄化槽法に定める浄化槽管理者には、清掃、保守点検、法定検査を行うなどして、適正な維持管理を行うことが義務付けられています。また、水質汚濁防止法に定める特定事業場は、排水水の汚染状態を測定する義務や排水基準、上乗せ排水基準等が課せられており、基準を超過した場合には直罰となります。</p> <p>こうした状況において、浄化槽の方流水を特定施設の汚水等と併せて排水処理施設で処理し、公共用水域等へ排出する場合であっても、浄化槽法に定める法定検査と水質汚濁防止法に定める排水水の汚染状態を測定することとなりますが、公共用水域等への排水水等による環境への負荷を考えた場合には、水質汚濁防止法に定める排水水の測定を行うのみで十分と考えられます。</p> <p>浄化槽の清掃、保守点検は、有資格者である清掃業者(市町村長の許可を得た者)や保守点検業者(都道府県知事等の登録を受けた者等)によって適切に行われていること、浄化槽の法定検査の項目と水質汚濁防止法の排水基準の項目とは重複する事項があること、浄化槽の方流水の水質には直罰規定がないこと、水質汚濁防止法の排水基準等には直罰規定があることから、当該事例の場合には、浄化槽の清掃・保守点検の記録及び排水水の汚染状態の測定結果を事業者自ら都道府県へ報告した場合には、浄化槽の法定検査を行ったと見なすことができるように要望します。</p> <p>この措置により、法定検査の事業者の負担を軽減、検査結果の報告により、事業者の社会的責務や環境保全への取組姿勢を提示することによる事業者の意識の高揚、都道府県等は、浄化槽や特定施設の維持管理状況をさらに把握可能となるなどの効果が期待できると考えられます。</p>	<p>浄化槽法 第11条 通知 平成7年6月20日衛浄第33号厚生省生活衛生局長通知 平成7年6月20日衛浄第34号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室長通知 平成8年3月25日衛浄第17号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室長通知</p>	環境省	添付資料 ・概要 ・参考

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5015	5015A004		夏目享之	4	浄化槽管理者の義務の軽減	<p>浄化槽法に定める浄化槽管理者には、清掃・保守点検・法定検査により適正な維持管理を行うことが義務付けられています。このうち、法定検査の内容については、大別して書類検査、外観検査、水質検査の3種類があり、外観検査については、保守点検の内容とはほぼ同じとなっています。</p> <p>そこで、浄化槽の清掃・保守点検を適正に実施している浄化槽管理者については、法定検査の内容のうち、清掃・保守点検の実績をもって、外観検査を省略することができるよう要望します。</p>	<p>浄化槽法の法定検査(第11条関係)について、平成7年6月20日衛浄第33号、第34号、平成8年3月25日衛浄第17号中、外観検査の事項において、「清掃・保守点検が適正に行われている場合には、外観検査を省略することができる。」などを追加されたい。</p>	<p>浄化槽法に定める浄化槽管理者には、清掃・保守点検・法定検査により適正な維持管理を行うことが義務付けられています。このうち、法定検査の内容については、大別して書類検査、外観検査、水質検査の3種類があり、外観検査については、保守点検の内容とはほぼ同じとなっています。</p> <p>このたびの法の一部改正により、浄化槽の維持管理が強化されましたが、全国約880万基の浄化槽の法定検査を適正に行うためには、法定検査の内容を整理する必要があるかと考えられます。</p> <p>そこで、浄化槽の清掃・保守点検を適正に実施している浄化槽管理者については、法定検査の内容のうち、清掃・保守点検の実績をもって、外観検査を省略することができるように要望します。</p> <p>この措置により、検査項目の削減により、法定検査料金値下げの実施が可能。法定検査料金の値下げによる法定検査実施件数の増加により、浄化槽の適正な維持管理の徹底を推進。法定検査料金の値下げによる受検が容易になることが予想されるため、浄化槽法の一部改正による浄化槽の維持管理の強化を支援。検査項目の軽減により、指定検査機関が行う検査件数が増加。検査項目の削減により、保守点検業者と指定検査機関とのトラブルを解消。都道府県は、指定検査機関の報告により、多くの浄化槽の維持管理状況が把握できることから、不適正な浄化槽に対する行政指導が一層充実するなどの効果が期待できると考えられます。</p>	<p>浄化槽法 第11条 通知 平成7年6月20日衛浄第33号厚生省生活衛生局水道環境部長通知 平成7年6月20日衛浄第34号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部浄化槽推進室長通知 平成8年3月25日衛浄第17号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部浄化槽推進室長通知</p>	環境省	添付資料 ・概要 ・参考
5015	5015A005		夏目享之	5	浄化槽の適正な維持管理への支援	<p>このたびの浄化槽の一部改正(平成17年5月20日公布、平成18年2月1日施行)により、浄化槽の維持管理について強化されることとなりましたが、特に、法定検査(浄化槽法第7条、第11条の水質検査)の受検率が低いところにあつては、指定検査機関を整備等するなどの所要の措置を講じなければならないと考えられます。</p> <p>そこで、浄化槽の適正な維持管理への支援として、環境省関係浄化槽法施行規則第55条第1項第5号に定める検査員を置き、同施行規則第57条第3号で定める検査の手数料(法定検査料金)で法定検査を実施し、その結果を都道府県知事へ報告する場合には、当分の間(概ね3年間)、計量法第107条で都道府県知事へ登録した計量証明事業者においても、法定検査を行うことができることを要望します。</p>	<p>浄化槽法の第7条、第11条または昭和60年9月27日衛環第137号厚生省生活衛生局水道環境部長通知の記6に「環境省関係浄化槽法施行規則第55条第1項第5号に定める検査員を置き、同施行規則第57条第3号で定める検査の手数料(法定検査料金)で法定検査を実施し、その結果を都道府県知事へ報告する場合には、当分の間(概ね3年間)計量法第107条に定める都道府県知事へ登録した計量証明事業者においても、浄化槽の法定検査を実施できる。」などを追加されたい。</p>	<p>浄化槽法第7条及び第11条に規定する水質検査(法定検査)は、都道府県知事が指定する指定検査機関が実施することとなっています。このたびの浄化槽の一部改正により、浄化槽の維持管理について強化されることとなりましたが、特に、法定検査の受検率が低いところにあつては、指定検査機関を整備等するなどの所要の措置を講じなければならないと考えられます。</p> <p>そこで、浄化槽の適正な維持管理への支援として、環境省関係浄化槽法施行規則第55条第1項第5号に定める検査員を置き、同施行規則第57条第3号で定める検査の手数料(法定検査料金)で法定検査を実施し、その結果を都道府県知事へ報告する場合には、当分の間(概ね3年間)、計量法第107条に定める都道府県知事へ登録した計量証明事業者においても、法定検査を実施できることを要望します。</p> <p>この措置により、法定検査を実施できる機関が増えるため、浄化槽管理者が容易に法定検査を受検。法定検査の受検率が向上し、浄化槽の適正な維持管理の実施のみならず、生活排水対策へ貢献。法定検査を実施する計量証明事業者は、検査員を置くことを条件とすることから、浄化槽の適正な維持管理のできる人材を雇用、創出。浄化槽法の一部改正による浄化槽の維持管理の強化を支援。都道府県は、計量証明事業者からの報告により、多くの浄化槽の維持管理状況が把握できることから、不適正な浄化槽への行政指導が一層充実し、公共用水域の水質環境を向上させることができるなどの効果が期待できると考えられます。</p>	<p>浄化槽法 第7条、第11条、第57条第1項 環境省関係浄化槽法施行規則第55条第1項第5号、第57条第3号 通知 昭和60年9月27日衛環第137号厚生省生活衛生局水道環境部長通知 記6(2)、(3)</p>	環境省	添付資料 ・概要 ・参考

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5016	5016A001		国分寺市長	1	条例により設置する附属機関以外の要綱等による審議会等の設置に関して法的根拠	市民の意見を市政に反映することを目的に、市民参加をより拡充していかなければならないと考えるが、地方自治法第138条の4第3項に基づき、条例設置した附属機関に市民公募委員を選任するといった従来型の手法では、それらに対応し得なくなってきた。そのため附属機関に類似する機関を要綱等によって設置し、市民、識見者によって協議検討してきた経過がある。よって、これらの機関を附属機関とは別な機関とし、規則により設置することの法的な措置を要望するものである。	規則による機関の設置が、法的根拠をもてれば、市民意見を反映するための市民参加の方法も多様な形態をとることができ、より一層の拡充を図ることも可能となる。しかし、条例によらないことで、容易に、また無秩序にこうした機関を設置していくものではないことは当然のことであり、また附属機関と同様、真に必要な場合に設置をしていくものである。	市政運営のあらゆる場面において、今や市民参加による意見反映は必要不可欠となっている。この目的を実現するために規則、訓令等により懇談会、協議会等を設置して運用してきている。その委員は市民(報酬、謝礼はなし。)、識見者(謝礼を支給。)で組織し、その任務、所掌事項には計画策定のための案を検討すること、策定された計画の進捗状況を管理・評価すること、条例案の協議・検討を行うことなどがある。首長はそこでの検討内容や結果を参考に政策・施策・事業の意思決定をしていくという手法が日常的に行われてきている。しかしこうした機関が、条例に基づいて設置されていないことを理由に、違法であるという見解があり、早急にその法的対応措置を講ずる必要がある。	地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項	総務省	
5018	5018A001		横浜市	1	行政に対する問合せ専用番号としての3桁電話番号の割り当て【新規】	横浜市ではひとつの電話番号で市民からの問合せに一元的に対応するコールセンターを設置しているところであるが、0A-1の10桁の電話番号では国民が比較的覚えにくく、その利用の都度電話番号を調べなければならないという不便等があることから、国民に対し覚えやすい電話番号として行政向けの問合せ専用電話番号として3桁の電話番号の創設・割り当てを要望する。さらに、現在他のいくつかの地方自治体でもコールセンターを設置し又は設置を予定しており、潜在的需要は大きいものと考えられる。	3桁の電話番号を割り当てれば、国民が覚えやすく利用の都度番号を調べる必要がなくなるほか、横浜市のように外部委託でコールセンターを行っている場合、その委託先が変更になった場合でも番号を変更する必要がなく恒常的に利用することができるようになり、番号の変更によるサービスの低下を防ぐことができる。	電話番号は有限な資源であるため、総務省において電気通信事業法及び電気通信番号規則に基づき電気通信事業者に対し電気通信番号を割り当てているところであり、3桁の行政向けの電話番号を創設するためには、電気通信番号規則においてその旨の番号を設定するための規定を整備し、具体的に番号を割り当てることが必要。	電気通信事業法第50条 電気通信番号規則	総務省	米国では行政のコールセンター用の番号として「311」という3桁の電気通信番号を割り当てている。別添資料として、横浜市のコールセンターの概要を添付する。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5019	5019A001		横須賀市	1	都市計画決定権限の中核市への移譲(区域区分)	都道府県が有している区域区分の都市計画決定権限について、中核市に移譲すること		区域区分(市街化区域及び市街化調整区域)で、隣接市町や農林漁業との調整を必要としないものについてまで国の関与のもとに都道府県が都市計画決定権限を有する必要性は低い。行政能力のある中核市に都市計画決定権限を移譲すべきである。	都市計画法第15条	国土交通省	都道府県決定の都市計画について、都道府県が多くの時間を費やして国土交通省又は関係省庁と協議・同意し決定等しなければならないことは、市にとってタイムリーな土地利用転換誘導や迅速な市街地整備の障害になっている。地方分権をより推進し市民に軸足をのたまちづくりを推進するうえで、政令指定市に次ぎ行政能力のある中核市に政令指定市と同様に都市計画決定権限を包括的に移譲すべきである。この権限移譲は、市民にとっては土地利用の規制改革につながるものであることから、強く要望する。 都市計画区域が一地方自治体の区域内で構
5019	5019A002		横須賀市	2	都市計画決定権限の中核市への移譲(三大都市圏内における用途地域)	都府県が有している三大都市圏内の用途地域の都市計画決定権限について、中核市に移譲すること		三大都市圏内の用途地域の変更で、隣接市町との調整を必要としないものについてまで国の関与のもとに県が都市計画決定権限を有する必要性は低い。行政能力のある中核市に都市計画決定権限を移譲すべきである。 用途地域の都市計画決定権限は、三大都市圏内は都府県であるが、これら区域以外の市町村には既に権限移譲されている。	都市計画法第15条 都市計画法施行令第9条、第10条	国土交通省	都道府県決定の都市計画について、都道府県が多くの時間を費やして国土交通省又は関係省庁と協議・同意し決定等しなければならないことは、市にとってタイムリーな土地利用転換誘導や迅速な市街地整備の障害になっている。地方分権をより推進し市民に軸足をのたまちづくりを推進するうえで、政令指定市に次ぎ行政能力のある中核市に政令指定市と同様に都市計画決定権限を包括的に移譲すべきである。この権限移譲は、市民にとっては土地利用の規制改革につながるものであることから、強く要望する。 都市計画区域が一地方自治体の区域内で構

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5019	5019A003		横須賀市	3	都市計画決定権限の中核市への移譲(重要港湾区域内の臨港地区の変更)	都道府県が有している重要港湾区域における臨港地区の都市計画決定権限のうち、当該港湾の管理者と中核市の長が同一であり、都市計画区域が当該市の区域のみで設定されている場合における変更にあつては、その都市計画決定権限を中核市に移譲すること		中核市である本市は、重要港湾を有しており、その管理者は市長である。重要港湾区域内の臨港地区の変更については、当該港湾管理者が当該市の長であり都市計画区域が当該市の区域のみで設定されている場合で、かつ、隣接市との調整を必要としないものについてまで国の関与のもとに都道府県が都市計画決定権限を有する必要性は低い。 また、臨港地区は、港湾管理者である市長が国土交通省関与のもとに定めた港湾計画に基づくものであることから、当該市の権限で都市計画決定又は変更できることにすべきである。	都市計画法第15条 都市計画法施行令第9条、第10条	国土交通省	都道府県決定の都市計画について、都道府県が多くの時間を費やして国土交通省又は関係省庁と協議・同意し決定等しなければならないことは、市にとってタイムリーな土地利用転換誘導や迅速な市街地整備の障害になっている。地方分権をより推進し市民に軸足をおいたまちづくりを推進するうえで、政令指定市に次ぎ行政能力のある中核市に政令指定市と同様に都市計画決定権限を包括的に移譲すべきである。この権限移譲は、市民にとっては土地利用の規制改革につながるものであることから、強く要望する。 都市計画区域が一地方自治体の区域内で構
5019	5019A004		横須賀市	4	都市計画決定権限の中核市への移譲(4車線以上の市道、市が整備する面積10ヘクタール以上の公園及び市街地開発事業の決定又は変更)	都道府県が有している4車線以上の道路、面積10ヘクタール以上の公園及び一定規模以上の市街地開発事業の都市計画決定権限のうち、市が整備するもので隣接する市町村との調整を必要としない都市計画については、その決定権限を中核市に移譲すること		道路、公園及び市街地開発事業の都市計画決定又は変更のうち、市が整備するもので隣接する市町村との調整を必要としないものについてまで国の関与のもとに都道府県が都市計画決定権限を有する必要性は低い。 行政能力のある中核市に都市計画決定権限を移譲すべきである。	都市計画法第15条 都市計画法施行令第9条、第10条	国土交通省	都道府県決定の都市計画について、都道府県が多くの時間を費やして国土交通省又は関係省庁と協議・同意し決定等しなければならないことは、市にとってタイムリーな土地利用転換誘導や迅速な市街地整備の障害になっている。地方分権をより推進し市民に軸足をおいたまちづくりを推進するうえで、政令指定市に次ぎ行政能力のある中核市に政令指定市と同様に都市計画決定権限を包括的に移譲すべきである。この権限移譲は、市民にとっては土地利用の規制改革につながるものであることから、強く要望する。 都市計画区域が一地方自治体の区域内で構

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5019	5019A005		横須賀市	5	都市計画決定権限の中核市への移譲(面積10ヘクタール以上の風致地区・特別緑地保全地区の決定又は変更)	都道府県が有している面積10ヘクタール以上の風致地区・特別緑地保全地区の都市計画決定権限のうち、隣接する市町村との調整を必要としない都市計画については、その決定権限を中核市に移譲すること		面積が10ヘクタール以上の風致地区・特別緑地保全地区で、隣接する市町村との調整を必要としないものについてまで国の関与のもとに都道府県が都市計画決定権限を有する必要性は低い。行政能力のある中核市に都市計画決定権限を移譲すべきである。	都市計画法第15条 都市計画法施行令第9条、第10条	国土交通省	都道府県決定の都市計画について、都道府県が多くの時間を費やして国土交通省又は関係省庁と協議・同意し決定等しなければならないことは、市にとってタイムリーな土地利用転換誘導や迅速な市街地整備の障害になっている。地方分権をより推進し市民に軸足をおいたまづくりを推進するうえで、政令指定市に次ぎ行政能力のある中核市に政令指定市と同様に都市計画決定権限を包括的に移譲すべきである。この権限移譲は、市民にとっては土地利用の規制改革につながるものであることから、強く要望する。 都市計画区域が一地方自治体の区域内で構
5019	5019A006		横須賀市	6	風致地区内行為の規制条例制定権限の中核市への移譲	都道府県が有している面積10ヘクタール以上の風致地区内行為の規制条例制定権限を中核市に移譲すること		風致地区内行為の規制条例は、面積が10ヘクタール以上の風致地区にあっては都道府県が制定し、10ヘクタール未満のものは市町村が制定することになっている。一方、行為許可は、風致地区の面積にかかわらず中核市にその権限が移譲されている。条例内容は許可を行う際の基準であるとともに、許可は当該市及び当該風致地区の特性等をも考慮して行う必要があることから、面積が10ヘクタール以上の風致地区に係る条例制定権限も行為許可権限と一対で移譲すべきである。	都市計画法第58条 都市計画法施行令第9条 風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する政令第2条	国土交通省	上記提案(面積10ヘクタール以上の風致地区の都市計画決定権限の移譲)に関連する事項

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5020	5020A001		個人	1	建築確認申請のワンストップサービス	現在の建築確認申請は、各法令による諸手続きが必要であり都市計画課、建築指導課、農業委員会、道路管理課など複数のセクションで事前協議をしたり、諸手続きを踏まなければならない。そこで、窓口を1箇所にして効率的に建築確認申請を行う。	書類審査が1箇所で済むこと及び書類審査・効率化・許可について官民競争が行うこと。	建築確認申請をするために複数のセクションに足を運ばなければならない。また、各自治体ごとに書式も異なるため処理に時間がかかるため。このために多くの公務員を配置している現状があり、これらを解決することにより効率化を目指す。		国土交通省 農林水産省 厚生労働省 総務省	1.現状について 2.問題点 3.要望 4.効果
5021	5021A001		青森県弘前市	1	地方公務員に係る懲戒減給処分の公平化	地方公務員のうち企業職員・単純労働職員の懲戒減給処分について、労基法第91条の適用があるものとして取り扱われている運用(規制)を緩和してほしい。具体的には、労基法第91条に優先して地公法第29条及び同条に基づく条例が適用されるものとして一般行政職員と均衡を失しない減給処分が可能としてほしい。 または労基法第91条による減給額の上限について、不良製品1個等に対する制裁と職場規律違反・対外的信用失墜に対する制裁と分離して定める等の見直しをして、企業職員等の重大な非遵行為は一般行政職員と均衡を失しない減給処分が可能となるよう上限を緩和してほしい。	地方公務員の中で人事交流がある一般行政職員、企業職員、単純労働職員という職員区分にかかわらず、同一事由による懲戒処分を受ける場合、同程度の量定・効果にすることが可能となる公平、公正な人事管理体制を確立することで、地方公共団体における規律と秩序を維持する。	人事交流により企業職員となった者が一般行政職員であった期間に起こした非遵行為に係る懲戒減給処分を受けることがある。この場合、処分時点で企業職員であるため、労基法第91条による減給制限を受け、同一の非遵行為を行った一般行政職員と減給の効果額が最大36倍余となる等の不均衡が生じている。国家公務員の企業職員及び現業職員は、地方公務員の企業職員及び現業職員と同様の法形式で形式的に労基法が適用されるが、懲戒減給処分は労基法第91条に優先して行える。国家公務員について労基法第91条の規定の適用がないことを是認した東京地裁判決がある。	地方公務員法第58条第3項、地方公営企業法第39条第1項、地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項、労働基準法第91条	総務省 厚生労働省(労基法)	自治省宮川氏研究稿 要望理由説明資料 関係法令抜粋 富岡管林署減給事件東京地裁判決 行政実例 地方公務員法関係資料 仙台市行政機構図 病院・下水道事業法適用資料 企業職員数資料 16年6月要望時総務省回答 経営法曹会議提出意見 労務管理要覧

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5022	5022A001		社団法人日本船主協会	1	港湾関係諸税ならびに諸料金の適正化	港湾関係諸税(とん税、特別とん税、船舶固定資産税)並びに諸料金(入港料、公共岸壁使用料等)の徴収の目的ならびに考え方を明確にした上で、諸外国と同等となるよう制度の適正化を図ること。		外航船はわが国港湾への入港毎に港湾関係諸税である「とん税」、「特別とん税」が課されている(さらに日本籍船には固定資産税が課されている)。また、税ではないが、殆どの港では、環境整備負担金として「入港料」が別途設定され徴収される等二重三重の負担となっている。諸外国では、このような二重・三重の負担はなく、さらに、徴収する場合であっても、その徴収目的が港湾の維持・改修費用など使途が明確化されている。しかし、わが国では、目的も使途も全く不明確であり、さらに、「とん税」は国税(財務省)、「特別とん税」は地方贈与税(港湾所在の市町村)、「入港料」は港湾管理者と関係者が多岐にわたるため、まずは、徴収の目的ならびに問題点(とん税は国税であるにもかかわらず、複数港への入港の都度徴収されている)や考え方を整理し、諸外国と水準が同等となるよう制度改正を行うなどの適正化を図るべきである。物流コストの削減ならびにわが国港湾の国際競争力回復のためにも制度改正は必要である。	とん税法第1条、特別とん税法第1条、地方税法389条、港湾法第44条2項等	財務省、総務省、国土交通省等	
5022	5022A002		社団法人日本船主協会	2	外貿埠頭公社の埠頭等貸付料の適正化	原価主義に基づく料金の妥当性の検証及び、荷動きの実態や公共埠頭料金との格差等を動議した、より弾力的で国際競争力のある料金設定を可能とすること(2004年10月より5回に亘り開催されたスーパー中枢港湾選定委員会「港湾の管理・運営のあり方に関する検討部会」で取り纏められた施策を速やかに実施する)	外貿埠頭公社における岸壁等の貸付料の額は減価償却、修繕費、管理費、災害復旧引当金、貸倒引当金、支払利息等の費用額の合計を基準とし、かつ、岸壁等に係る外貿埠頭の建設に要した資金の償還を考慮して、埠頭公社が定めている。	昭和55年12月16日の港湾審議会答申では外貿埠頭公社の業務の移管に関して、「……外貿埠頭の管理運営という公共的かつ国家的に重要な業務を行うものであるので前述の通りこれを適切かつ確実に運営していくことが出来るような財団法人を国が指定するとともに、指定された財団法人に対しても法人の指定に伴う通常の監督のほか、国の海運政策及び港湾政策との整合性の取れた外貿埠頭の整備及び管理が行われるよう国の監督措置が必要となる。たとえば、貸付料の適正な水準の確保、外貿埠頭施設の処分などの制限、需給バランスと港湾間の機能分担を考慮した外貿埠頭の整備などの為の措置が挙げられる。」とした。国はこの答弁を充分尊重し、原価主義に基づく料金の妥当性の検証、及び荷動きの実態や公共埠頭料金との格差等も充分動議、弾力的で国際競争力を有する料金設定とするように各埠頭公社を指導すべきである。	外貿埠頭公社の解散及び業務承継に関する法律施行規則第5条第1項	国土交通省	昨年度にスーパー中枢港湾選定委員会のW/G「港湾の管理・運営のあり方に関する検討部会」において、船社側主張がある程度認められ「公社ターミナル料金については公社ターミナルのコスト低減化に真剣に取り組むことが必要になってきており、そのためには、原価回収主義の柔軟な運用も視野に入れていく」との方針が示されたので、今回は検討部会で規制緩和の方針が出されたとの事実を括弧書きで追記して規制緩和の実現を迫る

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5022	5022A003		社団法人日本船主協会	3	船舶不稼働損失保険の海外付保の自由化	1996年4月より、日本籍船の船体保険は海外直接付保が自由化されたが、不稼働損失保険は海外直接付保が自由化されていない。このため不稼働損失保険についても海外付保を自由化する。		船体保険と不稼働損失保険を一体で付保する場合は、安いコストでの付保が可能であるが、不稼働損失保険については海外付保ができないため、船体保険の海外付保のメリットがほとんど生かされていない。このため日本籍船の不稼働損失についても、海外付保を自由化すべきである。	保険業法186条、同施行令第19条、同施行規則第116条	金融庁	
5022	5022A004		社団法人日本船主協会	4	船舶の建造許可に当たっての手続きの一層の簡素化	船舶の建造許可申請手続きの簡素化については、現在検討が進められているOECD造船協定が発効した際に、臨時船舶建造調整法の改廃を含む建造許可制度の抜本的見直しを行うとのことであるので、同協定発効後速やかな見直しをお願いしたい。		当該規則は、「我が国の国際海運の健全な発展に資することを目的とした臨時船舶建造調整法(昭和28年)に基づき、造船事業者が総トン数2,500トン以上又は長さ90m以上で、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする鋼製の船舶を建造しようとするときは、その建造の着手前に国土交通大臣の許可を受けなければならない。」とされているものである。本法制定時には意義があったものと思われるが、近年の近隣諸国の造船所の発展もあり、我が国においてのみ本法に基づき需給調整を行うことの意義は、もはやないものと思われる。	臨時船舶建造調整法第2条及び第4条	国土交通省 海事局造船課	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5022	5022A005		社団法人日本船主協会	5	解撤等のために輸出される船舶のバーゼル法に基づく輸出手続きの廃止	現在「特定有害物質等の輸出入等の規制に関する法律」(以下、「バーゼル法」)を所管する各省庁は、平成11年5月の通達により、解撤等を目的とした日本籍船舶の輸出について当該船舶がアスベスト等の有害廃棄物を含む場合、輸出申請等の手続きが必要としている。このバーゼル法に基づいた輸出申請等手続きの廃止を要望する。		有害廃棄物の国境移動を規制するバーゼル条約は、その制定当時国境を越えて自由に活動する船舶をその対象とすることが考慮されていなかったため、船舶に適用した場合、安全運航に必要な船舶の構造や設備機器に含まれる有害物質の除去を求められることがあるなど、多くの実行・実効上の問題が生じる。このためバーゼル条約締約国会議では同条約を船舶に適用することについて明確な結論を出しておらず、国際海事機関、国際労働機関と協調しつつ環境上適切な船舶解撤のための現実的な解決策を検討することとしている。このような状況下、多くの国が慎重な対応をとる中、わが国では、平成11年5月の通達により同条約の日本籍船への適用を決定しており、実質的に同籍船の解撤目的での輸出が困難となっている。従って、日本籍船につきまとうこのハンディキャップを除去し円滑な解撤を確保するために、同通達の廃止を求める。	バーゼル法第2条1項、輸出貿易管理令別表第2の35の2、バーゼル法第4条1項、外国為替及び国際貿易法第48条第3項、関税法第67条、および関係通達	環境省、経済産業省	
5022	5022A006		社団法人日本船主協会	6	日本籍船でのカジノの自由化	日本籍船では現行刑法が適用されるため、公海上であってもカジノが禁止されているが、カジノの運営が非合法とならないよう所用の法整備を行う。		国民への健全な娯楽を提供し、クルーズ客船事業の振興を図るため、日本籍船でのカジノの自由化を行うこと。	刑法第185条、186条	警察庁、法務省、総務省、財務省、経済産業省、国土交通省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5022	5022A007		社団法人日本船主協会	7	内航輸送用トレーラー・シャーシの車検制度の緩和	モーダルシフトに資する海上輸送用のトレーラー・シャーシに対する車検制度を現行の1年から3年にする。		モーダルシフトに資する海上輸送用のトレーラー・シャーシに対する自動車検査証の有効期限は、毎日陸上輸送している一般のトラック同様1年である。主に海上輸送用であるトレーラー・シャーシは、本船内または港頭地区駐車場に停車している状態が長く、陸上走行距離が短いものとなっている。また、シャーシ自体は動力を持たず、トレーラー(ヘッド)に牽引されるだけである。このような使用実態に即し、モーダルシフトに資する海上輸送用のトレーラー・シャーシに対する車検制度を現行の1年から3年にすべきである。	道路運送車両法第61条(自動車検査証の有効期限)	警察庁国土交通省	
5022	5022A008		社団法人日本船主協会	8	内航輸送用トレーラー・シャーシの車庫に関する規定の見直し	内航輸送用シャーシ運用上においては、登録用車庫確保の負担が所有者に強いられる一方、その車庫はほとんど利用されておらず、現在の規制は利用実態にそぐわないため、内航輸送用シャーシについては、車庫一台のスペースで複数台登録できるようにすべきである。さらに、こうしたトレーラー・シャーシの特殊性から港頭地区の公共バースの後背地およびフェリー・RORO船の船内のスペースを車庫として認めるべきである。		自動車の保有者は車庫法により保管場所を確保しなくてはならないが、海上輸送用トレーラー・シャーシについても一般のトラック同様、同法が適用されている。しかし、内航輸送用シャーシの車庫の利用実態は、船内及び港頭地区の駐車場に限られ、かつ運用上常時海上輸送のものもある。トレーラーヘッド、シャーシ夫々1台ずつの車庫取得に加え、港頭地区におけるヤードの確保が仕出し地/仕向け地両方で必要となり、実質取扱いトレーラー・シャーシの約4倍の車庫の確保が必要となる。このため、モーダルシフトに資する海上輸送用に利用されるシャーシについては、利用実態に合わせて車庫に関する規制を見直し、車庫一台のスペースで複数台登録できるようにすべきである。また、こうしたトレーラー・シャーシの特殊性から港頭地区の公共バースの後背地およびフェリー・RORO船の船内のスペースを車庫として認めるべきである。	車庫法第3条、貨物自動車運送事業法第4条	国土交通省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5023	5023A001		情報通信ネットワーク産業協会	1	配置技術者の工事現場への専任を要しない期間を認める工事種類の追加	『監理技術者制度運用マニュアル』三(2)『橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間』の、専任を要しない期間を認める工事の具体例として、電気通信関連機器を追加載きたい。		前年度の回答で、電気通信工事における工場製作期間が、『専任を要しない期間を認める事案に該当することは明らかである』との回答を得ているが、電気通信工事は他の建設工事に比較しても、工場製作期間が占める割合の多い建設工事であるため、『監理技術者制度運用マニュアル』に記載する実例として加えていただきたい。	国総建第318号 『監理技術者制度運用マニュアル』三(2)	国土交通省 総合政策局 建設業課	
5023	5023A002		情報通信ネットワーク産業協会	2	建設業「経営管理者」資格要件の緩和	既に建設業の許可を受けている法人又は個人がその免許を更新する場合においては、許可を受けている建設業に関しては3年、他の建設業に関しては5年以上の経営業務管理責任者経験 同種の建設業の5年以上の経営管理者に準ずる地位において経営業務を補佐した経験を有するもの、と緩和いただきたい。		1.昨今、上場企業はいわゆる「執行役員」制を採るケースが多く、従前と比べ役員の数も少なく且つ社外を含めた非常勤役員がその過半数を占めている。又、その任期は役員・いわゆる「執行役員」とも1年となっている企業が多く、建設業を兼業とする法人では常勤の役員が建設業法第7条の経験年数を満たすことが著しく困難な状態である。 2.許可制度が導入された昭和46年、建設業告示第351条が告示された昭和47年、この三十数年の間に、商法改正を始め経営環境は著しく変化し、又、建設業の工期も大幅に短縮されている。その実態に建設業法第7条の経験年数がそぐわなくなっている。 3.既に建設業免許を取得している法人又は個人が、その免許を更新する場合においては、たとえ役員がその経験年数を積んでいなくとも組織として5年以上の事業経験を積んでいる。このことと上記を勘案し、建設業免許の更新に限り経験年数の緩和をお願いしたい。	「建設業法7条第1号」及び「建設業法第7条第1号イ」に掲げる者と同以上の能力を有する者を定める件(昭和47年建設業告示第351号)」	国土交通省 総合政策局 建設業課	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5023	5023A003		情報通信ネットワーク産業協会	3	許可基準の営業所専任技術者の配置に関する規制緩和	消費者が請負契約の締結や履行に際して、技術面での適切なサービスを受けられる事を担保した営業所の技術者は、特定の営業所に専任を求めたのではなく、営業しようとする工事種類ごとに営業しようとする営業所の数に応じた技術者の配置を許可の要件と改正する。この技術者は特定の営業所の専任という扱いでなく、国内であれば当該建設業者のどの拠点にいても、又、当該建設業者のどの営業所の建設工事案件に対してでもその職務を遂行できるものとする。		建設業者の営業規模(営業しようとする工事種類ごとの営業所数)に応じて営業所に技術者の配置を義務づけている現行の許可制度は、不良・不適格業者の参入を規制する上で、また建設業者が消費者に対し適切な技術サービスを提供する上でも一定の役割を果たしていると理解している。 しかしながら、情報伝達手段が貧弱であった時代はともかく、電子メールやFaxなどその情報伝達ツールが広く普及し、かつ、交通手段が整備された今日において、技術者が特定の営業所に専任する意義は極めて薄い。むしろ、地域性や季節性の高い建設業者にとって、特定の営業所で建設工事の引合いが集中した時などに、消費者へのサービスの停滞を防止すべく、他の営業所の技術者を有効的に活用できる施策が必要である。 規制の現状で記述したの施策は、消費者への技術的サービスを行なう事だけに専任していた技術者が、工事現場の技術者としてその技術を研鑽できる機会が得られた事、又その業務量の変動に応じて業務の内容を選択する事が出来るようになった訳であって、この施策についても背景より特定の営業所で契約した建設工事に拘る事無く適用を拡大すべきである。 以上、制度の主旨に沿いながら、消費者の利益保護と建設業者の資質向上という法の本来の目的に、より資する内容であり早急な改正が必要である。	建設業法第七条、同第十五条、同第三条、同第二条、「建設業許可事務ガイドライン」について、H13.4.3日国総建第九七号、「営業所における専任の技術者の取扱いについて」、H15.4.21日国総建第十八号	国土交通省 総合政策局 建設業課	
5023	5023A004		情報通信ネットワーク産業協会	4	連結親子会社間における技術者の流動化について	一定の条件を満たす親会社・連結子会社間において、出向社員を出向先会社が工事現場に主任技術者または監理技術者として配置する場合、直接雇用の例外として、出向社員と出向先会社の間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして、取り扱うこととしていただきたい。(一定の条件とは、当該連結子会社がペーパーカンパニーまたは不良・不適格建設業者でないことが客観的に明らかなる場合をいう。)		現在、親企業では経営の自由度を高める観点から積極的に分社化を推進しており、それぞれの子会社が自律的に建設業を事業として営む一方、下請として親会社の実施する建設工事を支援している。また人的交流面でも、親会社から社員が子会社に出向し建設業に従事する場合やその逆もある。 現状において、親会社と、その連結子会社の間にある建設業者間においては、不良・不適格建設業者の排除の観点から、一定の条件に限定して技術者の流動化が認められているが、次のような制約がある。 まず、この取扱いが適用される企業集団と認められる条件として、経営事項審査を受けている会社が、親会社のみか連結子会社のみかいずれかに限られている。このため、一つの企業集団において建設業者が親会社および連結子会社がそれぞれ経営事項審査を受けている場合にはこの取扱いが適用されず、技術者の流動化は認められない。 また、この取扱いにより技術者を配置した建設工事には、同一企業集団に属する別の企業を下請として起用してはならないことになっている。しかし、特に公共工事においては、指名競争入札による受注した親会社が同一の企業集団に属する連結子会社に元請、下請関係を構築しついで施工を行うことが大半であり、この取扱いに拘った場合、施工が著しく困難となる。 これらの制約は、親会社および連結子会社の両方が自律的かつ有機的に建設業を営んでいる「業界においては、実際にそくわず問題といわざるをえない」一方、分社化によって設立された連結子会社には、実際に建設業を専門の事業として営み、良好な財政状態、経営成績等を有しているものも少なく(はな、それらをペーパーカンパニーや不良・不適格建設業者と同一視することは適切にはない)したがって、技術者の直接的・恒常的な雇用原則はこれを保持しながらも、企業集団に属する連結子会社であってペーパーカンパニーや不良・不適格建設業者でないことが客観的に明らかである会社、と親会社との間においては、例外として技術者の流動化を認めるべきである。これは技術者配置のあり方として不適切とはいえず、むしろ、企業集団としての経営の自由度と建設工事の質的向上を両立させる観点から有効かつ必然なものと考えられる。 ペーパーカンパニーや不良・不適格建設業者でないことが客観的に明らかである場合としては、次のような条件を具備していることが考えられる。 ・有価証券報告書提出企業(上場企業)であること ・ISO9001認証取得企業であること ・建設業連関金共済(建設共)制度加入企業であること また、ある一定以上の規模(資本金、売上高等)を有する親会社が、上記のような観点からペーパーカンパニーや不良・不適格業者ではないものとして当初に申請した連結子会社も、客観的に明らかである場合に準じて取り扱われることが望まれる。	主任技術者および監理技術者の設置について建設業法第26条 現行の技術者流動化に関する取扱いについて「親会社及び連結子会社の間に出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(平成15年1月22日国総建第335号)	国土交通省 総合政策局 建設業課	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5023	5023A005		情報通信ネットワーク産業協会	5	電気通信工事監理技術者資格要件の拡大	電気通信工事監理技術者資格要件として電気・電子技術士に加えて、既存資格の電気通信主任技術者と1級電気工事施工管理技士の双方を取得している者とする。 また、昨年度の1次回答では「電気通信工事において建設業法に基づき配置することとされている主任技術者の要件について、他の既存資格の試験内容等を踏まえ検討し、平成16年度中に結論をえる」と頂いております。併せてこの進捗についても伺いたい。		当初、電気通信工事監理技術者資格要件の拡大は電気通信工事監理技術者向けの新たな技術検定を創設を要望した。それに対して、電気通信工事に対する新たな技術検定種目を設けることは困難と却下された。次に資格要件に既存資格「電気通信主任技術者(1種)」、「(2種)」、「(線路)」、1級電気工事施工管理技士のいずれかに該当する事を要望した。それに対して、既存の国家資格のうち、電気通信主任技術者については、現在、主任技術者としての適否を検討しているところであり、現在、監理技術者資格として認める事は適切ではないと却下された。 今回、電気工事監理技術者の資格である1級電気工事施工管理技士と電気通信分野での最高資格である電気通信主任技術者の双方を取得していることを資格要件として要望する。これは1つの既存国家資格で電気通信工事監理技術者の要件に対応するものが無い為、複数の既存国家資格を組合せる事により電気通信工事監理技術者の要件にしたものである。1級電気工事施工管理技士資格の施工管理部門と電気通信主任技術者資格の電気通信技術部門の組み合わせと考える。	建設業法第15条の二 建設業法第26条第2項 建設業法第27条の一 建設業法施行令第27条の三 昭和63年6月6日建設省告示第1317号	国土交通省 総合政策局 建設業課	
5023	5023A006		情報通信ネットワーク産業協会	6	監理技術者・主任技術者の専任義務基準の変更	監理技術者・主任技術者を専任としなければならない工事金額の条件を、「請負代金の額が2,500万円以上のもの」から、土木請負工事工事費積算要領に基づいて「請負金額に占める一般管理費、共通仮設費、現場経費、消費税などを除く直接工事費が2,500万円以上のもの」に変更する。		電気通信工事の場合、請負金額に占める直接工事費の割合が低い。技術者の専任が必要かどうかの判断は請負金額全体ではなく、現場での対応が必要となる直接工事費の金額のみを基準とすることが適当であると考え。	建設業法第26条3項 建設業法施行令第27条1項 土木請負工事工事費積算要領(平成元年2月8日建設省技調発第52号) 建築工事積算基準(平成9年9月26日建設省営計発第87号)	国土交通省 総合政策局 建設業課	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5023	5023A007		情報通信ネットワーク産業協会	7	電気通信工事を伴わないIT設備関連案件の適用除外事例取扱要望	<p>昨年の本要望時の、「建設業とは明らかに進歩のスピードが異なるIT関連の工事を建設業法の中で括ることに對して、IT設備設置等の適用除外の例示が可能かどうかも含め、今後どう対応していくかの見解を示されたい。」に対して、貴省より、「IT設備関連案件」であっても、作業の内容が建設工事であれば建設業法上の建設工事に該当すると考えられるが、「IT設備関連案件」の今日の実態を踏まえ、どのような部分を建設工事とすることが適当か、検討を行って参りたい。」との回答を得た。</p> <p>実際に工事として発注された事例としては、コンピュータ(パソコン)機器設置作業/接続作業/調整作業 ネットワーク機器設置作業/接続作業/調整作業 (配管が施工済みの)LAN配線作業 IT機器のラック(筐体)への取り付け作業/ストッパー設置(固定)作業 ソフトインストール作業 これら機器の保守や改修 その他があり、客観的にみても工事とは解釈できず、これらの事例を電気通信工事業の適用除外事例として扱って頂きたい。また「工事」についての定義が不明確であることが発注者の解釈にバラツキを起していると考えられ、工事の定義を明確にしたい。</p>		<p>IT設備関連工事とは、情報処理装置(パーソナルコンピュータ、サーバやその周辺装置)を設置もしくは既存の情報処理装置にソフトウェアをインストールし、通信装置(ルータやLANスイッチ等)及び通信装置間を接続する配線(無線の場合もあり)により構成される通信ネットワークを介して、情報処理装置間を相互に通信することにより、情報の収集/配信、処理を行う情報システムの構築に関わる工事であると考ええる。しかしながら、要望内容で示したような事例において、工事の行為がなされないにも関わらず、工事に関わる技術者(監理(主任)技術者、現場代理人など)を作業現場に常駐を求められると、e-Japan計画の推進によりIT設備関連工事が増大する状況下、膨大な技術者を必要とすることが、官公庁や地方自治体の情報化進展の阻害要因になりかねない。貴省でのより公正な工事に対する発注方法を指導する面からも有意義な措置と考える。また不要な技術者の配置が、技術者不足に拍車をかけることとなり、業界への大きな負担として押し掛かり、e-Japan計画等の推進にブレーキを掛けかねないと思料する。</p>	<p>建設業法第2条第1項、同法別表第1 「建設業法第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容、(昭和47年建設省告示第350号) 「建設業許可事務ガイドラインについて」(平成13年国総建第97号)</p>	国土交通省 総合政策局 建設業課	
5023	5023A008		情報通信ネットワーク産業協会	8	専任技術者や監理技術者の指導監督的実務経験に該当する建設工事の請負代金要件見直し	<p>専任技術者や監理技術者の資格要件として認められる「指導監督的な実務経験」を積むためには、現行では請負代金4,500万円以上の建設工事に従事しなければならないとされているが、これを請負金額2,500万円以上に改めていただきたい。</p>		<p>専任技術者の資格要件としては、技術士(電気・電子部門)資格の取得者、もしくは2年以上の指導監督的実務経験を有する者とされている。実態的には、実務経験を通じて技術者資格を得る方が圧倒的に多いが、その為には請負代金4500万円以上の建設工事に従事することが求められている。</p> <p>しかし、機器や工事のコストダウンによって請負金額は年々減少傾向にあり、専任技術者の資格要件とされる指導監督的実務経験が認められる請負金額4500万円以上の工事案件は減少傾向にある。その結果、2年以上の指導監督的実務経験を経て専任技術者資格を取得することが従来に比して困難になりつつある。</p> <p>一方e-Japan等IT化の進展によってIT設備関連工事は比較的小規模な請負金額で短い工期案件が増加傾向にある一方、営業所に配置する専任技術者は団塊世代社員からの世代交代時期にある。</p> <p>こうした技術者の育成と必要のアンバランスを解消し、円滑なIT設備関連工事の施工のためにも指導監督的実務経験を積むために従事すべき建設工事の請負金額について、現行の4500万円以上を2500万円以上に引き上げていただきたい。なお、昨今の請負金額の減少が専ら機器等のコストダウンによるものであり、2500万円以上に引き下げたとしても、専任義務を課せられていることから、これらの工事を通じて総合的な指導監督的経験を積むことは可能である。ましてや特定建設業者の場合は、法第二十四条の六(下請負人に対する特定建設業者の指導等)としており、専任技術者の資格要件として何ら過不足のないものと思われる。</p>	<p>建設業法 第15条 政令 第5条</p>	国土交通省 総合政策局 建設業課	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5024	5024A001		NPO法人 全国鉄道利用者会議	1	既設路線を活用した夜行列車運行事業参入の規制緩和	<p>既に鉄道輸送サービスが提供されている路線において、深夜帯など運行頻度の比較的に少ない時間帯に限定して第2種鉄道事業を運営しようとする鉄道事業者について、参入手続及び審査を下記の通り規制緩和する。</p> <p>(1)鉄道事業法第5条第2項の国土交通省令で定める要件に、上記に該当するケースを追加し、第2種鉄道事業参入許可における審査基準から「事業計画が経営上適切であることを除外する。</p> <p>(2)第2種鉄道事業参入許可申請に必要とされる、鉄道事業法施行規則第2条第2項第8号「鉄道線路の譲渡及び譲受又は使用に関する契約書の写し」を不要とし、第1種又は第3種鉄道事業者との協議の記録で足りるものとする。</p> <p>(3)鉄道事業法第7条第1項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更し、上記に該当するケースを追加し、鉄道線路を使用させる第1種又は第3種鉄道事業者の変更許可申請を不要とする。</p>	<p>長距離交通機関のうち、旅客輸送は航空と高速バス、貨物輸送はトラックが、最近では主要な位置を占めている。その一方で、寝台特急や貨物列車などのいわゆる「夜行列車」は、廃止・縮小が相次いでいる。安全性や環境保全性に優れ、旅客に関しては横に寝て移動できる特性を持つ夜行列車は、適正な活用により潜在需要を吸収してネットワークを充実化できる可能性を持つが、それができないのは、鉄道事業参入には航空や道路運送よりも不利な法令規制があることが、原因の1つである。</p> <p>航空法では、航空事業者が空港の発着枠を調整しつつ、新規路線を自由に開設する。道路運送法では、運送事業者が道路を自由に使用し、バス輸送、トラック輸送を行う。これに対し鉄道事業法では、夜行列車を第2種鉄道事業として運行させようとすると、最初に鉄道線路を保有する第1種・第3種事業者と線路使用の契約を結ぶことが必要で、第2種事業者の参入認可の他、第1種・第3種事業者の変更認可も必要となる。本規制改革の要望は、夜行列車のような小規模第2種鉄道事業の参入を、航空事業や道路運送事業の参入と同レベルにまで緩和することにより、鉄道事業の活性化と交通事業者間の自由競争を促すことを目的とする。</p> <p>寝台特急や貨物列車等、夜行列車の運行は、1日1～数往復程度の小規模な事業であり、使用する路線も運行実績を十分積み上げている場合がほとんどである。また、仮に経営が失敗して鉄道事業廃止に至ったとしても、並行する航空路線、高速バス路線等の代替交通が整備済である場合がほとんどであり、生活交通が著しく阻害される事態には至らない。従って、第2種鉄道事業参入の経営に関わる審査と、第1種・第3種事業者に関わる手続の規制緩和は可能と考える。運輸政策審議会答申第16号にも、規制緩和の必要性が</p>	<p>根拠法令等 (1)鉄道事業法第5条第2項、鉄道事業法施行規則第6条の2第1項 (2)鉄道事業法施行規則第2条第2項第8号 (3)鉄道事業法第7条第1項、鉄道事業法施行規則第8条第1項 条文は資料2参照。</p>	国土交通省	<p>添付資料 資料1 旅客鉄道分野における需給調整規制廃止に向けて必要となる環境整備方策等について(運輸政策審議会鉄道部会答申第16号、抄) 資料2 根拠法令の該当条文(抄)</p>	
5025	5025A001		千葉県千葉市	1	社会保険診療報酬支払基金が取り扱う審査支払業務の範囲拡大	<p>社会保険診療報酬支払基金の業務は、社会保険診療報酬支払基金法、国の告示及び局長通知により業務範囲が特定されている。現在市が実施している乳幼児医療費助成制度の審査支払業務は、対象外とされているため告示に伴う局長通知の改正により、社会保険診療報酬支払基金が取り扱える業務範囲とするよう要望する。なお、母子家庭等医療費助成制度と心身障害者(児)医療費助成制度については、現在償還払い方式で実施しているが、今後現物給付化した際には、乳幼児医療費助成制度同様に要望する。</p>	<p>乳幼児医療費助成制度の審査支払業務を社会保険診療報酬支払基金に委託する。現在、社会保険分については、保険給付分はレセプトで社会保険診療報酬支払基金に、医療費助成分は国民健康保険団体連合会に請求している。</p>	<p>乳幼児医療費助成制度の審査支払業務を社会保険診療報酬支払基金に委託することにより、各医療費助成制度における実施主体は下記の問題点を解消する。</p> <p>医療機関は、社会保険分のレセプト作成以外に医療費助成分の請求書作成があり、事務処理が二重の手間の負担になっている。</p> <p>レセプトの査定減などがあっても、医療費助成分がレセプトと連動できず、公費の過払いが発生している。</p>	<p>社会保険診療報酬支払基金法第13条及び同条第3項の規定による告示及び局長通知</p>	厚生労働省	<p>告示に伴う厚生省保険局長通知文 14大都市乳幼児医療・母子家庭等医療主管課長会議による要請文</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5026	5026A001		社団法人日本産業機械工業会	1	事業系一般廃棄物(パレット等木くず)の処理に関する規制の見直し	事業系一般廃棄物(木くず)について、一定量以上の排出がある場合には、産業廃棄物と同等の処理方法が適用されるよう、規制の見直しを要望します。		<p>廃棄物処理法が改正され、「一般廃棄物」は「一般廃棄物許可業者に委託すること」が明文化され、昨年12月に施行された。</p> <p>一方、当会会員企業は、循環型社会形成を目指して、パレットなどの木くずをリサイクル業者(産業廃棄物処理許可業者)に処理を委託している。</p> <p>今回の改正で、従来のリサイクル業者が一般廃棄物の許可を持っていない例もあるが、一般廃棄物処理業の許可を持っていない例もある。また、自治体の中には、木くずを「30cm以下」にすれば処理を引き受ける(あまり汚れている場合には処理してもらえない)ケースもあるが、その際も殆どの自治体では単純焼却処理であり、有効にリサイクルされず、今まで資源循環に勤めた企業側の努力が無駄になってしまう。</p>	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」(平成15年法律第93号) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成15年政令第449号)	環境省	
5026	5026A002		社団法人日本産業機械工業会	2	廃プラスチック焼却に関する許可対象の見直し	ダイオキシン類の発生を十分に抑制できる小型焼却炉が開発されていることから、廃プラスチック焼却設備の許可対象となる処理能力100kg/日以上の規制を緩和していただきたい。	ダイオキシン類の発生を十分に抑制できる小型焼却炉が開発されていることから、廃プラスチック焼却設備の許可対象となる処理能力100kg/日以上の規制を緩和していただきたい。	<p>従来までの認識では、排ガス処理装置を設けていない小型焼却炉は、発熱量の高いプラスチック類を焼却すると有害物質を排出し、安定した焼却ができないとして、焼却不適切と考えられている。しかし、廃プラスチック類を焼却しても「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の厳しい規制をクリアし、ダイオキシン類等の発生を十分に抑制できる小型焼却炉が既に開発されている。</p> <p>そこで、廃プラスチックの焼却能力が100kg/日以上、火格子面積が2平方メートル以上と非常に小さな焼却炉までが許可対象となっている規制を緩和していただきたい。</p>	廃棄物処理及び清掃に関する法律施行令(政令第7条(産業廃棄物処理施設))	環境省	<p>参考資料1: 要望書「優良小型焼却炉に対するご支援と技術的観点からの法改正について」(1. 廃プラスチック焼却炉の対象規模の取り扱いについて[p2.3])</p> <p>参考資料2: 優良小型焼却炉機能評価報告書</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5026	5026A003		社団法人日本産業機械工業会	3	小型焼却炉における廃プラスチックと一般雑芥の混合焼却に関する自治体運用の違いの是正のお願い	一定量以下の廃プラスチックと一般雑芥を混合焼却する小型焼却炉については、プラスチック専焼炉とせず、許可対象とならないよう、周知徹底をお願いしたい。		多くの自治体では、プラスチックを1kgでも一般雑芥と混合焼却すると、その焼却炉はプラスチック専焼炉とみなされ、現在の規制(100kg/日以上)のもと許可対象となり、現実的には使用禁止の状況にある。 一方で、廃プラスチック類を焼却してもダイオキシン類等の発生を十分に抑制できる小型焼却炉が既に開発されている。 また、プラスチック類を混合焼却した場合、木くずや紙くずだけを焼却するよりも天然資源(灯油等の助燃材)の消費を抑えるという省エネ効果も確認されている。また、廃プラスチックは埋め立て処分されている状況が多く、ごみの減量化による最終処分場の延命という観点からも、小規模事業所から排出される少量の廃棄物(廃プラスチック類を含む)や病院等の感染性医療系廃棄物を小型焼却炉により焼却処理することは有効な手段である。 そこで、一定量以下の廃プラスチック焼却物を一般雑芥と混合焼却する場合はプラスチック専焼炉とせず、許可対象とならないよう各自治体の廃プラスチックの運用を法律にのっとり統一するよう周知徹底願います。	廃棄物処理及び清掃に関する法律施行令(政令)第7条(産業廃棄物処理施設)	環境省	参考資料1:要望書「優良小型焼却炉に対するご支援と技術的観点からの法改正について」(1.廃プラスチック焼却炉の対象規模の取り扱いについて)[p2.3] 参考資料2:優良小型焼却炉機能評価報告書
5026	5026A004		社団法人日本産業機械工業会	4	小型焼却炉における廃棄物焼却炉の火床面積による施設規模の規制方法の見直し	小型焼却炉のうち、最もダイオキシン類等の発生を十分抑制できる乾留ガス化燃焼方式と従来型の直接燃焼方式の焼却施設が同じ規制(火床面積0.5立法メートル以上又は焼却能力50kg/時以上)で設置許可が必要になっている。 燃焼方式毎の規制を区分するとともに、乾留ガス化燃焼方式については、大気へ排出する時間当たりの排ガス量(CO2排出量)等の観点から、火床面積の基準の廃止を要望します。		ダイオキシン類対策特別措置法により定める廃棄物焼却炉の施設規模の算出方法は、従来型の直接燃焼方式を対象としていると思われる。しかし、ダイオキシン類等の発生を直接燃焼方式より抑制できる乾留ガス化燃焼方式の焼却炉は、その性格上、同一火床面積であっても直接燃焼方式の半分以上の焼却能力しか有しておらず、両燃焼方式を同じ思想のもと法律で規制することは、有効な処理方式の導入や転換を困難とさせている。	ダイオキシン類対策特別措置法施行令(政令)第1条	環境省	参考資料1:要望書「優良小型焼却炉に対するご支援と技術的観点からの法改正について」(2.2.ダイオキシン類対策特別措置法の火床面積に関する要望)[p4] 参考資料2:優良小型焼却炉機能評価報告書

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5026	5026A005		社団法人日本産業機械工業会	5	グループ企業内信託における、知的財産活用に関する制度の見直し	信託業法が改正され、知的財産も信託の対象になったが、信託を用いたグループ企業の知的財産の集中管理・活用を円滑に行うことができるよう、関連諸制度を整備いただきたい。		グループ企業内で知的財産を集中管理・活用するには信託を用いた手法が有効であるが、特許侵害者に対する損害賠償請求や実施権の取得等を親会社等の受託者が行えない問題がある。グループ企業内信託で特許権を円滑に活用できるよう、特許法や信託業法の改正を講じていただきたい。	「特許法」(平成16年12月1日法律第147号) 信託業法(平成16年法律第154号)	金融庁 特許庁	参考資料3:「決議」(平成17年5月19日 社団法人日本産業機械工業会 通常総会)2. 製造業の競争力強化対策(4)[p.2]
5027	5027A001		社団法人 電子情報技術産業協会	1	配置技術者の工事現場への専任を要しない期間を認める工事種類の追加	「監理技術者制度運用マニュアル」三(2)「橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間」の、専任を要しない期間を認める工事の具体例として、電気通信関連機器を追加載せたい。		前年度の回答で、電気通信工事における工場製作期間が、「専任を要しない期間を認める事例に該当することは明らかである」との回答を得ているが、電気通信工事は他の建設工事に比較しても、工場製作期間が占める割合の多い建設工事であるため、「監理技術者制度運用マニュアル」に記載する実例として加えていただきたい。	国総建第318号 「監理技術者制度運用マニュアル」三(2)	国土交通省 総合政策局 建設業課	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5027	5027A002		社団法人 電子情報技術産業協会	2	建設業「経営管理者」資格要件の緩和	既に建設業の許可を受けている法人又は個人がその免許を更新する場合においては、許可を受けている建設業に関しては3年、他の建設業に関しては5年以上の経営業務管理責任者経験 同種の建設業の5年以上の経営管理者に準ずる地位において経営業務を補佐した経験を有するもの、と緩和いただきたい。		1. 昨今、上場企業はいわゆる「執行役員」制を採用するケースが多く、従前と比べ役員の数も少なく且つ社外を含めた非常勤役員がその過半数を占めている。又、その任期は役員・いわゆる「執行役員」とも1年となっている企業が多く、建設業を兼業とする法人では常勤の役員が建設業法第7条の経験年数を満たすことが著しく困難な状態である。 2. 許可制度が導入された昭和46年、建設業告示第351条が告示された昭和47年、この三十数年の間に、商法改正を始め経営環境は著しく変化し、又、建設業の工期も大幅に短縮されている。その実態に建設業法第7条の経験年数がそぐわなくなっている。 3. 既に建設業免許を取得している法人又は個人が、その免許を更新する場合においては、たとえ役員がその経験年数を積んでいなくとも組織として5年以上の事業経験を積んでいる。このことと上記を勘案し、建設業免許の更新に限り経験年数の緩和をお願いしたい。	「建設業法7条第1号」及び「建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件(昭和47年建設省告示第351号)」	国土交通省 総合政策局 建設業課	
5027	5027A003		社団法人 電子情報技術産業協会	3	建設業「経営管理者」資格要件の執行役員への適用	建設業法第七条で経営業務管理責任者の要件について、「法人である場合においては役員のうち常勤であるものの一人が、イ)許可を受けようとする建設業に関し、5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者、ロ)国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者」という条件が課せられている。また、国総建発356号において、「執行役員」その他の商法等の法令上で権限及び責任等が定められた地位にない場合について、建設業法七条第一号の基準に適合するものの取り扱いが示されている。資本金や売上高が一定以上であることなど、ある一定規模の企業であることを条件に、その「執行役員」を建設業法七条で定められた「常勤役員」として認めることを要望する。国総建発356号において、いわゆる「執行役員」の取り扱いが示されているが、そこでは「執行役員」を商法の定める役員に準ずる立場にあるものとして明記しているのにとどまっている。本要望は、いわゆる執行役員が、経営業務管理責任者としてその任に当たる事ができる役員として認められることを求めるものである。		近年、執行役員制度を導入する企業が増加するなど、企業経営の実態に変化がみられる。規模の大きな企業において、これらの変化の結果設置された執行役員は、業務執行上、商法の定める役員と同等の責任を有していると考えられる。このため、建設業の経営業務管理責任者の選定にあたっては、執行役員は商法の定める役員と同等に取り扱われることが妥当だと考える。	建設業法七条第一項第一号 建設省告示第三百五十一号	国土交通省 総合政策局 建設業課	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5027	5027A004		社団法人 電子情報技術産業協会	4	許可基準の営業所専任技術者の配置に関する規制緩和	消費者が請負契約の締結や履行に際して、技術面での適切なサービスを受けられる事を担保した営業所の技術者は、特定の営業所に専任を求めらるべく、営業しようとする工事種類ごとに営業しようとする営業所の数に応じた技術者の配置を許可の要件と改正する。この技術者は特定の営業所の専任という扱いでなく、国内であれば当該建設業者のどの拠点においても、又、当該建設業者のどの営業所の建設工事案件に対してでもその職務を遂行できるものとする。	執行役員制度導入の際に、商法上の役員(取締役執行役)を大きく減らし、執行役員に充てるケースがみられるが、このような企業運営の変化に即した制度の構築を求めるものである。	建設業者の営業規模(営業しようとする工事種類ごとの営業所数)に応じて営業所に技術者の配置を義務づけている現行の許可制度は、不良・不適格業者の参入を規制する上で、また建設業者が消費者に対し適切な技術サービスを提供する上でも一定の役割を果たしていると理解している。 しかしながら、情報伝達手段が貧弱であった時代はともかく、電子メールやFaxなどその情報伝達ツールが広く普及し、かつ、交通手段が整備された今日において、技術者が特定の営業所に専任する意義は極めて薄い。むしろ、地域性や季節性の高い建設業者にとって、特定の営業所で建設工事の引合いが集中した時に、消費者へのサービスの停滞を防止すべく、他の営業所の技術者を有効的に活用できる施策が必要である。 規制の現状で記述したの施策は、消費者への技術的サービスを行なう事だけに専任していた技術者が、工事現場の技術者としてその技術を研鑽できる機会が得られた事、又その業務量の変動に応じて業務の内容を選択する事が出来るようになった訳であって、この施策についても、背景より特定の営業所で契約した建設工事に拘る事無く適用を拡大すべきである。 以上、制度の主旨に沿いながら、消費者の利益保護と建設業者の資質向上という法の本来の目的に、より資する内容であり早急な改正が必要である。	国総建発356号	国土交通省 総合政策局 建設業課	
5027	5027A005		社団法人 電子情報技術産業協会	5	連結親子会社間における技術者の流動化について	一定の条件を満たす親会社・連結子会社間において、出向社員を出向先会社が工事現場に主任技術者または監理技術者として配置する場合、直接雇用の例外として、出向社員と出向先会社の間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして、取り扱うこととしていただきたい。(一定の条件とは、当該連結子会社がペーパーカンパニーまたは不良・不適格建設業者でないことが客観的に明らかな場合をいう。)		現在、民間企業では経営の自由度を高める観点から積極的に分社化を推進しており、それぞれの子会社は自律的に建設業を事業として営む一方、下請として親会社の業務を実施する建設工事を実現している。また人的交流でも、親会社から役員が子会社に出向し建設業に従事する場合やその逆もある。現状において、親会社と、その連結子会社の関係にある建設業者間においては、不良・不適格建設業者の排除の観点から、一定の条件に限定して技術者の流動化が認められているが、次のような制約がある。まず、この取扱いが適用される企業集団と認められる条件として、経営事項審査を受けている会社が、親会社のみか連結子会社のみかのいずれかに限られている。このため、一つの企業集団において建設業を営む親会社および連結子会社がそれぞれ経営事項審査を受審している場合にはこの取扱いが適用されず、技術者の流動化は認められない。また、この取扱いにより技術者を配置した建設工事には、同一企業集団に属する別の企業を下請として取用してはならないことになっている。しかし、特に公共工事においては、指名競争入札により受注した親会社が同一の企業集団に属する連結子会社と元請・下請関係を構築したうえで施工を行うことが大半であり、この取扱いに則した場合、雇工が専ら(困難となる。これらの制約は、親会社および連結子会社の双方が自律的かつ有機的に建設業を営んでいる「事業」としては、実情にそぐわず問題がわさるをえない。一方、分社化によって設立された連結子会社には、実際に建設業を専門の事業として営み、良好な財政状態、経営成績等を有しているものも少なくはなく、それらをペーパーカンパニーや不良・不適格建設業者と同一視することは適切ではない。したがって、技術者の直接的・恒常的な雇用の原則はこれを保持しながらも、企業集団に属する連結子会社であってペーパーカンパニーや不良・不適格建設業者でないことが客観的に明らかである会社と親会社との間においては、例外として技術者の流動化を認めるべきである。これは技術者配置のあり方として不適切とはいえず、むしろ、企業集団としての経営の自由度と建設工事の質的向上を再立させる観点から有効かつ必然なものと考え、ペーパーカンパニーや不良・不適格建設業者でないことが客観的に明らかである場合としては、次のような要件を具備していることが考えられる。有価証券報告書提出企業(上場企業)であること、ISO9001認証取得企業であること、建設業道徳会共済(建設共)制度加入企業であること、ある一定以上の規模(資本金、売上高等)を有する親会社が、上記のような観点から	主任技術者および監理技術者の設置について建設業法第26条現行の技術者流動化に関する取扱いについて「親会社及び連結子会社間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(平成15年1月22日国総建第335号)	国土交通省 総合政策局 建設業課	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5027	5027A006		社団法人 電子情報技術産業協会	6	電気通信工事監理技術者資格要件の拡大	電気通信工事監理技術者資格要件として電気・電子技術士に加えて、既存資格の電気通信主任技術者と1級電気工事施工管理技士の双方を取得している者とする。 また、昨年度の1次回答では「電気通信工事において建設業法に基づき配置することとされている主任技術者の要件について、他の既存資格の試験内容等を踏まえ検討し、平成16年度中に結論をえる。」と頂いております。併せてこの進捗についても伺いたい。		当初、電気通信工事監理技術者資格要件の拡大は電気通信工事監理技術者向けの新たな技術検定を創設を要望した。それに対して、電気通信工事に対する新たな技術検定種目を設けることは困難と却下された。次に資格要件に既存資格「電気通信主任技術者(1種)」、「(2種)」、「(線路)」、「1級電気工事施工管理技士」のいずれかに該当する事を要望した。それに対して、既存の国家資格のうち、電気通信主任技術者については、現在、主任技術者としての適否を検討しているところであり、現在、監理技術者資格として認める事は適切ではないと却下された。 今回、電気工事監理技術者の資格である1級電気工事施工管理技士と電気通信分野での最高資格である電気通信主任技術者の双方を取得していることを資格要件として要望する。これは1つの既存国家資格で電気通信工事監理技術者の要件に対応するものが無い為、複数の既存国家資格を組合せる事により電気通信工事監理技術者の要件にしたものである。1級電気工事施工管理技士資格の施工管理部門と電気通信主任技術者資格の電気通信技術部門の組み合わせと考える。	建設業法第15条の二 建設業法第26条第2項 建設業法第27条の一 建設業法施行令第27条の三 昭利63年6月6日建設省告示第1317号	国土交通省 総合政策局 建設業課	
5027	5027A007		社団法人 電子情報技術産業協会	7	監理技術者・主任技術者の専任義務基準の変更	監理技術者・主任技術者を専任としなければならない工事金額の条件を、「請負代金の額が2,500万円以上のもの」から、土木請負工事工事費積算要領に基づいて「請負金額に占める一般管理費、共通仮設費、現場経費、消費税などを除く直接工事費が2,500万円以上のもの」に変更する。		電気通信工事の場合、請負金額に占める直接工事費の割合が低い。技術者の専任が必要かどうかの判断は請負金額全体ではなく、現場での対応が必要となる直接工事費の金額のみを基準とすることが適当であると考え。	建設業法第26条3項 建設業法施行令第27条1項 土木請負工事工事費積算要領(平成元年2月8日建設省技調発第52号) 建築工事積算基準(平成9年9月26日建設省営計発第87号)	国土交通省 総合政策局 建設業課	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5027	5027A008		社団法人 電子情報技術産業協会	8	電気通信工事を伴わないIT設備関連案件の適用除外事例取扱要望	<p>昨年の本要望時の、「建設業とは明らかに進歩のスピードが異なるIT関連の工事を建設業法の中で括ることに対して、IT設備設置等の適用除外の例示が可能かどうかも含め、今後どう対応していくかの見解を示されたい。」に対して、貴省より、「IT設備関連案件」であっても、作業の内容が建設工事であれば建設業法上の建設事に該当すると考えられるが、「IT設備関連案件」の今日の実態を踏まえ、どのような部分を建設工事とすることが適当か、検討を行って参りたい。」との回答を得た。</p> <p>実際に工事として発注された事例としては、コンピュータ(パソコン)機器設置作業/接続作業/調整作業 ネットワーク機器設置作業/接続作業/調整作業 (配管が施工済みの)LAN配線作業 IT機器のラック(筐体)への取り付け作業/ストッパー設置(固定)作業 ソフトインストール作業 これら機器の保守や改修 その他があり、客観的にみても工事とは解釈できず、これらの事例を電気通信工事業の適用除外事例として扱って頂きたい。また「工事」についての定義が不明確であることが発注者の解釈にバラツキを起していると考えられ、工事の定義を明確にしたい。</p>		<p>IT設備関連工事とは、情報処理装置(パーソナルコンピュータ、サーバやその周辺装置)を設置もしくは既存の情報処理装置にソフトウェアをインストールし、通信装置(ルータやLANスイッチ等)及び通信装置間を接続する配線(無線の場合もあり)により構成される通信ネットワークを介して、情報処理装置間を相互に通信することにより、情報の収集/配信、処理を行う情報システムの構築に関わる工事であると考ええる。しかしながら、要望内容で示したような事例において、工事の行為がなされないにも関わらず、工事に関わる技術者(監理(主任)技術者、現場代理人など)を作業現場に常駐を求められると、e-Japan計画の推進によりIT設備関連工事が増大する状況下、膨大な技術者を必要とすることが、官公庁や地方自治体の情報化進展の阻害要因になりかねない。貴省でのより公正な工事に対する発注方法を指導する面からも有意義な措置と考える。また不要な技術者の配置が、技術者不足に拍車をかけることとなり、業界への大きな負担として押し掛かり、e-Japan計画等の推進にブレーキを掛けかねないと思料する。</p>	<p>建設業法第2条第1項、同法別表第1 「建設業法第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容、(昭和47年建設省告示第350号) 「建設業許可事務ガイドラインについて」(平成13年国総建第97号)</p>	国土交通省 総合政策局 建設業課	
5027	5027A009		社団法人 電子情報技術産業協会	9	専任技術者や監理技術者の指導監督的実務経験に該当する建設工事の請負代金要件見直し	<p>専任技術者や監理技術者の資格要件として認められる「指導監督的な実務経験」を積むためには、現行では請負代金4,500万円以上の建設工事に従事しなければならないとされているが、これを請負金額2,500万円以上に改めていただきたい。</p>		<p>専任技術者の資格要件としては、技術士(電気・電子部門)資格の取得者、もしくは2年以上の指導監督的実務経験を有する者とされている。実態的には、実務経験を通じて技術者資格を得る方が圧倒的に多いが、その為には請負代金4500万円以上の建設工事に従事することが求められている。</p> <p>しかし、機器や工事のコストダウンによって請負金額は年々減少傾向にあり、専任技術者の資格要件とされる指導監督的実務経験が認められる請負金額4500万円以上の工事案件は減少傾向にある。その結果、2年以上の指導監督的実務経験を経て専任技術者資格を取得することが従来に比して困難になりつつある。</p> <p>一方e-Japan等IT化の進展によってIT設備関連工事は比較的小規模な請負金額で短い工期案件が増加傾向にある一方、営業所に配置する専任技術者は団塊世代社員からの世代交代時期にある。</p> <p>こうした技術者の育成と必要のアンバランスを解消し、円滑なIT設備関連工事の施工のためにも指導監督的実務経験を積むために従事すべき建設工事の請負金額について、現行の4500万円以上を2500万円以上に引き上げていただきたい。なお、昨今の請負金額の減少が専ら機器等のコストダウンによるものであり、2500万円以上に引き下げたとしても、専任義務を課せられていることから、これらの工事を通じて総合的な指導監督的経験を積むことは可能である。ましてや特定建設業者の場合は、法第二十四条の六(下請負人に対する特定建設業者の指導等)としており、専任技術者の資格要件として何ら過不足のないものと思われる。</p>	<p>建設業法 第15条 政令 第5条</p>	国土交通省 総合政策局 建設業課	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5028	5028A001		(社)日本建設機械工業会	1	一体で使用する建設機械を、許可寸法内におさめるために、分けられた少数の構成要素の一括輸送可能化	特殊車両通行許可を取得したセミトレーラによる建設機械の輸送において、本来一体で使用する建設機械を、許可された寸法(高さ・巾・長さ)の範囲内におさめるために分けられた、少数の構成要素を、許可された総重量以下であり且つ総重量44t以下の場合において、一括輸送することを認めていただきたい。		(1) 建設機械の構成要素複数個を同一車両で輸送し積載効率、輸送効率を向上したい。同時に環境負荷軽減(CO2削減他)、環境汚染軽減、省エネルギー、交通量緩和に貢献できる。 (2) 「単なる物品を複数個積載する場合」と「本来一体として用いる製品を、許可された寸法の範囲内に抑えることを目的に分け、その結果、複数となるものを積載する場合」とは区別し、後者につき配慮いただきたい。 (3) 4:1の数値は、平成15年10月から施行の特例8車種で4:1まで認められた複数物積載と同じであり、道路への負荷は同等である。	(1) 保安基準第55条 (2) 道路法第47の2第1項 (3) 車両制限令第12条 (4) 自動車交通局長 依命通達「基準緩和自動車」の認定要領、第3(1)	国土交通省	(1) 一括輸送の対象とする主な構成要素は、作業機類、運転室、マフラー、履帯・タイヤ、トラックフレーム、エンジン等、およびそれらを除いた建設機械本体である。 (2) 一括輸送する数は少数(例えば5要素以下)とする。
5028	5028A002		(社)日本建設機械工業会	2	制限外積載許可の一括申請可能化	制限外積載許可申請において、運転手・車両・経路が複数となる場合に、一括し1件で申請することを可能としていただきたい。		(1) 「制限外積載許可」の申請は、運転手・車両・経路のいずれかが異なれば、それぞれに申請書の提出が必要である。そして、工場から港湾や販売店への輸送の場合、「制限外積載許可」期間が3ヶ月間としても年4回の申請となるので、事務処理負担が大きい。また申請時提出する資料には重複するものがある(特殊車両通行許可証のコピー)。運転手・車両・経路について複数のもの一括申請が可能となれば、申請側・審査側双方の事務処理作業を簡素化できる上、提出資料枚数も削減できる。 (2) 「特殊車両通行許可」申請では、複数経路につき一括して申請することが認められている。	道路交通法第58条	警察庁	ここで、経路とは「車両毎に特殊車両通行許可証で許可された全経路の内の一部または全部」を考えています。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5029	5029A001		都銀懇話会	1	生命保険の募集に関わる構成員契約規制の撤廃	生命保険の募集に関わる構成員契約規制を撤廃する		構成員契約規制は、優越的地位の濫用や圧力募集の防止を目的として設けられた規定であるが、その実態に係らず、事前かつ一律に募集を禁止する過剰規制。形式基準のため、顧客申出による場合も保険の販売が出来ず、顧客利便性の観点で問題。顧客勤務先の特定が困難なケースも多いなど(同名企業等の存在等)、実務上の負担大。また、損害保険や第三分野商品では規制がなく、生命保険だけに適用される規制であり、妥当性に欠く。さらに、銀行による保険商品の募集にあたっては、圧力募集防止のための弊害防止措置が検討されており、構成員契約規制は二重規制	保険業法300条第11項9号、保険業法施行規則234条第1項2号、平成10年大蔵省告示238号	金融庁	
5029	5029A002		都銀懇話会	2	保険募集における非公開情報保護措置の撤廃	非公開情報保護措置については、個人情報保護法に一体化する方向で見直しを行い、保険業法施行規則の規定は撤廃する		銀行が保険を販売する際のみ適用される規制であり妥当性がない(銀行以外の代理店、例えば証券会社等は対象外。銀行が保険以外の商品を販売する場合は対象外)。現状、非公開情報の範囲は明確ではなく、銀行が保険募集を行う際には、非公開情報利用の事前同意を得ることが必須。しかし、募集、商品説明等を行う前に事前同意を取得することは他に例がないこともあり、顧客の理解を得るのが難しい	保険業法第275条第1項第1号、保険業法施行規則第211条第1項第2号	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5029	5029A003		都銀懇話会	3	銀行並びに銀行子会社等及び銀行持株会社の子会社等による保険商品の販売規制の更なる緩和	銀行、銀行子会社、銀行持株会社の子会社等による保険商品の販売を早期に全面解禁する。また、解禁当初から、可能な限り幅広い商品について販売を可能とする。また、銀行窓販の保険商品拡大に伴う弊害防止措置については、顧客の利便性向上並びに銀行実務の観点から過度の規制とならないよう、必要なものに限定し、販売状況等に応じて見直しを行う		銀行による保険窓販は、保険商品の販売チャネルの多様化・効率化に資するとともに、利用者のワンストップ・ショッピングに対するニーズに応えるものであり、窓販可能な保険商品を幅広く解禁することで、顧客の利便性の飛躍的な向上が期待できる。弊害防止措置については、それが過度の規制となれば、銀行の管理面での負担が大きく、顧客の利便性を損なうとともに、販売にあたって顧客理解を得られないなど実務的にワークしない虞がある。銀行による保険販売の状況をモニタリングしつつ、必要に応じて見直しを行うことが必要	保険業法第275条、保険業法施行規則第211条、第211条の2、第211条の3、保険業法施行令第38条、銀行法第16条の2第1項第8号、同条第2項第4号、第52条の23第1項第7号、銀行法施行規則第17条の2第1項第2号、第17条の3第2項第3の4号	金融庁	
5029	5029A004		都銀懇話会	4	都銀等による信託業務に関わる規制緩和	不動産売買の媒介、貸借の媒介・代理等の不動産関連業務等を、都銀本体、信託銀行子会社、信託代理店に解禁する		都銀本体、信託銀行子会社および信託代理店に対して、併營業務の一部を制限することの理論的根拠は不明確。顧客財産の総合運用管理サービスの充実を通じた顧客利便性の一段の向上のためには、不動産関連業務を含めた信託業務の解禁が不可欠	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第3条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第3条	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5029	5029A005		都銀懇話会	5	不動産投資顧問業者等の資産運用アドバイザー業者の銀行による子会社化の解禁	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(以下「投信法施行令」という)第38条に定める「特定資産に係る投資に関し助言を行う業務」の銀行の子会社の業務範囲への追加		銀行の子会社たる投資信託委託業者による「特定資産助言業」の兼業も特段の問題はなく、また、「特定資産助言業」を営む会社を銀行の子会社としても支障ないものと思われる。金融資産に対する総合的な運用アドバイス業務は15年度に銀行に解禁されたが、金融資産とそれ以外の資産を総合的に考慮して運用を行う投資家も相応に多いと考えられることから、金融資産に限らない総合的な資産運用アドバイスを銀行の子会社が行うことにより、顧客利便性を高めるべき	銀行法第10条の2第1項各号、銀行法施行規則第17条の3、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(「-2-7-1(3)」)	金融庁	
5029	5029A006		都銀懇話会	6	証券子会社との弊害防止措置の更なる緩和	証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第1項第2号における適用除外となる有価証券に、「上場・登録株券」を加える、証券会社の役職員が親銀行等の役職員を兼ねること及び証券会社の役職員が子銀行等の役職員を兼ねることを解禁、非公開情報の授受に係る内閣府令の廃止、電子情報処理組織の共有に係る内閣府令の廃止		上場・登録株券は市場で株価が形成され、発行者には事業年度毎の有価証券報告書の作成が義務付けられることで、格付が付与されている有価証券と同様に引受審査等における客観性も担保されている。本規制は、金融持株会社の活用等によりグループ経営を推進する際の人的資源の効率配分やグループ経営の枠組み構築の妨げになっている。本規制の趣旨は、インサイダー取引規制や金融機関の守秘義務、チャイニーズウォールの設定等に対応可能。金融機関の自己責任を重視するとの観点から、過剰な規制は撤廃すべき	証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第1項第2号、 i)証券取引法第32条第1項、同条第2項、 同内閣府令第12条第1項第7号、同内閣府令第12条第1項第8号	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5029	5029A007		都銀懇話会	7	代理店に係る規制緩和	法人代理店における100%出資規制の撤廃、並びに代理店の取扱い可能な業務の銀行法第10条、11条、12条に定める業務全般への拡大		代理店は顧客ニーズを満たしつつ、ローコストオペレーションを可能とする有人拠点であり、その活用は有用。しかし、代理業務の制限によって多様な顧客ニーズへの対応が不十分なほか、法人代理店については、出資規制によって機動的な設置が困難。これらの規制撤廃により、顧客ニーズを充足する代理店の機動的な設置及び組織的な管理が可能となり、顧客利便性が向上	銀行法施行規則第9条の3第21項第6号、第8号、同施行規則第10条、平成11年4月1日金融監督庁告示第10号第2条(最終改正：平成14年3月29日金融庁告示第33号)	金融庁	
5029	5029A008		都銀懇話会	8	子会社等による法人向け債権への保証業務の解禁	銀行等の子会社が営むことのできる業務として「債権の保証のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するもの」を認める		現在、金融機関は個人事業者や中小企業事業者の資金ニーズに積極的に応えるべく、資金供給チャネルや貸出商品の多様化に懸命に努めているところ。グループ内の保証会社も含めた信用保証業務の活用が解禁されれば、柔軟かつ迅速な商品設計、金融サービスの提供に貢献し、個人事業者や中小企業事業者を中心に資金調達の円滑化に繋がる	金融監督庁・大蔵省告示第9号(平成10年11月24日)第1条、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 - 2-7-1	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5029	5029A009		都銀懇話会	9	銀行等が取り扱う電子マネーのプリカ法適用除外	銀行等が発行体となる電子マネー(オフラインデビットにおける電子カードを含む)につき、「前払式証券の規制等に関する法律」(プリカ法)の適用除外とする		プリカ法の立法趣旨は利用者の保護であり、発行保証金の供託を義務付けること等により、前払式証券の発行者の倒産への備えや、悪意を持って発行見合資金を搾取しようとする事業者を排除することを企図している。一方、銀行等による電子マネーの発行は、銀行法上の「業務」として位置付けられており、発行者たる銀行には種々の監督規制が課せられている。斯かる観点を踏まえれば、銀行等に対してプリカ法を適用する必然性は乏しく、適用除外とすべきである	前払式証券の規制等に関する法律第2条第1項第1号、同第3条	金融庁	
5029	5029A010		都銀懇話会	10	コミットメント・ラインの対象企業の拡大	コミットメント・ライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上のみなし利息の適用除外となる借主の対象を拡大し、以下のような借主を追加する。中小企業(資本金3億円以下等)等、地方公共団体、独立行政法人、学校法人、医療法人、共済組合、消費生活協同組合、市街地再開発組合、特別目的会社		コミットメント・ライン(特定融資枠契約)は、既に制度が導入されている大企業等のみならず、中小企業や地方公共団体等にとっても有益な資金調達手段。経済的弱者保護という本法の当初の趣旨は首肯できるものの、現環境下においては、借主の範囲に中小企業等を一律に排除していることは適切ではない。また、地方公共団体・独立行政法人・国立大学法人等については、金融機関の優越的地位濫用は問題とならず、コミットメント・ライン契約を可能とすることによって、資金調達の多様化・安定化等に資すると考えられる	特定融資枠契約に関する法律第2条	金融庁、法務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5029	5029A011		都銀懇話会	11	銀行社債の商品性改善	銀行社債の商品性の改善(売出發行を認める、割引発行を可能とするための税制優遇に係る規定の整備)		平成11年10月1日に普通銀行による普通社債の発行が解禁されたが、長信銀等が発行する金融債と普通社債との間で商品性の違いが存在、店頭で発行代り金と引き換えに、即、券面が受け取れるという利用者利便の観点から、普通社債について売出發行を認めるなど商品性の改善が望まれる。これは、個人金融資産の運用多様化にも資する	商法第306条、租税特別措置法第41条の12	金融庁	
5029	5029A012		都銀懇話会	12	債権流動化における債権譲渡禁止特約の対外効の制限	売掛債権等の一定の種類指名債権に限定し、かつ「信託業法」又は「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業者に対する信託が譲り受ける場合、特定目的会社及び「証券取引法施行令第17条の2第2項第3号及び同条第3項に規定する有価証券を定める内閣府令」に定める有価証券を発行する法人並びにそれに準ずる外国の法人が譲り受ける場合、金融機関()を除くが譲り受ける場合に限り、譲渡禁止特約の対外効を制限する		譲受人を信託業者等一定の免許業者等に限定することにより、民法第466条第2項の目的は十分達成できる。現在の譲渡禁止特約の対外効は、原債権者に保護を与える手段としては過剰規制であり、逆に原債権者の資金調達を妨げる要因となっているなど弊害が多く、緩和されるべきである。一方で譲渡禁止特約つき債権も、最高裁判例で既に差押及び転付命令の対象と認められている点と照らし合わせれば、より広く原債権者の資金調達のために活用されるべきである。我が国の債権譲渡関連法制を国際的な趨勢に適合させることにより、我が国の債権流動化市場の拡大を図ることができる	民法第466条第2項、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律	金融庁、法務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5029	5029A013		都銀懇話会	13	資産流動化に際しての信託宣言の許容	信託法第1条に第2項を新設し、「別途法律に定めのある場合においては自己を一定の目的に従い財産の管理又は処分を為さしむることを得」と規定する		貸出債権等の流動化における債務者の抵抗感の払拭により、貸出債権等の流動化の促進が期待でき、金融市場の活性化に資する	信託法第1条	金融庁、法務省	
5029	5029A014		都銀懇話会	14	貸金業規正法に基づく書面交付義務に係る規制緩和(1)	兼営認可を受けた金融機関等が債権流動化を目的として譲受人になるなど、債務者保護に適切な配慮がなされている場合、預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する「会社分割等の際に当該金融機関から承継した債権」及び「当該債権の債務者に対する会社分割等の後に発生した債権」を譲渡する場合、において、貸金業者の貸金債権譲渡契約時における債権譲受人の債務者に対する通知義務を不要とする扱い		本規制は、債務者の関知しないところで不良業者等に債権が譲渡されるリスクから債務者を保護するためのものであり、その趣旨は首肯できるものであるが、一方で、債権譲受人にとって手続が煩雑であることから、多大な人的負荷・システム負荷がかかっており、貸出債権の流動化を行う際の大きな障害となっている。貸出債権流動化市場の活性化を促すには、債務者保護に適切な配慮がなされている場合について通知を不要とすることが必要	貸金業の規制等に関する法律第24条第2項	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5029	5029A015		都銀懇話会	15	貸金業規正法に基づく書面交付義務に係る規制緩和(2)	債権者と債務者の双方が合意する場合に限り、キャッシング契約等の締結・貸付・返済時において、書面交付に加えて、「インターネットなどの情報通信機を用いた電磁的方法」による通知を認める		債権者と債務者の双方の合意がある場合、貸金業者につき、書面交付の代わりに電子手法の活用による債務者への通知を認めたとしても、債務者保護の観点で問題はない。加えて、電子手法の活用による機動的な対応を可能となることで、顧客利便性の向上にも資する。わが国の個人向け金融市場が大きく変化する中で、消費者金融市場に対するコースは拡大している。銀行はその関連会社などでコンシューマーファイナンス事業に取り組むことも多く、消費者金融市場の健全な発展にも寄与	貸金業の規制等に関する法律17条、18条、43条	金融庁	
5029	5029A016		都銀懇話会	16	銀行による優先株の保有規制の緩和	銀行法、独禁法上の5%ルールの例外として規定されている。「優先株の普通株への転換」について、「銀行による請求による場合」も、銀行が「転換後の処分計画」を策定し、それについて事前の承認・認可を受けた場合は、計画期間中の一定の議決権保有比率までの保有を可能とする		銀行の保有する優先株のExitの1つとして、転換可能期間中に普通株に転換して、市場売却等を行うことが考えられる。この時に、銀行の請求により普通株に転換しようとしても、現行規制では5%を超えて普通株への転換ができない。その結果、優先株のExitに関する機動的な運営が難しくなり、優先株を活用した事業再生への制約となる可能性もある。転換された株式は、銀行として処分方針の株式であり、事業支配や一定の取引分野の競争制限を行う意図はないのは明らかであることから、売却まで一時的に保有することの実質的な問題はないと考えられる	銀行法第16条の3、銀行法施行規則第17条の6	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5029	5029A017		都銀懇話会	17	自己競落会社の対象物件等に係る規制緩和	競落対象物件を拡大し、親会社に配当のあるものだけでなく、子会社、関係会社に配当のあるものも可とする		不良債権の処理は、銀行本体のみならず、グループ全体にとって喫緊の課題。本規制緩和は、関係会社の不良債権処理を促進する上で極めて有効。その実効性を確保するためには、競落対象物件の拡大を実現することが不可欠	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針-2-7-2	金融庁	
5029	5029A018		都銀懇話会	18	ファクタリング業務に係る規制緩和	債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)第2条に定める「特定金銭債権」の15号関係(ファクタリング債権関係)に、保証ファクタリング業務の保証履行債権を加える		ファクタリング業務は、都市銀行では関連ファクタリング会社を通じて提供されており、近年は、一括決済方式などを通じて、喫緊の課題である中小企業金融の円滑化にも貢献。ファクタリング会社が取扱う保証ファクタリング業務の保証履行債権が特定金銭債権に含まれれば、ファクタリング会社の保証サービス業務が拡大し、更なる中小企業金融の円滑化に資するとともに、中小企業の回収業務の効率化(回収業務のアウトソーシング)が一層促進される	債権管理回収業に関する特別措置法第2条	法務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5029	5029A019		都銀懇話会	19	信用保証協会保証付債権の譲渡範囲拡大	譲渡の相手方に、債権管理回収に関する特別措置法に基づき法務大臣の許可を得た債権回収会社(以下、「サービサー」という)を加えるとともに、サービサーが特定資産の管理及び処分を行っている資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社(以下、「SPC」という)を加える		官民あげて中小企業に関わる事業再生への取り組みが進められているが、保証付債権が存在する債務者向けの債権は本規制により譲渡先に制限が課されており、民間の枠組みの中で活用できない状況が続いている。本規制の撤廃は、機動的な事業再生に貢献。また、譲渡先をサービサーおよびサービサーに業務委託をするSPCに限定することにより、中小企業への不適切な対応(強引な回収等による代位弁済請求等)が発生する懸念は小さい	中小企業信用保険法施行令第1条の3	経済産業省	
5029	5029A020		都銀懇話会	20	従属業務を営む子会社の収入依存度規制の緩和(1)	銀行法施行規則第17条の3第1項第19号～第21号に定める業務(現金・小切手等輸送業務、集配業務、有価証券の受け渡し業務)について、当該銀行及びその子会社の収入依存度規制を撤廃		集配金業務は、銀行業務の遂行に必要な業務であるが、アウトソースニーズが高い業務である。また、金融機関によっては、既存インフラの余剰能力を活用しビジネスとしての展開を図れる業務であり、積極的にインソースするニーズがある。当該銀行及びその子会社からの収入に縛られることなく(集配金業務を柔軟に委託・受託できることにより、顧客利便性の向上を図りつつ銀行経営の効率化を図ることができる	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針-2-7-1、金融庁告示第34号、36号、38号(収入依存度規制告示)	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5029	5029A021		都銀懇話会	21	従属業務を営む子会社の収入依存度規制の緩和(2)	銀行持株会社(又はその子会社)のために従属業務を営む会社で、主として銀行以外のために従属業務を行う会社について、「銀行若しくは長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社のいずれかからの収入があること」の要件を撤廃		銀行持株会社又はその子会社のために従属業務を営む子会社については、銀行からの収入依存度規制を撤廃しても、銀行グループとの一体性は確保可能。銀行持株会社(又はその子会社)のために従属業務を営む会社で、主として銀行以外の会社のために従属業務を行う会社であっても、銀行から何らかの収入があることが必要となるため、グループ全体としての業務運営において非効率な契約/業務が発生	平成14年3月29日金融庁告知第34号	金融庁	
5029	5029A022		都銀懇話会	22	証券取引法等における「子法人等」等の定義の改正	証券取引法における「親法人等」「子法人等」の定義を、財務諸表等規則、銀行法等における「親会社」「子会社」の定義と同一にする、主要株主の定義を銀行法の定義と同一にする		証券取引法と銀行法上の「親法人等」あるいは「子法人等」の定義、また「主要株主」の定義が異なることにより、金融機関の管理並びに届出事務が大きな負担となっている。また、証券会社に関する内閣府令第33条第1号により、証券会社は「関係会社(親法人等、子法人等)に関する報告書」を毎営業年度経過後4カ月以内に金融庁長官等に提出しなければならない、その事務負担も大きなものとなっている	証券取引法第32条第5項、第6項、証券取引法施行令第15条の3第1項第1号、同条第2項第1号	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5029	5029A023		都銀懇話会	23	証券外務員登録の簡素化	銀行持株会社の子会社である銀行間異動においては、出向・転籍を問わず、外務員登録の維持を可能とする(抹消及び新規登録申請手続を不要とする)		金融グループ内で機動的な人材配置を行っていく中で、銀行持株会社の子会社である銀行間異動は、今後ますます増加していく見込であり、日数に係わらず証券業務従事に支障が生じる(証券外務員としての業務を行えない期間が発生する)状況は、早期に改善されるべきである	証券取引法第64条の6第3項	金融庁	
5029	5029A024		都銀懇話会	24	銀行持株会社及び銀行による届出手続きの簡素化	銀行持株会社及び銀行による届出手続きの簡素化		子会社・関連会社の設立等の事由に対して、銀行持株会社と銀行が各々届出を行うのは、二重作業が多く非効率で、実務的な負荷が大きい。届出手続きについては原則一本化を図るべきである	銀行法第53条、銀行法施行規則第35条	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5030	5030A001		東京海上日動火災保険株式会社	1	生命保険の構成員契約規制の廃止	規制を撤廃していただきたい。	これまで実質的に制限を受けていた法人代理店による構成員契約の取扱が可能となることで消費者利益の向上を図ることが出来るとともに、日本損害保険協会や募集代理店においても事務精査ロード等の削減による効率化を図ることが出来る。	現在、企業代理店においては生命保険取扱を謳っているにも関わらず、こと構成員の生命保険募集については一律禁止となっており、構成員からの生命保険の照会を受けた場合、ライフプランに合わせた保険設計などの十分な対応を行うことができず、顧客対応として問題がある(消費者利益の向上に悖る)状況にある。	保険業法第300条第1項5号、同法施行規則第234条、事務ガイドライン2-2(3)、大蔵省告示第238号	金融庁	
5031	5031A001		有限会社板倉工業	1	水質改善との連携事業	水質改善 自然の再生 資源と各産業の再生 「りん」抽出再生 「りん」「アオコ」の再利用 雇用の創出	浄化秀水プラントによる水質改善事業(新工法)レナ・ビオトープ(循環式せせらぎ浄化型)による自然再生事業 複流水による湖沼全体の浄化により魚資源の活性化及び関連産業の再生事業 浄化レベルを上げる事で生活用水確保事業(自走式浄化装置の活用) 浄化中に発生する副産物の活用 以上に於ける雇用の創出	国土交通省土浦工事事務所、茨城県庁や水戸市、霞ヶ浦周辺自治体(土浦市、霞ヶ浦市)牛久沼周辺自治体(龍ヶ崎市、牛久市)その他、千葉県庁、我孫子市などに出向き趣旨を説明するも個個では出来ないとの事、国、県、周辺市町村で一つに整えた連携事業として欲しいです。河川・湖沼の悪化が進み改善が見られない為従来工法の見直しが必要とおもいます。さらに、地域再生の為の雇用創出及び連携事業での経済効果、地震などの災害対策(地域住民による活動)生活環境の保全や公衆衛生を図るため、自然再生による住民生活の向上 など	災害時用の生活用水の確保に於ける関係諸法令(湖沼内に浄化処理水を溜める事が出来るように)	国土交通省 環境省 文部科学省 農林水産省 経済産業省 自治省 厚生労働省 財務省	千葉県環境部エコテク・サポート、千葉県土木部都市河川課 県単河川環境整備委託(河川浄化施設機能調査)分析資料(一部抜粋)を添付、浄化期間約二年間。秀水プラント 特許取得 自走式浄化装置 特許公開 2件特許資料 新聞資料(霞ヶ浦対策、牛久沼の水質保全数値目標、リンの規制)自然再生ビオトープ資料及び写真を添付

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5032	5032A001		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	1	信用金庫連合会の為替取引に係る制限の撤廃	信用金庫連合会の為替取引に係る制限の撤廃	信用金庫連合会が行う為替取引について、「会員のためにする」という制限を撤廃する。	為替取引は、その性質上、取引対象を制限することにはなじまない業務であり、信用金庫連合会以外の金融機関についてはすべて制限が元来存在しないか、過去において制限が撤廃されている。	信用金庫法第54条第1項	金融庁	新規
5032	5032A002		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	2	認可対象子会社の営業報告書の総会への提出の廃止	認可対象子会社の営業報告書の総会への提出の廃止	認可対象子会社の営業報告書を総会に提出することを不要とし、または営業報告書の提出に代えてその要約を提出すれば足りることとする。	営業報告書は、子会社の状況に関する事項を記載した大部の書類であり、その内容は詳細にすぎるため、親法人である金庫の会員にはかえって分かりにくいものとなっている。	信用金庫法第54条の15第7項、信用金庫法施行規則第10条の12	金融庁	新規

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5032	5032A003		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	3	劣後債の発行	(信用金庫法による規制の撤廃)自己資本の充実策として、社債の一種である劣後債の発行を認める。		信用金庫の自己資本充実策としては、普通出資、優先出資、劣後ローンの3種類となっているが、このうち劣後ローンについては、資金の出し手である投資家が流通性の点から投資に難色を示す傾向が高まってきている。 また、現行のBIS規制のみならず、2006年度末から適用を予定している新BIS規制においては、リスクバッファとしての自己資本を起点としたマネジメントが重視される傾向にある。そこで、協同組織制度の根幹に抵触しない範囲で、資本充実手段の多様化に向けた環境整備を図る必要がある。 これにより、信用金庫の資本政策がより柔軟になり、会員向け金融サービスがより充実できるようになる。	信金法に社債発行の規定もしくは商法の社債に関する規定の準用がない。	金融庁	継続
5032	5032A004		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	4	普通出資の消却	(信用金庫法による規制の撤廃)普通出資の消却制度は、協同組織の互恵互助の機能をより高めていくものである。	「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法」で一部手当てされているが、組織再編成に限らず、商法第212条、第213条の趣旨を準用し、普通出資金の消却ができるよう、信用金庫法に手当てを行う。	信用金庫は、会員による互恵互助を基本とした協同組織金融機関である。したがって信用金庫の資本政策上、普通出資の増強が必要となる場合には会員に増口を依頼することとなる。しかしその後、資本が充実し余剰資金がある場合には、それを増口に応じた会員に返却する(消却)ことは、会員の自益権を害するものではなく、また協同組織の運営上もありうる選択肢である。また、会員は口数にかかわらず1個の自益権を有していることから、余剰資金の範囲内でかつ健全性が中長期的にも維持できる範囲内で、普通出資の消却が可能となれば、信用金庫の資本政策の選択肢も広がることとなるので、早急に手当てをしていただきたい。	信金法第16条、第21条、第51条、第52条、(参考条文)商法第48条、第212条、第213条	金融庁	継続

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5032	5032A005		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	5	出資による配当の導入	(信用金庫法の規制の緩和) 現金配当のほか、出資による配当も選択できるようにする。	総(代)会の決議で出資による配当を可能とする。	信用金庫は、会員による互恵互助を基本とした協同組織金融機関である。したがって、会員による自治に基づき、総(代)会の決議において、現金配当のほか出資による配当ができるようになれば、会員による自治がより強固なものとなる。	信金法第57条、(参考条文)信金法第55条の2、商法第293条ノ2	金融庁	継続
5032	5032A006		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	6	会員の法定脱退事由の拡大	(信用金庫法の規制の緩和) 協同組織の原点である「会員による自治」を活かした枠組みとする。	会員の法定脱退事由に「定款に定める事由の発生」を追加する。	信用金庫は、会員による自治に基づいて運営されている協同組織金融機関である。したがって、総(代)会決議によって定められる定款に、例えば「行方不明債権者」会員などを法定脱退事由として定めることは、協同組織の本質と整合性がある。また、現行の法定脱退事由では「破産」のみを規定していることから、民事再生法等再建型倒産法制を活用して再起を図る場合、引き続き会員として残ることとなる。この場合でも法定脱退とすれば借入金を減らすことができるようになる。なお民事再生決定後は、改めて会員になることで資金調達に支障が生じなくなる。	信金法第17条、(参考条文)商法第85条第1号	金融庁	継続

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5032	5032A007		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	7	協同組織金融機関が発行する優先出資に係る1口に満たない優先出資制度の創設	(優先出資法の規制の撤廃)右記同様	協同組織金融機関が発行する優先出資に関して、端株制度に準じた1口に満たない優先出資の制度を創設する。	協同組織金融機関の発行する優先出資については、1口に満たない優先出資の制度がないため、優先出資の分割を実施するにつき支障を生ずるおそれがある。なお、会社法制の現代化のための商法改正により、端株制度が廃止され、単元株制度に一本化された場合には、優先出資について単元株に相当する制度の創設を検討すべきである。	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	金融庁	継続
5032	5032A008		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	8	商法第280条ノ2第5項および同法第280条ノ3ノ2の優先出資への準用	(優先出資法の規制の緩和)右記同様	協同組織金融機関の優先出資発行に係る決定事項および公告・通知事項のうち発行価額については、市場価格がある優先出資を公正な価額で発行する場合には、株式会社と同様、発行価額の決定方法を定めれば足りることとする。	平成13年10月1日に施行された改正商法により、新株発行に係る取締役会決議事項および公告・通知事項のうち発行価額については、市場価格がある株式を公正な価額で発行する場合には、具体的な発行価額まで決定・公告等をする必要はなく、その決定の方法を定めれば足りることとされた。これらの規定が優先出資の発行にも準用されることとなれば、発行価額の決定から払込みまでの期間を相当短縮して、その期間内の価格変動リスクを軽減することができる。現在行われている公募増資の実務では、ブックビルディング方式により発行価額を決定する旨を定める方法で短縮した発行スケジュールを採用することが一般的になっている。	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	金融庁	継続

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5032	5032A009		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	9	新優先出資予約権および新優先出資予約権付債券の発行解禁	(優先出資法の規制の撤廃)右記同様	協同組織金融機関が発行する優先出資に関して、株式会社が発行する新株予約権および新株予約権付社債に相当する制度を導入する。	株式会社については、従来から転換社債および新株引受権付社債の発行が認められ、また、平成14年4月からは新株予約権の発行が解禁されている。協同組織金融機関についても、新優先出資予約権および新優先出資予約権付債券の発行を解禁することにより、資金調達手段の多様化等を図ることができる。	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	金融庁	継続
5032	5032A010		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	10	生命保険の構成員契約規制等の撤廃	(保険業法の規制の撤廃)生命保険の構成員契約規制を撤廃する。	業務上の地位等を不当に利用するなどの圧力募集を未然に防止する観点で設けられている生命保険の構成員契約規制については信用金庫への適用を除外する。	信用金庫における保険募集は、通常の生命保険募集人と異なり、非公開情報保護措置、優越的地位を利用した募集禁止、他の金融取引への影響の排除など、事前に様々な行為規制が保険業法等で適用されており、業務上の地位等を不当に利用する等の圧力募集を未然に防止する措置が既にとられている。	大蔵省告示第238号	金融庁	継続

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5032	5032A011		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	11	信用金庫の債務保証に係る大口信用供与規制の緩和	(信用金庫法の規制の緩和)信金中金代理貸付制度における信用金庫の債務保証分を大口信用供与規制の対象から除外する。	信金中央金庫代理貸付に係る債務保証について、大口信用供与規制の対象から除外する。	信金中央金庫は金庫の親金融機関といった性格を有し、その安全性は個別の信用金庫とは比較できないくらい安定している。信金中金代理貸付制度は、系統金融機関特有の制度であり、この仕組みは、信金中金と信用金庫による二重の審査及び期中管理により、信用リスクの縮減効果が高いものとなっている。	信金法施行規則第16条の2第1項第2号	金融庁	継続
5032	5032A012		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	12	コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大	(特定融資枠契約法の規制の緩和)対象企業を拡大する。	コミットメントライン契約(特例融資枠契約)の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体や特別法で定められた地方公社等その範囲に含める。	コミットメントライン契約(特例融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借手が資本金が3億円を超える株式会社などに限定されており、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体等には認められていない。地域金融機関のメイン取引先がほぼ当該契約の対象外であることは、我が国の制度とに定着していないために借手側のニーズも希薄とならざるを得ない。また、「ヤミ金融問題」と信用金庫等の預金取扱金融機関を同列で議論する必要はないように思われる。したがってコミットメントライン契約(特例融資枠契約)の適用対象を拡大することにより、中小企業の資金調達の多様化が図られることになるため、規制の緩和を検討いただきたい。	特定融資枠契約に関する法律第2条	金融庁、法務省	継続

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5032	5032A013		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	13	員外貸出先の拡充	(信用金庫法の規制の緩和) 地公体事業に準ずるPFI事業に係る貸出を員外貸出として認める。	PFI法上の「選定事業者」を信金法施行令第8条による員外貸出先のひとつに加える。	民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行うため、平成17年に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(いわゆる「PFI法」)が制定された。このように、PFI法の枠組みで創設される「選定事業者」は極めて公共性の高い事業を営む者であること、地域経済の活性化に貢献するという地域密着型金融の推進に沿うものであること、さらには会員に対する業務の遂行を妨げるものでもないことから、「選定事業者」への貸出については、地方公共団体や地方住宅供給公社に準じた扱いとする。	信金法第53条第21項、信金法施行令第8条、告示	金融庁	継続
5032	5032A014		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	14	定款への従たる事務所の記載の廃止	(信用金庫法の規制の撤廃) 定款の絶対的記載事項を見直す。	信用金庫の本店(主たる事務所)のみを、定款の絶対的記載事項とする。	事務所を定款の絶対的記載事項とするのは、会員による自治によって事務所を設定すべきであるとの趣旨である。しかし、市場原理に基づく監督行政が行われるようになった現在では、出店、廃店、統合を迅速にすすめることができない等、これまでの法益を守ることに伴う弊害が生じてきている。また、絶対的記載事項とせずとも、会員をメンバーシップとする協同組織である限り、実質的に会員のニーズを無視した店舗政策はあり得ない。したがって店舗政策は、会員から経営陣に委託している範囲内で経営の自由度を高めたほうが、会員のニーズに沿った経営ができるものと考えられる。	信金法第23条第21項(参考条文) 商法第166条	金融庁	継続

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5032	5032A015		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	15	事業用不動産の有効活用	事業用不動産の有効活用に関する規制を撤廃する。	事業用不動産の有効活用については原則自由であることとし、他業禁止規制の観点から活用できない事例を明示する。	金融他業の金融業への進出が図られているなか、金融機関のみに事業用不動産の有効活用を制限する理由が乏しくなっているため、明らかに他業禁止規制が必要な事例のみを明示する。	監督指針 - 2 - 2	金融庁	継続
5032	5032A016		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	16	信用金庫法に基づく証券業務に関する業務内容方法書の廃止		信用金庫が国債等の募集の取扱い業務の認可又は有価証券に係る引受け、募集若しくは売出しの取扱い、売買その他の業務の認可を受けようとするときに、当該業務の内容及び方法を記載した書類(業務内容方法書)を定めて認可申請書に添付することは不要とする。	信用金庫が証券取引法第65条第2項に定める証券業務を行おうとするときは、信用金庫法上の認可のほかに、証券取引法上の登録申請書に業務内容方法書等を添付して内閣総理大臣の登録を受けることとされており(認可又は変更届出もあり)、証券取引法に基づく業務内容方法書に信用金庫法に基づく業務内容方法書の内容は含まれていることから、信用金庫法に基づく業務内容方法書を存置させる必要性はない。	信金法第53条第9項、第11項、信用金庫法施行規則第8条の3	金融庁	継続

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5032	5032A017		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	17	有価証券指数先物取引の対象有価証券の範囲拡大	右記同様	株価指数先物取引の対象有価証券に協同組織金融機関の発行する優先出資証券を加える。	投資家による有価証券投資の対象は多様化が進んでいることから、株券以外の有価証券についても有価証券指数の対象として認めることが望ましい。	証券取引法第2条第21項、証券先物取引等に関する内閣府令第1条	金融庁	継続
5032	5032A018		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	18	確定拠出年金の受給権を担保とした借入れの許容	(確定拠出年金法の規制の緩和) 右記同様	確定拠出年金の受給権を担保とした借入れができるようにする。	確定拠出年金制度は、一部の例外を除き中途換金ができない制度であることを勘案すると、加入者が受給資格を満たす時期までに生活困窮等に陥り生活資金を必要とするケース等を想定しておくことが肝要である。	確定拠出年金法附則第3条	金融庁	継続

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5032	5032A019		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	19	確定拠出年金企業型年金の資格喪失者に対する個人型年金加入者としての継続加入条件の緩和	(確定拠出年金法の規制の緩和)右記同様	確定拠出年金企業型年金の資格喪失者についても個人型年金の加入者として継続的に掛金の拠出を行うことを選択できるようにする。	個人型年金の運用指図者は、それまで積み立てた資産を個人型年金に移換したうえで引き続き資産の運用を行うことはできるが、新たに掛金を拠出することはできないため、個人型運用指図者にならざるをえない転職者は、当初の資産形成プランを実現できないことはもちろんのこと、拠出期間を長期に分散させることによる運用リスクの軽減化を図ることもできず、健全な資産形成に支障をきたす懸念がある。	確定拠出年金法第62条第1項	金融庁	継続
5032	5032A020		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	20	確定拠出年金運営管理業務にかかる金融商品営業担当者による兼務禁止の緩和	(確定拠出年金法の規制の緩和)右記同様	金融機関の金融商品営業担当者について、確定拠出年金運営管理業務のうちの運用関連業務の兼務禁止を緩和する。兼務禁止の緩和に際しては、営業担当者が加入者に対して中立的な立場で運用関連業務を行うことを前提とする。	確定拠出年金業務を取り扱う金融機関の体制整備において、本兼務禁止措置の緩和は、確定拠出年金の普及に資するものと考えられる。	確定拠出年金運営管理機関に関する命令第10条第1号	厚生労働省	継続

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5032	5032A021		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	21	確定拠出年金の年金資産の中途引出し要件の緩和	(確定拠出年金法の規制の緩和)右記同様	現状の脱退一時金制度のほか、加入者が一定の課税条件(ペナルティ課税)を負うことにより、任意で確定拠出年金の資産の中途引出しを行うことを可能とする。	確定拠出年金は、国民が公的年金に上乗せして自己の老後生活資金を確保するため税制優遇措置を付して設けられている制度であるため、受給は原則60歳以降とされており、中途引出しは、諸条件を満たしたうえで脱退一時金を受け取る以外にはできない。しかし、現実には、長期に渡る加入期間中に不測の事態が生じても中途引出しができないことに不安感を抱き、加入希望者であっても加入を躊躇するケースが考えられる。さらに、特に企業型年金の場合は、企業の退職給付制度の一つであるにもかかわらず、60歳前に退職した場合は原則60歳に到達するまで受給を待たなければならない。今般、年金資産が50万円までであれば受け取れるようにする等の脱退一時金の緩和措置が図られたところだが、この脱退一時金制度とは別に、金額や時期にかかわらず、加入者の任意で中途引出しができるように制度を緩和すれば、女性や若年層を含むより多くの国民が安心して確定拠出年金に加入するようになり、国民の老後生活に対する不安感の軽減につながるものと考えられる。また、企業型年金は、企業の退職給付制度としての性格をより強めることができ、普及促進ができる。	確定拠出年金法附則第3条	厚生労働省	継続
5032	5032A022		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	22	信金法に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の開示の一本化	(各法で定められている情報開示の一本化)情報開示を一本化する。	信金法に基づくリスク管理債権の開示を廃止し、金融再生法に基づく(資産査定)の開示を一本化する。	信金法に基づくリスク管理債権と、金融再生法に基づく(資産査定)とは、開示の対象となる債権とその開示基準が異なっており、事務上煩雑であるとともに、顧客にとってもわかりにくい開示内容となっている。	信金法第89条で準用する銀行法第21条 信金法施行規則第20条の2から第20条の4 金融再生法第6条、第7条 金融再生委員会規則第2条から第6条	金融庁	継続

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5032	5032A023		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	23	業務方法書の廃止	(信金法の規制の撤廃)信用金庫法で定める業務方法書を廃止する。	信用金庫法で定める業務方法書を廃止する。	業務方法書は、規制監督の手段として協同組織金融機関に限り設けられている制度である。また、金融機関に対する規制監督のあり方が、各金融機関の自己責任原則の観点から、当局指導型から事後監視型に移行しているなかにおいて、現状では業務方法書を存続させる必要性は乏しいため、これを廃止する。	信金法第31条、信金法施行規則第4条	金融庁	継続
5032	5032A024		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	24	信託業務の拡大	(信託兼営法による規制の撤廃)信託代理店(信金本体の場合も同様、以下同じ。)の取扱い業務として、不動産関連業務を解禁する。	信託業務の取り扱い拡大により、と会員・顧客のライフプランに応じた最適なバランスシートづくりが可能となる。	信用金庫では、金融商品の多様化を受け、顧客起点のビジネスとして、会員・顧客のライフステージにあった最適なバランスシートづくりを基本としている。信託代理店の取扱い業務として不動産関連業務の取扱いが可能とならなければ、こうしたサービス提供が完結しない。	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項、同法施行令第2条の2、同法施行規則第2条の2第1項	金融庁	変更

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5032	5032A025		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	25	信用金庫の子会社等による信用保証業務の拡大	(信用金庫法による規制の撤廃)信用金庫の子会社等で信用保証業務を営む会社の事業範囲について、事業性資金に係る保証業務を解禁する。	子会社等において事業性資金に係る信用保証業務が可能となることにより、会員である中小企業者のニーズに即した柔軟な商品設計が可能となる。また親金庫で培った中小企業金融に関するノウハウが子会社等でも活用でき、信用コスト及びコミットメントコストの縮減化にもつながってくるものと考えられる。	現在の監督指針では、子会社等による信用保証業務は、原則として住宅ローン等消費者ローンに限定されている。しかし、「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」の要にもなっている中小企業金融(個人事業主も含む)の再生を図るためには、他の保証機関との連携だけではなく、自金庫のグループ会社である信用保証会社の経営資源も有効に活用することによって、担保・保証に過度に依存しない融資の仕組みを開発することができる。	信用金庫法施行規則第10条の5第2項第3号、告示第33号(平成14年3月29日)、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 - 2-7-1(3)	金融庁	継続
5032	5032A026		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	26	従属業務における収入依存度規制の緩和	(信用金庫法による規制の緩和)親金庫からの50%収入依存度規制を緩和する。	例えば、信用金庫と会員中小企業等との協働事業として従属業務を営むことができるようにする。	信用金庫と会員中小企業等との協同事業として、従属業務子会社による協働事業が行えるようになれば、より効率的な地域貢献ができるようになる。	信用金庫法第54条の15第8項、告示第16号(平成16年3月31日)	金融庁	継続

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5032	5032A027		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	27	独立行政法人の余裕金の運用先に係る制限緩和	(独立行政法人通則法の運用の緩和)右記同様	全ての独立行政法人の余裕金の運用先として、「銀行その他の主務大臣の指定する金融機関」の条項に「信用金庫及び信用金庫連合会」を加える。	独立行政法人通則法第47条第2号によると、独立行政法人の業務上の余裕金の運用方法については、「銀行その他の主務大臣の指定する金融機関への預金または郵便貯金」となっており、「信用金庫及び信用金庫連合会」は、案件が発生する都度、主務大臣による指定が必要となっている。政府関係機関等の余裕金の運用先の拡大については、「規制緩和推進3か年計画」において「信用金庫及び信用金庫連合会」を追加する旨の閣議決定がなされていること、どの金融機関と取引を開始するかどうかは当該独立行政法人が決定すべきこと等から、銀行が指定されている現行告示を改正するとともに、今後指定される告示についても、「信用金庫及び信用金庫連合会」を明記するように要望する。	独立行政法人通則法第47条に基づく告示	総務省	継続
5032	5032A028		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	28	一般職員の兼業・兼職制限の廃止	(信金法の規制の撤廃)一般職員について兼業及び兼職の制限を廃止する。	一般職員について兼業及び兼職の制限を廃止する。	信用組合では、協同組合による金融事業に関する法律第5条の2で、代表理事と常務役員が兼職・兼業禁止の対象となっている。また、銀行では、銀行法第7条で、常務取締役が対象となっている。このように、預金取扱金融機関のうち一般職員の兼業及び兼職の制限が課せられているのは、信用金庫及び信用金庫連合会(以下「金庫」という。)だけであるが、金庫についてのみ厳格な規制を課す理由はなく、一般職員の兼業及び兼職の制限を廃止する。	信金法第33条、(参考条文)協同組合による金融事業に関する法律第5条の2、銀行法第7条	金融庁	継続

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5033	5033A001		株式会社パッファロー	1	UWB無線システムの早期開放と5GHz帯無線アクセスシステム等との共用条件の検討	UWB無線システムは現在、情報通信審議会 情報通信技術分科会 UWB無線システム委員会において議論が進められております。ユビキタス社会の実現に向けて有効な技術の一つであるUWB無線システムの製品化が早期に実現できる事を切に希望いたします。同時に、5GHz帯無線アクセスシステム等と相互に干渉を起こすことの無い様有効な共用条件の設定を希望いたします。		ユビキタス社会の実現に向けてさまざまな技術開発が進められている中で、本年5月に行われました5GHz帯無線アクセスシステム開放は、近年急速に普及してきた無線LANシステムを大きく成長させるきっかけとなるようになっております。新たにUWB無線システムが加わることはユーザーの選択を広げ利便性を拡大することに有効であり大いに推進いただきたいと思います。しかしながら、これらの有効な技術が相互に干渉を起こす事はユーザーに無用の混乱を与え、システムの普及を妨げることとなります。新しいUWB無線システムにおいては5GHz帯無線アクセスシステム等と共存を図ることができる方策のご検討をお願いいたします。	電波法	総務省	
5034	5034A001		(社)関西経済連合会	1	労働者派遣受入期間の制限規制、直接雇用への切り替え規制の撤廃	労働者派遣受入期間の制限規制、直接雇用への切り替え規制を撤廃していただきたい。		・派遣契約期間や直接雇用への切り替え等は本来、当事者間の契約の自由委ねるべきである。 ・企業が経営状況に対して機敏に対応できるようにする必要がある。 ・会社側では、基幹業務以外は長期的に外部労働者を活用したいというニーズがあり、派遣社員側でも、派遣で長期的に安定して働きたいという希望がある。企業の人事政策や働き方の多様化に適応すべき。	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(労働者派遣法)	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5034	5034A002		(社)関西経済連合会	2	労働者派遣受入期間制限の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 派遣期間の制限のない26業務と制限のある業務(自由化業務)を同一の派遣社員が行う場合、主たる業務が26業務の場合は、派遣期間の制限を撤廃していただきたい。 中高年(45歳以上)における派遣期間制限撤廃 		<ul style="list-style-type: none"> 何を根拠に自由化業務の割合が1割を超えると派遣期間を制限するのか、根拠が不明である。また、26業務の付随業務として行う「コピー」や「庶務」と、自由化業務としての「コピー」や「庶務」の区別がつきにくく、混乱をまねいている。 雇用形態の多様化ニーズや高齢者人口の増加等時代変化に応じて、柔軟に見直されるべきである。 	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(労働派遣法)	厚生労働省	
5034	5034A003		(社)関西経済連合会	3	派遣における事前面談の自由化	派遣における事前面談を自由化していただきたい。		<ul style="list-style-type: none"> 事前面接により、スキルと業務内容とのミスマッチが少なくなり、中途解約の減少につながる。派遣先が事前面接をした場合で、派遣元が雇用するか否かを決定する権限を有していれば、派遣元の雇用責任は果たされる。 平成17年度中に検討を開始することとしているが、議論を先延ばしにせず、早急に結論を得られるべく検討が進められることを期待する。 	労働者派遣法 派遣元派遣元、派遣元指針、派遣先指針	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5034	5034A004		(社)関西経済連合会	4	労働時間法制の見直し(エグゼンプション制の導入等)	全職種に裁量労働制を導入させるべき。少なくともホワイトカラーについては、年収など一定の条件を満たす場合について、労働時間規制の対象から除外するしくみ(エグゼンプション)の導入など、弾力的な運用を目指すべきである。		これほど成果主義を唱えている企業の発想に労働行政側が追いついていない。過労死の問題解決は避けられないにせよ、競争力のある企業を育てるには、労働=時間という工場労働者(ブルーカラー)にのみ適用可能な労働基準法の大幅な改正が不可欠である。企業の実態を無視した労働基準法は、百害あって一利なし。労働行政が企業活動をあまりにも制約している。ホワイトカラーなどは、労働の負荷や仕事の成果が必ずしも労働時間の長さに比例しないことから、処遇の公平性や納得性、企業全体の生産性向上の観点から、一律的な労働時間規制の対象とするには問題がある。	労働者基準法	厚生労働省	
5034	5034A005		(社)関西経済連合会	5	請負と派遣の区別の見直し	外部労働力の利用の一形態として、業務のアウトソーシングが増えている。しかし、派遣と請負(アウトソーシングなど)との区分基準において、請負と認定されるための条件が厳しすぎるため、請負の要件を緩和していただきたい。		請負と認定されるためには、「1. 請負業者がその労働者を直接指導命令すること」の他に、「2. 請負業者が業務遂行のための設備、資材などを用意すること」が求められており、この2つの要件を満たさない場合は、派遣とみなして、労働者派遣法を適用するとしている。労働者保護の観点からいえば、1の要件を満たしていれば請負として認めるべきである。	労働者派遣法、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準(労働省告示)	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5034	5034A006		(社)関西経済連合会	6	特定金融会社等、銀行議決権大量保有者、保険議決権大量保有者の資本金額の変更に係る届出の見直し	新株予約権方式によるストック・オプション制度を導入している会社や新株予約権付社債等を発行している会社については、各根拠法令における資本金額の増加による変更届出を以下のとおり見直しをいただきたい。要望する。1. 新株予約権の発行等を新たに変更届出事項とし、これにより新株予約権の行使時における資本金の変更は変更届出事項から除外する。またそうした場合は、決算期末の資本金額のみを当該期末日から1ヶ月以内に届け出ることとする。2. (1が難しい場合)新株予約権の行使等による資本金の変更を、「変更のあった場合の毎月末日時点の資本金額について当該末日から1ヶ月以内」に届け出ることとする。		1)について、新株予約権の発行時点からの一定期間内において、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額や資本に組入れざる額等について届け出ることとすれば、その範囲内での将来の資本金の増加が予測される。従って、新株予約権が行使されたことによる資本金の変動(増加)がある都度、変更届出をする意義は乏しくなり、一定の資本要件の充足を確認するという法の目的に照らして妥当であると思われる。実際の資本金額については、期末の資本金額を届け出ることと把握される。2)について、会社の登記事項において変更があったときのその変更登記は「変更のあった日から2週間以内」(商法第188条第4項、第67条準用)であるのに対し、資本金の変更登記について、新株予約権の行使等による場合は商法上の特則(商法第280条の37第4項、第222条の7準用)があり、「変更のあった日の毎月末日現在より2週間以内」に登記をすればよいことになっており、変更の事由に応じた合理的な取扱いとなっている。(新株予約権の行使は行使可能期間においては随時行われるため、その都度、状況把握し届け出することは実務上難しく、変更のあった毎月末日を基準とする期日設定が現実的である。)現行の各根拠法令では新株予約権の行使等による資本金の変更届出については、資本の変更のあった日を期日設定の基準日としているため、現在の実務にそぐわない。また、変更届出には、添付書類として、資本金の変更が反映された登記簿謄本の添付が要求されることがある。通常登記簿謄本が出来上がってくるのが月末から2週間では間に合わないため、変更届出を行った時点(変更届出書)と変更登記の完了時点(登記簿謄本)の2回にわたって書類の提出が必要となっている。資本金の増加による変更届出については、法の目的からして、特にそれが即時性を要求されるものではないと考えられることから、	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律第7条、第4条第1項第2号、銀行法第52条の3第1項、第52条の2第1項第3号、保険業法第271条の4第11項、第271条の3第1項第3号	金融庁	
5034	5034A007		(社)関西経済連合会	7	有価証券届出書等における、株式や新株予約権の発行時における「価格」の用語の「価額」への変更	現在、有価証券届出書や発行登録書・追補書類のフォームを規定する、企業内容等の開示に関する開示府令では、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格を記載することとなっている。一方、商法第280条の20第2項において記載があるとおり、商法上は、新株予約権の行使に因り新株を発行する場合におけるその新株の発行「価額」に関して規定がされており、証券取引法における各種提出書類においても、当該商法の規定と合わせた価額での開示を要望するもの。		商法や開示府令、証券取引所の適時開示ルールにおける「価格」「価額」等の用語の定義が統一であり、開示手続き上の混乱が生じる可能性がある(最近では、証券会社の手数料が発行価額に含まれる事例も多いことから、実務上、価格=投資家が払い込む金額、価額=発行会社が受取る金額と解釈されるケースも多い。)	企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式等、商法第280条の20	金融庁、法務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5034	5034A008		(社)関西経済連合会	8	「証券取引法上の適格機関投資家の範囲拡大」	現在、適格機関投資家は銀行等の金融機関や一部の事業会社に限定されている。このうち、事業会社については、以前は貸借対照表の「有価証券」及び「投資有価証券」の金額が100億円以上のもので金融庁長官に届出を行ったものとされている(過去は金額制限が500億円以上であったが、金融審議会での議論を踏まえ引き下げられた)。適格機関投資家の範囲拡大は17年度検討事項とされているが、この範囲を、事業法人については保有有価証券の金額制限を更に5億円程度へと引下げ、また個人投資家についても資力や能力に一定の制限(例:1億円以上)をつけた上で、届出を行ったものについては適格機関投資家の資格を付与するべき。		わが国資本市場の一層の発展と経済活性化のためには、様々なニーズに対応した金融商品の普及が不可欠。現行の公募ルールでは新しい商品に対する柔軟性に欠けるため、まずは私募市場の拡大が喫緊の課題と考えるが、従来の金融機関では積極的なリスクテイクに限界があり、資力とその意志ある投資家を増やすことが市場の厚みに繋がる。なお、個人については米国でも、資産規模等の制限をつけた上で適格機関投資家の範囲に含めている。金融改革プログラムにおいても見直しの検討を行うこととされていることから、早急な検討をお願いしたい。投資者保護の観点が必要であるものの、一定の資格要件に基づく届出制により自己責任原則は確保されるものと思われる。	証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第4条	金融庁	
5034	5034A009		(社)関西経済連合会	9	「株式の市場公募時における、安定操作人リストの提出廃止」	株式を市場公募するに際し、証券会社、証券取引所に対して提出することとなっている「安定操作人リスト」の提出について、証券会社以外に安定操作人を設けない場合は、子会社、関係会社及びその役員等のリストの提出を求めないこととしていただきたい。		株式を市場公募するに際し、証券会社、証券取引所に対して「安定操作人リスト」の提出が必要とされている。密接な関係にある会社とその役員は安定操作取引が可能となっているため、実際にはそれらを安定操作人として予定していない場合においても、実務上は発行会社の全ての子会社、関係会社及びその役員のリストを作成しなければならないこととされている。そのため、海外まで含めて膨大な人名リストの作成が必要となり、募集までの限られた時間内で膨大な作業負担となっている。しかし一方で、安定操作取引自体を子会社、関係会社及びその役員を通して実施することは極めてまれなこととなっており、幹事証券会社を通して安定操作取引を行うことが通例となっている。また、提出されたリストに掲げられた全てのものの取引について、証券会社、証券取引所が現実的に監視を行っているとも思われず、現代において意味を持たなくなった実務であることが明らかであり、当然に廃止するか、少なくとも実際に安定操作を予定しているものみに限定したリスト作成を要求されるべきである。	証券取引法施行令第20条及び内閣府令各証券取引所の規制?	金融庁、各証券取引所	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5034	5034A010		(社)関西経済連合会	10	「中小企業者に対する債務保証制度の見直し」	信用保証制度の対象の拡大について、迅速な検討対応を要望する。本件については、平成17年度検討事項として、「信用保証制度のあり方に関する検討小委員会」でも議論されているが、中小企業者向けに実績・経験のある事業会社に関する対象拡大について出来るだけ早急に検討し、結論に達していただきたい。		信用保証制度における対象者を特定の金融機関等に限定する現行の制度について見直しの必要性は認識されており、ここ数年検討を行うものとはされているものの、これまで結論に至っていない。	中小企業金融公庫内規、信用保証協会法、中小企業信用保険法	経済産業省、中小企業庁	
5034	5034A011		(社)関西経済連合会	11	「外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外」	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人、または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体または外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める法人に関し、適用範囲の見直しを行っていただきたい。株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となってしまったような場合には、実質的に外国人が事業を支配している場合に当たらないことから、何らかの適用除外を検討いただきたい。例えば、上場会社の場合、いずれの特定の外国人(企業支配や議決権行使について共通の意思をもった一団)の議決権比率が20%未満である場合などは、規制趣旨の範囲外であるものと思われ、適用除外とする措置を検討いただきたい。		本来この規制は、外国人による日本企業への経営支配を管理するのが目的であるものと思われる。その法の趣旨に鑑みれば、実質的に外国人が支配している場合に当たらないケースで、この規制を適用する必要性は無いものと考えられる。また、株式公開企業において株主状況が把握できるのは半期毎であり、たまたまその時の市場での株式売買の結果、形式的に外人保有比率が50%を超えたかどうかで、対内直接投資の届出の必要性や対外直接投資の届出の必要性が変動するとすれば、いたずらな混乱を招くものと考えられる。資本市場の国際化の実態に見合った対応が望まれる。	外国為替及び外国貿易法第26条第1項(外国投資家の定義)、第27条(事前届出)、第55条の5(事後報告)	財務省、日本銀行(国際局国際収支課)	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5034	5034A012		(社)関西経済連合会	12	県外産業廃棄物搬入にかかる事前協議制度について	県外産業廃棄物の搬入にかかる事前協議を必要とするのは、「最終処分を目的としたもの」に限定し、「リサイクルを目的としたもの」は事前協議を不要にすてもらおう各地方行政に指導していただきたい。		各種リサイクル法の施行などによる社会的背景もあり、排出事業者によるリサイクルへの取り組みが活発化している。しかし、「県外産業廃棄物の搬入にかかる事前協議制度」が足かせとなり、県外の処理業者に委託すればリサイクルできる産業廃棄物を止む無く県内の最終処分業者に処理委託しているケースがある。今後、より一層リサイクルを推進するために、リサイクルを目的とした県外産業廃棄物の搬入については、事前協議を不要にする必要がある。	都道府県条例または都道府県指導要綱	環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部	
5034	5034A013		(社)関西経済連合会	13	産業廃棄物収集運搬業許可取得の緩和	許可を都道府県単位、または全国単位として許可の簡素化と費用の軽減をしてほしい。また、越県回収についても規制の緩和をお願いしたい。		全国100を超える行政の許可が必要で現在、順次、個々の行政に対して申請し、許可をうけていますがその簡素化が要望の趣旨です。また、新規取得での手数料も高額であり5年毎の更新も必要なので、この手数料の減額も要望します。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条	環境省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5034	5034A014		(社)関西経済連合会	14	技術者等の入国規制緩和	中国をはじめ日本に入国する際に規制を受ける国であっても、来日の目的が研修、技術会議、設備・装置の確認等であることが確認できる技術者の場合、ビザを不要としてほしい。また、その際の手続き・承認等にかかる時間を短縮できるよう、諸々の整備をお願いしたい。		ジャストインタイム、必要とされる時間に来日が可能となれば、スケジュール組みに自由度が得られ、仕事効率も向上し、時間管理、効率活用、信頼等のため	出入国管理及び難民認定法	警察庁、法務省、外務省、厚生労働省	
5034	5034A015		(社)関西経済連合会	15	中国を始め東南アジアからのサービス産業従業員の人口規制緩和	現在フードサービス業に従事する人口は400万人を超える状況ですが、特に若者がIT関連分野に転職するものも多く、全体的に人手不足であり、今後の少子化を含め重要な問題である。		調理分野・サービス分野の労働者の人口管理規制を緩和して欲しい。	出入国管理・難民認定法	外務省、厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5034	5034A016		(社)関西経済連合会	16	ワーキングビザ及び観光ビザ発給の緩和	ワーカー不足傾向は明らかであり、FTA絡みの対フィリピンワーカーへのワーキングビザ発給等の緩和が望まれる。又、中国人に対するビザ発給も実質的に様々な規制があり取引に支障がある。		要望内容の通り	出入国管理法	外務省	
5034	5034A017		(社)関西経済連合会	17	内航船の乗組員の国籍に関する規制緩和(外国人の雇用解禁)	内航船の乗務員として外国人船員の雇用を許可していただきたい。		外国人船員を雇用することでコスト合理化を図ってきた外航船と違い、内航船には外国人の雇用が認められていない。このため人件費の高い日本人船員を雇用せざるを得ず、内航船のコスト高を助長する要因の一つとなっている。人件費の安いといわれる外国人船員を起用することで、物流コスト(船運賃)の削減を可能ならしめ、海運会社の収益を改善するとともに、荷主企業のコスト圧縮を図り産業競争力を高めることが可能となる。	船員法(ただし、外国人船員の禁止条項は同法令に定めるものではなく、国防上の理由等により閣議決定されたものである)	国土交通省 海事局 船員労働環境課	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5034	5034A018		(社)関西経済連合会	18	医療法人(社団)による有料老人ホーム運営禁止の見直し	有料老人ホームをすべての医療法人が運営することができるよう、医療法第42条を見直す。		有料老人ホームは身のまわりの生活に不安のある高齢者や介護を要する高齢者が利用する施設であって医療と関連があると言え、また現に介護保険制度において特定施設入所者生活介護として指定を受ければ介護保険サービスとなると定められている。厚生労働省が進めつつある、病院の病床削減施策とそれに伴うが患者の受け皿や介護・医療サービスを付加できる住まいの機能の拡充が求められており、有料老人ホームはその機能のひとつとして有効である。また医療法人と似た性格を持つと言える、同じ厚生労働省所管の社会福祉法人では、有料老人ホームを運営できることとなっている。これらのことから考慮して、医療法人に有料老人ホーム運営を禁止する正当な理由が見つからない。	医療法第42条2項	厚生労働省(担当課は不明)	
5034	5034A019		(社)関西経済連合会	19	大学設置基準等の見直し	大学設置基準等による制約(校地が必要)により、都会から大学が郊外へと移転し、各都心部での若者の空洞化が目立つ為、校地を必要としない様、規制緩和を行い、大学等の都心回帰が都心部の活性化に繋がる様をお願いしたい。(大学院における大学院設置基準では校地に関する制約が無い為、都心のビルにも徐々に開設されつつある)		都心への大学等の設置を契機に、若者の都心への通学・移住等による都市活性化促進が図られ、経済の活力増加に繋がるのではないかと考える。	大学設置基準等	文部科学省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5034	5034A020		(社)関西経済連合会	20	宅地開発等指導要領の見直しに関する指針について	市町村等の合併に伴う新たな指針を出される場合は、国からの通達通り指導して欲しい。(国からの通達は魅力的な内容となっている。)		魅力ある街づくりのためのプランニングが各種制約により変更させられることが多く、魅力ある街づくりが出来ない。	都市計画法(平成7年11月7日建設省終民発第45号建設小住街発第94号)	国土交通省	
5034	5034A021		(社)関西経済連合会	21	建築行為に係る開発許可申請の見直し	市街地開発事業により整備された大規模宅地を一敷地として利用する場合において、集合住宅・工場・業務施設等の建設を目的とした行為については、法令の適用を除外する。		市街地開発事業の施行による住宅用地・工場用地・誘致施設用地等は、そもそも当該施設等立地を目的に宅地造成したものであることから、開発許可の適用は除外されても良いのではないかと考えられる。	都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(指定都市等の区域内にあっては、当該指定都市等の長。)の許可を受けなければならない。(都市計画法第29条) 市街化区域内で民間事業者が1,000㎡以上の区域で開発行為を行う場合は、都道府県知事の許可が必要。	国土交通省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5034	5034A022		(社)関西経済連合会	22	「建設業における工事可能規模拡大等の規制緩和について」	建設工事においては、現行、3,000万円以上の建設工事については「特定建設業許可」を取得することが要件となっている。(3,000万円以下については、「一般建設業許可」)「特定建設業許可」取得の要件のひとつに、財産的基礎があることとして、その建設業の欠損の額が資本金の20%以下、流動比率が75%以上あることが挙げられている。そもそも、財産的基礎を設ける意義は、その企業の健全性(その会社が倒産しないこと)を立証するためのものであるのならば、「資金繰りの健全性」等、他の指標も加味すべきではないかと認識している。「特定建設業許可」のために、参入の障壁となっている現状を踏まえ、その障壁を緩和するためにも、「特定建設業許可」の要件について、別の指標も加味する、もしくは、「一般建設業許可」でも工事参入可能とすることが必要と考える。特に、情報通信業界においては、国家のu-Japan政策を推進すべく、デジタルデバイド解消および均衡あるブロードバンドの提供を実現するよう、利益追求よりも地元住民や地元行政への貢献を行なうべくインフラ構築の責任を一元的に全うしている。「u-Japan」環境の構築を、早期に普及させ、また低予算で実現するためには、地元の大小さまざまな通信工事会社への工事参入機会を拡大し、門戸を広げることが重要と考えている。		「特定建設業許可」の要件、「財産的基礎」にかかる要件の見直し、もしくは、「一般建設業許可」を持って工事を請け負うことができる工事規模を拡大して欲しい。	建設業法 第7条、第8条、第15条、建設業許可事務に関するガイドライン、ICT政策大綱	総務省、国土交通省	
5034	5034A023		(社)関西経済連合会	23	官公需法による過度な中小建設業者保護について	1. 制定時に比べれば倍近くまで上がっている官公需契約目標率が適正かどうかの見直しが必要ではないか。 2. 発注規模及び工種を細分化をする際には、飽くまで工期短縮、コストダウンを第一義にした上で検討願いたい。		1. 目標数値達成の為、発注ロットの細分化を無理に行い、地元中小企業に発注しているケースが見受けられる。 2. 発注規模の細分化はコストアップ及び工期の長期化が不可避であり、非効率である。	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律 地方自治法及び関連通達	経済産業省、国土交通省、自治省、財務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5034	5034A024		(社)関西経済連合会	24	砂防法に係る砂防指定地域の見直し	砂防法の適用区域内において、防災措置及び砂防検査が完了している土地においては、砂防申請行為の適用除外とする。		砂防法の適用地域においては、適用地域の見直し規定がないため、砂防検査完了後であっても宅地の切り直し等において新たな砂防申請行為が必要となっている。また、砂防法適用地域は宅地造成規制区域と大部分が重なっており、煩雑な手続きとなっている。防災調整池や河川改修等、防災上の施設が整えられた地域においては、砂防法を適用する必要性がなくなっていると思われるため。(宅地造成規制法による許認可による制限で、宅地等の安全性は確保されていると思われる。)	砂防設備ヲ要スル土地又ハ此ノ法律ニ依リ治水ノ砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スヘキ土地ハ国土交通大臣之ヲ指定ス(砂防法第2条)都道府県知事(指定都市等の区域内にあっては、当該指定都市等の長、)は、(中略)関係市町村長(特別区の長を含む、以下同じ。)の意見を聞いて、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域を宅地造成工事規制区域として指定することができる。(宅地造成規制法第3条)	国土交通省	
5034	5034A025		(社)関西経済連合会	25	建設業許可の基準となる経営業務の管理責任者の実務経験規定の緩和	建設業許可の取得に際し、経営業務の管理者の実務経験年数を5年以上又は大学卒業後3年以上等とする規定があるが、これについて期間短縮、資格試験制度や講習受講によるみなし規定を設ける等の規制を緩和する。		本規定は、建設事業者の専門工事子会社の分社化や新規事業者の参入等において、障害となっている。経営業務管理者の適正判断は、実務経験以外の方法でも可能である。	建設業法第7条	国土交通省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5034	5034A026		(社)関西経済連合会	26	監理技術者の資格取得条件の緩和	電気通信工業においては多種にわたる工事知識を必要とする「技術士」以外での資格取得制度がなく、実質的に規定の実務経験年数(最大12年)を有することが必要となり、ハードルが高くなっている。一方、電気工業など一部の工業においては、該当分野の工事に特化した試験資格(一級電気工事施工管理技士)が建設業法において設置されており、若い世代の資格取得が容易となっている。電気通信工業においても、能力のある若い世代が監理技術者となれるよう、管理技術者要件を改革する。例えば、特化した監理技術者資格試験制度(例:一級電気通信工事施工監理技士)を新設することも考えられる。		電気通信工業においては、IT関連技術の進展が速く、実務経験による取得のように最長で12年以上の経験年数を必要とする現在の制度だけでは、若い人材の取得が困難であるうえ、システム系工事などにおいては従前の技術では、技術監理上実態と合っていないケースが散見されるため。	建設業法 第26条及び7条第二号イ、ロ又はハ	国土交通省	
5034	5034A027		(社)関西経済連合会	27	企業年金における柔軟な制度運用について	各年金制度における給付引下げについて、基本的に労使合意さえあれば、給付引下げの理由は問わないものとしていただきたい。		現状の制度では、給付引下げの許可基準が厳しいため、現在のような低迷する運用環境下においても高い予定利率を維持しなければならず、事業主の負担が非常に大きくなってきている。従業員の雇用を守るためにも、基本的に合意さえあれば、各企業労使が自主的に給付引下げの意思が決定ができる基準の検討をお願いしたい。	・確定給付企業年金法施行規則第5条、第6条 ・昭和41年9月27日年発第363号厚生年金基金設立認可基準第三	厚生労働省年金局	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5034	5034A028		(社)関西経済連合会	28	登記手続き電子化と証明書類貼付の省略	登記手続きの電子化は既に行なわれているところであるが、これを早期に完了させ、その上で登記済みの事項に関する証明書の提出を省略できるようにする。		電子化が完了すれば全国のどの法務局の情報でも瞬時に検索できるので、その証明書を申請者が提出することは無駄であるため	商業登記法、不動産登記法	法務省、各法務局	
5034	5034A029		(社)関西経済連合会	29	大型店舗酒類小売業免許の制限の緩和	大型店舗酒類小売業免許を取得してから3年間は国産ビール及び500ml以上の清酒を販売することができない。これを改め、大型店舗酒類小売業免許取得後、直ちに国産ビール及び500ml以上の清酒を販売できるようにするべきである。		当該規制は、公平、公正な競争を阻害し、消費者の利便性を著しく損なっている。また、当該規制は、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成17年3月)において、平成17年度までに検討し、結論を得ることとされており、早期に結論を得て緩和すべきである。	酒税法第9条、第10条、酒税法及び酒類行政関連法令等解釈通達の制定について(平成11年6月25日)	国税庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5034	5034A030		(社)関西経済連合会	30	C重油輸入規制の撤廃	関税の引き下げ、撤廃、及び備蓄義務の規制軽減、廃止		C重油には、高硫黄品で3,202円/Kと他の石油製品を大幅に上回る輪関税がかかっている。又、C重油を輸入する場合90日分の備蓄義務も課せられていることから、実質、高硫黄C重油の輸入は、国内の石油精製会社に限定されている。一般需要家がC重油を輸入することは困難な状況であることから、日本の高硫黄C重油の価格は、海外諸国と比べ割高となっている。規制を軽減、撤廃することで輸入が促進され、日本の高硫黄C重油価格が海外と同等の水準となれば、日本のエネルギーの国際競争力も高まる。	関税暫定措置法第2条第1項、石油の備蓄の確保等に関する法律	経済産業省、資源エネルギー庁(担当課は不明)	
5035	5035A001		千葉県野田市	1	保育所認可定員の弾力的運用について	保育所の定員については、待機児童の解消を図るため、平成10年2月13日付厚生省児童家庭局長通知「保育所への入所の円滑化について」の「保育所への入所円滑化対策実施要綱」に基づく児童家庭局保育課長通知により、年度当初は認可定員に概ね15%を乗じて得た員数の範囲内、年度途中から9月までは認可定員に25%を乗じて得た員数の範囲内、年度後半(10月以降)は、認可定員に25%を乗じて得た員数を超えても差し支えないこととされているが、公立の保育所については、児童福祉施設最低基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)及びその他の関係通達に定める基準の範囲内で、年度当初から認可定員を越えた保育が行えるよう規制改革することを要望する。	児童福祉施設最低基準及びその他の関係通達に定める基準の範囲内で、年度当初から定員を超えた保育を行うことにより、一層の待機児童の解消を図る。	当市においても待機児童が発生している状況から、「保育所への入所の円滑化について」により定員を超えた保育を行っているが、4～9月はこれを超えた入所希望があり、待機児童が発生している状況が続き、10月に待機児童が減少する傾向があるため、現行通達による運用では待機児童の解消ができないのが実情である。このため、児童福祉施設最低基準及びその他の関係通達に定める基準の範囲内で、年度当初から定員を超えた保育を実施することにより、より一層の待機児童の解消を図りたいことから要望するもの。	平成10年2月13日付厚生省児童家庭局長通知「保育所への入所の円滑化について」 平成10年2月13日付厚生省児童家庭局保育課長通知「保育所への入所の円滑化について」	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5035	5035A002		千葉県野田市	2	文化財保護法による発掘調査事務権限の市町村への拡大について	土木工事等の目的で周知の遺跡内において発掘を行う場合、文化財保護法第93条第1項により、事業者は工事を着手する60日前までに市町村教育委員会を経由し、都道府県教育委員会に届け出をしなければならず、また、県教育委員会はこの届け出に対し、同法第93条第2項により「当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施」等の指示を行うこととなっているが、現行規定による運用では、発掘調査の遅延による工事着手の遅延等、良好な経済活動を阻害する要因となっていることから、同法施行令第5条第2項により権限が認められている「指定都市」の適用範囲を拡大し、独自の対応が可能な市町村についても届け出の受理及び指示の権限を持たせるよう規制改革することを要望する。	市町村教育委員会の権限により、文化財保護法第93条による土木工事等の目的で周知の遺跡内において発掘を行う場合の届け出の受理、及び「当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施」等の指示を行うことにより、当該発掘調査の事務の迅速化を図り、もって事業者の工期等への負担の軽減、地権者の利益の保護等、良好な経済活動の促進を図る。	当該発掘調査については、事業者による法の認識不足等により工事着手の60日前までという届け出期限が守られず、その結果、都道府県からの指示が工事着手直前になされ、工事着手に間に合わないケースが発生している。また、事業者が工事に着手する60日前までに届け出を出したとしても、遺跡の内容によっては十分な調査期間を確保することが困難な場合もある。このような場合、事業者の協力により成り立つという埋蔵文化財行政の性質から、事業者の工期等への負担軽減に配慮することが求められるとともに、工事着手の遅延等により発生する経費の増大や、場合によっては事業者の撤退につながり、事業者に土地を提供した地権者の不利益になるなど、良好な経済活動を阻害する要因になりかねない。このような問題を解決するためには、法の周知徹底はもとより、届け出に関する事務の迅速化が必要と考えられるが、文化財保護法施行令第5条第2項により権限が認められている「指定都市」の適用範囲を拡大し、独自の対応が可能な市町村においては、届け出の受理及び指示の権限を持たせることが有効と考えられることから要望するもの。	文化財保護法第93条及び同法施行令第5条第2項	文部科学省	
5038	5038A001		諏訪光司(個人)	1	高速道路の無料化	高速道路の無料化は、山崎養世氏が指摘するように、現在の道路4公団の約40兆円の高金利(4.0%程度)の財政投融資からの借金を、低金利の国債(30年国債で2.0%程度)への借り替えで実現できるわけではなく、新規の高速道路建設は有料道路制度によるもので、新規の高速道路建設は有料道路制度によるもので、必要性の無くなる道路公団は廃止すべきです。無料化は一見、高速道路建設までも道路財源に頼るので、大幅な増税が必要のように思われるが、実際は高速道路が有効利用されることによって渋滞緩和目的の国道バイパス等の建設が不要になり、	その資金が新規高速道路建設に回せるようになる事と、借り替えによって借金の利払い分の無駄になっってしまう財源が抑制されるため、それで浮いた財源も高速道路建設に回せるようになる。現状のままでは無駄なことだらけである。外国では高速道路は無料なのが普通です。高速道路の無料化は次の大きなメリットがある。現状では多くの車が高速道路の通行料金を避けて一般道路ばかりが混雑するが、高速道路はガラガラの状態になっていて、一般道路が四六時中渋滞する地域で、かろうじて利用されるという有様で、高速道路が有効利用されていない。	高速道路は歩車分離、高速に対応した道路規格の為、一般道路と比べて単位交通量当たりの交通事故発生率が非常に低いので、多くの車が高速道路にシフトすれば交通事故の減少にもつながり、一般道路の混雑緩和にもつながる。山崎養世氏も力説するように自動車交通に依存する地方においては経済活性化の起爆剤になる。等です。		国土交通省、財務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5038	5038A002		諏訪光司(個人)	2	既存の一般道路の改築による、交通安全と高速走行を両立させた「快速国道」の導入とその関連法見直し	特に北海道の一般道路は積雪に対応する為元々道路幅が広く作られているためか、冬季以外の郊外の幹線道路では流れが80～90km/hはあるが、その流れに乗る派と法定速度遵守派との間での無理な追い越しが日常茶飯事になっている実態がある。それに原因すると思われる対向車線はみ出し衝突死亡事故が北海道は特に多い。そこで、自動車、道路関連フリージャーナリストの清水草一氏は既存の一般道路に一定間隔で中央分離帯付の追越車線を設けて自専道とし、制限速度も80km/h程度にする(積雪時除く)、市街地や信号の手前では制限速度を下げ安全性を確保。	という「快速国道」の提案をしています。私は対面2車線部にも簡易中央分離帯(「ブロック・ポストコーン」)高速道路の暫定2車線開通区間にあるような)を付ければ安全性は更に高まると考えます。北海道に限らず、一般道路の渋滞と無縁な交通需要甚少地域に安全性が高いと巨費を投じて有料高速道路を建設しても結局誰も利用しないので全く意味が無く、無駄を作り続けているのが日本の現在の道路行政です。このような地域は新規の高速道路建設よりも一般道路の「快速国道」への改築のほうがコストが安く、交通安全性も高まりはるかに有益です。	既存の一般道路は設計速度が60km/hだからこのような道路改築をしても制限速度緩和は出来ない”と警察庁は反論するでしょうが、しかしこの設計速度で決められている基準というのはカーブ半径、坂の勾配、見通しの距離(道路構造令 第十四条～二十五条)でここで直線部に限ればカーブ半径は関係が無く、あとは坂の勾配と見通しの距離ですが、平野部で見通しの良い道路ならば80km/h基準は楽にクリアするはずですが、したがって、直線部のみ80km/h制限への緩和は設計速度上も問題ないわけです。	外国では直線部とカーブ部の20km/h差以上の制限速度設定は当たり前で、無いのは日本だけです。日本では皮肉にもスピード競争を強いられている鉄道路線においてはその設定が行われ過ぎ、先日(の)R福知山線の事故を起こしてしまいました。さすがに50km/h差は行き過ぎです。20～30km/h差が妥当でしょう。また、一度供用した道路の自動車専用道路への指定を阻んでいる道路法第四十八条の二の条項を改正すべきです。	国土交通省、警察庁	
5040	5040A001		社団法人全国信用組合中央協会	1	自己資本比率算出の際の貸倒引当金の繰入限度額の引上げ	貸倒引当金について、自己資本算出上の分子(自己資本額)算入割合を国際統一基準行と同レベル(1.25%)まで緩和すること。		貸倒引当金の計上は国内基準、国際統一基準にかかわらず企業会計に基づき計上することとされ、また金融検査マニュアルの償却・引当基準が厳格化されたことにより、貸倒引当金が従来より増加している。	大蔵省告示第192号(平9.7.31)	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望 管理 番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5040	5040A002		社団法人全国信用組合中央協会	2	協金法第2条第3項に基づく「自己資本率規制」の廃止	金融機関の健全性の確保の観点から、金融機関には資産に対する自己資本の額が4%以上(国際基準を採用する金融機関は8%以上)とする統一された「自己資本率規制」がある。敢えて二重に規制する必要性はないため、これを廃止すること。		信用組合の場合、協金法第6条第1項による銀行法第14条の2の準用により「自己資本率規制」が適用され、また、この「自己資本率」は他の金融機関と同様、ディスクロージャー誌に掲載し、広く預金者等に周知することが法律で義務付けられている。一方、「自己資本率規制」は、信用組合にのみ規定されているが、その目的は信用組合の健全性の確保にあるとされ、「自己資本率規制」と同じであり、二重の規制となっている。	協同組合による金融事業に関する法律(協金法)第2条第3項	金融庁	
5040	5040A003		社団法人全国信用組合中央協会	3	脱退組合員の出資持分の一時取得について	信用組合においても組合員の脱退(自由脱退)に際し、当該組合員の出資金を譲り受ける者がいない場合、信用金庫と同様に、一時的にその出資金を譲り受けることができるようにすること。		組合員の出資金を信用組合が取得することは、脱退者の一時取得を含め、中小企業等協同組合法第61条により禁止されている。信用金庫においても、持分の取得は原則禁止されているが、自由脱退の場合に限り、定款で定める範囲内で、一時取得が認められている。	中小企業等協同組合法第61条	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5040	5040A004		社団法人全国信用組合中央協会	4	事業報告書の総(代)会承認制の廃止	商法上の株式会社と同様に、事業報告書の総(代)会承認を不要とし、報告事項とすること。(商法第281条では、営業報告書を作成し取締役会の承認を受けることが規定されており、さらに第283条において総会に報告することが定められている)		事業報告書は、商法上の会社の営業報告書と同様に信用組合の事業運営に関する事実を記載するものであり、承認を要するものではない。	協金法第5条の4第1項、第7項	金融庁	
5040	5040A005		社団法人全国信用組合中央協会	5	附属明細書の総(代)会への報告の廃止	商法上の株式会社と同様に、附属明細書の総(代)会への報告を不要とすること。		商法第281条では、附属明細書を作成し取締役会の承認を受けることが規定されているが、同第283条では総会報告事項として定められていない。	協金法第5条の4第1項、第7項	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5040	5040A006		社団法人全国信用組合中央協会	6	定款への従たる事務所の記載の廃止	商法第166条第1項第8号と同様に主たる事務所のみ記載とすること。		中企法第33条では、事務所の所在地について定款の絶対必要事項として規定されているが、商法第166条第1項第8号では主たる事務所のみ記載とされている。	中企法第33条	金融庁	
5040	5040A007		社団法人全国信用組合中央協会	7	営業用不動産の有効活用に関する規制緩和の徹底	営業用不動産の有効活用については、原則自由である旨、運用上徹底する。		店舗の廃止等により生じた遊休不動産を賃貸することが営業用不動産の有効活用に該当するかどうかの基準が不明確である。		金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5040	5040A008		社団法人全国信用組合中央協会	8	業務取扱い時間変更届出の簡素化	インストアブランチなど出店先の営業時間の変更に伴う業務取扱い時間変更届出については、届出不要、もしくは半期ごとの一括届出の対象とすること。		インストアブランチなど出店先の営業時間の変更に伴う業務取扱い時間の変更に弾力的に対応できるようにするため。	協金法施行規則第16条第1項第7号、第16条第4項	金融庁	
5040	5040A009		社団法人全国信用組合中央協会	9	業務方法書の廃止	業務方法書は、規制監督の手段として協同組織金融機関に限り設けられた制度である。金融機関に対する規制監督のあり方が、各金融機関の自己責任原則の観点から、事前調整型から事後監視型に移行した現状にあって、業務方法書を存続させる必要性は乏しいため、これを廃止すること。		業務方法書は、規制監督の手段として協同組織金融機関に限り設けられた制度である。金融機関に対する規制監督のあり方が、各金融機関の自己責任原則の観点から、事前調整型から事後監視型に移行した現状にあって、業務方法書を存続させる必要性は乏しいため。	協金法第3条第1項第8号	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5040	5040A010		社団法人全国信用組合中央協会	10	信用協同組合等の子会社の範囲等にかかる規定の変更	信用協同組合又は信用協同組合連合会の子会社が債務の保証業務を営むことについて、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものを排除する定めを「信用協同組合又は信用協同組合連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定めた金融庁告示(最終改正:平成14年3月29日 金融庁告示第33号)」の規定から削除する。		信用組合業界については、当会の子会社である「全国しんくみ保証株式会社」の保証により多くの信用組合が消費者ローンを取扱っているもの、事業性資金の保証については、上記金融庁告示により認められていないため、信販会社または消費者金融会社等(以下「信販会社等」という。)と保証業務に係る契約を締結のうえ取扱うこととなる。この場合、一定の取扱いが見込めるなど個別信用組合が信販会社等と契約することについて消極的な向きもあり、契約には至っていないのが実情である。中小企業への円滑な資金供給を行っていかうえでも、子会社について事業性資金の保証業務が可能となるよう要望する。	中小企業等協同組合法第9条の8および9 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第3条の2第2項第3号 金融庁告示第33号第1条	金融庁	
5040	5040A011		社団法人全国信用組合中央協会	11	コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体や特別法で定められた地方公社等をその範囲に含めること。		コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、資金調達手段の多様化を図ることが必要である。	特定融資枠契約に関する法律第2条	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5040	5040A012		社団法人全国信用組合中央協会	12	全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する貸付限度にかかる規定の変更	全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する貸付限度の定めを根拠法である中小企業等協同組合法の規定から削除する。		全国信用協同組合連合会における会員以外の者に対する貸付限度は、根拠法である中小企業等協同組合法において規定されているものの、他の系統中央金融機関である信金中央金庫および労働金庫連合会は、それぞれの根拠法である信用金庫法、労働金庫法に規定されておらず、「業務方法書」の「業務の方法」にそれぞれの経営実態等に照らし合わせ定められている。	中小企業等協同組合法第9条の9、中小企業等協同組合法施行令第8条	金融庁	
5040	5040A013		社団法人全国信用組合中央協会	13	全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する債務保証又は手形の引受けの取扱い	全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する債務保証又は手形の引受けの定めを「中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令」の規定に追加する。		中小企業等協同組合法において、全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する資金の貸付、手形の割引については、会員に対する資金の貸付等を妨げない限度において行わなければならない。また、これを行う場合、当局の認可が必要であり、全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する貸付先は、国、公共法人、公益法人、証券取引所に上場されている株式会社などが認可されている。債務の保証、手形の引受けは、会員のためやその他内閣府令(国民生活金融公庫等の業務の代理として行う債務の保証、外国為替取引に伴って行う債務の保証又は手形の引受け、子会社に対する債務の保証又は手形の引受け、会員である信用協同組合の組合員のためにする債務の保証又は手形の引受け)で定められているものの、会員以外の者に対する貸付として認可されている先への債務の保証又は手形の引受けは認められていない。これに対して、他の系統中央金融機関である信金中央金庫においては、会員以外の者に対する貸付として認可されている先に対しても債務保証等が可能となっている。	中小企業等協同組合法第9条の9、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令1条の2	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5040	5040A014		社団法人全国信用組合中央協会	14	生命保険募集人登録の簡素化	生命保険募集人登録に際して、登録申請者の住民票又はこれに代わる書類の提出を不要とすること。		登録対象者、登録金融機関双方にとって事務負担が大きいため。	保険業法第277条、第280条、保険業法施行規則第214条第1項第3号	金融庁	
5040	5040A015		社団法人全国信用組合中央協会	15	生命保険の構成員契約規制の廃止	生命保険の募集において、法人募集代理店の役員・従業員又は当該法人募集代理店と密接な関係を有する法人の役員若しくは使用人に対する募集禁止の規制(構成員契約規制)を廃止すること。		法人募集代理店として生命保険の募集を行う際に障害となっている。	保険業法第300条第1項第9号、保険業法施行規則第234条第2号	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5040	5040A016		社団法人全国信用組合中央協会	16	中小企業等協同組合法を設立根拠とする組合が行う共済商品を信用組合の窓口で取扱うことについて	中小企業等協同組合法第9条の2第1項3号の規定等に基づき、協同組合等が行う共済契約について、信用組合の窓口で募集の取扱いができるようにすること。		火災共済協同組合が行う火災共済や協同組合等が行う生命共済等の共済事業において、これと類似する保険が、保険業法により信用組合において販売できるにも拘らず、信用組合が火災共済、生命共済等共済商品を窓口で取扱うことができないため。	中小企業等協同組合法第9条の2第1項3号、第9条の7の2	金融庁	
5040	5040A017		社団法人全国信用組合中央協会	17	協金法に基づく業務内容方法書の廃止	協金法上の業務内容方法書を独立させて存在させる必要は乏しいので、これを廃止すること。		証券業務に関する業務内容方法書には、協金法に基づく業務内容方法書と証取法に基づく業務内容方法書の2種類があり、前者の内容は後者の内容に含まれている。	協金法第3条第1項第4号、第3条第21項	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5040	5040A018		社団法人全国信用組合中央協会	18	確定拠出年金制度における営業職員による運用関連業務の兼務禁止の撤廃	営業職員による運用管理業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼務禁止を撤廃すること。		営業職員による運用管理業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼務が禁止されているため、加入者の利益が阻害されている。	確定拠出年金法第10条第7号、確定拠出年金運営管理機関に関する命令第10条第1号	厚生労働省	
5040	5040A019		社団法人全国信用組合中央協会	19	企業型年金におけるマッチング拠出の解禁	企業型年金の掛け金拠出において、加入者の自己負担による追加拠出(マッチング拠出)ができるようにすること。		企業型年金の掛け金拠出は、事業主が行うこととされており、加入者の自己負担による追加拠出(マッチング拠出)ができない。	確定拠出年金法第19条	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5040	5040A020		社団法人全国信用組合中央協会	20	確定拠出年金の拠出限度額引上げ	既存の退職給付制度からの移行や加入者の自主的な努力を支援するためにも、拠出限度額の引き上げを行うこと。		既存の退職給付制度からの移行や加入者の自主的な努力を支援するため。	確定拠出年金法第20条、第69条、確定拠出年金法施行令第11条、第36条	厚生労働省	
5040	5040A021		社団法人全国信用組合中央協会	21	運営管理機関登録に係る変更届提出対象事項の緩和	軽微な変更事項については、年1回等の変更届出書提出とする。		変更届出書提出対象事項の変更有無の管理事務負担が大きいため、企業または加入者等の運営管理機関の選定等に及ぼす影響が少ないと認められる事項(非常勤役員の変更、資本金額の小額変更等)については、加入者保護の観点からも、変更の都度届け出る必要性は低いと考えられるため。	確定拠出年金法第92条第1項	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5040	5040A022		社団法人全国信用組合中央協会	22	協金法に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の開示の一本化	協金法に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の開示を一本化すること。		協金法に基づくリスク管理債権と、金融再生法に基づく資産査定とは、開示の対象となる債権とその開示基準が異なっており、事務上煩雑であるとともに、わかりにくい開示内容となっている。	協金法第6条で準用する銀行法第21条、協金法施行規則第12条の2～第12条の4、金融再生法第6条、第7条、金融再生委員会規則第2条～第6条	金融庁	
5040	5040A023		社団法人全国信用組合中央協会	23	地方道路公社及び地方住宅供給公社等の余裕金運用について	地方道路公社及び地方住宅供給公社等の余裕金について取扱いを可能とすること		地方道路公社及び地方住宅供給公社等の余裕金の運用範囲に信用組合が含まれていない。	地方道路公社法第31条、地方住宅供給公社法第34条(建設大臣の指定)	国土交通省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5041	5041A001		日本電気株式会社	1	撤去自転車の返還業務における防犯登録参照業務の効率化	主に都市部で問題となっている放置自転車対策業務は自治体が行っている。一方、自転車の防犯登録に関する諸情報データは警察が管理している。自治体は、撤去收容した自転車の所有者を把握するために、その都度、警察へ防犯登録番号から所有者の照会をかけている。この照会業務を効率的にかつ正確に行うため、オンラインで自治体から警察のデータを参照できる権限を認めていただきたい。撤去した自転車について、被害届けが出ているか否かを確認する必要があるため、業務上、警察と自治体の連携は必須である。迅速な盗難自転車発見により、警察においては被害届けの迅速な取り下げ(犯罪件数の減少)という効果が見込め、自治体は住民サービスの向上(放置自転車ではないので、無償で所有者に返還)、自転車所有者は盗難自転車の早期還付など、それぞれ効果が見込める。	現在、紙ベースで行っている照会業務を、オンラインによる即時参照(若しくは、オンラインによる電子媒体での受け渡し)で実現する。個人情報保護法も考慮したデータの暗号化のようなセキュリティ対策も合わせて実現する。また、撤去自転車の集積所では、業務PCへのアクセスコントロールを必須とし、警察からの防犯登録番号一覧(所有者情報が入ったものは、自治体庁舎内の業務PCにのみ送られるようなセキュリティを考慮した仕組みとする。	(照会業務の効率化)・紙ベースでの参照に要する時間(10日から2ヶ月程) オンライン化で即日まで短縮化、手書きリストや引取り通知作成時の作業負担や転記ミスの防止、紙リストの搬送時の紛失防止・年間に全国の自治体や警察が処理する件数 撤去自転車総台数 250万台×70%(防犯登録率)=175万件(波及効果)・所有者へ迅速に引き取り通知を行い、自転車の返還率向上(現在、平均52%)・自治体負担する引取に出来ない自転車の廃棄費用の削減・放置自転車の撤去サイクルの短縮化(所有者へ早く返せるので保管スペースが空き、次の自転車を撤去できる)し、放置行為の抑止力となる・放置自転車問題の軽減の実現、都市問題の改善へ(放置自転車 緊急車両や歩行者の通行障害盗難やゴミ捨てなどモラル低下、都市美観を損なう)(将来構想) 防犯登録業務の自治体窓口対応 自治体庁舎や駐輪場でも登録受付を行い、加入率を向上させる。転居に伴う防犯登録情報の更新も合わせて行う。 地域防犯パトロールで、盗難自転車と放置自転車のチェック業務の同時実施、駐輪場内への盗難自転車放置の早期発見など、盗難自転車の捜索業務の民間委託による、警察業務の選択と集中の実現	法令根拠は不明だが、兵庫県西宮市、尼崎市、伊丹市など、ごく一部でフロビーディスクでの照会業務を行っているのみで、紙ベースでの情報公開が原則。	内閣府・国家公安委員会・警察庁・総務省(地方自治体)	添付資料：撤去自転車の管理業務改善イメージ
5043	5043A001		学校設置会社連盟設立準備会	1	学校における収容定員規制の撤廃	現在、学校の定員は全て第三者による認可が必要とされている。しかしそもそも収容定員は生徒や学生の希望に基づいて各当事者が自主的な判断で決定すべきものである。したがって、学校経営者がこれを自由に決定することができるよう当該規制条項を撤廃すべきである。	学校運営の戦略的計画策定及び新規参入の促進	文部科学省は教育の質の保証・学生保護の観点から収容定員制度は必要であると判断している。しかし収容定員制度は質の保証の観点から適当でないばかりでなく、経営状態の芳しくない学校にまで一定数の学生を割り振るという点で学生保護にも適当ではない。よって適正な経営手法を導入するためにも、収容定員規制は撤廃すべきである。	学校教育法施行令第二十三条第一項第十二号	文部科学省	添付資料：「小・中・高・大学・大学院における収容定員規制の撤廃」

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5043	5043A002		学校設置会社連盟設立準備会	2	大学事業における「学年進行期間の完成」定義の明示	大学等設置に係る年次計画履行状況報告を行う期間の定義が不明確であり、大学事業の運営計画立案に支障を来しているため定義を明示すべきである。 具体的には、「学年進行期間の完成」の定義を「全学年に学生が在籍すること」と明文化されたい。	学校運営の円滑化	文部科学省通知では履行状況報告は「学年進行期間の完成」まで、と記されているが、文部科学省はこれを1年でも完成可能であると解釈している。一般的に考えられているものとは異なる定義でこれを用いているのであれば、その定義を明文化すべきである。	平成十五年文部科学省告示第四十四号(大学設置基準第四十五条の規定に基づく新たに大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及設備の段階的な整備) 大学等の設置に係る年次計画履行状況報告及び年次計画に変更を加えようとする場合の取扱いについて(通知)	文部科学省	添付資料: 「大学事業における「学年進行期間の完成(完成年度)」定義の明示」
5043	5043A003		学校設置会社連盟設立準備会	3	学校設置会社の設置する学校に対する建築基準法緩和	一般の事務棟をキャンパスとして利用する学校に適用される校舎の建築基準は、立法趣旨に照らして過度な規制であり、運営の支障となっている。 よって法令で定めるところの特殊建築物から当該校舎を除外し、学校設置会社が設立する学校を建築基準法の定める「学校」に該当しないよう定義を変更されたい。	学校設置会社による学校設立事業促進	学校建築物は建築基準法により特殊建築物に指定されている。その為多くの基準を満たす必要性に迫られることとなり参入阻害要因となっている。 国土交通省は学校建築物の用途に応じた基準として見解を示しているが学生や高齢者が頻繁に使用するという点が高齢化の現代においては通常のオフィスビルでも同等であり、学校に特筆されるべき事項ではない。 よって、当該規制を緩和すべきである。	建築基準法第二条第二号、第二十八条、建築基準法施行令百四十四条第二項	国土交通省	添付資料: 「学校設置会社の設置する学校に対する建築基準法緩和」

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5043	5043A004		学校設置会社連盟設立準備会	4	教育再生機構の設立	<p>少子化の進行に伴い、経営破たんに限る教育機関が増加すると考えられるが、現行の支援制度ではこれを十分に支援することができない。少しでも早期に介入することを可能にするために教育機関の利用しやすい支援制度を設ける必要がある。そのために、産業界における産業再生機構に類似した教育再生機構を設立されたい。</p>	教育機関のセーフティネット整備	<p>破たんの危機に瀕した学校や学校法人が取り得る選択肢として、破産宣告、民事再生、他法人との吸収合併が考えられるが、現在のところは諸問題が存在するために破産宣告以外の選択肢を取ることができる可能性は高くない。少しでも破産宣告に至るリスクを軽減することが、教育機関のセーフティネットには重要であると考えられるので、教育再生機構を設立することによって破産リスクを軽減すべきである。</p>		文部科学省	<p>添付資料: 「教育機関のセーフティネットの整備について」 1. はじめに 2. 学校財政の透明性確保 3. 経営悪化時の支援制度</p>
5043	5043A005		学校設置会社連盟設立準備会	5	企業による「学校M&A」の認可	<p>破たんの危機に瀕した教育機関に対して民間資金の注入を可能にするために、企業による「学校M&A」を認可すべきである。具体的には、私立学校法に、企業が学校法人を合併できるようにすること、企業が学校法人を合併した場合の存続団体は学校設置会社となること、企業と学校法人の合併に際しては学校設置会社の設立と同等の認可審査が必要となること、の3点を加えられたい。</p>	教育機関のセーフティネット整備	<p>教育機関のセーフティネットは、民間資金を活用可能な制度としておこななければ、膨大な税金の注入以外の手段がなくなってしまう恐れがある。現行法では学校法人は学校法人が学校設置法人に限り合併吸収され得るとなっており、学校再生に民間資金を用いることは困難である。そこで、企業による学校M&Aを認めることで、民間資金の活用を図るべきである。なお、学校設置会社の設立時と同等の認可審査を要件とすることで、単なる投機対象となることはないと考ええる。</p>	私立学校法第五十条第一項第四号、第五十六条	文部科学省	<p>添付資料: 上に同じ</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5044	5044A001		株式会社東京リーガルマインド	1	大学設置・学校法人審議会における委員構成の公平性・中立性確保	現在、大学設置・学校法人審議会の委員は、既存大学の学長や教授が殆どを占めている。既存大学と新設大学は競合関係にあるので、利害関係にある者が審議会に含まれる現在の委員構成は公正中立とは言い難い。よって、委員構成を公平性・中立性が確保されるよう私立学校審議会に類似のものに改変すべきである。	株式会社による大学設置	新設大学の認可を審議する審議会であるにも関わらず、その構成委員の大半を競合関係にある者が占めている現状では、公正な判断が下されることは期待できない。 「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(改定)」においても「審査対象者と直接の利害関係がある者を含むことは、私立学校審議会の公正な運営の観点から好ましくない」とされている。 大学設置・学校法人審議会についても同様のことが言えるので、委員構成について公平性・中立性を保てるよう改変すべきである。	大学設置・学校法人審議会令第2条	文部科学省	-
5044	5044A002		株式会社東京リーガルマインド	2	民間保育所の社会福祉法人会計基準に基づく書類作成の免除	民間企業等に認可保育所の経営を委託した趣旨は、企業会計基準による財務計算のみで達成可能なものである。よって社会福祉法人会計基準に定める「資金収支計算書」等を作成することは不要であり、負担にすぎないのでこれを免除すべきである。	株式会社による認可保育所の経営	当該事業の委託趣旨は、官業の保育園の経営効率化・合理化の達成、自治体の財政状況改善、である。この目的達成は企業会計基準による財務内容算出で足るものであり、これに加えて社会福祉法人会計基準に定める「資金収支計算書」等を作成することは不要である。よってこれらの保育所に係る義務を免除すべきである。	社会福祉法第二条第三項第二号 社会福祉法人会計基準第一条第一項(平成12年2月17日・社援第310号)	厚生労働省	-

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5044	5044A003		株式会社東京リーガルマインド	3	教職員初任者研修にかかる規制緩和	教育公務員特例法の改正により、公立学校教職員初任者研修の主体及び実施期間に柔軟性を持たせる。具体的には 当該初任者と同じ学校に所属する教員以外の者が校内研修の指導者となることを認める。 初任者研修の対象を採用の日から3年以内の者とする。	現行の初任者研修の問題点を解消し実効性を高めることで、今後の教育を担う教員の質を向上させ、教育環境の充実をはかる。	現行の教職員初任者研修は主として都道府県ごとに、採用後1年間に集中して行われるため、初任者各人や地域・学校ごとの課題に対応しにくく、児童生徒と接する時間が削られる等の問題を生じている。また校内研修の指導者が当該初任者と同じ学校に所属する現役教員に限られ、指導側にも負担となるとともに校外との連携を困難にしている。こうした問題を解消し、研修に関する選択肢を拡げて学校外との協力・連携を容易にすべきである。	教育公務員特例法23条	文部科学省	添付資料: 「教職員初任者研修に関する規制緩和について」 1わが国の教職員研修制度と規制緩和 2具体的提案内容 3教職員研修の目的 4現行研修制度の問題点 5初任者研修の選択肢拡大の必要性 6補論 制度の趣旨について
5044	5044A004		株式会社東京リーガルマインド	4	求職者からの職業紹介手数料徴収に関する規制の撤廃	職業安定法32条3の規制を撤廃し、求職者からの職業紹介手数料徴収を全面的に容認する	求職者からの職業紹介手数料徴収を可能にすることで、多様な職業支援サービスの提供を可能にし、ミスマッチのない効果的な雇用・就業を実現する	現在は年収700万円以下の求職者からの手数料徴収が認められないため、最も就職に困難を感じている低年収の労働者が民間のきめ細かな、かつ効果の高い充実した就業紹介サービスを受用できていない。手数料徴収についての要件を撤廃し、求職・就職の方法に関する選択肢を増やすことが必要である。	職業安定法第32条3	厚生労働省	添付資料: 「求職者からの職業紹介手数料徴収容認についての提案書」 1わが国の雇用状況とその変化 2わが国の雇用に関する緊急対策 求職広告の活用について

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5045	5045A001		(社)日本フランチャイズチェーン協会	1	酒類の販売免許の付与の緩和(審査基準の見直し)	<p>酒類の販売免許を付与できない条件として酒税法第10条9号(取締上不適当と認められる場所に販売場を設けようとする場合)に飲食店が挙げられているが、その付与不許可条件を緩和していただきたい。また同条11号には免許申請者が酒場、旅館、料理店等酒類を扱う接客業者でないこととされているが、これらを不許可とした合理的な理由が一切示されていないほか、そもそも業種によって参入を阻害する意図が不明確であり、特定の業種に著しい不利益を課してまで、この審査基準を遵守する必要があるか甚だ疑問である。これらの不許可条件を緩和したとしても、何ら社会的に悪影響を及ぼすものではないことは明らかであり、「取締上不適当と認められる場所」や「酒類の販売免許を与えることが適当でない場合」に当たらないと考えます。</p>	<p>飲食店で気に入った酒類のボトルなどを買い、持ち帰ることが可能になる。ファーストフードのテイクアウトなどでも、缶ビールなどを売ることができ、個人のライフスタイルに合わせた消費が期待できる。</p>	<p>飲食店の場所においても酒類販売免許の交付を行っていただきたい。また、酒場、旅館、料理店等酒類を扱う接客業者においても、酒類販売免許の審査対象に入れていただきたい。</p>	酒税法第10条9号、同11号	国税庁	
5045	5045A002		(社)日本フランチャイズチェーン協会	2	軽飲食店営業許可証の店内調理基準策定について	<p>・CVS加盟店で取得している軽飲食店営業許可においては、各自治体により、見解が異なり、首都圏で特定のオペレーションをすとしても、軽飲食店営業許可の範囲であると許可をいただいたり、範囲を越えているとの指摘を受けたりするため、厚生労働省で統一した基準を作成していただきたい。(神奈川県では、食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例、神奈川県食品衛生法施行細則にあたるもの)</p>	<p>・厚生労働省で許可した基準策定をすることにより、全国においての基準を明確にし、同一レベルのサービスを可能にする。 ・加盟店はベンダー、メーカー加工度の低いものを仕入れ、原材料費を抑え、店内でトッピング等の加工をし、低価格で提供する。 例えば、出来たてのホットドッグを提供するなら、ドッグパンズ、フランク、ケチャップ、フレッシュ玉ねぎを別々に仕入れ、店内で組み合わせて、最終加熱をすることにより、手作り、出来たてを低価格でお渡しすることが可能となる。</p>	<p>・安全に提供できるバックボーンがあるにも関わらず、軽飲食店営業許可では、各管轄保健所での所見により、店内での加工度の許可が変わってくる可能性がある。詳細な規定が各自治体に委ねられている点が問題である。 ・各管轄保健所へ確認することが必要となり、商品担当、品質管理担当部署の業務が煩雑となり、負荷がかかる。</p>		厚生労働省各管轄保健所	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5046	5046A001		(社)日本損害保険協会	1	保険会社による信託契約代理業等	<p>保険会社による信託契約代理業務を認めていただきたい。</p> <p>信託契約代理店を兼営する保険代理店を対象として、信託契約代理業の事務支援を行うことを認めていただきたい。</p>	<p>・保険商品に関連する信託業サービスを提供できることにより、顧客利便性の向上が図られる。また保険会社の営業拠点は全国的に展開されていることから、高品質な金融サービスの均質的な提供が可能となる。</p> <p>・信託銀行等が保険代理店に対し信託契約代理店を委託する場合、既に保険代理店とその所属損害保険会社との間にある情報連絡ネットワークを利用して研修教材を送付する等、信託契約代理業務に係る連絡等を行うことが可能となり効率的である。</p>	<p>・保険会社に認められている業務には年金信託や遺言信託等、信託業との親近性・補充性があり、保険会社による信託契約代理業の兼営が可能になれば、顧客に対する幅広いサービスの提供に資する。</p> <p>・監督上の問題については、第一に他の金融機関の代理代行を行うに当たりご当局の認可が必要であること、第二に免許事業者である信託業者からの委託・監督を常時受けることから、十分なチェック機能が働くものと考えられる。また他業リスクの混入についても、代理業として行う限り考慮する必要性は低い。</p> <p>・信託業務に対する幅広い参入を意図した今般の信託業法改正の趣旨に鑑みると、保険会社にのみこれを認めない明確な理由は存在しないと言ふべきである。</p>	<p>保険業法99条または98条1項1号同法施行規則51条</p>	<p>金融庁</p>	
5046	6046A002		(社)日本損害保険協会	2	保険会社による銀行代理店業務	<p>金融庁において銀行代理店規制のあり方の検討がなされているところ、保険会社は現行でも資金の貸付けの代理・代行を行うことが認められており、資金の貸付け以外の業務についても保険会社による銀行代理店業務を認めていただきたい。</p>	<p>保険会社による銀行代理店業務の兼営により、保険商品自体に加えて関連する金融業サービスを提供できることとなり顧客利便性の向上が図られる。また保険会社の営業拠点は全国的に展開されていることから、高品質な金融サービスを均質的に提供することが可能となる。</p>	<p>・保険会社による銀行業務の受託は、顧客利便性向上の観点から解禁されるべきと考えられる。</p> <p>・銀行代理店制度に関する金融審議会の論点整理では、「証券・保険といった銀行以外の他業態の金融機関が、顧客保護、安定的な業務の遂行を阻害する観点からの一般的な要件を満たせば、銀行代理店業者になることができるようにする必要がある」との意見が掲載されている。</p> <p>・銀行代理店仲介業については、金融庁策定の事務ガイドライン(第二分冊・保険会社関係)11-6-5(17)に示された保険会社の付随業務として認められる4つの要件を、以下のとおりいずれも満たしている。</p> <p>(1) 本件業務が、保険会社が固有業務を遂行する中で正当に生じた余力能力の活用につながる。</p> <p>・銀行代理店仲介業は、保険会社の営業所に設置されている顧客相談窓口を使用し、固有業務に定着している保険会社の保険員等が銀行代理店仲介を行うに当たり必要となる知識を修得すれば、現行業務の延長線上で行うことができる業務であり、本件業務のために人員を増強したり、設備投資を別途行う必要はないものと考えられる。</p> <p>(2) 本件業務について、保険業との機能的な親近性やリスクの同質性が認められること、</p> <p>・保険会社の業務は、リスクアップを招く立場から業務の範囲に狭く限られるものあり、銀行業との親近性・補充性を強めている。また、本件業務により発生するリスクについては代理業であることや、銀行本体への責任が明確化されることにより、保険業に伴う事務リスク等と異質のリスクが生じることはないものと考えられる。</p> <p>(3) 本件業務の規模が、本件業務が付随する固有業務の規模に対して過大なものとなっていないこと。</p> <p>・本件業務は、保険会社が固有業務である保険引受を遂行する中で当該顧客へあわせて行われるものであり、付随的に行う代理業が保険引受との規模の面で過次になることはないものと考えられる。</p> <p>(4) 本件業務が、保険業法第7条及び第8条第1項各号に掲げる業務に準ずること、</p> <p>・現行でも、保険会社は、銀行業を含む金融機関を行う者の資金の貸付けの代理代行を行うことが認められており、預金、為替といった銀行業務についても、保険会社の業務と類似しているものと考えられる。</p>	<p>保険業法98条1項1号同法施行規則51条</p>	<p>金融庁</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5046	5046A002		(社)日本損害保険協会	3	保険会社による投資信託委託会社の業務の代理の解禁	保険会社の付随業務として、投資信託委託会社(以下委託会社)が行う投資信託の商品提案等の業務の代理を行うことを認めていただきたい。	・顧客サービスの充実のため、投信窓販を行う金融機関または確定拠出年金(DC)制度上の運営管理機関等に対して、委託会社に代わって商品提案等の業務を行う。	<p>【規制の現状】</p> <p>・保険会社は、付随業務として他の金融業を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。</p> <p>【要望理由】</p> <p>・保険会社は、DC制度において、元本確保型保険商品を供給している。保険会社が元本確保型保険商品の販売活動を行うにあたり、DC制度上の主な投資商品である投資信託の提案を委託会社に代わって行うことは、当該DC制度のラインナップにつながり、顧客利便性の向上に資するものである。委託会社の商品提案等の業務の代理を行うことは、保険会社の保険販売という本来業務に付随して行っているものであり、本業との関連性・親近性を有している。</p> <p>・保険会社とその顧客である証券会社や登録金融機関に対し投信会社等の投信商品を提示できることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社の既存の資産の活用の観点から極めて有効であり、一層の顧客基盤の拡充と当該投信会社の経営効率化が促進される。</p>	・保険業法第98条第1項および保険業法施行規則第51条	金融庁	
5046	6046A003		(社)日本損害保険協会	4	代理代行子会社の兼営可能業務の拡大	代理代行子会社が「金銭の貸付」業務を兼営できるようにしていただきたい。	出資面における子会社政策の自由度が向上することにより、経営の効率化を図るための選択肢が多様化する。	<p>・代理代行子会社については保険会社の業務を行う以上、他業によるリスクの混入を防ぐため保険業との親近性が強い業務についてのみ兼営することが出来ると解されている。金銭の貸付については保険会社本体にも認められている業務であることから、これを代理代行子会社に禁ずることは過剰規制であると考えられる。</p> <p>・保険会社の事務代行(住宅ローン保証保険・火災保険などの異動・解約・質権設定の裏書承認など)と金銭の貸付業との間には業務の共通性が認められ、これらを併せて行うことが可能となれば保険会社の経営効率化に資する。</p>	保険業法第106条第1項第9号 保険業法施行規則56条の2第2項第13号	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5046	5046A003		(社)日本損害保険協会	5	保険会社による資産別運用比率規制の撤廃	保険会社の資産別運用比率規制(いわゆる3-3-2規制)を撤廃する。	・資産運用の自由度が向上することにより、資産運用パフォーマンスの向上が期待される。 ・当局への報告等の事務が軽減される。	現行規制は取得原価での総資産対比の規制であり、実質的には意義が薄れている。また、監督上はオフサイトモニタリングが導入・強化されており、同規制の代替が図られていることから、撤廃しても問題ないと考えられる。 なお、IAISの基本原則では資産別規制が必要とされているが、より実効性の高いオフサイトモニタリングという制度によって同原則の趣旨は充たされていると考えられ、同原則の存在を根拠に現行規制を存続させる理由はないと考える。	保険業法第97条の2第1項 同法施行規則第48条	金融庁	
5046	6046A004		(社)日本損害保険協会	6	保険会社本体によるビジネスマッチング業務の解禁	保険会社のその他付随業務として、既に銀行等で行われているビジネスマッチング業務を行うことを認めていただきたい。	保険会社の顧客情報ネットワークを活用し、顧客同士の需要と供給をマッチングさせることにより、双方の利便性を向上させる。 【例】 ・物流合理化を図るメーカー、商社等への物流業社の紹介 ・フリート契約者への車両管理アウトソーサーの紹介 ・株式公開希望企業へのベンチャーキャピタルの紹介	保険会社の顧客情報ネットワークの活用は、固有業務に付随するものであり、かつ、顧客サービスに資するとともに、経済活動の円滑化・活性化に資するものである。	保険業法98条1項 事務ガイドライン1-6-5(16)	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5046	5046A004		(社)日本損害保険協会	7	金融業を行う者の資金の貸付の代理または資金の貸付に係る事務の代行の認可の撤廃	資金の貸付の代理または資金の貸付に係る事務の代行については認可不要とする。	・取引を機動的に行うことが可能となり、収益性向上に資する。 ・銀行とのイコールフットリングが図られる。	・同一業務にもかかわらず、銀行法上は認可が必要とされており、均衡を欠く。 ・認可手続に時間と手間を要すると、取引の成立に支障を来し、収益機会を逸する懸念がある(協調融資については、包括認可となっており、既に認可を取得しているため個別認可は不要となっているが、今後、個別の融資の代理代行や融資のアレンジャー業務等を行うケースも想定され、その場合は機動性が失われることになる)。	・業法第98条第1項1号、2項 ・施行規則51条第3号	金融庁	
5046	6046A005		(社)日本損害保険協会	8	金融サービス業へのホワイトカラーエグゼンプションの導入等	金融サービス業に従事するホワイトカラーについて、労働時間制の適用除外とすべく、ホワイトカラーエグゼンプション制度を導入して欲しい。 ホワイトカラーエグゼンプション制度の導入が困難な場合には、企画業務型裁量労働制の対象業務の要件を緩和し、金融サービス業に従事するホワイトカラーが全て対象となるようにして欲しい。	・金融サービス従事者の勤務形態の自由度が高まり、効率化が図れる。 ・従業員の価値観が多様化する中で、裁量労働制の拡大により業務遂行の手段や時間配分に対して自らがコントロールし主体的に業務を遂行して行くことが可能となり、企業としての生産性の向上にも資する。	現行の裁量労働制は、対象業務やみなし労働時間などさまざまな規制がなされており、極めて限定的な運用しかできていないのが実態である。そもそも裁量労働制は労働時間にとらわれず、仕事の成果を重視すべき制度であり、金融サービス業のホワイトカラーはそのようなコンセプトに合致するため、労基法第41条の管理監督者のような労働時間規制の適用除外として欲しい。また、ホワイトカラーエグゼンプション制度の導入が困難な場合でも、企画業務型裁量労働制の対象業務の要件を緩和することで、金融サービス従事者の勤務体系の自由度が高まり、効率化に繋がる。	労働基準法第41条、同法第38条の4第1項第1号および同条項に関する指針	厚生労働省 労働基準局 賃金時間課	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5046	5046A005		(社)日本損害保険協会	9	確定拠出年金の加入対象者の拡大(第3号被保険者、公務員)	確定拠出年金制度において、個人型年金への専業主婦、公務員の加入を認めていただきたい。	確定拠出年金の制度普及が図られる。専業主婦、公務員個人の自助努力による老後資金形成の促進に寄与する。少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与する効果がある。	確定拠出年金制度に加入できないものが存在することにより、確定拠出年金のポータビリティが確保されず、十分なものとならない。 (現状) 確定拠出年金において、個人型への専業主婦(第3号被保険者)、公務員の加入が認められていない。	確定拠出年金法第62条、法人税法、所得税法	厚生労働省、財務省	
5046	6046A006		(社)日本損害保険協会	10	確定拠出年金の企業型における拠出限度額の枠内での個人による上乗せ拠出の容認	(要望)拠出限度額の枠内で企業型に対する個人の上乗せ拠出を認めていただきたい。	確定拠出年金の制度普及が図られる。従業員の自助努力による老後資金形成の促進に寄与する。少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与する効果がある。	(理由) ・拠出限度額の枠内で、個人による自助努力を認めることによって確定拠出年金制度の普及を促進する。米国の確定拠出年金では個人による上乗せ拠出が認められている。 ・現状、中小企業を中心として、企業型の拠出額は拠出限度額の一部に止まっており、勤労者の老後の資産形成ニーズを満たすためには、拠出限度額の枠内での自助努力による個人の上乗せ拠出が必要のため。 (現状) 企業型の場合、企業による拠出しか認められておらず、個人が上乗せ拠出できない。	確定拠出年金法第19条、第20条、確定拠出年金法施行令第11条、法人税法、所得税法	厚生労働省、財務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5046	5046A006		(社)日本損害保険協会	11	確定拠出年金の経済的困窮時における年金資産取り崩しの容認	経済的困窮時においては、米国の401k制度の様に、税のペナルティを課した上での年金資産の取り崩し、年金資産を担保としたローン制度を認めるようにしていただきたい。	確定拠出年金の制度普及が図られる。少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与する効果がある。	確定拠出年金では60歳までは高度障害時を除き理由の如何を問わず、年金資産の取り崩しが認められていない。困窮時の年金資産取り崩しニーズは高く、このままでは確定拠出年金普及を阻害する。	確定拠出年金法第28条、法人税法、所得税法	厚生労働省、財務省	
5046	6046A007		(社)日本損害保険協会	12	確定拠出年金の拠出限度額の更なる拡大	確定拠出年金の拠出限度額を更に拡大していただきたい。特に、個人型の第2号被保険者について、少なくとも企業型(企業無)と同額となるよう限度額の拡大を認めていただきたい。	確定拠出年金の制度普及が図られる。少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与する効果がある。	(理由) 2004年10月より拠出限度額が拡大したが、例えば個人型(2号)は180,000円から216,000円へ拡大したに過ぎない、少なくとも企業型(企業無)と同額となるよう限度額の拡大によって確定拠出年金制度の普及を促進する。 (現状) 現行の年間拠出限度額は以下のとおり。 企業型(企業有) 276,000円 企業型(企業無) 552,000円 個人型(1号) 816,000円 個人型(2号) 216,000円	確定拠出年金法第20条、第69条 確定拠出年金法施行令第11条および第36条、法人税法、所得税法	厚生労働省、財務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5046	5046A007		(社)日本損害保険協会	13	確定拠出年金の老齢給付金の支給要件の緩和	老齢給付金の通算加入者等期間による受給開始年齢の制限を撤廃していただきたい。現在の法令では、通算加入者等期間が10年に満たない場合には、60歳から老齢給付金の支給を受けることができない。	制度の普及に寄与する。	制度導入時において、50歳以上の従業員の加入を阻害する要因になる。また、本来企業の退職金制度の一環として導入した制度であるのに、従業員からすると60歳で定年退職した際に受給権がないというのは制度の趣旨に反する。	確定拠出年金法第33条	厚生労働省 金融庁	
5046	6046A008		(社)日本損害保険協会	14	確定拠出年金の原簿記録事項の緩和	企業型年金実施事業主または加入者・運用指図者から通知を義務付けている他年金等の資格の得喪および支給に関する情報に関し、原簿の記録事項から除外してほしい。	確定拠出年金におけるコストの削減に繋がり、手数料等の引き下げが可能となる。	退職所得の課税計算に使用するとされるこれらの事項は、実際には退職所得の支給に関する申告書の提出を受けた際に本人から確認すればよい事項であり、制度加入時に事業主・加入者等に提出を求めかつ記録関連運営管理機関が長期にわたって記録を保存しなければならぬのは、制度を煩雑にし、かつ記録関連コストの増加につながり加入者利益に反する。	確定拠出年金法第18条、第67条 確定拠出年金法施行規則第15条、第56条	厚生労働省 金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5046	5046A008		(社)日本損害保険協会	15	自動車盗難対策の強化	<p>自動車盗難対策については、政府の国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームによる様々な盗難防止対策が取られ、その効果が現れて来ている。このような状況のもと、自動車盗難犯罪の根絶に向けて、法整備、イモビライザの普及促進等に加え、以下のような制度の見直し等を図ることが必要である。</p> <p>中古車通関時における、輸出抹消仮登録証明書または輸出予定届出書の厳密な確認(輸出抹消仮登録証明書または輸出予定届出書の申請者が輸出者本人と同一であることの確認)</p> <p>税関または第3者証明機関によるコンテナ内貨物の現物確認の強化</p> <p>インターネットオークションにおける盗難自動車の流通阻止(古物営業法21条の3の申告義務違反に対する行政処分・罰則の制度化)</p>	<p>これらの盗難防止対策を施すことにより、自動車盗難件数が減少すれば社会的損失の低減に大きく寄与することになる。(定量的評価は困難であるが、03年度の自動車盗難保険金は約583億円であり、車両保険の普及率35%で単純に計算すると日本全体でおよそ1,600億円の被害と推定できる。仮に被害が1%削減された場合でも、約16億円の効果となる。)また、盗難防止対策が進めば、暴力団等国内の犯罪集団のみならず、海外のテロ組織とのつながりも懸念される国際犯罪組織への資金源を絶つことが可能となり、日本ひいては世界の治安全体にいい影響を及ぼすと考えられる。</p>	<p>2004年(暦年)の自動車盗難件数は58,737件を数え、前年よりは減少したものの、5年続けて60,000件前後の高い発生件数を記録している。また、自動車盗難に関する支払保険金は毎年600億円弱に達し、経済的な面からも深刻な社会問題となっている。</p> <p>道路運送車両法の改正により、7月から中古車輸出時には輸出抹消仮登録証明書を取得するか、一時抹消中の車については輸出予定届出書を取得し、税関において輸出時にそれらを確認することになった。これまでは外国船員が中古車を持ち出す場合、旅具通関での取り扱いが可能であったが、新制度では日本に居住しない外国船員は輸出抹消仮登録証明書あるいは輸出予定届出書を取得することができないことから、従来のように旅具として中古自動車を輸出することはないと思われる。ついては、7月以降、外国船員が輸出抹消仮登録証明書付きの中古車を譲り受けて旅具通関をするなど、道路運送車両法等の主旨に合致しない行為があれば厳正に対応(拒否)願いたい。</p> <p>コンテナへの積み込みの際に、盗難車を他の貨物と偽って、または車両本体を解体して積み込むことにより、不正輸出する手口がある。道路運送車両法の改正で正規の輸出ルートの審査が厳しくなり、コンテナを利用した不正輸出が増加する恐れがある。コンテナを使用する不正輸出を防ぐためには、コンテナの内容物を確認して、盗難自動車が紛れ込んでいないかどうかを厳重に確認することは極めて効果的である。例えば、仕向地、輸出業者(不特定多数の荷主を扱うなど)を限定するなどして、税関におけるコンテナ内貨物の現物確認を促進されたい。また、第3者証明機関の立会いを指導し、同機関によるコンテナ確認の徹底をすることで、大幅な改善が図られるものと考える。</p> <p>インターネットオークションに、書類や車台番号のな</p>	<p>道路運送車両法第15条の2 関税法基本通達67-1-20(輸出貨物コンテナ扱い) 古物営業法第21条の3</p>	<p>内閣府国際組織犯罪等対策推進本部 財務省関税局監視課、業務課 国土交通省警察庁</p>	
5046	6046A009		(社)日本損害保険協会	16	自賠責保険の実務に関する各種規制の緩和	<p>異動の申し出を受けた場合、証明書に直接異動事項を記載するのではなく、後日、異動承認書を交付することを可能として欲しい(契約者はオリジナルの証明書と当該異動承認書を携行する)。</p> <p>検査対象車種については、当該契約の終期にかかわらず、他の契約が車検期間を満たしている場合は(つまり、終期が車検満了日より遅い場合は)、当該契約を解約できることとして欲しい。</p>	<p>異動手続きの利便性向上により、迅速な異動手続きを可能と出来る。</p> <p>異動処理発生件数 約2.3万件/年</p> <p>契約者の利便性向上</p> <p>重複契約の解約件数 約2万件/年</p>	<p>契約者は異動手続き期間中でも車両の運行が可能となるというメリットが認められる。</p> <p>契約者が終期の遅いほうの契約を解約することを希望するケースがある。検査対象車種については、解約されない自賠責が車検期間を満たしていることを前提とすれば無保険車が発生することは考えられず、本規制の必要性は認められない。</p>	<p>自賠法第7条第2項 自賠法第20条の2第1第三号</p>	<p>国土交通省 金融庁</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5046	5046A009		(社)日本損害保険協会	17	公共工事の前払い金保証事業への損保の参入	公共工事の前払い金保証、すなわち「公共工事を受注した企業が債務不履行に陥った場合に、発注者が支出した前払い金が損失とならないように保証する、制度への参入。 併せて、資金使途確認に係る実務負担を軽減する。	国及び地方自治法が請負者に対して納付を義務付ける契約保証金について、損害保険会は、履行保証保険、履行ボンドの引き受けにより契約保証金に代替する保証措置を提供しています。 損保として、現行の履行保証保険・ボンドのノウハウを活かすことのできる、前払い金保証の分野に参入したい。	現状、「公共工事の前払金保証事業に関する法律」で、原則、保証者の兼業が禁止(銀行のみ可)されており、損保による取り扱いはできない。 損保が前払い保証分野へ参入することで、同分野に市場原理に基づく競争性を導入し、サービス内容の充実・向上を図ることできる。 「公共工事の前払金保証事業に関する法律」第27条で「保証事業会社は、保証契約の締結を条件として、発注者が請負者に前払金を支払った場合においては、当該請負者が前払金を適正に当該公共工事に使用しているかどうかについて、厳正な監査を行わなければならない。」と定められており、前払保証会社では、資金使途確認の手段として「前払金使途内訳明細書」と「支払先が確認できる書類(下請契約書、注文請書、下請届、施工体系図、施工体制台帳等)」を建設業者から取り付け、内容に問題がないことを確認したうえで、金融機関に対して前払金の払出承認をし、承認を受けた金融機関は下請・資材業者に対して直接前払金の振り込みを実施する実務となっています。しかし、保証事業を健全に運営するうえで現行の「前払金の使途」に焦点をあてた確認実務に拘る必然性はなく(むしろ建設業者の破綻リスクが重要)、また使途確認作業自体が建設業者にとって事務処理上の負担となっているため、画一的義務となっている当該使途確認は廃止することが適当である。	「公共工事の前払金保証事業に関する法律」19条、27条、28条 「公共工事の前払金保証事業に関する法律施行令」5条	国土交通省	
5046	6046A010		(社)日本損害保険協会	18	原付二輪車の届出関係事務の統一とワンストップサービスへの取り込み	原付の届出・変更等に関して市町村ごとに差異のある書類の名称や様式、手続きを統一したうえで、届出事項・廃車申告・標識返納などの手続きや証明書類の取り寄せが容易となるよう、ワンストップサービスのインフラに市町村が加わる仕組みを検討して頂きたい。	自賠責保険の異動・解約事務の必要書類の取り寄せが確実・簡易に行えることにより、契約者サービスの向上と事務効率化が図られる。	自賠責保険の異動・解約においては、証明書とともに、異動・解約事由を証明する書類を求めている。原付の場合、登録ではなく、届出市町村ごとに管理されており、様式や請求方法も統一されないこともあって、転居・移転を伴う場合や契約者が遠方の場合など取り付けに支障を来すことがある。たとえば、廃車による解約では、市町村で「廃車申告受付証」を証拠書類として取り付けているが、名称が異なる場合がある。直接の窓口が市町村であっても、実務上の便宜のために統一を図るとともに、市町村をネットワークでつなぐことは主務官庁により検討、働きかけが可能な事柄と考える。自賠責保険が国による強制保険制度であることを踏まえ、省庁間での、あるいは市町村との連携をお願いしたい。	各市町村の条例	総務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5046	5046A010		(社)日本損害保険協会	19	独禁法上の議決権保有割合規制(10%規制)における総株主等の議決権の算定方法の緩和	<p>・議決権保有割合規制については、従来発行済株式数だった分母が議決権株式数となったことに伴って、特に自己株式の取得による分母の減少を考慮する必要があるが、一方で、非上場会社の中には、自己株式の取得の把握、すなわち正確な「総株主等の議決権」の把握が困難なケースもあることから、議決権株式数の算定方法について、運用上の対応を緩和する。</p> <p>・具体的には、小規模非上場会社等で株主総会等の召集通知に「総株主等の議決権」の記載がなく、把握が困難な場合には、「発行済株式等の総数」等を「総株主等の議決権」とみなすことを可能とする。</p>	議決権保有割合点検作業の効率化	<p>議決権保有割合規制の遵守については、発行会社からの株主総会等の召集通知等の開示資料を基に点検を行っているが、非上場会社については、上場会社と異なり開示資料の中で「総株主等の議決権」が記載されていないケースも散見され、また、発行会社へのアンケート調査も実施しているが未回答や誤回答のケースもあり、総株主等の議決権をすべて正確に把握するのは困難な状況である。(従って、開示資料やアンケート調査等、一定の対応を行った上で、それでも「総株主等の議決権」の把握が困難なケースでは、「発行済株式等の総数」等を「総株主等の議決権」とみなすことを可能とするようしていただきたい(保険業法の事務ガイドライン別紙様式25の記載要領の中では、上記のみし規定が設けられている。)</p>	独占禁止法第十一条(金融会社の株式保有の制限)	公正取引委員会	
5047	5047A001		新潟県	1	特別豪雪地帯における高床式農家民宿の各種設置基準の緩和(消防法、建築基準法)	<p>平成16年12月10日付けで全国展開された農家民宿の消防用設備等に関する特例基準では、各客室から直接外部に容易に避難できる等の場合には、「誘導灯」「誘導標識」「消防機関へ通報する火災報知設備」の設置を要しないとされ、一般住宅を活用した農家民宿開業に向けた規制緩和が図られた。</p> <p>しかし、特別豪雪地帯においては、雪で埋没してしまう1階部分を基礎コンクリート造りにして車庫や作業場とし、2階、3階部分に居住するという高床式住宅が多数見られ、この多くは延べ床面積が300㎡以上に該当し、自動火災報知設備の設置が義務付けられ多額の投資が必要になるなど大きな障害となっている。</p> <p>特別豪雪地帯の高床式農家民宿については、住宅用火災警報器や避難はこの設置等により各客室から安全に避難できる等の条件を満たす場合、「自動火災報知設備」の設置判断に用いる延べ床面積から居室に供しない1階基礎部分を除外する。」</p>		<p>自動火災報知設備の設置基準は、雑居ビル火災を契機に平成15年10月に規制強化(500㎡、300㎡以上)されたもので、市街地の建築物と同様の厳格な規制が農家民宿にも適用されている。</p> <p>これは、火災発生初期における警報到達性の悪い雑居ビルを想定した規制と考えられ、1階基礎部分を居室に供しない高床式住宅には過大な設備であり、現行制度では特別豪雪地帯の農家民宿開業の大きな障害になっている。</p> <p>本規制緩和により特別豪雪地帯における農家民宿の開設の可能性が拡大することで、都市と農山村との交流がさらに促進し、中山間地域の新たなビジネスチャンスとして地域の活性化が期待される。</p>	消防法第17条第1項	総務省消防庁	<p>添付資料1:新潟県における高床式住宅の状況写真</p> <p>添付資料2:特別豪雪地帯の高床式住宅比較図(構造、避難経路)</p> <p>添付資料3:豪雪地帯及び特別豪雪地帯地図</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5047	5047A002		新潟県	2	特別豪雪地帯における高床式農家民宿の各種設置基準の緩和(消防法、建築基準法)	<p>都市と農村交流の1形態として、一般住宅を活用した農家民宿を開業するケースが増えており、平成17年1月17日付けの「農家民宿等に係る建築基準法上の取り扱い(技術的助言)」において、各客室から直接外部に容易に避難できる等の場合には、旅館に該当しないとされ、住宅を活用した農家民宿開業に向けた規制緩和が図られた。</p> <p>しかし、特別豪雪地帯の高床式住宅の3階部分を客室として利用する小規模な農家民宿であっても、建築基準法の規定により、耐火構造物とする必要が生じ、多額の投資が必要になるなど大きな障害になっている。</p> <p>特別豪雪地帯の高床式住宅については、3階部分の客室に避難施設等を設置するなど、各客室からの避難の安全性が確保される場合、「建築基準法第27条の階の算定において居室の用に供しない高床基礎部分を除外する。」</p>	<p>近年、特別豪雪地帯において新築される住宅のほとんどは、冬季間の排雪・堆雪場所の確保及び快適性(1階部分が堆雪により埋まる)等の理由から、基礎部分を高くしている。</p> <p>しかし、一般的な3階建て建築物とは異なる利用形態であり、避難施設等の設置により通常の2階建て住宅と同等に避難の安全性が確保できると考えられる。</p> <p>前回の特区提案の際は構造規定の緩和は採用されなかったため、3階部分を客室として利用する場合は、建築物を耐火建築物とすることが求められており、農家民宿開業の大きな障害になっている。</p> <p>積雪地域の住宅形態と避難設備の整備等が考慮され、本規制緩和が行われることにより、特別豪雪地帯における農家民宿開設の可能性が拡大することで、都市と農山村との交流がさらに促進し、中山間地域の新たなビジネスチャンスとして地域の活性化が期待される。</p>	建築基準法第27条	国土交通省	<p>添付資料1:新潟県における高床式住宅の状況写真</p> <p>添付資料2:特別豪雪地帯の高床式住宅比較図(構造、避難経路)</p> <p>添付資料3:豪雪地帯及び特別豪雪地帯地図</p>	
5048	5048A001		東京都	1	保育所制度における規制緩和	<p>大都市住民のニーズに即した新たな保育所として、都が創設した認証保育所を制度的に認めること。</p>		<p>現在の認可保育所では応えきれない、大都市の保育ニーズに対応できる。</p> <p>多様な事業者の参入とサービスの競い合いを促す制度に改めることにより、多様化する保育ニーズに応えることができる新しい保育所設置が可能となる。</p>	児童福祉法	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5048	5048A002		東京都	2	保育所制度における規制緩和	<p>現行の認可保育所制度について、「保育に欠ける」要件を利用者の実態に即して見直すとともに多様な事業者の参入を促進し、利用者本位の制度となるよう改革すること。</p> <p>保育所利用方法について、利用者が施設と直接契約できる制度とすること</p> <p>保育料を一定の基準の下に、保育所が自由に設定できるようにすること</p> <p>施設整備について、民間事業者も次世代育成支援対策施設整備交付金の対象とすること</p> <p>保育所設置基準を緩和すること</p>		<p>、保育所の入所の決定権が区市町村にあるため、利用者の選択権に実効性がなく、施設の努力とは関係なく児童が入所するしくみとなっている。利用者本位のサービス提供を実現するため、事業者が競い合いを通じてサービス向上していくしくみとする必要がある。</p> <p>認可保育所は、設置主体に制限はなく、株式会社等でも設置できることとされているが、株式会社は施設整備交付金の対象にならない。</p> <p>保育所の設置認可権限は都道府県知事にあるものの、その基準は全国一律の最低基準を必ず満たさなければならないこととなっている。そのため、利便性の良い市街地での保育所整備が進みにくい。また、職員定数のすべてに保育士資格を求めており、保育士以外の資格者の活用による柔軟なサービス提供ができないほか、調理員について常勤職員配置が原則とされているため、短時間勤務職員の導入ができない。保育所における調理業務は、給食の安全・衛生や栄養等の質の確保が図られていることを前提に、平成10年に委託が認められたが、調理業務の全部を委託する場合には限られている。</p>	<p>・児童福祉法 ・児童福祉施設最低基準 ・憲法</p>	厚生労働省	
5048	5048A003		東京都	3	認知症高齢者グループホームの設置促進を目的とした規制の緩和	<p>厚生労働省令に定める、認知症高齢者グループホームの指定に係るユニット数の制限(2ユニット以内)を緩和し、地域特性を考慮した柔軟な対応を図ること。</p>		<p>全国一律の規制であり、地域特性を考慮したものになっていない。</p>	<p>・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第28号)</p>	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5048	5048A004		東京都	4	特別養護老人ホームの設置促進を目的とした規制等の緩和	老人福祉法に定める特別養護老人ホームの設置・運営主体に関する規制を緩和し、多様な事業者の参入を促進する。		構造改革特区等で民間事業者による特別養護老人ホーム運営が行われているところであるが、いわゆる公設民営方式のみという状況であり、多様な事業者の参入が図られるものとなっていない。	・老人福祉法	厚生労働省	
5048	5048A005		東京都	5	障害児施設における調理業務の外部委託の容認	障害児施設における調理業務の外部委託を認めること		<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設等の調理業務については第三者への委託が可能とされているが、障害児施設においては施設の職員により行われるものとされている。 ・肢体不自由児施設及び知的障害児通園施設については、構造改革特別区域法に基づく計画の認定を受けた場合、調理業務の外部委託が可能となっている。 ・しかし、運営面でのより一層の効率化を図るため、構造改革特区の対象事業にかかわらず、障害児施設について成人施設と同様、第三者への委託を認められたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第45条 ・児童福祉施設最低基準 ・保護施設等における調理業務の委託について(昭和62.3.9社施策38) ・構造改革特別区域における「肢体不自由児施設等における調理業務の外部委託事業」について(平成15.3.27障発第0327015号) 	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5048	5048A006		東京都	6	児童福祉施設等の運営における規制緩和	すべての児童福祉施設及び児童相談所における一時保護施設の調理業務について、外部委託を認めること		・保育所の調理業務については第三者への委託が可能とされているが、その他の児童福祉施設等においては、施設の職員により行われるものとされている。 ・運営面でのより一層の効率化を図るため、すべての児童福祉施設及び児童相談所における一時保護施設について第三者への委託を認められたい。	・児童福祉法 ・児童福祉施設最低基準	厚生労働省	
5048	5048A007		東京都	7	社会保険診療報酬支払基金が取り扱う審査支払業務の範囲拡大	都が実施している「心身障害者医療費助成制度」及び区市町村が実施している「ひとり親家庭医療費助成制度」、「乳幼児医療費助成制度」(以下「医療費助成制度」という。)の審査支払業務を社会保険診療報酬支払基金が取り扱う業務範囲とすること。		支払基金の業務範囲は法令等で定められており、医療費助成制度の審査支払業務は対象外のため、社会保険分はレセプトで支払基金に、医療費助成分は国民健康保険団体連合会に請求。そのため、以下の問題がある。医療機関は、社会保険分のレセプト作成に加え医療費助成分の請求書作成の事務処理を負擔。レセプトの査定減等があっても、医療費助成分と連動できず、公費の過払いが発生。高額療養費は、実施主体が一旦全額支払後、保険者や患者本人と連絡調整して清算しており、事務処理が煩雑化。	・社会保険診療報酬支払基金法第15条及び同条第3項の規定による告示及び局長通知	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5048	5048A008		東京都	8	カジノ実現に必要な法整備	・カジノを実現するために、必要な法整備を行うこと。 ・その際に、地域の実情に即したカジノ運営を可能にするしくみとするなど、地方自治体の意向を十分踏まえるよう留意すること。	カジノ開設	・カジノは、有力な観光資源であり、新たなゲーミング産業として、経済波及効果や雇用創出効果が大きいに期待できる。 ・カジノは、現行法では、刑法の賭博および富くじに関する罪で規制されており実施することができない。	・刑法第185条～187条(賭博および富くじに関する罪)	内閣府 法務省 国土交通省 経済産業省	
5048	5048A009		東京都	9	外国人旅行者に対する査証手続きの緩和	・観光目的で来訪する旅行者に対しては、一定要件(出入国管理及び難民認定法別表第一に掲げる「短期滞在」の場合、往復予約済航空券を所持している場合等)の下での査証の免除を行うこと。 ・愛知万博期間中における、韓国及び台湾から観光目的で来訪する旅行者に対する一時的な査証免除については、期間終了後も継続し、将来的にはその恒久化を図ること。		日本を訪れる外国人旅行者は、日本人海外旅行者の4分の1に過ぎなかったという状況に対し、都は、千客万来の世界都市・東京の実現を目指して、「東京都観光産業振興プラン」を策定し、外国人旅行者を増加させるための具体的な施策を展開している。 今後、外国人旅行者数の拡大を図るためには、不便を来たしている現在の査証制度を改善することが必要である。	・出入国管理及び難民法 ・外務省設置法	法務省 外務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5048	5048A010		東京都	10	来日外国人・組織犯罪の防止	在留資格審査の一層の厳格化を図るとともに、既にアメリカで実施されているバイオメトリックス(生体認証技術)を活用した入国審査の実施など、早期に入国審査を厳格化すること。	退去強制した不法滞在者の水際での再入国阻止などによる来日外国人犯罪の抑止	<ul style="list-style-type: none"> ・出入国管理法の改正により、在留資格取消制度の創設や不法残留罪の罰金額引上げが行われ、不法滞在者に対する取締りは一定の措置が講じられた。 ・また、バイオメトリックスを含めた入国審査の厳格化についても、平成18年の通常国会に法案を提出する方向で検討中とのことであり、一定の評価はできる。 ・しかしながら、不法入国の手法が、より悪質巧妙化している状況下、一日も早い入国審査の厳格化を求めらる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出入国管理及び難民認定法施行規則 	法務省	
5048	5048A011		東京都	11	脱法ドラッグ対策の推進	乱用薬物の麻薬への追加指定について積極的な運用を図ること。		<ul style="list-style-type: none"> ・脱法ドラッグの乱用は、拡大・深刻化が懸念されており、乱用実態や危険性、青少年に及ぼす広範な悪影響などは看過できない状況にあることから、脱法ドラッグ規制の実効性を上げるための対策が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・麻薬及び向精神薬取締法第2条別表第1第75条及び別表第2号第4号 ・麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び向精神薬原料を指定する政令第1条及び第2条 ・無承認無許可医薬品の指導取締りについて(昭和46年6月1日薬発第476号)各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知 	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5048	5048A012		東京都	12	ディーゼル車の使用過程車対策の抜本的な見直し	<p>自動車NOx・PM法では車検制度によって、基準を満たさない車両は対策地域に登録することができなくなるが、当該地域の環境改善のため、地域外からの流入車を規制の対象とするなど、抜本的な使用過程車対策を実施すること。</p> <p>車検の時の使用過程車規制について、実効性ある対策を実施するため、大気汚染防止法に基づく車検時の規制対象項目にNOxやPMを加えること。</p>		<p>都における深刻な大気汚染の根本的な原因は、国の自動車排出ガス規制の遅れにある。</p> <p>大気汚染を改善し、都民、国民の生命と健康を守るためには、国の責任で使用過程車対策の抜本的な見直しを行う必要がある。</p>	<p>自動車NOx・PM法</p> <p>大気汚染防止法</p>	<p>環境省</p> <p>国土交通省</p>	
5048	5048A013		東京都	13	不正軽油対策	<p>不正軽油製造等を根絶するため、関係省庁が一体となった実効性のある対策を講じること。</p>		<p>平成16年度の廃棄物処理法の改正では硫酸ビッチの保管基準等の強化等がなされ、平成16年度の地方税改正では、軽油引取税の脱税にかかる罰則の引き上げ及び不正軽油の譲受に関する罰則の創設等が盛り込まれた。</p> <p>しかし現行制度では不正軽油を製造する行為や硫酸ビッチの不法投棄を根絶することは極めて困難である。</p>	<p>地方税法</p> <p>廃棄物処理法</p>	<p>総務省</p> <p>経済産業省</p> <p>環境省</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5048	5048A014		東京都	14	ディーゼル排出微小粒子の環境基準の設定	大気汚染の原因であるディーゼル排出微小粒子など微小粒子(PM2.5)についての環境基準を設定すること。		<ul style="list-style-type: none"> ・微小粒子については、その濃度と呼吸器や循環器系疾患などと強い関連性を示す報告がある。 ・ディーゼル排出微小粒子のほとんどが微小粒子と言われている。 ・微小粒子についての環境基準の設定を行うなど、微小粒子状物質等による大気汚染から都民の健康と生命を守る実効性のある対策をとる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法 	環境省	
5048	5048A015		東京都	15	船舶からの排出ガス対策	マルポール条約の批准に伴い改正海洋汚染防止法が本年5月19日に施行されたところであるが、既存船は窒素酸化物規制の対象とならないこと、粒子状物質は規制対象としていないこと、燃料の硫黄分は4.5%以下としていること(国内の実勢は硫黄分3.0%以下)などから、船舶からの排出ガスについて、より抜本的な対策が必要である。ついでには、使用燃料の良質化等、有効な船舶排ガス対策について積極的に検討し早期に対策を講じること。特に硫黄分の基準見直しなど、実効性のある環境対策を講じること。		<p>東京港周辺の二酸化窒素や二酸化硫黄の大気環境濃度は、長期間継続して高い状況にある。これは港湾地域が抱える共通の問題であり、本年、マルポール条約の批准に伴い海洋汚染防止法の改正が行われたところであるが、国の責任において、船舶からの排出ガスについてより抜本的な対策を講じる必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 	国土交通省 環境省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5048	5048A016		東京都	16	行政財産に対する制限の緩和	<p>・自治体が所有する公有財産のうち行政財産については、法律により私権の設定が禁止され、民間への貸付けができないなどの制約がある。</p> <p>・公有財産の管理等については、各自治体がそれぞれの状況に応じ、更に有効活用できるよう、法律による一律の規制を見直すべきである。</p> <p>・については、行政財産に対する制限を緩和し、弾力的に活用できるよう、法律の規定を整備すること。</p>	<p>組織の統廃合等により庁舎等の一部に空き床が生じているが、これを民間事業者等に貸し付けることにより、有効活用を図る。</p>	<p>現在、行政財産の貸付けが認められているのは、地方自治法施行令第169条に掲げられる国、地方公共団体庁舎の合築の場合等に限られており、民間企業・団体等の民間事業者に対する貸付けは認められていない。このため、民間事業者に庁舎等の空き床を使用させようとした場合には、目的外使用を許可する以外に方法はない。この目的外使用許可は、行政目的を妨げない範囲に限られ、使用は最小限度に留められることから、財産を有効活用する手段としては限界がある。このため、行政財産のより有効活用が図られるように、貸付け等が可能となるような地方自治法の規定改正を要望する。</p>	<p>・地方自治法</p>	<p>総務省</p>	
5048	5048A017		東京都	17	地方公共団体の基金の運用に関する規制の緩和	<p>地方公共団体の基金に属する有価証券について、信託銀行等に対する信託を可能とすること</p>	<p>運用有価証券信託による基金の運用</p>	<p>運用有価証券信託は、保有する国債等の有価証券を、受託者である信託銀行の固有財産との分別保管を前提とし、安全性が確認できる金融機関等に限定して貸し出し手数料を得ることを目的として信託するものである。</p> <p>現状では、地方自治法により基金に属する有価証券を信託することは認められていないが、より効率的な運用を図るため、これを信託銀行等に対して信託することを可能とするよう法改正を要望する。</p>	<p>・地方自治法第237条第3項、第238条の5第2項 ・地方自治法施行令第169条の3</p>	<p>総務省</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5048	5048A018		東京都	18	職業能力開発校の設置・運営基準の見直し	職業能力開発校については、職業能力開発促進法第16条で都道府県が設置することとされている。また、この場合の管理運営に関して明文の規定はないが、設置者が当然管理運営を行なうべき法意と解されている。 このことについて、職業能力開発校の設置・管理運営は、各都道府県の責任と判断に基づき、主体的に行えるようにすること。		時代の変化や、地域の実情とニーズの変化に、柔軟な対応を可能とするため。	・職業能力開発促進法第16条	厚生労働省	
5048	5048A019		東京都	19	職業訓練の基準の見直し	職業訓練の基準については、職業能力開発促進法第19条および施行規則10条から21条で定められている。 このことについて、地域の実情に応じた柔軟な訓練が実施できるよう、法令で定める基準は訓練の水準を維持する上で必要な最低限のものとし、設備の細目等については都道府県の裁量に任せるなど、訓練基準の大幅な緩和を行うこと。		技術の変化や、地域の実情とニーズの変化に、柔軟な対応を可能とするため。	・職業能力開発促進法第19条および施行規則10条から21条	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5051	5051A001		NPO法人ニュー・パートナーシップ研究所	1	専門中学校制度	学習指導要綱に基づく、総合的な教科配分の規定の緩和を行い、専門的な職業学習コースを中心とする「専門中学校制度」を創設する。	<p>中学校に職業専門課程を置くことにより、専門分野における基礎的な職業能力を習得し、各職業分野で将来の中核となる人材を養成することを目的とする。専門中学では、指導要綱の授業時間配分にとらわれず、専門課程で必要な技術や知識習得の観点に立った教科と授業時間数の設定を行う。これらの専門技術や知識の習得を目的とした必修教科の授業設定をすることにより、必要な一般知識の習得を可能とするよう配慮することにする。現在の中学校は義務教育課程として、中学校学習指導要領で必修教科と授業時間が定められ、これに基づいて総合的学習を柱とする中学校の制度が行われている。私立中学の中には、この指導要領の基礎の上に専門教科の授業時間を設定して専門能力の向上を目的とするものがあるが、その殆どは音楽学校に併設された中学校にとどまっていて、幅広い職業分野が選択できる専門コースは見られない。そこで、例えば伝統的な工芸技術や芸術、機械技術、電気技術、その他の中学卒業年齢から従事することがその分野における熟練技術者養成につながる分野で、これまでのカリキュラムにとらわれない自由な教科設定ができる専門コースの中学校を設置する。</p>	<p>現在全国で小学校や中学校の不登校児童が年々増加しつつあり、10万人以上が不登校状態とされ、毎年多数がそのままで成年に達する状態にある。また、不登校児童はフリーターなど定職につかない若者の供給源のひとつであり、今後のわが国を支えていく次世代の健全な育成を図るためにはこの問題に早急に対応する必要がある。不登校にいたる原因は各人様々で明確なものが把握されていないが、その多くのケースで見られる現象は無気力、無関心、意欲の欠如など、積極的に生きる姿勢の欠如、人間として生きる目的の喪失である。これらは、家庭環境に問題がある場合も少なくない。一方では、教育投資の増大、大学進学率の上昇が見られるが、経済界では大学卒業生の再教育が不可欠で人材育成機関として十分な機能を果たしていないのが現状である。必要な人材とは学歴とは別の、個人の能力が産業において活用できるかどうかにかかっている。かつては中卒者の就職がごく普通で、この中から日本企業の誇る職人的なわさが継承され、世界的技術につながり、現在のわが国の繁栄に寄与してきた。特に職人的な専門技術分野では、技術の継承が困難となり、今後は日本の特色や優位性が低下することが懸念されている。そこでこのような人材を育成する新たな教育体系として、専門中学校制度を提案する。上で述べた不登校児問題と、専門的技術継承の二つの課題に対応できる教育機関として、専門中学校の仕組みが効果を発揮すると考えられる。</p>	中学校学習指導要領	文部科学省	
5052	5052A001		石油化学工業協会	1	ボイラー等連続運転認定における類似新設機器への適用	ボイラー等の連続運転認定要領(4年連続運転に係る要件関係)において、新規に予備機や同一使用条件の機器を増設する場合には既存機器における性能実績の提示により、4年認定を取得できるようにする。	<p>ボイラー等の連続運転認定要領(4年連続運転に係る要件関係)ではボイラー、第一種压力容器の更新製作に関しては、交換前と「同種同型式」、「材料及び性能が同等程度」、「使用条件が同等程度」であれば、4年認定を継続できる。</p> <p>しかし、新規に予備機や同一使用条件の機器を増設する場合には、新たな機器として1年目、2年目の性能確認を受ける必要があり、機器の停止が伴う。</p>	<p>認定機器の交換については「同種同型式」、「材料及び性能が同等程度」、「使用条件が同等程度」であれば4年認定の継続が認められており、これと「同種同型式」、「材料及び性能が同等程度」、「使用条件が同等程度」の新設機器についても、安全性は同等と考えられるため、4年認定を認めていただきたい。</p> <p>【効果】事業者の国際競争力の強化に寄与する。</p>	労働省労働基準局長通達(H14.3.29 基発第0329020号)	厚生労働省労働衛生部安全課	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5052	5052A002		石油化学工業協会	2	消防法完成検査認定制度における運用改善	<p>本来の自主検査制度を目指し、以下の運用改善を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 完成検査報告は結果一覧表のみとし、認定申請内容に沿って検査記録が作成・管理されているのを事後確認する。 2. 申請書類は通常の申請書に一致させる。 3. 完成検査報告書提出時点で装置を稼働できるとする。 4. 検査手数料の減額。 	<p>認定優良事業者が行う一定範囲の変更工事について、自主完成検査結果を活用する制度がある。しかし、自主検査結果の報告を受理し書類審査した上で使用許可が出る、という形式であり、事業者在完成検査の責任を委ねたものではない。このため、次の問題がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 書類審査のための提出書類が多い。 2. 市によっては完成検査報告書提出の翌日でないで許可が下りない。(自主検査でなく官庁立会い検査では口答で使用許可が下りる。) <p>以上の結果として、事業者による自主的検査の充実や自主保安の推進を図るといふ、制度の本来の趣旨が発揮されていない。</p>	<p>認定制度により事業者の自主保安を図る効果が発揮されていない。</p> <p>市によって異なるが、認定事業所の自主検査の方が申請書類が増えたり、また自主検査終了後翌日でないで稼働できない等、従来の官庁検査と比べて合理化が図れない面がある。</p> <p>認定制度制定当初の消防庁と業界の合意とは齟齬が生じており、自主保安推進という本来の立場から制度の運用面の改善を図り、その趣旨を市町村に再徹底して頂きたい。</p> <p>また検査料は自主検査へ移行したことに伴い減額されるのが合理的と考える。</p>	<p>消防法第22号(平成11/3/17、危険物施設の変更工事に係る完成検査等について)</p>	<p>総務省消防庁危険物規制課</p>	
5052	5052A003		石油化学工業協会	3	内航ケミカルタンカーに従事する船員の国籍フリー化	<p>内航海運に従事する船員の国籍を日本人に限定せず、フリー化する。</p> <p>完全フリー化が一挙に無理なら、先ず、人員数の限定もしくは国際経済援助の観点からアジア諸国の国籍者に限定する。</p>	<p>内航船員の国籍は日本人に限定されている。</p> <p>平成17年4月から船員法改正により、船員数、労働時間等の条件が厳しくなり、特に、3K職場のケミカルタンカーの船員確保は難しい。</p>	<p>従来から課題となっている、内航船員の高齢化、人員確保難、運行コスト等の問題は改善策がないまま現在に至っている。</p> <p>更に、内航船の老朽化、IMO対応による船型要件の格上げ等による船腹不足の予想もあり、輸送環境が悪化しないような可能性を考えるべき時期にある。</p> <p>アジア諸国の船員費はわが国船員の10～50%と言われている。既に、外航船では外国船員が主流であり、安全面、航海技術面でも問題の無い水準に達している。</p> <p>要望を実現することで大きい経済効果が得られる。</p>	<p>船員法(国土交通省) 第7次雇用対策基本計画(平成4年7月閣議決定)</p>		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5052	5052A004		石油化学工業協会	4	県境を跨いで排水を運搬することについての規制緩和	工場が両県に跨いで立地している場合でも、排水処理施設は、次のような理由で両県に設置している。 他県の排水を処理し、最終的には排出県とは異なる県に運ぶことに対してコンセンサスが醸成されていないため。発生した排水を処理する場所が他の県である場合、排出元の県と処理する県との協議及び申請が必要であるため。 両県にまたがって立地している場合、一方の県に対してのみの申請、報告等の手続きを認めてほしい。(ひとつの工場とみなす対応)		環境保全は地球規模での環境負荷低減が必要となっている。両県に跨る工場の排水処理において、隣接工場の効率運営は競争力向上にも重要である。煩雑な手続き(設置許可申請等)が不要で一体運営できれば、工場基盤強化にも繋がるものと思われる。具体的なメリットとしては次のものが考えられる。 排水処理設備を1つの県に集約できる。一方の県の排水処理施設能力に余裕があれば、相互に排水を運搬し、増強工事が不要になる。官庁等への手続きも一体化できれば、申請・届出・報告を省力化し、迅速対応が可能になる。	水質汚濁防止法 瀬戸内海環境保全特別措置法	環境省	
5052	5052A005		石油化学工業協会	5	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の緩和	瀬戸内海環境保全特別措置法(内海法)においては、特定施設の設置及び特定施設の構造等の変更について、府県知事の許可を受けなければならないと定めている。特定施設の設置又は特定施設の構造等の変更によって、公共用水域へ排出する汚水等の汚濁負荷量が增大しない場合は、現行の府県知事の許可制より届出制とするように内海法第5条、第8条を改正すべきである。		複数の特定施設を有する事業所において、特定施設の改善や廃止による汚濁負荷量の減少分を新規特定施設の設置又は他の特定施設の汚濁負荷量の増分と差し替えることにより、トータルとして事業所からの公共用水域への排水口での汚濁負荷量が増加しない場合においては、届出とすることで、事務手続きの負荷及び期間を軽減短縮したい。	瀬戸内海環境保全特別措置法	環境省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A003		(社)日本経済団体連合会	3	派遣労働者を特定することを目的とする行為の禁止の撤廃	派遣労働者を特定することを目的とする行為は、現在紹介予定派遣の場合のみ許されているが、これを通常の労働者派遣についても、解禁すべきである。特に派遣労働者を特定することを目的とする行為に、個人を特定するのではなく若年者に限ることとする等一般的属性を特定する場合も含まれることとする解釈は、早急に改めるべきである。	(要望理由 右下の続き) 欧米諸国でも事前面接等を禁止している例はない。 派遣就労開始前に事前面接等を行うことについては、厚生労働省が2002年に調査した派遣労働者調査でも、登録型派遣労働者は、「場合によっては認められてよい」を含めて89.4%が解禁すべきと回答しており、事前面接等に対するニーズは高い。 派遣先が講ずべき措置に関する指針で、若年者に限ること等も派遣労働者の特定行為に該当するとされているが、客観的な認定が困難であり、拡大解釈される懸念もあるため、この場合の特定という概念については、個人を選考することに限定すべきである。 法律では努力義務規定であるにもかかわらず、指針は義務規定になっており、矛盾が生じているため、早急に指針を見直すべきである。 「規制改革・民間開放推進3か年計画」(改定)(2005年3月25日)の中でも「事前面接の解禁のための条件整備等について、可及的速やかに検討を行う」とされており、解禁に向けて早急に結論を出すべきである。	派遣就労開始前に事前面接等を行うことは、雇用のミスマッチや派遣就業開始後のトラブルを防止することによる雇用機会創出効果があり、派遣労働者、派遣元、派遣先にとって好ましいものであるから、法律で一律に禁止すべきではない。 近年の業務の多様化、専門化に伴い、派遣元を介した情報提供だけでは不十分なケースが増加し、ミスマッチのリスクが高まっている現状を勘案し、派遣労働者と派遣先が相互に条件を評価できる事前面接等は認められるべきである。派遣労働者を特定することを目的とする行為の禁止の趣旨は、事前面接等認めると派遣先と派遣労働者との間に雇用関係が成立し、労働者供給に該当する可能性があること、また職業能力以外で例えば年齢等に基づく選別が行われ、派遣労働者の就業機会が不当に狭められると指摘されるが、事前面接等が行われたとしても最終的に派遣元が派遣労働者と雇用契約を結び雇用責任を果たす限り、労働者供給に該当することはない。	労働者派遣法第26条第7項 派遣先が講ずべき措置に関する指針 派遣元が講ずべき措置に関する指針	厚生労働省 職業安定局 需給調整事業課	派遣先は、労働者派遣契約を締結するに際し、派遣労働者を特定することをしないよう努めなければならないとされている(紹介予定派遣の場合は除く)。「派遣労働者を特定することを目的とする行為」には、派遣先がその受け入れる派遣労働者を選別するための事前面接や履歴書の送付要請等のほか、若年者に限定すること等が該当する。しかし、派遣労働者または派遣労働者になるとする者が、派遣就業を行う派遣先として適当であるかどうかを確認する等のため、自らの判断の下で派遣就業開始前に事業所を訪問すること等は許されている。
5053	5053A004		(社)日本経済団体連合会	4	労働者派遣のいわゆる自由化業務の派遣受入期間制限の撤廃	派遣受入期間の制限のあるいわゆる自由化業務について、継続して派遣労働者を受け入れることができるよう制度を一本化し、派遣可能期間の制限を早期に撤廃すべきである。 また、早期に撤廃できない場合は、少なくとも、一律に過半数組合等の意見聴取なしに派遣可能期間を3年まで延長すべきである。	(要望理由 右下の続き) 会社の人事政策は経営上の重要事項であり、労働組合等への意見聴取を法律で義務付けるべきではない。 今後の少子高齢化による労働力人口減少問題や多様化する働き方ニーズへの対応、更なる国際競争の激化を考えた場合、国内産業の維持・発展や雇用の拡大を図るためにはフレキシブルな労働力供給システムが必要であり、労働市場の活力をそく。 また、高齢者雇用安定法の改正によって継続雇用制度の導入が義務付けられ、高齢者の継続雇用のためグループ会社の労働者派遣会社を設立して継続雇用を図ろうとする企業が増えているが、現行法では60歳から3年を超えた以降、同一業務への派遣が不可能になる。高齢者の雇用の安定のためにも派遣可能期間制限を撤廃すべきである。	労働者の職業選択の自由から派遣労働者だけに働く期間を制限する理由はなく、派遣労働者として継続して働くことを希望する労働者の希望、ライフスタイルを尊重し、同一の業務に従事する期間を法律で制限するべきではない。 派遣可能期間経過後は、別の派遣先で派遣就労すればよいので、職業選択の自由を侵害していないとの反論がありえようが、派遣先の選択は、派遣労働者の自由であり、現行の規制は、派遣労働者の意思が無視され、働き方の選択肢が制限されるものとなっている。 派遣可能期間が満了した業務については、直接雇用の労働者を活用する。あるいは業務委託を活用する等の対応が必要になるが、そもそも直接雇用の労働者と派遣労働者では人材活用の考え方が異なる。しかも、業務委託では労働者に対する指揮命令ができず、派遣先の生産性や業務品質の確保に影響を与えている。 派遣可能期間の制限は、正社員の代替防止を理由にしているが、働き方の多様化を図るためには、派遣労働者として働くことを希望する労働者の希望を尊重すべきである。	労働者派遣法第40条の2	厚生労働省 職業安定局 需給調整事業課	派遣受入期間の制限のあるいわゆる自由化業務については、派遣先の事業所その他派遣就業場所ごとの同一業務について、派遣可能期間が原則1年、派遣先の労働者の過半数で組織する労働組合がないその労働組合の過半数を代表する者(以下「過半数組合等」という)の意見聴取によって延長しても、最大3年までに制限されている。派遣労働者、派遣元を変えたとしても派遣を継続することはできない。派遣契約を更新する場合は、3ヶ月を超える空白期間を空けなければならない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A005		(社)日本経済団体連合会	5	物の製造業務派遣の派遣受入期間制限の撤廃ないし延長	物の製造業務派遣の派遣受入期間制限を撤廃すべきである。少なくとも、早急にいわゆる自由化業務と同じように派遣可能期間を1年から3年に延長すべきである。	(要望理由 右下の続き) 業務委託によるアウトソーシングが馴染まない比較的小規模な製造業の派遣先においては、特に労働者派遣のニーズが高く、中小企業の雇用機会創出・拡大、中小企業の事業のさらなる活性化を推進するため製造業務についても派遣期間制限は撤廃すべきである。 製造業務での派遣労働者の雇用を守るとともに派遣労働者の安全衛生が労働者派遣法の下で確保されるよう、当面の対応としては、製造業務の派遣において、雇用管理を行う現場責任者を派遣元が駐在させている業務の労働者派遣を政令で定める業務(労働者派遣法第40条の2第1項第1号)に加えるべきである。	物の製造業務の派遣受入期間制限は、2007年2月末まで1年に制限されているが、1年という期間は、ようやく技能・技術を習熟できる期間であり、派遣労働者にとっても技能・技術が身についたところで派遣先が変更されるということになり、雇用創出効果が期待しにくく、安定雇用にもつながらない。激変緩和措置期間を待たずとも早期に期間延長・撤廃を求める声は強い。1年に制限されている限り、単純作業でしか労働者派遣の活用ができず、早急な見直しが必要でない限り、企業は業務の海外移転等を検討しなければならない。労働者派遣は多様な働き方の選択肢を提供し、雇用機会の創出・拡大を果たす労働力需給調整のしくみであり、フリーター、ニート等の若年者対策に貢献できるにもかかわらず、派遣受け入れ期間が過剰に制限されることでその機能が有効に働いていない。	労働者派遣法附則第5条 労働者派遣法施行令第4条	厚生労働省 職業安定局 需給調整事業課	物の製造業務派遣は、2004年3月1日より解禁されたが、派遣受入期間は、2007年2月末まで、1年に制限されている。派遣契約を更新する場合は、3ヶ月を超える空白期間を設けなければならない。
5053	5053A006		(社)日本経済団体連合会	6	派遣禁止業務の解禁	港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院等における医療関係の業務(当該業務について紹介予定派遣をする場合を除く)についても、労働者派遣を解禁すべきである。 病院等における医療関係の業務への派遣を禁止している理由に、労働者派遣を入れた場合、チーム医療が害され、患者の生命身体に害を及ぼすおそれがあるとする意見があるが、現在でも手術の際、大学の医局から医師が派遣されるケースがあることを踏まえると、チーム医療が害されるという指摘はあたらない。医療関係業務は、国家資格に基づき業務がなされるのであって、雇用形態によって医療の内容が左右されるものではなく合理的な理由とはいえない。	(要望理由 右下の続き) 警備業務については、公安委員会の厳正な審査を受け、警備業務の適正な実施を確保する体制の整った警備業者が、警備員指導教育責任者の現任教育を受講した派遣警備員を活用するものであるから、適用対象業務として適当でないとは判断されることは納得性が低く、人命や財産保護等警備業務の目的を遂行するための警備要員のフレキシブルな調整ができるよう、労働者派遣を解禁すべきである。 病院等における医療関係の業務は、病院等からの要望も多く、医師等の過疎地帯の人手不足対策としても期待でき、労働者派遣の需給調整機能が期待される業務であるため労働者派遣を解禁すべきである。 病院等における医療関係の業務への派遣を禁止している理由に、労働者派遣を入れた場合、チーム医療が害され、患者の生命身体に害を及ぼすおそれがあるとする意見があるが、現在でも手術の際、大学の医局から医師が派遣されるケースがあることを踏まえると、チーム医療が害されるという指摘はあたらない。医療関係業務は、国家資格に基づき業務がなされるのであって、雇用形態によって医療の内容が左右されるものではなく合理的な理由とはいえない。	国民の職業選択の自由は憲法に保障されており(憲法第22条第1項)、雇用形態によって差を設ける合理的理由はなく、派遣労働者を差別することは不当であることから、派遣労働者であっても、多様な働き方の選択肢が認められ、他の労働者と同様にあらゆる業務に自由に就労できるよう禁止業務を撤廃すべきである。 港湾運送業務については、港湾労働法に基づく港湾労働者派遣制度、建設業務については、今回に提出されている改正建設労働者雇用改善法に基づく建設業務労働者就業機会確保事業の運用状況をみて、速やかに一般制度に移行することを検討すべきである。	労働者派遣法第4条 労働者派遣法施行令第1条、第2条	厚生労働省 職業安定局 需給調整事業課	労働者派遣法では、港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院等における医療関係の業務(当該業務について紹介予定派遣をする場合を除く)について、労働者派遣を行ってはならないとされている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A007		(社)日本経済団体連合会	7	士業者派遣の解禁(新規)	全ての士業について、有資格者・登録資格者の労働者派遣を認めるべきである。		企業再生やM&A等が頻繁に発生する中で、企業は短期限定的に弁護士や会計士、中小企業診断士や社労士といった専門家やその補助者といった人材を集中的に必要とするケースが多くなっており、こうした現場に相応しいプロフェッショナルを供給しよう、各種士業者の労働者派遣・紹介を認めるべきである。企業に直接雇用され、活躍する各種士業者がいる中で、労働者派遣を禁止する合理性根拠はなく、多様な働き方の選択肢の拡大という観点からも、士業者の労働者派遣を解禁すべきである。	労働者派遣法第4条 労働者派遣法施行令第1条、第2条 労働者派遣事業関係業務取扱要領第2条第3	厚生労働省 職業安定局 需給調整事業課	弁護士、外国法事務弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、弁理士、社会保険労務士及び行政書士の業務については、資格者個人がそれぞれ業務の委託を受けて当該業務を行う(当該業務については指揮命令を受けることがない)ことから、労働者派遣の対象とされていない。
5053	5053A008		(社)日本経済団体連合会	8	派遣労働者の直接雇用申し込みについて厚生労働大臣が行う指導及び助言に関する規定の見直し(新規)	労働者派遣法第40条の2の派遣受入期間の制限を超えて派遣労働者を受け入れている派遣先に対して、厚生労働大臣が派遣労働者を雇い入れるよう指導又は助言、勧告を行う場合の「指導又は助言、勧告」の内容が、期間の定めのない雇用である必然性はない旨を明らかにするため、労働者派遣事業関係業務取扱要領第9、4.(7)を速やかに削除または改正すべきである。	(要望理由 右下の続き) 直接雇用としての期間の定めのない雇用と期間の定めのある雇用は、企業に保障されている採用の自由の下で、個々の企業の採用方針に従ってそれぞれ申し入れがなされるべきものであって、こうした企業の実情を無視して一律に「期間の定めのない雇用」を指導又は助言、勧告(これに従わなかった場合にはその旨の公表もなされ得る)することは、法の趣旨を超えた契約の自由・私的自治への過剰な干渉である。 この点の記載を見直したとしても、法令に矛盾することはなく、他の直接雇用申し込みの場合との一貫性も保つことができ、また、上記記載と同様の記載をすることにより申し込みに係る労働条件の内容が不利になることはないよう歯止めをかけることができるため、特に不都合はない。	派遣先の派遣労働者に対する雇用契約の申込義務を定める労働者派遣法第40条の4ないし同40条の5においても、厚生労働大臣の指導及び助言並びに勧告を定める第48条及び第49条の2においても、派遣労働者に提示する雇用条件が期間の定めのない雇用(すなわち正規社員としての地位)でなければならないという法令上の根拠はなく、また、どのような雇用条件を提示するかは契約自由の原則その他の私的自治に委ねられるべき領域であり、必要以上の行政の関与は認められるべきではない。 取扱要領に係る直接雇用申込義務の記載は、上記趣旨を反映して、一貫して、「労働条件は、当事者間で決定されるべきものであるが、派遣先と派遣労働者との間で、派遣就業中の労働条件や、その業務に従事している派遣先の労働者の労働条件等を総合的に勘案して決定されることが求められる」とされているにもかかわらず、厚生労働大臣の指導及び助言並びに勧告に関わる記載においてのみ、「期間の定めのない雇用となるよう」とされており矛盾している。	労働者派遣事業関係業務取扱要領第9、4.(7) 「派遣受入期間の制限を超えて労働者派遣の役務の提供を受けた場合の取扱い」 労働者派遣法第48条、49条の2	厚生労働省 職業安定局 需給調整事業課	労働者派遣事業関係業務取扱要領第9、4.(7)「派遣受入期間の制限を超えて労働者派遣の役務の提供を受けた場合の取扱い」では、労働者派遣法第48条、第49条の2に基づき「派遣先に対し派遣労働者を雇い入れるように指導又は助言、勧告する際には、当該派遣労働者の希望による場合を除き、期間の定めのない雇用になるよう指導又は助言、勧告する」とされている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A009		(社)日本経済団体連合会	9	労働者派遣法上のいわゆる26業種の見直し【新規】	労働者派遣法上の業務区分については、制度が煩雑化しており理解が困難であるという問題を認識し、一本化を図ってあらゆる業務について派遣期間の制限を撤廃すべきである。少なくとも現在派遣期間制限のない業務とされているいわゆる26業務の内容について、現状の実態にあったものとなるよう内容を見直すべきである。 具体的には労働者派遣法施行令第4条の26業種を全面的に見直し、現代の業務形態に合致した業務に改めるべきである。特に、以下の各号の業務定義を見直すべきである。 ・24号業務は商品、権利若しくは役務に関する説明等やその売買契約等の締結等に限定せず認める ・25号業務はセールスエンジニアの営業に限定せず、一般機械の保守、点検、修理業務等も認める		労働者派遣法は制度が複雑で正しく理解することが難しい。その根本的な原因は、労働者派遣法独自の業務区分が設けられ、その業務によって派遣期間制限等の取り扱いが細かく異なっている点である。雇用機会の創出・拡大が図られるためには、この根本原因を解消する必要があることから、労働者派遣法上の業務区分を撤廃して一本化し、派遣期間制限も撤廃すべきである。特に第24号は、特殊な雇用管理を要するものであることを理由に電話その他の電気通信を利用して行うものに限定して、商品、権利若しくは役務に関する説明等やその売買契約等の締結等を認めているものであるから、消費貸借契約に基づく弁済計画の見直しを含む契約の更改に関わる業務等についても同様であり、特に売買契約等に限定する必要性は認められない。25号業務も、機械等の保守及びアフターサービスの業務が明確に除外されているが、高度の知識・技術と経験が要求され、トレーニング等が必要である点では、機械の保守、点検、修理も同様であり、特に25号業務を営業関係に限定する必要性は認められない。例えば、MRIやCTといった操作に高度の専門性が要求される医療機器の場合、営業に限らず、保守・点検・修理業務にあたっては、電気工学や電子工学など一定の知識を必要とし、放射線作業主任者等一定の資格保有が望ましいとされている。適時適切な対応についてのニーズが高いことも考慮し、認めるべきである。	労働者派遣法第40条の2第1項第1号、同施行令第4条	厚生労働省 職業安定局 需給調整事業課	労働者派遣法第40条の2第1項第4条では、派遣受入期間の制限のない業務として26業種が列挙され、26業種に該当しない業務については派遣受入期間の制限が課せられると共に一定条件のもと派遣先に直接雇用申込義務が発生する。
5053	5053A010		(社)日本経済団体連合会	10	労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分の見直し【新規】	単に肉体的な労働力の提供ではないことと条件として、「自己の責任・負担で調達した機械、設備、材料等で業務を処理すること」が規定され、賃貸借契約による確保までを求めているが、これは労働者派遣と請負事業の区分基準としての本質的な要素ではない。賃貸借契約については実務的な負担が大きくなると共に、賃貸借する機械・設備等の分割・金額評価が不可能で、賃貸借料金の税務との整合性を図ることも困難であるから削除すべきである。資金面で厳しい状況にある委託先が増えているため、請負業務に要する関連経費については委託元からの無償提供を早急に認めるべきである。具体的には以下のような取り扱いを認めるべきである。 ア) 機械、設備を無償貸与すること イ) 材料、部品を無償供給すること ウ) 安全、機密管理の必要性から作業服・帽子・作業靴等を無償貸与すること エ) 受託者が就業管理するのに必要な出勤簿・勤怠システムを無償貸与すること	ア. 設計・SE業務 発注元がカスタマイズした開発環境の中でシステムのオペレーションを委託する場合、システムを請負業者に準備させることはできず、賃貸借契約についてもシステムを切り分けることが困難なため形式的なものになる。また、ベンチャー企業、中小企業等が多い請負業者の資金面の実情を考えると、設備の賃貸借料金は高額であり、負担を強いることは経営の圧迫になるため、せっかく独自の高度な技能・技術を持っていても活かされないケースが多くなってしまふ。 イ. 製造工程業務 請負業者の独立性は、請負業者の技術・技能のレベルで判断するべきものであって、資金面の経済的独立性を要件とし、設備の賃貸借契約や材料供給の伝票処理等の負担を強いることは、請負業者に対して資金面で大きな負担をかけることになり、公正な競争、生産性等の観点から好ましくない。 高額かつ特殊な機器を使う業務を委託するケースも多く、請負業者が機器を準備することは難しく、賃貸借契約を締結した場合は、資金調達と支払いの間に生じる金利手数料等が高額になることも懸念され、独自の高度な技能・技術が活かされる機会が不当に制限される。	請負は仕事完成義務を負うものであって、請負業者が労働力をいかに活用するかは、本来請負業者の自由であり、請負業者の条件としては不要であるため、削除すべきである。 高度な技術、技能を有していても、経費負担の資力がなければ請負業者として認められないという現行基準は、請負取引を著しく制限するものである。また、請負事業別の要望理由として以下の点が挙げられる。	労働者派遣事業と請負事業の区分に関する基準(1986年4月17日労働省告示第37号)	厚生労働省 職業安定局 需給調整事業課	労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準(昭和61年4月17日労働省告示第37号)において、請負事業となる条件として、請負事業者の雇用する労働者の労働力を自ら直接利用するものであることその他、並列的に請け負った業務を契約相手から独立して処理するものであることが求められており、具体的には自らの責任による資金の調達、事業主としてのすべての責任を負うこと、単に肉体的な労働力を提供するものでないことが条件とされている。単に肉体的な労働力の提供ではないことと条件としては、自己の責任・負担で調達した機械、設備、材料等で業務を処理すること、または自らの企画または専門技術・経験に基づいて業務を処理することが求められている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A011		(社)日本経済団体連合会	11	労働者派遣事業における「複合業務」の受入期間制限の判断基準の見直し【新規】	いわゆる複合業務において、派遣受入期間の制限を受けない業務以外の業務の割合が1割以下である場合に期間制限を受けない業務として取り扱うとした現行の基準を、「主たる業務が派遣受入期間の制限のない業務である場合に、全体として派遣受入期間の制限のない業務として取り扱うことができる」よう改めるべきである。	<p>(要望理由 右下の続き)</p> <p>派遣期間制限のない業務として契約している場合に、派遣期間制限のない業務以外の業務の割合が1割を超えていることを指摘し、派遣期間制限のある業務として捉え、派遣期間制限を超えて派遣労働者を受入れていることのみを理由に派遣労働者の雇入れを指導するケースが多く見られるが、派遣期間制限の抵触日通知がない限り、派遣労働者の受入れ停止を指導すべきである。現実的でない複合業務解釈基準が、労働者派遣の活用の阻害要因になり、活用する派遣先に不安を与え、多様な働き方の選択肢を狭め雇用の拡大を阻害している。</p>	<p>専門的26業務等派遣期間制限のない業務につく派遣労働者として、派遣労働者を受入れた場合でも、その業務を遂行するためには、業務取扱要領に記載される内容以外の作業も現実的には必要となり、明記された作業以外は期間制限のない業務にあたらないとする解釈は実態にそぐわない。チーム業務の中で、各派遣労働者が契約上の業務を遂行することを考えれば、業務取扱要領に記載される内容以外の作業は派遣期間制限のない業務に当たらないとすることは不自然であることは意味がなく、また困難である。例えば電話応対時間を派遣期間制限のない業務以外の業務として1割以下か否かを判断し、場合によっては期間制限のある業務への契約変更を指導されるケースもあるが、電話応対の業務時間と通話時間が必ずしも一致するとは限らず、派遣期間制限のない業務か否かを厳密に区別することは非常に困難である。</p>	<p>「労働者派遣事業関係業務取扱要領」第9 派遣先の講ずべき措置等 4 派遣受入期間の制限の適切な運用 (3) 派遣受入期間の制限を受ける業務の範囲 二</p>	厚生労働省 職業安定局 需給調整事業課	<p>26業務等の派遣受入期間の制限のない業務と、派遣受入期間の制限のない業務以外の業務とを併せて行う場合(いわゆる「複合業務」)において、派遣受入期間の制限のない業務以外の業務の割合が通常の場合の1日当たりまたは1週間当たりの就業時間数で1割以下の場合には、全体として派遣受入期間の制限を受けない業務として取り扱うことができる。なお、この場合には、労働者派遣契約において、それぞれの業務の内容及びそれぞれの業務の通常の場合の1日当たりまたは1週間当たりの就業時間数またはその割合を定めることが必要とされている。</p> <p>また、派遣先は上記の制限を遵守するため就業時間の管理を的確に行う必要がある。</p>
5053	5053A012		(社)日本経済団体連合会	12	労働条件の明示の方法にかかる電子メール等の解禁【新規】	派遣労働者に対して労働条件を明示する際に、派遣労働者が希望する場合は、ファクシミリないし電子メールでの通知方法を認めるべきである。	<p>労働者派遣事業では、派遣労働者に対して「就業条件の明示」と「労働条件の明示」を一体的に通知しているのが一般的であり、実務的には「労働条件の明示」の方法についてもファクシミリ又は電子メールの利用が認められない限り、規制緩和のメリットが受けられない。ファクシミリや電子メールの利用が認められれば、手続きの簡素化、派遣労働者に対する迅速な情報提供を行うことが期待できる。</p>	<p>労働基準法第15条 労働基準法施行規則第5条</p>	厚生労働省 労働基準局 監督課、職業安定局需給調整事業課	<p>労働者派遣法で規定されている「就業条件の明示」の方法については、e-Japan重点計画2004を踏まえ、労働者派遣法施行規則が改正され、2005年5月より、書面交付に代えてファクシミリ又は電子メールによる送信が認められた。しかし、労働契約を締結する際、使用者が労働者に対して交付する「労働条件(賃金及び労働時間、その他厚生労働省令で定める事項)」の明示の方法については、依然として、書面で交付することが義務付けられている。</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A013		(社)日本経済団体連合会	13	労働保険事務の見直し	労働保険の包括的一括申請制度を導入し、可能な限り本社で一元的に諸手続ができる仕組みを選択できるようにすべきである。手続きによって提出書類が労働基準監督署や公共職業安定所などに分かれているが、可能な限りワンストップで行なえるよう、2005年度末を目標に行っている業務・システムの最適化計画(レガシーシステムの刷新、労働基準行政・職業安定行政)の策定作業に反映させるべきである。		業務改革を推進するためのシステム構築により、給与計算や要員管理などの事務処理を本社一括で行っている企業も多く、企業の事務負担が軽減される。また、行政の事務・事業の簡素化につながることも期待できる。	労働保険徴収法第4条第2項、第9条 同法施行規則第10条 その他関連条項(雇用保険法、労働者災害補償保険法含む)	厚生労働省 労働基準局、 職業安定局	労働保険の適用は事業所単位であり、事業所別に資格取得・喪失・転勤等の手続書類を作成し、所管の労働基準監督署、公共職業安定所に届出している。継続事業の一括制度はあるが、一括できるのは保険料納付に係わる部分であり、その際も一旦、事業所単位で資格を取得しなければならない。
5053	5053A014		(社)日本経済団体連合会	14	障害者雇用率のグループ適用における障害者雇用調整金・報奨金の取扱い	雇用率をグループ算定した場合、障害者雇用調整金・奨励金は、親会社が特例子会社かの選択ではなく、関係子会社も対象として、障害者雇用人数割合等で分割して授受することを可能とすべきである。		親会社あるいは特例子会社が受給した調整金・報奨金を関係子会社へ分配する際には、課税対象となるため、関係子会社が法定雇用率を達成している場合は、課税面等でのデメリットのみが発生することになる。	障害者の雇用の促進等に関する法律 第44条第1項、第45条第1項、第50条	厚生労働省 職業安定局 高齢・障害者雇用対策部 障害者雇用対策課	2002年の法改正で、障害者雇用のために設けた特例子会社を保有する企業が、関係子会社も含めて障害者雇用を進める場合に、企業グループでの雇用率算定が可能となった。また、2005年の法改正で、障害者雇用率を企業グループで算定した場合の障害者雇用調整金・報奨金は、親会社または特例子会社のどちらかを選択して授受する制度となる見込みである(2005年10月1日施行予定)。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A015		(社)日本経済団体連合会	15	障害者の就労支援策としての発注奨励制度の創設【新規】	福祉工場に仕事の発注を行う企業に対し、発注額に応じて発注元企業へ雇用率を還元するみなし雇用制度を創設すべきである。		福祉工場等における障害者の就労を安定させるためには、欧米諸国の先進福祉社会制度を参考にした施策が求められる。こうした施策を講ずることにより、障害者の雇用、就労、自立支援の維持向上、多様な働く場の提供、在宅就労の普及、知的、精神障害者の雇用促進などが期待できる。	身体障害者福祉工場設置運営要綱 知的障害者福祉工場運営要綱 障害者雇用促進法	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 厚生労働省 職業安定局 高齢・障害者雇用対策部	厳しい雇用環境の中、障害者を就労させるための社会的雇用の場を担っている福祉工場等の経営に、不可欠な仕事を発注する企業にとつては、メリットがないのが現状である。
5053	5053A016		(社)日本経済団体連合会	16	特定求職者雇用開発助成金の給付条件の緩和	特定求職者雇用開発助成金は、特定求職者を継続して雇用する事業主に対して賃金の一部を助成するものである。したがって、「公共職業安定所等経由」の条件を撤廃し、いかなる応募ルートであろうと、求職者の実態に即して給付を可能とするべきである。民間の企業が求人広告等による採用の後に申請することで、助成金の給付を受けられるようにすべきである。		入職経路が最も多い求人広告を通じて各種給付が行われることにより、助成金活用が進み、就職困難者等の雇用が促進される。	雇用保険法施行規則第110条	厚生労働省 職業安定局	特定就職者雇用開発助成金は以下の要件で給付されている。 1. 以下の(1)から(7)にあげる求職者(65歳未満であり、かつ、重度障害者等以外の者の場合は紹介日に雇用保険被保険者でない場合に限る。以下「対象労働者」という。)を公共職業安定所又は有料・無料職業紹介事業者(同意書を提出し、標識の交付を受けている事業者に限る。)の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れ、助成金受給後においても引き続き相当期間雇用することが確実であること。 (1)60歳以上の者 (2)身体障害者 (3)知的障(5)母子家庭の母等 (6)重度身体障害者 (7)重度知的障害者等者 (4)精神障害者 2. 雇用保険の一般被保険者として雇い入れること。 つまり、受給できる事業主は「公共職業安定所又は一定の要件を満たす無料・有料の職業紹介事業者の紹介により雇い入れる事業主であること」が条件づけられている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A017		(社)日本経済団体連合会	17	解雇の金銭解決制度の導入	現在行われている「今後の労働契約法制の在り方に関する研究会」においても解雇の金銭解決の導入について積極的な検討を行い、早期に結論を見出し、速やかに制度を導入し、職場復帰より金銭解決を求める当事者の意向を反映させ、柔軟かつ迅速な紛争解決の選択肢を増やすべきである。		金銭賠償の途を開くことにより労働力の流動化を図り経済の活性化につなげるべきである。金銭賠償による解決策が労使双方に提示されることにより、紛争の解決方法の選択肢が増え、紛争の早期解決に資すると共に、労働力の流動化、中長期的には経済の活性化につながる。使用者側からの金銭解決の申し入れについては、今後の労働法制の在り方に関する研究会がその中間報告書において指摘するように、いかなる解雇についても認めるのではなく、ネガティブリストにより一定の解雇を除外するなどすれば、使用者による濫用の懸念を払拭できるので不都合はない。	労働基準法第18条の2	厚生労働省 労働基準局 監督課	解雇については、解雇権濫用法理によって厳しく制限されている。また、争いが生じた場合、裁判では当該解雇が有効であるか無効であるかの解決しきれないため、柔軟な紛争解決に至らず、紛争処理も迅速とは言えない現状がある。現在、厚生労働省の「今後の労働契約法制の在り方に関する研究会」においても解雇の金銭解決制度についての議論が行われており、中間取りまとめが発表され、本年秋を目途に報告書が取りまとめられる予定とされている。
5053	5053A018		(社)日本経済団体連合会	18	ホワイトカラーエグゼンプション制度の早期導入	管理監督者に限らず、裁量性の高い労働者など一定の要件を満たす労働者などについても労働時間規制の適用除外とすべく、2004年度の海外事例の調査結果等を踏まえ、米国における「ホワイトカラーエグゼンプション制度」についての積極的な検討を行い、早期に結論を見出し、速やかな導入を図るべきである。		多様な働き方を実現するために、職務の遂行手段や方法、時間配分等に関して労働者の裁量に委ね、労働時間にとらわれない自律的かつ自由な働き方が可能となる労働時間制度をもっと積極的に検討すべきである。裁量労働制は、未だ様々な規制が行われており、対象となる業務も極めて限定的であると同時に、その効果はあくまでも「みなし労働時間制」であり、「労働時間の適用除外」とはなっていない。ホワイトカラーの場合、業務の裁量性が高く、報酬も労働時間の長さではなく、仕事の成果に基づくことが適当であり、これまでの労働時間を中心とする考え方は、時代に適合するとは言えない。「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(2005年3月25日)では、ホワイトカラーの従事する業務のうち、裁量性の高いものについては、労働時間規制の適用を除外することを検討する旨が記載されており、現在、厚生労働省の「今後の労働時間制度に関する研究会」において検討がなされているところであり、一定の要件を満たすホワイトカラーに対しては、労働時間規制の適用を完全に除外するような制度を早期に導入すべきである。	労働基準法第41条	厚生労働省 労働基準局 総務課	現行、労働時間に関する規定の適用が除外されているのは、労働基準法第41条に定める、監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者、監視又は断続的労働に従事する者(行政官庁の許可を受けたもの)等ごく一部の労働者に限定されている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A019		(社)日本経済団体連合会	19	1年単位の变形労働時間制における变形期間途中の異動者の時間外清算に関する適用除外	变形期間途中で他事業場に異動した場合でも、異動前と同じ变形労働時間制の適用を受ける(年間カレンダーが変わらない)場合には、賃金清算の対象としないことを認めるべきである。		变形労働時間制適用労働者は、当初の予定に変更がないので不利益は生じない。「全国規模の規制改革・民間開放要望」に対する各省庁からの再回答について(2005年1月19日)において、厚生労働省は、「異動前後の事業場間を通じて变形労働時間制を採用することについては、労働者保護の観点から困難である」と回答しているが、結果として当該期間において賃金計算が適正に行われれば、労働者保護に欠けることはない。 企業としても賃金清算にかかる事務負担を軽減できる。 事業場が異なっても、全社で統一的に労働時間を管理すれば、適正な労働時間管理につながる事が期待できる。	労働基準法第32条の4の2	厚生労働省労働基準局賃金時間課	1年単位の变形労働時間制では、变形期間途中の異動者や退職者について賃金清算が必要となっており、例えば、異動後の部署で異動前と全く同じ1年単位の变形労働時間制が採用されていたとしても、賃金の清算が必要となっている。
5053	5053A020		(社)日本経済団体連合会	20	1年単位の变形労働時間制の規制緩和[新規]	区分された期間の労働日・労働時間の決定を、期間の初日の1週間前までに緩和すべきである。 対象期間における連続して労働させる日数の限度を12日とすべきである(週に1日の休日を確保)、1週間の労働時間の限度を60時間とすべきである(10時間×6日)。 対象期間が3ヶ月を超える場合の労働時間週48時間超の週に係る規制を撤廃すべきである。		経営環境の変化が急速な中では、30日前に翌月の負荷を正確に予測することは困難であり、不確実な見通しにもとづいて变形労働時間を設定してアイドルや過負荷が発生した場合、労使双方にとって負担となる。 また就労環境・作業負担の軽減が進むなかで、現行の規制は厳格すぎて、業務の繁閑に柔軟に対応できない。	労働基準法第34条の4	厚生労働省労働基準局賃金時間課	1年単位の变形労働時間制については、対象期間を区分した場合、区分された期間の特定された労働日・労働時間は、期間の初日の少なくとも30日前に書面で定めなければならない。また、対象期間における労働日数の限度は280日、対象期間における連続して労働させる日数の限度は6日が原則とされ、1日及び1週間の労働時間の限度は、1日については10時間、1週間については52時間となっている。また、対象期間が3か月を超えるときは、1週間の労働時間が48時間を超える週が連続するのは3週間以内に、対象期間を3か月毎に区分した期間において48時間を超える週は3週間以内にしなければならない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A021		(社)日本経済団体連合会	21	管理監督者に対する割増賃金支払義務の見直し	厚生労働省の「今後の労働時間制度に関する研究会」等で積極的に検討を行い、早期に結論を見出し、管理監督者に対して深夜就業の割増賃金を支払わなければならないとする規定を撤廃すべきである。		管理監督者については、労働基準法第41条において、労働時間等に関する規定の適用除外となっている。したがって、労働が深夜であるという理由をもってそれに伴う割増賃金の支払いを義務付けるべきではない。	労働基準法第37条、第41条 「労働基準法関係解釈例規について」(昭和63年3月14日 基発150号) 「労働基準法の一部を改正する法律の施行に関する関係通達の改廃について」(平成11年3月31日 基発168号)	厚生労働省 労働基準局 監督課	労働基準法第41条第2号によって、事業の種類にかかわらず監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取扱う者(以下「管理監督者」という。)に対しては、同法の労働時間等に関する規定の適用除外となっているが、下記の通達によって、使用者はこの管理監督者を同法第37条に定める時間帯(午後10時～午前5時)に労働させる場合には、深夜業の割増賃金を支払わなければならないとされている。
5053	5053A022		(社)日本経済団体連合会	22	労働時間に関する規定の適用除外者の範囲拡大	厚生労働省の「今後の労働時間制度に関する研究会」等で積極的に検討を行い、管理監督者の範囲について、現在の企業の実態に適合するようにその対象を拡大するとともに、明確な基準を示すべきである。		多くの企業において組織や職制の見直しや人事労務管理諸制度の再構築が行われ、また従業員に対する処遇も大きく変化する中で、上記通達等で示された管理監督者の範囲は、こうした変化に対応していない。	労働基準法第41条第1項第2号 「監督又は管理の地位にある者の範囲」(昭和22年9月13日 基発17号、昭和63年3月14日 基発150号) 「都市銀行の場合」(昭和52年2月28日 基発104号の2) 「都市銀行等以外の金融機関の場合」(昭和52年2月28日 基発105号)	厚生労働省 労働基準局 監督課	労働基準法第41条第1項第2号では、事業の種類にかかわらず監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取扱う者(以下「管理監督者」という。)を、労働時間等に関する規定の適用除外としている。この管理監督者の範囲については、昭和22年に出された解釈例規(昭和63年に同旨の通達)、銀行業務における判断(昭和52年)がある。しかし、企業ごとに組織や職制が異なる、あるいは会社組織の変革が進む中で、個々の企業の従業員における同法の適否(適用範囲)が不明確であり、通達の内容を厳格に解釈すると、この管理監督者の範囲は極めて狭いものになってしまい、企業の実態に適合しない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A023		(社)日本経済団体連合会	23	企画業務型裁量労働制に関する対象業務の拡大および手続きの簡素化	<p>対象業務の大幅拡充もしくは対象業務の制限を原則撤廃し、対象者の範囲を拡大すべきである。営業職を含め、ホワイトカラー労働者の業務全般に広く適用すべきである。</p> <p>労使委員会を設置せずに労使協定での導入を可能とするなど、制度導入にあたっての手続きを簡素化すべきである。労基署へ届出ることが義務付けられている「企画業務型裁量労働制に関する報告書」の届出頻度を現行の半年に一度から一年に一度に緩和すべきである。</p> <p>対象者の労働時間規制の除外を行うべきである。</p> <p>全社的に同一内容・同一形態の業務であれば、事業場毎ではなく全社一括の労使委員会の決議でも制度を導入できるようにすべきである。</p>	<p>ホワイトカラー労働者に企画業務型裁量労働制を広く適用することにより、労働者にとっては、自立的で自由度の高い柔軟な働き方が可能となり、さらにその能力や意欲をより効率的に発揮できるようになる。他方、企業にとっても、労働者自身が「労働、即ち労働時間」といったこれまでの意識を変革し、「仕事の質・成果」を追求することにより、結果的に生産性の向上、競争力の強化につなげることができる。制度導入後の制度運営については、基本的には労使自治に委ねるべきであり、そうした観点から、煩瑣な届出については必要最小限とするよう見直すべきである。</p> <p>「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(2005年3月25日)においては、労使協定による導入の容認の可能性および対象業務の範囲について見直しを検討することが記載されているが、施行後約1年半が経過したことから早期に方向性を示すべきである。</p>	<p>労働基準法第38条の4</p>	厚生労働省 労働基準局 監督課	<p>企画業務型裁量労働制は、労使委員会が設置された事業所において、事業の運営に関する事項に係わる企画、立案、調査及び分析の業務であって、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を労働者の裁量に大幅に委ねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務に、対象業務を適切に遂行するための知識、経験等を有する労働者を従事させた場合にのみ適用されることになっている。2004年1月に一部規制の緩和が行われたものの、導入要件、対象者の範囲、手続き面等で使い勝手が悪い制度となっている。</p>	
5053	5053A024		(社)日本経済団体連合会	24	従業員の個人情報の第三者提供に関する扱いの見直し【新規】	<p>従業員の出向、転籍など人事管理上あるいは施策上必要な場合については、雇用管理に関する個人情報のその都度当該従業員から同意を得なくても、就業規則の定めや労働契約締結時の包括的同意があれば第三者への当該情報の提供を可能とするべきである。</p>	<p>従業員の出向等を検討する場合、出向先候補企業が「出向受入れの検討・判断をするためには、出向元従業員の個人情報が必要になる。しかし、仮に情報提供の都度、労働者の同意をとりつけることとした場合、労働者はその提供に同意しないことで結果的に当該出向人事に対する事実上の拒否権を持つこととなり、企業の人事管理や施策に支障が生じる。</p>	<p>雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」において、雇用管理に関する個人情報を第三者に提供する際、本人の事前同意については、第三者提供に係る本人の意向が的確に反映されるよう、可能な限りその都度、当該意思確認を行うことが望まれるとされており、事実上、就業規則の定めや入社時(労働契約締結時)の包括的同意だけでは足りないと考えられている。</p>	<p>厚生労働省 政策統括官 付労働政策 担当参事官 室</p>	<p>「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」において、雇用管理に関する個人情報を第三者に提供する際、本人の事前同意については、第三者提供に係る本人の意向が的確に反映されるよう、可能な限りその都度、当該意思確認を行うことが望まれるとされており、事実上、就業規則の定めや入社時(労働契約締結時)の包括的同意だけでは足りないと考えられている。</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A025		(社)日本経済団体連合会	25	女性の坑内労働禁止規定の見直し	厚生労働省の「女性の坑内労働に係る専門家会合」において、「女性の坑内での就労を一律に排除しなければならない事情は乏しくなっていると考えられる」との報告書が出されたが、この内容を踏まえ、労働基準法第64条の2の女性の坑内労働禁止規定の見直しの準備を早急に行い、女性技術者が坑内工事の監督業務、監理業務および施行管理に係わる業務に従事できることを認めるべきである。		建設中のトンネルが「抗」にあたりとされているため、建設業に従事する女性は現在もトンネル内に入れない状況にある。つまり危険作業を伴わない技術者も含めた全ての女性労働者は、トンネル工事に係る全ての業務について従事することができない。しかしながら、建設作業現場への女性の進出は顕著であり、坑内労働を除く他の建設作業現場ではすでに性別による制限などは無いのが現状である。また、施工技術の進歩に伴い、建設現場における安全・環境面は格段の改善が図られており、女性の就労に対するリスクは大幅に減少している状況も考慮に入れば、トンネルを含む坑内労働の禁止は実態にあっていない。	労働基準法第64条の2 女性労働基準規則第1条	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課	労働基準法第64条の2において、使用者は、満18以上の女性を坑内で労働させてはならないとされている。ただし、以下の業務については、例外措置が認められている。 医師の業務 看護師の業務 新聞又は出版の事業における取材の業務 放送番組の制作のための取材の業務 高度の科学的な知識を必要とする自然科学に関する研究業務
5053	5053A026		(社)日本経済団体連合会	26	深夜の割増賃金規定の見直し【新規】	時間帯による割増率の差異をなくすように、労働基準法第37条第3項の深夜の割増賃金の規定の削除を行うべきである。		経済のグローバル化や24時間化が進んでいる現代において、深夜における労働という理由をもって特別の割増賃金の支給対象にすることは妥当でない。	労働基準法第37条第3項	厚生労働省 労働基準局 賃金時間課	労働基準法の第37条第3項では、使用者が、午後十時から午前五時まで(労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時まで)の間において労働させた場合においては、その時間の労働時間の賃金の計算額の二割五分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならないとされている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A027		(社)日本経済団体連合会	27	時間外労働の上限が2時間に制限される健康上特に有害な業務の見直し【新規】	労働基準法施行規則第18条に定められている具体的業務の見直しを行い、 unnecessary業務を削除すべきである。		労働基準法施行規則第18条8号の解釈において「抄紙機を用いて紙を抄く作業」が該当することになっている。しかし、機械設備の性能向上などによって、機械操作を隔離室にて行う状態でなくとも、健康上特に有害な作業にあたらぬ作業環境が確保される場合などもある。このように、規則制定時に比べ機械設備や作業環境の向上などにより、健康上特に有害な業務に指定する必然性がなくなった業務もある。	労働基準法第36条第1項 労働基準法施行規則第18条 「有害業務の範囲」(昭和43年7月24日 基発472号、昭和46年3月18日 基発223号、昭和63年3月14日 基発150号、平成11年3月31日 基発168号)	厚生労働省 労働基準局 監督課	労働基準法第36条第1項では「坑内労働その他厚生労働省令で定める健康上特に有害な業務の労働時間の延長は、一日について二時間を超えてはならない。」とされており、「厚生労働省令で定める健康上特に有害な業務」については労働基準法施行規則第18条に該当する10の業務が定められている。
5053	5053A028		(社)日本経済団体連合会	28	有期労働契約に関する雇用期間の上限の延長	上限を民法の定める5年とすべきである。		有期雇用契約であっても労働者からの雇用契約の中途解約は事実上ほとんど制限されないのが実態であり、かつてのような「足止め」もまれになっていることから、民法の原則どおりとしても問題はない。本件について厚生労働省は、法の附則に従い施行後3年を経過した段階において検討を行う旨を回答している(「全国規模の規制改革・民間開放要望」に対する各官庁からの再回答について(2005年1月19日))が、早期に見直しに向けた検討に着手すべきである。	労働基準法第14条	厚生労働省 労働基準局 監督課	労働基準法では、労働契約に期間の定めをおく場合は、一定の事業の完了に必要な期間を定めるものではなく、3年(専門的知識であった高度のものとして厚生労働大臣が定める基準に該当する専門知識を有する労働者等との労働契約にあっては5年)を超える期間について締結してはならない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A029		(社)日本経済団体連合会	29	労働安全衛生法第88条第1項の改定[新規]	労働安全衛生法第88条第1項における対象事業場・機械等の区分を見直すべきである。		大規模事業場ほど、当該機械等の設置件数は膨大となり、法の定めに従い届出を行うことが困難な事業場は多い。一方で、機械設備の性能及び安全装置等の技術的向上が図られていることから、大規模事業場のみを規制対象とする根拠が薄らいているものと考えられる。 上記の理由から、労働安全衛生法第88条第1項における対象事業場及び機械等の区分の見直しを求めたい。なお、法の規制の有無に関わらず、機械設備の設置の際、安全管理上十分な検討と対策を取った上で設置を行うことは、労働災害防止の観点から当然のことであり、企業としても引き続き適切に対応していく。	労働安全衛生法第88条第1項 労働安全衛生法施行令第24条	厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課	労働安全衛生法第88条第1項及び労働安全衛生法施行令第24条の定めにより、「電気使用設備の定格容量の合計が300kW以上の製造業の事業者は、1.5kW以上の機械等を設置する場合、30日前までに労働基準監督署長に届け出る」とことされている。
5053	5053A030		(社)日本経済団体連合会	30	衛生管理者の巡視頻度の自主的運用の推進[新規]	事業場における衛生管理者の職場巡視については、現行の「毎週1回以上」という頻度を改め、各事業場の実情に応じて自主的な運用が図れるよう改正すべきである。		厚生労働省が推進してきた快適職場形成がかなり進んできた現在では、相当程度、安全設備や職場環境が整備されてきている。衛生面についても一昔前に比べて格段に改善が進んでいる。さらに、労働衛生に関するニーズ、実情は各業種及び事業場によって区々であることから、その対応も異なるのが実情である。したがって、衛生管理者の職場巡視の頻度については、各事業場の実情に応じた自主的な運用に委ねるのが望ましい。	労働安全衛生法第12条 労働安全衛生規則第11条第1項	厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課	労働安全衛生規則第11条第1項により、「衛生管理者は、少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない」と定められている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A031		(社)日本経済団体連合会	31	衛生委員会の開催に関する特例措置【新規】	たとえ業種を異にする別個の複数法人であっても、次の要件を全て満たす場合には各法人の衛生委員会を統合した形で開催することを認めるべきである。 同一の企業グループに属すること 物理的に単一のビルに入居していること いずれも非製造業の事務所として操業していること 人事・総務等をはじめとする間接部門について法人間で一定程度の統合の実感が認められること		効率的な運営により人的・経済的資源の節約が図られるほか、社員の健康管理についても各社横断的な統一された対策の実施が可能となり、実質的に衛生委員会の開催趣旨により適った形での運営が見込まれる。	労働安全衛生法第18条 同法施行令第9条	厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課	労働安全衛生法第18条及び同法施行令第9条に基づき、事業者は、常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに労働者の健康障害防止対策等に関する事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、衛生委員会を設けなければならない」とこととされている。そのため、業種を異にする別個の複数法人である限りは、たとえ同一の企業グループに属し、物理的にも単一のビルに入居し、いずれも非製造業の事務所として操業している場合であっても、それらの法人ごとに独立した衛生委員会の開催が求められている。
5053	5053A032		(社)日本経済団体連合会	32	外国人研修・技能実習制度の見直し(1)	過去数年に亘り研修生・技能実習生の受け入れ実績があり、かつ不正行為等なく適正な運営を行っている企業を優良事業者として認定し、一定の要件のもと、最長期間を5年に延長し、受け入れ人数枠を緩和するべきである。現地の技能者を多能工として育成する必要性が生じていることから、企業単独型であれば技能実習移行職種の認定を簡略化し、その組み合わせ実習も可能にするなど、企業実態にあわせて現行制度を柔軟に見直すべきである。もしくは、海外現地法人の初級現場監督者クラスの人材が日本国内で長期間(3年前後)の実務研修を行なうことを可能とするよう在留資格を整備すべきである。		今日の急速なグローバル化の進展と技術や業務運営の革新・複雑化に鑑み、より多くの外国人が長期間、日本国内で実務研修を行なう必要性が生じている。また、現地法人の現場スタッフを多能工として日本国内で育成するケースもあるが、現行制度は単一の職種という考え方が強く、多能工化には対応できていない。技能実習によって身につけた単一の技能では、帰国後、現地法人で活かすことができず、指導的な職務につくことができないことも考えられる。結果的に発達途上国への技術移転という制度の趣旨に則った活動が行なえない。第3次出入国管理基本計画(2005年3月)では、「問題の少ない企業単独型研修は企業活動の変化等に応じた基準緩和を検討し、技能実習の対象職種も幅広く見直ししていく」とされており、見直しの際には上記の観点も考慮に入れるべきである。企業のグローバル展開によって現地スタッフの育成方法も多様化しており、そうした動きに研修・技能実習制度が対応できなければ、在留資格の改定、創設も含めて検討すべきである。	技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針 技能実習制度推進事業運営基本方針	法務省 入国管理局	外国人研修・技能実習生制度については、財団法人国際研修協力機構(JITCO)が中心となり、「技能実習制度推進事業運営基本方針」に沿って運営されている。研修期間中は技能実習と合わせて当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%(中小企業特例あり)となっており、技能実習移行対象職種は62職種114作業に限定されている。技能実習を行なう際、当該職種の作業はJITCOの指導により全労働時間の6割以上でなければならない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A033		(社)日本経済団体連合会	33	外国人研修・技能実習制度の見直し(2)【新規】	<p>外国人技能実習制度に関する在留資格の創設等 同制度における非実務研修、実務研修、技能実習の期間等について柔軟性を確保すべく、「技能実習」を前提として在留する外国人については、在留期間を通じた新たな在留資格を創設すべきである(例えば、新たな在留資格の下では、半年の研修と2年半の技能実習や母国で一定の研修を終了した場合には更なる研修期間の短縮と技能実習期間の長期化を可能とする)。技能実習の対象職種は、現在、その大半が製造業に属する職種であるが、サービス業を含め開発途上国等に高いニーズがあり、わが国において優れた知見・技術が蓄積されている分野等(例えばチェーン展開されている各種サービス事業等)について対象職種を拡大すべきである。</p> <p>受入企業・技能実習生双方のニーズに基づく在留資格の変更</p>	<p>(具体的内容 右下の続き) 研修・技能実習生の中には、研修・技能実習で得た技能を母国において活かすのみならず、将来的にわが国経済社会の発展にも活かしたいと希望する者もあり、受入側にも担い手として引き続きの滞在を希望する者は少なくない。そこで、わが国の産業競争力、地域経済、国民生活の維持・強化に必要な分野について、特に高度な技能等を修得した者については、専門的・技術的分野の人材としてわが国において就労を認めることにつき、検討を進めるべきである。</p>	<p>研修生から技能実習生への移行者が2万人を超える等(2003年)、本制度がわが国および開発途上国において欠かせない制度となった今、研修・技能実習制度を適正かつ円滑に推進し一層充実させていくためには、運用の適正化とともに、制度自体の見直しも併せて行う必要がある。なお、日インドネシアEPAの協議において、インドネシア側からも、同制度の見直しについて、研修期間における待遇の改善、技能実習対象業種の拡大、実習後の就労等への要望が寄せられている。</p>	<p>出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令「在留資格「研修」に係る基準省令」に関する法務省告示「技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針 技能実習制度の基本的枠組」</p>	<p>法務省入国管理局ほか</p>	<p>現行の研修・技能実習制度は、1年間の「研修(非実務研修及び実務研修)」「生活実費として研修手当を支給」と2年間の「技能実習」(労働の対価として資金を支給)の最長3年間で構成され、「技能実習」の対象職種は、技能検定等の対象となる62職種114作業に限定されている。また、「技能実習」終了後の就労は認められていない。2005年3月29日に策定された「第三次出入国管理基本計画」では、同制度に係る在留資格の創設や実務研修中における法的保護の在り方、国際貢献に資する観点からの技能実習の対象職種の幅広い見直し、等が指摘されている。</p>
5053	5053A034		(社)日本経済団体連合会	34	レセプトの直接審査・支払に係る基準の見直し【新規】	<p>レセプトの直接審査・支払を実施する際の厚生労働大臣認可基準について、具体的に明示した指針もしくはガイドラインを作成し、実現可能な環境整備を図るべきである。</p> <p>調剤レセプトにおける、処方箋を発行した保険医療機関の事前同意を要件から削除すべきである。</p>		<p>医科・歯科レセプトにおける直接審査・支払の実施例が一件もない(2005年6月6日現在)。その要因の1つは、保険者の組合規約の変更が求められ、規約変更には、厚生労働大臣の認可が必要となるが、その際の認可基準(審査体制、紛争処理機能などの基準)が不透明なことである。レセプトの直接審査・支払の実施により、保険者機能が発揮され、国民医療費の抑制につながることを期待されることから、その実現のために認可基準の明確化が求められる。調剤レセプトにおける当該保険医療機関の事前同意については、必ずしも保険医療機関ごとに保険薬局が特定されていないことから、実質的に実現困難である。</p>	<p>「健康保険組合における診療報酬の審査及び支払に関する事務の取扱いについて」(2002年12月25日保発第1225001号) 「健康保険組合における調剤報酬の審査及び支払に関する事務の取扱いについて」(2005年3月30日保発第0330005号)</p>	<p>厚生労働省保険局保険課</p>	<p>レセプトの直接審査・支払について、医科・歯科レセプトが2002年12月に、調剤レセプトが2005年3月にそれぞれ解禁になっている。しかし、医科・歯科レセプトでは2005年6月6日現在、直接審査・支払の実施例が一件もない。また、調剤レセプトについては、処方箋を発行した保険医療機関の事前同意が要件となっている。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A035		(社)日本経済団体連合会	35	保険者と医療機関の直接契約に係る基準の見直し	<p>契約医療機関の運営状況、各都道府県に設置される委員会による審議、契約医療機関における、当該契約健保組合加入者及び当該契約健保組合加入者以外の患者に係る診療報酬の額及びレセプトの件数についての報告義務(毎月)など、契約条件等の規制を緩和すべきである。</p> <p>2005年6月6日現在、直接契約が成立していない現状に鑑みて、直接契約条件等について全般的に見直す必要がある。</p>	<p>(要望理由 右下の続き) 地域関係者からの懸念意見やフリーアクセス阻害要因に関する所見に基づく認可取消要件の緩和等、契約の安定性の確保と保険者の利便性の向上という視点に立って、保険者と医療機関の直接契約が進められるよう、現行の契約条件等について過度な阻害要件がないか等について保険者の意見を踏まえつつ、条件の緩和について検討する」となっており、検討スケジュールを明確化した上で、早急に検討すべきである。</p>	<p>今般、保険者と医療機関の直接契約による割引契約が可能となったことから、各医療機関のインフラ、医療技術、サービス等の改善が期待される。よって、医療費の効率的活用を一層促進する観点から、保険者側で医療機関を評価できる場合には、当該委員会による審議を簡略化するなど契約条件等を緩和すべきである。2005年3月25日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」では、「フリーアクセスを阻害していないことを証明する資料提出内容の簡素化・簡便化や認可後の月報や年報報告の簡素化等により、保険者の事務負担を軽減する、医療機関の収支状況が一時的に赤字となった場合でも、その時点で即座に契約認可を取消せず、一定の猶予期間を設ける、</p>	健康保険法第76条第3項「健康保険法第76条第3項の認可基準等について」(平成15年5月20日保発第0520001号)	厚生労働省 保険局保険課	<p>保険者が医療機関と契約し医療費の割引契約を受けられる制度が、2003年5月に解禁となった。しかし、契約条件等として、契約医療機関の運営状況(直近2年間とも経常損益が赤字の場合など収支状況が良好でない)と認められる場合には認可しない。各都道府県に設置される委員会(地方社会保険医療協議会)による審議、保険者は契約後、毎月、当該契約健保組合加入者に係る診療報酬の額及びレセプト件数、b)当該契約健保組合加入者以外の患者に係る診療報酬の額及びレセプト件数を地方厚生(支)局に報告しなければならないなどの規制がある。</p>
5053	5053A036		(社)日本経済団体連合会	36	営利法人による保険医療機関の経営参入の容認	<p>株式会社等による医療機関経営の参入規制を撤廃すべきである。</p> <p>第8回目の認定申請期間(2005年5月9日～18日)に一件の申請が行われたが、特区申請において申請数がかくわずかであることを踏まえ、医療の種類を限定列举するのではなく、地方公共団体が必要とする「高度医療」が幅広く認められるように参入要件を緩和すべきである。</p>	<p>(要望理由 右下の続き) わずか一件だけの認定申請であるという現状からは、参入要件自体が地方公共団体が望む住民への医療サービスを反映していないものと考えられる。地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入するという制度の趣旨を踏まえて、参入要件を緩和すべきである。</p>	<p>a) 民間企業の有する経営のノウハウと資本を活用して医療サービスの効率化と質の向上が図られると同時に、医療機関の経営を専門家に委ねることにより、医師が診療に専念できることになる。配当分を確保するために、医療費の高騰を招くとの考え方は、現在の医療経営のコスト構造を前提とした議論である。</p> <p>b) 営利法人による病院等の経営を認めても、実際に診療行為を行うのは国家資格を有する医師であり、医療の安全性や質の確保には影響がない。</p> <p>c) 経営主体が非営利法人であっても、不採算の医療機関が経営を継続することは困難である。僻地医療や緊急医療については、セーフティネットの観点から別途、公的な関与が必要である。</p> <p>d) 患者選別や過剰診療等に対する懸念の払拭のためには、参入規制ではなく、現行の応召義務等の規制や、情報公開の徹底等によって対応可能である。</p> <p>e) 現存の企業立病院に何ら弊害が生じていないばかりか、地域の中核病院の役割を果たしている医療機関もある。</p>	<p>医療法第7条第5項、第54条、構造改革特別区域法第18条、「構造改革特別区域法第18条第1項に規定する高度な医療に関する指針」(平成16年厚生労働省告示第362号)、「医療法の一部を改正する法律の施行に関する件」(昭和25年8月2日発医第98号)、「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について」(平成5年2月3日総第5号/指第9号)</p>	厚生労働省 医政局総務課	<p>構造改革特別区域法の改正により、株式会社は、構造改革特区において、自由診療の分野で「高度医療」の提供を目的とする医療機関を開設することが認められた。</p> <p>また、厚生労働省告示(2004年10月1日施行)では、株式会社が特区内で開設する医療機関における高度医療の範囲は、a)高度な画像診断b)高度な再生医療c)高度な遺伝子治療d)高度な美容外科医療e)高度な体外受精医療などとなっている。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A037		(社)日本経済団体連合会	37	営利法人による電子化された診療録等の外部保存と情報活用	適切な外部保存に必要な技術及び運用管理能力を有することを公正かつ中立的な仕組みにより認定されている施設においては、営利法人であっても電子化された診療録等を保存できるように、かつ患者の利益につながるデータの解析等により、保険医療サービスを提供できるようにすべきである。		外部保存を幅広く認めることで、医療施設間の連携、疾病の分析などが進み、医療の質的向上、医療費の無駄を省くことが可能となる。個人情報保護については、個人情報保護法が2005年4月1日より全面施行され、医療分野については、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」が設けられて、法的な整備は進んでいる。適切な外部保存に必要な技術及び運用管理能力を有することを公正かつ中立的な仕組みにより認定されている施設については、外部保存について全面解禁すべきである。	「診療録等の保存を行う場所について」(2005年3月31日医政局長・保険局長通知)、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行等について」(2005年3月31日医政発第0331010号/保発第0331006号)、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行等について」(2005年3月31日医政発第0331009号/薬食発第0331020号/保発第0331005号)	厚生労働省 医政局研究開発振興課	「診療録等の保存を行う場所について」(2005年3月31日医政局長・保険局長通知)、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行等について」(2005年3月31日医政局長・医薬食品局長・保険局長通知)により、電子化した診療録等の保存場所は、病院、診療所の医療機関、及び医療法人等が適切に管理する場所(医師会)に加えて、行政機関が開設したデータセンター等、及び医療機関等が震災対策等の危機管理上の目的で確保した安全な場所に置かれるものが追加されたところである。しかし、営利法人が設置したデータセンター等に保存することは認められていない。
5053	5053A038		(社)日本経済団体連合会	38	特殊CT撮影、特殊MRI撮影の診療報酬における施設基準の特定機能病院に対する緩和	特定機能病院については、診療報酬上の特殊CT撮影、特殊MRI撮影の施設基準(共同利用率5%)を適用除外、または共同利用率の解釈を変更するなど規制を緩和すべきである。		大学病院等の特定機能病院の役割は先端医療を担うことであって、特殊CT撮影、特殊MRI撮影は診断に多く用いられており、患者が集中している現状がある。共同利用率の規制については、特殊CT撮影、特殊MRI撮影の稼働率を高めることが目的であるにもかかわらず、稼働率の高い特定機能病院に当該規制の適用を求めることは本来の趣旨に反する。2004年11月の規制改革要望集中受付月間における厚生労働省の回答では、「機器の共同利用率要件は、地域の医療機関が診療を継続しながら、大病院等の機器を利用することによって診療の充実を図る目的で設定されているものであり、(中略)紹介率等をもって共同利用率の要件を満たしているとするは困難」とある。しかしながら、紹介率や逆紹介率については、地域医療の充実への貢献度合いを測る指標である。大学病院等の特定機能病院では制度上、紹介率30%以上が規定されていることから、この基準の中に共同利用率5%が含まれるとみなすことには合理性がある。大学病院等では、共同利用率5%の実証が困難であるため、診療報酬の低い単純CT撮影、単純MRI撮影の点数で請求されている現状がみられる。	「特掲診療料の施設基準等」(2004年2月27日厚生労働省告示第50号)、「特掲診療料の施設基準及びその届出に関する手続きの取り扱いについて」(2003年2月27日保険局医政局長通知)	厚生労働省 保険局、医政局	特殊CT撮影、特殊MRI撮影の診療報酬を請求する場合には、施設基準としての他の保険医療機関からの依頼による撮影の症例数(共同利用率)が、全体の5%以上となるのが要件となっている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A039		(社)日本経済団体連合会	39	医療機関及び医療用医薬品に関する広告規制の緩和	患者中心の医療の実現に向けて、虚偽広告や誇大広告等に関する取締り強化や第三者的な評価機能の充実を図りつつ、医療機関及び医薬品(特に医療用医薬品)に関する広告規制を緩和すべきである。 特に、客観的に検証可能な事項は原則、広告可能とすべきである(例えば、検査や画像診断の方法、導入している医療用機器の種類など)。		利用者が医療機関を選択する上で、情報公開の役割は大きく、広告規制を緩和して、サービス提供者と利用者との間の情報共有を図り、医療サービスを安心して受けられる環境を作る必要がある。患者自らが医療機関を選択しやすいようにすべきである。 医療用医薬品については、厚生労働省の通知により、添付文書情報が一般消費者(患者)でも入手しやすい環境は整備されたが、内容については十分に理解できないことも予想される。医療用医薬品に関する情報を一般消費者(患者)が十分入手できる体制が必要である。	医療法第69条第1項 薬事法第66条、第67条、第68条 「医薬若しくは歯科医薬又は病院若しくは診療所に関して広告することができる事項」(平成14年3月29日厚生労働省告示第158号) 「医薬品等適正広告基準について」(昭和55年10月9日薬発第1339号) 「医療用医薬品等の情報提供と薬事法における広告との関係について」(平成15年3月28日医薬監第0328006号)	厚生労働省 医政局総務課	医療機関が広告を行える内容は、医療法第69条第1項と厚生労働省告示第158号で定める範囲に限定されており、定められている事項以外は広告してはならないことになっている。 医療用医薬品(医師もしくは歯科医師の処方箋が必要な医薬品)については、医薬関係者(医師または薬剤師等)以外の一般人を対象とした広告はできない。一般人を対象に医療用医薬品の添付文書情報を製薬企業等のホームページ上で公開することは可能だが、広告については認められていない。
5053	5053A040		(社)日本経済団体連合会	40	医療用具製造承認の一部変更承認に伴う保険適用希望書の簡略化	一部変更が認められ、保険適用の希望内容に変更がない場合、「保険適用希望書」については、簡略記載の提出を認めるべきである。 具体的には、「保険適用希望書」の備考欄に一部変更の概要と保険適用希望内容の変更有無を記載するだけで受理すべきである(「医療用具保険適用希望資料」、「類似機能区分及び類似機能区分選定の根拠」、「承認書の写し」の添付は不要もしくは簡略化)。		保険適用の希望内容に変更がない場合、一部変更承認の内容を確認し、保険適用内容に変更がないことを確認できれば良いと考えられる。一連の資料添付を求める必要はなく、より迅速な審査が可能になるように、添付資料のスリム化が求められる。	薬事法第12条、第14条	厚生労働省 保険局医療課	医療用具製造承認の一部変更が認められた場合、保険適用の希望内容に変更がなくても、「保険適用希望書」を提出する規定となっている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A041		(社)日本経済団体連合会	41	在宅医療で使用する注射薬の追加承認	医師の指導により、患者等に取扱いを任せても安全性が確保できると考えられるもので、例えば高圧利尿剤や消化管機能異常治療剤など、中心静脈栄養法において併用頻度の高い治療薬(注射薬)については、患者への投与を認めるべきである。		2004年11月の規制改革要望集中受付月間における厚生労働省の回答では、「在宅療養指導管理において投与することができる注射薬は、効果が緩徐であるなど、患者が自分で使用できるものとして安全性が確保できるものであって、それ以外の注射薬を投与する場合には医師等の訪問診療により行われるべき」となっている。しかし、2005年3月には対象注射薬として上記の見解とは異なる新たな治療薬が2剤追加されている。在宅医療は入院医療に代わる医療であり、患者のQOL(生活の質)の改善に役立つものとして期待されていることから、医師の指導により患者等に取扱いを任せても安全性が確保できると考えられる治療薬(注射薬)の範囲については今後も拡大すべきである。	保険医療機関及び保険医療費担当規則第20条第2号	厚生労働省 保険局医療課	在宅で患者が自ら行う「在宅中心静脈栄養法」においては、高カロリー輸液の他に、ビタミン剤、高カロリー輸液用微量元素製剤、血液凝固阻止剤に限り投与可能であり、その他の治療薬(注射薬)の投与は認められていない。
5053	5053A042		(社)日本経済団体連合会	42	受託給食事業者の管理栄養業務における診療報酬上の評価【新規】	受託給食事業者に属する管理栄養士による栄養食事指導について、診療報酬上の評価を認めるべきである。		病院における給食業務の委託は急速に増えており、約50%となっている。しかし、受託給食事業者に属する管理栄養士によるベッドサイド等での栄養食事指導は、診療報酬上、評価されない。そのために、この点での業務効率の改善が進めにくい状況になっている。診療報酬上、評価をすることにより、受託給食事業者が有する多くの管理栄養士の有効活用を図ることが可能となる。	「入院時食事療養の基準等」(平成16年2月27日厚生労働省告示第51号) 「入院時食事療養の基準等」に係る届出に関する手続きの取扱いについて(平成16年2月27日保医発0227004号)	厚生労働省 保険局医療課	食事療養受託事業者に属する管理栄養士が患者に対してベッドサイドで行う栄養食事指導等は、診療報酬の上で評価されていない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A043		(社)日本経済団体連合会	43	一般小売店で販売が可能な医薬部外品等の拡大(新規)	人体に対する作用が比較的緩和な医薬品については、定期的にメーカーからの申請に基づき、医薬部外品とする制度を創設すべきである。 また、医薬部外品とすることの適否については、エビデンスに基づくべきであることから、定期的に公の場で検討する仕組みも併せて創設すべきである。		現状でも、ドラッグストアで売られている医薬品の中には、自己購入で売られているものがあり、そのような医薬品に関しては薬剤師を常設しない一般小売店での販売を行っても問題はないと考えられる。常備薬切れや夜間等における緊急の疾病時の対応など、消費者の利便性が向上することから、そのような医薬品はメーカーの申請に基づいて医薬部外品とし、一般小売店で販売できる仕組みを設けるべきである。	薬事法第2条第2項、第24条、第25条、第26条 薬事法施行規則第16条	厚生労働省 医薬局総務課	医薬品の一般販売業については、店舗ごとに都道府県知事からの許可が必要であり、薬剤師の配置義務や構造設備が定められている。このため、一般小売店では医薬品の販売はできない。 1999年3月31日よりドリンク剤等の15製品群、2004年7月30日より健胃薬等371品目が医薬品から医薬部外品へ移行され、一般小売店で販売できる範囲は拡大されたものの、風邪薬等消費者からのニーズの高い医薬品は販売できない状況である。「医薬部外品は、吐きけその他の不快感又は口臭若しくは体臭の防止、あせも、ただれ等の防止、脱毛の防止、育毛又は徐毛、人又は動物の保健のためにするねずみ、はえ、蚊、のみ等の駆除又は防止」を目的とされており、人体に対する作用が緩和な物であって器具器械でないもの及びこれらに準ずる物で厚生労働大臣の指定するもの(医薬品としての用途に使用されることもあわせて目的とされている物を除く。)と法律で定義されている。
5053	5053A044		(社)日本経済団体連合会	44	難治療性疾患等の治療薬等に関する審査制度の弾力化	難治療性の疾患の治療薬等に関する迅速な承認のために、申請に先立ち、申請資料のうち準備のできたものから順次提出し、審査が受けられる「先行審査制度」を導入すべきである。		現行の優先治験相談制度と優先審査制度に加え、難治療性の疾患等には、さらに一刻も早い治療薬等の承認のための仕組みが求められている。「先行審査制度」により承認までの時間は大幅に短縮が可能となることから、導入することが必要である。2004年11月の規制改革要望集中受付月間における厚生労働省の回答では、「仮に逐次提出を認めたとしても、最終的な承認の可否の判断は、結局のところ、添付資料全体が提出された時点から開始せざるを得ないため(中略)資するところは少ない」旨の内容である。しかし、最終的な承認の可否を判断する前段階で、先行して提出された資料を審査することにより、最終判断を早めることができる余地があると考えており、納得できるものではない。	薬事法第14条第5項 薬事法施行規則第18条の3	厚生労働省 医薬食品局 審査管理課	医薬品医療機器総合機構が2004年4月1日より発足し、優先治験相談制度と優先審査制度が整備された。しかし、審査案件の処理が滞るなど、必ずしも審査期間の短縮に結びついていないことから、2005年4月に業務改善策が公表された。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A045		(社)日本経済団体連合会	45	販売業における管理薬剤師の必置規制の見直し	毒性もなく、薬理作用の少ない薬剤原料(プロピレングリコール、グリセリン等)について、 商社、販売業における営業所、倉庫等では、一定以上の専門知識を有する者に試験等を実施し、その合格者を管理者として認めるべきである。		商社を通して薬剤を販売する場合、薬剤自体は製造元の工場から直接顧客に配送され、商社では伝票処理だけという状態である。このように、毒性もなく、薬理作用の少ない薬剤原料に関して、実態として医薬品を取扱わず薬剤原料に触れることのない商社などでは薬剤師の他に一定以上の専門知識を有する者に試験等を実施し、その合格者もその管理者として認めるべきである。2004年11月の規制改革要望集中受付月間における厚生労働省の回答では、「医薬品の品質管理や運送管理等は当該医薬品を所有する業者において行うことが必要である」から、医薬品の専門家である薬剤師を配置する必要がある旨の内容である。毒性もなく、薬理作用の少ない薬剤原料の場合、一定以上の専門知識を有する者で、試験等の合格者についてもその管理者と認める余地がある。 販売業における営業所や倉庫等では、同様に、毒性もなく薬理作用の少ない薬剤原料を扱うのであれば、必ずしも薬剤師ではなく、一定以上の専門知識を有する者を管理者として認めるべきである。	薬事法第8条、第9条、第26条、第27条	厚生労働省 医薬食品局 総務課	薬事法では、販売業(卸売販売業)において、管理薬剤師の配置が義務付けられている。
5053	5053A046		(社)日本経済団体連合会	46	第三種医療機器製造販売業「総括製造販売責任者」の資格要件緩和(新規)	一般医療機器の総括製造販売責任者の基準について、品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務の経験は、「医薬品等」に限定することなく、一般的な製造機器における経験も認めるべきである。 業務に従事した経験年数を短縮すべきである。		改正薬事法では、医療機器をリスクに応じて高度管理医療機器、管理医療機器、一般医療機器にクラス分けがされている。一般医療機器の定義は、薬事法第2条第7項において、「副作用又は機能の障害が生じた場合においても、人の生命及び健康に影響を与えるおそれがほとんどないものとして」指定されることになっていることから、高度管理医療機器(第一種)、管理医療機器(第二種)に比べて、そのリスクは極めて小さいものといえる。総括製造販売責任者の要件について、高度管理医療機器、管理医療機器に比べ、一般医療機器(第三種)が学歴で緩和されているのと同様に、実務経験においても、そのリスクの違いを考慮し要件緩和が求められる。	薬事法第2条第7項、第17条第1項、第2項 薬事法施行規則第85条第4項	厚生労働省 医薬食品局 審査管理課	2005年4月1日施行の改正薬事法により、新たに規定された製造販売業の許可要件として「総括製造販売責任者」の設置が義務付けられている。一般医療機器(第三種)製造販売業の「総括製造販売責任者」の資格要件は、「旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する科目を習得した後、医薬品等の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に3年以上従事した者」として学歴並びに実務経験を求めている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A047		(社)日本経済団体連合会	47	医療機器販売業における本社・本部での一括申請方式の容認等【新規】	<p>高度管理用機器販売業の許可の申請、及び管理医療機器販売業の届出について、本社・本部一括での許可申請、あるいは届出を認めるべきである。</p> <p>各営業所ごとに設置が求められている、販売を実地に管理させる者(管理者)について、修了することが必要な講習会の実施方法・状況を改善すべきである(例えば、受講者が一定規模で集まるような場合には受講者の希望に応じた場所で講習を開催する、講習の実施主体そのものを民間に開放する)。</p>		<p>例えば、フランチャイズチェーンにおいて、各店舗ごとに医療機器販売業の許可申請及び届出を行う体制では、消費者の要望に迅速に応えることが困難となる。</p> <p>設置が義務付けられている管理者の要件として修了が求められている、「販売管理責任者講習」については、厚生労働大臣への登録者が行うこととなっている。現状では、開催の頻度が少ない、また開催場所が限定されていることなどから、受講環境が良くとはいえない。講習会の実施方法・状況を改善すべきである。</p>	<p>薬事法第39条、第39条の2、第39条の3、薬事法施行規則第162条、第175条 1薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律等の施行に関する医療機器の販売業及び賃貸業に係る運用等について」(2004年7月9日薬食機発第0709001号)</p>	厚生労働省 医薬食品局 審査管理課	<p>高度管理医療機器の販売業又は賃貸業を行う場合は、営業所ごとに都道府県知事の許可を受ける必要がある。また、管理医療機器の販売業又は賃貸業を行う場合には、営業所ごとに都道府県知事への届出が必要である。</p> <p>いずれの場合も営業所ごとに販売を実地に管理させるために基準に該当する者を置かなければならない。</p>
5053	5053A048		(社)日本経済団体連合会	48	食品の機能表示制約の見直し【新規】	<p>科学的裏付けがある場合、当該食品の成分が持つ機能等についての表示や広告を原則自由とすべきである。</p> <p>一定の有資格者が、国民に正確な食品機能の情報が伝えられるように法的根拠を早急に整備すべきである。</p>		<p>食品は健康の保持増進に寄与するものであるが、薬事法上の規制により機能の表示や表現が極度に制限されている。科学的な根拠に基づいた適切な情報が消費者に届けられれば、適切な商品の選択が可能となり、健康増進の一助になる。</p> <p>厚生労働省は、2005年2月に「国民がさまざまな食品の機能を十分に理解できるよう、正確で十分な情報提供が行われることが必要、であると医薬食品局長通知を出しているが、薬剤師、管理栄養士、ヘルスケアアドバイザー、大学等の研究者等の栄養や健康問題の専門家であっても、商品については、薬事法上の規制により科学的根拠に基づいた説明ができない現状にある。食品機能の普及啓発を進めるためには、少なくとも一定の教育を修了した者が科学的根拠に基づいた範囲内で説明が早急に可能となるように法的根拠など環境整備を図るべきである。</p>	<p>薬事法第2条第1項、健康増進法第26条、第32条第1項、第2項¹⁾「健康食品に係る制度の見直しについて」(2005年2月1日薬食発第0201001号)</p>	厚生労働省 医薬食品局 審査管理課 食品安全部 基準審査課 新開発食品 保健対策室	<p>2005年2月に「条件付き特定保健用食品」の新設等に係る省令の改正が行われたものの、薬事法上の規制により、保健機能食品として認められて限定された表示以外は、食品や食品成分について、身体構造や機能に影響を与えることに係る表示や広告等はできない。</p> <p>また、薬事法上の規制により、食品の機能に関する情報提供は極めて困難な状況である。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A049		(社)日本経済団体連合会	49	「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」の拡大	安全衛生面など一定の基準を満たす高機能ポータブルトイレについては、便座など肌に直接触れるものを除き、本体部分は貸与対象品にすべきである。		福祉用具について、入浴、排泄に供するものは再利用することに心理的抵抗感があるとして購入対象としているが、一定の安全衛生基準を満たすことで使用者の心理的な抵抗感をなくすることが可能であると考え、ポータブルトイレは、近年、技術革新が進み、防臭機能や水洗式でシャワー洗浄機能が付加されるなど清潔なものが販売されるようになっている。快適なトイレ環境は、QOL(生活の質)を保つ上で重要である。高機能ポータブルトイレについて、便座など肌に直接触れるものを除き、本体部分を貸与対象品に加えることで、利用者が望む場合には、貸与を可能とする仕組みが求められる。支給限度額(現行10万円)の範囲内で購入できる程度のポータブルトイレを望むか、より高機能なポータブルトイレの貸与を望むかの選択を利用者に認める必要があると考える。また、副次効果として、トイレのリフォーム費用など他の介護費用の削減にも資することが期待される。	介護保険法第7条第17項、第44条第1項 「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」(平成11年3月31日厚生省告示第93号、平成12年厚生省告示第479号) 「厚生労働大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目」(平成11年3月31日厚生省告示第94号、平成12年厚生省告示第480号)	厚生労働省 老健局振興課	介護保険では、貸与対象として12種類、購入対象として5種類の福祉用具を定めている。人の肌に直接触れるなど再利用することに心理的抵抗感がある福祉用具は、貸与対象品(レンタル)ではなく購入対象品としており、ポータブルトイレは購入対象品に該当している。
5053	5053A050		(社)日本経済団体連合会	50	保育士試験の受験要件緩和【新規】	保育士試験について、高等学校卒業程度又はこれと同等以上の資格を有する者であれば受験を認めるべきである。		女性の社会進出の進展に支えられ、都市部を中心に保育所等が急速に整備されており、保育サービスを担う保育士(保育士資格を持つ者)の確保が重要となっている。しかし、改正により、1991年4月1日以降、高等学校の普通課程を卒業しただけでは保育士試験を受験することができなくなり、実態として保育士への道が開ざれている。受験資格が短期大学卒業程度に引き上げられたものの、保育科等の専攻が求められているわけではないことから、例えば、独学で勉強する高等学校普通課程の卒業者に受験する機会自体を与えないことは問題である。また、保育士という職種は、特に若年女性に人気が高く、子育てを終えた専業主婦のなかにも、いままでの育児経験をいかして保育士として再就職したいと考えている者がいる。有望な就職先・再就職先を得る機会を奪うことにもなりかねないことから、現行の受験資格について、早急な見直しが必要である。	児童福祉法第18条の6 「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(1988年5月28日児発第480号)	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局保育課	保育士試験の受験資格は、1988年の改正により、高等学校卒業程度から短期大学卒業程度に引き上げられた。1991年4月1日以降、高等学校の普通課程を卒業しただけでは保育士試験を受けられなくなった(1996年3月31日までに高等学校保育科を卒業した者については特例が認められている)。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A051		(社)日本経済団体連合会	51	確定拠出年金における中途引出し要件の緩和	<p>脱退一時金を受給できる要件を緩和すべきである(死亡・高度障害以外の事由、例えば確定給付企業年金法施行規則第30条と同様な一時金選択が可能な特別条件の一部の容認、及び少額の脱退一時金の拡充を図る)。</p> <p>60歳未満の加入者で、経済的困窮時には、個人別管理資産を取り崩すことを可能とするか、あるいは、個人別管理資産を担保とした融資を受けられるようにすべきである。</p>		<p>a)60歳到達前に退社して、海外に居住する者や、確定拠出年金制度がなく他の企業年金制度がある他社に転職する者などの場合、b)震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたなど特別な事情を考慮すべき場合、c)比較的短い期間の加入員が50万円超の年金資産を持ったまま退職して専業主婦となる場合、いずれの場合も現行制度では、60歳に達するまで個人型年金の運用指図者とならざるを得ないことから、資産が目減りするリスクを回避しにくいという問題に対処する必要がある。</p> <p>加入員の想定を超えたリスクが発生した場合、個人別管理資産を活用することで対処可能となる。</p> <p>現行の要件は制度普及の阻害要因の一つになっており、利便性の向上により制度普及にも資することになる。</p>	<p>確定拠出年金法第28条、第33条 確定拠出年金法附則第3条</p>	<p>厚生労働省 年金局企業年金国民年金基金課</p>	<p>脱退一時金を受給できる要件は、通算拠出期間が3年以下の場合または資産額が50万円以下で制度上掛金を納められない場合となっている。</p> <p>60歳未満の加入者で給付を受けられるのは、高度障害(障害給付金)、死亡(死亡一時金)の要件を満たした場合に限られている。</p>
5053	5053A052		(社)日本経済団体連合会	52	確定拠出年金の加入対象者の拡大	<p>確定拠出年金において、個人型への専業主婦の加入を認めるべきである。</p>		<p>確定拠出年金のポータビリティを拡充し、専業主婦の加入を認めることで、制度普及が図られ、個々人の自助努力による老後資金の形成に寄与する。</p>	<p>確定拠出年金法第2条、第9条、第62条</p>	<p>厚生労働省 年金局企業年金国民年金基金課</p>	<p>確定拠出年金では、専業主婦の加入が認められていない。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A053		(社)日本経済団体連合会	53	確定拠出年金における掛金の拠出限度額の引上げ	拠出限度額を大幅に引き上げるべきである。		確定拠出年金における掛金の拠出限度額は、2004年改正により厚生年金基金の上乗せ部分の望ましい給付水準を掛金ベースに置き換えた金額に引き上げられたが、老後の安定した生活を保障するには十分ではなく、また、退職一時金制度からの移行を促進する観点からも十分ではない。自助努力、自己責任による老後の生活保障の確保を支援するためには、拠出限度額を大幅に引き上げるべきである。利便性の向上、退職金の代替により制度普及に資することになる。	確定拠出年金法第20条、第69条 確定拠出年金法施行令第11条、第36条	厚生労働省 年金局 企業年金国民年金基金課	企業型確定拠出年金については、企業年金に加入していない場合、月額4万6千円。企業年金に加入している場合、月額2万3千円であり、個人型確定拠出年金については、自営業者の場合、月額6万8千円。企業年金、企業型確定拠出年金のない企業の従業員の場合、月額1万8千円となっている。
5053	5053A054		(社)日本経済団体連合会	54	企業型確定拠出年金における掛金の本人拠出の容認	企業型確定拠出年金について、事業主の拠出に加えて本人拠出が可能となるようにすべきである。		確定拠出年金法の趣旨を踏まえ、自助努力、自己責任の意識醸成を支援するためには、本人拠出ができる仕組みが必要である。また、財形年金制度からの移行を進める観点からも本人拠出が求められる。本人拠出を認めることにより、利便性が向上し、制度の普及にも資することになる。	確定拠出年金法第19条	厚生労働省 年金局 企業年金国民年金基金課	企業型確定拠出年金については、事業主からの拠出しが認められず、本人拠出ができない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A055		(社)日本経済団体連合会	55	確定拠出年金における加入者資格喪失年齢の見直し【新規】	公的年金支給開始年齢の引上げや、高齢者雇用安定法の改正等に伴う60歳以降の就労機会の拡大等の環境変化を踏まえ、確定拠出年金の加入者資格喪失年齢についても労使合意に基づく柔軟な設定を可能とすべきである。		高齢者雇用安定法の改正により、企業には60歳以降の就労機会確保が義務づけられることとなったが、確定拠出年金については60歳到達に伴い一律的に加入者資格を喪失させなければならず、柔軟性を欠いた対応となっている。特に、処遇面で60歳前との連続性を維持しつつ定年延長を行うような場合は、確定拠出年金の掛金拠出のみが60歳時点で打ち切られることとなり、バランスを失した対応とならざるを得ない。一方、確定給付企業年金においては、年齢による加入者資格の喪失時期は特に定められておらず、老齢給付金の給付に係る年齢要件が60歳以上65歳以下であることを踏まえて、「65歳以下の規約で定める時期」としているのが実態である。	確定拠出年金法第11条、第62条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	企業型年金及び個人型年金の加入者は、全員60歳に到達した日に加入者資格を喪失する。
5053	5053A056		(社)日本経済団体連合会	56	確定拠出年金の掛金の拠出時期の弾力化【新規】	特段の事情によって拠出が翌月にできなかった場合でも、労使の合意があれば、次回に2カ月分を納付する等の遅れた拠出を認める弾力的運用とすべきである。 さらに、事情により翌々月に2カ月分を納付できない場合、遡及して拠出対象とする場合などが想定されるため、1加入者について12カ月分の拠出額を超えない範囲でキャリアオーバーを認めるべきである。		掛金の拠出については、事業主にとって毎月の事務負担が過大であり、何らかの理由で翌月末に納付できないことが起こり得る。次回以降の追加拠出が認められなければ、結果として、給与で支払われる可能性が高く、所得税や社会保険料の対象となってしまうため加入者の手取額が減少してしまう。一方、手違いによる過剰拠出の場合には過剰分を返金させることができるということもあり、拠出遅れもしくは過剰拠出による不足分の追加拠出が認められていないのはバランスを欠いている。確定給付企業年金、厚生年金基金では遡っての修正が認められているように、確定拠出年金においても同様の措置が図られるべきである。また、に加えて、遡及して拠出対象とするなどの人事的措置も想定されることから、加入者について年度で12カ月を超えない範囲でキャリアオーバーを認めるべきである。	確定拠出年金法第21条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	企業型確定拠出年金において、事業主は、毎月の事業主掛金を翌月末日までに資産管理機関に納付しなければならない。何らかの理由により拠出できなかった場合は、労使の合意によって「給与として加入者に支払う等」の拠出以外の補填措置がとられることとなる。現実的には、月末の入社、新規事業所設立など、事務的に対応しきれない場合がある。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A057		(社)日本経済団体連合会	57	確定拠出年金における自社株ファンドのインサイダー規制の適用除外	<p>確定拠出年金制度において、自社株のみを投資対象とするファンドを運用商品として選択し、それが一定の計画に従い継続的に行われる場合は、証券取引法第166条第6項第8号及び同第167条第5項第8号に該当するものとして、いわゆるインサイダー規制の適用除外とすべきである。「『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各省からの再回答について」(2005年1月19日 内閣府 規制改革・民間開放推進室)によれば、インサイダー取引規制のあり方を金融審議会での審議の中で検討を行うとのことであり、当要望について早期に議論を開始すべきである。</p>		<p>確定拠出年金制度を採用している企業においては、自社株ファンドを運用商品の選択肢に加えたいという要望がある。しかし現行では、持ち株会や株式累積投資においてインサイダー規制の適用除外になっているものが、確定拠出年金制度を利用すると適用除外の対象になっていない。 インサイダー規制の適用除外が明確となれば、証券市場の活性化にも資するものと予想される。</p>	証券取引法第166条、第167条 会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令第6条、第8条	金融庁総務企画局企画課	<p>確定拠出年金制度において自社株のみを投資対象とするファンドを定期的に購入する場合、インサイダー規制の適用除外になっていない。</p>
5053	5053A058		(社)日本経済団体連合会	58	確定拠出年金における投資信託償還時の取扱いの明記[新規]	<p>運用の方法として投資信託が提示されている場合で、当該投資信託が投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)に基づき償還される場合、当該償還については企業型運用関連運営管理機関等の意思に基づいたものとは認められないことから、運用の方法の除外には該当しないこと、また、当該投資信託に運用の指図を行っている加入者等の同意取得は不要であることを省令等に明記すべきである。(例えば、企業型運用関連運営管理機関等の説明責任を免れることとはならないため「企業型運用関連運営管理機関等が当該事態につき、事業主・加入者に事前に通知・説明することにより同意に代えることができる。」といった旨を明記する。)</p>		<p>確定拠出年金制度における運用の方法として、投資信託を提示している場合、投信委託会社の意思により、投信法で規定される手続きにしたがって償還されるケースが想定される。当該投信の償還については、企業型運用関連運営管理機関等の意思によるものではなく、商品保有者の過半数の異議申し立てがない限り、投信法で定める一連の手続き(「償還の公告」、「異議申述」、「償還決定」、「買取期間」、「償還」)が進められ、企業型運用関連運営管理機関等が専門的知見に基づいて行う「運用の方法の除外」とは主旨を異にするものである。また、投資信託が償還された場合、企業型運用関連運営管理機関等は当該投資信託を提示し続けることはできず、同意を得るべき当該投信の保有者も存在しないこととなる。なお、企業型運用関連運営管理機関等は、確定拠出年金法第24条の規定に基づき、当該投資信託の保有者に対して、償還に対する異議申述が可能である旨等の情報提供を行い、加入者等からの異議申述を運用の指図として記録し、運用関連運営管理機関・資産管理機関が連携し取り纏めることは可能であるが、当該加入者等全員の同意がないことをもって当該投資信託の償還を差し止める権限は有していない。以上より、投資信託の償還は確定拠出年金法第26条に規定する「運用の方法の除外には該当しないこと」を確認し、省令に明記することを要望する。</p>	確定拠出年金法第26条 確定拠出年金法施行規則第20条の2	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	<p>確定拠出年金法第26条では、企業型運用関連運営管理機関等が、提示運用方法から運用の方法を除外しようとするときは、当該除外しようとする運用の方法を選択して運用の指図を行っている加入者等の同意を得ることとされている。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A059		(社)日本経済団体連合会	59	中小企業退職金共済制度から確定拠出年金への移行の容認【新規】	中小企業退職金共済制度の解約手当金を被共済者に返還せず、移換できる対象に確定拠出年金も加えるべきである。		確定拠出年金の導入状況をもみても適格退職年金からの資産移換が2005年2月末で50%を超えており、中小企業退職金共済契約からの移換が可能となればさらに確定拠出年金の導入は促進される。	中小企業退職金共済法第8条、第17条 確定拠出年金法第54条 確定拠出年金法施行令第22条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課、労働基準局勤労者生活部勤労者生活課	中小企業退職金共済制度から確定拠出年金への解約手当金の移換は認められていない。
5053	5053A060		(社)日本経済団体連合会	60	確定給付企業年金および確定拠出年金における加入者範囲の見直し	厚生年金適用事業所単位の適用を廃止し、加入者の範囲については、当該企業及び従業員(労組)との合意に基づき決定することを可能とすべきである。 法第25条の「実施事業所に使用される被用者年金被保険者」の現行解釈を改め、実施事業所と雇用関係にあり、実施事業所以外の事業所で厚生年金の被保険者資格を取得している者(具体的には、企業外への出向者)についても加入者と認めるべきである。		確定給付企業年金制度および確定拠出年金制度は、退職金の一部として導入されることが多いにも関わらず、企業外への出向者は一旦脱退扱いとなることにより、企業は当該従業員の出向期間について掛金の拠出ができず、また、確定給付企業年金の場合は従業員側の掛金拠出も停止される。企業側、従業員側の双方にとって不利益となるおそれがある。出向先事業所を出向元事業所とともに確定給付企業年金の適用事業所とする措置により対応することは可能であるが、ごく一部の出向者のために出向先を適用事業所とすることを行わないケースも多く、労使合意により出向元での加入を要望する。	確定給付企業年金法第2条、第25条、第27条 確定拠出年金法第2条、第9条、第11条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	確定給付企業年金および確定拠出年金は、企業と従業員によりその制度内容を決定する私的年金の一つであるにも関わらず、厚生年金適用事業所単位の実施となっていることから、企業外への出向者(出向先の厚生年金被保険者資格を取得する者)は一旦脱退することとなり、制度運営上の制約がある。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A061		(社)日本経済団体連合会	61	確定給付企業年金における加入資格の弾力化	確定給付企業年金について、勤続条件が5年以上の場合でも、年齢条件が30歳以上の場合でも、加入資格を付与しないことを可能とすべきである。		実施中の退職一時金制度や適格退職年金制度に合わせた柔軟な制度設計を認めることで、制度間の円滑な移行を促進し、公的年金を補完する役割を担う各企業年金制度の普及、拡充への基盤整備を図ることになる。	確定給付企業年金法第4条、第26条 確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	適格退職年金では、加入待機期間の設定を弾力的に行うことが可能だが、確定給付企業年金については、5年を超える勤続条件や30歳を超える年齢条件を加入資格の要件として定めてはならないことになっている。
5053	5053A062		(社)日本経済団体連合会	62	脱退一時金相当額の移換申出期限に係る弾力的運用の容認(新規)	企業年金における脱退一時金相当額の移換申出期限については、税法上等の特段の事情が無い限り(個別企業の状況を踏まえて法令の範囲内で労使合意により定めるべきであり、一律的な規定は廃止すべきである。		脱退一時金相当額の移換は、企業の私的年金制度における取扱いに係る問題であり、申出期限等その詳細運用については基本的に各企業の状況を踏まえ労使合意により決定すべきであり、法令等により一律的に規定(規制)すべきものではない。また、移換先(再就職先)が未定である等の事由により、退職時に一旦脱退一時金の支給を留保した者について、移換を義務づける(事情変更等による脱退一時金の支給は制限すること、等)についても労使合意により可能とすべきであり、退職者本人のニーズが過度に優先されるべきではない。さらに、移換の申出がないまま、移換申出期限を超過した場合の取扱いに関しては、企業の負担とならないよう配慮が必要である。	確定給付企業年金法施行令第50条の2、第65の5、第73条、第88条の2	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	確定給付型企業年金()の移換申出について、「移換元制度における加入者資格喪失日から起算して1年経過した日」または「移換先制度における加入者資格取得日から3か月経過した日」の何れか早い日までの間に限って行うことができる。確定給付型企業年金から企業年金連合会への移換申出については、「移換元制度における加入者資格喪失日から起算して1年経過した日」までの間に限って行うことができる。確定給付型企業年金から確定拠出年金への移換申出については、と同様、(確定給付企業年金/厚生年金基金)

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A063		(社)日本経済団体連合会	63	企業年金制度における連合会への脱退一時金相当額移換対応義務の廃止【新規】	<p>企業年金は、私的年金である以上、原則、規約の強制的変更があってはならない。脱退一時金相当額の連合会への移換についても、移換元となる年金制度において労使合意を得て、規約を定めてから実施できるものとするべきである。</p> <p>なお、通算機能を担う組織は、純粋な私的年金のみを対象とし、代行部分は含まず、財政の裏付けがあることが望ましい。その役割を純粋な民間に開放することやアメリカのようなIRAの導入を検討すべきである。</p>	<p>企業年金制度の運営は、各社の状況を踏まえて労使合意に基づき運営するのが原則であり、強制されるものではない。</p> <p>また、ポータビリティの運営は個人の自己責任を原則とするべきであり、参加も制度や企業ベースでなく、個人の自由意志でなされることが適当である。その通算を担う組織も、独立性・透明性を重視した組織・スキームの構築を検討してゆくべきである。</p>	<p>確定給付企業年金法第91条の2</p>	厚生労働省 年金局企業年金国民年金基金課	<p>確定給付型の企業年金制度(確定給付企業年金/厚生年金基金)からの中途脱退者については、一時金支払先を企業年金連合会(以下連合会)とする規約変更を行った上で脱退一時金相当額の連合会への移換を申し出ることが可能であり、中途脱退者から申し出を受けた年金基金等は、対応しなければならないこととされている。なお、連合会から他の確定給付型年金制度や、連合会を介しない年金制度同士の移受換については、移換元、移換先双方の規約に定める場合に限り行うことができる。(改正2004年6月11日法律第104号による)</p>	
5053	5053A064		(社)日本経済団体連合会	64	確定給付企業年金(老齢給付金)における支給要件の弾力化	<p>a) 50歳未満で退職した者についても、50歳以上60歳未満の規約に定める年齢に到達した時点で年金の支給開始を可能とすべきである。</p> <p>b) 60歳から65歳までの到達日以外の、例えば退職日などの規約に定める到達日から年金の支給開始を可能とすべきである。</p> <p>加入期間が20年以上の場合でも、老齢給付金を設定しない取扱いを可能とすべきである。</p> <p>65歳超で定年年齢が設定されている場合、65歳超の規約で定める年齢に達した時点で年金の支給開始を可能とすべきである。</p>	<p>(要望の理由 右下の続き)</p> <p>2004年の高齢者雇用安定法の改正により65歳までの継続雇用が義務化され、65歳超の定年年齢設定や定年制を廃止する企業も出てくるのが想定され、労使合意のもと、65歳超の企業の実情に合った支給開始年齢が選択できるようにすべきである。</p>	<p>a) 既に退職という事象が発生しており、かつ、50歳以上の規約に定める年齢到達という要件を満たした状態であるにもかかわらず、退職という事象の発生時期の問題のみによって年金受給を制限されることは、受給権者本人の納得が得られない。また、企業内における制度運営の観点から、50歳以上退職者との均衡を図る必要がある。さらには、ライフサイクルなどの観点からも、50歳未満退職者について、50歳～60歳の間に年金受給ニーズは高いと考えられる。</p> <p>b) 年金は退職後の所得保障を目的とするため、在職中に年金が開始することは制度の趣旨に合わない。また、弾力化の措置により事務負担の軽減を図ることができる。</p> <p>加入期間が20年以上の場合であっても、年金受給の資格を付与しないで、一時金だけの設定としたいニーズが強い。また、制度設計の自由化により、適格退職年金など企業の退職金制度からの移行を促すことが期待できる。</p>	<p>確定給付企業年金法第36条</p>	厚生労働省 年金局企業年金国民年金基金課	<p>老齢給付金の支給開始は、60歳～65歳の到達日であり、50歳以上で退職した場合には、退職時から年金受給が可能となっている。</p> <p>a) 50歳未満で退職(加入者資格の喪失)した場合は、60歳到達時まで年金の支給ができない。</p> <p>b) 企業の定年が、例えば年齢満60歳の誕生日以降に到来する3月末日である場合は、年金の開始(60歳誕生日)は在職中となってしまう。老齢給付金について、20年を超える加入期間を受給資格の要件として定めなければならないことになっている。老齢給付金の支給開始は65歳超とできない。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A065		(社)日本経済団体連合会	65	確定給付企業年金における老齢給付金の給付額等の支給弾力化【新規】	加入期間から労働協約等に規定する休職期間を控除する取扱いを可能とすべきである。 老齢給付金の支給年齢要件以外の要件を満たす者に支給する脱退一時金の額について、老齢給付金の受給者になったときに支給する給付の現価相当額と支給開始時点で比較する取扱いとすべきである。		資格喪失により加入期間から休職期間の控除は可能ではあるが、受給権の発生等が伴うため、取扱いの緩和により複雑な制度運営の負担の緩和を図ることができる。 老齢給付金の支給年齢要件以外の要件を満たす者に支給する脱退一時金を繰下げる際に、付利は要件とされていないため、取扱いの緩和により適格退職年金など企業の退職金制度からの円滑な移行を促すことが期待できる。	確定給付企業年金法第27条、第36条、第41条 確定給付企業年金施行令第23条、第24条	厚生労働省 年金局企業年金国民年金基金課	加入期間について、休職は資格喪失の取扱となり、脱退手続きをとることになるが、加入年数によって、受給権が発生してしまうことになる。現状は、復職時に再加入させ、従前の受給権を失権させたうえで、休職前期間を通算することとしている。脱退一時金の額について、老齢給付金の支給年齢要件以外の要件を満たす者に支給する脱退一時金の額は、その者が老齢給付金の受給者になったときに支給する給付の現価相当額を上回らないこととされているが、その比較時点が脱退時点とされ、実態として繰下げに伴う付利が必要となっている。
5053	5053A066		(社)日本経済団体連合会	66	確定給付企業年金におけるキャッシュバランスプランの選択肢の拡充	退職一時金制度や適格退職年金からの円滑な移行を促進するために、以下のとおりキャッシュバランスプランに係る選択肢の拡充を行うべきである。 給付額に下限を設けない制度の導入、あるいは、下限を設ける場合はさらなる運営の弾力化を行うこと 市場インデックスなどを用い、従前の再評価率と組み合わせた再評価指標の拡大を行うこと		キャッシュバランスプランは、運用リスクの年金財政への影響軽減が可能となる有意義な方式であることから、確定給付型の企業年金における一層の普及・充実のためには、さらなる選択肢の拡充が必要である。 特に、再評価率については、キャッシュバランスプランの魅力を高めるため、あるいは資産運用との運動性を高めるためにも市場インデックスを組み入れた複合ベンチマークの指標の採用を認めるべきである。	確定給付企業年金法施行規則第26条、第28条、第29条	厚生労働省 年金局企業年金国民年金基金課	あらかじめ定めた給付を算定する際の年金換算利率は通常、下限予定利率を用いるが、下限予定利率が低下した場合において年金換算利率の引下げを行うと、当初の下限利率で定める最低保証額を下回るケースがでる。2003年5月30日厚生労働省令の改正により、規約に改定方法を示し、受給者の事前同意を得るなどの一定条件のもとで最低保証額の変動が可能となっている。再評価率については、2003年5月30日法令解釈(年発第0530001号)の改正により、賃金指数や物価指数も適用が可能となったが、市場連動する評価率は採用されていない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A067		(社)日本経済団体連合会	67	確定給付型の企業年金における給付引下げに係る承認基準及び手続きの緩和	各年金制度における給付引下げについて、基本的に労使合意さえあれば、給付引下げの理由は問わないものとすべきである。		運用環境の低迷が長期化する中で、事業主の負担が非常に大きくなってきている。本業である事業収益以上の穴埋め負担は本末転倒であり、従業員の雇用を守るためにも、各企業労使において、自主的に給付引下げの意思決定ができる仕組みが必要である。	確定給付企業年金法第5条、第6条 確定給付企業年金法施行令第4条 同法施行規則第5条、第6条 「厚生年金基金の設立認可について」(昭和41年9月27日年発第363号)	厚生労働省 年金局企業年金国民年金基金課	現状の制度では、給付引下げの認可基準が厳しいため、現行の運用環境下においても高い予定利率を維持しなければならない。
5053	5053A068		(社)日本経済団体連合会	68	受給権者の給付減額手続きにおける最低積立基準額相当の支給の見直し	給付減額時に受給(権)者が希望した場合の一時金清算については、制度上の選択一時金額とすることを認めるべきである。		退職一時金からの移行が一般的である実態を踏まえ、希望者に対する一時金清算を行う場合、労使が退職一時金として認識している制度上の選択一時金を用いるのが妥当である。現行の割引率を適用すると、最低積立基準額相当の支給額は、選択一時金ベースと比較して過大になり過ぎる。このため、受給(権)者の大多数が一時金清算を選択することが想定され、結果として、年金制度の維持という趣旨に合致しないだけでなく、年金財政に致命的な影響を及ぼしかねない。例えば、現在、厚生年金基金の解散時には、当面の措置として「最低責任準備金以上、最低積立基準額以下で規約に定める額(労使合意した額)」の資産を保有していれば、一括拠出を行う必要がなく、最低積立基準額以下で規約に定める額(労使合意した額)から最低責任準備金を除いた金額を分配することが認められている。したがって、制度を継続するためなど、やむを得ない場合の給付減額時に、受給(権)者が希望した場合の一時金清算については、労使の合意に基づき制度上の選択一時金額とすることを認めるべきである。	確定給付企業年金法施行規則第6条 「厚生年金基金の設立認可について」(昭和41年9月27日年発第363号)	厚生労働省 年金局企業年金国民年金基金課	受給者等の給付減額を行う場合、当該受給者等が希望したときには、最低積立基準額相当を一時金として受け取ることができるなど、減額前の最低積立基準額が確保される措置が義務付けられている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A069		(社)日本経済団体連合会	69	確定給付企業年金における規約の承認・認可申請手続きの緩和	<p>一定の要件を充たす場合(例えば、転籍の発生に伴うポータブルペンションの実施など)については、事前の承認・認可手続きを緩和し、事後届出制の導入及び届出を不要とする範囲の拡大を図るべきである。</p> <p>また、事前の承認・認可手続を要する場合においても、申請手続きに係る提出書類の簡素化が求められる。法令等の解釈の修正・追加、個別事例集もしくは確定給付企業年金用Q&Aを作成するなど、規約の承認・認可基準をできる限り明確化し、手続が効率化できるようにすべきである。</p>		<p>現状の確定給付企業年金の承認・認可手続きにおいては、原則として事前の承認・認可手続きが必要とされており、過度の規制となっている。特に、適格退職年金では大多数が自主審査を経て受託機関が国税庁へ届出を行っているのに対し、確定給付企業年金では、事業主が厚生労働大臣へ承認・認可申請を行わなければならない。委託者の負担が増大している。その際に、個別照会の必要があるケースも多く、あらかじめ当局の法令解釈が明確化され、事例集やQ&Aなどで今までの判断事例等が開示されれば、あらかじめ対応でき、承認・認可手続も効率化、迅速化することが可能と思われる。厚生年金基金は、最多でも1,800基金程度であったために、認可申請制度でも可能であったと思われるが、適格退職年金(現在、50,000件以上)の一定割合が確定給付企業年金へ移行するにあたっては、スムーズな許認可運営を促すためにも、手続きの緩和、効率化が不可欠である。</p>	確定給付企業年金法第5条、第6条、第12条、第16条	厚生労働省年金局企業年金基金課	<p>確定給付企業年金制度では、規約(制度)の制定・変更に係る承認・認可申請手続きについて、適格退職年金制度からの移行の場合を含め、原則として、厚生労働大臣へ申請書を提出し、事前に承認・認可を受ける手続きを行わなければならない。</p> <p>また、申請に要する書類は多岐に亘っている。さらに、事前に当局に個別照会を行わなければならない事例が多く、規約の承認・認可手続に時間を要している。</p>
5053	5053A070		(社)日本経済団体連合会	70	確定給付企業年金等の財政検証に伴う掛金追加拠出の要件緩和	<p>代行返上等の制度間移行によって大幅に掛金負担が増加することがないように、非継続基準に抵触した場合の積立期限を弾力化すべきである(掛金拠出年数を延長する)。</p>		<p>厳しい運用環境の中で、企業年金を維持していこうとする基金や母体企業に対し、検証結果により新たな掛金拠出を求めることは、かえって年金制度存続の道を狭くすることに繋がるおそれがある。</p> <p>企業年金制度は長期にわたって継続されることに鑑み、環境変動による制度運営負荷を軽減する観点から、特に代行返上などの一時的な特殊事由に基づく非継続基準抵触時の掛金拠出の要件緩和が求められる。</p>	確定給付企業年金法施行規則第58条、第59条、第63条 「厚生年金保険の財政運営について」(平成8年6月27日年発第3321号)	厚生労働省年金局企業年金基金課	<p>確定給付企業年金及び厚生年金基金は、決算時に財政検証を実施し、制度間移行等の有無に関わらず、非継続基準の適用により一定期間内の積立基準確保が求められる。積立比率(積立金額/最低積立基準額)が0.8未満の部分は5年、0.8以上0.9未満の部分は10年、0.9以上の部分は15年で、それぞれ不足を解消する必要がある。また、積立水準の回復計画を作成する方法も認められている。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A071		(社)日本経済団体連合会	71	確定給付企業年金における企業年金解散時の残余財産の分配基準の改定【新規】	<p>まず一次的には年金残元本額基準の分配を行い、更に残余財産がある場合に「最低積立基準額」基準による追加分配を行うことができるようにすべきである(通常、年金残元本額 = 保証期間前死亡時の遺族一時金)。</p> <p>具体的には、確定給付企業年金法施行令第57条第1項第2号口にある積立基準額、年金残元本額もしくはその他合理的な方法として、労使合意に基づく分配方法を可能とすべきである。</p>		<p>確定給付企業年金法における企業年金はその大半が退職金の一部又は全額を年金選択したものであり、受給者にとっては解散時にその元本分がまず選んでいくかどうか重要である。現法基準では元本からの計算ではなく年金額や終身が有期かが基準となる算式であるため、給付利率その他の条件が変更になると、受給者間でも利率の相違で「最低積立基準額」と一時金原資の乖離度が異なってくる。したがって、「最低積立基準額」基準による分配は必ずしも公平とはいえず、受給者の既得権を保証するためには従前の一時金原資を確保することが最も合理的である。更に残余財産がある場合に「最低積立基準額」基準による追加分配を行えば最も公平と思われる。</p>	確定給付企業年金法施行令第56条、第57条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	<p>確定給付企業年金法における解散時の残余財産の分配は「最低積立基準額」の比率に応じて分配することとされている。これは同一の給付利率の元においては公平な分配方法といえるが、近年のように各年金基金や適格年金で給付条件の変更が生じている場合には、給付利率が高くまた終身年金であるなどの旧条件の受給者に有利となる算式であるため、残余財産額が十分でない場合は不公平な分配となる。</p>
5053	5053A072		(社)日本経済団体連合会	72	中小企業退職金共済制度からの確定給付企業年金への移行の弾力適用【新規】	<p>中小企業者が確定給付企業年金を導入する場合にも、中小企業退職金共済制度の解約手当金を被共済者に返還せず、確定給付企業年金の掛金に充当することを認めるべきである。</p>		<p>企業のアライアンスが活発化している現状において、中小企業者が合併や営業譲渡などの組織変更を行うケースも多い。中小企業退職金共済制度を実施している中小企業者が確定給付企業年金を実施している中小企業者と合併するなど、確定給付企業年金に解約手当金を充当したいとするニーズがある。</p>	中小企業退職金共済法第8条、第17条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課、労働基準局、労働者生活部、労働者生活課	<p>現在、中小企業退職金共済制度から確定給付企業年金への移行は中小企業退職金共済制度実施事業主が中小企業者に該当しなくなったときのみ認められている。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A073		(社)日本経済団体連合会	73	厚生年金基金、確定給付企業年金及び適格退職年金の過去勤務債務の一括償却[新規]	厚生年金基金、確定給付企業年金及び適格退職年金の過去勤務債務の早期償却に向けて、一括償却を含めた弾力的な措置を可能とすべきである。		企業年金における年金財政の健全化及び受給権保護の推進、企業会計における年金債務の開示の必要性等の観点から、年金積立金を早期に充実させることが必要不可欠である。このため、厚生年金基金、確定給付企業年金及び適格退職年金の過去勤務債務の早期償却に向けて、制度の財政状況及び事業主の負担能力に応じて、一括償却等の一層の弾力的な償却を可能とすべきである。	「厚生年金基金の財政運営について」(平成8年6月27日年発第3321号)確定給付企業年金法施行規則第46条 法人税法施行令附則第16条	厚生労働省 年金局企業年金基金課 国税庁	企業年金制度における過去勤務債務の償却については、厚生年金基金及び確定給付企業年金では最短で3年間、適格退職年金では最大で過去勤務債務の額の50%までの償却しか行うことができない。
5053	5053A074		(社)日本経済団体連合会	74	厚生年金基金の代行返上に伴う基本部分の上乗せ部分の一時金清算の容認	基本部分の上乗せ(いわゆる薄皮)部分については、年金支給額と経済的に等価な一時金(財政上の予定利率による過去分の給付現価)を支給する仕組みを設けるならば、一律に一時金による清算を認めるべきである。		基本部分の上乗せ(いわゆる薄皮)部分については、選択による一時金給付の仕組みが設けられているが、一時金給付を選択しない者が残り続ける限り、事務的な負担は極めて重い。 また、受給者等にとっても、年金として支給を受けることが必ずしもプラスでない面もあり、一律に一時金給付を行ったとしても、必ずしも不当な扱いになるとは言えない。	「厚生年金基金から確定給付企業年金に移行(代行返上)する際の手続及び物納に係る要件・手続等について」(平成15年5月30日年企発第0530001号・年連発第0530001号)	厚生労働省 年金局企業年金国民年金基金課	代行返上し、新型企業年金に移行した場合、受給(権)者の基本部分の上乗せ(いわゆる薄皮)部分については、選択による一時金支給(清算)が認められているが、一律に一時金による清算が認められていない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A075		(社)日本経済団体連合会	75	任意継続被保険者制度の見直し	任意継続被保険者の資格取得要件について、喪失の日以前1年間に通算して6カ月以上の被保険者期間とすべきである。		<p>被用者保険の給付率が統一されたことで制度間の差がなくなり、任意継続被保険者制度の意義が薄れている。同制度は、退職者保護の例外措置として、申請により暫定的に被保険者になることを認めるものであり、仮に、申請しなければ、国民健康保険の被保険者となる道も開かれている。</p> <p>昨年11月の規制改革要望集中受付月間において厚生労働省からは、医療保険と雇用保険とは制度趣旨が異なり、制度間の不均衡を論ずることは適当ではない旨の回答があった。</p> <p>しかし、傷病手当金は医療保険の中で所得保障の役割を担っており、その点で、労働者が失業した場合の所得保障である雇用保険制度と比較することは適当である。資格取得要件について、制度間の不均衡を論じるべきである(雇用保険では、算定対象期間に通算して6カ月以上の被保険者期間が必要)。</p> <p>また、2カ月の被保険者期間でありながら、最長1年6カ月の間、傷病手当金が受給できる現行制度自体が、不合理であると考え、現行制度を維持するための事務処理負担等が、健保組合の運営を圧迫していることから、見直しが求められる。</p>	健康保険法第3条第4項、第37条、第38条、第47条、第165条 健康保険法施行令第49条	厚生労働省 保険局保険課	<p>継続して被保険者期間2カ月以上の者が資格喪失後、被保険者に申し出ることによって最長2年間、任意継続被保険者として資格が継続される。</p> <p>現行制度では特に、被保険者期間が2カ月であるにもかかわらず、最長1年6カ月の間、傷病手当金が受給可能であるなど、合理的でない枠組みになっている。</p>
5053	5053A076		(社)日本経済団体連合会	76	特例退職被保険者制度の資格喪失要件の緩和	<p>現行の資格喪失要件に次の項目を加えるべきである。</p> <p>特退制度加入者の保険料が、年間収入の1000分の95を超える場合には、本人からの申出により資格喪失を認めること</p> <p>2002年10月までの特退制度加入者に対しては、70歳到達時点で資格喪失もしくは継続加入の手続きを認めること</p>	(要望理由 右下の続き) 2002年10月以前の既加入者は、最長でも70歳到達まで継続するとの制度説明を前提に加入している。したがって、2002年10月以前の既加入者については、70歳到達時に資格喪失が継続加入の選択権を与える必要がある。	<p>昨年11月の規制改革要望集中受付月間における厚生労働省の回答では、「退職時に保険料負担額、付加給付の有無などを勘案した上で、(中略)被用者保険に残ることを自ら選択しており、自己都合による資格喪失は認められない」とのことである。しかし、総報酬制の導入や老人保健制度の加入年齢上げは、特退制度加入者にとって想定できない制度変更であり、加入者本人に過重な負担を求める結果を生じている。次の場合など、一定の要件を満たす場合には、自己都合による資格喪失を認める必要があると考える。保険料は、規約により一律の設定をしているが、一定の範囲内であれば規約により減額することも認められている。しかし、一般被保険者の保険料負担上限が、健康保険法で1000分の95になっているのに対して、特退制度加入者の年収に差があることから、年金受給額の少ない場合、1000分の120という事例もあり、国保制度との負担の整合性が図られていない状況がある。</p>	健康保険法附則第3条第6項 健康保険法第38条 国民健康保険法第8条の2第1項 老人保健法第25条	厚生労働省 保険局保険課	<p>特例退職被保険者制度(以下、特退制度という)においては、a)死亡、b)再就職、c)被扶養者資格を満たしたとき、d)海外に移住したとき、e)生活保護を受給したとき、f)老人保健制度に加入したときなどの事由以外に、脱退できない。</p> <p>また、保険料は、加入健保の全被保険者(除、特例退職被保険者)における前年の標準報酬月額額の平均額等の範囲内で規約により定めることができる。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A077		(社)日本経済団体連合会	77	新規事業所編入(同一健保組合内事業所における会社設立)に関する規約変更の緩和	当該健保組合に既に参加している事業所が、会社設立により新規に編入する場合は、厚生労働大臣の認可を要しないことに変更すべきである(認可事項から届出事項への変更)。また、添付書類は簡素化を図るべきである。		2004年11月の規制改革要望集中受付月間において厚生労働省からは、「健康保険組合は、(中略)加入事業所には同一の企業や業種といった一定の共通基盤を求めており、当該健保組合に既に参加している事業であっても、会社設立により新たに参加する場合にあっては、共通の基盤があるかどうか明らかでないことから認可を求めている」旨の回答があった。同一健保組合における会社設立の場合、資本関係や役員構成など共通基盤を有すると認められる一定の要件を満たすならば、届出を認める余地がある。企業は国際競争力を維持するため、機動的な組織再編を行っており、それに伴って、健保組合への設立事業所の編入・統合が必要となる。とりわけ、同一健保組合における会社設立については、認可の前提となる登記簿等(登記簿謄本、株主名簿、出資証明書、役員名簿、定款)の準備の都合上、設立後に認可申請せざるを得ないことから、被保険者への被保険者証交付の遅れなどが生じ、多大な迷惑をかける状況にある。健保組合の認可手続きの負担が、企業の柔軟な組織再編の妨げとならないようにすることが求められている。	健康保険法第16条 健康保険法施行規則第5条第2項	厚生労働省 保険局保険課	健康保険組合の規約に関して、健康保険法施行規則第5条第2項に規定されている事項(設立事業所の増加または減少)を行う場合には、厚生労働大臣の認可を要するとされている。
5053	5053A078		(社)日本経済団体連合会	78	健康保険被保険者証(カード保険証)の券面表示の見直し[新規]	ICカード保険証の券面表示については、次の内容で印字することを可能とすべきである。 記号:編入事業所の固有番号 全事業所の共通番号 名称:編入事業所の固有名称 健康保険組合加入事業所 所在地:編入事業所の所在地 健保所在地		健保組合では、被保険者番号により全ての被保険者に係る情報をシステム管理し、また、被保険者番号の取り扱いが、当該健保加入時に発番した番号を資格喪失するまで継続使用している場合がある。この場合には、当該健保内事業所間を人事異動しても、事業所記号、事業所名、事業所所在地は、データベースでシステム管理され、事由発生時に更新している。現行の規制では人事異動の都度、カード保険証の更新が生じることとなるが、制度の改善により継続使用が可能となり、再発行のコストが軽減できる。また、カードの券面表示を要望内容に変更しても、医療機関等での事務処理に障害はないことから、固有名称等の券面表示の必要性がない。	「健康保険法施行規則第23条、および健康保険法施行規則等の一部を改正する省令」(平成13年2月14日平成13年厚生労働省令第12号、様式6号及び第23条関係)	厚生労働省 保険局保険課	現在、ICカード保険証の発行は、省令により次の規制を受けている。 一般被保険者が在籍する事業所について、記号(3桁)、名称、所在地の印字は、人事異動等で変更した場合、速やかに変更(保険証の差し替え)することとなっている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A079		(社)日本経済団体連合会	79	国民年金第3号被保険者の届出方法の一部見直し	第3号被保険者の住所変更届及び氏名変更届については、国民年金法第12条に基づく住民基本台帳の届出があった際に当該届出があったものとみなすべきである。		2003年11月の規制改革要望集中受付月間における厚生労働省の回答では、「仮に、住民基本台帳ネットワークから必要な情報の提供を受ける仕組みを構築するとしても、被保険者記録の管理上基本となる基礎年金番号との突合をどのように行うかという問題がある」とのことであるが、4つの情報(氏名、性別、生年月日、住所)により、同一人物かどうかの確認は可能である。 また、届出漏れの対策として実施された法律改正の趣旨自体が、事業主の納得が得られない。事業主を経由しないことで、企業負担の軽減に資する。	国民年金法第12条	厚生労働省年金局	2002年4月より、第3号被保険者の届出はすべて、配偶者が勤務している事業主を通じて行うことになった。このため、事業主は、第3号被保険者の年金手帳を預かったり、住所変更届を提出しなければならない。
5053	5053A080		(社)日本経済団体連合会	80	大規模小売店舗立地法に係る届出前の事前協議を求める運用の廃止	経済産業省は、都道府県等との連絡会議などにおいて、届出前の事前協議を求める地方自治体の運用の改善を図るように周知徹底するとともに、必要に応じて指導・勧告を行う等適切な措置を行うべきである。		「『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各省からの再回答について」(平成17年1月19日 内閣府 規制改革・民間開放推進室)において経済産業省は、「国としては、大規模小売店舗立地法に定められていない事前相談に応じるかどうかはあくまで設置者の任意であるべきで、義務化することがないよう、定期的な連絡会議や研修において、都道府県等に周知徹底を図っているところ」と回答しているが、実際には運用の改善が図られていない。例えば、東京都では届出前の計画概要書の提出を求めている。また、横浜市では届出前の計画事前説明書の提出だけでなく、市の関係部署や警察署との事前協議も求めている。	大規模小売店舗立地法 大規模小売店舗立地法運用要綱など(各地方自治体)	経済産業省 商務情報政策局流通産業課	多くの自治体では、大規模小売店舗を設置しようとする場合、もしくは店舗に係る諸変更を行おうとする場合、届出前に関係部局などの協議を義務付けている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A081		(社)日本経済団体連合会	81	通信販売酒類小売業免許において取扱い可能な酒類の制限の撤廃	通信販売酒類小売業免許における、取扱い可能な酒類の制限を撤廃すべきである。		「全国規模の規制改革・民間開放要望」に対する各省庁からの再回答について、(平成17年1月19日 内閣府規制改革・民間開放推進室)において国税庁は、「通信販売酒類小売業免許については、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の施行状況等も踏まえ、幅広い観点から検討する」と回答しているが、緊急措置法は本年8月に失効することから、早期に検討を開始すべきである。電子商取引の普及によりインターネットを活用した通信販売が伸びている中、上記制限を撤廃することで消費者のニーズに対応することができ、酒類販売業者の販売機会の拡大につながる。	酒税法第9条第1項、第11条 酒税法および酒類行政関連法令等解釈通達	国税庁課税部酒税課	通信販売酒類小売業免許で取扱い可能な酒類は、以下のように制限されている。 1. 国産酒類 カタログ等の発行年月日の属する会計年度(4月から翌年3月までの期間をいう。以下同じ。)の前会計年度における酒類の種類ごと(品目のある種類の酒類については、品目ごと)の課税移出数量が、すべて1000KI未満である酒類製造業者が製造、販売する酒類のうち以下のもの。 (1)清酒は、特定名称等(吟醸酒、純米酒、本醸造酒、生酒、生貯蔵酒、原酒、古酒及び特殊な製法等により製造した、例えば樽酒、赤い酒、貴醸酒をいう。)の清酒のうち、前会計年度における課税移出数量が100KI未満の銘柄のもの。 (2)清酒以外の酒類は前会計年度における課税移出数量が100KI未満(ただし、しょうちゅう乙類は、200KI)の銘柄のもの。 2. 輸入酒類 カタログ等の発行年月日の属する会計年度の前会計年度における課税移出数量が100KI未満(ただし、しょうちゅう
5053	5053A082		(社)日本経済団体連合会	82	しょうちゅう甲類・しょうちゅう乙類の製造免許の規制緩和【新規】	既存事業者のみならず、新規事業者に対してもしょうちゅう甲類及びしょうちゅう乙類の製造免許を付与できるようにすべきである。		国税庁課税部酒税課「酒のしおり」(平成17年2月)によると、2004年度までの10年間で国産しょうちゅう(甲類、乙類)の課税移出数量は約40%増、輸入しょうちゅう(甲類、乙類)の数量は約10倍となっており、酒類全体の課税移出数量(輸入含む)が約2%減少する中、しょうちゅうの需要は大きく伸びている。 新規参入を認めることで新製品の投入など事業者間の創意工夫が発揮され、消費者の多様なニーズに対応することができ、しょうちゅう市場の拡大につながる事が期待できる。	酒税法第10条、第11条 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 連続式蒸留機の新設及び拡張の臨時制限に関する省令	国税庁課税部酒税課	しょうちゅう甲類としょうちゅう乙類の製造免許が付与される場合は、以下の場合などに限定されている。 1. しょうちゅう甲類 しょうちゅう甲類製造者が、企業合理化を図るため新たに法人を組織し、新たに製造場を設置して合成清酒を共同製造しようとする場合など 2. しょうちゅう乙類 (1)かつて煎りしょうちゅう製造業者が、自己の清酒の製造に際し生じた酒かす又は米ぬか等の副産物を主原料として、当該清酒製造場又は自己の他の製造場においてしょうちゅう乙類を製造しようとする場合など (2)その他のしょうちゅう 2. しょうちゅう乙類 2. しょうちゅう乙類製造者が、企業合理化を図るため新たに法人を組織し、新たに製造場を設置してその他のしょうちゅうを共同製造しようとする場合など また、連続式蒸留機の新設及び拡張の臨時制限に関する省令によって連続式蒸留機をその製造場に新たに設置し、又は既に設置されている連続式蒸留機の拡張をしようとするときは、当分の間、財務大臣の承認を受けなければならないとされている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A083		(社)日本経済団体連合会	83	大型店舗酒類小売業免許の需給調整要件の廃止	大型店舗酒類小売販売免許に関する国産ビールならびに500ml以上の清酒の制限を廃止すべきである。		「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)においては、「大型店舗酒類小売業免許に係る免許取得後3年間の販売制限等の特例措置について、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の施行の状況を踏まえ、見直しを検討する」とされているが、緊急措置法は本年8月に失効することから、早期に検討を開始すべきである。上記制限を撤廃することで消費者のニーズに対応することができ、酒類販売業者の販売機会の拡大につながる。	酒税法第9条、第10条 酒税法及び酒類行政関係法令等 解釈通達	国税庁課税 部酒税課	大型店舗酒類小売業免許を取得してから3年間は、国産ビール及び500ml以上の清酒を販売することができない。
5053	5053A084		(社)日本経済団体連合会	84	加工原料用とうもろこしにおける規格基準の新設【新規】	生食用とうもろこしとは別に、農薬の残留度合いに着目した科学的根拠に基づき、加工原料用とうもろこしの基準値を設定すべきである。或いは澱粉・異性化糖など製品の基準値を設定し、原料段階での基準値の適用を免除すべきである。		日本で食品として流通している約400万トンのとうもろこしの80%以上が、澱粉・糖化品等に加工される所謂加工原料用とうもろこしである。加工原料用とうもろこしは分離、洗浄、加水分解工程を経て、最終製品である澱粉、糖化品となるが、加工工程において残留農薬、カビ毒等は除去され、製品ではその残留性は大きく減衰する。このことは、国立衛生試験所「とうもろこしの保存及びコーンスターチ製造による収穫後使用農薬の減衰」(1994年9月16日受理)、米国FDA「FDA Talk Paper」(T89-21 April.13.1989)により科学的に確認されており、「生食用(スイートコーン等)」と加工工程を経た「原料用」に一律の基準値を適用することは適当でない。加工原料用とうもろこしは100%輸入に依存しているが、国内で最終製品を製造する場合には、現行の基準値を満たす原料を調達することが求められ、生産コストの押し上げ要因となっている。一方、原料段階で特に強い規制のない外国において加工された低価格の製品が輸入されており、日本の澱粉・糖化品業界は不利な競争に晒されている。とうもろこしから生産される澱粉・糖化品は、食品原料として極めて広範囲に亘って使用されている。加工原料用とうもろこしの基準値を別途設定することにより、国産の澱粉・糖化品などの価格競争力の向上や素材供給の円滑化が期待できる。	食品衛生法 第11条 食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)	厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 基準審査課	食品衛生法および食品、添加物等の規格基準では、とうもろこしを含め様々な食品に対し残留農薬等の規格基準が定められている。このうち、とうもろこしについては、生食用とうもろこしをベースとした単一の基準値が設定されているのみであり、加工原料用とうもろこしについての基準値は設定されていない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A085		(社)日本経済団体連合会	85	コップ自動販売機にて取扱い可能な容器の規制緩和【一部新規】	コップ販売式自動販売機により調理される清涼飲料水等を販売する際の、「当該自動販売機専用のコップ以外のコップ」についての定義を明確にすべきである。その際には、PETボトル、デカンタ、水筒、魔法瓶等の使用を認めるべきである。		消費者の環境保護への意識が高まる中、自動販売機で清涼飲料水等を購入する際、基準緩和で認められたコップ以外のPETボトル、デカンタ、水筒、魔法瓶等を利用したいというニーズは高い。また、コップ以外の容器を認めることで、持ち運び易くなるというメリットもある。一部の自治体では、コップ以外の容器を使用することができる容器についての解釈を明確にすべきである。販売される清涼飲料水等の安全性を確保するため、調理の際に使用される攪拌棒(インペラ)など、コップ等の中に収められた清涼飲料水等に触れる部品を販売の都度洗浄し、必要に応じ殺菌したり、コップ等が洗浄される構造とすることは技術的に可能であり、幅広い容器の利用を認めるべきである。	食品衛生法第18条 食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生労働省告示第370号) 「コップ販売式自動販売機により調理される清涼飲料水等を販売するコップについて」(平成16年3月31日 食安基発第0331001号、食安監発第0331003号)	厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 基準審査課 監視安全課	食品、添加物等の規格基準では、清涼飲料水等を販売する際に用いる容器は、未使用の紙製、合成樹脂製、合成樹脂加工紙若しくはアルミニウム箔製容器又は組合せ容器であって、かつ、殺菌され、又は殺菌効果を有する製造方法で製造され、使用されるまで汚染されるおそれのないように取り扱われたものでなければならぬとされている。当該基準については、2005年3月、購入者自らが用意したコップを使用することは差し支えないとされ、当該自動販売機専用のコップ以外のコップを使用する場合は、販売される清涼飲料水等がこぼれ出たり、攪拌棒が容器の外部など不適当な場所に接触したりすることを防止するため、一回の販売量、使用するコップに必要な容積及び口の広さ並びに必要な底の深さ等の注意事項を購入者に対して周知する等、必要な措置をとることとされている。
5053	5053A086		(社)日本経済団体連合会	86	保健所の営業許可におけるコンビニエンスストアの施設基準の設定	全国一律に適用される、コンビニエンスストアの施設基準を新たに定めるべきである。 具体的には、カウンターの天井や壁の仕上げを特定のものに指定せず、売場と同じのものでよいこととすること、倉庫等に大型冷蔵庫を置かなくてもよいこととするなど、実態に即した施設基準を定めるべきである。		「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)においては、平成17年度中に「いわゆるコンビニエンスストアの軽微な調理施設について営業許可を取得する際の施設基準及びその運用に係る要望内容を、各都道府県に周知する」とされているが、早期に通知を発送し、周知徹底を図るべきである。コンビニエンスストアの施設基準がないため、飲食店などの施設基準が適用されている。また、その適用にあたっては、地域によって過剰な負担を求められることがある。 コンビニエンスストアのカウンター内における調理及び販売は飲食店よりも露店等に近く、また、コンビニエンスストアは全国に約5万店近くあるという実態を踏まえ、コンビニエンスストアの施設基準を設けて全国一律に適用すべきである。	食品衛生法第51条、第52条 食品衛生法施行令第35条	厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 監視安全課 各都道府県 食品衛生課	食品衛生法では、コンビニエンスストア独自の施設基準は定められていない。各都道府県の条例が定める施設基準は異なっており、同一都道府県内でも保健所の営業許可における指導内容が統一されていない場合がある。 具体的には、例えば以下の通り、保健所によってコンビニエンスストアは飲食店と同様に取扱われ、カウンター内は手洗いシンクなどの施設を設置を要求されることがある。また、大型スーパーと同様に、壁、床、天井の仕上げを指定する保健所もある。「(1)カウンター内シンクと手洗い、お客様には別途手洗いを設けている」と聞かず、さらに、売り場に手洗いを設けるよう保健所に指導される地域がある。無駄なコストと共に大がかりな衛生設備を生んでいる(新潟県、愛知県、千葉県、宮城県、山形県、福島県等)。 (2)カウンター内を厨房とみなし、仕上げを特定のものに指定する保健所があり、無駄なコストが生じている(静岡県、京都府等)。 (3)保健所による許可基準として、原則として従業員全員に検便を義務づけられており、明らかに煩雑している(愛知県)。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A087		(社)日本経済団体連合会	87	電気通信工事業者における監理技術者要件の拡大	監理技術者の申請要件として、従来の電気・電子部門とは別個に、電気通信工事業者に対する単独の技術検定を創設・設置すべきである。		建設業法の規定に基づく試験資格が許可等の要件の対象となっている電気工事業者など技術者の育成が容易となっている業種もある中で、当該要件は一部の事業に課せられた特別な規制となっている。電気通信工事業者にとって高度かつ専門的な電気・電力業の知識を必要とする資格を取得することは大変困難であるため、電気通信工事に必要な資格者が不足し、IT革命推進に向けたインフラ整備の大きな障壁となっている(現実的には実務経験充足による資格取得を目指すこととなるが、発注工事の小規模化が続く中、限られた工事の実務経験者という要件のみでは有資格者の不足は避けられない状況である)。本件は規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日)でも取上げられており、早期に要件を拡大すべきである。	建設業法第15条第2項、第26条第2項、第27条の1建設業法施行令第27条の3「建設業法第15条第2号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件」(昭和63年6月6日建設省告示第1317号)	国土交通省 総合政策局 建設業課	建設業法における特定建設業に該当する許可を受けるにあたり、工事業者は監理技術者を配置しなければならない。その要件としては、イ.国土交通大臣が定める技術検定又は免許の取得者、ロ.指導監督的実務の経験者(注)、ハ.大臣がイ.又はロ.の該当者と同等と認められた者のいずれかに該当することとされているが、電気通信工事業者にはイ.における技術検定が単独では設置されておらず、代替として電気通信以外の内容も含む「電気・電子部門」の資格を取得することとされている。(注)電気通信工事の発注者から直接請け負い、その請負金額が450万円以上である工事に關し2年以上指導監督的な実務の経験を有する者。
5053	5053A088		(社)日本経済団体連合会	88	主任技術者・監理技術者への出向者の就任制限の緩和	監理技術者・主任技術者の親会社社間の出向について、さらに規制を緩和し、親会社、子会社がともに経営事項審査を受けている場合でも監理技術者・主任技術者の出向を認めるべきである。		当該企業が属する建設業種に要請される技術者としての技量、経験、ノウハウを十分に保有する場合で、かつ連結納税制度を適用している親子間会社における出向者は出向先企業の指揮命令系統下で管理統率されることから、当該企業の技術者として、その職責を全うすることが十分可能である。	建設業法第26条第1項、第2項、第3項「親会社及びその連結子会社との出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(平成15年1月22日国総建第335号)。	国土交通省 総合政策局 建設業課	企業集団に属する建設業者間(親会社とその連結子会社)において、出向社員を出向先が工事現場に主任技術者又は監理技術者として配置する場合、当該出向社員と該当出向先の会社との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱うことが2003年1月に通知された。しかし、親会社又は連結子会社(その連結子会社が2つ以上ある場合には、それらのすべて)のいずれか一方が経営事項審査を受けていない者であることを、その要件の一つとしている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A089		(社)日本経済団体連合会	89	公共工事標準請負契約約款における現場代理人常駐の定義の明確化	「公共工事標準請負契約約款」第10条2項に関する解釈通達を発布し、現場代理人は実工事期間のみ「常駐」すればよく、契約工期全般に亘る必要はないこと。「常駐」とは、24時間、365日にわたって現場に張り付くことを要さないことを明確にすべきである。公共工事に関する契約の大半が「公共工事標準請負契約約款」に倣って作成されている現状に鑑みれば、同約款の解釈を明確化する必要がある。	(要望理由 右下の続き) <参考> 「監理技術者資格者証運用マニュアル」(2004年3月改正)では、監理技術者等の配置にあたっての特例装置として、「請負約款締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。)については、たとえ契約工期中であっても工事現場への専任は要しない」との解釈が示されている。現場代理人についても同様の措置が可能である。	契約工期に比べ、現場における実工事期間が著しく短いケースがある。例えば、エレベータの設置工事の場合、標準的な契約工期は1年であるが、そのうちの大半が設計・工場における機器製作に充てられ、現場におけるエレベータ設置の実工事は1ヶ月程度である。かかる場合、実工事期間の1ヶ月間だけ現場代理人を「常駐」させれば十分であり、何ら具体的な仕事がないにも関わらず、契約工期全般に亘って「常駐」させることは、受注者にとって人的資源の無駄遣いとなる。また、携帯電話の普及など連絡手段が発達した今日、「常駐」を24時間・365日現場に張り付くことを意味すると捉える合理性は少なくなっている。	公共工事標準請負契約約款第10条第2項	国土交通省 総合政策局 建設業課	「公共工事標準請負契約約款」第10条2項は、「現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行う」としている。この点に関して、「常駐」の定義が不明確なため、契約工期全般にわたって現場代理人の駐在を強いられる、現場代理人が24時間、365日にわたって現場に駐在することを強いられるといった事態が生じている。
5053	5053A090		(社)日本経済団体連合会	90	監理技術者等の途中交代の弾力的運用	一定の基準(例えば当該契約期間中1回、あるいは、当該事業年度中1回等)を条件に、監理技術者の工事途中での交代を妨げるものではない旨の通達等を発布することで監理技術者の交代が弾力的に行えるよう措置すべきである。		監理技術者の途中交代が弾力的に行えることによって、効率的な人員配置が可能となる。	監理技術者制度運用マニュアル二-二(4)	国土交通省 総合政策局 建設業課	監理技術者制度運用マニュアル(平成16年3月1日)二-二(4)では、監理技術者の途中交代が認められる場合として、監理技術者の死亡、傷病または退職により真にやむを得ない場合に加えて、受注者の責によらない工期の延長の場合、工場から現地へ工事現場が移行する時点、大規模工事の一つの工期が多年に及ぶ場合が挙げられている。しかし、これら場合を除いて、発注者が仕事を請け負った建設業者に対して工事途中での監理技術者交代を認めることは殆どないのが実情である。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A091		(社)日本経済団体連合会	91	建設業許可要件の緩和	一定規模以上の会社の役員(取締役)については、経営業務を総合的に執行した経験年数(5年または7年)の要件を短縮すべきである。執行役員としての経験も役員と同等の扱いとすべきである。		<p>現行では、一定規模以上の会社の役員であっても、個人事業主であっても、一律の要件(5年または7年の経験)としているが、その質については、同レベルの経験を有しているとは言い難い。</p> <p>少なくとも「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」で定義する大会社等の取締役については、個人事業主と同一の要件(5年または7年)とするのではなく、経験年数を短縮する緩和措置を講ずるべきである。</p> <p>また執行役員については昨年、経営業務の管理責任者として認められ得る旨明確化され、一定の前進が見られるものの、役員と同等の扱いとはなっていない。取締役会を機動的な経営判断の場と位置付けその員数を削減し、業務執行については、執行役員制度を導入している企業が増加傾向にあるなかで、むしろ執行役員の方が「経営業務の管理責任者」としての経験(工事内容に応じた資金の調達、資材の購入、技術者・下請負人の配置、下請契約の締結)を有している場合もある。</p> <p>従って、実質的な審査により「経営業務の管理責任者」と認められる執行役員については、役員と同等の扱いとすべきである。</p>	建設業法第7条	国土交通省総合政策局建設業課	建設業においては、建設業の経営業務について総合的に管理した経験を有する「経営業務の管理責任者」が許可を受けようとする工事業種ごとにいることが許可要件の1つとされている。法人の場合、経営業務の管理責任者と認定されるためには、「許可を受けようとする建設業に関しては5年以上、許可を受けようとする業種以外の建設業に関しては7年以上、役員または建設業法施行令第3条に規定する使用人の地位にあり、経営業務を総合的に執行した経験を有すること、または「許可を受けようとする建設業に関し、7年以上経営業務を補佐した経験を有すること」が求められている。
5053	5053A092		(社)日本経済団体連合会	92	住居系用途地域における共同住宅の附属駐車場の面積制限及び階数制限の緩和	共同住宅に必要な駐車場を全て確保できるよう、住居系用途地域における共同住宅の附属駐車場の面積制限及び階数制限を緩和すべきである。		<p>共同住宅の附属駐車場の面積は、建物規模及び敷地規模にかかわらず絶対面積で制限されている。従って共同住宅の規模が大きい場合、駐車場の設置率を低くする、敷地を細分化して利用する、延べ面積に算入されない平面式駐車場を多くする、といった計画とせざるを得ない。その結果、自動車が収容しきれない、土地の細分化が促進される、敷地の大部分を平面式駐車場とするため緑地面積が減る等の弊害が生じている。また、共同住宅の附属駐車場の階数が2階以下に制限されていることによっても同じ弊害が生じている。一団地認定を取得した場合の緩和措置はあるものの、その場合、絶対面積制限があるため上記の弊害は生じている。住環境を保護する上で、共同住宅等の規模に一定の制限を加えることは理解できるが、一定規模の共同住宅の建設を認めておきながら、駐車場に関する独自の規制が存在するために、共同住宅の規模に見合った駐車場が確保できない、あるいは無理矢理確保するために土地の利用効率の悪い平面式駐車場を多くするといった事態が生ずることは本末転倒である。本件については規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)でも触れられており、早急に結論を出すべきである。</p>	建築基準法第48条、別表第2建築基準法施行令第130条の5、5の2、5の5、7の2	国土交通省住宅局建築指導課	住居系用途地域において、共同住宅の附属駐車場の面積は低層住居系では600㎡以下、中高層住居系では3,000㎡以下に制限されている。また階数についても、低層住居系では1階のみ、中高層住居系では2階以下に制限されている。これらの制限により、共同住宅に必要な不可欠な駐車場が確保できなかったり、緑地面積が少なくなる等の弊害が生じている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A093		(社)日本経済団体連合会	93	建築基準法におけるIHクッキングヒーターの取扱の明確化【新規】	IHクッキングヒーターをはじめとする電磁式調理器等には裸火がないことから、法28条3項および法35条の2は適用されないと解釈した上で、通達等を発布してその旨を明示すべきである。(現在、地方自治体によって同法に該当するとしているケースと該当しないとしているケースがあり、取扱がまちまちである)		IHクッキングヒーターをはじめとする電磁式調理器等を同法28条3項、35条2項の規定から外すことにより、多様な換気の組合せ・内装プランニングが民間の創意工夫により生み出される。 また、必要に応じた換気設備の規模、内装仕上げを選択することができるようになると、過剰な設備の導入を回避でき、省エネやCO2の削減につながる。	建築基準法第28条、第35条の2	国土交通省住宅局建築指導課	建築基準法第28条3項は「かまど、こんろ、その他火を使用する設備若しくは器具を設けたもの(政令で定めるものを除く。)には、政令で定める技術的基準に従って、換気設備を設けなければならない」と定めている。 また、同法第35条の2は「かまど、こんろ、その他火を使用する設備若しくは器具を設けたものは、政令で定める技術的基準に従って、その壁及び天井(天井のない場合においては、屋根)の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないようにしなければならない」と定めている。
5053	5053A094		(社)日本経済団体連合会	94	「地役権の登記の抹消」の申請における共同申請主義の見直し【新規】	不動産登記法第60条を改正し、地役権の抹消登記について、地役権者と地役権設定者の共同申請ではなく、登記義務者である地役権者単独でも申請できるようにすべきである。		権利に関する登記の申請人は、申請情報と併せて登記原因証明情報を提供しなければならない(不動産登記法第61条)。この登記原因証明情報については、申請人のうち登記義務者の記名押印のみにより差し入れられたものでも有効とされている。 登記原因証明情報の提供について、登記義務者のみによる差し入れが有効とされることに鑑みると、地役権の登記の抹消の申請についても申請人共同で行う必要はなく、登記義務者たる地役権者のみにより単独できると考えてしかるべきである。	不動産登記法第60条、第61条	法務省民事局参事官室	権利に関する登記の申請については、不動産登記法第60条により共同にて申請することが原則となっており、地役権の登記の抹消に係る申請についても、登記義務者たる地役権者と、登記権利者たる土地所有者とが共同して申請することとなっている。(実際、申請書類上も当事者双方の住所、氏名の記載と、押印が必要とされている)

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A095		(社)日本経済団体連合会	95	複合分譲マンションにおける商業店舗の改修工事の要件緩和	通達等を発布し、「形状又は効用の著しい変更」の定義を明確化すべきである。特に、店舗のリニューアル等でファザード部分等に変更を加える場合、どのような変更が「形状又は効用の著しい変更」に該当するのかについて明示すべきである。		区分所有者及び議決権の各4分の3以上の議決が要求される「その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除き」との規定は、その解釈をめくり意見の対立を生む場合が多い。このため、ファザード部分等の変更を行う場合、建物の構造には影響を与えないものであっても、外壁を構成するため、共用部分に変更を加えたとして区分所有者及び議決権の各4分の3以上の同意が必要とされ、手間取ることが多い。商業店舗は競争激化に伴い、外壁等へのテナント工事の要望は多く、改修のサイクルも短縮化する傾向にある。規定の明確化により商業店舗のリニューアルが容易となり、店舗営業の活性化を図ることが可能となる。	建物の区分所有等に関する法律第4条、第17条	法務省民事局参事官室	建物の区分所有等に関する法律第17条は、建物の共用部分の変更について、その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除き、区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議が必要としている。この点に関し、「形状又は効用の著しい変更」の定義が不明確なため、分譲マンション内の商業店舗がファザード部分等の変更を行う場合、建物の構造に影響を与えないものであっても、共用部分に変更を加えたとして、区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議が必要となる場合がある。
5053	5053A096		(社)日本経済団体連合会	96	分譲マンションにおける集会室の容積率不算入【新規】	分譲マンションの集会室については、容積率の算定外とすべきである。		マンション管理については、2000年に「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」が公布され、これを受けた国土交通省告示「マンション管理適正化指針」において、「管理組合を構成するマンションの区分所有者等は、管理組合の一員としての役割を十分認識して、管理組合の運営に関心をもち、積極的に参加する等、その役割を適切に果たすよう努める必要がある」との記載があり、管理組合の活動の重要性が指摘されている。分譲マンションにおける集会室は管理組合の月1回ほどの理事会や年1～2回程度の総会を開催するスペースとして重要性が高いにもかかわらず、容積率の対象となっているため、100戸を超える大型マンションでも、集会室を設置していない場合も少なくない。今後の管理組合の活動に資するため、容積率の対象外とすることで、集会室設置に対するインセンティブを高める必要がある。	都市計画及び建築基準法の一部を改正する法律の一部分の施行について(平成9年6月13日 建設省住街発第72号、同第73号) マンションの管理の適正化の推進に関する法律第3条、第4条 マンションの管理の適正化に関する指針(平成13年8月1日 国土交通省告示第1288号)	国土交通省住宅局建築指導課	共同住宅については、1997年の建設省通達により、「共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積については、容積率算定上、その延べ面積に算入しない」とこととされたが、集会スペースについては対象外とされた。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A097		(社)日本経済団体連合会	97	オフィスの住宅転用を目的とした規制緩和	共同住宅(耐火構造)についても、オフィスビル(耐火構造)同様、5階以下の部分では、避難階の直上階については居室の床面積が400㎡を超える場合についてのみ2方向避難路の設置を義務付けるべきである。		防災対策、安全対策が十分取られる必要性については、オフィスビルも共同住宅も全く同じであり、共同住宅とオフィスビルとで2方向避難路の設置が義務付けられる要件が同じとすべきである。重要なことは、安全に避難階に達することができる設備が実質的に整っていることであり、共同住宅(耐火構造)について居室の床面積が200㎡を超えているというだけの理由で2方向避難路の設置を義務付けるのはあまりにも画一的である。建築ストックの有効活用が求められるなか、空室を抱えた既存の事務所ビルを住宅に転用することは、都市の活性化や省資源の観点からも有効な方策である。現在、都心において中型オフィスビル(200㎡以上、300㎡以下)の空室率が最も高く(約8%)、また、この程度のオフィスビルが規模的にも住宅転用に適している。オフィスビルと共同住宅との防災・安全基準が異なっていることが転用を妨げることないよう、措置すべきである。	建築基準法施行令第121条第1項、2項	国土交通省住宅局建築指導課	オフィスビル(耐火構造)においては、5階以下の階で、且つ避難階の直上階にあっては、その階における居室の床面積の合計が400㎡未満の場合、2方向避難階段を設置しないでもよい。しかし、共同住宅(耐火構造)の場合、床面積の合計が200㎡を超える場合2方向避難階段の設置が義務付けられている。よって、5階以下の階で、且つ避難階の直上階の床面積合計が200㎡以上400㎡未満のオフィスビルは、そのままでは共同住宅への転用ができない。
5053	5053A098		(社)日本経済団体連合会	98	斜線制限の撤廃・緩和	基準容積率の拡充に伴い最大50mに引き上げられた商業地域内の道路斜線の適用距離について、従前どおり35m上限とする。あるいは、現在1.5と定められている数値を引き上げることで容積率の充足を可能とすべきである。		基準容積率が引き上げられたにも関わらず、道路斜線適用距離の引き上げによって容積率の充足が妨げられている。斜線規制は容積率の充足を妨げ、土地の高度利用を妨げるばかりか、土地の規模によって建築物の高さがまちまちになり、景観を損ねるという弊害を孕んでいる。特に、50m道路に面した街区がほとんど存在しないことに鑑みれば、50m上限自体が非現実的な数値である。また、道路反対側での採光、通風確保が可能な場合など、画一的な道路斜線制限自体が無意味な場合も多々存在することに留意すべきである。	建築基準法第52条第1項第3号、第56条、別表第3	国土交通省住宅局建築指導課	2003年1月の建築基準法改正により、商業地域内の建築物の基準容積率が1300%まで拡大されている(建築基準法52条第1項第3号)。一方で、道路斜線の適用距離が従前の35m上限から、容積率に応じた最大50mまで引き上げられており(建築基準法56条、同別表第3)、容積率の充足の妨げとなっている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A099		(社)日本経済団体連合会	99	宅建業法上の仲介手数料の規制緩和	仲介手数料の上限規制を緩和すべきである。		一定範囲内の報酬を支払うことで基本的サービスが受けられることが重要であるが、いかにサービス内容に付加価値をつけても仲介手数料は頭打ちということでは、仲介業者としても「仕事の質はともかく数をこなす」方が有利ということになり、顧客志向と離れた結果を招きかねない。そもそも仲介手数料はサービスの質の対価として市場が決定するものであり、仲介業者による不当利得を防止するための最低限の規制のみで十分である。	宅建業法第46条第1項 「宅建物取引業者が宅地又は建物の売買等に關して受けることができる報酬の額」(昭和45年10月23日建設省告示第1552号)	国土交通省 総合政策局 不動産課	宅建物取引業者が宅地・建物の売買、交換、賃借の代理・媒介に關して受けることのできる報酬(仲介手数料)の額は、国土交通大臣の定める告示により、上限が定められている。
5053	5053A100		(社)日本経済団体連合会	100	定期借家制度の見直し	定期借家制度導入前に締結された賃貸住宅契約についても既存の賃貸借契約を合意解約し、定期借家契約に変更できるようにすべきである。 定期借家契約に際し、書面交付・説明の義務を廃止すべきである。 床面積200㎡未満の居住用建物の借家人の中途解約権を見直すべきである。		既存の借家契約を定期借家に切り替えることが出来ないことが定期借家制度普及のネックとなっている。契約上定期借家である旨明記されていれば十分であり、別途書面交付・説明をすることは手続を煩雑にするだけである。 借家人の一方的な中途解約権は法的安定性を阻害し、定期借家制度普及のネックとなっている。	良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法附則第3条 借地借家法第38条第2項、第38条第5項	法務省民事 局総務課	定期借家制度導入前に締結された賃貸住宅契約は、当分の間定期賃貸住宅契約への切替が認められない(良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法附則第3条)。 定期借家契約に際しては、契約の更新がなく、期間の満了とともに契約が終了する旨契約書とは別に書面を交付の上説明しなくてはならない(借地借家法38条2項)。 床面積200㎡未満の居住用建物の借家人は、当該住居がやむを得ない事情により生活の本拠とできなくなった場合、特約がなくとも中途解約できる(借地借家法38条5項)。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A101		(社)日本経済団体連合会	101	立体道路制度の一般道路への適用【新規】	既存道路を公衆用道路として残しつつ、複数街区の一体開発を行うことができるよう、特に緊急性を要する都市再生特別地区における開発については、立体道路制度の既存一般道路への適用を認めるべきである。	街区規模が小さな既存市街地を、時代のニーズに対応した大きな街区に再生し、街としての連続性を確保し、オープンスペースなどを創出することができる。	建築基準法第44条 道路法第47条	国土交通省 都市・地域整備局都市計画課、住宅局市街地建築課、建築指導課、道路局路政課 内閣官房都市再生本部	細街路が多く、街区規模が小さい既存市街地において、ひとつの街区をまとめただけでは十分な街区規模にもならず、計画的な街づくりを行うためには、道路をまたいだ複数街区での一体開発が必要となる場合がある。しかし、道路上への建物建築は原則として認められない(建築基準法44条)。特定行政庁の認定の下、道路内の建物建築を認める「立体道路制度」があるが、同制度は一般道路には適用されないため、複数街区の一体開発は事実上困難である。	
5053	5053A102		(社)日本経済団体連合会	102	共同住宅の共用部の容積率不算入の兼用住宅への適用【新規】	共同住宅における兼用住宅についても、延べ床面積不算入対象とすべきである。若しくは、共同住宅における兼用住宅を明確に定義し、良質な住環境を侵害しない範囲については、同様に共用部不算入の適用を受けられるよう検討すべきである。	ライフスタイルの多様化に伴い、住まいながら仕事をする人々(SOHO使用)が増えている中、共同住宅における兼用住宅の概念が明確でないため、入居希望者がどのような制約を受けるのか曖昧である。また、この規制は、特定行政庁が定住促進を目的に設置する付置住宅への都心居住推進の弊害となっている。今後は、多様な住文化を受け入れ、法52条4項の主旨であるゆとりある廊下等を備えた良質な共同住宅の環境を提供すべきである。	建築基準法第52条第5項 「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行について」(建設省住街発第73号、1997年6月13日)	国土交通省 住宅局建築指導課	建築基準法第52条第5項において、共同住宅の共用廊下、又は階段の用に供する部分の延べ床面積は容積率不算入と規定されているが、事務所等を兼ねる兼用住宅については通達により対象外とされている。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A103		(社)日本経済団体連合会	103	都市再生特別地区における前面道路幅員による容積率の制限の緩和【新規】	<p>建築基準法第60条の2第4項を改正し、都市再生特別地区については、建築基準法第52条1項に定められている容積率制限を適用しないよう措置すべきである。</p> <p>仮に、第52条1項が適用されるとしても、「都市計画等によって道路幅員拡張の予定が明らかな場合、容積率については拡張後の幅員を基準とする」という通達を出すことで容積率の拡大を可能とすべきである。</p>		<p>特定街区(建築基準法第60条第3項)、再開発地区計画(同第68条の5第1項参照)については、建築基準法第52条1項の容積率制限が適用されないことに鑑み、都市再生特別地区についても同様の扱いとすべきである。</p> <p>第52条1項が適用されるとしても、将来的に道路が拡張されることが明らかであれば、拡張後の幅員を基準として何ら問題ない。容積率の緩和によって土地の高度利用、都市再生が促進される。</p>	建築基準法第52条1項、第60条の2第4項	国土交通省住宅局建築指導課	都市再生特別地区内の建築物の容積率は、建築基準法第52条1項に掲げられた数値が最高限度となる(建築基準法第60条の2第4項)。しかも、開発と併せて道路の両側を拡張する予定があり、まず道路の片側の幅員のみを先行する場合は、片側拡張の際の道路幅によって容積率が制限される運用となっている。
5053	5053A104		(社)日本経済団体連合会	104	一団地認定に際しての地権者全員同意要件の撤廃	<p>都市再開発法に基づく市街地再開発事業については、建築基準法に基づく地権者の全員同意要件の適用対象から除外すべきである。</p>		<p>一団地認定(第86条第3項)の下、同一敷地内に複数の建物を建てようとしていたところ、地権者全員の同意が得られなかった場合、都市計画を変更する必要がある。2002年1月23日の通達によって、「都市計画の変更等は建築計画に支障のないものとする」よう配慮されており、この点は評価できるが、都市計画の変更には審議会に諮る等の時間を要し、スケジュール的なロスを被ることになる。一団地認定がそのまま認められれば、そもそも都市計画の変更手続は不要であり、地権者全員同意の緩和を行うべきである。地権者全員の同意が得られる見込がないならば、最初から「同一敷地に複数の建物を建築する」という一団地認定ではなく、「1敷地1建物」という通常の都市計画を策定すればよいという議論がある。しかし、一団地認定の方が自由度が高く、効率的である。例えば、一団地認定を受けていれば、都合によって建築計画を変更したい場合(例えば3棟のビル建設の予定を2棟の高層ビル建設に変更したい場合)、容積率等が許容された範囲で自由に変更できる。しかし、通常の都市計画の場合、同じような建築計画の変更を行うには審議会を終了上で都市計画の変更をしなくてはならず、手続的にも時間的にも問題がある。</p>	建築基準法第86条第3項、第6項 都市再開発法第14条以下	国土交通省住宅局市街地建築課	1998年6月の建築基準法改正により、一団地の総合的設計を行う際にも、全地権者の同意が必要となった(第86条第6項)。これにより、市街地再開発事業において、一団地の総合的設計を活用して、複数建物を建築する場合は、権利調整手続に加え、上記建築基準法に基づく地権者の全員同意要件が課せられることとなった。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A105		(社)日本経済団体連合会	105	地形地物に拠らない区域設定の容認[新規]	区域設定(特に都市再生特別地区の設定)に際しては、地形地物に拠らない設定を認めるべきである。		都市再生特別地区は殆どが従来からの既成市街地であるため、プロジェクトを始動させる場合、限られた時間の中で関係権利者の合意を得て道路等の地形地物を境界として区域設定することが困難な場合が多々ある。事業の早期実施の都合上、地形地物に関らず柔軟に区域設定をしていくことが不可欠である。	都市計画運用指針 4-2-1 D (3)2)	国土交通省 都市・地域整備局都市計画課、住宅局建築指導課内閣官房都市再生本部	都市計画運用指針に基づき、用途地域の区域等の境界は原則として道路、鉄道、その他の施設、河川、海岸、がけ、その他の地形、地物等土地の範囲を明示するのに適当なものによって定めることが望ましいとされている。これに基づき、都市計画の区域設定に際しても区域の境界は地形地物であることが求められている。
5053	5053A106		(社)日本経済団体連合会	106	絶対高さ制限を定める高度地区の指定について[新規]	通達等を発布することで、一律の基準として絶対高さ制限を定める場合でも、計画的な街づくりについては例外を認め得ること、制限の導入に伴い地権者・所有者等に不測の損害を与えないよう経過措置を設けることを徹底すべきである。		建物の高さは都市景観を形成する要素の一つであるが、それが全てではない。また、高さの上限を制限しても、上限の範囲内で高さを自由に決定できるとすれば、チグハグな都市景観の出現を防止できない。さらには、高さだけを制限することで建ぺい率いっばいに建物を建設し、かえって緑地を増やすことがままならないという悪循環もあり得る。このように絶対高さ制限は、街並や市街地環境の向上に繋がらない可能性がある。建物の集約化、広場や緑地の形成、災害に強い街への転換、必要な都市機能の誘導を図るべく計画的な街づくりを推進する上で、絶対高さ制限はその妨げとなる。さらに、過度な絶対高さの制限は、所有者の財産権を必要以上に制約してしまう可能性もある。	自治体の条例等	国土交通省 住宅局市街地建築課、建築指導課	新宿区をはじめとする都内の自治体において、建築物の絶対高さの制限を厳しくする動きがある。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A107		(社)日本経済団体連合会	107	緊急整備地域内における日影規制の緩和[新規]	都市再生を進めていく緊急整備地域内については、現行の日影規制を廃止又は緩和すべきである。もしくは、特区を活用し都市再生を図る区域の周辺については、一定規模以上の空地を確保した場合には日影規制を緩和もしくは撤廃するなどの仕組みを検討すべきである。 また、日影規制に加えて建物の最高高さの限度についても、柔軟に対応していく必要がある。		容積利用面において高さが抑制されると、空地を減少して建築せざるを得ず、結果的に地域全体で多大なオープンスペースを消失することになる。 日影規制を緩和することで、建築面積を増やすことなく、ある一定規模以上の緑地、オープンスペース等を確保しながら建築計画を行なうことが可能となる。また、このような開発を街区全体で連続して行うことでヒートアイランド化現象の抑制にも寄与する。	都市再生特別措置法第36条 建築基準法第56条の2	国土交通省 都市・地域整備局都市計画課、住宅局 建築指導課 内閣官房都市再生本部	都市再生特区(都市再生特別措置法36条)であっても、周辺地域に日影規制がある場合、その適用を受けることになり、建築の自由度が制限される。
5053	5053A108		(社)日本経済団体連合会	108	集合住宅における容積率算定の緩和措置の対象設備の範囲拡大及び運用方法の明確化[新規]	自然冷媒を用いたヒートポンプ・蓄熱システムに加え、新冷媒ヒートポンプ給湯機(代替フロン系)および電気温水器についても国土交通省通達に例示し、建築基準法52条13項の容積率緩和の対象となるよう措置すべきである。また、同通達の運用について、各自治体に徹底すべきである。 さらに、自然冷媒を用いたヒートポンプ・蓄熱システム、新冷媒ヒートポンプ給湯機(代替フロン系)および電気温水器について建築基準法52条13項の容積率緩和措置の対象とするに止まらず、同52条5項の容積率不算入の対象とすることを検討すべきである。		自然冷媒を用いたヒートポンプ給湯器に限らず、代替フロン等の新冷媒ヒートポンプ給湯器および電気温水器についても、環境負荷の低減に資する設備である。中でも代替フロン等の新冷媒ヒートポンプ給湯器は、自然冷媒を用いたヒートポンプ給湯器と仕組や機能面で相違がないといえる。また、これら温水器は貯湯タンク内の水を災害時等に非常用水として活用できるなど、防災面でも極めて有効である。家庭用の給湯エネルギーの効率化の観点からすると、多様な熱源による住宅形成が一層望まれ、自然冷媒ヒートポンプ給湯器に限らず、広く省エネルギー機器の普及促進を図ることが望まれる。従って、新冷媒ヒートポンプ給湯器および電気温水器についても緩和の対象として明記するとともに運用に関する明確な通知、もしくは、容積不算入の対象に追加することにより、普及促進を図ることができる。 これにより、家庭分野の省エネルギーの促進、機器排熱の減少によるヒートアイランド現象の緩和が進む。また、少子高齢化社会や多様な住環境ニーズに適し、かつより安全な住宅の普及の促進へと繋がる。	建築基準法第52条第5項、第52条第13項 「中水道施設等を設置する建築物に係る建築基準法第52条1項 現13項 第1号の規定の運用について」(昭和60年12月21日 住街発第114号)	国土交通省 住宅局建築指導課	建築基準法第52条13項は、特定行政庁が許可したのものについて容積率の緩和を認めている。この点に關し、自然冷媒を用いたヒートポンプ・蓄熱システムについては、国土交通省通達(昭和60年12月21日住街発114)の改正によって容積率緩和の対象として例示されるに至ったが、電気温水器や新冷媒ヒートポンプ給湯機(代替フロン系)については明確な記載がなされていない。また、同法第52条13項1号は、「同一敷地内の建築物の機械室その他これに類する部分の床面積の合計の建築物の延べ床面積に対する割合が著しく大きい場合」としており、上記通達に例示された設備はセントラル機器を想定した内容となっている。さらに、上記通達が「技術的助言」という扱いであるため、その運用が自治体によって異なっている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A109		(社)日本経済団体連合会	109	圧縮天然ガス自動車燃料充てん設備の蓄ガス量上限の拡大【新規】	天然ガススタンドの蓄ガス量上限を拡大すべきである。 具体的には、現行で数量限度が最低な住居系地域での上限を350Nm ³ から1,700Nm ³ まで拡大すべきである。さらに、他の用途地域についても、最低1,700Nm ³ まで拡大すべきである。		圧縮天然ガス自動車は、運輸部門におけるNOx、PM削減による都市内環境保全に加え、CO ₂ 排出量削減による地球環境保全に資することができる自動車であり、早期の普及が期待される。しかし、燃料供給インフラである天然ガススタンドの設備規模について、特に普及効果の高い都市部における蓄ガス量の制限により、実用に即した天然ガススタンドの建設が困難となっている。 そこで、蓄ガス量上限の拡大により燃料供給インフラの建設と既設スタンドの拡張を進め、天然ガス自動車の普及を加速すべきである。なお、圧縮天然ガススタンドは、高圧ガス保安法にて他の高圧ガス設備と比較し、安全対策が追加(受け入れ配管、圧縮機出口、蓄ガス器出口、デイスンサ等への緊急遮断弁設置、感震装置の設置等)されている。また、蓄ガス量が増えることによるリスクは隣地への影響を与えないという高圧ガス保安法の各基準の考え方から、上記安全対策により変わらない。	建築基準法施行令第116条、第130条の9	国土交通省 住宅局市街地建築課	建築基準法施行令では、圧縮ガスの貯蔵に関してガス種、貯蔵形態に関係なく一律に貯蔵上限量が定められており、商業地域、住居系地域にて実用に即した規模の天然ガススタンドの建設が困難となっている。
5053	5053A110		(社)日本経済団体連合会	110	「コンビニエンスストア等を使用した主催旅行商品等の販売に関する旅行業約款」に関する規制緩和【新規】	オンラインシステムの端末機への電話機設置義務を廃止すべきである。		端末機自体に電話機が設置されていなくても、携帯電話やコンビニエンスストアの電話機等で旅行者と旅行者とが必要に応じて連絡をとることは可能であり、特段の支障はない。	コンビニエンスストア等を使用した主催旅行商品等の販売に関する旅行業約款(平成9年5月2日 運輸省令第273号)	国土交通省 総合政策局 観光担当参事官室	旅行者がコンビニエンスストア等営業所以外の場所を使用して主催旅行契約の締結を行う場合には、当該コンビニエンスストア等に旅行者から旅行者へ接続するオンラインシステムの端末機が整備されていることが要求される。また、このオンラインシステムの端末機には、旅行者が旅行者と連絡がとれるよう、電話機が備え付けられていることが要求されている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A111		(社)日本経済団体連合会	111	韓国に対する商用・観光ビザの免除[新規]	韓国を商用・観光ビザ免除国に含めるべきである。具体的には、現在、「愛・地球博覧会」の開催に伴い9月30日まで暫定的に採用されている韓国への商用・観光ビザ免除措置を恒久化すべきである。		<p>外国旅行者を対象とした観光は、「ビジット・ジャパン・キャンペーン」に見られるように国の施策としても重要な意味をもち、また地域活性化の手段としても注目すべきものである。</p> <p>特に、アジア諸国からの観光客は今後最も増加率が高いと予想されるが、アジア諸国で現在、商用・観光査証が免除されているのはシンガポール、ブルネイ、香港、マカオのみである。今後、査証免除対象国を増加させていくべきであり、特に、韓国については、現在訪日する外国人数の一番多い国が韓国であり、規制緩和が進めば日韓の交流が進み、一層の集客が見込めること</p> <p>イギリス、フランス、ドイツ等は韓国を査証免除国にしていること</p> <p>韓国は日本人に対して査証免除措置をとっていること</p> <p>現在万博に伴う期間限定査証免除が行われており、過去にもサッカーワールドカップ日韓共催時に期間限定査証免除を行った実績があること等に鑑み、早急に実現すべきである。</p>	出入国管理及び難民認定法第6条	外務省領事局外国人課 法務省入国管理局入国在留課	2005年3月現在、わが国は59カ国に対して商用・観光ビザを免除しているが、その中に韓国は含まれていない。
5053	5053A112		(社)日本経済団体連合会	112	中国からの訪日団体観光旅行に対する本邦内における取扱い旅行会社の選定審査の常時受付[新規]	日本側取扱い旅行会社の認可に関する旅行会社からの申請を、常時受け付けるべきである。		<p>中国からの訪日団体観光旅行をビジネスとして取り扱うかどうかは各社の経営判断であるが、ひとたび当該ビジネスに参入することが意思決定された際に、その申請自体の受け付けを行っておらず、次の申請募集時期を待つというのでは機会損失が大きい。意思決定がなされ、体制を整えた旅行会社の申請については、常時受け付け、審査を行うことで、特に問題はないと思われる。</p>	平成12年6月20日の日中両国政府間の合意事項	国土交通省 総合政策局 旅行振興課	<p>中国からの訪日団体観光旅行については、日中両国政府の指定する旅行会社が取り扱うこととなっている。日本側取扱い旅行会社の認可は旅行会社からの申請を常時受け付けているのではなく、中国における査証発給対象地域の拡大等の機会に合わせて、取扱い希望旅行会社を募り、国土交通省が追加選定・認可している(平成12年6月20日の日中両国政府間の合意事項の2。(2)(ロ)は「日本側取扱い旅行会社については、今後運輸省にて募集を行う」と記すのみ)。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A113		(社)日本経済団体連合会	113	廃棄物処理法に係る許可手続きの簡素化・電子化	<p>2003年度の規制改革要望を受けて2004年4月に導入された「先行許可証の活用による申請手続きの一部簡素化の措置」を徹底するよう、環境省は全国の地方公共団体に対して指導・徹底を図るべきである。</p> <p>産業廃棄物処理施設の許可について、役員の変更に係る変更手続に要する添付書類(住民票・登記事項証明書等)を削減する方向で見直すべきである。</p> <p>廃棄物処理法上の行政手続について、環境省ならびに地方公共団体間の情報化を推進し、民間事業者が行う許可申請手続をインターネットで行えるようにすべきである。その際、許可情報について地方公共団体間で共有し、民間事業者が複数の地方自治体で許可を取得する場合には、ある一つの地方自治体で手続を行えば、その他の地方公共団体への行政手続は大幅に簡素化できるようにすべきである。また、廃棄物処理法に基づく各種届出業務(多量排出事業者による産業廃棄物処理計画・報告書、自治体条例に基づく情報提供等)を簡素化・統一化するなど、民間事業者の申請手続の情報化・合理化を推進すべきである。</p> <p>産業廃棄物処理業に係る許可権限を広域化すべきであり、少なくとも都道府県および政令指定都市単位に集約すべきである。</p>	<p>(要望理由 右下の続き) 現在、保健所設置市は全国に60近(ある。とりわけ、産業廃棄物収集運搬業の許可申請は、収集の場所と積卸目的地の場所が許可権限の違う場所であれば、それぞれの許可を受ける必要がある。廃棄物処理法に係る許可権限はより広域化することが望ましいと考える。少なくとも、都道府県および政令指定都市に集約化を図るべきである。</p>	<p>2004年4月から、法人が、産業廃棄物処理施設の設置、変更ならびに役員等の異動に関する申請手続を行う場合に、代表者・役員的人的要件に係る添付書類についての先行許可証の提出による書類の代替措置が導入されたものの、地方公共団体によっては従来の添付書類の提出を求められ、手続の合理化が進んでいない。大規模製造事業者等においては、役員は数十人にも及び、また、役員が外国に居住している場合もある。このような場合において、役員の変動がある度に、代表者や当該施設を所管している役員以外の役員に係る個人情報についても、添付書類を求めるのは非常に負担感が大きい。将来的には、廃棄物処理法の許可手続に係る全国的な情報システムを構築し、民間事業者がインターネットでの申請手続を一括して行うことができれば(ワンストップサービス)、事務負担の大きな軽減につながる。行政手続に係る事務負担の軽減、電子政府化の推進等の観点から、民間事業者にとっても使い勝手のよい廃棄物処理法に係る情報システムを構築すべきである。</p>	<p>廃棄物処理法第14条1項、第15条1項</p>	<p>環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部</p>	<p>産業廃棄物処理業ならびに産業廃棄物処理施設の許可申請にあたっては、当該業を行うとする区域ならびに当該施設を有する区域を所管する都道府県知事、保健所を設置する市の市長、特別区の区長の許可を個々に取得する必要がある。</p> <p>また、許可申請・変更手続に際して、全役員に係る住民票や登記事項証明書等が求められるなど、膨大な事務処理が必要とされている。</p>
5053	5053A114		(社)日本経済団体連合会	114	廃棄物処理法に係る許可の欠格事由の見直し	<p>(1)廃棄物処理法において、役員等の欠格事由が自動的に会社の欠格事由に該当してしまう規定を見直し、欠格事由が無制限に関連会社等に波及しないようにすべきである。</p> <p>(2)廃棄物処理法違反のみならず、「その他の環境関連法令に違反した場合、業ならびに施設の許可を取り消さなければならない」とされている規定について、「その他の環境法令」に違反した場合における「取り消さなければならない」事由、対象施設、業ならびに事業所の範囲を見直し、適宜、許可権限を有する地方公共団体の判断により「取り消すことができる」とするなど、欠格事由が自動的に広く波及しないようにすべきである。とりわけ、製造業等における生産設備の稼働に影響しないようにすべきである。</p>	<p>(要望理由 右下の続き) 本規定により、下記のような事態が生じる。事業所内の製造プラントにおいて、何らかの過失や事故によってその他の環境関連法令違反を引き起こしてしまった場合に、廃棄物処理施設の許可を取り消されると、事業所内の廃棄物の自己処理ができなくなる。ひいては製造業等の事業活動そのものが継続できなくなる(事業所敷地内の各製造プラントから廃棄物処理施設まで一連のプロセスとなっていることから、廃棄物処理施設が使用できなくなった場合、川上の製造プラントまで停止しなければならない)。複数の事業所を有する製造業者の場合、ある一つの事業所の製造プラントにおいて、上記のような事態が発生した場合、当該事業所のみならず、当該製造業者が有する全ての事業所の廃棄物処理施設の許可が取り消されるため、全事業所の廃棄物の自己処理ができなくなり、ひいては全事業活動そのものが継続できなくなる。例えば、ある役員(執行役員や支店長等含む)が、会社の業務と関連なく全く個人的な用事で外出した際、交通事故を起こし禁固刑以上の罰則が課せられた場合、これによってこの者が役員を務める全ての会社が欠格事由に該当することになり、自動的に全ての会社の全ての事業場の廃棄物処理法上の許可が取り消される。さらにこのようにして許可が取り消された会社の役員等の全員、5%以上の株主が欠格事由に該当することになり、これらの拡大した欠格事由者が役員を務める全ての会社及び事業場の廃棄物処理法の許可が取り消される。その上、この連鎖はさらに連続的に拡大する。</p>	<p>上記規制は、悪質な廃棄物業者の許可に対して、抜本的な対応をとるために作られたものであり、零細で同族会社又は個人会社に近い廃棄物業者が、次々に会社を作って不法投棄などを繰り返すという例を念頭においている。</p> <p>しかし、近年、廃棄物処理は製造工程の一環に組み込まれていることが多く、上場企業の多くが、自ら及び関連会社の事業活動において、廃棄物処理法上の施設の許可又は業の許可を取得している。さらに、廃棄物処理施設は、社会全体のインフラともいえるべき施設であり、電気・ガス・水道などと同様、企業としての生命線であるだけでなく、この事業活動によって他の事業者や一般消費者に対する商品の供給、返品、修理、リサイクルなどの健全なマテリアルフローが可能となっている。したがって、廃棄物処理に直接関係のない違反をもって廃棄物処理法の欠格事由が発生し、それが他の事業所のみならず、違法行為に全(関与しない)関連会社全体へ無限に欠格事由が拡大していく(現在の廃棄物処理法の規定は、企業活動の安定性及び社会のインフラに対する重大な危機を生じかねない。</p>	<p>廃棄物処理法第15条の3第1項(第14条第5項第2号イ、第7条第5項4号ハ、同法施行令第4条の6)</p>	<p>環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部</p>	<p>廃棄物処理法は、悪質業者を排除するため、廃棄物処理業ならびに廃棄物処理施設の許可について、非常に厳格な欠格要件を設けている。</p> <p>廃棄物処理法上の欠格事由のうち特徴的なのは、大気汚染防止法や騒音・振動規制法などの環境関連法令違反など、欠格事由が生ずる法令違反の種類が多いこと(7条5項4号ロ、ハ)、法人の許可取消しが、自動的にその取締役、執行役、5%以上の株主の欠格事由となり、また役員個人の欠格事由が自動的に法人の欠格事由へと広がるということ、連鎖的に許可取消しが拡大すること(7条5項4号ニ及びリ)。</p> <p>欠格事由の対象となるものが、役員だけではなく、政令で定める使用人にまで拡大されていること(14条5項2号ニ)、不誠実な行為をするおそれがあるという抽象的な欠格事由があること(7条5項4号ト)という点である。</p> <p>その他の環境関連法令:大気汚染防止法、騒音・振動規制法、海洋汚染防止法、水質汚濁法、悪臭防止法</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A115		(社)日本経済団体連合会	115	廃棄物を使用した試験研究に係る規制の明確化	<p>廃棄物を使用した試験研究の扱い、とりわけ県外からの廃棄物を使用した試験研究の扱いについて、国が、廃棄物由来の供試材は有価物と同様な扱いとする旨省令化するなど、地方公共団体によって廃棄物処理法上の判断の差が生じないよう、地方公共団体に指導・徹底を図るべきである。上記の要望を受けて、規制改革・民間開放推進3か年計画(2005年3月)において、2005年度中に「産業廃棄物の処理に関する試験研究を行う者が、営利を目的とせず試験研究に必要な最小限の量の産業廃棄物のみを取り扱う場合は、処理業の許可を要しない」という取扱について、「周知徹底を図る」旨明記されたことは評価でき、確実に措置を講ずるべきである。</p>	<p>試験研究等の供試材について、公共機関・団体から有価物として購入しようとしても、会計処理上の理由等により、販売してもらえないのが実情である。環境に配慮した要件等の理由により無償で提供を受けることが可能であっても、試験研究を実施する場所を所管する地方公共団体において、廃棄物であるとの理由で廃棄物処理法上の許可等の規制を求めることは、循環型社会の促進といった趣旨に反する。廃棄物処理に関する技術的向上やリサイクル化を阻害することのないよう、不法投棄等の違法行為には厳しく罰する一方で、適正に行う試験研究やリサイクル化については規制を緩和すべくである。</p>	廃棄物処理法	環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部	<p>廃棄物を使用した試験研究について、廃棄物処理法上の明確な規定がなく、都道府県等が過去の事例をもとに独自に判断しているため、都道府県によってその扱いが異なっているのが実情である。</p> <p>例えば、ある県では、条例もしくは指導要綱に基づいて、県内で発生した廃棄物が県外で発生した廃棄物と異なり、生活環境の保全に配慮した試験研究計画書の提出を条件として、廃棄物を供試材として、あるいは有価物・同様の扱いとして、廃棄物を使用した試験研究が認められている。他方、ある別の県では、条例や指導要綱の規定も存在しないまま、過去の慣例による規制・指導が行われている。この場合、県内発生廃棄物の場合は、試験計画書を提出すれば認められるが、県外発生廃棄物を供試材とする場合には、「県外廃棄物の取扱いに関する指導要綱」の規定に基づいて、供試材といふ元は廃棄物であることを理由に、廃棄物処理法の規制が適用されると判断される。この結果、試験研究者ではなく、排出責任者が県と事前協議を行い、廃棄物処理法上の許可を得なければならないという、極めて煩雑な手続きが必要になる。</p>	
5053	5053A116		(社)日本経済団体連合会	116	廃棄物処理法上の「建設汚泥」の取扱いの見直し	<p>建設汚泥のリサイクルを促進する観点から、「建設汚泥」に係る廃棄物処理法上の扱いを見直すべきである。建設汚泥改良土と建設発生土を一体化したリサイクルのルール作りを行い、再生利用された改良土については廃棄物処理法の適用外であることを明確にすべきである。規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(2005年3月)において、「平成17年度中に、建設汚泥から再生される建設汚泥改良土の取扱いについて、廃棄物か否かの判断に係る解釈を明確にする」旨が盛り込まれたところであり、解釈の明確化にあたっては、上記の要望趣旨が実現するようにすべきである。現在は、高規格堤防の築造材に認められている、建設汚泥に係る環境大臣の再生利用認定特例制度について、再生利用技術の進歩等に伴って、その認定対象、認定方法について緩和する方向で見直すべきである。国の公共工事に限定しないものであることを明示するとともに、再生利用認定制度の認可に係る審査時間を短縮すべきである。</p>	<p>建設汚泥は産業廃棄物として扱わなければならないため、改良すれば土砂と同様に再利用できるものが多いにもかかわらず、管理型最終処分場で処分しなければならず、リサイクルへの取組みが遅れている。建設汚泥と規定される物でも、性状が建設発生土と極めて類似しているものが多く、用途によって柔軟に使い分けることを可能とすべきである。高規格堤防の築造材として再生利用される掘削工事等に伴って生じた建設汚泥については、環境大臣の認定を受けた場合の特例の対象とされているが、実際に認められた件数は10件程度の国の直轄工事のみと実績も少ない。再生利用技術は進歩してきており、生活環境の保全上の支障を生ぜず、使用場所の要求性能を満たす安定した品質を確保できるようになってきている。とりわけ、国の公共工事のみならず、地方公共団体の公共工事に積極的に適用するようにすべきである。さらに、構造物の裏込めや土地の造成等について、公共工事のみならず民間工事についても、特例対象として認定する方向で検討すべきである。</p>	<p>廃棄物処理法第2条第4項第1号「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について」(平成13年6月1日 環廃産第276号) 平成9年12月26日「厚生省告示第259号」 平成9年12月26日、改正平成11年2月22日「厚生省告示第261号」</p>	国土交通省総合政策局環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部	<p>廃棄物処理法上「産業廃棄物」とは、「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、汚泥等の廃棄物をいう」とされており、「建設汚泥」も産業廃棄物とされている。「土砂か汚泥かの判断は、掘削工事に伴って排出される時点で行う」とされ、「掘削工事前から排出されるとは、水を利用し、地山を掘削する工法においては、発生した掘削物を元の土砂と水に分離する工程まで、掘削工事としてとらえ、この一体となるシステムから排出される時点で判断する」とされている。〔「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について」(平成13年6月1日)〕</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A117		(社)日本経済団体連合会	117	アジアの資源循環に資する特定有害物質含有物の輸入手続の緩和【新規】	わが国における製造・販売・輸出事業者が明確である材料・部品が、輸出国で使用された後に発生した特定有害物質含有物であって、わが国においてリサイクル目的で適正処理することが確実なものについては、バーゼル法の適用から除外する等、アジア圏においても、OECD加盟国間と同等の手続きで資源循環を図ることができるようにすべきである。		上記のものは、アジアの諸外国で処理をしようとする廃棄物となってしまうが、わが国は高いリサイクル技術を有していることから、わが国に逆輸入できれば、資源として有効に活用できる。しかし、これらの有価物は市況の変動が激しいため、行政手続に多大な時間がかかってしまうと、ビジネスとして成り立たなくなり、資源の再利用ができない。ちなみに、EU圏では、特定有害物質を含有したものであっても、バーゼル条約よりOECD理事会決議が優先され、廃棄物の再資源化循環目的の輸出入が行われている。一方、アジア圏では、OECD加盟国が日本と韓国だけであるため、こうした取り組みが進んでいないが、本年4月に日本で開催された3Rイニシアティブ関係会議において、アジア圏における資源循環体制づくりの必要性が認識されたところである。この一環として、わが国にできることは、他国への再資源化技術の供与等が考えられるものの、海外への技術移転については、現地国の規制や経済状態等の条件を克服する必要がある。そこで、比較的实现性の高い施策として、輸入に関する規制を緩和することで、アジア圏における資源循環・再利用の促進と発展に大きく寄与できる。	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 経済産業省産業技術環境局環境政策課	日本国内で製造された材料・部品が、海外企業に輸出・販売され、海外の工場生産活動等に使用された後に、使用済み触媒やめっき液などが発生する。これら()は有価物を含んでおり、わが国の優れた技術でもってすれば、有価物を取り出し、リサイクルすることができる。しかし、こうした有価物を含む特定有害物質含有物をリサイクル目的で日本に逆輸入しようとする場合、いわゆるバーゼル法の適用を受けるために、行政手続等に例えれば2ヶ月以上かかるなど、多大な時間を要してしまう。生産活動後に発生する有価物を含むものとして、例えばプロダクト・スクラップ、使用後のめっき材料等、製造工程での金属付着物、使用済触媒、めっき液等
5053	5053A118		(社)日本経済団体連合会	118	「廃棄物処理法」等に係る事前協議制の見直し	地方公共団体による事前協議制を簡略化あるいは廃止するよう、環境省は地方公共団体に対して通知する等、引き続き指導していくべきである。少なくとも、「域外から産業廃棄物を搬入する場合であって、最終処分や単純焼却処理を行わずにリサイクル等の資源循環を行うときは、地方公共団体への届出で済むようにする」等、環境省は、資源循環型社会の形成の阻害要因となる行政指導等については見直すよう、地方公共団体に対して指導の徹底を図るべきである。		事前協議が必要な場合は、許可の取得までに非常に時間がかかり、迅速な適正処理が困難となっている。とりわけ、産業廃棄物の域外からの搬入について、持ち込み予定の処理業者が、最終処分を行うリサイクル処理を行うかにかかわらず、一律の審査を受ける必要がある。排出事業者の環境意識の高まりやCSRの観点から、優良処理業者への域外からの処理依頼が増加しているが、そうしたものについても一律に取り扱われるため、事前協議の審査予約が取り難く、リサイクル処理が進まないのが実情である。こうしたことから、排出者がリサイクルを志向しても、事前協議の難しさから、結果的に近隣の最終処分場に向かうケースもあり、循環型社会の構築への流れを阻害する原因となっている。	地方公共団体の指導要綱	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 地方公共団体	廃棄物処理法上、「廃棄物処理施設の設置」や「域外からの産業廃棄物の搬入」等に当たって、地方公共団体との事前協議が必要であるとの規定はない。にもかかわらず、地方公共団体の行政指導等によって、各種許可の取得・更新の申請を行う際に、事前協議を行うことが義務付けられる。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A119		(社)日本経済団体連合会	119	廃棄物処理施設の設置に伴う都市計画審議会の開催頻度の増大等	廃棄物処理施設の設置に伴う都市計画審議会の開催を定期化するとともに、現状よりも開催頻度を増大するよう、環境省ならびに国土交通省は都道府県に対して、引き続き指導の徹底を図るなど、廃棄物処理施設が円滑に整備できるようにすべきである。		都市計画審議会の開催が不定期で、なかなか開催されないため、建築基準法に基づく諸手続きを経るのに非常に長い時間がかかり、廃棄物処理施設の建設が円滑に進まない。	建築基準法第51条	国土交通省 住宅局市街地建築課 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部	一定規模以上の廃棄物処理施設の建設にあたっては、廃棄物処理法に基づく許認可申請のほか、建築基準法に基づいて、都道府県都市計画審議会の承認を得る必要がある。 しかし、廃棄物処理施設に係る都市計画審議会の開催が不定期で、なかなか開催されないのが実情である。
5053	5053A120		(社)日本経済団体連合会	120	騒音規制法ならびに振動規制法の特定施設の見直し	騒音規制法ならびに振動規制法が「特定施設」と規定する圧縮機のうち、スクリー式圧縮機を対象外とすべきである。 規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(2005年3月)において、「平成17年度に、スクリー式圧縮機を含む現時点での規制対象となっている全ての圧縮機に関する実態把握調査を全国規模で実施し、検討し得るデータを蓄積し、平成18年度に検討会を設定して検討を行う」旨、盛り込まれたことは評価でき、上記の要望が実現するよう確実に措置すべきである。		騒音規制法ならびに振動規制法が定められた1960～70年代に比べて、圧縮機の騒音・振動は格段に改善されている。特に、スクリー式コンプレッサの開発によって、今では高効率、高静寂性が確保されている。 従って、特定施設の「圧縮機」の定義を見直し、スクリー式圧縮機は対象外とすべきである。	騒音規制法第6条、同法施行令第1条別表第一 振動規制法第6条、同法施行令第1条別表第一	環境省環境管理局长官生活環境室	騒音規制法において、指定地域内における工場又は事業場において、著しい騒音を発生する施設であって政令で定める「特定施設」を設置しようとする者は、特定施設の設置の工事の開始日の30日前までに、市町村長に届出なければならない。その「特定施設」として、圧縮機全般が指定されている。同様に、振動規制法において、指定地域内における工場又は事業場において、著しい振動を発生する施設であって政令で定める「特定施設」を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始日の30日前までに、市町村長に届出なければならない。その「特定施設」として、圧縮機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る)が指定されている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A121		(社)日本経済団体連合会	121	SOxを排出しない施設に関する公健法の申告手続に係る添付書類の簡素化[新規]	公健法の上記賦課金納付手続において、基準年度当時にSOx排出施設として対象になっていた施設で、現在はSOxを排出しない施設については、SOxを排出しなくなった旨届出することによって、翌年度以降はSOx年間排出量を証する書類の添付を不要とすべきである。		汚染負荷量賦課金は、基準年度を境に過去分と現在分があり、SOx排出量をもとに算出している。基準年度以前の排出量は固定していることから、現在SOxを排出していない施設についても、毎年度その旨の証明書類を提出する必要はない。従って、提出書類の簡素化を図るべきである。 ちなみに、本要望は、納付時の提出書類の簡素化であり、当該施設が基準年度時点で対象として指定されていることに影響するものではない。	公害健康被害の補償等に関する法律第52条、第53条、第55条	環境省総合環境政策局環境計画課	公害健康被害者の補償等に関する法律(以下「公健法」)により、基準日である1987年4月1日において、一定基準以上のSOxを排出するばい煙発生施設を設置していた事業者は、毎年度汚染負荷量賦課金を納付している。 賦課金の納付にあたって、同法所定の申告書にSOx年間排出量を証する書類を添付しなければならない。その際、基準年度時に対象となっていた施設は、基準年度以降に、SOxを排出しない施設に改造したり、SOxを排出しない施設を増設するなどして、現在ではSOxを排出しない場合であっても、上記添付書類を作成しなければならない。
5053	5053A122		(社)日本経済団体連合会	122	水質汚濁防止法・大気汚染防止法における特定施設等に係る届出の緩和	水質汚濁防止法に基づく特定施設等ならびに大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設について、その設置や構造の変更等に係る届出は、原則、着工予定日の30日前に行えばよいこととし、届出施設の内容が特に複雑であるなど特に問題がある場合には、30日間に限って実施制限期間を延長できるようにすべきである。		着工の約30日前まで施設内容が確定できない場合が多々あるため、着工予定日の60日前までに、設置及び変更等の届出を行うことが難しいのが現状である。 現行規定は、1960年代に設定されたものであり、現在のように、環境保全に関わる体勢が整えられた状況では過剰なものと言える。スピード経営が求められる時代にあつて、60日間もの遅れは非常に大きな事業機会の損失になる。技術進歩や時代の要請に合せて、自治体における審査も迅速化を図るべきである。環境省は、平成11年4月の「大気汚染防止法および水質汚濁防止法に基づく届出対象施設の設置等に係る届出事務の処理について」により、実施制限期間の短縮措置を積極的に都道府県知事等に通知した。その結果、審査に要した日数が30日以内である割合がおおむね9割であり、ほとんどの届出が実質的に30日以内で審査を終えている(環境省資料 2003年4月)このような状況を踏まえれば、「実施制限期間は原則30日間とし、届出施設の内容が複雑である等の特別の場合に、その制限期間を30日間を上限として延長すること」とすべきである。 企業は、着工予定日に向けて様々なスケジュールを組んでおり、法規定が「着工予定日の60日前までに届出をしなければいけない」というままでは、都道府県等の審査機関の短縮努力が、企業の実務上のメリットにつながりにくい。	水質汚濁防止法第9条 大気汚染防止法第10条、第18条の9	環境省環境管理局水環境部環境管理課	水質汚濁防止法に基づく「特定施設」ならびに大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設を新設・改造・変更・廃止する場合、都道府県知事に届出が必要とされる。法令上、事業者は、届出受理の日から60日間は、その届出に係る特定施設等の設置・変更等を行うことができない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A123		(社)日本経済団体連合会	123	保安法令の重複適用の排除	<p>装置を構成している一つ一つの機器・設備までが、複数の法令によって重複して規制を受けることのないよう、各法の適用範囲に係る指定基準を策定し、それに則って、重複適用を排除すべきである。</p> <p>少なくとも、さらなる合理化、整合化に向けた措置として、機器・設備に適用される適用法令を装置ごと一括して適用することすべきである。</p> <p>第一段階として、例えば改造・増設を伴わない変更(維持補修等)については、法令の重複適用を解消すべきである。また、高度の保安管理体制の確立を前提として、以下の点につき検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備設置・変更の許認可制(事前審査型規制)から規定遵守状況を適宜確認する方法(実行監視型保安規制)への移行 ・技術的事項(設備設置、検査等)について法令の性能規定化の下、民間規格の積極的活用 ・国際整合性のとれた保安規制の整備 		<p>コンビナート事業所の機器、設備は全体で一つのシステムとして機能しており、保安諸法はそれぞれ異なる目的と対象を有するものの、現状の規制はプラント全体の総合的な保安確保の目的には必ずしもそぐわないものとなっている。例えば、石油精製、石油化学のプロセスは、貯蔵タンクを除きほとんどが気液混合の、大気圧を超える状態であるため、消防法、高圧ガス保安法または労働安全衛生法が複数適用され、許可申請、完成検査(落成検査)、検査記録の作成・保存等において、重複して行うことになっている。(高圧ガス保安法と労働安全衛生法は運用上、適用区分されている。)</p> <p>「石油コンビナートに係る保安4法の合理化・整合化促進に関する実務者委員会」では、保安四法の重複適用を排除し、整合化等合理化を進めるとしているが、法改正を伴う抜本的な合理化は検討されていない。申請・届出書類の様式統一に止まらない合理化を実施すべきである。一設備または一装置について一法令の適用となれば、許認可にかかる手続が簡素化され、負担が軽減される。また、事業者の国際競争力の強化に寄与することが期待される。</p>	<p>消防法 高圧ガス保安法 労働安全衛生法 石油コンビナート等災害防止法</p>	<p>消防庁危険物保安室 経済産業省 原子力安全保安院保安課 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課</p>	<p>石油コンビナートに適用される保安諸規制は、法ごとに異なる省庁が所管することから、技術基準、申請・立会要件等が異なり、重複規制を受けることとなっている。例えば、大気圧以上の機器について、消防法では「圧力タンク」、高圧ガス保安法では「ガス設備、高圧ガス製造設備」、労働安全衛生法では「压力容器」と、異なる名称で規制され、装置を構成する一つひとつの機器・設備まで複数の法令により重複して規制されている。</p> <p>こうした規制の重複は、技術基準の性能規定化を推進する上で妨げとなっているほか、事業者は、基準の解釈と整合性の確保、申請手続き、検査への対応等、多大な負担を強いられることとなっている。</p>
5053	5053A124		(社)日本経済団体連合会	124	1-S型泡放射砲のリング火災への適用	<p>リング火災の消火に対する1-S型泡放射砲の使用を、1セット目から認めるべきである。</p>		<p>タンクのリング火災に対し、消防自動車で地上から放射しても、フォームダム内の火災状況や泡投入状況が見えないため、殆どの泡が浮き屋根に落下することとなり、浮き屋根の沈下に繋がりがかねないなど、効率的な消火が困難である。</p> <p>1-S型泡放射砲は、タンクのトップアングルに設置できるため、フォームダムの火災に対してピンポイントの消火が可能であり、効率的な消火が可能となる。なお、1セット目からの適用に関して、防災要員がタンク上部に上がる際の安全性については、耐熱服を着用した場合の輻射熱の影響について実験データを得ており、また機材の設置についても、安全装置を備えたりフター設置の実験を実施しており、1-S型泡放射砲による迅速かつ着実なリング火災の消火は可能と考えられる。</p>	<p>石油コンビナート等災害防止法施行令第8条</p>	<p>総務省消防庁特殊災害室</p>	<p>タンクのリング火災については、法令上3点セット(大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車)で消火するよう義務付けられている。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A125		(社)日本経済団体連合会	125	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の再検査期間の見直し【新規】	CNG容器再検査の起算日を車両の初度登録日とすべきである。 なお、製造後1年を経過した容器を車両に搭載する場合には、再度検査を実施する等の方策で健全性を担保すべきである。		CNG容器の再検査は、車載で行うことが可能であり、通常車検時に実施される。 初回の容器再検査期間が刻印(製造)から4年であるため、車載までに1年以上を要した場合には、初回車検(車両初度登録から3年目)を超過するため、車検と容器再検査を一致させることが出来ない。自動車メーカーはユーザーの利便性を考慮して、車検に合わなくなったCNG容器は購入しないため、容器メーカーは当該CNG容器を廃棄している。 起算日を車検初度登録日とし、容器再検査と車検を一致させることにより、在庫容器の有効活用ができ、コストダウンにつながる。また、車検時に容器の有効期限が残っているため、容器再検査がされず、期限切れで走行する虞を防止することが出来る。なお、車載する容器の安全性を担保するため、製造後1年を経過した容器を車両に搭載する場合には、再度検査をするなどの方策を付加する。容器の製造メーカーは、国内と海外に分かれ、国内メーカーであれば、生産管理が容易であるのに対し、海外製品は商社経由で購入するため、在庫管理が難しいという背景がある。	高圧ガス保安法 容器則第24条第1項第5号	経済産業省 原子力安全・保安院保安課	天然ガス自動車の容器検査は車両車検時に同時に行うことができるが、車検日と容器の再検査期間は一致していない。 圧縮天然ガス自動車燃料装置用の高圧ガス容器(以下、CNG容器)は高圧ガス保安法の適用を受けており、容器再検査の初回は4年以内で、以降2年1月以内に再検査を受けることが義務付けられている。(一方で、主要乗用車の車検サイクルは初回車検は3年、2年目以降は2年となっている。)また、新たに自動車に装置する容器は過去の使用実績のないものであることとなっている。(容器則細目告示、第22条「容器再検査における容器の規格」)
5053	5053A126		(社)日本経済団体連合会	126	高速電力線搬送通信(PLC: Power Line Communication)の早期実用化	2MHz~30MHzの高周波数帯を用いる高速電力線搬送通信の実用化を早期に認めるべきである。そのために、総務省「高速電力線搬送通信に関する研究会」における検討を進め、実証実験の結果、実用上の問題がないことが確認されたものについては、早期に関係法令の改正を行い、実用化を認めるべきである。		電力線搬送通信は、既存のインフラである電力線を利用することから、新たな通信線を敷設する必要がなく、家庭内の各コンセントからのブロードバンドアクセスが可能となるなど、容易にネットワークを構築し、通信を行うことができる。しかし、現行で使用が許可されている周波数帯域(10kHz~450kHz)では、100kbps程度の低速度の通信しか実現できず、また家電機器によるノイズ等の影響を受け、安定的な通信ができない。一方、2MHz~30MHzの周波数帯を用いた高速電力線搬送通信では、数Mbps~数10Mbpsの高速通信が実現でき、ノイズの影響も少なく、安定的な通信が可能となる。高速電力線搬送通信は容易にブロードバンド環境を実現するものであり、国家的課題である早期のブロードバンドの普及、デジタルデバイドの解消に大きく貢献することが期待されており、その早期実用化は国家的課題である。	電波法第100条、 電波法施行規則第44条、46条、 無線設備規則第59条 「無線設備規則第59条第1項但書及び第60条但書の規定に基づき、技術基準を適用しない通信設備を定める件」 (平成16年1月26日総務省告示第87号)	総務省総合 通信基盤局 電波部電波 環境課	電力線搬送通信については、無線設備規則第59条により、10kHz~450kHzを使う低速タイプが既に実用化されているものの、世界的に実用化が進みつつある2MHz~30MHzの高周波数帯を使用した高速電力線搬送通信については、実用化は認められていない。高周波数帯を使用した高速電力線搬送通信については、2004年1月に漏洩電界強度の低減技術を検証するための実証実験制度が導入され、実験データの取得が進められている。加えて、総務省は高速電力線搬送通信と無線利用との共存可能性・共存条件等について検討を行うため、「高速電力線搬送通信に関する研究会」を設置し、2005年1月より検討を進めており、本年秋を目処にとりまとめを行う予定である。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A127		(社)日本経済団体連合会	127	超広帯域無線システム(UWB: Ultra Wideband)利用のための早期制度整備	UWB無線システムの導入、商用化に向けて、早期に制度整備を行なうべきである。		UWB無線システムは、無線による大容量データの高速度伝送を可能にするとともに、周波数の有効利用の手段としても期待されており、コビキタス社会の実現に向けた基幹技術として、新たなアプリケーションの創出、国民の利便性の向上等に対する期待が高まっている。既に米国連邦通信委員会(FCC)では一定の条件の下で使用が許可され、米国内では様々な機器が開発されている。わが国においても、実験局を申請し認可を受ければ開発は実行できるが、認可に長期間を要することや、機器毎に申請が必要とされるなど実際に開発を進める環境にはない。また、商用使用については明確な認可時期が明らかになっていない。UWB無線システム委員会の中間報告では、「ITU-R、IEEE等における検討状況を踏まえつつ、国際的な検討との整合性を図ることが必要」とあり、2005年1月の「全国規模の規制改革・民間開放要望」に対する各省庁からの再回答においても、「ITU等の国際的な検討動向を踏まえつつ、今後検討を進める必要がある」とある。わが国においても、米国をはじめ、国際的な動向に遅れをとることのないよう、既存の無線機器等への混信など技術的な実証を早期に実施し、その評価を踏まえううえで、UWB無線システム周波数帯域における電波関連法令の制度整備を早期に行うべきである。	電波法施行規則第6条第1項	総務省総合通信基盤局電波部移動通信課	UWB無線システムは、パルス状の電波を放射して数GHz幅以上の非常に広い周波数帯域にわたって電力を放射するシステムであり、近距離で大容量の高速通信を可能とする無線方式である。 総務省情報通信審議会情報通信技術分科会UWB無線システム委員会において、UWB無線システムの技術的条件について検討が行われ、2004年3月に中間報告が示されたものの、商用化に向けた電波関係法令等の具体的な制度整備が進んでいない。
5053	5053A128		(社)日本経済団体連合会	128	自家用電気工作物の用に供する有線電気通信設備の届出の廃止	自家用電気工作物の用に供する有線電気通信設備について、二人以上の者が共同で設置するもの、他人の設置した有線電気通信設備と相互に接続されるもの、他人の通信の用に供されるものいづれかに該当するものであっても、省令第50条の規定に基づき設置したのであれば、届出不要とすべきである。		省令第50条の規定に基づき設置される、自家用電気工作物の用に供する有線電気通信設備については、電気事業法に基づく電気設備に関する技術基準を満たしていることから、脱法的に電気通信事業を営むことの未然防止、通信の秘密の確保等は十分担保できる。従って、電気事業の用に供するものと同様、届出を不要とすべきである。	電気設備に関する技術基準を定める省令第50条有線電気通信法第3条同施行規則第6条	総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課	事業用電気工作物には、電気事業の用に供する電気工作物と自家用電気工作物(電気事業の用に供さない電気工作物)とがあり、事業用電気工作物は、電気事業法の規定に基づく「電気設備に関する技術基準を定める省令」(以下、「省令」)に適合するように維持されなければならない。同省令では、変電所等、保安確保及び運用のために必要なものの相互間には、電力保安通信用の電話設備として、有線電気通信設備の施設の設置が義務付けられている。有線電気通信法では、このうち、自家用電気工作物の用に供する有線電気通信設備について、二人以上の者が共同して設置するもの、他人の設置した有線電気通信設備と相互に接続されるもの、他人の通信の用に供されるものいづれかに該当するものについては、届出が必要とされている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A129		(社)日本経済団体連合会	129	特定小電力無線局の無線設備における給電線及び接地装置の設置の容認【新規】	73.6MHzを超え1,260MHz以下の周波数を使用する特定小電力無線局の無線設備について、給電線及び接地装置を有することができるようにして、アンテナを分離可能な無線設備の対象範囲を拡大すべきである。		近年、防犯、防災、農業、土木をはじめ、遠隔地への通信用無線機器の需要が高まっている。 特定小電力無線局の無線設備の通信距離を長くするためには、アンテナを高い所に接地することになるが、現行制度では、73.6MHzを超え1,260MHz以下の周波数を使用する特定小電力無線局の無線設備については、給電線及び接地装置を設置できないため、アンテナと無線設備を一体化せざるをえない。その場合、無線設備の筐体の防水・防塵対策を行う必要が生じ、その分、無線設備のコスト上昇につながる。同時に、消費者の利便性を阻害する結果を招いている。現行の無線設備規則による規制は、携帯電話が普及する以前に、特定小電力トランシーバの違法改造の横行を防ぐため制定された経緯があるが、現在、携帯電話が広く社会に普及し、規制を継続する必要性はなくなってきている。また、世界的にも、アンテナ分離型の無線設備が認められ、広く普及しており、市場の拡大と消費者の利便性向上のためにも、アンテナが分離可能な無線設備を認めるべきである。	無線設備規則第49条の14第1項二	総務省総合通信基盤局電波部移動通信課	73.6MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備については、医療用特定機器など一部の無線設備を除き、給電線及び接地装置の設置が認められていない。そのため、無線設備とアンテナを分離することができない。
5053	5053A130		(社)日本経済団体連合会	130	B Sアナログ放送の加入契約約款変更の届出制への移行【新規】	有料放送の役務の料金等の約款内容の変更について、B Sデジタル放送、C Sデジタル放送と同様、B Sアナログ放送についても届出制とすべきである。		有料放送事業者が料金等の加入契約約款の変更を行なう場合、現状では、B Sデジタル放送については届出制、B Sアナログ放送については認可制という制度の相違がある。そのため、デジタル・アナログ共通のサービス・運用を行なう有料放送事業者は、デジタル、アナログ放送の双方について、個別に手続を行わざるをえず、大変な手間と時間を要している。新しいサービスの提供に際して、逐一認可が必要とされるのでは、利用者のニーズに対応した機動的、迅速なサービスの提供ができない。届出制となれば、行政、放送事業者ともに事務負担の軽減につながる。従って、B Sアナログ放送についても、早急に届出制に移行する必要がある。	放送法第52条の4	総務省情報通信政策局衛星放送課	有料放送を行なう一般放送事業者が、受信者に提供する役務の料金等、約款内容を変更する場合、B Sデジタル放送やC Sデジタル放送については、事前届出のみですむ一方、B Sアナログ放送については依然として総務大臣の認可を得なければならない。そのため、B S放送において、料金等加入契約約款を変更する必要が生じた場合、B Sアナログ放送部分のみ、その変更に関し認可を受けなければならない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A131		(社)日本経済団体連合会	131	B5デジタル放送周波数帯域(伝送容量)の柔軟な利用【新規】	放送事業者の創意工夫により、柔軟にサービスを組み合わせて展開できるよう、電波法上で使用許可が付与されている帯域の枠内であれば、放送法上も帯域免許的な認定制度を認める方向で、委託放送の種類、番組数、周波数帯域の利用を放送事業者の裁量で自由に設定、変更することができるようにすべきである。		デジタル放送については、放送法の規定により、当初、免許申請を行なった放送の種類、番組数、周波数帯域等の変更を行なう場合には、総務大臣の許可が必要となり、時々の視聴者ニーズに対応して機動的な番組編成、放送を行なうことができない。デジタル放送に係る技術進歩に伴い、映像の帯域を圧縮し、余裕部分を別の放送に活用できる可能性もある。デジタル放送の特徴を活かし、周波数の有効活用と視聴者のニーズに適った機動的なサービスの提供を行なうことができるよう、放送事業者の裁量の拡大を図るべきである。	放送法第52条の13、14、17	総務省情報通信政策局衛星放送課	B5デジタル放送の委託放送業務の認定は、委託放送の種類、周波数・伝送容量、番組数等の事項を指定して行われており、これら委託放送事項を変更する場合には、予め総務大臣の許可を得なければならない。
5053	5053A132		(社)日本経済団体連合会	132	技術基準適合自己確認制度の適用範囲の拡大	現在、技術基準適合自己確認制度の対象から除外されている特定無線設備・端末機器について、除外されている理由となる客観的なデータを開示し、正当な理由がない場合には除外対象から外すなど、可能なものから、技術基準適合自己確認制度の適用対象を拡大していくべきである。特に、無線LAN、ADSLモデム、サーバー、IP通信網サービス端末、OCUなど、消費者ニーズの高い設備・機器については、早急に規制緩和を図るべきである。		国際競争の激化、急速な技術進歩、製品のライフサイクルの短期化など、市場環境が急速に変化するなか、製造事業者は、新製品を迅速に、かつ低コストで市場に投入する必要がある。諸外国において、自己適合宣言方式が一般的となるなか、わが国では、技術基準適合自己確認制度の適用範囲が限定されており、消費者ニーズに対応した新製品の迅速な市場投入を阻害し、利用者利益やわが国産業の国際競争力を損なう結果を招いている。自己確認制度の対象範囲については、「『全国規模の規制改革・民間開放要望』」に対する各省庁からの再回答について、(平成17年1月19日 内閣府 規制改革・民間開放推進室)で総務省は、「規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月閣議決定)」を踏まえ、平成16年度以降、当該制度の法令遵守の状況、市場における技術基準不適合設備の発生状況、登録証明機関が行う審査に持ち込まれた無線設備の技術基準への適合状況等の結果も勘案し、検討を行い、平成18年度までに一定の結論を得る」と回答しているが、このような状況に鑑み、対象範囲を拡大する形で、前倒して結論を出す必要がある。	電波法第38条の33、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第2条第2項 電気通信事業法第52条、第69条 電気通信事業法施行規則第32条	総務省総合通信基盤局電波部電波環境課 同 電気通信事業部電気通信技術システム課	電波法に定める特定無線設備のうち、技術基準適合自己確認制度の対象と認められているのは、現在、総務省令で特別特定無線設備として定められている携帯電話機、PHS端末機、コードレス電話、及びデジタルコードレス電話のみに限られている。同時に、電気通信事業法に定める端末設備についても、自己確認制度の対象となっているのは技術基準の定まった機器に限定されており、電気通信事業者が自ら定め、国が定める技術基準と同等の効果を持つ技術的条件については、第三者指定機関の認証を受けなければならない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A133		(社)日本経済団体連合会	133	公共工事指名願い様式の統一	各地方公共団体に対して、「公共工事指名願い」の統一様式を使用するよう適切な指導・助言を行うべきである。 を行った上で、各自治体でも国土交通省と同様のオンライン手続きを行えるようにするべきである。		国土交通省・事業団・道路公団等ではインターネットによる一括申請が可能となっているが、地方自治体においては指名参加願いの様式・方法などが千差万別であり、その確認および個別対応のために多大な労力とコストを要している。よって、指名参加様式を統一するとともに、電子化することが望まれる。 これにより、入札参加者の業務の効率化を実現することができる。	自治体毎の指名願い様式等に関する通達	国土交通省大臣官房地方課 総務省自治行政局自治政策課	公共工事指名願い(指名競争入札参加資格申請書)について、国土交通省は統一様式を設定しているが、あくまで参考扱いのため、現状は地方公共団体により様式にかなり違いがある(特に、資格所持項目・職員の分類等の様式がまちまちであり、逐一調査する必要がある)。
5053	5053A134		(社)日本経済団体連合会	134	固定資産税の納付手続きに関する電子化の推進	固定資産税の納税通知書、課税明細書の交付、納付手続きならびに償却資産税の申告手続きの電子化を推進すべきである。その際には、入力フォーム、入力手順などの仕様(インターフェイス)の標準化を図るべきである。		現状では固定資産税の納税通知書、課税明細書が地方公共団体ごとに異なっている場合があり、全国展開している企業や納付を受付ける金融機関にとっては、事務が煩瑣であるばかりか、企業内部の電子化の阻害要因となっている。例えば固定資産税の納税通知書の様式については、定めはあるものの、実際には地方公共団体ごとに大きさ等の仕様がバラバラであり、企業の集計作業等において不便が生じている。固定資産税の納付手続きの電子化により、企業、行政双方において、納税事務が簡略化・効率化され、コスト削減と生産性の向上が期待される。なお、現在、電子自治体システムの共同化に向けた取り組みが行われているが、総務省の調査によれば、2005年4月時点で地方税の電子申告を開始した地方公共団体はなく、2006年度までに開始が予定される団体も4つに過ぎない。納税者の利便性向上の観点から、電子納税が行える汎用システムの導入を早期に図るべきである。また、ごく一部に固定資産税の課税誤りが散見される地方公共団体もあるが、電子申告を可能とすることにより、多くの資産を所有する企業が課税額の確認を容易に行えるという利点もある。	地方税法第362条、第364条、第383条	総務省自治税務局企画課	固定資産税の納税義務者には、交付された納税通知書、課税明細書に基づき、各市町村が定めた納付書により、各事業所等が所在する市区町村長に対し、税金を納めなければならない。 固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年、償却資産税課税台帳の登録および当該償却資産の価格の決定に必要な事項を所在地の市町村に申告しなければならない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A135		(社)日本経済団体連合会	135	貸金業規制法に基づく書面交付の電子化	貸金業者等と債務者・保証人の双方が合意する場合、書面交付の代わりに、電子メール等の電子的手段を用いることを認めるべきである。書面の交付に代えて、電子的手段を用いることを認めるべきである。		双方の合意を前提条件とすれば、書面交付の代わりに電子メール等の電子的手段を用いても、債務者・保証人の保護に支障が生じるとは考えにくい。なお、「e-Japan重点計画-2004」(平成16年6月15日 IT戦略本部決定)において、「2006年末までに、貸付契約締結時及び債務弁済時における貸金業者から債務者等への書面交付の電子化について、貸金業制度の在り方の検討を踏まえて検討し、結論を得る」と明記されているが、貸金業者の業務効率改善と消費者の利便性向上に与える影響を考慮し、検討を前倒して行い、早期に必要な見直しを行うべきである。	貸金業の規制等に関する法律第17条、第18条、第24条	金融庁総務企画局信用課	貸金業者は、貸付契約等を締結した時および、債権の全部または一部について弁済を受けた時は、所定の事項を記載した書面を債務者等に交付しなければならない。 また、貸金業者から貸付け債権を譲り受けた者も、同様の書面を債務者等に交付しなければならない。
5053	5053A136		(社)日本経済団体連合会	136	コミットメントライン契約適用対象先の拡大【新規】	コミットメントライン契約の適用対象先を拡大し、中小企業、地方公共団体、地方公社等を含むべきである。		コミットメントライン契約は、企業の資金繰りの安定化の観点から、極めて有効である。しかし、対象先が制限されていることにより、中小企業等の資金繰り安定化、効率化のニーズに対応できていない。	特定融資枠契約に関する法律第2条	法務省、金融庁	2001年6月の法改正により、それまで商法特例上の大会社に限定されていた対象企業に、資本金の額が3億円を超える株式会社、証券取引法の規定による監査証明を受けなければならない株式会社等が加えられたが、資本金3億円以下の中小企業、地方公共団体等には認められていない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A137		(社)日本経済団体連合会	137	投資信託及び投資法人に関する法律における投資信託の統合を可能とするための規定の新設[新規]	投資信託の統合について、早期に検討を開始し、具体的な手続き規定を整備すべきである。 その際、被統合信託財産から統合信託財産への出資については、金銭に加え保有有価証券によることも可能とするよう、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第8条を改正すべきである。		投資信託設定後の環境変化により投資信託の設立目的や投資方針を維持できなくなり、管理・運営コストが投資信託の収益を圧迫しかねない場合、投資信託の統合が認められないと、投資信託を繰上げ償還するしかない。他の投資信託と統合する手段を法令化することにより、受益者に新たな選択肢を提供することが可能となる。また、統合時に金銭以外の有価証券による出資を認め、資産の効率的な活用が可能となれば、統合時のコスト削減が可能となる。	投資信託及び投資法人に関する法律 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第8条	金融庁総務企画局市場課	現行の投資信託及び投資法人に関する法律には投資信託の統合手続きに関する規定がないため、ファンドの資産規模が縮小し当初の目的を達成できなくなった場合、現実には、投資主総会の決議を経て信託期間を変更することにより繰上げ償還を行うほか手段が無い。 2005年3月の「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」によれば、「投資信託の統合について、投資家保護等に留意しつつ、信託法の改正や金融審議会における集団投資スキームについての議論を踏まえ、平成17年度中に検討を開始する。(平成17年度検討開始)」とされている。
5053	5053A138		(社)日本経済団体連合会	138	投資信託約款変更手続きの簡素化[新規]	例えば、受益証券の無券面化など法令改正等を活用した約款変更の場合には、「重大な約款変更手続き」の対象から除外し、公告および受益者への通知を不要とすべきである。		法令改正による新制度等を利用することによって投資家利益に資する約款変更であっても、受益者への通知によりコストが増高すれば、投資家メリットは減少する。現に、そのことが受益証券を無券面化する際の障壁となっている。	投資信託及び投資法人に関する法律第140条 同施行規則第46条	金融庁総務企画局市場課	「重大な約款変更」に該当する際には、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当該投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付しなければならない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A139		(社)日本経済団体連合会	139	投資法人の規約変更手続きの緩和	租税特別措置法適用のための要件を満たしている場合には、次期投資主総会までの間の暫定措置として、官報への掲載あるいは投資主に通知することによって足りることとすべきである。		租税特別措置法等の改正が行われた際に機動的な規約変更を可能とすることが、投資主の利益向上につながる。	投資信託及び投資法人に関する法律第140条	金融庁総務企画局市場課	租税特別措置法の改正において、投資法人が優遇措置を受ける要件として規約への記載が求められる場合があるが、規約の変更には投資主総会の承認が必要となる。
5053	5053A140		(社)日本経済団体連合会	140	投資信託法上価格調査が必要な特定資産の範囲の限定[新規]	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第33条第1項を見直し、指定資産(価格調査を必要としない特定資産)を不動産、不動産関連資産及び不動産を原資産とする資産以外の全てに拡大するとともに、同第2項を改定し、価格調査が必要な行為を不動産、不動産関連資産及び不動産を原資産とする資産に係る行為に限定すべきである。		店頭デリバティブ取引や非上場有価証券への投資の場合、取引価格は実勢からかけ離れた価格で取引が成立することは考え難い。 また、投資信託の運用には忠実義務が課せられており、利害関係人との間の取引に対する規制も措置されていることから、投資信託にとって不利となる価格での取引は抑止できる。	投資信託及び投資法人に関する法律第16条の2 同施行令第3条、第22条 同施行規則第33条	金融庁総務企画局市場課	投資信託の投資対象が不動産等に拡大された際、不動産以外の資産(店頭デリバティブ取引や非上場証券への投資など特定資産以外のもの)についても、取得・譲渡等の際には新たに弁護士・公認会計士等の専門家による価格調査が求められることとなった。そのため、調査に要する費用や期間の面で新たなコスト要因となり、取引の拡大が妨げられている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A141		(社)日本経済団体連合会	141	投資法人の資金調達手段の多様化	投資法人が発行できる債券として、投資法人債に加え、CP等の発行を可能とすべく、早期に結論を得て関連規定を整備すべきである。		CP発行は、借入れや投資法人債の発行に比して発行金利が低く発行費用も安価である。資金の調達コストは投資法人の運用効率に直接影響を与えるため、投資家利益の拡大のためにも、早急にCP発行等による資金調達が可能とすることが求められる。	投資信託及び投資法人に関する法律第67条第1項第16号、同条第71項、第139条の2 同法施行規則第103条第1項第7号	金融庁総務企画局市場課	投資法人の資金調達手段は、借入れ及び投資法人債に限られており、超短期の資金を必要とする場合、調達期間とマッチせず、調達コストが高くなってしまふ。 政府の「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(2005年3月)によれば、「投資法人のCPの発行について、投資法人のニーズや投資家保護の観点等を踏まえた上で、検討を得る(平成17年度検討、平成18年度結論)」とされている。
5053	5053A142		(社)日本経済団体連合会	142	「金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律」の上場会社の適用除外[新規]	上場会社に対しては、社債の発行等による貸付資金の受入れ時の登録、貸付状況等の項目を明確に表示するための会計の整理、といった義務付けを課さないこととすべきである。		上場会社の場合、既に証券取引法に基づき監査法人による監査を受け、有価証券報告書により企業内容を開示しており、貸金業者であることのみを理由として、更なる情報開示を義務付ける必要はない。	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律	金融庁総務企画局	「金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律」により、貸金業者が社債等を発行する際には、上場会社であっても、事前の登録が義務付けられるとともに、通常の有価証券報告書による開示に加え、特段の情報開示が求められている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A143		(社)日本経済団体連合会	143	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る譲渡禁止特約の解除	各省庁・地方自治体向け金銭債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各省庁共通のルール(譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする、事前承認手続を大幅に簡素化する、債権譲渡に対する取扱を統一する)を策定することが求められる。地方公共団体に関しても同様の取扱いが求められる。		資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各省庁、地方自治体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる。		全省庁、地方自治体	国の機関及び地方自治体向けの金銭債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。近年、一部の省庁においては事前に承認を得ることにより譲渡を認めたり、特定の譲渡先については債権譲渡禁止条項適用の例外とする等、企業における売掛債権を活用した資金調達の支援・促進が図られている。しかし、省庁による対応のバラツキ、事前承認手続の煩雑さ、不透明さ等の問題が残されている。
5053	5053A144		(社)日本経済団体連合会	144	証券会社の付随業務としての併營業務の契約代理業務の位置づけ(新規)	信託契約代理業務と同様、併營業務の契約代理業務を証券会社の付随業務として位置づけ、内閣総理大臣への届出で可能とすべきである。		銀行その他の金融機関については、信託契約代理業務と併營業務に係る契約代理業務の間に規制上の取扱いに差異はなく、証券会社においてのみ取扱いを異にする理由はない。 証券代行業務等の併營業務は、証券会社が本来実施する業務とも関連性・親近性を有しており、証券会社の付随業務として位置づけ、届出により業務実施を可能とすべきである。	証券取引法第34条 証券会社に関する内閣府令第25条	金融庁	2004年12月の信託業法等の改正により、証券会社が付随業務として信託契約代理業務を行うことが可能となった。しかし、併營業務を実施するには、内閣総理大臣の承認が必要である。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A145		(社)日本経済団体連合会	145	信託兼営金融機関等による、信託専門関連業務子会社が営む業務の代理業務の解禁【新規】	信託兼営金融機関等が、信託専門関連業務子会社が営む兼営法第1条第1校第4号から第7号に掲げる業務の代理業務を行えるようにすべきである。		信託兼営金融機関等が兼営法第1条第1項第4号から第7号に掲げる業務を営むことが可能となったことから、さらに同様の業務を行う信託専門関連業務子会社の窓口業務を信託兼営金融機関等が担うことで、顧客の利便性の向上および窓口業務の効率化が図られる。	銀行法第10条	金融庁	2004年12月の信託業法等の改正により、「金融機関/信託業務/兼営等二関スル法律」第1条第4号から第7号に掲げる業務が信託専門関連業務として規定され、信託兼営金融機関等は、当該業務を行う企業を子会社とすることが可能となった。しかし、当該信託兼営金融機関等は、当該信託専門関連業務子会社の代理業務を行うことができない。
5053	5053A146		(社)日本経済団体連合会	146	銀行子会社による併營業務受託契約の締結の代理の解禁【新規】	銀行の金融関連業務子会社が、併營業務を受託する契約の締結の代理業務を行えるようにすべきである。		金融審議会第二部会報告「信託業のあり方に関する中間報告書」(2003年7月28日)においては、信託契約の取次ぎのみを行う者の範囲を幅広く認める方向で検討を行う。とともに、遺言関連業務に係る取次ぎ業務を認めることについて「本業との親近性等にも十分留意し、検討が進められるべきである」とことされている。既に銀行本体では、併營業務を受託する契約の代理業務が認められており、金融関連業務子会社においても取り扱うことを可能とすべきである。	金融機関/信託業務/兼営二関する法律第1条第1項各号 銀行法第16条の2 同施行規則第17条の3	金融庁	銀行の金融関連業務子会社の業務として、併營業務(金融機関/信託業務/兼営等二関する法律第1条第1項各号に掲げる業務)を受託する契約の締結の代理業務は認められていない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A147		(社)日本経済団体連合会	147	特定持分信託の信託法第58条からの適用除外	資産流動化法の特定持分信託に関わる法文において、信託法第58条の適用が除外されることを明らかにするか、あるいは、当局による解釈を明確にすべきである。		実務上、信託法第58条の適用を避けるために、あえて受益者を複数にせざるを得ない場合も多く、徒にスキームを煩雑化させ、不要なコストを増高させている。	資産の流動化に関する法律第31条の2 信託法第58条	金融庁総務企画局市場課	資産流動化法の特定持分信託は、その制度趣旨上、投資家が不測の損害を被ることを予防する観点から、信託契約を解除できないものとするのが求められ、法文上も「委託者または受益者が信託期間中に解除を行わないこと」という条件を付すことが求められている。しかし、信託契約書にこのような条項を入れたとしても、裁判所による信託の解除命令を規定した信託法第58条の適用があるかどうかは明らかでなく、制度趣旨が十分に活かされていない。弁護士の中には、信託法第58条の適用によって信託の解除が可能とする意見があり、格付けの評価が難しくなっている。政府の「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(2005年3月)によれば、「SPC法の特定持分信託に関して、信託法第58条の特例を設けることについて検討し結論を得る。」とされている。
5053	5053A148		(社)日本経済団体連合会	148	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外[新規]	外国資本が50%以上であっても、株式公開企業であって、1株主あたりの議決権が一定比率(例えば10%)以内の企業であるなど、単独で支配権を持つに至らない状況であることが認められれば、「外国投資家」とみなさず、対内直接投資等に係る事前届出、事後報告の義務付けを不要とすべきである。		外国資本が事実上支配権を持たない企業に対して、安全保障上の観点から直接投資を規制する必要性は薄い。	外国為替及び外国貿易法第26条第1項、同27条、同55条の5	財務省、内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、日本銀行	「外国投資家」が対内直接投資等を行う場合には、外為法に基づく事前届出または事後報告が義務付けられている。 「外国投資家」の要件は、外国資本が過半数を占めるかどうかの形式基準に拠っており、支配の実質は勘案されない仕組みとなっている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A149		(社)日本経済団体連合会	149	保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁	<p>保険会社の付随業務として、信託業務(併営業務を含む)の代理や事務の代行を行うことを認めるべきである。</p> <p>信託契約代理店を兼営する保険代理店を対象として、信託契約代理業の事務支援を行うことを認めるべきである。</p>		<p>保険会社が顧客に対して信託商品の提示を行えることとなれば、顧客利便性の向上、エクセスキャパシティ活用の観点から極めて有効である。保険会社が実施する年金関連業務、遺言信託など遺族保障関連業務等は信託業務と関連性・親近性が強い。例えば、生命保険会社が他の金融機関と共同してマスタートラスト業務等を行う信託銀行を設立している場合、マスタートラスト業務等の代理を保険会社に認めることが考えられる。今般の信託業法の改正により、金融機関はもとより、一般事業会社を含めた幅広い主体が信託契約代理店となることができるとされた中で、保険会社のみが信託契約代理業務を認められない理由はない。保険会社が信託契約代理業の事務支援を行うことが可能になれば、保険代理店の信託契約代理業務の兼営化が促進され、既存の保険会社ネットワークのさらなる活用が考えられる。</p>	<p>保険業法第98条第1項第1号 保険業法施行規則第51条</p>	<p>金融庁総務企画局企画課</p>	<p>保険会社が行うことのできる業務として、他の金融業を行う者の業務の代理や事務の代行が認められているが、その詳細を定める施行規則では、信託業務の代理や事務の代行は認められていない。</p> <p>また、保険会社が、信託契約代理店を兼営する保険代理店を対象として、研修教材の送付等の信託契約代理業の事務支援を行うことは認められていない。</p>
5053	5053A150		(社)日本経済団体連合会	150	保険会社本体によるビジネスマッチング業務の解禁【新規】	<p>保険会社のその他付随業務として、ビジネスマッチング業務を行うことを認めるべきである。</p>		<p>保険会社が、営業を通じて得た企業の事業戦略上のニーズをマッチングさせることにより、顧客向けのサービスの向上を図ることができ、保険会社の既存の経営資源の活用の観点からも有効である。</p>	<p>事務ガイドライン1-6-5(16)</p>	<p>金融庁監督局保険課</p>	<p>保険会社のその他付随業務として、既に銀行等で行われているビジネスマッチング業務が認められていない。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A151		(社)日本経済団体連合会	151	保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁	保険会社の子会社の業務及び、保険持株会社傘下会社で承認を受けずに行うことのできる業務として不動産投資顧問業務を認めるべきである。		投資家のニーズが有価証券のみならず、不動産に係る投資顧問業務にまで多様化する中で、生命保険会社が子会社において不動産投資顧問事業を行うことにより、投資家(特に年金基金等)に提供するサービスの充実が図られる(保険持株会社の傘下で承認された実績がある)。生保会社においては、本来業務である資産運用の一環として不動産投資を行っている。また、既に認められている不動産投資信託に係る資産運用業務は、不動産運用に関する投資顧問業務と機能的に近接していると言える。	保険業法第106条、第271条の22同施行規則第56条の2、第210条の7 事務ガイドライン1-8-1(2)	金融庁総務企画局企画課、監督局保険課	保険会社の子会社で行うことのできる子会社の業務あるいは保険持株会社傘下会社で承認を受けずに行うことのできる業務の中に、不動産投資顧問業務が含まれていない。
5053	5053A152		(社)日本経済団体連合会	152	保険会社本体による投信販売契約締結の代理もしくは媒介の解禁	保険会社の付随業務として、系列投信会社等における投信販売契約(投資信託委託業者が証券会社または登録金融機関との間で締結する「投資信託受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約」)締結の代理もしくは媒介を行うことを認めるべきである。		保険会社が投資信託商品を販売することへのニーズは近年さらに高まっている。例えば、保険会社がその顧客である証券会社や登録金融機関に対し系列投信会社等の投信商品を提示できるようになれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスマリタリティ活用の観点から極めて有効である。また、保険会社は、確定拠出年金制度において、元本確保型保険商品を提供しており、確定拠出年金制度の主な投資商品である投資信託の提案を委託会社に代わって行うことは、顧客のラインナップの充実につながる。	保険業法第98条 同施行規則第51条	金融庁総務企画局企画課、監督局保険課	保険会社が行うことのできる業務として、他の金融業を行う者の業務の代理や事務の代行が認められているが、その詳細を定める施行規則では、投信販売契約(証券投資信託委託業者が証券会社または登録金融機関との間で締結する「投資信託受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約」)締結の代理もしくは媒介は認められていない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A153		(社)日本経済団体連合会	153	保険会社本体による証券会社への顧客紹介業務の明確化【新規】	保険会社が勧誘を伴わない単なる顧客紹介を証券会社へ行うことが可能であることを明確化すべきである。		顧客の幅広い資産運用ニーズに対して、証券会社を紹介することは、顧客向けサービスの向上につながり、保険会社の既存の経営資源の活用の観点からも有効である。	事務ガイドライン1-6-5(16)	金融庁監督局保険課	証券会社の事務ガイドラインでは、銀行・保険会社等が行う単なる顧客紹介業務は証券業に該当しないと整理されている。既に銀行等では顧客紹介業務がその他付随業務として認められているが、保険会社の事務ガイドラインに同様の記載がないため、保険会社による当該業務の実施可否が明確にされていない。
5053	5053A154		(社)日本経済団体連合会	154	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘	保険会社本体で、系列投資顧問会社等に係る投資顧問契約等の顧客の勧誘を行うことを認めるべきである。		企業年金市場における保険会社の顧客を中心として、投資顧問会社の商品に対する潜在的ニーズがあり、保険会社が顧客に対して投資顧問契約等の勧誘を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスクャンパニティ活用の観点から極めて有効である。	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第2条 保険業法第98条 同施行規則第51条	金融庁総務企画局企画課、市場課	保険会社本体で、投資顧問契約又は投資一任契約の締結に関して、顧客の紹介を行うことは可能であるが、顧客の勧誘を行うことはできない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A155		(社)日本経済団体連合会	155	保険会社が議決権を一時保有する特定子法人の業務範囲規制からの適用除外【新規】	<p>保険会社が業務範囲規制に対応するため、出資比率の引下げや定款変更による業務範囲の見直しを行った企業について、事業の再構築等(業務範囲の見直しや会社売却等)を保険会社主導で行うために、一定の条件(目的や期間を限定する等)のもとで、再度保険会社の特定子(関連)法人等とすることを可能とすべきである。</p>		<p>過去にグループ会社の出資関係等の見直しにより、特定子(関連)法人でなくなった企業について、事業の再構築が必要となった際、いったん保険会社が当該会社の議決権を取得し、業務範囲の見直しや株式売却等を保険会社主導で行うことによって、当該企業の事業再構築を円滑に推進することが可能となる。</p>	事務ガイドライン1-8-1(3)	金融庁監督局保険課	<p>保険会社の特定子(関連)法人等については、事務ガイドラインにより業務範囲が制限されている。</p>
5053	5053A156		(社)日本経済団体連合会	156	保険会社の代理代行子会社による「金銭の貸付」業務の兼営の解禁【新規】	<p>保険会社の代理代行子会社が「金銭の貸付」業務を兼営できるようにすべきである。</p>		<p>金銭の貸付については、保険会社本体に認められている業務であり、これを代理代行子会社に禁ずる理由はないと考えられる。 保険会社の事務代行(住宅ローン保証保険・火災保険などの異動・解約・質権設定の裏書承認など)と金銭の貸付業の間には業務の共通性が認められ、これらを兼営することが可能となれば、保険会社の経営効率化、顧客の利便性向上につながる。</p>	保険業法第106条第11項第9号 同施行規則第56条の2第2項第13号及び第3項	金融庁	<p>金銭の貸付については保険会社本体で認められている業務である一方、同業務を代理代行子会社が行うことは認められていない。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A157		(社)日本経済団体連合会	157	保険会社による銀行代理店業務の拡大[新規]	資金の貸付以外の業務についても保険会社による銀行代理店業務を認めるべきである。		銀行代理仲介業については、事務ガイドライン1-6-5(17)に示された保険会社の付随業務としての要件(余剰能力の活用に資すること、機能的な親近性、リスクの同質性、固有業務の規模に対して過大でないこと、保険会社本来の業務に類似していること)を満たしていると考えられ、顧客の利便性の向上の観点から解禁することが求められる。	保険業法第98条第1号 同施行規則第51条	金融庁	保険会社は資金の貸付の代理・代行以外の銀行代理店業務を行うことは認められていない。2005年2月の金融審議会の論点整理では、「証券・保険といった銀行以外の他業態の金融機関が、顧客保護、安定的な業務の遂行を図る観点からの一般的な要件を満たせば、銀行代理仲介業者になることができるようにする必要がある」とされている。
5053	5053A158		(社)日本経済団体連合会	158	保険会社の特定子会社(ベンチャーキャピタル子会社)の保有比率10%超投資対象企業の範囲拡大[新規]	保険会社の特定子会社が10%を超えて投資できる企業の範囲を、例えば設立間もない企業など、幅広いベンチャー企業に拡大すべきである。		昨今、大企業からのスピンオフや大学発など多種多様な企業が設立されている。これらの企業は技術、ビジネスモデルの面で競争力を有しているにもかかわらず、資金や人材等が不足している場合が多い。現在、特定子会社については、各種支援法に規定する企業に限り、10年間に限り10%超の議決権を保有することが認められている。10年間の保有期間制限を維持しつつ、ベンチャー企業の範囲を拡大し、ベンチャー企業の資金調達を容易にすべきである。また一定の出資割合をもってベンチャー企業の経営状況を把握することによって、当該特定子会社のリスク管理にもつながると期待される。	保険業法施行規則第56条	金融庁総務企画局企画課 中小企業庁企画課	保険会社の特定子会社が10%を超えて投資を行うことは、保険業法施行規則により、特別法で規定された企業等に限定されており、幅広いベンチャー企業への投資を行うことができない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A159		(社)日本経済団体連合会	159	共済事業にかかる契約者保護ルールの整備	消費者保護の観点から、消費生活協同組合法を見直し、経営の健全性規制(責任準備金の積立基準、共済経理人の設置、ソルベンシーマージン基準および早期是正措置等)、情報開示規制、募集規制等について、保険業法、農業協同組合法と整合的な規制を整備すべきである。また、現行の最高限度額や許可基準等にかかる通知を法令化すべきである。		「保険」「共済」ともに一般消費者から見た保障の確実性に対する期待に変わりはなく、対象を組合員に限定している生協であっても、生協の大規模化、商品の高額化・多様化といった実態を考慮すれば、消費者保護のための規制は必要不可欠である。保険業法改正により、根拠法のない共済については、特定・不特定を相手方とするかどうかに関わらず、消費者保護ルールの整備が図られることを踏まえれば、少なくともこれらの制度と平仄を合わせ、消費生活協同組合法についても、パブリックコメント等の透明性を確保しつつ、制度整備を行うことが求められる。	消費生活協同組合法	厚生労働省 社会援護局 地域福祉課 金融庁総務企画局企画課等	根拠法のある共済は、各々の主務官庁の監督を受けて事業を行っているが、それぞれの根拠法によって監督内容が異なり、規制の整合性がとれていない。 特に消費生活協同組合法については、保険業法、農業協同組合法と比較し、健全性規制、募集規制等の契約者保護ルールが不十分となっている。また、具体的なルールは法令ではなく通達に規定されている。
5053	5053A160		(社)日本経済団体連合会	160	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入【新規】	省庁における決済業務電子化の一環として、現在、経済産業省が実験的に導入している出張、会議開催などにおけるクレジットカードの活用を進め、コーポレートカードや購買カードの本格導入に向けた検討を進めるべきである。		省庁の決済業務において、民間事業者のノウハウを活用したクレジットカードや購買カードを活用することによって、業務の簡素化、コスト削減、会計の透明性向上などが期待される。		全省庁	現在、経済産業省において、出張、会議開催用としてコーポレートカードが実験的に導入されている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A161		(社)日本経済団体連合会	161	株式公開買付制度の改善[新規]	公開買付者の情報開示の充実、株主の判断期間や会社側の対案提示の十分な確保等が可能となるよう、制度の改善を図るべきである。		公開買付提案への対応について、投資家保護の観点から、公開買付者の情報開示の充実、株主の判断期間の確保を図り、投資家・株主が十分考慮して判断ができるようにする必要がある。また、対象会社の取締役会においても、公開買付提案への対応策を検討できるような情報の入手、検討期間の確保等を図ることが、適切な資本取引の促進につながる。	証券取引法第27条の2	金融庁総務企画局市場課	証券取引所上場企業や、未上場でも有価証券報告書の提出が義務付けられている企業の株を市場外で5%以上買う場合、株式の買い取りを希望する企業や個人が買い付け期間や、買い取り株数、価格を公表して、原則、公開買付(TOB)を行う必要がある。また、株式買取後の議決権が全体の3分の1以上になる場合には、TOBが強制的に適用される。
5053	5053A162		(社)日本経済団体連合会	162	株式大量保有報告書制度の改善[新規]	投資家、株主、会社等の関係者が、株式大量保有に係る正しい情報が迅速かつ容易に入手できるよう制度の改善を図るべきである。		株式の大量保有は、株式取引、株価、さらには上場会社の経営等に大きな影響を与える。したがって、資本市場の透明性の向上、一般投資家への情報の充実等のため、大量保有報告書制度の実効性を高める必要がある。	証券取引法第27条の23	金融庁総務企画局市場課	上場会社の株券等(CBやワラント等の潜在株券も含む)の発行済み株式数の5%超を保有する株主(大量保有者)は、大量保有者になった日から5日以内に内閣総理大臣へ株式大量保有報告書を提出しなければならない。大量保有者は当該報告書提出後、保有割合に1%以上の増減があった場合や、大量保有報告書の記載内容に変更が生じた場合等には、その内容を変更報告書に記載し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A163		(社)日本経済団体連合会	163	大量保有報告書・変更報告書の公衆縦覧における公開買付け等事実の公表の効力の明文化(新規)	大量保有報告書・変更報告書の公衆縦覧に、公開買付け等事実の公表の効力があることを明文化すべきである。		5%以上の買集めの対象となった発行会社関係者が、買集め者との接触により公開買付け等事実の伝達を受ける例は少なくないが、この場合、大量保有報告書等により当該買集めの事実が公知となっているにも拘らず、明文中で公表の効力が規定されていないため、証券法167条への抵触といわれる懸念から自己株取得を躊躇せざるを得ないのが現状である。株式大量保有報告書・変更報告書の公衆縦覧に公表の効力があることが明文化されれば、公表の当然の効果として未公表の公開買付け等事実が消滅したことが明らかとなり、他に未公表の重要事実等がない限り、インサイダー規制への抵触に懸念することなく自己株取得を行うことができるようになる。	証券取引法第167条 同法施行令第30条1項、第31条	金融庁総務企画局市場課	現行法上、大量保有報告書・変更報告書の公衆縦覧後の自己株式取得については、インサイダー取引規制が適用されないことが明確になっていない。
5053	5053A164		(社)日本経済団体連合会	164	インサイダー取引規制における「知る前計画」等に基づく株式取引の適用除外化	重要事実の存在や、その発生を知る前に作成した計画(「知る前計画」)に基づく株式売買(継続的な売買でない売買を含む)、取引先持株会による株式の買入れも、セーフハーバー(適用除外取引)に追加すべきである。		適用除外となっている役員・従業員持株会による取得と同様に、恣意が入る余地がない取引であることが明確な場合には、インサイダー取引規制の適用除外とするのが合理的である。	会社関係者等の特定有価証券の取引規制に関する内閣府令第6条	金融庁総務企画局市場課	現行法上、インサイダー取引規制に係る適用除外取引は、内閣府令で限定列挙されている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A165		(社)日本経済団体連合会	165	新株発行に係る軽微基準の見直し	公開買付に係る重要事実の軽微基準も踏まえ、年間に発行する新株が、発行済株式総数の一定割合(例えば、2.5%未満)であれば、重要事実にあたらな		新株発行が株価に影響を与えるのは、議決権の希釈化等が生じるためであり、資本金の規模の大小と無関係に発行価額の総額を基準とすることは合理的でない。因みに、公開買付の軽微基準は年間の買い集め株数が発行済み株式数の2.5%未満とされており、これを株式需給関連の情報についての軽微基準と位置付けることも可能である。	会社関係者等の特定有価証券の取引規制に関する内閣府令第1条の二第一号	金融庁総務企画局市場課	現行法上、新株発行に関しては、発行価額の総額が1億円未満の場合、軽微基準に該当し、重要事実にあたらな
5053	5053A166		(社)日本経済団体連合会	166	自己株式の取得・処分に係る軽微基準の創設	自己株式の取得・処分について、軽微基準を設けるべきである(例えば、発行済株式総数の2.5%)。		自己株式の処分と類似の性格を有する新株発行については、軽微基準が設けられていることと比べ、均衡を失っており、これにより、発行体による株主への利益還元が制約されているとともに、資本政策の機動的な展開が阻害されている。	会社関係者等の特定有価証券の取引規制に関する内閣府令	金融庁総務企画局市場課	現行法上、自己株式の取得・処分に関しては軽微基準が設けられていない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A167		(社)日本経済団体連合会	167	子会社の解散に係る軽微基準の創設	営業または事業の全部又は一部の休止又は廃止と同様、当該子会社の解散により減少する連結ベースの売上高が、解散後3事業年度にわたり、当該子会社解散前の事業年度の連結ベースの売上高の一定割合(例えば、10%未満)であると見込まれる場合には、重要事実にあたらなすとすべきである。		営業または事業の全部又は一部の休止又は廃止について、軽微基準が設けられていることと比べ、均衡を失っており、また、結果として、機動的な事業の再編が阻害されている。	会社関係者等の特定有価証券の取引規制に関する内閣府令	金融庁総務企画局市場課	現行法上、子会社の解散に関しては、軽微基準が設けられていない。
5053	5053A168		(社)日本経済団体連合会	168	上場子会社等の業績予想の変動の重要事実からの削除	上場子会社等の業績予想の変動については、親会社側にとっての重要事実から削除すべきである。		親会社にとって重要でない小さな上場子会社であっても、当該子会社にとって大きな業績予想の変動であれば、すべて親会社側の重要事実となることとなり、合理的ではない。親会社の属する企業集団の業績予想等の変動は親会社の会社関係者にとって引き続き重要事実であり、特段の弊害はない。	会社関係者等の特定有価証券の取引規制に関する内閣府令第4条の四	金融庁総務企画局市場課	現行法上、上場子会社等の業績予想の変動については、軽微基準に該当しない限り、親会社の会社関係者にとっての重要事実とされている。また、当該軽微基準は、当該子会社単体ベースで設定されている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A169		(社)日本経済団体連合会	169	証券会社が10%以上の株式を一時保有する場合の規制の合理化(新規)	特定有価証券等の売買に関する内閣府令において、株主が有している株式から除外するものに「証券業を営むものが転売を目的として取得した株式」を追加すべきである。		証券会社が、発行会社の議決権の10%以上の株式についてブロックトレード(証券会社を通じて、大口の注文を相対で行う取引)を行い一時的に保有した場合、発行会社によって当該重要事実が公衆の縦覧に供され公表されなければ、転売を行うことができない。証券会社は、その間、当該株式を大量に保有した状況となり巨大なリスクに直面する。例えば、相場環境の変化により転売に支障をきたし、また、公表内容を知った投資家が転売に先立ち売却するなどによって執行コストが増大する可能性がある。こうしたリスクは取引価格に反映せざるを得ないため、投資家の支払うコストを増大させることになる。ブロックトレードにおいて、証券会社はポジションリスクや価格変動リスクの極小化のために、一時保有した株式の速やかな転売を志向しているが、現行規制では、証券会社が一時保有した状況で、当該報告が必要となるために転売までに一定の時間がかかってしまう。	証券取引法第163条(特定有価証券の売買に関する報告書の提出) 証券取引法第166条(会社関係者等の禁止行為) 上場会社等の役員及び主要株主の当該上場株式等の特定有価証券等に関する内閣府令第1条(取得又は保有の態様その他の事情を勘案し株主が有している株式から除外するもの)	金融庁総務企画局市場課	証券会社が、発行会社の議決権の10%以上の株式についてブロックトレード(売り手顧客による大口株式売却と証券会社による一時的に引取り、そして買い手顧客への転売へと至る一連の取引)を行い一時的に保有した場合、証券会社は証券取引法163条における「主要株主」となり、「主要株主の異動」は証券取引法166条によりインサイダー取引規制上の重要事実と該当する。証券会社は、発行会社によって当該重要事実が公衆の縦覧に供され公表されなければ、転売を行うことができない。
5053	5053A170		(社)日本経済団体連合会	170	ラップ口座に係る規制緩和(新規)	(1)ラップ口座に組入れる投資信託については、契約時に関して事前の交付・確認を行うこととし、その後の契約期間中に発生する買付けにおいては、目論見書に大幅な変更が無い限り、顧客への交付義務を免除すべきである。 (2)ラップ口座で投資一任会社による投資一任運用にかかる売買を行う場合、インサイダー規制等の適用除外となる場合を設けるべきである。	(要望理由 右下の続き) また、顧客が「証券法166条第3項に規定する重要事実の伝達を受けた者」または、「証券法167条第3項に規定する公開買付け等事実の伝達を受けた者」になったとしても、ラップ口座で運用する投資一任会社の運用者が適時に把握するのは困難なので、資産運用者は重要事実を知らずに、その発表前に当該銘柄を売買してしまうこともありうる。ラップ口座は、投資一任契約に基づき運用者が顧客からの影響を一切受けがたく独自の判断で投資対象及び投資時期を決定するものであり、このような場合などは、インサイダー取引規制の対象とする必要はない。	(1)投資信託の販売のうち、「勧誘」を伴わないものについては証券法上の「募集」には該当せず、目論見書の交付義務はない。例えば、累積投資契約、財形契約または自動再投資契約に基づき、「勧誘」を受けることなくファンドの買付けを定時・定期的に行なう場合は、目論見書交付義務はない。ラップ口座においては、契約時には目論見書を交付する必要はあるが、その後の契約期間中に発生する買付けの際に、財務内容の更新など投資一任契約の内容に変更を及ぼさないような目論見書の変更については、その都度顧客に交付する必要はない。 (2)上記の規制のため、上記法令の対象となる銘柄(顧客が当該会社の役員または主要株主)については、顧客の申告により運用対象銘柄から除外する措置をとって運用を行っている。しかし、ラップ口座開設後に運用対象になっている会社の役員に就任した場合、申告ミスによって、インサイダー取引規制に抵触するリスクがある。これは、ラップ口座の根幹にかかわる問題である。	証券取引法 第15条第2項、166条、167条 会社関係者等の取引規制に関する内閣府令第6条、8条 累積投資契約等に基づく投資における目証協の見解(平成12年5月30日付け会員通知)	金融庁総務企画局市場課	ラップ口座とは、個人投資家を中心とした投資家から、証券会社又は証券会社と提携している投資顧問会社が投資一任の委任を受け、当該証券会社又は当該投資顧問会社が投資一任運用を行い、当該一任運用に係る取引の顧客口座が証券会社に開設されるスキームである。「ラップ」とは英語の「Wrap」(「包む」の意味)であり、当該口座において徴収する種々の手数料等は通常一括して徴収される。(1)ラップ口座に組入れる投資信託は、一般の投資信託と同様に、目論見書の変更がある度に、購入の前に目論見書を送付し受取りの確認を行う。 (2)ラップ口座内の運用ポートフォリオ構成銘柄についても、インサイダー規制等の対象になりうる場合がある。役員・主要株主の売買報告義務規制(証券法163条) 役員・主要株主の短期売買差益返還規制(証券法164条) 役員・主要株主の空売り規制(証券法165条) 会社関係者の取引規制(証

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A171		(社)日本経済団体連合会	171	第三者割当増資における提出書類に係る見直し[新規]	第三者割当て増資に係る勧誘の対象が発行会社の役員、発行会社の100%子会社(完全子会社)の役員であれば、勧誘先対象の人数の計算から除くべきである。		現在証券取引法施行令第1条の4第3項において、新株予約権の勧誘を行う場合、勧誘の相手方が発行会社の役員等のみである場合は、募集に該当するか否かの人数の計算上これらの者を除外することになっている。また証券取引法上の少人数私募の考え方においては、適格機関投資家は250名を上限に人数基準から除外されることとなっている。これら規定との整合性を踏まえて、発行会社の役員および完全子会社の役員は発行会社の財務内容、経営内容を熟知しているものとして、第三者割当て増資に係る人数基準から除外することが妥当である。	証券取引法第2条第3項第2号 証券取引法施行令第1条の5、1条の7等	金融庁総務企画局市場課	現在、継続開示会社が普通株式に関し第三者割当増資を実施する場合には、証券取引法上の「募集」に該当することから有価証券届出書の提出が必要とされている。
5053	5053A172		(社)日本経済団体連合会	172	弊害防止措置の合理化[新規]	非公開かつ顧客の投資判断に影響を及ぼす情報又は顧客の注文の動向に関する情報について、自己売買等又は当該情報を提供した勧誘に利用することを禁止する一方、発行者、顧客から明示的な非公開情報等の提供禁止の意思表示がなされている場合を除き、電子情報処理組織の共有ならびに情報の共同利用を原則として認めるべきである。	(要望理由 右下の続き) 持株会社形態が一般化しつつあり、またグローバルな顧客リスク管理が要請されている現在、当該規制は過剰で形式的な規制である。質の高い総合的な金融サービスの提供は、発行者等の利便性にかなうので、適正な情報管理の仕組みを構築しつつ、推進のための環境整備を図ることが望ましい。 電子情報処理組織の共有については、外形的にコンピュータを使った情報管理が親銀行等又は子銀行等との間で禁止されているため、情報利用の実態にかかわらず、同一グループ内のリスク管理、情報管理が困難となっている。法律の趣旨に沿って適正な情報管理を図る仕組みがあれば、コンピュータを利用したという理由で弊害が発生することはないので、電子情報処理組織の共有禁止規定を存続させる合理性はない。	禁止規定の例外措置として、顧客からの書面による事前の同意を得れば情報の受領・提供を行うことができるとされているが、情報内容や情報を共有する法人の範囲等に制限を加えない包括同意書を取得することは通常の場合困難であるため、同例外措置だけで実効ある対応や機動的な対応を図ることは極めて困難である。また、「その他の特別な情報」の趣旨が不明であるため遵守の管理が困難な状況にある。 発行者等の書面による同意がある場合であっても、親法人、子法人の間又は同一法人内で、非公開かつ顧客の投資判断に影響を及ぼす情報又は顧客の注文の動向に関する情報等を有価証券取引に利用することは弊害となりうるので、現行規制は、法の意図する弊害防止にとって必ずしも効果的な仕組みになってはいない。 発行者等に関する非公開情報の授受については、親子関係等にある場合に、最も利益相反行為の危険性が高いと思われる同一法人内での行為に適用される規制よりも更に厳しい規制を課すことの合理性はないと思われる。	証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第7号、8号	金融庁総務企画局市場課	証券会社の役員が、発行者又は顧客(「発行者等」という。)の非公開情報等(発行者等の重要な情報であって、顧客の投資判断に影響を及ぼす情報、または顧客の注文の動向その他の特別な情報)を親法人、子法人等から受領もしくは提供することは、原則、弊害防止措置として禁止されている。ただし、発行者等の書面による同意がある場合には、非公開情報等の受領及び提供は禁止規定から除かれている。また、電子情報処理組織の共有は、親銀行等又は子銀行等との間で禁止されている。ただし情報の伝達が行えないよう措置されている場合は禁止規定から除かれている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A173		(社)日本経済団体連合会	173	投資顧問業者の役員または重要な使用人の住所に関する公衆縦覧の廃止および住所変更に伴う変更の届出に係る規制緩和[新規]	<p>投資顧問業法施行令第3条にて規定される重要な使用人のうち、同法施行令第3条第2号及び第3号に規定する者についてまで氏名及び住所の届出を義務付ける趣旨を明確にするとともに、届出を必要とする「使用人」の範囲を、他の法令と平仄を合わせる方向で縮減することを検討すべきである。</p> <p>また、投資顧問業法においては、「使用人」の範囲が、投信法よりも広く、また、投信法では不要となっている役員及び使用人の氏名及び住所の公衆縦覧を義務付けられていることについて、その趣旨を明確にすべきである。</p> <p>金融審議会において、投資顧問業法を含めた投資家保護のための投資サービス法制の検討がなされているが、本件の検討はその場でなされるのか、なされない場合には具体的な検討・結論の時期を明確にすべきである。</p>		<p>重要な使用人に該当する者が多数にのぼる場合には、当該者の転勤、退職、住所変更等の際の届出につき、実務上の負担が極めて重いものとなっている。</p> <p>個人情報保護の観点及びセキュリティー上の問題により、近年、公衆の縦覧に供されている情報を利用した犯罪が頻発していることを踏まえ、投資顧問業法に関する制度を見直す必要がある。</p>	<p>有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第5条、第6条、第8条 同施行令第3条</p>	<p>金融庁総務企画局市場課</p>	<p>投資顧問業の登録にあたって、投資顧問業者の役員または重要な使用人の氏名及び住所が記載されており、それらは公衆の縦覧に供されている。また、役員または重要な使用人の住所に変更が生じた場合には変更の届出を行うことが義務付けられている。</p>
5053	5053A174		(社)日本経済団体連合会	174	'持株会'の規制緩和[新規]	<p>上場親会社株式の取得を目的とする子会社持株会については、ガイドラインの規制を緩和すべきである。</p>		<p>子会社役員の子会社株式購入については、親会社の役員とは異なり、未公表の親会社の重要事実を知得する機会が極めて少なく、インサイダー規制の観点からも個人での購入は、比較的自由に行える状態であることから、発行会社の役員持株会設置の趣旨と異なる扱いをすべきである。一方、子会社役員にも、従業員と同様の財産形成目的の上場親会社株式持株会を組成するニーズがあることから、親会社(株主)の承認(役員報酬)を前提に、奨励金を付与することを認めても問題はない。</p>		<p>金融庁総務企画局市場課 日本証券業協会</p>	<p>日本証券業協会の持株会制度に関するガイドライン(以下「ガイドライン」)では、従業員持株会と役員持株会は別に組織し、株式の買付も合同では行えないこととなっている。また、役員持株会は、福利厚生目的ではないため、奨励金支給は行えないこととなっている。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A175		(社)日本経済団体連合会	175	駆動軸重の軸重規制緩和	2軸トラクタ(エアサス)の軸重規制について、フル積載対応海上コンテナけん引用か否かの別に関係なく、軸重制限を11.5トンまでとすべきである。 「『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各省庁からの回答について」(平成16年12月14日内閣府 規制改革・民間開放推進室)において国土交通省は、「平成17年度までに緩和の可能性について検討を行う」と回答し、実証的な検討が進められているが、緩和の方向で結論を得るべきである。		軸重制限の緩和により、物流効率化の促進及び物流コストの低減が期待できる。	道路運送車両法第40条 道路運送車両の保安基準第4条の2第1項 車両制限令第3条第1項第2号 海上コンテナ用セミトレーラ連結車に係る取扱について(平成15年5月9日道路交通管理課長通告) 特殊車両の通行許可に係る許可限度重量の特例措置について(平成15年3月20日道路交通管理課長通告)	国土交通省 道路局道路交通管理課	軸重の制限値は、フル積載対応海上コンテナけん引の2軸トラクタ(エアサス)を除き、10トン以下とされている。
5053	5053A176		(社)日本経済団体連合会	176	特殊車両の通行許可期間の延長	特殊車両の通行許可期間を延長すべきである。		申請事業者および行政事務に係る事務負担とコストを軽減できる。	道路法第47条の2 車両の通行許可の手続き等を定める省令第6条	国土交通省 道路局道路交通管理課	一般的制限値を超える車両が道路を通行する場合には、車両の構造または車両に積載する貨物が特殊であるため道路管理者がやむを得ないと認めるときには、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、車両の通行を許可することとなっている。2004年3月から特殊車両通行許可の「オンライン申請システム」が導入されたことにより、申請手続の簡素化が図られたほか、申請手数料についても、同年6月の規制改革・民間開放集中受付月間の回答において示された方針に基づき見直しを実現した。一旦許可を得ても、許可期間(6ヶ月~1年)の更新が生じた場合は更新申請が、また、申請者及び申請経路等の変更が生じた場合は変更申請が、それぞれ必要となり、申請費用も別途必要となる。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A177		(社)日本経済団体連合会	177	特殊車両通行許可におけるC条件の緩和(1)【新規】	特殊車両の通行許可に付される重量に関するC条件について、車両の前後に接近禁止プレート(点滅式)又はバトランプ、音声アラーム等を設置し、車両の接近を回避する安全対策を講じた場合には、誘導車の配置を免除すべきである。		誘導車の配置を免除することにより、物流コスト、CO2の削減が期待できる。	道路法第47条第21項 車両制限令	国土交通省 道路局道路 交通管理課	一定以上の寸法や重量等を超える特殊車両を通行させようとする者は、道路管理者の許可を受けることが義務付けられており、当該許可にあたっては、車体の総重量や寸法に応じて以下のような条件を付すこととされている。 A条件:徐行等の特別の条件を付さない B条件:徐行及び進行禁止(2台以上の特殊車両が縦列をなして同時に橋、高架の道路等の同一径間を渡ることを禁止する措置)を条件とする C条件:B条件に加え、当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする D条件:C条件に加え、2車線以内に他車が通行しない状態で当該車両が通行することを条件とする等
5053	5053A178		(社)日本経済団体連合会	178	特殊車両通行許可におけるC条件の緩和(2)【新規】	特殊車両の通行許可に付される寸法に関するC条件について、車両の前後に接近禁止プレート(点滅式)又はバトランプ、音声アラーム等を設置し、車両の接近を回避する安全対策を講じた場合には、誘導車の配置を免除すべきである。		誘導車の配置を免除することにより、物流コスト、CO2の削減が期待できる。	道路法第47条第21項 車両制限令	国土交通省 道路局道路 交通管理課	一定以上の寸法や重量等を超える特殊車両を通行させようとする者は、道路管理者の許可を受けることが義務付けられており、当該許可にあたっては、車体の総重量や寸法に応じて以下のような条件を付すこととされている。 A条件:徐行等の特別の条件を付さない B条件:徐行及び進行禁止(2台以上の特殊車両が縦列をなして同時に橋、高架の道路等の同一径間を渡ることを禁止する措置)を条件とする C条件:B条件に加え、当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする D条件:C条件に加え、2車線以内に他車が通行しない状態で当該車両が通行することを条件とする等

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A179		(社)日本経済団体連合会	179	特殊車両通行許可におけるルート別許可条件の明確化【新規】	複数経路の許可申請をした場合、ルートごとの個別要件を明示すべきである。		JIT(ジャスト・イン・タイム)物流など、顧客のニーズに応じた配送が求められる中、現行の運用ではルート選定の効率化が進まない。また、経路によっては、前後の誘導車が不要なケースもあることから、物流コストとCO2の削減が期待できる。	道路法第47条第21項 車両制限令	国土交通省 道路局道路 交通管理課	複数経路の特殊車両通行許可申請を行う際、B条件で通行可能な経路とC条件で通行可能な経路の2つのルートがあるケースでは、経路ごとの許可条件が示されることがなく、すべての経路がC条件になってしまう。
5053	5053A180		(社)日本経済団体連合会	180	車幅2.5m以上の幅緩和車両におけるバラ貨物積載の許可【新規】	車幅が2.5m以上の幅緩和車両に積載する貨物が、例えば、一定の固縛基準を満たした幅広厚板(鉄鋼製品)である場合には、バラ貨物積載を可能とすべきである。		現行の基準では、バラ積み認められておらず、一枚の厚板しか積載することができない。厳格な固縛基準のもと、バラ貨物積載が可能となれば、積載効率が向上し、物流コストやCO2の削減に繋がることが期待できる。	道路法第47条第21項 車両制限令	国土交通省 道路局道路 交通管理課	車幅が2.5m以上の幅緩和車両に積載できる貨物は単体物に限定されている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A181		(社)日本経済団体連合会	181	大量車両登録変更のための特例措置	<p>リース会社等、使用者の異なる大量の車両を所有する者が、その名称もしくは住所を変更または大量の車両の所有権を譲受ける場合、使用者による自動車検査証記載事項変更の申請とは別に、従って自動車検査証の原本提出なくして、車両変更登録または移転登録の申請を行えるようにすべきである。</p> <p>当該申請は、電子申請により行うことを認めるべきである。</p> <p>大量の車両を所有する所有者が変更登録または移転登録の申請をなした車両の使用者は、次回の車検までの間何時でも自動車検査証の記載事項変更の申請を行うことができるようにすべきである。</p> <p>自動車登録番号の変更を伴わない限り、大量の車両の所有者による車両変更登録または移転登録は、車両の当初の登録地に関係なく、所有者の最寄の陸運事務所に申請できるようにすべきである。</p> <p>現在開発中のワンストップ・サービスにおいて、ここに要望する車両変更登録または移転登録に関する情報が全国どこでも即座に入手できるようにシステムを構築すべきである。</p>	<p>リース車の台数は、20年余りで約15倍の267万台(2003年)に増加し、会社によっては10万台超のリース車両を所有している。しかし、現行の自動車登録関係諸手続きは、自動車リース業界のこのような状況を想定していない。</p> <p>最近の経済情勢に伴う事業・業界再編等の増加により、車両登録変更・移転登録申請に関わる困難を経験するリース会社が増加している。また、自動車ディーラーの再編の場合など、自動車リース業界以外の業界も同様な困難を経験している。これら企業行動は、生産性を向上させ、顧客により良いサービスを提供することにつながる。現行の登録関係諸手続きは、これらの障害となっている。</p> <p>大量の車両の所有者による電子申請は、自動車登録についての全国規模の電子システムの活用により、車両の真の所有者を即座に特定することを可能とし、自動車検査証の記載が一定期間変更されないことによる不利益を小さくする。さらに、車両の街頭検査等の取締りや安全かつ円滑な中古車取引にも資する。</p>	<p>道路運送車両法第12条、第13条、第66条、第67条</p>	<p>国土交通省 自動車交通局 技術安全部管理課</p>	<p>車両所有者が、社名変更や住所変更をおこなったり、車両を他企業に譲渡した場合、事由発生から15日以内に、変更登録の申請(道路運送車両法第12条1項)、または移転登録の申請(道路運送車両法第13条1項)を行わなければならない。</p> <p>所有者による上記申請は、申請時に自動車検査証の原本を提出して行われる車両の使用者による自動車検査証記載事項変更の申請と同時に行うことが義務づけられている(道路運送車両法第12条第2項、第13条3項及び第67条)。一方、車両を道路上において運行する場合は、常に車両内に自動車検査証原本を保管することが義務づけられている(道路運送車両法第66条)。</p>	
5053	5053A182		(社)日本経済団体連合会	182	繁忙期における営業所間の車両移動の更なる弾力化	<p>各業界の実態に即し、通達の「繁忙期」に、「年度末繁忙期」として、「2月5日～4月5日」を追加すべきである。</p> <p>また、「一定期間」に関しても、「30日以内」から「60日以内」へ延長すべきである。</p>	<p>以下に示すとおり、月別自動車登録台数をみると2～3月にかけての年度末納期が最も多い。しかし、通達の範囲外であるため、配車前と、配車後に、事業計画変更の事前届出や、道路運送車両法に基づく変更登録を行っている。</p> <p>(2004年国内市場実績で、1月404千台、2月535千台、3月849千台、4月377千台、同2005年実績で1月392千台、2月529千台、3月834千台、4月405千台)</p> <p>そのため、2月5日～4月5日が通達で指定する繁忙期と認められれば、需要に即した機敏な応援が各所で可能となる。また、この期間は、2ヶ月間を通して繁忙期となるため、30日以内しか認められないと、当制度のメリットが生かされない状況にある。当制度の更なる効果的運用のためにも、一定期間の期間延長が必要である。</p>	<p>「貨物自動車運送事業に係る繁忙期における営業所間の車両移動の弾力化について」(1993年11月10日 自貨 第97号)</p>	<p>国土交通省 自動車交通局 局貨物課</p>	<p>繁忙期におけるトラック輸送対策として、通達で指定された繁忙期のうち、一定期間(30日以内)に限り、事業計画変更の事前届出や、道路運送車両法に基づく変更登録の申請を伴わずに、同一事業者の他の営業所に事業用自動車を配車することが認められている。(引越しシーズ:3月15日～4月15日、夏季繁忙期:6月20日～8月20日、秋期繁忙期:9月1日～11月30日、年末年始繁忙期:11月10日～1月10日)</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A183		(社)日本経済団体連合会	183	繁忙期における貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用制限の緩和	貨物自動車運送事業者が、引越シーズンだけでなく、夏期及び年末年始の贈答シーズン、秋の収穫シーズンを含め、毎年の繁忙期にレンタカーを使用できるように認めるべきである。また、事故修理及び整備・点検の代車におけるレンタカー利用を認めるべきである。		物流の需要が極端に増大する時期に対応するためには、事業用自動車の臨時増車などもあるが、短期的な需要に対応するためには、レンタカーを簡便な手続きにより調達し利用するほうが容易である。 現在、短期的な需要や臨時の需要が発生した場合に対応するために、貨物自動車運送事業者とレンタカー事業者は、多大な負担を強いられている。具体的には、レンタカーのナンバーを廃止(減車)し、その車を貨物自動車運送事業者への短期リース車として青ナンバーを取得し、使用後にレンタカーのナンバーに戻す(増車)、ということが各地で行われており、車検の取り直し、許可申請手続き、任意保険の付保変更を含め、多くの手数と費用がかかっている。 貨物運送業界の競争が激化する今日では、運送事業者の効率的な経営体質への転換が急務であることから、短期的な需要や臨時の需要が発生した場合にレンタカーの使用が認められれば、増車による固定費の増加を防止でき、スリムな経営が実現可能となる。レンタカーの貨物車は、事業用貨物車と同一の点検基準により点検整備が実施されており、安全面での問題は無いと考えられる。 物流の需要が極端に増大し、事業用自動車のみではその輸送力の確保が困難となる時期は、年度末及び年度当初の引越シーズンだけではなく、夏期及び年末年始の贈答シーズン、秋の収穫シーズンなどの時期にもあてはまる。	道路運送法第80条2、貨物自動車運送事業法第4条3、貨物自動車運送事業法施行規則第2条4、自動車局長通達(昭和44年10月6日付・自貨第231号・自通第143号)、自動車交通局貨物課長通達(平成12年2月8日付・自貨第17号)	国土交通省 自動車交通局貨物課	年度末及び年度当初において人事異動等に伴う引越輸送が極端に増大し、事業用自動車のみではその輸送力の確保が困難となっている。そこで、引越に係る輸送力の確保に、利用者のニーズに的確に対応するために、貨物自動車運送事業者が、3月15日から4月15日までの間に限り、15日未満の借受け期間で、且つ延長しないことを条件に、引越輸送にレンタカーを使用することが認められている。
5053	5053A184		(社)日本経済団体連合会	184	自動車整備工場の立地に関する規制緩和	環境に配慮し、騒音対策を施した新築の整備工場の場合には、通達レベルの「例外許可」による緩和策ではなく、建築基準法における工場建築面積に関する規制を緩和すべきである。 特に、第1・2種住居地域、準住居地域における現有面積での建替えを可能にすべきである。		建替えが困難な整備工場は、老朽化が進み、環境に配慮した整備工場に建替えようとしても対応できず、工場の環境対策においても、結果的に遅れをとることになる。(例:用途地域見直しにより、準工業等地域が近隣商業・商業地域や、近隣商業・商業地域が準住居地域などに変更があった場合)自動車整備工場は、顧客にできるだけ身近な場所での営業を目指し、環境対策にも積極的に取組んでおり、ISO14001の自主取得をする工場もある。また、人、環境にやさしい整備工場を目指し振動・騒音等の低減を図った設備・機器・工具や建物構造・材質を採用したり、廃棄物回収に際しても積極的に実施している。充分な広さの整備工場を建設する場合は、現状の場所から建替えの場所変更を余儀なくされ、顧客から遠い場所の整備工場になってしまい、利便性を損なわせることもある。	建築基準法第48条	国土交通省 住宅局市街地建築課	建築基準法における土地の用途制限により、住宅地における自動車整備工場の建築は厳しく制限されており、ユーザーにより近い位置での工場の新設、既存の工場の建替えは事実上困難となっている。 実際の運用に当たっては、公聴会の開催(自治体によっては、周辺住民の同意を要する)などの諸要件があり、事業者からみると、なかなか工場の建替えが進まない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A185		(社)日本経済団体連合会	185	ETCの民間利用の促進[新規]	既存のETC車載器、ETCカードによる料金収受システムを駐車場での料金精算など、有料道路通行料以外にも活用できるよう既存システムの用途の拡大や改善などを行うべきである。		ETCの仕組みを活用することにより、駐車場料金精算、駐車場の空きスペースの情報提供と誘導をはじめとして、自動車が入り出すあらゆる場所での応用の可能性があり、低コストで利用者の利便性を向上させることができる。	「有料道路自動収受システムを使用する料金収受事務の取扱いに関する省令」(平成11年8月2日 建設省令 第38号) 「有料道路自動料金収受システムにおける個人情報保護に関する指針」(平成12年3月24日 建設省道有発第19号)	国土交通省 道路局高度道路交通システム推進室	車に搭載されたETCやETCカードの用途は、有料道路における料金収受のみにとどまっている。
5053	5053A186		(社)日本経済団体連合会	186	運行管理者制度に係る規制の緩和	運行管理者の一般講習受講間隔の期間を2年に1度から4年に1度に延長すべきである。		運行管理者の一般講習受講日には業務代行者を充てる必要があることから、受講頻度を減らすことにより業務代行者の手配や業務への負荷軽減を図ることができる。 受講間隔の延長により以下の効果が期待される。 運行管理者の受講に係る拘束時間の減少(現状、平日昼間8時間/回/2年) 運行管理者受講時における業務代行者の手配軽減 受講費用の軽減(一般講習費用 3,000円/回/人)	貨物自動車運送事業法第18条第1項 貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条 独立法人自動車事故対策機構法第13条	国土交通省 自動車交通局総務課	現在、運行車両が1台であっても、当該車両が稼働している限り、営業所毎に所定数の運行管理者を選任しなければならない(貨物自動車運送事業法第18条)。 運行管理者は、自動車事故対策センター(旧、自動車事故対策センター)が開催する一般講習を、2年間に1度受講しなければならない(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条、独立法人自動車事故対策機構法第13条)。 <一般講習の受講対象者> 既に運行管理者として選任されている者又は運行管理者の補助者として運行管理の業務に従事している者が対象。 運行管理者(前年度に実施した一般講習の未受講者)当年度中に初めて選任届出をした運行管理者

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A187		(社)日本経済団体連合会	187	道路占用の復旧方法に関する規制緩和[新規]	道路法の「道路の構造を保全するために必要があると認める場合」という規定に対し、「原則として道路管理者が工事を行う」という取り扱いがなされている例もあることから、「道路の構造を保全するために必要があると認める場合」と道路管理者が判断する場合に限って、道路管理者が自ら行うものであることを道路管理者に周知すべきである。		「道路の構造を保全するために必要があると認める場合」においてのみ工事を「自ら行う」と明示されているのに対し、「原則として道路管理者が工事を行う」となっているケースがあり実質は全ての工事を「自ら行う」場合がある。 事業者の工事完了後に道路管理者が実施する道路復旧工事は、転圧期間を過ぎても復旧工事を実施しないケースがあるが、事業者が復旧工事までを一連で実施した方が本復旧までの道路の維持管理、地元対策等が効率的である。	道路法第38条	国土交通省 道路局路政課	道路法第38条では、「道路管理者は、道路の構造を保全するために必要があると認める場合又は道路占有者の委託があった場合においては、道路の占有に関する工事で道路の構造に係るものを自ら行うことができる」となっている。
5053	5053A188		(社)日本経済団体連合会	188	クレジットカードによる反則金支払の容認[新規]	反則金の支払手段として、クレジットカードによる決済を容認すべきである。		クレジットカードによる決済導入により、インターネットを通じた反則金支払も可能となる。そのことで、警察側も反則金支払有無の管理に要する事務手続きが簡素化される。	道路交通法第127条第1項 道路法施行令52条第11項 道路法施行規則43別記28	警察庁交通 局交通規制課	交通違反による反則金の支払については、所轄の警察署への現金持参または金融機関を通じての支払いのみが認められている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A189		(社)日本経済団体連合会	189	自動車保管場所標章の廃止	自動車保管場所標章の貼付を廃止すべきである。		<p>標章購入コストを削減できる。</p> <p>自動車の保管場所の確保は、道路運送車両法第4条に定める新規登録および同法第12条に定める変更登録の要件となっている。したがって、道路運送車両法において自動車登録ファイルに登録を受け、運行の用に供される自動車は、その時点では、すべて保管場所が確保されていることが確認されていることから、各省庁間のデータの共有化が図られれば、その他に取って車両に貼付し、保管場所が確保されている旨を明示する標章に個別の機能はなく、貼付は不要である。</p>	自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条	警察庁交通規制課	自動車には、国家公安委員会規則に基づき、自動車保管場所標章を表示(後部ガラスに貼付)しなければならない。
5053	5053A190		(社)日本経済団体連合会	190	盗難自動車対策の強化	<p>自動車盗難対策については、政府の国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームが発足し、様々な盗難防止対策が取られ、その効果が現れている。このような状況のもと、自動車盗難犯罪の根絶に向けて、法整備、イモビライザーの普及促進等に加え、以下のような制度の見直し等を図ることが必要である。</p> <p>中古車通関時における、輸出抹消仮登録証明書または輸出予定届出書の厳密な確認(輸出抹消仮登録証明書または輸出予定届出書の申請者が輸出者本人と同一であることの確認)</p> <p>税関または第三者証明機関によるコンテナ内貨物の現物確認の強化</p> <p>インターネットオークションにおける盗難自動車の流通阻止(古物営業法21条の3の申告義務違反に対する行政処分・罰則の制度化)</p>		<p>2004年(暦年)の自動車盗難件数は58,737件を数え、前年よりは減少したものの、5年続けて60,000件前後の高い発生件数を記録している。また、自動車盗難に関する支払保険金は毎年600億円弱に達し、経済的な面からも深刻な社会問題となっている。これまでは外国船員が中古車を持ち出す場合、旅具通関での取り扱いが可能であったが、新制度では日本に居住しない外国船員は輸出抹消仮登録証明書あるいは輸出予定届出書を取得することができないことから、従来のように旅具として中古自動車を輸出することはない。ついで、7月以降、外国船員が輸出抹消仮登録証明書付きの中古車を譲り受けて旅具通関をするなど、道路運送車両法等の主旨に合致しない行為があれば厳正に対応(拒否)すべきである。</p>	道路運送車両法第15条の2 関税法基本通達67-1-20 古物営業法第21条の3	内閣府国際組織犯罪等対策推進本部	<p>近年急増している自動車盗難は、専門的かつ組織的な犯罪集団による盗難車の海外売却を狙ったものが多い、防犯や盗難防止装置(イモビライザー等)の普及などを通じた盗難自体の防止が必要であるが、その効果には限界がある。</p> <p>道路運送車両法の改正により、7月から中古車輸出時には輸出抹消仮登録証明書を取得するか、一時抹消中の車については輸出予定届出書を取得し、税関において輸出時にそれらを確認することになった。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A191		(社)日本経済団体連合会	191	内航海運暫定措置事業の早期解消	暫定措置事業の現状に対応し早期解消に向けた施策を構ずるべきである。		<p>計算上は納交付金の収支の目処は立つものの、建造状況の如何によっては、同事業の解消ができないとも考えられる。</p> <p>新規参入時に多額の納付金が必要なため、コストが高くなり参入の障害となっていること、また既存業者のリプレース時も納付金の差額納付が必要とされリプレースの障害となっていることから、コスト競争力のある事業者が生まれにくくなっている。また、同事業をこのまま実施すると全船リプレースした場合は余剰金発生が見込まれるが、実際は、リプレース時に支払う納交付金差額が2002年度以降漸増し、船主の建造時の負担が大きくなると見込まれるため、リプレース建造費が確保できずに廃業する船主が多数発生し、輸送能力不足に陥る懸念がある。</p> <p>先の国会において審議された「海上運送活性化3法案」の付帯決議の中で、「暫定措置事業の円滑かつ着実な実施」が謳われていたが、このままでは抜本的な解決にならない。</p>	内航海運組合法第8条、第12条、第57条 内航海運暫定措置事業規程	国土交通省 海事局国内貨物課	<p>船腹調整事業の解消に伴い、1998年5月から、内航総連が船舶を解撤する船主に解撤交付金を支払うとともに、新規に建造する船主からは建造納付金を徴収することを柱とする「暫定措置事業」が認可された。</p> <p>同事業は納交付金の収支が相償った時点で解消することとなっているが、多数の解撤に対して建造が少なく、事業解消時期の目処がたっていない。</p>
5053	5053A192		(社)日本経済団体連合会	192	船舶の検査期間の延長及び検査内容の簡素化	造船技術の向上、船舶機器の改善による船舶の耐久性向上に対応し、内航船の検査期間を定期検査6年毎、中間検査3年毎に延長すべきである。また、検査内容の見直しを行い、簡素化すべきである。		<p>船舶の定期検査証書の有効期間は内航・外航及び航行区域の区別なく5年毎に、また中間検査は定期検査と定期検査の間に1回行うと定められているため、定期検査及び中間検査に多くの費用と日数を要することから、物流コスト削減の妨げとなっている。</p> <p>船舶機器の改善等により、船舶の耐久性は飛躍的に向上しており、検査期間を5年に1回から6年に1回としても安全確保は十分に可能である。</p> <p>検査項目についても現状にそぐわないものがあることから、簡素化に向けて検査項目の見直しをはかるべきである。</p> <p>規制緩和により、以下の効果が期待できる。 検査申請費用等の削減効果 ドック入り日数減少による機会損失低減効果</p>	船舶安全法第5条第11項、第10条第11項	国土交通省 海事局検査測度課	<p>船舶は5年に1回定期検査を、また定期検査と定期検査の間に中間検査を受けなければならない。</p> <p>外航船には、船舶の定期検査等の検査間隔は「主管庁の定める5年を超えない間隔」にて実施することとするSOLAS条約の適用があるが、内航船に同条約の適用は無い。</p> <p>参考 ア、船舶の定期検査について 1997年7月より、船舶検査証書の有効期間は4年から5年に延長された。また中間検査についても中間検査の時期に一定期間を設け、その受検の時期の弾力化が図られた。</p> <p>イ、検査内容の見直し、簡素化について 推進用機関及び発電用機関については、1997年6月より、中間検査における開放検査に代えて、保守整備記録及び効力試験によることとなった。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A193		(社)日本経済団体連合会	193	港湾関係工事手続の合理化	<p>港湾関係工事の届出窓口を一本化すべきである。申請書類の締切日を1ヶ月前程度(現行60日程度)に短縮させ、さらに電子申請等の導入により届出業務を簡素化すべきである。</p> <p>届出対象工事を明確にし、例えば以下のような軽微な海上作業の届出は不要とする等の合理化も図るべきである。具体的には、ガイドライン、通達等の文書により明確化すべきである。</p> <p>【軽微な海上作業(例)】 既設設備上あるいは小型船舶による簡易作業(目視確認、測量)程度の工事 工事期間が7日以内の工事 海上汚染、落下等の危険のない工事</p>	<p>棧橋、バース、護岸等工事の届出回数は、1社の例をあげると年40～50回程度に及んでいるおり、往復の移動時間も含め3～4時間/回を要している。届出窓口が一本化され、さらに電子申請等が導入されれば、届出に要する人件費あるいは業務委託費を削減できる。</p>	<p>港湾法第37条第1項、港湾法施行令第14条 港則法第31条、第37条の3 港則法施行規則第16条</p>	<p>国土交通省 海上保安庁 地方自治体</p>	<p>港湾区域内で工事を行う際、工事発注者と受注者は、同内容の工事許可申請を異なる様式で作成し、港湾管理者(港湾事務所)と海上保安庁(海上保安部)へそれぞれ届け出なければならない。 また、先に港湾管理者の許可を得てから、海上保安部の許可を受けなければならないため、両者の許可を得るまでに60日程度のリードタイムを余儀なくされている。工事内容によっては、届出先が追加され、異なる申請書類を作成することが必要となる場合がある。(例えば、浚渫作業では埠頭公社建設発生士受入事務所、埠頭事務所、航行安全管理事務所が追加される)届出対象となる工事の範囲が明確ではないため、軽微な海上作業も含めて全て届け出なければならない(2004年度に同様の要望を提出した結果、「明らかに船舶交通に支障がない工事については許可は不要である」との回答がされているが、その基準が明確でない)。</p>	
5053	5053A194		(社)日本経済団体連合会	194	中型航空機の事業運航基準の見直し	<p>事業運航基準を飛行機の重量・座席数・運航目的等によって細分化し、より運航実態に則したものとすべきである。</p>	<p>中型機には、あまりにも過大な事業運航基準を要求され、実態にそぐわない。 わが国航空法令は、必ずしも国際基準に完全準拠しているというのではなく、国際基準を踏まえつつも、実情に応じた取扱いをしているものと考えられる。本件に関しても、シカゴ条約附属書に定める国際基準を踏まえつつも、実態に即した基準の細分化を図ることは国際基準の趣旨に抵触するものではない。平成15年5月の内閣府「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況」では、当要望に関して検討の必要が回答されており、民間サイドから具体的緩和要求事項を文書にて当局に提出したものの、その後、検討の状況や結論に関して、何ら明らかにされていない。</p>	<p>航空法第104条 航空法施行規則第213条、第214条 運航規程審査要領</p>	<p>国土交通省 航空局技術 部運航課</p>	<p>2000年の法改正により、不定期航空運送事業が無くなり、航空運送事業に統一されたため、5.7以上の旅客機については、大型旅客機から中型ビジネスジェット機を問わず、同一の基準が一律に適用されている。 シカゴ条約附属書に定める国際基準に航空機の最大離陸重量5.7で安全基準の区分けがなされている。</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A195		(社)日本経済団体連合会	195	航空機の航行援助施設利用料の見直し	15t以上100t未満の重量カテゴリーを細分化し、きめ細かい料金設定をすべきである。		30tクラスの中型航空機への負担が大き過ぎる。座席数の少ないビジネスジェット機の航行援助施設利用料の利用者負担を軽減し、需要の拡大を図る必要がある。 シカゴ条約やICAOの理事会声明などの徴収原則には、重量カテゴリーまでの取り決めはなく、各国できめ細かな料金設定は可能である。 米国等に於いては、航行援助施設利用料は一切徴収していない。	航行援助施設利用料に関する告示(昭和46年7月1日運輸省告示第238号)	国土交通省 航空局管制保安部保安企画課	国際運航の航行援助施設利用料は、15t未満120円/回、15~100t未満180,000円/回となっており、最大離陸重量15t以上~100t未満が一律基準となっている。
5053	5053A196		(社)日本経済団体連合会	196	リースエンジンのエンジンログ記載方法の簡素化【新規】	オーバーホール終了後に返却するエンジンの場合、ログブックは英文ログを継続使用し、英文で記載しながら、エンジン返却まで使用できるようにすべきである。		リースエンジン入手時に英文ログから日本語ログに翻訳転記する必要があり、また、リースエンジンを返却する場合には、その逆を行わなければならない、転記する時間と労力が負担となっている。	航空法第58条 航空法施行規則第142条	国土交通省 航空局航空機安全課	オーバーホール中のリースエンジンでも、日本語ログを作成し、英文ログの内容を転記しなければならない。リースエンジンを返却するときも、英文ログに、日本語ログの内容を転記しなければならない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A197		(社)日本経済団体連合会	197	耐空証明の検査認定機への耐空証明書の発行場所の拡充【新規】	耐空証明書を地方の航空機検査官室でも発行できるようにすべきである。		耐空証明書発行の手続きは、現在、郵送が担当者による持込みで行う。郵送の場合、1ヵ月前からの受付が可能であるが、申請後、耐空証明が届くまで数日を要するほか、持込みの場合でも担当者による1日仕事となり効率が悪い。たとえば、名古屋圏は、大阪航空局管轄であることから大阪にまで出向くこととなる。検査後、出来るだけ早く当該機を運航に復帰させる必要があり、現行の方式では、ビジネスのニーズに対応できない。	航空法第10条第6項並びに第7項、第20条 航空法施行規則第40条、第41条	国土交通省 航空局技術 部航空機安全課	認定事業場が検査を行った航空機に対する耐空証明書は、東京と大阪の航空局本局でのみ発行される。
5053	5053A198		(社)日本経済団体連合会	198	通関手続の簡素化・電子化の推進、書類提出窓口の一本化【新規】	税関の地域による指定をなくし、電子通関を活用して国内どこの税関にでも申告できるようにすべきである。また、同一法人が複数の税関で通関業務を行う場合、主たる営業所が一括して税関に提出できるようにすべきである。		主たる営業所が一括して税関に提出することにより、事務作業の効率化が図れる。	通関業法第9条	財務省関税 局業務課	輸出入申告手続を行う際、申告を受け付ける税関が地域ごとに指定されている。また、許可内容変更の届出等を各地の税関ごとに行わなければならない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A199		(社)日本経済団体連合会	199	輸出通関の保税搬入原則の廃止、輸出通関の届出制の導入【新規】	輸出通関の保税搬入原則を廃止し、輸出通関を許可制から届出制にすべきである。		<p>輸出貨物の保税搬入原則があるため、輸出のリードタイムが延び、グローバルSCMオペレーションの効率性が上がらず、わが国輸出企業の国際競争力向上にとって障害となっている。</p> <p>輸出の届出制導入による手続簡素化により、使い勝手の良い貿易手続電子システム、物流システムの構築に道を拓くことになる。</p> <p>欧米先進国、韓国、香港、シンガポールなど主要アジア諸国では、輸出通関は許可制ではなく事後届出制となっており、輸出貨物の保税搬入原則はない。すなわちわが国輸出通関制度は諸外国に例を見ない特異な内容となっている。貿易立国を標榜するわが国の輸出通関制度もグローバル・スタンダードに沿うものにする必要がある。</p> <p>なお、9.11同時多発テロ事件を契機として、米国の24時間事前申告ルールを導入などサプライチェーン・セキュリティ強化プログラムが実施されているが、諸外国では届出制のままセキュリティ管理プログラムを実施していることから、わが国においても輸出通関の届出制の下で、セキュリティ強化と貿易手続・物流の効率化を両立することは可能である。</p>	関税法第67条、第67条の2	財務省関税局業務課	わが国の輸出通関申告制度は下記の内容となっている。 税関長の許可を得て船積・出荷(輸出)する。 輸出通関申告は、保税地域に輸出貨物を搬入しなければ申告できない。
5053	5053A200		(社)日本経済団体連合会	200	省エネ法改正に伴うエネルギー管理士制度の見直しにおける経過措置の検討【新規】	スムーズに新制度に移行するための経過措置を検討すべきである。		<p>現行の熱・電気別々のエネルギー管理士資格を取得するには、かなり高度の専門知識が必要とされており、現行制度のまま両方の資格を兼ね備える人材を確保することは事業者にとって非常に困難かつ過大な負担となることが予想される。新制度への円滑な移行のためには、試験制度や研修制度を見直し、新制度の下で十分な知識を備えた管理士が必要に応じて確保できるような、対応の経過措置が不可欠である。</p>	省エネ法第7条(改正法第8条)	資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー対策課	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)第7条により、事業者は、エネルギー管理指定工場ごとにエネルギー管理士の資格を有するエネルギー管理者を選任しなければならない。現在、エネルギー管理士については、熱と電気という分野に分かれて資格を取得することになっているが、今般予定されている省エネ法の改正により、産業部門における省エネルギー対策について、熱と電気の区分を廃止し、両者を合算して規制することになるのに伴い、エネルギー管理士についても、熱・電気双方の専門的知識を備えたエネルギー管理士の資格保持者を設置することが義務付けられることになる。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A201		(社)日本経済団体連合会	201	1万kW未満の内燃力発電所への随時巡回発電所の適用拡大【新規】	随時巡回発電所の施設が可能な内燃力発電所を1万kW未満から1万kW未満に拡大すべきである。		近年の技術開発の進歩により、中大型ガスエンジンのシリーズ化・標準化及び市場導入が進み、安全性に対する実績も積まれてきた。(2003年度末、都市ガス燃料の1千～1万kWの導入実績は71件116台) また、このクラスでは、随時巡回発電所の施設条件として求められる保護装置類も標準で施設されているものがほとんどであり、本要望の実現による実効性は十分に期待できる。随時巡回発電所になることで、技術員が常駐する必要がなくなるため、人件費の削減効果(年に数百万円/件)が期待でき、導入促進につながる。内燃力発電所とガスタービン発電所において、共通で施す保護装置類については、「電気設備の技術基準の解釈」について、第51条第1項第1号により、12項目が共通であり、それ以外については、内燃力発電所とガスタービン発電所に特有の保護装置のみが施されることになっており、両発電所については、同等の安全設備が施されている。	電気設備に関する技術基準を定める省令第46条(常時監視をしない発電所等の施設) 電気設備の技術基準の解釈について第51条第1項第1号	経済産業省 原子力安全・保安院	随時巡回発電所は、技術員の監視がなくとも異常が生じた場合に安全かつ確実に停止する保護装置の設置が義務付けられていることにより、「電気設備に関する技術基準を定める省令」第46条及び「電気設備の技術基準の解釈」について、第51条「電気主任技術者が担保すべき保安を確保するため兼任が認められている。1千kW未満の内燃力発電所は必要な措置を施設することにより、随時巡回発電所の施設が認められているが、1千kW以上では認められない。一方、ガスタービン発電所に関しては、1万kW未満のものに対し随時巡回発電所の施設が認められている。
5053	5053A202		(社)日本経済団体連合会	202	5万kW未満のガスタービンの「変更の工事(取替え)」の工事計画の届出廃止【新規】	現在、ガスタービン発電所の「変更の工事(取替え)」の際に、工事計画届出が必要な範囲を5万kW以上とすべきである。		近年、技術開発の進展により、航空機エンジン技術を応用した5万kW程度までのガスタービン市場への普及が進んでいる(2003年度末まで、都市ガス燃料の1～5万kWのガスタービンの導入実績は12件、14台。現在は、年間2～3台の導入実績であるが、今後、電力小売の自由化により、特定規模電気事業者(PPS)等への普及が進み、本クラスの需要が高まることが予想されている)。航空機用エンジンは比較的軽量であり、メンテナンスを行う際には、ローテーション方式(取替え方式)が主流となっており、この方式を採用することで、設備の停止期間が短縮でき、電力供給支障へ与える影響が軽減される。しかし、電気事業法第48条第2項により、1万kW以上のガスタービンの取替えは事前届出が必要で、届出受理から30日経過しないと工事を開始できない。従って、不具合により急な取替えの必要が生じた場合、30日間の供給支障が生じるため、ユーザーには大きな問題が生じる。近年、メーカーは5万kW程度までのガスタービンのシリーズ化を行っており、1万kW未満のもの、構造・保護装置等の設計思想が同じであるため、安全性についても1万kW未満と同等程度が確保できる。以上から、5万kW未満のガスタービン発電所でも、工事計画の事前届出なしで取替え工事を行うニーズが高まっている。	電気事業法第48条第2項 電気事業法施行規則別表二 二、変更の工事 (二) 1 (2) 二 4	経済産業省 原子力安全・保安院	1万kW未満のガスタービン発電所は「変更の工事(取替え)」の際の工事計画の事前届出が必要であり、届出なしでローテーション方式のメンテナンスを行っている。一方で、1万kW以上のガスタービン発電所では「変更の工事(取替え)」の際、工事計画の事前届出が必要である。ローテーション方式とは、ガスタービンの点検、故障時等において、予備タービンに取り替えることで、システムの停止時間を短縮するメンテナンス方式を指す。外したタービンは工場等に持ち帰りメンテナンスを行う。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A203		(社)日本経済団体連合会	203	電気事業法第9条第2項による軽微な電気工作物変更届出の廃止【新規】	電気事業の用に供する電気工作物の軽微な変更(事後届出)については、届出の対象外とすべきである。		電気事業法施行規則第11条における「軽微な変更」は、件数が多く、届出の事務負担が大きい一方、届出の政策的意図が明らかでない。軽微な変更の程度であれば、電気の安定供給政策に大きな影響を及ぼすものとは考えられず、電気事業者の自主保安に委ねることとしても問題はない。	電気事業法第9条第2項 電気事業法施行規則第11条	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課	電気事業者は電気事業法第9条第1項において、同法第6条第2項第4号の事項を変更しようとするときは、経済産業大臣に事前届出を行うことが義務付けられている。ただし、電気事業法施行規則第11条で定める軽微な変更を行う場合には、事後届出が認められている。 【参考】 事前届出 2002年: 5件、 2003年: 6件 事後届出 2002年: 114件、 2003年: 105件
5053	5053A204		(社)日本経済団体連合会	204	消防法及び火災予防条例におけるIH調理器と周囲との離隔距離に関する規制緩和【新規】	家庭における電気式調理器(IH調理器等)については、裸火もないことや熱源の容量なども限られていることなど、その特性から考えて、燃焼式に比べてもう少し熱源の近くで換気することが省エネ上も使い勝手も非常に効果が大きいことから、離隔距離の再検討が必要である。		財団法人ベターリビングの「電化厨房における必要換気量に関する基礎的研究委員会(委員長:村上周三東京大学教授(当時))が2005年3月にとりまとめた「電磁調理器を用いた住宅用厨房の必要換気量に関する基礎的調査報告書」によると、電磁調理器の換気量を従来の約半分に低減できるため、省エネルギーに資するということである。この報告書では、レンジフードと電磁調理器との離隔距離を60cm、40cmにした場合、必要換気量はそれぞれ130m ³ /h(捕集率85%以上)、90m ³ /h(捕集率90%以上)と、さらに低減できることが提言されている。電気式調理器は裸火がないことから、その安全性や特質を生かした直上での吸い込みや横引きなど多様な方法がユーザーの使い勝手や省エネ、省CO ₂ の観点などから望まれている。また、非常に火源容量も小さく、本人の使い勝手に任ずる家庭などにあっては、裸火もなく、安全性は従来タイプと比べて格段に大きいと考えられる。また、上記委員会報告書でも、今後の課題は「火災予防上の安全性を低下させることなく、電気式調理器と周囲の可燃物等との離隔距離を短くするための措置を検討していくこと」と指摘されており、現在の規制のあり方について再検討する必要がある。	消防法第9条 条例準則(平成5年2月10日) ガス式フィルター 条例準則(平成6年11月1日) 電気式フィルター 省令(平成14年3月6日)ガス、 電気式レンジフードや周辺物	総務省・消防庁防火安全室	電気式調理器(IH調理器等)は裸火もなく、安全性に優れ、危険性も低いにも拘らず、燃焼式と同様に火源の上80cmの換気扇との離隔距離が設定されている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A205		(社)日本経済団体連合会	205	原子力発電所の設備利用率に関する規制の緩和等	原子炉及びその付属設備の定期検査(定期事業者検査の安全管理審査を含む)の間隔を2年程度に延長すべきである。 官庁立会検査における検査待ち時間の発生を回避すべきである。 定期検査と保安検査の一本化あるいは定期検査の自主検査化及び当面における両検査の重複排除を図るべきである。	(要望理由 右下の続き) 「官庁立会検査における検査待ち時間発生」の回避については、従来の規制改革要望に対して、国が直接行う検査については、国は「24時間検査体制をとることは非常に困難」という回答が示されたが、具体的に何が障害となつてそのような体制をとることが出来ないのか、どのように改めれば達成可能なのか、ということが明確にされていない。どのような条件を整えれば24時間検査体制が可能になるのか明確に回答すべきである。また、国による24時間検査体制が不可能であるのなら、「原子力安全基盤機構の検査官が立会い、その結果を国が確認する」「電気工作物検査官の資格を持つ保安検査官が土日の検査立会を可能な制度とする」「事業者の検査に立会が出来ない場合は、定期事業者検査記録の確認を行う」などの方法により、検査による待ち時間発生が回避される仕組みを構築すべきである。 「定期検査と保安検査の一本化」については、従来の規制改革要望に対して、運用にあたり「当面は効果的かつ効率的に組み合わせる」との回答が示されたが、具体的な対応方針は示されなかった。また、保安検査の検査対象となる保安規定への要求は炉規制で項目のみが規定されているが、具体的な記載、運用の幅や程度が不明瞭であり、担当官の裁量の余地が多分に残されている。 このために、担当官の力量などで検査範囲、程度及び判断が左右されないよう、法律の精神に則り、具体的な記載、運用の幅や程度を明らかにすることで、裁量の余地を極小化するとともに、それぞれの検査を具体的にどのように組み合わせるべきかなどを早急に明確にすべきである。	地球温暖化問題への対応として、発電段階でCO2を発生しない原子力発電を最大限に活用することは非常に有効な方策である。そのため、原子力発電の設備利用率の向上のため、現行法令内で実施可能な措置は積極的に推進するとともに、2005年度規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)において今年度中に結論を得るとされている原子力発電所の設備利用率に係る規制緩和の検討においては、以下を踏まえ、対応すべきである。「定期検査等間隔の延伸」については、従来の規制改革要望に対する回答では、国の定期検査や定期事業者検査の間隔が13ヶ月とされていることについて「一定の合理性」と説明されているが、科学的合理性を持った説明とは言いがたい。運転期間13ヶ月以内に発電を停止しての原子力設備の定期検査が義務付けられていたり、蒸気タービンの定期検査が義務付けられるなど、先進国で採用されていない規制が未だに残っていることに関して、科学的合理性を持った規制制度に見直すべきである。	電気事業法第54条、第55条 電気事業法施行規則第91条 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第16条の2	経済産業省 原子力安全 保安院原子力安全技術基盤課	発電用原子炉及びその付属設備は13ヶ月を超えない時期に定期検査や定期事業者検査の安全管理審査(2003年10月より新規追加)を受けなければならない。また、経済産業省の直接立会検査が実施されている。定期検査時の官庁立会検査は休日及び夜間の受検が出来ず、連続作業のホールドポイントとなっている。供用中の原子炉においては、原子炉等規制法に基づく保安検査と電気事業法に基づく定期検査の両方を受検している。
5053	5053A206		(社)日本経済団体連合会	206	原子力災害対策特別措置法の関係隣接都道府県の定義	原子力災害対策特別措置法第7条第2項の「当該原子力事業所の区域を含む市町村に隣接する市町村を包括する都道府県の知事(所在都道府県知事を除く。以下に「関係隣接都道府県知事」という)について、「隣接」という基準ではなく、原子力事業所からの距離を基準とした概念に改め、その細目は政令で定めるよう変更すべきである。例えば、「当該原子力事業所の防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲を含む市町村を包括する都道府県の知事(所在都道府県知事を除く。以下に「関係周辺都道府県知事」という)」という規制に変更すべきである。	現法令では、都道府県境を有していない所在市町村が、県境を有している周辺の市町村と合併することに伴い、新たに関係隣接都道府県となる都道府県が発生する可能性があるが、この場合、その都道府県が新たに防災業務計画の協議対象となる。現在、その都道府県については必要とされていない協議が、市町村合併に伴う境界の変更という理由により必要となることは、原子力災害対策特別措置法の本来の趣旨に合致しておらず、非効率的である。従って、そのような都道府県が新たに不要な防災対策を講じなくても良いように、防災指針に定めているEPZの概念を考慮した関係周辺都道府県の要件を政令により定めるべきである。昨年の規制改革要望に対する回答では、10条通報を行う際には、「市町村合併に伴って新たに隣接することとなった市町村を有する都道府県についても、このような必要性においては代わるところがなく、仮にEPZの範囲外だったとしても、これを関係隣接都道府県として扱うことが必要である」とのことであったが、現在、必要とされていないことが新たに必要とされる理由が明らかにされていない。また、EPZの範囲にかかると市町村がありながらもその市町村と所在市町村が隣接していない場合は、法律の定義上は「関係隣接都道府県」とならないケースもありうる。法律の趣旨に鑑み、距離を基準とした定義に改めるのが合理的である。	原子力災害対策特別措置法第7条第2項	経済産業省 原子力・安全 保安院原子力防災課	原子力災害対策特別措置法の関係隣接都道府県は、原子力事業所からの距離に関係なく、原子力事業所の区域をその区域に含む市町村と隣接する市町村を含むかどうかだけによって定められる。そのため、原子力事業所から遠く離れていても関係隣接都道府県になる可能性がある。逆に、防災指針(原子力施設等の防災対策について)のEPZ(原子力発電所から半径8~10km)内の地域を含む都道府県であっても、市町村同士が隣接していない場合は関係隣接都道府県にならない可能性もある。さらに、合併等で市町村の境界が変更された場合、原子力事業所の設備等になら変更がなくても、関係隣接都道府県が変更になる可能性がある。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A207		(社)日本経済団体連合会	207	放射線障害防止法関係の届出合理化[新規]	放射線障害防止法に基づく設置届けについては、工場や事業所毎に文部科学大臣に届け出ることとなっているが、取扱容量で区分して、一定の場合(例えば管理区域が機器内部にあるガスクロマトグラフなど)については、届出先を工場・事業所が所在する都道府県知事とすることを検討すべきである。		密封された放射性同位元素を使用する場合、事業所における線源の総量が3.7キガベクレル以下であれば文部科学大臣に予め届け出ることとされているが、添付書類が多様多様に亘るため窓口での対応が必要になることが多い。当該届出は、工場又は事業所ごとに行うことが義務付けられているため、地方の事業所の届出の負担が大きい。	放射線同位元素による放射線障害の防止に関する法律第3条、第3条の2 放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第3条、第4条 放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第2条	文部科学省 科学技術学術政策局原子力安全課 放射線規制室	放射線障害防止法第3条により、放射線同位元素又は放射線発生装置を使用する者は、文部科学大臣の許可を受けなければならないとされている。
5053	5053A208		(社)日本経済団体連合会	208	放射線取扱主任者の選任規定の緩和[新規]	第二種免状の記載に10メガベクレル以下の電子加速器を加え、第二種放射線取扱主任者が扱えることとすべきである。		電子加速器については、工業分野、医療分野、環境分野など様々な利用が進んでいる。(電子線については材料の改質、食品照射、医療器具の滅菌、X線ラジオグラフィ、非破壊検査、がん治療などの医療分野、排煙中の窒素酸化物や硫酸酸化物の除去などでの利用が広がっている。また、放射光については、物性の研究、たんばく質の構造解析、微量元素分析などで用いられる。)わが国の放射線利用の経済規模は約8.8兆円であり、今後も様々な応用が期待されている。中でも利用目的に最適化した小型加速器については、近年その利用が拡大しつつあり、第二種放射線取扱主任者がこれを取り扱うことが出来るようにすることによって利用に弾みがつくことが期待されている。なお、近年の技術発展により、小型加速器については、第二種でも問題なく利活用できるようになっている。	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第34条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第30条	文部科学省 科学技術学術政策局原子力安全課 放射線規制室	放射性同位元素又は放射線発生装置の使用、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第30条に定める区分に従い、放射線取扱主任者を選任しなければならない。(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第34条)

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A209		(社)日本経済団体連合会	209	ハイサルファーC重油の関税の早期撤廃	2006年度以降のハイサルファーC重油関税のあり方について、2005年度までの間に、C重油の需要家の過大な負担が是正されるよう見直しを検討することとなっている。実質上の輸入障壁となっている暫定税率を早急に廃止する方向で早期に結論を出すべきである。		ハイサルファーC重油に対して高率の関税が課されていることにより、ハイサルファーC重油の輸入が非常に困難になっており、結果として国内供給源に依存せざるを得ない状況である。そのため、ハイサルファーC重油の国内消費の5割を占める国内製造業の高コスト構造改善や燃料調達ソースの多様化の大きな障害となっている。国際市場価格での燃料資材調達を可能とし、海外事業者と対等の立場で公平な国際競争を行なえるよう、早急に高率の暫定税率を廃止する必要がある。例えば、紙・パルプ業界では、2003年のC重油消費量は3,498,816kℓであり、紙・板紙の生産量は30,457,986トンであった。C重油1kℓ当たり3,202円の関税が撤廃されれば、紙1トンにつき約368円のコストが軽減されることになる。	関税暫定措置法第2条第1項(平成18年3月31日まで)別表第1:暫定関税率表(2710.19一、(三)B(2)(ii))	資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課	ハイサルファーC重油には輸入に際して、基本の石油税(2,040円/キロリットル)に加え、関税暫定措置法により高率の関税(3,202円/キロリットル)が課されている。
5053	5053A210		(社)日本経済団体連合会	210	自家消費を目的とするC重油の備蓄義務の軽減・免除	自家消費を目的とする需要家の石油製品等の輸入に関して、備蓄義務を軽減・免除すべきである。		石油等の備蓄については、エネルギーセキュリティの観点から「有事の際に一般消費者の生活に影響を与えないこと」をベースに考えるべきである。その観点からすると、一般工業用で企業が自家消費することを目的に石油製品等を輸入する場合については、企業の自己責任で対応すべきものであり、制度として包括的な備蓄義務を課す必要はない。 自家消費のための輸入にまで備蓄義務が課されている現在、輸入量をベースに換算される備蓄義務が課されていることが、海外の事業者と比べて高コストの要因となっている。自家消費を目的とする需要家と一般の石油精製業者等とを区別し、前者については、制度の趣旨にかながみ、備蓄義務の免除あるいは軽減を図るべきである。 また、本来的には、国際的な備蓄水準の確保は国家備蓄をその基軸として考えるべきであり、民間事業者の過度の負担によって達成されるべきものではない。現在、政府の総合資源エネルギー調査会石油分科会石油部会石油備蓄専門小委員会において、国家・民間を併せた備蓄のあり方について、総合的な見直し作業が始められたところであり、この機を捉え、自家消費用C重油の備蓄義務の軽減・免除についても、前向きに検討すべきである。	石油備蓄の確保等に関する法律第5条、第6条	資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課	石油備蓄の確保等に関する法律第5条ならびに第6条により、石油精製業者等は、前12ヶ月の石油生産量、販売量、輸入量などの70日分を基準備蓄量とする備蓄義務が課されている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A211		(社)日本経済団体連合会	211	石油及び可燃性天然ガス資源開発法による開坑届の事前届出期間の短縮【新規】	不作為期間を短縮(例えば、30日間程度)すべきである。		坑井掘削に関しては、既に施業案が認可されており、開坑届を60日前に届け出なければならない必要性に乏しい。また、60日前では、事業者が作業の進捗を見ながら開坑日を決定するのに大きな支障となる。認可申請ではなく、届出であるため、届出受理後の事務処理を効率化する余地は大きく、事業者が速やかに掘削を開始できるよう配慮すべきである。	石油及び可燃性天然ガス資源開発法第35条	資源エネルギー庁資源・燃料部石油・天然ガス課	石油及び可燃性天然ガス資源開発法第35条により、鉱業権者又は租鉱権者は、石油又はガスの採取を目的とする坑井を掘削しようとするときは、掘削しようとする坑井に関し、開坑届を経済産業大臣に提出しなければならないが、届出受理後、60日を経過するまで坑井の掘削を開始してはならないことになっている。
5053	5053A212		(社)日本経済団体連合会	212	鉱業法に基づく施業案の認可に係る処理期間の明文化と処理の迅速化【新規】	施業案の認可の申請・受理から経済産業局長の認可が出るまでの標準処理期間を定めるとともに、当該処理期間を出来るだけ短縮すべきである。		行政手続法第6条により、行政庁は申請が到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めることが規定されている。 現在、施業案については申請から認可に至るまで、2ヶ月程度かかっている。申請後、申請者側は作業に着手できる状況になっているにも関わらず、認可が下りないために1ヶ月以上認可が下りるまで作業をストップさせざるを得なかったという事例もある。施業案の認可申請から認可にいたるまでのプロセスについての予見可能性を高めるとともに、処理期間を出来るだけ短縮するよう努めることにより、探掘事業の効率性を高めることが求められる。	鉱業法第63条 行政手続法第6条	資源エネルギー庁資源・燃料部政策課	探掘権者は、鉱業法第63条第2項により、事業に着手する前に施業案を定め、経済産業局長の認可を受けなければ鉱業を開始することは出来ない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A213		(社)日本経済団体連合会	213	鉱業法に定める鉱区面積の拡大	海上での石油・天然ガス試掘権及び採掘権の鉱区面積の上限を3,500ヘクタールまで拡大すべきである。		海洋での探鉱においては、広い範囲にわたって試掘権の出願をせざるを得ず、現行では必然的に出願件数が多くならざるを得ない。そのため、手続が煩雑になるとともに、手数料(1件につき61,700円)や登録免許税(1件につき90,000円)などの負担が重くなっている。鉱物の合理的開発上やむを得ない場合は面積を超過しても試掘権・採掘権が付与されることになっているが、実際には上限をわずかに上回る程度しか面積超過が認められていない。 諸外国においては、このような小規模な鉱区設定の制度は設けられておらず、比較的細かく鉱区設定がされている英領北海ですら1ブロックは約250平方キロである。	鉱業法第14条	資源エネルギー庁資源・燃料部政策課	鉱業法第14条により、1鉱区的面積の上限は350ヘクタールとなっている。ただし、鉱物の合理的開発上やむを得ないときは、この限りではないとされ、鉱業法施行規則第5条により面積超過の場合の手続が定められている。
5053	5053A214		(社)日本経済団体連合会	214	外国企業との契約に基づく専門的・技術的分野の外国人受入れに係る在留資格の早期整備	政府は上記閣議決定に従い、極力早期に必要な在留資格を整備すべきである。その際、事業活動の実態を反映した現実的かつ柔軟な要件設定を行い、わが国企業、外国企業ともに過度な負担を課すことのないようにすべきであり、在留期間について極力長期なものとするほか、仮に労働基準関連法令等の適用に関わる措置が必要とされる場合には、(1)1名で来日する場合にはその者を管理者とみなす、もしくは受入企業の社員に管理業務を認めること、(2)各種手続きにおいて処分性を伴った行為を介在させないこと、		近年、わが国企業の更なる国際競争力強化に向けて、共同研究・開発、マーケティングやシステム開発のアウトソーシング化等、国境を越えた様々な協力や事業再編等が増えている中、これら外国人を受入れるための制度の整備が強く求められている。しかし、現状では、外国企業がわが国に本店、支店、その他の事業所を有しない場合には、在留資格「企業内転勤」に該当せず、また、わが国企業と当該外国人の間には契約が存しない場合には、在留資格「技術」「人文知識・国際業務」の要件も満たさない。	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	法務省 入国管理局 厚生労働省 等	わが国企業と、わが国に本店、支店、その他の事業所がない外国企業とが一定の契約を締結し、同契約を履行するため当該外国企業に属する専門的・技術的分野の外国人を一定期間わが国に受入れる必要性が高まっているが、このような高度人材がわが国に滞在し必要な業務を行うための在留資格が整備されていない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A215		(社)日本経済団体連合会	215	外国人の介護分野での在留資格の整備【一部新規】	介護福祉士の資格取得者や外国における隣接職種の資格者で一定の日本語能力を有する者等については、当該分野に関わる新たな在留資格を設け、わが国における介護分野での就労を認めるべきである。更には、日本の国家資格を取得するための準備活動の一環として、一定の日本語能力を有する者がホームヘルパー等の公的資格を取得してわが国で就労することを認めるとともに、これら資格を母国で取得できるよう厚生労働大臣等が指定した介護福祉士養成施設や訪問介護員養成研修事業者が日本語教育ならびに日本と同様の課程を実施する分校を海外で設置できる制度を設けることを検討すべきである。		介護は、少子化・高齢化が進む中、将来的に労働力不足が深刻化すると予想される分野であり、わが国の介護サービスの維持・充実の観点から、諸外国より優秀な人材を受け入れることが重要である。今回の日比合意は、とりわけこれまで専門的・技術的分野とみなされていなかった介護分野での外国人の就労の途が開かれた点で、その第一歩として評価できる。しかし、わが国の介護サービスの維持・充実の観点から、EPA交渉において合意した場合に限らず、同分野での外国人受け入れの一層の促進に取り組むべきである。	出入国管理及び難民認定法 出入国管理法 出入国管理法第7条1項第2号の基準を定める省令 社会福祉士及び介護福祉士法 介護保険法	法務省 出入国管理局 厚生労働省	2004年11月に日比経済連携協定が大筋合意に達したことにより、一定の要件を満たすフィリピン人の介護福祉士候補者の入国を認め、日本語等の研修修了後、日本の国家資格を取得するための準備活動の一環としての就労(滞在期間の上限4年)や、国家試験を受験後、国家資格取得者は介護福祉士として引き続き就労することが認められることとなった。同時に、日本語の研修修了後、課程を修了した者に介護福祉士の国家資格が付与されることとなる日本国内の養成施設へ入学する枠組も設けられることとなった。しかし、具体的な受入れ人数については、日本側がフィリピン側と相談して決めるとされ、与えられる在留資格も「特定活動」と暫定的な対応となっている。また、他の外国人については、たとえ介護福祉士の国家資格等を取得しても、介護分野での就労を目的とした入国は認められていない。
5053	5053A216		(社)日本経済団体連合会	216	高度人材に対する在留期間の長期化【新規】	わが国経済社会の様々な分野で活躍する(あるいは活躍が期待されている)「高度人材」の受入れをより一層促進すべく、わが国で長期的かつ安定的に就労することを望む「高度人材」にとって阻害要因となっている最長3年の在留期間について、例えば在留資格「人文知識・国際業務」「技術」「投資・経営」等、総じて専門性が高く(不法滞在者も少ない)分野の人材(いわゆる「高度人材」)については、在留期間を5年に伸張するべきである。同時に、労働基準法の改正により2004年度から高度専門知識を有する者の有期労働契約期間が5年に延長されたこと等も踏まえ、これら高度専門知識を有する外国人が5年の有期労働契約を締結しわが国で就労する際には、その期間に合わせて在留期間を設定すべきである。		2005年3月29日に策定された「第三次出入国管理基本計画」では、専門的・技術的分野の外国人を積極的に受け入れる姿勢を引き続き示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、1回の許可でより長期間の在留期間を決定することとし、安定的に我が国で活動しやすい方策を構築する必要性が指摘されている」として、「在留期間を伸張しても不法就労等の問題を発生させない仕組みを確立することを前提に、高度人材の在留期間の伸長を図っていく。また、併せて高度人材に含まれない専門的、技術的分野の在留資格に係る在留期間の伸長についても検討していく」としている。専門的、技術的分野の中でも、上記の在留資格「投資・経営」等の「高度人材」については、現行の在留期間(3年又は1年)終了までに更新の手続きを行う制度に代えて、一定の報告義務等を課し資格外活動等を行っていないことを証明すること等の手続きを導入することにより、不法就労等の問題の発生を防止することができる一方で、問題のない「高度人材」の身分の安定性は高いと高まる。	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2	法務省 出入国管理局	出入国管理及び難民認定法では、現在、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A217		(社)日本経済団体連合会	217	専門的・技術的分野の外国人労働者の範囲の見直し[新規]	現在では専門的、技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受入れについて、内閣に必要な体制を整備し、政府全体として結論を先送りすることのないよう期限を明確にした上で可及的速やかに検討を進めていくべきである。当面、例えば「技能」の在留資格で認められる活動として、入管法別表第一に定められている「産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動」をより広く解釈して基準省令を見直すとともに実務経験要件を緩和すること等により、わが国の産業競争力、地域経済、ならびに国民生活の維持・強化の観点から必要な外国人受入れを推進すべきである。同時に、「企業内転勤」の在留資格についても、上記見直しを進めつつ、現在認められている「技術」又は「人文知識・国際業務」に加え、「技能」の在留資格に該当する活動を適用する方向で検討すべきである。	今後、労働力人口の減少が不可避的な状況にある中、わが国の国際競争力の維持・強化等を図る上では、わが国にとって付加価値の高い外国人労働者を適切に受け入れていくことが重要である。とりわけ、わが国の競争力の源泉である生産現場や関連サービス分野における高度の技術・技能、知識・ノウハウを有する人材や、豊かな国民生活や地域経済を維持する上で不可欠な人材などをより積極的に受け入れる必要性が高まりつつある。具体的には、マシンキーパー(生産システムのメンテナンスを迅速かつ確実に行うため電気機械等に関する高度かつ広範囲な専門的知識と技能を有する)、セールスドライバー(顧客満足度の向上を図るため単なる商品の輸送だけでなく新規注文・改善提案、要望の受け付けや商品に係わる情報提供等を行うための必要な専門知識・ノウハウを有する)パリエーステのトレーナー(わが国ホスピタリティ産業のサービス向上に不可欠であり日インドネシアEPA協議においてインドネシア側からも関心が示されている)、技能実習修了後の就労(わが国の産業競争力、地域経済、国民生活の維持・強化に必要な分野において特に高度な技能を修得した者の就労で日インドネシアEPA協議においてインドネシア側からも関心が示されている(詳細は要望事項番号220参照))等の受け入れにつき要望がある。	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令	法務省出入国管理局	現在、就労を目的とする在留資格として出入国管理及び難民認定法で定められているのは、「投資・経営」、「研究」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「技能」等の14資格(「外交」、「公用」を除く)であり、このうち、主に企業活動の中で必要とされる各資格の具体的な要件は、出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令にて定められている。2005年3月29日に策定された「第三次出入国管理基本計画」では、専門的・技術的分野の外国人を積極的に受け入れる姿勢を引き続き示し、「現行の在留資格や上陸許可基準に該当しないものでも、専門的、技術的分野と評価できるものについては、経済、社会の変化に応じ、産業及び国民生活に与える影響等を勘案しつつ、在留資格や上陸許可基準の整備を行い、積極的な受入れを進めていく」と指摘するとともに、「受入れに伴うプラスとマイナスの側面を十分勘案しつつ、現在では専門的、技術的分野に該当するとは評価されていない分野	
5053	5053A218		(社)日本経済団体連合会	218	短期滞在在数次査証の緩和措置の徹底と円滑な実施等[新規]	上記緩和措置に関し、各在外公館のホームページ(現地語、日本語、英語)や査証申請窓口等における周知・数次査証取得の奨励等の一層の徹底を図るとともに、査証発給体制の充実・強化により、緩和措置のより円滑な実施を図るべきである。 なお、短期滞在の一次査証の申請において、申請日の翌日から渡航予定日までにワーキングデーが5日間確保されない場合においても、例えば、申請者が数次査証の発給要件対象者などの場合には、審査の上で発給が間に合わない場合もあることを説明した上で、申請者の事情を踏まえた柔軟な受付を実施すべきである。	アジア諸国等とわが国との経済関係の深化に伴い、これら各国で事業活動を行っているわが国企業に所属する各国社員やわが国企業とビジネス関係を有する各国企業に所属する社員が、商用目的でわが国に随時・円滑に入国することが事業活動遂行の上で極めて重要となっている。今回実施された短期滞在在数次査証の緩和措置は、これらに対応する上で極めて有効な措置であり、その周知徹底と円滑な実施が求められる。しかし、在外公館のホームページ等を確認したところ、現時点では、今回の緩和措置が必ずしも十分に掲載されておらず、政府には在外公館の対応ぶりを把握の上、必要に応じてなお一層の措置を講ずるべきである。当会としても各種広報活動に協力していきたい。 なお、数次査証を有しない者が緊急な商用でわが国に出張することが必要な場合も増えているが、申請日の翌日から渡航予定日までにワーキングデー(土日、休館日を除く)が5日間確保されない場合は申請が受理されないなど、査証申請窓口では硬直的な運用が行われているとの指摘がある。	外務省設置法第4条13	外務省領事局	2005年1月より、短期滞在在数次査証の緩和措置が実施され、発給対象国の拡大(一部のアジア諸国16カ国全アジア大洋州諸国35カ国及び3地域)、発給対象者の拡大(管理職・役職を問わず在籍1年以上の職員)、有効期間の延長(1年・3年(ロシア及び中国を除く)APEC加盟諸国人は5年)が行われた。また、2005年3月25日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」において、「短期商用等で我が国に入国するアジア諸国人等に対して数次査証を取得するよう奨励するため、数次査証の発給基準を公表し、在外公館等において周知徹底に努めるとともに、我が国国内においても適宜広報を行う(平成17年度措置)」とされたことを受け、外務本省より在外公館向けにホームページへの掲載等の周知徹底措置に関する通知が発出された。また、同通知において、上記の標準処理期間については、問題がない場合は申請翌日から起算してワーキングデー(土日、休館日を除く)5日目に査証	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A219		(社)日本経済団体連合会	219	台湾修学旅行生等への査証の免除[新規]	現在、台湾住民の査証取得等に関し各種の緩和措置が講じられているが、同住民の日本への更なる観光誘致のためにも、短期滞在査証の免除措置が引き続き実施されるよう(少なくとも修学旅行生に対し)、関連法の改正も含め、所要の措置を早急に講ずるべきである。		わが国観光産業及び地域経済の振興ならびに人的交流の促進による国際的な相互理解促進等の観点から、わが国が観光立国を実現するための基盤整備は極めて重要である。とりわけ査証については、規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)でも指摘のある通り、日本の治安への影響を考慮しつつ、問題のない国・地域に対する査証免除対象国の拡大を図っていく必要がある。台湾住民(とりわけ修学旅行生)については、日本における治安等へのリスクは他の査証免除対象国と比較しても高いとは言えず、査証免除は問題ないと考える。	二千五年日本国際博覧会への外国人観光旅客の来訪の促進に関する法律 外務省設置法	外務省領事局	2004年9月1日より台湾修学旅行生に対して査証申請提出書類の簡素化、査証料免除措置が実施されている。また、「二千五年日本国際博覧会への外国人観光旅客の来訪の促進に関する法律」に基づき、愛知万博期間中(2005年3月11日～2005年9月25日)は、身分証番号が記載された台湾護照(旅券)を所有する台湾住民に対して短期滞在査証が免除されているが、同法は愛知万博の終了日に失効することとなっている。なお、香港については、2004年4月1日より香港特別行政区(SAR)旅券所持者及び英国海外市民(BNO)旅券所持者(香港居住権者)に対して査証免除措置が実施されるとともに、中国についても、30日以内滞在予定の修学旅行生に対し短期滞在査証が免除されている。
5053	5053A220		(社)日本経済団体連合会	220	在留資格認定証明交付申請手続きの代理人範囲の拡大[新規]	代理人の範囲を拡大し、本邦に上陸しようとする外国人に代わり、当該外国人と契約を結んだ本邦機関の職員や当該外国人が転勤する本邦の事業所の職員に加え、これら本邦機関・事業所の人事・採用業務などを担当する機能分社(グループ会社)など密接な関係を有する一定の本邦機関の職員も代理人として、地方入国管理局に申請書を提出する手続きを行うことを認めるべきである。		経済のグローバル化が進展する中、わが国企業の更なる国際競争力強化に向けて、国籍を問わず優秀な人材を確保することが急務となっており、既に多くの高度人材が国境を越えて頻りに移動し活動する状況となっている。一方で、グループ経営の法制度が整ってきたことなどを背景に、企業が専門機能を分社化し、グループ内業務を集中管理する事例が増えているが、在留資格認定証明書交付申請手続を含め現行法令の多くは、こうした機能分社を想定していないため、事業展開の妨げとなっている。機能分社の目的は、経営の効率化、遵法の精神に則った当該業務の専門性強化、品質の向上を図ることであり、例えば親会社の連結対象子会社等で当該業務の委託契約に基づきグループ企業の人事・採用業務を行う場合、これらの職員は業務の遂行にあたって十分な専門性を有し当該外国人が契約・転勤する機関の活動の詳細を理解しており、書類の提出を代理しても支障はない。	出入国管理及び難民認定法第7条の2 同施行規則第6条の2 施行規則別表第4	法務省入国管理局	出入国管理及び難民認定法では、在留資格認定証明書交付申請について、本邦に上陸しようとする外国人に代わり、当該外国人を受け入れようとする機関の職員その他の法務省令で定める者が代理人としてこれを行うことができる定められているが、法務省令では、代理人の範囲について、例えば、在留資格「研究」「技術」「人文知識・国際業務」では「本人と契約を結んだ本邦の機関の職員」に、同「企業内転勤」では「本人が転勤する本邦の事業所の職員」に、限定されている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A221		(社)日本経済団体連合会	221	公表制度により公表されている企業に対する優遇措置(輸出許可の申請時における輸出管理社内規程受理書提出の免除)(新規)	上記の宣言を提出し、経済産業省のHPに公表された企業に対しては、既に輸出管理規程を届け出ているとみなし、輸出許可申請時に輸出許可書への輸出管理社内規程受理書の添付を免除すべきである。		輸出企業において、輸出許可の申請時毎に輸出管理規程届出書受理書を提出することは、その受理書が最新のものであるかの確認作業等を必要とするため、作業工程を増やすこととなり、作業効率の低下を引き起こす要因となり得る。特に、一般包括輸出許可の適用できない製品を取り扱う企業においては、個別の輸出許可の回数が格段に増えるため、実務の煩雑化を引き起こしかねない。更に、「輸出管理社内規程の届出様式等について(輸出注意事項17第9号)」において、公表制度により公表されている企業は既に輸出管理社内規程を提出し、それに基づき輸出管理を実施しているものとする趣旨にそぐわないものである。輸出許可申請時に輸出管理社内規程届出書受理書の提出義務を廃止することにより、企業における作業効率の改善が期待できる。	「輸出貿易管理令の運用について:1-1輸出の許可(2)輸出の許可申請」 「輸出管理社内規程の届出様式等について(輸出注意事項17第9号)」	経済産業省貿易経済協力局貿易管理課	「輸出貿易管理令の運用について:1-1輸出の許可(2)輸出申請」では、輸出許可申請時、輸出許可書とともに、輸出管理社内規程受理書の写しの提出を義務付けている。 一方、2005年2月25日に公布された「輸出管理社内規程の届出様式等について(輸出注意事項17第9号)」では、輸出管理規程届出企業のうち、「輸出管理社内規程の実施状況について(宣言)」を提出した企業については、経済産業省のホームページに公表されることとなった。
5053	5053A222		(社)日本経済団体連合会	222	WTO政府調達協定の適用対象機関からのNTTグループ各社の除外	NTTグループ各社(NTT持株会社、NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ)を政府調達に関する協定の適用対象機関から除外すべきである。とりわけ、完全な民間企業となっているNTTコミュニケーションズ社の適用除外については、協定締約国に対し、早期に必要な働きかけを行うべきである。		民営化されたNTTグループ各社は、通信業界におけるグローバルな競争が急速に進展している中で、事業展開を余儀なくされており、また経営努力により一層の合理化、コストダウンを求められている。こうしたなか、NTTグループ各社は、政府調達協定の対象機関として、煩雑な手続きを行うことにより、購入に至るまで2.4～5.5カ月という長期間を要したり、海外製品の調達額の集計を求められる等、多大な負担を強いられている。こうした手続きは、機動的なビジネスを阻害し、諸外国の企業と比べて非常に不利な状態となっており、対象機関から除外されれば、ビジネスのニーズに合せて迅速で柔軟な調達が可能となる。	政府調達に関する協定(1996年)付属書 付表3	総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課	NTTグループ各社は、民営化され市場の監視を受けているにもかかわらず、「WTO政府調達に関する協定」において、中央政府、地方政府及び他の特殊法人と並んで同協定の適用対象機関として定められ、協定で定める手続きに従って調達手続きを進めることが義務付けられている。 また、わが国は、自主的措置として、政府調達における供給者の利便性向上等の観点から、「物品に係わる政府調達手続き」等を定めており、協定対象機関には、より詳細かつ対象範囲が広い調達手続きが求められている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A223		(社)日本経済団体連合会	223	農業生産法人以外の株式会社等の法人による農地の取得・保有の容認	農業生産法人以外の株式会社等の法人による農地の取得・保有を認めるべきである。		株式会社形態で農業経営を行うことにより、農業にマネジメントの概念を導入し、資金調達や人材確保等さまざまな面で株式会社のメリットを活かすことが可能になるが、現行の農業生産法人制度のもとでは、出資比率、役員構成などについて制約が多く、株式会社形態の有利性を十分発揮することが困難となっている。これまで構造改革特区で認められていた農業生産法人以外の株式会社等の法人によるリース方式での農業への参入の全国展開が実現したことは評価できる。今後は、農業経営の更なる基盤強化に向けて、農業生産法人以外の株式会社等による農地の取得・保有を認めるべきである。	農地法第2条第7項	農林水産省 経営局構造改善課	農地法では、法人による農地の所有は、農業生産法人にのみ認められている。株式会社形態の農業生産法人も認められているが、株式譲渡制限、出資比率、役員構成などに関して厳しい要件が課されている。
5053	5053A224		(社)日本経済団体連合会	224	農業振興地域整備計画の変更ならびに農地転用許可にかかる申請受付頻度の見直し【新規】	農振除外ならびに農地転用許可の申請受付の頻度を高めるべきである。 少なくとも農振除外の申請については、農地転用許可の手続きと同じく、毎月1回受け付けることとするよう、地方自治体の運用の改善を図るよう周知徹底するとともに、必要に応じて指導・勧告を行う等適切な処置を行うべきである。		1回申請のタイミングを逃すと次回受付まで、農振除外の場合は数ヶ月、農地転用の場合は1ヶ月待たなくてはならず、新たな土地利用ニーズなど情勢の変化に機動的に対応することができない。	農地法第4条、第5条 農業振興地域の整備に関する法律第13条	農林水産省 農村振興局 農村政策課	農地転用には農林水産大臣または都道府県知事の許可が必要となっている。なお、農業振興地域の農用地区域内の農地は原則として転用が認められないため、当該農地については転用許可申請に先立ち、農用地区域からの除外(農振除外)を受けなければならない。農振除外の申請受付の頻度は市町村により異なっており、例えば各市町村ホームページへの掲載情報によると、年2回(群馬県高崎市、群馬県伊勢崎市、静岡県掛川市)、年3回(栃木県真岡市)、年4回(愛知県豊田市、佐賀県佐賀市)等となっている。また、農地転用の申請については、各市町村において毎月1回締切日が設定されている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A225		(社)日本経済団体連合会	225	とうもろこしの関税割当制度の見直し	コーンスターチ用とうもろこしの国産いも澱粉との抱き合わせ比率を緩和し、コーンスターチ用とうもろこしに係るユーザー負担を軽減すべきである。		「『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各省庁からの再回答について(2005年1月19日)」で農林水産省は、「でん粉原料用のばれいしょ及びかんしょは、北海道及び南九州の畑作農業にとって不可欠な作物であり、その再生産を確保する必要がある」と回答しているが、WTO国際交渉の進展等も踏まえ、関税等の国境措置は縮小・廃止する方向で見直すことが必要である。	関税暫定措置法第8条の6第2項 関税割当制度に関する政令第1条 とうもろこし等の関税割当制度に関する省令第6条	農林水産省 生産局特産振興課	コーンスターチ用とうもろこしの関税は、譲許税率では50%または12円/kgであるが、関税割当制度のもとで、国産いも澱粉の購入を条件として、コーンスターチ用とうもろこしの関税を無税とする措置が講じられている(国産いも澱粉1の購入に対して12のコーンスターチ用とうもろこしの関税割当枠)。
5053	5053A226		(社)日本経済団体連合会	226	外国産小麦の政府売り渡し価格の引き下げ	外国産小麦の政府売渡価格を、小麦粉調製品・小麦二次加工製品の関税水準(約20%)を目途に、計画的かつ継続的に、1.2倍程度にまで引き下げるべきである。		小麦については国家貿易が行なわれており、わが国の小麦需要量の約9割を外国産小麦が占めている。「規制の現状」にある通り、外国産小麦には70-80%の関税が課せられていると同様の状況であり、関税率20%前後の安価な小麦粉調製品等の輸入が増加する中で、麦加工産業は国際競争力の面で非常に不利な状況に置かれている。2004年12月の麦政策検討小委員会とりまとめ(案)において、「内麦助成金については、(中略)当面、引き続き、実需者の負担を求めることが妥当」とされており、国内産麦の保護に要するコストを実需者・消費者の負担によるマークアップで賄う仕組みは手付かずとされた。今後、経営安定対策の具体的内容が固まった段階で最終的な取りまとめを行なうとのことであるが、新たな「食料・農業・農村基本計画」(2005年3月25日閣議決定)においても改革の方向性としては品目横断的政策への移行が決まっている以上、麦に係るコストプールの方式を見直すべきである。また品目横断的政策の財源については、麦のマークアップに依存するのではなく、財政負担を基本とすることが適当である。	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第43条	農林水産省 総合食料局 食料企画課	生産者手取りの約7割を占める麦作経営安定資金の財源は、いわゆるコストプール方式によって外国産小麦の売買取差益で賄われており、その結果、麦加工産業への外国産小麦の政府売渡価格は輸入価格の1.7-1.8倍となっている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A227		(社)日本経済団体連合会	227	糖価調整制度の更なる見直し	輸入糖に係る調整金徴収制度を見直すとともに、国内産糖の位置づけ、国内産糖の生産振興とその費用負担のあり方などについて検討を深め、国内砂糖価格の引下げを実現すべきである。		「砂糖及び甘味資源作物政策の基本方向(2005年3月)」において糖価調整制度の維持が明示されたが、現行制度の下では、国産糖生産者・製造者におけるコスト削減へのインセンティブが働かず、国産糖と輸入糖の大幅な内外価格差は縮小しない。消費者・ユーザーに合理的な価格で安定的に砂糖を供給するために、生産者・製造者のみならず消費者・ユーザー等からも広く意見を聞いた上で、糖価調整制度を抜本的に見直すべきである。	砂糖の価格調整に関する法律第3条、第5条、第8条、第19条	農林水産省 生産局特産振興課	政府は砂糖の輸入業者から調整金を徴収し、国内産糖と輸入糖の価格が同水準になるよう調整している。また、国内の農家から最低生産者価格以上で甘味資源作物を買い入れた国産糖企業に対し、国内産糖交付金を交付している。
5053	5053A228		(社)日本経済団体連合会	228	幼児の定期健康診断における検査方法の見直し[新規]	視力、聴力について、乳幼児の実態を踏まえた簡便な検査方法を認めるとともに、通達等によりその旨を明示すべきである。		聴力、視力の検査方法については、0歳～5歳の乳幼児本人の判断を通して検査結果を求めることが困難である。具体的には、(1)現行の視力検査器では、器具に表示してある文字や数字などを識別できないケースが多い、(2)聴力検査について、必要な器具を使用した場合でも、音の高低や、音の長さなどに関する判断を乳幼児が行うことは難しく、検査が行いにくい。 乳幼児の発達を踏まえた新しい検査方法や技術的基準等を確立するとともに、書面にてその内容の周知徹底を図るべきである。	学校保健法第6条1項 同法施行規則第1条、第4条、第5条	文部科学省 スポーツ・青少年局 学校健康教育課	学校保健法において、幼児についても定期的に健康診断を行わねばならないとされている。検査項目のうち、視力と聴力の定期検査方法・技術的基準は以下の通りとなっている。 視力:国際標準に準拠した視力表を用いて左右各別に裸眼視力を検査し、眼鏡を使用している者については、当該眼鏡を使用している場合の矯正視力についても検査する。 聴力:オージオメーターを用いて検査し、左右各別に聴力障害の有無を明らかにする。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A229		(社)日本経済団体連合会	229	単位累積加算制度の導入[新規]	生涯学習の意識の高まりに対応する観点から、例えば大学評価・学位授与機構の学位授与制度の活用などを通して高等教育の質の保証に留意しつつ、高校卒業者が科目等履修生として大学の一定の単位を修得した場合、学位を取得できようにすべきである。		「知識基盤社会」の実現には優れた人材の養成が不可欠であり、実社会で働く人が高等教育で学びなおす魅力を高めることが必要である。このため、高校卒業者が科目等履修生として学位を取得し得る道を拓くことが重要である。	学位規則第6条	文部科学省 生涯学習局 高等教育局	大学卒業者以外の者に対する学士の学位の授与については、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は学位規則第6条のいずれかに該当することが要件とされる。 学位規則第6条 一 大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者 二 専修学校の専門課程を修了した者のうち法第82条の10の規定により大学に編入することができるもの 三 外国において学校教育における14年の過程を修了した者 四 その他前3号に掲げる者と同等以上の学力がある者として文部科学大臣が別に定める者 このため、高等教育未履修者(高校を卒業後大学などに進学しなかった者)は、科目等履修生の立場で単位を積み上げても、学位を取得することができない。
5053	5053A230		(社)日本経済団体連合会	230	企業グループ内における有償での法務サービス提供の解禁	企業グループ内における有償での法務サービス、法務部門による自社の訴訟代理を解禁すべきである。 企業グループ内における有償での法務サービスとは以下の通りである。 親会社の法務担当者による子会社または関連会社に対する法務サービスの提供 子会社または関連会社の法務担当者による親会社に対する法務サービスの提供 子会社または関連会社の法務担当者による他の子会社または関連会社(いわゆる兄弟会社)に対する法務サービスの提供		近年、各企業は、経営資源の大幅な見直しを行い、経理、財務、総務、人事などの業務については、親会社あるいは専門の子会社が、有償で企業グループ内の各社にサービスを提供する体制を構築している。 しかし、弁護士法の規定により、法務サービスの提供が禁止されており、経営資源の適切な集中による企業経営の効率化が図れない。そもそも弁護士法の規制の趣旨は、適切でない者が法務サービスを有償で引き受けることを防止し、もって法律サービスの依頼者を保護するものと考えられるが、グループ内の法律サービスの提供により依頼者の利益が害される恐れはない。「全国規模の規制改革・民間開放要望」に対する各省庁からの再回答について、(2005年1月19日)において、法務省は昭和46年の最高裁判例を引用して回答している。しかし、同判決は規制違反の是非については述べているが、規制存置の是非については述べているものではない。企業グループ内で法務サービスを提供することについて、具体的な弊害がないのであれば解禁すべきである。また、上記の再回答において、法務省は、「当事者・関係者が反社会的勢力であるかどうかと、他人の法律事務を取り扱う者が反社会的勢力かどうかとは、次元が異なる問題である」とも述べているが、規制存置の観点から、どう次元が異なるのかが明確ではない。 さらに、訴訟代理の問題について、法務省は、他人の訴訟の代理は法曹資格がある者に限るとする観点から代理は認めないとしているが、要望の趣旨は法曹資格を有する者に限らなくてもよい場合があるというものであり、その観点を踏まえて検討を行うべきである。	弁護士法第72条、第77条第3号	法務省大臣 官房司法法制部	弁護士法第72条は、弁護士資格のない者が、報酬を得る目的で他人の法律事務を取り扱うことを禁じている。同条は、親会社の法務担当者が子会社の法律事務を取り扱うことも禁止していると解釈されている。この点については、2003年12月8日に示された法務省の見解によって、コピー代等の実費は報酬にあらず、「法律事務」に該当するためには、事件性が必要という方針が明らかにされ、企業グループ内における法務サービスの提供に一定の理解が示されたものの、完全子会社であっても法人格を別にする以上は、あくまで「他人」であることが明確にされた。また、同見解によっても、子会社から報酬を得て具体的な紛争に関連した法務サービスを提供することは、依然として弁護士法第72条に抵触することになる。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A231		(社)日本経済団体連合会	231	税理士試験における受験資格の緩和[新規]	税理士試験の受験資格を撤廃すべきである。		税理士試験は、税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するか否かを判定するための認定試験であるが、司法試験、公認会計士試験、弁理士試験など、他の認定試験では受験資格は課されていない。受験者層の多様化と受験者数の増加を図り、一定の資質を有する多様な人材を多数輩出するため、税理士試験についても受験資格を撤廃すべきである。	税理士法第5条、第6条	国税庁国税審議会	税理士試験の受験資格は、税理士法第5条により一定の学識、実務経験、他資格保有、のいずれかに該当する者と定められている。
5053	5053A232		(社)日本経済団体連合会	232	国家公務員採用の受験資格における年齢制限の撤廃	国家公務員採用試験における受験資格としての年齢制限を撤廃すべきである。		国家公務員の採用試験においては、人事院規則によって年齢制限が課せられており、採用に係る官民のイコールフットリングが図られていない。 「『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各官庁からの再回答について」(平成17年1月19日 内閣府 規制改革・民間開放推進室)において人事院は、「平成16年度中を目標に基本的な方向性について結論を得たいと考えているところ」と回答しているが、未だにその結論が公表されておらず、早期に基本的な方向性を示すべきである。	国家公務員法第44条 人事院規則8-18(採用試験)第7条、別表第3	人事院人材局試験課	人事院規則8-18別表第3により、各試験ごとに受験資格(年齢制限)が定められている。例えば、国家公務員種試験を受験できるのは、採用試験の告知の属する年度の4月1日における年齢が21歳以上33歳未満の者とされている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A233		(社)日本経済団体連合会	233	電子式複合計器における最大需要電力計の検定試験方法の見直し	電子式複合計器の構造や動作原理に応じた検定試験方式を採用すべきである。		<p>分離型の機械式最大需要電力計は、パルス信号の受信に起因する機構誤差や表示部の表示誤差が発生する可能性があるが、電子式複合計器は最大需要電力計と電力量計が一体となっており、1つの電子回路と演算を行うソフトウェアによって計量がなされるため、表示誤差も機構誤差も発生しないという特徴がある。</p> <p>したがって、電子式複合計器の最大需要電力計部の検定試験は、電力量計部との表示の整合性を確認することによって、計量の確かさを確認することが可能である。「全国規模の規制改革・民間開放要望」に対する各省庁からの再回答について(2005年1月19日)において、経済産業省は「本要望を踏まえ、計量制度全体の整合性を勘案しつつ、適正な計量の実施を確保することを前提とした検定試験作業の効率化に資する検討を17年度に行う予定」と回答しており、上記の試験方式を採用する方向で着実な検討がなされることを求めている。</p>	計量法 第16条、第71条 特定計量器検定検査規則 第657条、第658条、第659条、第679条、第680条	経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力市場整備課	<p>機械式の電気計器は、計器本体と分離型の最大需要電力表示装置で構成されており、計器本体と最大需要電力表示装置との間でパルスを受け渡すため、表示誤差と機構誤差について検定を行うことが義務付けられている。この検定は、計器本体と最大需要電力表示装置が一体となっている電子式複合計器にも義務付けられている。</p> <p>この結果、最大需要電力計の検定試験では、表示誤差と機構誤差を確認するため、30分ごとの計測値を10回測定して誤差変動を確認する必要があるため、長時間の検定試験作業を要している。</p>
5053	5053A234		(社)日本経済団体連合会	234	電子式時間帯別計器の検定の見直し	電子式時間帯別計器の検定対象を全日計量値のみ(時間帯別計量値の検定を廃止)とし、時間帯別計量値の記録・表示については型式試験において確認するよう見直すべきである。		<p>電子式時間帯別計器は、一つの検出部が計量した全日計量値(デジタルデータ)を時間帯ごとに区分して記録・表示する構造となっているため、検出部の確からしさが担保されていれば、機構上、時間帯別の計量値に誤差は生じない。また、こうした機構上の特質の確認は計器の型式試験において確認することが可能である。規制改革・民間開放推進3か年計画(2005年3月25日閣議決定)においては、「時間帯別電力計の検定を廃止することは困難であるが、当該検定作業の効率化等による手数料の見直しについて2005年度も引き続き行う」とされているが、手数料の見直しではなく、検定対象の見直しに向けた検討を行い、全日計量値のみの検定を認める方向で結論を得るべきである。</p>	計量法第16条 特定計量器検定検査規則第13条	経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力市場整備課	<p>複数の表示機構を有する特定計量器は、全ての表示機構について検定に合格する必要があるが、一つの計器で複数の時間帯の電力量等を計量する時間帯別計器においても、時間帯ごとに検定を受けることが義務付けられている。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A235		(社)日本経済団体連合会	235	計量法におけるガスメーターの型式承認機関の拡大[新規]	民間機関においても、ガスメーターの計量機能部分の型式承認ができるようにすべきである。		一つのガスメーターについて保安機能部分と計量機能部分の型式承認を別の機関で行っているため、手続が煩雑である。計量機能部分の型式承認を民間機関にも認め、「ワンストップ承認」による手続の簡素化を図るべきである。	計量法第76条、計量法施行令第22条、計量法施行規則第2条第5項	経済産業省 産業技術環境局知的財産基盤課	ガスメーターは計量機能部分とマイコン制御による保安機能部分から構成されている。保安機能部分について法規制はなく、民間機関において型式承認を自主的に実施しているが、計量機能部分については、計量法第76条第1項に基づく同法施行令第22条の規定により、産業技術総合研究所において型式承認を受けることが義務付けられている。
5053	5053A236		(社)日本経済団体連合会	236	公共工事等のコスト削減に向けた官公需法等の見直し	VFM(バリュー・フォー・マネー)の観点から、中小企業者向け契約目標比率を段階的に適正化するべきである。中でも、直接的な請負(納品)業者を対象を限定している契約目標額・目標比率の算定基準を見直し、二次以下の請負(納品)業者を対象に加えることについて検討すべきである。		中小企業者向け契約目標比率は、官公需施策発足当時の1966年度の27%弱から、2004年度には45.7%に上昇している。中小企業者の受注機会の増大を図るための措置として広く行われている分離・分割発注は、公共工事等のコストアップと非効率性(工期の長期化等)を助長するおそれが強い。分離・分割発注の是正により、公共工事等の分野における技術力やコストに着目した健全な企業間競争が実現し、国等や地方公共団体は低廉で質の高い社会資本の整備等が可能となる。「規制改革・民間開放推進3か年計画」(2005年3月25日閣議決定)においては、「中小企業政策審議会基本政策部会・中小企業経営支援分科会取引部会中間とりまとめ～今後の官公需施策の在り方について～」(平成16年6月17日)を取りまとめ、結論を得たとされている。しかし、「中間とりまとめ」は課題を提起したに過ぎないため、官公需契約種別(物件、工事、役務)について具体的な改善方策を検討し、公共工事の非効率性を改善する観点から中小企業者向けの官公需契約の目標額を再考すべきである。	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律 中小企業者に関する国等の契約の方針 各地方公共団体の競争入札実施要領	経済産業省 中小企業庁 事業環境部 取引課	官公需法第4条に基づき、国は、毎年度、国等の契約に関し、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を作成し、閣議決定している(2004年度の中小企業向けの契約目標は約4兆5023億円となっており、官公需総予算額の45.7%を占めている。)この目標を達成するため、国等が行う公共工事等の発注は、高度な技術力やマネジメント力、品質保証等を要求される大規模公共工事等を含め、広く分離・分割発注されるため、公共事業の非効率性が改善されていない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A237		(社)日本経済団体連合会	237	公共工事にかかる地域要件設定の運用改善	公共工事の入札参加資格にかかわる地域要件の設定については、入札参加者を過度に制限することなく、運用の改善を図るべきである。		過度の地域要件の設定により、地元事業者でない(あるいは受注実績がない)という理由のみで、高い技術力やコスト競争力を有する他の地域の事業者(あるいは他の地域で同種工事の実績を有する事業者)が入札に参加できなくなっている。こうした運用を是正することにより、公共工事の分野における技術力やコストに着目した健全な企業間競争が実現され、国等や地方公共団体は低廉で質の高い社会資本の整備等が可能となる。「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」においては、「過度に競争性を低下させる運用とならないよう、今後、国において、地方公共団体における地域要件の設定の在り方について基本的な考え方を検討し、その結果を地方公共団体に対して周知する。また、地域要件設定の理由の公表については、早急を実施するよう要請する」とされているが、実際には運用の改善が図られていない。	地方自治法第234条 地方自治法施行令第167条の4、第167条の5、第167条の5の2、第167条の11	総務省自治行政局自治政策課 国土交通省大臣官房地方課	公共工事の入札参加資格については、地元の中小事業者を優先する政策目的などから、発注者の行政区域内に主たる事業所(本社)あるいは営業所を置いていることや、過去の工事受注実績等を入札参加資格としたり、入札招請者の指名にあたり考慮することなど地域要件の設定が広く行われている。
5053	5053A238		(社)日本経済団体連合会	238	警備業法における「機械警備業務の一体化」の見直し[新規]	機械警備業務における監視業務のみを行うことを、警備業として認めるべきである。		昨今の機械警備業は、コンピューター及び通信ネットワークの導入により、様々なシステムと結合した多様な業務の一部として行われる傾向にある。それに伴い、警備業者間あるいは警備業者と異業種業者の業務提携が増加しており、「監視業務のみを行う警備業も可能である。 監視業務と警備業務を分離した場合、両者間の情報の通信方法、各業務の分担・責任範囲、緊急対応連携体制が課題となるが、これらを担保するための標準業務委託契約書の締結を義務付けるなど必要最低限の規制を課せば、安全性は確保できる。個人情報保護法の施行等を背景に、監視システムはますます高度化が要求されている。映像監視、入退室管理などを統合したセキュリティーシステムへのニーズが高まる中、監視業務のみでも警備業として認めるべきである。	警備業法第11条の4～9	警察庁生活安全局生活安全企画課	機械警備業務は、対象施設からの情報を受信し、指令、通報等を行う業務(以下「監視業務」と)指令を受けて現場に赴き、必要な警備措置を行う業務(以下「警備業務」と)に分業される。警備業法では、機械警備業者は即応体制の整備義務が課されるなど、監視業務と警備業務を一体として行わなければならない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A239		(社)日本経済団体連合会	239	化審法における新規化学物質の安全性試験に関する規制緩和【新規】	<p>少量新規申請による製造可能量を1t/年以下から、10t/年以下まで引き上げるべきである。</p> <p>また、安全性試験の項目数を削減し、試験条件(反復投与試験の日数や分解度試験の期間の短縮など)を見直すべきである。具体的には、2~3ヶ月程度で安全性試験が完了し、化審法の申請が可能にすべきである。</p>		<p>一般的に電子材料用途の新製品上市にあたっては、量産での実証試験が必要であり、実証テストには1t/年以上の新規化学物質数量が必要であり、上市されることになった場合は、新規化学物質が10t/年以上使用されることになる。</p> <p>しかし、少量新規申請による製造可能量が1t/年以下では、実用検証に必要な数量に足りない。また、新規化学物質の安全性試験には部分的な試験でも最短で約1年が必要な現在の規制では、研究で新規化学物質の機能が確認された後、実証試験着手までに年単位の期間が必要になるため、新規化学物質は上市のタイミングを失ってしまう。</p>	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条、第4条	厚生労働省 医薬食品局 審査管理課 環境政策局 環境保健部	<p>新規化学物質の製造には、下記の安全性試験が必要とされている。</p> <p>少量新規申請:1t/年以下の製造が可能。 部分安全性試験を実施し、難分解・低蓄積性と判定されたもの:10t/年以下の製造が可能である。(テスト費用:約600万円、テスト期間:約1年)</p> <p>安全性試験の完了後、白公示物質と判定されたものは製造可能である。</p> <p>一方、1種監視物質、2種監視物質、3種監視物質と判定されたものは製造可能であるが、数量公表が必要とされている。</p>
5053	5053A240		(社)日本経済団体連合会	240	クリーニング業における都道府県の衛生措置規制の見直し【新規】	<p>各都道府県におけるクリーニング業における規制を見直し、クリーニング業の取次所に求められる衛生措置を緩和すべきである。具体的には、一定の基準を満たすクリーニングボックス等を設置した事業者については、隔壁規制など必要最低限の規制以外の衛生措置の適用を除外すべきである。</p>		<p>営業面積が制限されたコンビニエンスストアでクリーニング取次サービスを提供しようとした場合、上記の規制が大きな障害となる。東京都では、障壁を設けた上で、品物を預かる預かり庫と仕上がり品を保管する保管庫が一体となったクリーニングボックスを設置すれば、コンビニエンスストアの店内で取次サービスを提供することを認めている。こうした事例を参考として、一定の要件を満たしたクリーニングボックスを設置した場合には、隔壁規制以外の規制を適用除外とするよう、厚生労働省は技術的助言を示すべきである。</p>	クリーニング業法第3条第3項第6号 各都道府県の細則	厚生労働省 健康局生活衛生課	<p>都道府県が定める条例及び細則によって、クリーニングの営業者が行わなければならない衛生措置が都道府県ごとに異なっている。この結果、コンビニエンスストアがクリーニング取次所を設置するにあたり、全国一律の対応が困難になっている。(具体例)</p> <p>面積規制 千葉県:埼玉県:茨城県:群馬県:6.6㎡ 岐阜県:3.3㎡ 隔壁規制 静岡県:食品とは完全に遮断した構造 受付時の内容確認義務 神奈川県:カウンターで数量・内容の確認義務 受付の専用レジ 神奈川県:専用レジでの受付</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A241		(社)日本経済団体連合会	241	政令指定都市における戸籍事務の管掌者の見直し[新規]	戸籍事務を電子情報処理組織によって取り扱う、すなわち戸籍情報システムにより戸籍事務を電算化する場合には、政令指定都市における戸籍事務の管掌者を市長とすることができるようにすべきである。		戸籍法では政令指定都市における戸籍事務の管掌者は区長とされており、一般市町村が使用するものと同じ戸籍情報システムを政令指定都市の区が使用すると、区内の戸籍の処理しが行えない。 そのため、一般市町村が行っているのと同様に市内全部の戸籍を参照し証明書を交付するために、政令指定都市の戸籍情報システムでは市内他区にある戸籍を参照するための追加機能の開発が必要となる。この結果、自治体は追加経費を負担することになるため、ベンダーが開発した戸籍情報システムの導入が進みにくい。政令指定都市における戸籍事務の管掌者を市長とし、一般市町村が使用する戸籍システムと同様なシステムを使用できるようにすることで、政令指定都市の戸籍事務の効率化に資する。これにより、証明書の発行の待ち時間が短縮され住民サービスが向上する。	戸籍法第1条、第4条、第117条の2	法務省民事局民事第一課	戸籍法では戸籍事務の管掌者は市町村長であるが、政令指定都市における戸籍事務の管掌者は各区長とされている。
5053	5053A242		(社)日本経済団体連合会	242	指定管理者の選定プロセスについての統一的な基準の策定[新規]	指定管理者の選定プロセスの透明性を確保するため、選定委員会や議事録の公開などについて統一的な基準を定めるべきである。		指定管理者の選定にあたっては、専門的知識、運用経験、法規に沿った判断が必要と思われる。しかし、地方自治体が任命した選定委員が指定管理者を選定し、選定委員会やその議事録が非公開であった場合、そのプロセスが不透明で、住民の意思が直接に反映されるとは言いがたい場合がある。	地方自治法第244条の2	総務省自治行政局行政課	指定管理者の指定の手続は条例で定めなければならないとされ、指定自体も議会の議決を経なければならないとされている。実際の運用では、指定管理者の選定は選定委員会に付託されており、選定プロセスの透明性が低い事例が散見される。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5053	5053A243		(社)日本経済団体連合会	243	防衛庁向債権の譲渡に関する事務手続の簡素化	<p>防衛庁との単年度(予算)工事契約に係る債権譲渡について、以下の3点を認めるべきである。</p> <p>事前承諾なしの債権譲渡を禁止している「製造請負契約条項」第3条第1項第2号を削除する、もしくは、譲渡先が一定の条件を満たせば自由に譲渡できるようにする</p> <p>債権譲渡手続の簡素化を図る</p> <p>債権譲渡時の第三者対抗要件について、債権譲渡登記の利用を可能とする</p>	<p>(要望理由 右下の続き)</p> <p>債権譲渡登記は、債務者に承諾を得たり通知をすることなく、比較的容易に手続できることから、現在、債権譲渡の第三者対抗要件具備の方法として広く利用されている。</p> <p>原契約において債権譲渡を禁止しない場合、第三者対抗要件の取得方法について規定する必要はないが、債権譲渡禁止条項が残る場合でも、包括承認をされる場合は登記方式が有用な手段となる。なお、複数案件の一括承認を受ける場合は、現状と同様債務者承諾方式となる。</p>	<p>債権譲渡の潜在的な需要は大きいと思われるが、煩雑な手続が必要となっていることが、その実施の障害となっている。債権譲渡を業者側の裁量で実施できるようにすれば、実施案件も増加することが期待される。</p> <p>対象案件が複数ある場合、通達で定められている資料(債権譲渡基本契約書の写し、債権譲渡人が譲渡先としての要件に該当していることを証明する各種資料、格付機関のレーティングレター、契約相手方及び債権譲受人の印鑑証明、契約相手方による譲渡債権の特定に関する確認書)全てを各案件ごとに揃えて申請するのは大変煩瑣である。特に、譲渡希望がもっとも多くなる年度末は他業務も繁忙期であることから、譲渡手続の簡素化のニーズは強い。事前承諾なしの債権譲渡を認めるか、仮に認められない場合には、包括的な債権譲渡承認または複数案件の一括申請、添付資料の削減などにより、債権譲渡手続の事務負担の軽減を図るべきである。</p>	<p>製造請負契約条項第3条 「中央調達に係る契約相手方が有する債権の譲渡の承認手続要領について(通達)」 (平成17年2月10日 契本企第733号) 第5条</p>	防衛庁 管理局 装備企画課	<p>政府向債権の譲渡に関しては、近年、各省庁において、売買契約等に債権譲渡禁止条項を設けない等の動きが進んでおり、企業における売掛債権を活用した資金調達の支援・促進が図られている。一方、防衛庁向けの債権譲渡に関しては、事前の承諾を得ることを条件として、契約相手方の企業が債権を譲渡することが認められているが、個別案件毎に申請及び債権譲渡を行うことになっており、また、個別案件毎に譲渡先(債権の譲受人)の登記簿謄本、有価証券報告書等、多くの添付資料を申請書に添付せねばならないなど、手続が煩雑であり、手間がかかる。</p> <p>なお、第三者対抗要件は、「債務者の承諾」(確定日付も取得)により具備している。</p>
5054	5054A001		その他の法人	1	社会福祉法人の事業用資産要件の緩和	社会福祉法人の事業用資産の要件緩和し、多様な事業形態に対応する。	社会福祉法人が行う第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業については、その用地・建物は基本財産として自己所有が原則となっている。一部賃貸が認められる場合にも、賃借料の水準について無料又は極力低額の記述があり、さらに当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から賃借により賃与を受けることは、望ましくないとの記述がある。社会福祉法人に対しては、地域の多様な福祉ニーズに対応するために、サービスの多機能化、地域分散が求められている。しかし上記の規制により、不動産の提供者にとってメリットが少なく、都市部に施設設置が困難である。そのために新規参入の大きな妨げとなっていると考えられる。	<p>社会福祉法人が行う第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業については、その用地・建物は基本財産として自己所有が原則となっている。一部賃貸が認められる場合にも、賃借料の水準について無料又は極力低額の記述があり、さらに当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から賃借により賃与を受けることは、望ましくないとの記述がある。社会福祉法人に対しては、地域の多様な福祉ニーズに対応するために、サービスの多機能化、地域分散が求められている。しかし上記の規制により、不動産の提供者にとってメリットが少なく、都市部に施設設置が困難である。そのために新規参入の大きな妨げとなっていると考えられる。</p>	<p>通知「社会福祉法人の認可について」</p>	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5056	5056A001		特定非営利活動法人瀬戸内医療福祉団	1	地域高度密着病院(仮称)の新設	・地域高度密着病院の新設を要望する。当該病院は、医療計画における一般病床、療養病床、結核精神、感染症の病床数算定において、地域内の一般病床数を療養病床の算定に準じて算出し、その数を超えない範囲で、一定の紹介率と一定の住民要望者数、その他、法令で定められた構造設備と人員配置の各要件を満たす病院であって、市町村長が推薦し、都道府県知事が承認する。病床数は50床以下で高度に地域へ密着した医療サービスを提供する病院として称する。当該病院は、保険医療機関または特定承認保険医療機関とし、厚生労働大臣が定める選定療養を含む特定療養費とその他の保険外費用の受領ができる医療機関とする。	高度地域密着病院は、地域完結型の診療ネットワークの中核病院として、近隣のさまざまな標榜科の医師または医療機関と連携し、地域が必要とする、あらゆる診療に対応できる人的配置と、設備、機器、施設を備え、救急医療へも対応できるオープン型病院のシステムを整備する。また、このネットワークの幹事施設として、連携する医師または医療機関への経営的、医学的支援を含む統合的管理を行う。その財源となる診療報酬は、制度的な規制緩和を受けて、寄付、寄託、健康保険からの診療報酬をもってあてる。	<p>社会保障給付費の伸びを抑制する政策にも伴う医療計画(医療法第30条の3)は、病院病床数の規制と医療機関の相互連携による機能分化と効率化を意図し医療の提供体制を規制するものだが、地域医療の実態にそぐわない面も少なくない。また、こういった制度そのものが災いして医療費の膨張を生み、非効率化の悪化につながっていることも認めない。そこで、医療連携による機能分化の推進や医療費の抑制等において、既に設けられた地域医療支援病院や特定機能病院に、民意の色濃い医療をより強く反映できる医療機関を加えることも必要な政策である。地域ごとに異なる医療事情を組み入れるために、優良な小規模病院が新たに定められれば、医療の安全と質を確保しながら、医療の全国均等化と医療費の削減を促進・効率化に寄与し抑制するなど、将来的に望ましい新たな医療環境を生む。これが本要望の理由である。こういった民意の色濃い病院の主導で構築される近隣診療所や近隣病院から成る地域のチーム医療体制を整備することは日本型医療において不可欠である。こういった形の医療ネットワークの中核病院の条件は、比較的小規模で(小規模)が向き、院内の連携の良しことが絶対的要件であり、このような病院を法的に定めようというのが本要望である。地域高度密着病院(仮称)として新設を提言する。この新設は、既存の病院や診療所を含み込み地域の医療体制を再編し、より現実的に地域医療の実態に合った新体制をつくる切欠となるほか、医療のシステム的効率化と医療費の削減を期す。この概念に基づく病院群は、当該病院とそれに連携する複数の医療機関で診療ネットワークの単位を形成し、この単位を支持する地域住民の集団から、人的支援(ボランティア)や寄付、寄付を受けようとするならば、現行の医療分野における一部を民間市場化でき、国の規制する医療提供体制と健康保険制度の両面からの改革が推進される。医療提供体制に関しては、民の理念にもとづいた新たな体制の創出が可能となり、健康保険制度に関しては、預託金の委託なども含み公的制度的な一部を商代わりする民の健康保険業務への参入を実現する。更に、そういった財源がもとより医療以外の介護サービスや、公的保険の一部負担金、あるいは国内未承認薬や医療材料など、医療全般における保険外費用へ充てることへの期待が膨らむ。こういった流れは、国の財政支援にもつながら、現行の社会保険制度における一部負担金の引上げなど今以上に容易となる。高齢社会における社会保障給付費の抑制から持続可能な健康保険制度の維持へも大きく貢献する。地方、地域</p>	<p>・医療法 ・健康保険法 ・療養担当規則</p>	厚生労働省	
5057	5057A001		鳥取県	1	浄化槽法に基づく指定検査機関の公益法人要件の撤廃及び一地域一指定検査機関の規制の緩和	指定検査機関の中立性と公平性を担保しつつ、広く民間検査機関の参入を促すことにより、未受検者の掘り起こし努力やサービスの改善、検査を受けやすくするため、公益法人要件を撤廃する。また、競争原理を働かせるため、出来る限り複数の指定が望ましいので、地域要件等の規制を緩和する。	<p>・環境省関係浄化槽法施行規則第55条第2項第1号の削除 ・一地域一検査機関とする指導の中止</p>	<p>浄化槽法第7条及び第11条に基づく法定検査の受検率は、平成16年度の全国の結果として、それぞれ94.4%、16.5%と低迷している。これら法定検査の受検率を向上させるためには、広く民間検査機関の参入を促すことにより、未受検者の掘り起こし努力やサービスの改善が期待できる。また、複数の指定検査機関を指定することで競争の原理が働き、相乗効果が期待できる。</p>	<p>・浄化槽法第57条第3項 ・環境省関係浄化槽法施行規則第55条第2項第1号 ・浄化槽法環境省関係施行規則第56条の解説</p>	環境省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5057	5057A002		鳥取県	2	鳥取県生活衛生営業指導センターが実施する国庫補助対象事業に係る国の実施要領の改正	指導センターの自主性を尊重する観点から、県との協議は不要とすべきと考える。		実施要領に規定する県協議内容が不明確であり、センターに対して過度の負担を強いる事になる。	昭和61年7月9日衛指第110号による厚生省生活衛生局長通知	厚生労働省	
5057	5057A003		鳥取県	3	理容師・美容師養成施設の指定及び指定取り消しに係る事務を都道府県に委譲	指定業務の迅速化及び申請者の利便性の観点から都道府県に委譲を要望する。		<p>現行では</p> <ul style="list-style-type: none"> 開設予定者 厚生労働大臣に指定申請 厚生労働大臣 都道府県に調査依頼 理容師法第4条・理容師法施行令第1条 美容師法第4条第5項・美容師法施行令第1条 都道府県 調査・調査結果の報告 国は都道府県が実施した調査結果をもとに指定 <p>する流れになっており、申請者の利便性を考えると、時間がかかりすぎてしまうため。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 理容師法第4条・理容師法施行令第1条 美容師法第4条第5項・美容師法施行令第1条 	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5057	5057A004		鳥取県	4	都道府県交通安全対策会議委員にかかる選任基準の緩和	地域の実態に合った安全計画にするため民間等幅広い層から委員を選任できるよう基準を緩和すべきである。		都道府県交通安全対策会議の組織等は交通安全対策基本法によって規定されている。本規定によって委員が限定されているが、安全計画を策定する上で民間を導入すれば、行政の透明性が確保できる。地域の実情が鮮明になり、計画に具体性が出てくるなどのメリットがある。又、男女共同参画の観点から、同委員の4割以上が女性で占めなければならない実情からも、基準緩和が必要である。	交通安全対策基本法第17条第3項第1号(指定地方行政機関の長又はその指名する職員) 管区警察局長、地方運輸局長、委員数8名(平成12年12月15日付総理府告示第61号) 交通安全対策基本法第17条第3項第2号～6号(県教育長、県警察本部長、県知事が県の部内の職員のうちから指名する者)	内閣府	
5058	5058A001		任意団体	1	建設廃棄物処理指針(平成11年厚生省通知衛産第20号別添)の緩和	地山掘削では元の土砂と水に分離する工程までを掘削工事ととらえ、その時点で土砂か汚泥かの判断を行っている。掘削工事においても排出される掘削物を現場内で分級処理する場合はその装置から排出される時点で土砂か汚泥かの判断をするべきである。	建設廃棄物処理指針の代表的掘削工法に例示されている柱列式連続壁工法(SMW工法等)で排出される掘削物は現在、建設汚泥として処理しているが、最近、環境問題への対応に伴い発生汚泥を分級処理後、リサイクルする工法(ハイドゲージン工法等)が開発されている。この工法で排出される分級処理土は、振動ふるいとサイクロンで、粗粒分は75μ以下の粒子を95%程度除去しており、コーン指数は200kN/m ² 以上確保されているにも関わらず、土砂か汚泥かの判断は掘削工事に伴って排出される時点で行なっている為、汚泥となっている。処理土の性状は土砂としての基準を満たしており、現場内で、発生する掘削残土より細粒分が少なく性状的に優れている場合が多い。	近年、行政指導により建設、土木工事において再利用等、環境工法が推奨されている。掘削工事においても再利用工法が採用されてきているが、設備導入費用より産廃処理費の方が安く、設備が導入できない場合がある。指針の緩和により、分級処理土を土砂で処理できると、産廃処理費が低減され環境工法の導入機会が増加する。現在、建設汚泥はSMW工法だけで年間約35万m ³ 、同様工法も含めると70万m ³ になると考えられる。基準を満たした分級処理土を土砂として取り扱い、処理液をリサイクルすることで、客先にもコストダウンメリットがあり、また、場外に持ち出す産業廃棄物をゼロにすることが可能となり最終処分場等、環境問題の改善に大きく寄与する。	* 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 * 建設廃棄物処理指針(平成11年厚生省通知衛産第20号別添)	* 環境省 * 旧厚生省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5058	5058A002		任意団体	2	建設廃棄物処理指針(平成11年厚生省通知衛産第20号別添)の表現の明確化	処理指針で、基準数値が示されているが「おおむね」という表現であり明確にしてほしい。	我々の協会で開催しているリサイクル工法においては土砂の基準値を「粗粒分は75μ以下の粒子を95%除去。コーン指数は200kN/m2以上」としている。	処理指針では規制数値が示されているが、おおむねと表現されており、規制範囲があいまいである。 最近、環境問題への対応に伴ない発生汚泥を分級処理後、リサイクルする工法(ハイドゲン工法等)が開発されている。 この工法で排出される分級処理土は、振動ふるいとサイクロンで、粗粒分は75μ以下の粒子を95%程度除去しており、コーン指数は200kN/m2以上確保されているが、指針が明確な表現になっていないため、土砂か、汚泥かの判断ができない。	* 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 * 建設廃棄物処理指針(平成11年厚生省通知衛産第20号別添)	* 環境省 * 旧厚生省	
5061	5061A001		株式会社ノヴァ	1	業者登録制度の緩和	民間事業者が地方自治体の事業を請負うためには、事前の業者登録により参加資格を得なければなりません。この業者登録制度の集約化、または資本金・従業員数・キャッシュフロー等の基準を設け、基準以上の企業については登録免除とします。	【具体的な提案】 各自治体が必要とする登録情報を1つにまとめたものを「業者登録共通フォーム」とし、全国の自治体の業者登録の際に使用します。 各自治体が必要とする登録の情報については添付の資料を参照ください。各自治体に共通する割合が高い情報については*をつけております。 添付の資料のように、各自治体が求める情報のうち、共通する割合が高いものを「業者登録共通フォーム」に盛り込みます。 事情によりどうしても特定の情報が必要である場合に限り、例外措置を認めることにすれば、地域の実状を踏まえる事も可能です。	現状の業者登録制度は、官民双方に煩雑な手間とコストがかかる仕組みになってしまっており、実質的に登録の制限につながっています。地方公共団体による事業は、全て公益的な事業であり、税金の有効活用のためにも、入札等において、各事業に適した企業がより容易に参加できるよう登録の仕組みを改善すべきであると考えます。 行政手続オンライン化法においても、「手続等の簡素化又は合理化」をはかることが定められており、東京都下では本年度より51自治体に参加する協議会で業者登録情報の共有が行われています。 仮に全国規模での管理業務の集約が実現すれば、二百億円規模の歳出削減にもつながると考えられます。 (添付資料もご覧下さい)	地方自治法施行令(第1編 普通地方公共団体)第167条の5	総務省	添付資料 (「要望理由」の詳細)および、添付資料((株)ノヴァ調査「業者登録内容の調査」(2004.6.29))を添付。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5062	5062A001		日本ベンチャーキャピタル協会	1	銀行の特定子会社(ベンチャーキャピタル子会社)の保有比率5%超、保険会社の特定子会社の保有比率10%超投資対象企業の範囲等の拡大	銀行・保険会社の特定子会社が、それぞれ5%・10%を超えて投資できる企業の範囲について、例えば設立間もない企業など、幅広いベンチャー企業に拡大する。 また、それぞれ5%超・10%超の投資を行った企業が、企業成長により対象から外れた場合についても、投資期間が10年に満たない場合は、追加投資を可能とする。		昨今のベンチャー市場においては、大企業からのスピンオフや大学発など、多種多様な企業が設立されている。これらの企業は、技術的・ビジネスモデル的に競争力を有しているが、資金・人材等が不足している場合も多く、このような企業のニーズにベンチャーキャピタル会社が適時・適切に応えて行くことの重要性が高まってきている。 一方、現在、銀行・保険会社の特定子会社は、一定の要件を満たすベンチャー企業についてのみ、10年間に限りそれぞれ5%超・10%超の議決権を保有することが認められている。銀行・保険会社の子会社の業務範囲規制の趣旨を踏まえ、10年間の保有期間制限を維持したうえで、ベンチャー企業の範囲が拡大されれば、銀行・保険会社の特定子会社が多種多様なベンチャー企業の資金ニーズに応えることができる。また、追加投資が可能となれば、当該企業からの支援継続等の依頼に応えることができる。 なお、ベンチャーキャピタルでは、一定の出資割合をもってベンチャー企業の経営状況を詳細に把握することは、リスク管理に極めて有効な手段として認識されており、銀行・保険会社の特定子会社においても同様の効果が期待できる。	銀行法施行規則第17条の2 銀行法施行規則第34条の16 保険業法施行規則第56条	金融庁総務企画局企画課 中小企業庁企画課	
5063	5063A001		長崎県	1	中国人団体観光短期滞在査証の発給対象地域の拡大	中国人団体観光短期滞在査証の発給対象地域は、北京市、上海市、広東省、天津市、山東省、浙江省、江蘇省、遼寧省の3市5省に限定されており、発給対象地域を中国全土に拡大してほしい。	現在、発給対象地域を限定していない国が40を超えている中で、日本は3市5省に限定しており、訪日観光客を増大させるにあたって大きな障害となっているため、発給対象地域を中国全土に拡大する。	発給対象地域を中国全土に拡大することにより、中国からの観光客が大幅に増大すると考えられ、これに伴い、地域経済の活性化及び雇用創出が期待できる。	出入国管理及び難民認定法第6条第11項	外務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5063	5063A002		長崎県	2	一定の条件を満たす中国人に対する数年有効マルチビザの発給	所得や海外渡航実績等、一定の条件を満たす中国人全てに対して数年有効のマルチビザ発給を認めてもらいたい。	現在、中国人に対する数年有効のマルチビザの発給については、株式市場上場企業等の管理職等にAPECビジネス数次査証が発給されているところであるが、発給実績が少ない状況にある。 また、中国から日本へのビザについては、親族の訪問、商務等の目的でしか個人ビザが発給されず、その都度招へい状が必要であるため、観光目的での訪日は、団体観光以外にはできない状況である。 今後、不法滞在を発生させることなく中国人訪日観光客の増加を図るため、一定の条件を付してそれを満たす中国人すべてに対して数年有効のマルチビザ発給を認め、この者については、個人での訪日も可能とする。	中国人に対し数年有効のマルチビザを発給し、個人での訪日観光を可能とすることにより、観光客が大幅に増加すると考えられ、これに伴い、地域経済の活性化及び雇用創出が期待できる。	出入国管理及び難民認定法第6条第11項	外務省	
5063	5063A003		長崎県	3	韓国及び台湾居住者に対する短期滞在査証の免除	韓国及び台湾居住者に対しては、「愛・地球博」期間中に限定して短期滞在査証が免除されているが、「愛・地球博」終了後も引き続き免除措置を実施してもらいたい。	韓国及び台湾居住者の訪日観光客数は、第1位、2位を占めており、両国・地域居住者の訪日を促進するため、現在、「愛・地球博」期間中に限定している短期滞在査証の免除を、「愛・地球博」終了後も引き続き実施する。	韓国及び台湾居住者に対する短期滞在査証の免除を行うことにより、訪日観光客がさらに増加することが考えられ、これに伴い、地域経済の活性化及び雇用の創出が期待できる。	出入国管理及び難民認定法第6条第11項	外務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5064	5064A001		(財)新エネルギー財団 新エネルギー産業会議 バイオマス委員会 (委員長:横山 伸也 東京大学大学院教授)	1	バイオマスである「生ごみ」の利活用に関わる規制緩和	<p>現状、一般廃棄物の処分業の許可を得た者は事業にあたって当該自治体の処分手数料を超える料金を受けることができないが、バイオマスを活用する場合にはこの適用を免除して頂きたい。</p> <p>現状、新規に一般廃棄物の処分業の許可を取得しようとした場合 実質的には許可を取得しにくい面があるが、バイオマスを利活用する場合には許可が容易に得られるようにして頂きたい。</p> <p>()の規制緩和が困難な場合)一般廃棄物の再生利用に係る特例の認定対象として、バイオマスを利活用する場合を追加して頂きたい</p>	<p>左記 及び が実現した場合、「生ごみを原料としてメタン発酵を行い、生成したメタンにより発電を行う」事業の事業化が可能になり、バイオマスの利活用に資することができると共に発電電力量に相当する化石燃料の使用量低減を通じてCO2の削減に寄与することができる。</p> <p>また、 及び の実現が困難な場合でも、左記 の再生利用の枠組みを通じて上記の事業化が可能になり、上記の効果が実現できる。</p>	<p>添付の事例に詳細を記述しているが については、自治体の徴収手数料が必ずしも事業の収益性の観点から設定されているわけではないように見受けられ、現状の規制のもとで事業化した場合には事業の収益性に著しい影響を与える可能性があるためである。</p> <p>については、現状の法制的枠組みでは「処分業の許可」が得られなければ事業化が不可能であり、バイオマスの利活用のために改善を要望したいためである。</p> <p>についても、現状の枠組みでは認定が著しく困難であるように見受けられ、改善を要望したいためである。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第12項</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第10項</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の8第1項</p>	環境省	添付資料「生ごみのメタン発酵の事業化を断念した事例」あり
5071	5071A001		社団法人信託協会	1	信託法の見直しと併せて信託業法の見直しを行うこと	<p>・昨年12月30日に信託業法が改正されたところであるが、信託法については、現在法制審議会で改正の検討が進められている。</p> <p>・先般の信託業法の改正は喫緊の信託の活用のニーズに応えるため、信託法の改正に先駆けて行われたものである。</p> <p>・現在、法制審議会において、社会・経済情勢の変化に的確に対応するために、受託者の負う忠実義務等の内容の適切な要件下での緩和等を柱とした信託法の現代化に向けた検討が行われており、かかる信託法の改正に併せ、実務実態も踏まえて信託業法の2次改正が行われることを要望するもの。</p>	<p>・平成15年7月28日金融審議会金融分科会第二部会報告「信託業のあり方に関する中間報告書」「おわりに」において、「今後、信託法の見直しと併せて信託業法を見直すことにより、大正11年以来の信託業法の抜本的改正が実現し、その結果、これまで以上に信託制度が国民の多くに利用され国民経済の活性化に資することを期待する。」とされている。</p> <p>・信託法の改正においては、忠実義務、自己執行義務、多数決による意思決定方法等が任意規定化を含み見直し・創設される方向であり、信託業法においてもこれを踏まえた見直しが行なわれることは、更なる信託スキームの活用を促進し、経済の活性化、市場型間接金融という新たな金融の流れの構築に資するものである。</p>	<p>信託業法、兼営法</p>	金融庁		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5071	5071A002		社団法人信託協会	2	信託契約代理店制度における「復代理」の許容	<p>・昨年12月30日施行の改正信託業法において、「信託契約代理店」制度が創設されたところであるが、「復代理」までは認められていないと解される。</p> <p>・所属信託会社の承諾がある場合には、信託契約代理店が復代理を選任することを可能とすることを要望するもの。</p>		<p>・平成15年7月28日金融審議会金融分科会第二部会報告「信託業のあり方に関する中間報告書」「三 信託業法等の見直しに係る具体的論点」「3 その他 (1) 信託契約の取次ぎ」において、「信託業の担い手に対し信託契約の取次ぎのみを行う者について、その範囲を幅広く認めることは、信託サービスの提供チャネルを拡大し、利用者のアクセスを向上させることに資すると考えられる。」とされている。</p> <p>・信託契約代理店に復代理が認められることにより、例えば信託契約代理店たる親会社が、その子会社を復代理として選任する、証券会社・保険会社を信託契約代理店とし、当該者を所属会社とする証券仲介業者・保険代理店を復代理として選任する、等、多様なビジネスモデルが想定されるところである。</p> <p>・本要望は、上記報告書の趣旨に合致するものであり、更なる信託の活用を促進し、経済の活性化、市場型間接金融という新たな金融の流れの構築に資するものである。</p>	信託業法第2条第8項および第5章	金融庁	
5071	5071A003		社団法人信託協会	3	信託兼営金融機関等による、信託専門関連業務子会社が営む業務の代理業務の解禁	<p>・平成16年12月の信託業法の改正に伴う銀行法及び銀行法施行規則の一部改正により、金融機関/信託業務/兼営等二関スル法律(兼営法)第1条第1項第4号から第7号に掲げる業務が信託専門関連業務として規定され、信託兼営金融機関等は当該業務を営む会社を子会社とすることが可能となった。</p> <p>・しかしながら当該信託兼営金融機関等は、当該子会社が営む当該業務の代理業務を取扱うことができない。</p> <p>・信託兼営金融機関等が、信託専門関連業務子会社が営む兼営法第1条第1項第4号から第7号に掲げる業務の代理業務を行えるようにすること。</p>		<p>・信託兼営金融機関等が兼営法第1条第1項第4号から第7号に掲げる業務を営む会社を子会社とすることが可能となったことにより、業務の効率化等を目的とした組織再編成の選択肢が広がったところで、当該子会社の営む当該業務の代理業務を当該信託兼営金融機関等が取扱えるようになることにより、例えば窓口業務を当該信託兼営金融機関等が担うことで顧客利便の向上及び更なる業務の効率化が図られる。</p>	銀行法施行規則第13条第2項	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5071	5071A004		社団法人信託協会	4	銀行子会社への併營業務を受託する契約の締結の代理業務の解禁	<p>・平成16年12月の信託業法の改正に伴う銀行法及び銀行法施行規則の一部改正により、銀行の金融関連業務子会社が営むことができる業務として、信託契約代理業務は認められたものの、併營業務(金融機関/信託業務/兼営等二開スル法律第1条第1項各号に掲げる業務)を受託する契約の締結の代理業務は認められていない。</p> <p>・銀行の金融関連業務子会社が営むことができる業務に、併營業務を受託する契約の締結の代理業務を加えること。</p>		<p>・金融審議会第二部会報告「信託業のあり方に関する中間報告書」(平成15年7月28日)においては、「信託契約の取次ぎのみを行う者の範囲を幅広く認める方向で検討を行う」(P21)と共に、特に遺言関連業務について「国民の金融ニーズに応えるとの観点から、当該業務を取り扱える者の範囲を拡大するとともに、当該業務に係る取次業務を認めてはどうかとの意見があった。この点については、信託業に係るサービスの提供チャネルを拡大し利用者のアクセスの向上に資することから、本業との親近性等にも十分留意し、検討が進められるべきである」(P22)とされている。</p> <p>・ここで、併營業務を受託する契約の締結の代理業務については、銀行本体で営むことは認められており(銀行法第10条第2項第8号および銀行法施行規則第13条第1項第2号口)、上記金融審議会の報告の趣旨も踏まえると、金融関連業務子会社においても取扱えるようにすることが適当である。</p>	銀行法施行規則第17条の3第2項	金融庁	
5071	5071A005		社団法人信託協会	5	証券会社が併營業務の契約代理業務を行う場合の手続き規制の緩和	<p>・平成16年12月の信託業法及び金融機関/信託業務/兼営等二開スル法律(兼営法)の改正により、信託契約代理業務及び併營業務(兼営法第1条第1項各号に掲げる業務)に係る契約代理業務を行うことが、個人・法人を問わず広く認められた。</p> <p>・証券会社についても信託契約代理業務は、内閣総理大臣(金融庁長官)への届出を行うことにより、付随業務として取扱うことが可能となった。しかしながら、併營業務に係る契約代理業務については、内閣総理大臣(金融庁長官)の承認を受けなければ、取扱うことができない。</p> <p>・併營業務に係る契約代理業務を信託契約代理業務と同様に、証券会社の付随業務として位置付け、内閣総理大臣(金融庁長官)への届出により取扱えるようにすること。</p>		<p>・併營業務は信託業務との関連性・親近性があるものとして、信託業務を兼営する金融機関に取扱いが認められている業務であるところ、その契約の代理業務について規制を異にする理由はない。事実、銀行その他の金融機関については、信託契約代理業務と併營業務に係る契約代理業務を同様の規制に服せしめていることから、斯かる規制に妥当性がないことは明らかである。</p> <p>・また、証券代行業務等の併營業務は、証券会社の取扱う業務とも関連性・親近性を有していることから、証券会社の付随業務として位置付け、届出による取扱いを可能とすべきである。</p>	証券取引法第34条及び証券会社に関する内閣府令第25条	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5071	5071A006		社団法人信託協会	6	銀行法における信託財産に係る議決権保有規制の緩和	<p>・銀行法では、第16条の3第2項但書きの承認を受けることにより、固有財産および元本補てんのある信託に係る信託財産で保有する議決権の合算が5%以下である場合には、元本補てんのない信託に係る信託財産として総株主の議決権の5%を超える議決権を1年超所有することが出来る。その場合の審査基準は「信託会社等に関する総合的な監督指針」11-3-5に定められている。</p> <p>・斯かる審査基準のうち、11-3-5(2) 八に関しては、独占禁止法においても同様の規制があるが、これについては平成17年3月25日閣議決定「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」において、「信託財産として所有等する議決権の増加割合が年1%以下であること」という基準について認可後計画的に信託財産において増加割合1%の範囲内で議決権を取得したところ予期せぬ発行会社による自己株式の取得により年1%を超えるようなこととなった場合も、一定の条件の下で例外的に許容することなど、基準の弾力化を図る」とし「平成17年度検討・結論」とされている。</p> <p>・銀行法における規制も、斯かる検討および結論と平仄を合わせる方向での基準の弾力化を要望するもの。</p>		<p>・元本補てんのない信託に係る信託財産において、アクティブ・ファンドにおける運用計画に沿った銘柄の新規組入れ、追加取得、あるいは運用計画の変更に伴う新規組入れ等により、個別銘柄によって議決権保有割合が短期間で大幅に増加する実例が存在する。</p> <p>・斯かる実例が存在するところ、「元本補てんのない信託に係る信託財産において1年を超えて保有しようとする議決権数の増加割合が総株主の議決権数対比で年1%以内であること」という基準により、信託財産の効率的な運用を阻害し、投資家の利益を害する結果を招来している。</p>	銀行法第16条の3第2項および銀行法施行規則第17条の6、第17条の7 信託会社に関する総合的な監督指針11-3-5	金融庁	
5071	5071A007		社団法人信託協会	7	個人向け国債を特定贈与信託の信託財産の運用対象とすること	<p>・「個人向け国債」の購入可能者は個人に限られている(個人向け国債の発行等に関する省令第2条)。</p> <p>・「個人向け国債」を特別障害者扶養信託(以下、特定贈与信託)の信託財産で購入することを可能として頂きたい。</p>		<p>・特定贈与信託は、相続税法第19条の4第2項に規定された特別障害者の経済的な安定を図る目的で、個人が特別障害者を受益者として金銭、有価証券等を信託財産として設定される信託である。</p> <p>・当該信託財産は個人である委託者を特定できるため、当該信託財産が「個人向け国債」を購入することは、個人が保有することを目的とした「個人向け国債」の発行趣旨に沿うものである。</p> <p>・購入が可能になれば信託財産の運用の選択肢が拡充し、特別障害者の生活の安定を図るという特定贈与信託の目的に資するものである。</p>	個人向け国債の発行等に関する省令第2条	財務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5071	5071A008		社団法人信託協会	8	地方公共団体の保有する財産について流動化、証券化を目的とした信託を可能とすること	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が保有する財産は、行政財産、普通財産、物品及び債権並びに基金に分類されるが、普通財産である土地(及びその定着物)以外を信託することは認められていない。 普通財産である土地(及びその定着物)の信託についても、地方公共団体自らが受益者となる場合しか認められておらず、公用又は公共用に供するために必要が生じたときは信託期間中であっても信託契約を解除できるものとされている。 そこで、地方公共団体が保有する財産のうち、普通財産である土地(及びその定着物)以外の財産についても信託を可能とすること、及び、その場合に(普通財産である土地(及びその定着物)の信託も含めて)流動化、証券化が可能となるような法的手当てをあわせて行うことを要望するもの。 		<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体では現在、早期の財政健全化の必要性が叫ばれており、保有する財産の売却を中心に財政の健全化に向けた取組みがなされているところ、その財産によっては、購入に多額の資金を必要とするために、売却先が現れない場合も想定される。斯かる場合において、その保有する財産を流動化、証券化のために信託することにより、当該信託により生じる受益権を小口化し、多数の投資家に売却することで資金調達が可能となり、早期の財政健全化が図られることとなる。 また、地方公共団体において、資金調達手段の多様化が図られることは、地方分権の推進という国家施策にも合致するものである。なお、一部の地方公共団体においては、保有する金銭債権をローン・パーティシペーション方式で流動化した実例が存在する。 現行、行政財産の用途を廃止し、普通財産としたうえで資金調達を行うことは制度上可能であるが、信託方式による流動化は認められていない。例えば行政財産について信託を設定し、その受益権を譲渡して資金を調達する一方で、当該行政財産を引続き地方公共団体が使用(賃借)する形態をとれば、一般のテナントが賃借する場合と比べて、当該信託受益権の価値が高まり、ひいては地方公共団体の早期の財政健全化が達成できることとなる。 以上のように地方公共団体の財政の健全化に資する効果に鑑み、ローン・パーティシペーション方式と同等の経済的効果を有する信託方式による流動化を可能とすること、併せて行政財産の用途又は目的を妨げない限度で信託の設定を行うことを可能としていただきたい。 なお、国においては行政財産を普通財産に用途変更したうえで、信託を設定し、当該財産を引続き国が使用する方式が認められると解されており、地方公共団 	地方自治法第237条、第238条の4及び第236条の5	総務省	
5071	5071A009		社団法人信託協会	9	信託銀行による投資信託の効率的運用を阻害する規制を撤廃すること(その1)	<ul style="list-style-type: none"> 投資一任業務の認可を受けた信託銀行が、委託者指図型投資信託あるいは投資法人より投資信託財産の運用に係る権限の委託を受ける場合において、当該信託銀行が自ら受託者となっている投資信託財産については、「主として有価証券」に運用することができない。 投資一任業務の認可を受けた信託銀行が、投資信託財産の運用の委託を制約なく受けられるようにすることを要望するもの。 「主として有価証券」に投資する投資信託財産の運用と管理を同一の者が行う場合は、有価証券の値動きを利用して、受託者自らあるいは当該投資信託の受益者以外の第三者を利するような行為を行うというような弊害の発生蓋然性が高いということであれば、当該弊害を防止するための行為規制を課すことで対応は可能であり、信託銀行については信託業法改正により受益者保護のための行為規制が課せられている。 		<ul style="list-style-type: none"> 投資一任業務の認可を受けた信託銀行は、有価証券運用にかかる専門的知識・経験を有しており、当該規制の撤廃により、運用機関間の競争が一段と促進され、多様なサービスの提供・投資信託商品の組成が可能となり、商品の選択肢の拡大等、投資家の利益に大いに資するものである。 本要望については、認可投資顧問業者である信託銀行に自らが受託者となっている証券投資信託につき、運用の外部委託を認めることとした場合、投信法第5条の2、第49条の3の趣旨に反するため、自らが受託者となっている証券投資信託の運用の外部委託を受けることを可能とすることは困難とされている。 しかし、投信法第5条の2の趣旨については、「有価証券投資に関して、悪質な業者が法律の規制を受けずに有価証券投資信託と同様の金融商品を作り出すことを放置することにより投資者が被害を被るのを防止するために設けられた規定である。」(乙部辰良著「詳解投資信託法」59頁)とされており、趣旨に反するとは考えられない。 また、第49条の3の趣旨については、「有価証券に投資運用する仕組みとしては、投資者に販売される受益証券が有価証券であるものは証券投資信託委託業者のみが設定、運用でき、信託会社等は受益権が有価証券でないものを扱ってきたという状況を変更しないこととし、委託者非指図型投資信託としては、主として有価証券に対する投資として運用することを目的としてはならない旨の規定が置かれたものである。」(乙部辰良著「詳解投資信託法」105頁)とされているが、「状況を変更しないこととし」とは、それまでの証券投資信託委託業者と信託会社等の業務の棲み分けの状況を経過的に維持するという趣旨であると考えられるが、既に投信法改正から5年が経過し、その間に信託銀行に投資一任業務を営むことが認められる状況となってい 	投資信託及び投資法人に関する法律施行令第2条	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5071	5071A010		社団法人信託協会	10	信託銀行による投資信託の効率的運用を阻害する規制を撤廃すること(その2)	<p>・委託者非指図型投資信託について、信託銀行が信託財産を「主として有価証券」に運用することができないため、斯かる規制の撤廃を要望するもの。</p> <p>・委託者非指図型投資信託の受託者たる信託銀行は、信託業法等の規律の適用を受けるものであり、諸規律を遵守すべく十分な運営・管理体制を整備・構築している。</p> <p>・「主として有価証券」に投資する投資信託財産の運用と管理を同一の者が行う場合は、有価証券の値動きを利用して、受託者自らあるいは当該投資信託の受益者以外の第三者を利するような行為を行うというような弊害の発生が蓋然性が高いということであれば、当該弊害を防止するための行為規制を課すことで対応は可能である。</p> <p>・また、そもそも信託財産の運用対象は信託契約により決定されるべきものであり、法令による規制は多様な商品設計の阻害要因以外のなものでもないことから、早期の撤廃を要望するもの。</p>		<p>・信託銀行は、有価証券運用に係る専門的な知識・経験を有しており、当該規制の撤廃により、斯かる知識・経験が存分に発揮され、運用機関間の競争が一段と促進され、多様な運用サービスの提供・投資信託商品の組成が可能となり、商品の選択肢の拡大等、投資家の利益に大いに資するものである。</p> <p>・また、投資家による投資信託商品取引の拡大により、有価証券取引が拡大し、有価証券取引市場の活性化、安定的な成長も図られる。</p> <p>・また、第49条の3の趣旨については、平成12年の投信法改正により委託者非指図型投資信託が創設された際、「有価証券に投資運用する仕組みとしては、投資者に販売される受益証券が有価証券であるものは証券投資信託委託業者のみが設定、運用でき、信託会社等は受益権が有価証券でないものを扱ってきたという状況を変更しないこととし、委託者非指図型投資信託としては、主として有価証券に対する投資として運用することを目的としてはならない旨の規定が置かれたものである。」(乙部辰良著「詳解投資信託法」105頁)と説明されている。ここで、「状況を変更しないこと」とし、それまでの証券投資信託委託業者と信託会社等の業務の棲み分けの状況を経過的に維持するという趣旨であると考えられるが、既に投信法改正から5年が経過し、その間に信託銀行に投資一任業務を営むことが認められる状況となっていることに鑑みれば、引き続き、当該条文の趣旨を堅持する合理性は既に失われたものと考えられる。</p>	投資信託及び投信法人に関する法律第49条の3	金融庁	
5071	5071A011		社団法人信託協会	11	外国籍会社型投信に関する外為法上の外為報告免除	<p>・外国籍会社型投信に対して、10%以上の比率分分で投資する場合は「対外直接投資」とみなされ、外為報告が必要とされている。</p> <p>・外国籍会社型投信に対する投資に関しては「対外直接投資」とは異なるため、当該報告の免除を要望するもの。</p>		<p>・「対外直接投資」とは、外国法人の株式投資や外国法人に対する金銭の貸付けであって当該外国法人との間に永続的な経済関係を樹立するために行われるものや、外国における工場・事業所等の設置行為を指している(外為法第23条第2項)</p> <p>・外国籍会社型投信へ投資することは、永続的経済関係の樹立を目的としたものでないことは明らかであり、当該報告の対象外としていただきたい。</p> <p>・なお、外国籍会社型投信の株式数は、他の投資家の追加・解約等により非常に流動的であり、比率の算出が極めて困難なケースも想定されることから、外国籍会社型投信が敬遠され、コストが割高である契約型投信が設定される要因の一つとなっている。</p>	外国為替の取引等の報告に関する省令第10条	財務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5071	5071A012		社団法人信託協会	12	投資顧問業者の役員または投資顧問業法施行令第3条に規定する使用人の住所に関する公衆縦覧の廃止および住所変更に伴う変更の届出の廃止	<p>・投資顧問業者登録簿には、投資顧問業者の役員または投資顧問業法施行令第3条に規定する使用人(以下、「重要な使用人」という。)の住所が記載されており、それらは公衆の縦覧に供されている。</p> <p>また、役員または重要な使用人の住所に変更が生じた場合には変更の届出を行っている。</p> <p>この「住所」に関する公衆縦覧の廃止と、住所変更に伴う変更の届出を廃止していただきたい。</p> <p>・少なくとも住所及び氏名の届出を必要とする「使用人」の範囲を投信法と平仄をあわせる方向で縮減していただきたい。</p>		<p>・投資顧問業者の役員または重要な使用人として氏名を届け出ている以上、住所までを開示する必要性は乏しく、住所などの個人情報を公衆の縦覧に供することは、個人情報保護の観点およびセキュリティ上の問題より、近年公衆の縦覧に供されている情報を利用した犯罪が頻発していることも踏まえ早急に廃止の方向で対応していただきたい。</p> <p>・また、住所に関する公衆縦覧が廃止されることにより、住所変更の届出も不要であると考えるが、仮に必要であるとしても変更の届出は同法第3条に規定する使用人に該当するものが多数にのぼる場合には、実務上の負担が極めて重いとあり、当該事由による変更の届出の廃止を要望するもの。</p> <p>・少なくとも、投資顧問業法において、住所及び氏名の届出(同法第5条、第6条)、公衆縦覧(同法第6条)が必要とされる者のうち、同法施行令第3条第2号及び第3号に規定する者については、投信法(投資信託及び投資法人に関する法律)における同様の規定には含まれていない。斯様に他の法令と比して投資顧問業法が過剰な規制となっている趣旨を明確にし、届出を必要とする「使用人」の範囲を他の法令と平仄を合わせる方向で縮減していただきたい。</p> <p>・また、金融審議会において、投資顧問業法を含めた投資家保護のための投資サービス法制の検討がなされている。本件の検討はその場でなされるのか、なされない場合には具体的な検討・結論の時期を明確にしていきたい。</p>	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第6条および第8条	金融庁	
5071	5071A013		社団法人信託協会	13	投資顧問業法第8条第1項および第29条第1項第6号に基づく変更届出書の提出期限の緩和	<p>・認可投資顧問業者は、投資顧問業者登録簿に記載されている事項、投資判断者等に異動が生じた場合および営業所に変更があった場合などにおいては、変更の届出を2週間以内に行うこととされている。</p> <p>・この期限を弾力化していただき、例えば1ヶ月としていただきたい。</p>		<p>・2週間以内に会社の登記簿謄本、個人の住民票等の公的書類を準備し、変更届出書に添付することは実務上困難な場合もあるため、緩和を要望するものである。</p> <p>・投資顧問業法においては、投資顧問業の登録にあたって、同法第5条において役員及び使用人の氏名及び住所の届出が義務付けられているが、同法施行令第3条にて規定される「使用人」のうち、同法施行令第3条第2号及び第3号に規定する者についてまで氏名及び住所の届出が義務付けられている。</p> <p>・昨年の投資顧問業法の改正により、信託銀行が投資一任業務を営むことができることとなったが、一般に、投資顧問会社と比べて信託銀行の組織の規模は大きく、投資一任業務を営む信託銀行の中には、重要な使用人を含めて100名を超す役員及び使用人の氏名及び住所を届け出ているケースがある。これは、投資家保護の観点からも必要以上の開示となっていると考えられ、これだけ多数の届出を行っているケースにおいては、定期及び不定期に発生する当該者の転勤、退職、住所変更等に係る変更届の届出は、きわめて事務負担が重いものとなっている。</p> <p>・金融庁が指摘しているように、登録簿は公衆縦覧されている情報であり、その内容に変更があれば迅速に対応すべきものであることは勿論であるが、以上のように、役員及び使用人に該当する者が多数にのぼる場合があること、及び、これだけ多数の住民票等を2週間のうちに準備することは、実務上極めて負担が重く、事実上困難な場合も稀ではないと考えられることに鑑み、役員及び使用人の氏名及び住所の変更届の提出期限については、例えば、「2週間以内」から「1ヶ月」に改正するか、少なくとも、他の法令(投資信託及び投資法人に関する法律第10条の3、前払式証券の規制等に関する法律第11条第1項)にも例が見</p>	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第8条第1項および第29条第1項第6号	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5071	5071A014		社団法人信託協会	14	確定給付企業年金・厚生年金基金における制度設計の自由度向上	<p>・確定給付企業年金では、適格退職年金や退職一時金において認められている加入資格、給付設計等の要件について適用できないものがある。また、キャッシュバランスプランに係る要件、老齢給付金支給要件、選択一時金支給要件等により、円滑な制度移行や、高齢者に係る勤労形態の多様化への対応に支障をきたすケースが生じている。</p> <p>・退職一時金制度や適格退職年金からの円滑な移行を促進するために、以下の項目についての制限を緩和しないし弾力化すること。</p> <p>加入者期間・加入待期間に係る制限の緩和 給付における完全調整の容認 キャッシュバランスプランに係る選択肢の拡大(給付額に下限を設けない制度の導入、下限を設ける場合の運営の弾力化、再評価指標の拡大)</p> <p>確定給付企業年金法における老齢給付金の支給要件の緩和(例えば、60歳以上の退職を支給要件とすることを可能とすること。)</p> <p>選択一時金の支給上限に係る制限の緩和(例えば、選択一時金の支給上限である「保証期間に係る現価相当額」の計算に用いる割引率として、「一時金選択時に支給されている年金額または支給される予定の年金額の給付利率」を使用する取扱いを認めること。)</p>		<p>・顧客ニーズに合わせた柔軟な制度要件による制度間の円滑な移行を促進し、公的年金を補完する役割を負っている各企業年金制度の普及、拡充への基盤を整備するもの。</p> <p>・キャッシュバランスプランは、運用リスクの年金財政への影響軽減が可能となる有意義な方式であり、確定給付型の企業年金の一層の普及・充実のため更なる選択肢の拡充を求めるもの。</p> <p>・現状、老齢給付金支給要件は60歳以上65歳以下の規約で定める年齢に達したときとされている。高齢者に係る勤労形態が多様化するなかで、企業としては、雇用政策上「雇うか年金か」という選択肢を設けるため退職を支給要件としたいというニーズがあることから、例えば60歳以上の退職を支給要件とする等の措置を要望するもの。老後の安定という観点からも加入者にとって特段の支障はないと考える。</p> <p>・現状、上記計算に係る割引率として、「前回の財政計算の下限予定利率」を用いることとされており、今後これが給付利率を上回ると一時金支給が年金支給に對し不利益となるため、一時金支給への制限緩和を要望するもの。なお、平成17年10月の省令改正において割引率の一定の見直しは行われることとなるが、一層の制限緩和をしていただきたい。</p>	確定給付企業年金法、厚生年金保険法、関連政省令及び通知	厚生労働省	
5071	5071A015		社団法人信託協会	15	確定給付企業年金における制度設計の自由度向上	<p>・掛金に加入者負担のある制度においては、加入者負担をする者とならない者の給付額には、「当該掛金の負担額に相当する額程度の差を設けること」とされている。</p> <p>・「当該掛金の負担額に相当する額」より大きい差額を設けることも認めていただきたい。</p>		<p>・適格年金において掛金の加入者負担を設ける場合、加入者負担をする者について事業主も追加で掛金を負担することにより、加入者が負担する掛金相当額以上の給付の上乗せを行うことが多い。これは、加入者と事業主双方で掛金を負担し、一層の給付の充実を図るものである。</p> <p>・しかし、確定給付企業年金においては、加入者負担をする者とならない者の給付額の差は「当該掛金の負担額に相当する額程度」とされているため、加入者にとっては、加入者負担をする場合の事業主による掛金の上乗せというメリットが得られないこととなる。</p> <p>・このため、適格年金から確定給付企業年金に移行する際に、加入者負担制度への理解が得られず、加入者負担制度を廃止する事例がある。</p> <p>・確定給付企業年金においても、掛金の加入者負担及び事業主の追加負担に基づいて一層の給付の充実を図ることができるよう、上記のとおり要望する。</p>	確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について(平成14年3月29日年企発第0329003号)別紙1:確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準3-2-(4)給付の額の算定方法	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5071	5071A016		社団法人信託協会	16	確定給付企業年金・厚生年金基金における財政運営の自由度向上	<ul style="list-style-type: none"> ・確定給付企業年金及び厚生年金基金については、制度間移行等の有無に関わらず、非継続基準の適用により一定期間内の積立基準確保が求められている。 ・代行返上等の制度間移行によって大幅に掛金負担が増加することがないよう、非継続基準に抵触した場合の積立期限を弾力化していただきたい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・企業年金制度は長期に亘って継続されることに鑑み、環境変動による制度運営負担を軽減する観点から、非継続基準抵触時の積立期限の延長を求めるもの。 	確定給付企業年金法、厚生年金保険法、関連政省令及び通知	厚生労働省	
5071	5071A017		社団法人信託協会	17	確定給付企業年金・厚生年金基金における財政運営の自由度向上	<ul style="list-style-type: none"> ・非継続基準の財政検証に抵触した場合の対応として、現状の法令では積立比率に応じた掛金を追加拠出する方法回復計画を策定する方法の2通りが認められている。 ・財政検証に抵触した決算年度の翌々年度初において制度変更や繰越不足金の解消を行うことを決定した場合、では当該変更等を考慮した上で翌々年度初からの掛金を設定することができるが、では当該変更等による最低積立基準額や翌々年度以降の掛金水準の変動を見込んで追加拠出額を設定することができない。 ・この部分につき、の取扱いと同様、決算以降の制度変更や繰越不足金の解消による最低積立基準額や翌々年度以降の掛金水準の変動を考慮して追加拠出額を算定できるようにして頂きたい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・給付減額や繰越不足金の解消のような財政健全化策を実施した場合であっても、それとは無関係に追加拠出の額が決まるとなると、財政健全化の意欲が削がれ、健全な財政運営の遂行の妨げとなる可能性があるため、回復計画と同様の取扱いを要望するもの。 	確定給付企業年金法施行規則第58条、第59条 厚生年金保険法関連通知(厚生年金基金の財政運営について)	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5071	5071A018		社団法人信託協会	18	確定給付企業年金・厚生年金基金における財政運営の自由度向上	<ul style="list-style-type: none"> ・複数事業主が1つの年金制度を実施している場合、一部の事業所のみ確定拠出年金へ移行したいというニーズも生じている。この場合、現状の法令においては制度全体の最低積立基準額(もしくは数理債務)に対する不足分を一括拠出しなければ、当該事業所に係る年金資産を確定拠出年金制度へ移換することはできない。 ・このような場合においても、確定拠出年金へ移行する事業所に係る最低積立基準額(もしくは数理債務)の不足分を一括拠出すれば、当該事業所に係る年金資産を確定拠出年金制度へ移換できるよう、一括拠出の範囲を緩和して頂きたい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・現状の法令においては、確定拠出年金へ移行しない事業所についても最低積立基準額(もしくは数理債務)に対する不足分を一括拠出する必要がある。このように確定拠出年金への移行とは無関係の事業所においても追加負担が発生するスキームとなっており、結果的に一部の事業所のみ確定拠出年金へ移行することは非常に困難な状況にある。 ・この為、一括拠出の範囲を緩和することにより、確定拠出年金への移行の自由度が向上するよう要望するもの。 	確定給付企業年金法施行令第91条 厚生年金基金令第41条の6	厚生労働省	
5071	5071A019		社団法人信託協会	19	確定給付企業年金における財政運営の自由度向上	<ul style="list-style-type: none"> ・財政再計算を実施する場合の計算基準日について、 適用日前1年以内のいずれかの日 適用日前1年6ヶ月以内の確定給付企業年金の決算日 の何れかで定める必要があるが、確定給付企業年金で初回決算を行っていない場合、を採用することはできず、に従って計算基準日を定める必要がある。 ・この部分につき、確定給付企業年金で初回決算を行っていない場合であっても、適用日前1年6ヶ月以内の適格年金(権利義務承継の場合に限る)もしくは厚生年金基金の決算月であれば、当該決算月を計算基準日とする取扱いも認めて頂きたい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・現状では確定給付企業年金の初回決算を行っていない場合において、上記により財政再計算を行う必要があり、決算日以外を計算基準日として改めてデータ確定した後には財政再計算を行うこととなるので、円滑な規約変更に係る認可申請の妨げとなっている。本要望は、初回決算を行っていない場合であっても、初回決算後の取扱いと同様の取扱いを要望するものである。 	確定給付企業年金法施行規則第49条	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5071	5071A020		社団法人信託協会	20	確定給付企業年金・厚生年金基金における制度運営の自由度向上	<p>・「一部の実施事業所に係る権利義務承継」のように対象者を区分して権利義務承継することは認められているが、以下のように「一部の給付に係る権利義務承継」は現状認められていない。</p> <p>「第1年金と第2年金からなる2階建ての制度において、一部の実施事業所の第2年金部分を別の確定給付企業年金制度へ権利義務承継する場合若しくは当該事業所のみで新たに確定給付企業年金制度を実施する場合」</p> <p>・このような「一部の給付に係る権利義務承継」についても可能として頂きたい。</p>		<p>・今後、複数事業主による確定給付企業年金が増加していくにつれて、上記のようなニーズも出てくると思われるので、企業側のニーズに柔軟に対応できるように要望するもの。</p> <p>・例えば、複数事業主が1つの年金制度を実施している場合で、全事業主共通の給付設計に加えて親会社のみが退職金を移行しているケースにおいて、親会社の一部を共に確定給付企業年金制度を実施している子会社に営業譲渡した場合に、当該退職金移行部分に係る給付のみを子会社が実施する別の確定給付企業年金に権利義務承継することを可能とするための措置。</p>	確定給付企業年金法第79条、施行規則第49条、厚生年金保険法第144条の2、厚生年金基金令第41条の3	厚生労働省	
5071	5071A021		社団法人信託協会	21	確定給付企業年金における規約の承認・認可申請手続きの緩和	<p>・確定給付企業年金制度では、規約(制度)の制定・変更にかかる承認・認可申請手続きについて、適格退職年金制度からの移行の場合を含め、原則として、厚生労働大臣へ申請書を提出し、事前に承認・認可を受ける手続きを行わなければならない。(届出で足りる範囲は限定的である。)また、申請に要する書類は多岐に亘っている。このため、円滑な規約の制定・変更を支障をきたす恐れがある。</p> <p>・一定の要件を充たす場合(転籍の発生に伴うポータブルベンションの実施等)については、事前の承認・認可手続きを緩和し、事後の届出で足りる範囲及び届出を不要とする範囲を拡大することを認めていただきたい。</p> <p>・また、事前の承認・認可手続きを要する場合においても、申請手続きに係る提出書類の簡素化を図っていただきたい。</p>		<p>・現状の確定給付企業年金の承認・認可手続きにおいては、原則として事前の承認・認可が必要とされており、過度の規制となっていると考えられる。特に、適格年金では大多数が自主審査を経て受託機関が国税庁へ届出を行っているのに対し、確定給付企業年金では事業主が厚生労働大臣へ承認・認可申請を行わなければならない。委託者の負担が大きく増加している。</p> <p>・また、厚生年金基金は最多でも1,800基金程度であったため認可申請制度でも可能であったと思われるが、現在の50,000件以上の適格年金(100人以上でも10,000件超)が確定給付企業年金へ移行するにあたっては、スムーズな許認可運営のためにも、手続きの緩和が不可欠と考える。</p> <p>・確定給付企業年金の導入から約3年間が経過したところで確定給付企業年金の実施件数は約1,100件を超えたところであるが、一方で、適格年金の廃止までの期間が約7年間であることを踏まえると、今後、確定給付企業年金の承認・認可申請の件数は大幅に増加するものと予想される。このため、現実的には、受給権保護にも配慮しつつ承認・認可手続きの一層の合理化を図ることが求められる。</p> <p>・上記を勘案し、かつ、現在の適格年金の運営を鑑み、転籍の発生に伴うポータブルベンションの実施等一定の条件を充たす場合につき、事後届出制を導入すること、及び、届出不要とする範囲を拡大することを要望するもの、併せて、事前の承認・認可手続きを要する場合についても提出書類の簡素化を要望するもの。</p>	確定給付企業年金法第5条、第6条、第12条、第16条	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5071	5071A022		社団法人信託協会	22	確定給付企業年金における規約の承認・認可基準の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・確定給付企業年金においては、承認・認可基準が法令等によって明確にされていない部分があるが、こうした部分については事前に当局に個別照会を行うことで対応しており、広義の規制が存在する状況である。 ・個別照会を行った結果、取扱いが認められるケースもあり、これまでの事例を踏まえて、取扱いが認められる条件等を明確化していただきたい。 ・なお、当該個別照会が必要となる場合は少なく、全体として規約の承認・認可手続きに時間を要している。 ・今後予想される適格退職年金からの移行を鑑み、規約の承認・認可手続きの更なる円滑化を図る観点からも、規約の承認・認可基準を可能な限り明確化(法令等の解釈を当局から示す等)していただきたい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・確定給付企業年金法施行後3年を経過し、確定給付企業年金の実施事例が増えていることも踏まえ、承認・認可基準を可能な限り明確化することにより、承認・認可手続きの効率化を進めるべきと考える。 ・適格退職年金の廃止まで7年を切り、今後適格退職年金からの移行が多数予想されるが、当該移行を円滑に進めるためには不可欠な対応と考える。 	確定給付企業年金法、関係係省令及び通知	厚生労働省	
5071	5071A023		社団法人信託協会	23	厚生年金基金から確定拠出年金へ資産移換の際の一括拠出の基準日に係る要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金基金から確定拠出年金へ資産移換する際、規約変更日における年金給付等積立金の額が最低積立基準額、数理債務いずれか高い額を下回る場合(積立不足が発生する場合)には、当該厚生年金基金は当該下回る額を一括拠出しなければならないとされている。(基金令第41条の6) ・この一括拠出する金額の算定基礎となる最低積立基準額、数理債務等は、厚生年金規約変更認可申請を行う月の前々月の末日以降の日において算定したものを厚生年金基金規約を変更する際に添付する「企業型年金の資産管理機関への資産の移換に係る必要事項」に記載することが求められている。(下記厚労省通知) ・一方、実際には一括拠出を行う際は、企業型年金規約の承認日からその規約の実施日(厚生年金基金の規約変更日以前であること)の前日までに払い込むことが必要とされ、実際に払い込む一括拠出額は、「企業型年金の資産管理機関への資産の移換に係る必要事項」に記載した金額とすること(算定日以降の相場変動を無視することになる)は「不可」とされている。(厚生労働省HPの確定拠出年金Q&Aの182) ・一括拠出額については、「企業型年金の資産管理機関への資産の移換に係る必要事項」に記載した金額を拠出することで基金令第41条の6の規定を充足したものと認めて頂きたい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・そもそも積立不足が発生するかどうかは事後でなければ検証できないにもかかわらず、上記の規制に従えば、厚生年金基金の規約変更日以前に計算した金額を、厚生年金基金の規約変更日以前に払いこむことで、規約変更日の積立不足の発生を防ぐことが要請される。 ・仮に規約変更日以前に計算した金額より多めに拠出したとしても、その後の相場動向等によっては、規約変更時点では不足額が発生する可能性もあり実務運営に支障をきたすことになる。 	厚生年金基金令第41条の6 厚生労働省年金局長通知「厚生年金基金の財政運営について」の別紙「厚生年金基金財政運営基準」の第8「企業型年金の資産管理機関に資産の移換を行う場合の要件等」の2の(2)	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5071	5071A024		社団法人信託協会	24	確定給付企業年金・厚生年金基金から確定拠出年金へ資産移換する際の移換相当額等の算定基準日に係る要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金基金に係る資産の一部を確定拠出年金に移換する場合、その認可申請にあたっては、認可申請日の前2ヶ月以内の日を基準日として、一括拠出額および移換相当額の計算を行うこととされている。(下記厚労省通知) ・厚生年金基金に係る資産の一部を確定拠出年金に移換する場合の一括拠出額および移換相当額の計算について、認可申請日の前2ヶ月以内の日とされている計算基準日に係る期限を緩和し、適格退職年金からの移換の場合と同様に、認可申請日の前3ヶ月以内の日とすること。 ・また確定給付企業年金に係る資産の一部を確定拠出年金に移換する場合の計算基準日について明文化されたものがないと認識しており、上記の厚生年金基金と同様の取扱いを要望する 		<ul style="list-style-type: none"> ・適格退職年金から移換する場合には、最長3ヶ月の期間を置くことが可能と解釈できる(「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」平成13年9月27日企国発第18号)。 * 計算基準日は、規約施行日の5ヶ月前の日の属する月の末日以降の日(「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」) * 企業型年金規約の承認申請は、規約の適用日(施行日)のおおむね2ヶ月前までに行うものであること * よって計算基準日は規約認可申請の3ヶ月前と解釈できる ・厚生年金基金、確定給付企業年金から移換する場合についても、適格退職年金の場合以上に数理計算等に時間を要すること、これまでは事例が少なかったものの、今後は事例が増えると想定されることから、認可申請の基準日に係る期限の緩和を認めて頂きたい。 	確定拠出年金法施行令第22条第2項第1号 確定拠出年金法施行令第22条第2項第3号 厚生労働省年金局長通知「厚生年金基金の財政運営について」の別紙「厚生年金基金財政運営基準」の第8「企業型年金の資産管理機関に資産の移換を行う場合の要件等」の2の(2)	厚生労働省	
5071	5071A025		社団法人信託協会	25	確定拠出年金法 災害時等の一時金引き出しの追加	<ul style="list-style-type: none"> ・60歳未満での一時金の引出しは、障害になった場合の給付、死亡一時金を除くと、脱退一時金しか認められていない。 ・災害時等においては引出しを可能とする措置を設けていただきたい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・確定拠出年金は、厚生年金基金、適格退職年金等の従来の企業年金と異なり、各人毎の保有資産・残高管理されており、随時これを知ることが出来る。そのため、各人は自身の資産との意識が高く、災害時等においてはその引出しを希望する可能性が高いと考える。 ・また、こうした解約の道を作ることは、個人型、企業型ともに、制度の普及にも資するものと考えられる。 	確定拠出年金法第28条、第35条、法附則第3条	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5071	5071A026		社団法人信託協会	26	確定拠出年金法 投資信託償還時の取扱いの明記	<ul style="list-style-type: none"> 確定拠出年金法第26条では、企業型運用関連運営管理機関等が、提示運用方法から運用の方法を除外しようとするときは、当該除外しようとする運用の方法を選択して運用の指図を行っている加入者等の同意を得ることとされている。 運用の方法として投資信託が提示されている場合で、当該投資信託が投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)に基づき償還される場合、当該償還については企業型運用関連運営管理機関等の意思に基づいたものとは認められないことから、運用の方法の除外には該当しないこと、また、当該投資信託に運用の指図を行っている加入者等の同意取得は不要であることを確認し、省令に明記していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 確定拠出年金制度における運用の方法として、投資信託を提示している場合、投資信託委託会社の意思により、投信法で規定される手続きにしたがって償還されるケースが想定される。 当該投資信託の償還については、企業型運用関連運営管理機関等の意思によるものではなく、商品保有者の過半数の異議申し立てがない限り、投信法で定める一連の手続き(「償還の公告」、「異議申述」、「償還決定」、「買い取り期間」、「償還」)が進められることとなり、企業型運用関連運営管理機関等が専門的知見に基づいて行う「運用の方法の除外」とは主旨を異にするものである。 また、投資信託が償還された場合、企業型運用関連運営管理機関等は当該投資信託を提示し続けることはできず、同意を得るべき当該投資信託の保有者も存在しないこととなる。 なお、企業型運用関連運営管理機関等は、確定拠出年金法第24条の規定に基づき、当該投資信託の保有者に対して、償還に対する異議申述を行うことができる旨等の情報提供を行い、加入者等からの異議申述を運用の指図として記録関連運営管理機関・資産管理機関との連携のもとに取り纏めを行うことは可能であるものの、当該加入者等全員の同意がないことをもって当該投資信託の償還を差し止める権限は有していない。 以上のことから、投資信託の償還については確定拠出年金法第26条に規定する「運用の方法の除外には該当しないこと」を確認し、省令に明記することを要望するもの。 	確定拠出年金法第26条、確定拠出年金法施行規則第20条の2	厚生労働省		
5072	5072A001		特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会	1	未成年者が店舗閉店後もタバコを買い取る自動販売機を稼働停止する措置【新規】	タバコ自動販売機が店舗に併設(店舗内の従業員のいる場所から当該自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認できる状態をいう)していても、休日や営業時間外(深夜23時～5時の稼働の自主停止を除く)には、従業員は視認出来ないことから、未成年者は自由にタバコを購入できるので、未成年者喫煙防止の観点から、休日や営業時間外も、自販機の稼働の停止を義務づけ、あるいは自粛を指導すべきである。	未成年者が、店舗の営業時間外に、タバコ自販機によりタバコを買い取ることを防止することができ、未成年者喫煙防止法による喫煙防止の担保が可能となる。	財務省は、タバコ事業法による「製造タバコ小売販売業許可等取扱要領」の改定を行い、2004年12月1日以降の小売販売業の許可申請にあたって、自動販売機が店舗に併設(店舗内の従業員のいる場所から当該自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認できる状態)でない場合は、許可しない、とのことである。また既許可店では、自販機を設置する場合は店舗に併設することを求め、平成元年6月以前の申請で許可された店で、併設が不可能な場合は、未成年者喫煙禁止の表示、深夜稼働の停止またはICカード式自販機の導入明示を指導し、従わない場合は許可を取り消す、とのことである。店舗併設の趣旨からすれば、未成年者のタバコ購入防止のために店舗閉店後の自販機の稼働は当然に停止すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> タバコ規制枠組条約(別添第16条)資料1 未成年者喫煙禁止法(別添第4～6条)資料2 タバコ事業法(別添第23条)資料2 タバコ事業法施行規則(別添第20条三)資料2 製造タバコ小売販売業許可等取扱要領(別添、抄)資料2 平成元年6月以前の申請により許可された製造タバコ小売販売業者に係る条件について「通達(案)」に対する意見募集について(別添)資料3 	警察庁、財務省、外務省	一体的に実施希望事項番号2,3

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5072	5072A002		特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会	2	未成年者喫煙禁止法による年齢確認を遵守する措置【新規】	未成年者喫煙禁止法第四条(煙草又は器具を販売する者は満二十年に至らざる者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要な措置を講ずるものとす)の「其の他」は、未成年者喫煙禁止の表示・明示の自販機へのステッカーなどの貼付でも可と解釈されていて、未成年者喫煙防止に有効に作用していないので、「其の他の必要な措置」を削除する法改正をすべきである。	本法第4条の年齢確認をする対面販売を基本とすることにより、未成年者のタバコ購入の防止効果があることが期待できる。	2001年に本法に年齢確認措置の第4条が新設されたが、「其の他の必要な措置」により、対面販売は名目だけとなり、未成年者はタバコを自販機によりほぼ自由に購入できる状況がある。これは未成年者の遵法精神をも蝕んでいる。 2004.6.28の第8回たばこ事業等分科会で、本法所管の警察庁生活安全局少年課少年保護対策室長は「未成年者による喫煙を防止するためには、たばこの販売にあたって、販売事業者が顧客に対面し、未成年である疑いがある場合には年齢確認の措置を確実に講じる必要があると考えられています。自販機による販売につきましては、対面による販売と異なり、年齢確認を確実に行うことができないので、警察庁としては、たばこの販売方法としては適当ではないと考えております。」と発言しており、年齢確認の遵守を阻害する「其の他の必要な措置」を削除する法改正が必要である。	・たばこ規制枠組条約(別添第16条)資料1 ・未成年者喫煙禁止法(別添第4条)資料2 ・2004.6.28の第8回たばこ事業等分科会での警察庁生活安全局少年課少年保護対策室長発言(別添)資料4	警察庁、外務省	一体的に実施希望事項番号1,3
5072	5072A003		特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会	3	未成年者喫煙禁止法違反の起訴で略式命令の請求が可能な措置【新規】	未成年者喫煙対策のために、2000年に本法第5条の改正で、タバコ業者が、未成年者自らが喫煙することを承知してタバコを販売した場合には、罰金が大幅に引き上げられ、50万円以下に処せられることとなった。翌年の2001年に本法に年齢確認措置の第4条が新設されたにも関わらず、これら法改正の実効性が全く上がっていない。これは、本法に関する事件については、少年法第37条の規定により家庭裁判所に対してのみ提起し、全部公判請求をしなければならぬために起訴件数が皆無に近いと思われる。50万円以下の罰金刑のような罪の場合には、通常では略式手続により、簡易裁判所に対して略式命令の請求をすることが多いので、略式命令の請求が可能とする措置を探ることとすべきである。	略式命令の請求が可能とする措置により、タバコ業者が、未成年者自らが喫煙することを承知してタバコを販売した場合には、50万円以下の罰金に処せられ、処罰が確定した場合には、財務大臣はたばこ事業法31条によりタバコ店の許可を取消すことが出来ることから、未成年者への違法販売対策の実効性が上がり、未成年者喫煙対策が期待される。	未成年者喫煙禁止法第5条及び第6条で、タバコ業者が、未成年者自らが喫煙することを承知してタバコを販売した場合には、50万円以下の罰金に処せられることとなっている。警察がこのような事件を検挙した場合には、検察庁に送致することになる。検察庁(官)は、送致された事件について、起訴するか否か、起訴猶予とするかを独占的に決定することができるが、50万円以下の罰金刑のような罪の場合には、通常では略式手続により、簡易裁判所に対して略式命令の請求をすることが多いが、本法に関する事件については、少年法第37条の規定により家庭裁判所に対してのみ提起し、全部公判請求をしなければならない。そのために起訴件数は皆無に近く、平成元年(1989年)以降これまで15年間、本法により検察官が公判請求(起訴)した事例は1件しなく、あとは起訴猶予になっていて、警察がどんなに本法で検挙しても、ほとんど全て起訴猶予になっているという実態がある。 未成年者喫煙対策のために、2000年に本法第5条の改正で、罰金が大幅に引き上げられ、(特記事項欄に続く)	未成年者喫煙禁止法 第四条 煙草又は器具を販売する者は満二十年に至らざる者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要な措置を講ずるものとす (2001.12追加) 第五条 満二十年に至らざる者に其の自用に供するものなることを知りて煙草又は器具を販売したる者は五十万円以下の罰金に処す(2000.11罰金額改正) たばこ事業法第31条 財務大臣は、小売販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第22条第1項の許可を取り消し、又は1月以内の期間を定めてその営業の停止を命	警察庁、法務省	(要望理由欄からの続き) 翌年の2001年に本法に年齢確認措置の第4条が新設されたにも関わらず、これら法改正の実効性が全く上がっていないので、略式命令の請求が可能とする措置が必要である。 ・財政制度等審議会たばこ事業等分科会(第8回)議事録(平成16年6月28日)での「保住:警察庁生活安全局少年課少年保護対策室長の発言(別添)資料4 一体的に実施希望事項番号1,2

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5072	5072A004		特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会	4	受動喫煙防止について施設管理者に義務化をはかる措置【新規】	<p>2003年5月1日施行の「健康増進法」第25条で、公共の場での受動喫煙の防止の努力義務が管理者に課せられた。本法を受けて同年4月30日の厚生労働省健康局長通知で、「全面禁煙は、受動喫煙防止対策として極めて有効である」とされた。本法及び通知を受けて、自治体庁舎の全面禁煙や学校敷地内禁煙、金融機関のロビー・ATMコーナーの禁煙、警察の公の場、航空機、首都圏の私鉄の禁煙などが進んでいる。</p> <p>しかし本法は努力規定であるために、レストラン・食堂、理美容店、公衆浴場、タクシー、JRの一部、公道、職場などの禁煙は必ずしも進んでおらず、受動喫煙から国民の健康を守る対策が徹底しているとは言えない。本法と同じ厚生労働省労働基準局が所管している「職場における喫煙対策のための新ガイドライン」(2003年5月)では、全面禁煙に触れず、「受動喫煙を確実に防止する観点から、可能な限り、非喫煙場所にたばこの煙が漏れない喫煙室の設置を推奨する」としている例を見るように、分煙は受動喫煙防止策としては不十分であり対策を阻んでいる面があるので、管理者に全面禁煙を基本とした受動喫煙防止の義務を課すべきである。</p>	<p>受動喫煙防止の施設管理者への義務付けにより、受動喫煙による健康損傷から国民の健康が守られ、かつ喫煙者自身も禁煙への動機付けになることから、医療費減少や喫煙による社会的損失の減少により、国民福祉の増進が図られる。</p>	<p>「健康増進法」第25条で、公共の場での受動喫煙の防止の努力義務が管理者に課せられ、厚生労働省健康局長通知で、「全面禁煙は、受動喫煙防止対策として極めて有効である」とされ、この本法及び通知以前より、分煙・禁煙はわが国でも進みつつあったが、本法施行以後、禁煙がよりいっそう進んでいるところである。</p> <p>しかし本法は努力規定であるために、レストラン・食堂、理美容店、公衆浴場、タクシー、JRの一部、公道、職場などの禁煙は必ずしも進んでおらず、受動喫煙から国民の健康を守る対策が徹底しているとは言えず、分煙は受動喫煙防止策としては不十分であり対策を阻んでいる面がある。例えば、レストランや旅行ツアーなどで、非喫煙者が喫煙席に座られることは受動喫煙防止上あってはならない。これらの抜本的改善のために、管理者に全面禁煙を基本とした受動喫煙防止の義務を課すべきである。</p>	<p>たばこ規制枠組条約(第8条)資料1 健康増進法(第25条)資料6 厚生労働省健康局長通知(2003.4.30)資料7 職場における喫煙対策のための新ガイドライン(別添)資料8</p>	厚生労働省、外務省	<p>・理職78 中田ゆり「サービスの分煙は遅れている」(2004.10)資料9 一体的に実施希望事項番号6</p>
5072	5072A005		特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会	5	たばこ事業法の健康関連条項の改廃・見直しと厚生労働省への移管措置【新規】	<p>本法の第一条(目的)「この法律は、(略)我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もつて財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。」は、改廃すべきである。</p> <p>第三十九条(注意表示)「製造たばこに、消費者に対し製造たばこの消費と健康との関係に関して注意を促すための財務省令で定める文言を、財務省令で定めるところにより、表示しなければならない。」及び第四十条(広告に関する勧告等)「製造たばこに係る広告を行う者は、未成年の喫煙防止及び製造たばこの消費と健康との関係に配慮するとともに、その広告が過度にわたることがないように努めなければならない。」2 財務大臣は、前項の規定の趣旨に照らして必要があると認める場合には、あらかじめ、財政制度等審議会の意見を聴いて、製造たばこに係る広告を行う者に対し、当該広告を行う際の指針を示すことができる。」の2条項は見直し、健康を所管する厚生労働省に移管すべきである。</p>	<p>たばこ規制枠組条約に沿って、タバコの製造・販売よりも、国の根幹である国民の健康づくりを優先した施策を進めるために、たばこ事業法の健康関連条項を改廃・見直しし、タバコの健康に関連する施策を厚生労働省が一元的に所管することにより、国内的・国際的諸対策がスムーズに進むことが期待される。</p>	<p>本法の第一条(目的)の2箇所の「健全な発展」は、タバコの製造・販売の優先を唱う文言であり、たばこ規制枠組条約が2005年2月27日にわが国でも発効し、また喫煙及び受動喫煙の健康への悪影響が明らかにされ、国民経済にも損失をもたらして、国の根幹である国民の健康福祉の増進をはかるわが国の方向と相容れないので、この条項を改廃・見直しすべきである。</p> <p>第三十九条(注意表示)、及び第四十条(広告に関する勧告等)の2条項は、国民の健康に密接に関連し、財務省が定めるのは不自然がある。注意表示は健康警告表示として、健康を所管する厚生労働省が医学的知見と責任により定めるべきであり、またタバコ広告については健康福祉面から公共の利益に反するので、包括的な禁止を行うことを視野に、健康所管の厚生労働省に移管すべきである。諸外国では既にこれらは健康所管省の権限となっている。</p>	<p>・たばこ規制枠組条約(第11条、13条)資料1 ・たばこ事業法第一条(目的)、第三十九条(注意表示)、第四十条(広告に関する勧告等)(上記に引用記載)資料10 ・たばこ事業法施行規則(昭和六十年三月五日大蔵省令第五号)(別添)資料11 ・製造たばこに係る広告を行う際の指針(別添)資料12</p>	財務省、外務省	<p>・新聞記事 大島 明(日本禁煙推進医師連盟会長)「喫煙対策推進 - たばこ事業法抜本改正を」(2004.3.12読売新聞論点、別添)資料13 一体的に実施希望事項番号6</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5072	5072A006		特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会	6	包括的なタバコ規制法を制定する措置【新規】	わが国でも、たばこ規制枠組条約が発効したことから、タバコの健康対策をメインにした包括的なタバコ規制法を制定し、日本政府として整合性のある対策を進めるべきである。この内容としては、受動喫煙防止対策、喫煙防止教育、禁煙治療と喫煙者の禁煙推進サポート、タバコ製品への健康警告表示、タバコ広告とスポンサーシップ規制・禁止、タバコ消費税の対策費への充当、タバコ消費税率の引き上げ、転業支援、免税タバコの販売禁止、対策推進機構・態勢の設置、調査・モニタリングと広報センターの設置などを含む包括的な法律とすべきである。	たばこ規制枠組条約の発効を受け、現在政府に、たばこ対策関係省庁連絡会議が12省庁で設けられている。タバコ対策は多岐に亘るが、これらを網羅した包括的なタバコ規制法の制定により、国内的且つ国際的なタバコ対策の推進が期待される。	わが国でも、たばこ規制枠組条約が発効したことから、タバコの健康対策をメインにした包括的なタバコ規制法を制定し、日本政府として整合性のある対策を進めるべきことが期待されている。 タバコに関係した法律としては、たばこ事業法、及び健康増進法第25条があるが、特に健康増進法については、受動喫煙防止が1条あるだけで、余りに不十分である。上記の法の改廃を含め、たばこ規制枠組条約を受けた法体系の構築整備が喫緊に不可欠であり、条約第2条で「締約国は、この条約を越える措置をとることが奨励される」ことから、包括的なタバコ規制法を制定すべきである。	たばこ規制枠組条約 資料1	財務省、厚生労働省、警察庁、文部科学省、外務省	一体的に実施希望事項番号1, 2, 3, 4, 5, 7
5072	5072A007		特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会	7	タバコ対策費へのタバコ消費税の充当措置【新規】	タバコ消費税の一部を、タバコの健康対策費用、タバコ耕作の転作費、タバコ販売店などの転業支援費に充て、タバコ対策の進捗をはかるべきである。	喫煙者、受動喫煙者、未成年喫煙者、タバコ耕作者、タバコ営業店なども、たばこ規制枠組条約に沿ったこれら禁煙推進施策により、国民の健康的な生活基盤が確保される。	たばこ規制枠組条約第17条では、タバコ関連の転業支援として、タバコの労働者、耕作者、販売業者のために、経済的に実行可能な、代替活動を促進する、とされている。たばこ規制枠組条約の趣旨に添って、国民の健康づくりを進めるためには、タバコの健康対策費用を含め、タバコ耕作の転作費、タバコ販売店などの転業支援費に、タバコ消費税の一部を充てるべきである。そのためにタバコ税率を上げることも選択としてあり得る。そのためにタバコ消費が減っても税収は増えることが試算されている。	たばこ規制枠組条約(別添第17条)資料1	財務省、外務省	・新聞記事 石 弘光中央大学教授(税制調査会会長)「喫煙大国日本 - 禁煙強化へ4つの提案」(2005.5.11読売新聞論点, 別添)資料14 大島 明(日本禁煙推進医師連盟会長)「たばこ規制枠組条約発効を機に、たばこ増税で青少年守れ」(2005.5.26読売新聞論点, 別添)資料15 一体的に実施希望事項番号6

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5075	5075A001		株式会社ジーシービー	1	交通違反反則金のクレジットカードによるインターネット納付	インターネット上での反則金のクレジットカード納付実現	クレジットカード会社が反則金納付ポータルサイトを設置し、違反者は納付書の記載情報・クレジットカード情報を同サイトに入力して、クレジットカード会社へ決済可否を確認。決済可能と判定した場合、クレジットカード会社は入力された納付書記載情報・納付完了を電子的な手段にて各県警等関係機関に通知。後日国庫に対し当該反則金の支払いをクレジットカード会社が立替払い方式にて行い、国から立替払いに関して必要な費用の支払いを受ける。	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の規制緩和要求において同様の要望がなされているが、明確な見解がなく否定されているところ。国税・地方税については第三者納付が認められており、本件に関して否定するのであればその論点を明示いただくとともに、実現に必要な措置を願いたい。 ・クレジットカードという支払い手段は既に各分野において一般化しており、利用者の利便性も高い。本件実現により、納付書の再発行も減少し、各機関における業務効率化・刑事手続き適用減少が見込まれる。 ・電子化にあたっては、既に各公金においてマルチペイメントネットワークを活用した預貯金からの収納が実施されている。反則金についても、同様の措置により電子化自体は問題ないものであり、クレジットカードのインターネット収納基盤を構築することにより実現可能と考える。 	道路交通法 日本銀行法	警察庁 財務省	
5075	5075A002		株式会社ジーシービー	2	交通違反反則金のクレジットカードによる窓口納付	日本銀行蔵入代理店である金融機関における反則金のクレジットカード納付実現	違反者が金融機関に納付書を持参して納付する場合において、金融機関とクレジットカード会社が立替払い加盟店契約を締結しておくことにより、クレジットカードにより決済を完了。クレジットカード会社は金融機関に対し、後日立替払い方式により、当該反則金の支払いを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の規制緩和要求において同様の要望がなされているが、明確な見解がなく否定されているところ。国税・地方税については第三者納付が認められており、本件に関して否定するのであればその論点を明示いただくとともに、実現に必要な措置を願いたい。 ・クレジットカードという支払い手段は既に各分野において一般化しており、利用者の利便性も高い。本件実現により、納付書の再発行も減少し、各機関における業務効率化・刑事手続き適用減少が見込まれる。 	道路交通法 日本銀行法	警察庁 財務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5075	5075A003		株式会社ジーシー	3	有価証券購入時のクレジットカードによる決済	<p>・証券購入の際の支払い手段としてクレジットカードによる支払いを認めていただきたい。現在既に可能であるという見解であればその旨明示していただきたい。また有価証券の種別により判断が異なる場合は種別毎の判断を明示いただきたい</p> <p>・証券会社は証券取引法44条において「金銭を貸し付けることを条件として有価証券の売買の受託等をする行為」の禁止、また証券仲介業をなすものは66条13項の「金銭を貸し付けることを条件として勧誘する行為」の禁止がうたわれているが、クレジットカード決済は金銭の貸付(金銭貸借契約)を基本としておらず、顧客とは債権譲渡又は立替払いを基本とした契約である為当該条項に抵触することは無いと考え、現行法下においても証券の販売にクレジットカードを決済手段とすることは問題無いと考えるが当法規上に関する見解もいただきたい</p>	顧客が証券を購入する際の窓口(対面販売、ネット販売、仲介業者経由での販売など)において、決済手段としてクレジットカードを導入する。	<p>以下の効果が見込まれる為、クレジットカードによる決済を実現したいと考える。</p> <p>・クレジットカードによる決済を可能とすることで、消費者としては決済手段の選択肢が広がり利便性が向上すること。</p> <p>・クレジットカード会社が持つ販売チャネルの活用やクレジットカード特有のポイントサービス等を付随することにより、証券拡販の一助になること。</p>	証券取引法	金融庁	
5076	5076A001		社団法人第二地方銀行協会	1	保険募集における非公開情報保護措置の撤廃	保険業法施行規則の非公開情報保護措置を撤廃する。		<p>銀行が保険以外の商品を販売する場合や銀行以外の代理店は、対象外であり、妥当性がない。また、銀行が保険募集を行う際には、非公開情報利用を事前に同意を得る必要があるが、実務上、募集、商品説明等を行う前に同意を得ることについて顧客の理解を得るのが難しい。なお、契約者の個人情報保護については、平成17年4月に施行された個人情報保護法の規制で十分であると考え。</p>	<p>保険業法第275条第1項第1号、保険業法施行規則第211条第1項第2号</p>	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5076	5076A002		社団法人第二地方銀行協会	2	信託代理店における信託併営業務の取扱禁止業務の撤廃	信託代理店の取扱業務に不動産媒介業務を認める。		不動産の売買・賃借の媒介・代理等の不動産関連業務が信託代理店に解禁されれば、不動産を含めた資産に関する総合的なコンサルティングサービスの提供が可能になる。	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第5条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第2条の2 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第2条の2、第7条の2の2第2項	金融庁	
5076	5076A003		社団法人第二地方銀行協会	3	銀行による投資顧問業務の解禁	銀行本体による投資顧問業務を解禁してほしい。		現在の投資信託は、直接金融でありながら、証券会社・信託銀行・投資顧問会社・銀行など中間マージンが大きく、コストが割高である。直接金融発展の観点から、規制緩和の努力が必要であると考える。	銀行法第10条第2項、第11条	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5076	5076A004		社団法人第二地方銀行協会	4	ビジネスマッチング業務等に係る地域金融機関本体及びその子会社への不動産仲介業務の一部解禁	地域銀行において、ビジネスマッチング業務や不良債権処理に関連する範囲で、不動産仲介業務を行うことを認めてほしい。		ビジネス・マッチング業務や不良債権処理等から派生して、不動産絡みの案件が生じていること。従前から、預貸業務(住宅ローン等を含む)においても、同業務から派生して、不動産関係の相談を受ける機会があること、等から、不動産売買・仲介業務の取扱が可能になれば、リレーションシップバンキングの機能強化に役立ち、顧客に対して総合的な充実したサービスを提供することができる。	銀行法第12条	国土交通省	
5076	5076A005		社団法人第二地方銀行協会	5	コミットメントライン契約適用対象の拡大	コミットメントライン契約の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下)のほか地方公共団体・特別法に定められた地方公社等を加える。		コミットメントライン契約は中小企業等にとっても有益な資金調達手段であり、借主の対象に中小企業等を追加し、資金調達手段の多様化を図ることが必要である。	特定融資枠契約に関する法律第2条	法務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5076	5076A006		社団法人第二地方銀行協会	6	信用保証協会の私募債の適債基準の緩和	純資産額1億円以上3億円未満の中小企業も対象としてほしい。		成長企業における資金調達により柔軟に行えるようになり、地元企業の成長・発展に貢献できる。	中小企業信用保険法第3条の9 中小企業信用保険法施行規則8条	中小企業庁	
5076	5076A007		社団法人第二地方銀行協会	7	店舗の営業時間に係る規制の撤廃もしくは届出の簡素化	店舗の営業時間の規制(午前9時から午後3時まで)を撤廃するか、もしくは営業時間を変更する場合の届出を事後届出へ移行する。		<p>以下のような現状を踏まえると、現行の画一的な営業時間規制を行っていかねばならない必然性は薄まってきており、今後は各行の自己責任において、顧客のニーズ、利便性の確保を踏まえた店舗運営を行うことで特に問題ないものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の店舗の営業時間の規制は、窓口業務を想定したものであり、銀行業務の多様化や機械化、インターネットバンキング、コンビニATMの登場により、従来の窓口業務を想定した営業時間の概念は陳腐化している。 ・インスタブランチなどでは、出店先であるスーパーマーケット等の店舗の開店時間(例えば午前10時)に合わせて営業を開始する事例も増えている。 ・最小限の人員による小型店舗の場合、営業時間を地域特性に合わせた時間帯に絞り込むことで、防犯上、労務管理上の負担が軽減される。 <p>また、個別事情を勘案して営業所ごとの規制緩和とした場合、顧客への周知等の措置を徹底したうえで、届出を事後とすることで事務負担の軽減と店舗運営の機動性確保を図っていただきたい。</p>	銀行法施行規則第16条、35条1項7	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5076	5076A008		社団法人第二地方銀行協会	8	生命保険の構成員契約規制の廃止	生命保険の構成員契約規制を廃止する。		構成員契約規制は、生命保険会社と募集代理店契約を締結した企業が優越的な地位の濫用や圧力募集を行うことを防止することを目的として設けられているものであるが、実態に係わらず事前かつ一律に募集を禁止しているため、顧客の申し出による場合にも保険の販売ができず、顧客利便性の観点で問題である。また、生命保険を募集する際、顧客勤務先の確認が必要であり、これが実務上の負担となっている。損害保険や第三分野商品には構成員契約規制はなく、生命保険だけ規制する理由はないと考える。銀行による保険募集については、圧力募集防止のための弊害防止措置が検討されており、構成員契約規制は二重規制になる。	保険業法第300条第1項第9号 保険業法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号	金融庁	
5076	5076A009		社団法人第二地方銀行協会	9	電磁的方法による決算公告の許容	銀行も電磁的方法による決算公告が可能になるよう、銀行法上の手当てを行う。		インターネットの普及により、商法が改正されたことに鑑みれば、銀行だけ制約を設ける理由はないと考える。	銀行法第20条、第57条	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5076	5076A010		社団法人第二地方銀行協会	10	天災等により短期間臨時休業した場合の公告の廃止	天災等により短期間(例えば1週間)臨時休業した場合についての公告を廃止する。		臨時休業するのは、風水害、地震等の場合が考えられるが、そうした混乱時に公告の手配まですることは負担が大きい。	銀行法第16条第1項 銀行法施行規則第17条第3項	金融庁	
5076	5076A011		社団法人第二地方銀行協会	11	裁量労働制の緩和	現在は裁量労働制の対象外となっている以下の業務を、対象業務に指定してほしい。 <ul style="list-style-type: none"> ○専門業務型裁量労働制 <ul style="list-style-type: none"> ・対象業務に社会保険労務士、FP技能士を加える。 ○企画業務型裁量労働制 <ul style="list-style-type: none"> ・個別の営業活動の業務を加える。 ・営業店(支店)単位で、営業方針や営業に関する計画を策定する業務を加える。 		裁量労働制の対象業務を拡大することにより、業務内容の多様化・成果主義が浸透した実情に沿う形の就労形態をとることができる。	労働基準法38条の3、4	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5076	5076A012		社団法人第二地方銀行協会	12	信用保証業務を営む子会社の業務範囲の拡大	信用保証業務を営む銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証を行うことを可能とする。		事業性ローンに係る信用保証が追加されれば、銀行が行う担保・個人保証に依存しない事業性ローンについて、債権回収管理上分離して扱うことが可能となり貸出商品組成の自由度が増大し、地域の中小零細企業に柔軟性のある保証サービスを提供できる。	銀行法施行規則第17条の3第2項第3号 平成10年11月24日付金融監督庁・大蔵省告示第9号 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 - 2 - 7 - 1 (3)	金融庁	
5076	5076A013		社団法人第二地方銀行協会	13	自己競落会社の対象物件等に係る規制の緩和	親銀行の貸出金等に係る担保物件だけでなく、子会社・関連会社の担保物件も可とする。		銀行グループとしての債権回収の円滑化に資すると考えられる。	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 - 2 - 7 - 2	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5076	5076A014		社団法人第二地方銀行協会	14	複数銀行による従属業務会社の共同設立の容認	銀行法施行規則第17条の3第1項第1号～第21号に定める業務について、当該銀行及びその子会社の収入依存度規制を緩和し、共同設立を容易にする。		複数銀行による従属子会社の共同設立ができれば、銀行の経営の効率化を図ることができる。	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 - 2 - 7 - 1 金融庁告示第34号、36号、38号 (収入依存度規制告示)	金融庁	
5076	5076A015		社団法人第二地方銀行協会	15	銀行子会社が行う集配金業務等に係る収入依存度の撤廃	銀行法施行規則第17条の3第1項第19号～第21号に定める業務(現金・小切手輸送業務、集配業務、有価証券の受け渡し業務)について、当該銀行及びその子会社の収入依存度規制を撤廃し、集配金業務等の受託を容易にする。		集配金業務は顧客からのアウトソースニーズが高い業務であり、銀行が収入依存度に縛られることなく集配金業務を受託できれば、顧客利便性の向上を図りつつ、銀行経営の効率化を図ることができる。	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 - 2 - 7 - 1 金融庁告示第34号、36号、38号 (収入依存度規制告示)	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5076	5076A016		社団法人第二地方銀行協会	16	債権管理回収会社(サービサー)の取扱い可能債権の範囲拡大	サービサー会社の取扱対象債権として限定列挙されている「特定金銭債権」の範囲を見直し、拡大する。		不良債権の早期解決を図ることが可能となる。	債権管理回収業に関する特別措置法第2条 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第3条	法務省	
5077	5077A001		株式会社NTTドコモ	1	UWBの技術開発について	平成14年9月30日に総務大臣から情報通信審議会にUWB無線システムの技術的条件について諮問され、情報通信技術分科会において審議されています。当初スケジュールでは平成15年9月頃答申予定でしたが、平成16年1月に第3回委員会において既存の無線システムとの屋内で1台のUWBデバイスとの机上検討の結果としてシステム毎に一定の離隔距離が必要との中間報告がなされています。現在、審議中のITU-Rでの議論を踏まえ、UWBの目標性能を考慮しながら、第4世代移動通信システムを含めた既存無線システムとの共用を図るため、現実的な技術的条件を決めることが、早期導入に向けて肝要と考えます。		e-japan重点計画 - 2004において「UWB(超広帯域無線)の技術開発」について2004年度末を目途に結論を得ることとなっております。一方、e-japan重点計画 - 2004において「第4世代移動通信システム実現のための研究開発」については2010年までに実現を図となっております。特に、第4世代移動通信システムはUWB無線システムと同じ室内での同時使用が想定されることより、互いに干渉を避けながらの共存が必須となるためです。	・電波法 ・電波法設備規則 ・電波法施行規則	総務省 総合通信基盤局	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5079	5079A001		企業の資金調達の円滑化に関する協議会 (略称:企業財務協議会) http://www.enkto.org/	1	過去勤務債務の一括償却	過去勤務債務の一括償却を含め償却期間の弾力的な措置を可能とすべきである。具体的には、現在、償却率の上限が50%(定額償却の場合は3年)であるところを、一括償却(100%償却、1年償却)も含め50%(3年)以上の償却も認めるべきである。		確定給付企業年金制度と併せて、既存制度からの円滑な移行を図る観点、並びに年金財政の健全化促進を図る観点から、過去勤務債務の一括償却を含め償却期間の弾力化が必要である。	確定給付企業年金法施行規則第46条、第58条	厚生労働省	
5079	5079A002		企業の資金調達の円滑化に関する協議会 (略称:企業財務協議会) http://www.enkto.org/	2	確定給付企業年金における給付減額に関する要件並びに手続きの緩和・法的枠組の整備	給付減額の可否やその際の一時金支給の取扱いについて、労使合意に基づく意思決定を可能とすべきである。		(1) 現行の制度では、加入者に対する給付引下げの認可基準は厳しく、受給者に対しては給付引下げの法的枠組みさえ整備されておらず、給付減額の実現は難しい状況にある。 (2) 給付減額時に支給する一時金の水準については、最低積立基準額の算定に使用する予定利率の取扱いを労使合意(代議員会決議)により決定できることから、既に一定の労使自治が認められているものと認識しているが、さらにもう一段の規制緩和を要望する。多くの企業では、退職一時金からの移行により年金制度を導入しており、退職時点で一時金を選択した者とのバランス維持の観点からも、選択(脱退)一時金と同水準とした方が納付性は高いと考えられる。例えば、退職時の選択(脱退)一時金を下限、最低積立基準額を上限として労使の合意により決定できる仕組み等を認めるべきである。	確定給付企業年金法第5条 確定給付企業年金法施行令第4条 確定給付企業年金法施行規則第5条、第6条 厚生年金基金の設立認可について(昭和41年9月27日年発第363号)	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5079	5079A003		企業の資金調達 の円滑化に関する 協議会 (略称:企業財務 協議会) <a href="http://www.enkto
rg/">http://www.enkto rg/	3	確定給付企業年金における財政検証の割引計算に用いる予定利率の水準設定の弾力化	確定給付企業年金制度に課されている財政検証につき、現実的な運用利率や運用上のボラティリティ等を勘案し、非継続基準の予定利率の弾力化を認めるべきである。		(1)非継続基準の予定利率は、30年国債5年平均の1.2倍まで緩和されたが、実際の企業年金の運用の期待収益率との乖離はまだ大きく、運用期待収益率と予定利率の差は全て積立過剰となってしまう、企業に余分な拠出金負担を強いることになる。又、企業の運用に対する意欲・株式市場への投資意欲を、阻害することになる。 (2)また、非継続基準の債務の概念は、実際の退職金とは大幅に異なるものであり、企業からすると過大な保全と言わざるを得ない。更に、非継続基準の評価によって算出された不足分を埋め合わせるための資金の確保ができず、結果として税制適格年金から確定給付企業年金への移行を躊躇させる要因となっている。	確定給付企業年金法第59条～第64条 確定給付企業年金法施行令第37条 確定給付企業年金法施行規則第53条～第66条、 附則第2条 確定給付企業年金法施行規則第55条第1項第1号に規定する予定利率(厚生労働省告示)	厚生労働省	
5079	5079A004		企業の資金調達 の円滑化に関する 協議会 (略称:企業財務 協議会) <a href="http://www.enkto
rg/">http://www.enkto rg/	4	確定給付企業年金における規約・運用管理規定等に関する手続きの簡素化	規約・運用管理規定等については、開示内容を必要最低限にとどめ、特に、運用受託機関やシェアの変更は頻繁に発生しうることから、運用受託機関の名称・住所やシェアの記載に一定の幅をもたせる等の簡素化すべきである。		(1)規約の別表に運用受託機関の名称・住所を記入することになっており、規約申請から承認にかけての数ヶ月間は運用機関の変更(シェアイン、シェアアウト)が事実上困難になるという実務上の制約が存在することから、リスト掲載を省略(簡素化)が求められる。(確定給付企業年金法-第四条第三号) (2)規約もしくは規約とは別に「運用管理規程」を作成し、運用受託機関のシェア(掛金払込割合、給付費等の負担割合)を記すようになってきているが、運用受託機関シェアの変更の都度、労働組合の同意(事後同意を含む)を得る必要があり手続きが煩雑であることから、規約・運用管理規程への運用受託機関シェア記載の省略(簡素化)を要望する。(平成14年3月29日厚生労働省年金局長通知)	確定給付企業年金法第4条 確定給付企業年金制度について(平成14年3月29日年発第0329008号)	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5079	5079A005		企業の資金調達の円滑化に関する協議会 (略称:企業財務協議会) http://www.enkto.org/	5	確定給付企業年金(老齢給付金)の支給要件の緩和	50歳未満で退職(加入者資格を喪失)した年金受給資格者についても、50歳以上60歳未満の規約に定める年齢に到達した時点で年金の受給開始を可能とすべきである。		(1)既に退職(加入者資格喪失)という事象が発生しており、かつ50歳以上の規約に定める年齢到達という要件を満たした状態であるにもかかわらず、退職(加入者資格喪失)という事象の発生時期の問題のみによって年金受給を制限されることは、受給権者本人の納得性が低く、企業内における制度運営の観点からも、50歳以上退職者とのバランス上問題である。 (2)ライフサイクル上の必要性等の観点からも、50歳未満退職者についても50～60歳の間における年金受給ニーズは高いと考えられる。	確定給付企業年金法第36条、確定給付企業年金法施行令第28条	厚生労働省	
5079	5079A006		企業の資金調達の円滑化に関する協議会 (略称:企業財務協議会) http://www.enkto.org/	6	確定拠出年金における老齢給付金の給付や開始年齢の弾力化、中途引出し要件の緩和	60歳未満の加入者で給付を受けられるのは、高度障害(障害給付金)、死亡(死亡一時金)の要件に限られているため、老齢給付金の給付や開始年齢の弾力的な措置を可能とすべきである。		(1)60歳まで中途解約が出来ないこと等の理由から確定拠出年金の導入を躊躇、または慎重にならざるを得ず、確定拠出年金市場の裾野がいつまで経っても広がらない恐れがある。確定拠出年金があくまでも自助努力による老後の生活保証のための年金であることに留意し、給付や開始年齢を弾力的に設定することを可能にするなど、より使いやすい制度としていくことが必要である。 (2)比較的短い期間の加入者が50万円超の年金資産を持ったまま退職し、第3号被保険者となる者や、転職先で企業型確定拠出年金がなく個人型に移行する者は、現行制度では60歳に達するまでは、個人型運用指図者とならざるをえず、足元の低金利の運用環境では手数料や口座管理料を勘案すると資産の目減りのリスクに晒されており、救済措置が必要と考える。	確定拠出年金法第33条、第37条、附則第3条	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5079	5079A007		企業の資金調達の円滑化に関する協議会(略称:企業財務協議会) http://www.enkto.org/	7	確定拠出年金における掛金の拠出可能限度額の引上げ	労使合意に基づき決定された掛金全額を拠出できるよう、拠出限度額の制限を撤廃(又は大幅引上げ)すべきである。また、企業型制度において、他の企業年金制度の有無にかかわらず、拠出限度額は同額とすべきである。		企業型制度の場合、拠出可能限度額が依然として低水準であり、退職一時金制度からの移行についても、企業が自由に制度設計を行える状況となっていない。	確定拠出年金法施行令第11条、第36条	厚生労働省	
5079	5079A008		企業の資金調達の円滑化に関する協議会(略称:企業財務協議会) http://www.enkto.org/	8	確定拠出年金(企業型)における加入者掛金拠出(マッチング拠出)の容認	企業型制度においても、拠出限度額の範囲内であれば、事業主の拠出に加えて加入者掛金拠出(マッチング拠出)も可能とする措置を講ずるべきである。		(1)「高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援」という確定拠出年金法の趣旨を踏まえ、すべての加入社について個々のニーズにあった資産運用を可能とする仕組みが不可欠である。 (2)企業年金の設計という観点からは、退職金や確定給付企業年金等からの移行だけでなく、財形年金との親和性や移行も視野にいれるとマッチングは不可欠であるといえる。	確定拠出年金法	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5079	5079A009		企業の資金調達の円滑化に関する協議会(略称:企業財務協議会) http://www.enkto.org/	9	確定拠出年金(企業型)における制度規約の分割の容認	確定給付企業年金や厚生年金基金制度等において認められている制度(規約)分割を、確定拠出年金制度においても可能とすべきである。		労働契約継承法に基づく分社等の際に、新会社において従来同様の年金制度を継続する場合は、規約分割による制度導入を可能とし、グループ企業の円滑な事業再編を支援する措置が必要と考える。	確定拠出年金法施行規則第15条	厚生労働省	
5079	5079A010		企業の資金調達の円滑化に関する協議会(略称:企業財務協議会) http://www.enkto.org/	10	確定拠出年金および確定給付企業年金の加入者範囲の拡大	確定拠出年金(企業型)及び確定給付企業年金は、企業の私的年金であることから、加入者の範囲については、被用者年金の適用の有無ではなく、当該制度を実施する事業主との雇用関係の有無を基本として労働協約または就業規則で定める区分(例えば、職種等)により決定するものとすべきである。		(1)会社との雇用関係が維持されているにもかかわらず、出向等により被用者年金の適用外となったことで企業年金の加入者資格を喪失することは、従業員の納得性が低く理解が得られない。特に確定拠出年金制度においては、企業型から個人型(または出向先の企業型)へ資産を移換する必要があり、制度の運営スキームや費用負担等について取扱いが全く異なってしまうため問題が多い。 (2)適格年金制度の廃止を受け、確定拠出年金や確定給付企業年金へ移行するケースも増えているが、制度移行時点で出向等により被用者年金の適用をはずれている者については、以下のような不利益が生じている。 移行前制度における過去分の資産移換ができないことから、新制度における運用資産(元本相当)が小さくなり、資産運用上の不利益が生じる。 過去分の資産については、一時金で受け取る(分配される)ことから、退職所得扱いとならず税メリットが享受できない。	確定給付企業年金法 第25条 確定拠出年金法 第9条	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5079	5079A011		企業の資金調達の円滑化に関する協議会 (略称:企業財務協議会) http://www.enkto.org/	11	確定拠出年金制度における加入者資格喪失年齢の見直し	公的年金支給開始年齢の引上げや、高齢者雇用安定法の改正等に伴う60歳以降の就労機会の拡大等の環境変化を踏まえて、確定拠出年金の加入者資格喪失年齢についても、確定給付企業年金と同様に労使合意に基づく柔軟な設定を可能とすべきである。		高齢者雇用安定法の改正により、企業には60歳以降の就労機会確保が義務づけられることとなったが、確定拠出年金については60歳到達に伴い一律的に加入者資格を喪失させなければならず、柔軟性を欠いた対応となっている。特に、処遇面で60歳前との連続性を維持しつつ定年延長を行うような場合は、確定拠出年金の掛金拠出のみが60歳時点で打ち切られることとなり、バランスを失った対応とならざるを得ない。一方、確定給付企業年金においては、年齢による加入者資格の喪失時期は特に定められておらず、老齢給付金の給付に係る年齢要件が60歳以上65歳以下であることを踏まえて、65歳以下の規約で定める時期、としているのが実態である。確定拠出年金においても、確定給付企業年金と同程度の柔軟な対応が可能となるようにすべきである。	確定拠出年金法第11条、第62条	厚生労働省	
5079	5079A012		企業の資金調達の円滑化に関する協議会 (略称:企業財務協議会) http://www.enkto.org/	12	脱退一時金相当額の移換申出期限に係る弾力的運用の容認	企業年金における脱退一時金相当額の移換申出期限については、税法上等の特段の事情が無い限り個別企業の状況を踏まえて労使合意により定めるべきであり、法令による一律的な規定は廃止すべきである。		脱退一時金相当額の移換は、企業の私的年金制度における取扱いに係る問題であり、申出期限等その詳細運用については基本的に各企業の状況を踏まえて労使合意により決定すべきであり、法令等により一律的に規定(規制)すべきものではない。また、移換先(再就職先)が未定である等の事由により、退職時に一旦脱退一時金の支給を留保した者について、移換を義務づける(事情変更等による脱退一時金の支給は制限すること、等)についても労使合意により可能とすべきであり、退職者本人のニーズが過度に優先されるべきではない。さらに、移換の申出がないまま、移換申出期限を超過した場合の取扱いに関しては、企業の負担とならないよう配慮が必要である。	確定給付企業年金法施行令第50条の2、第65の5、第73条、第88条の2	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5079	5079A013		企業の資金調達の円滑化に関する協議会(略称:企業財務協議会) http://www.enkto.org/	13	企業年金制度における連合会への脱退一時金相当額移換対応義務の廃止	脱退一時金相当額の連合会への移換についても、移換元となる年金制度における労使合意に基づき、規約で定める場合に限り実施できるものとすべきである。		企業年金制度の運営は、各社の状況を踏まえて労使合意に基づき運営するのが原則であり、強制されるものではないと考える。	確定給付企業年金法第91条の2	厚生労働省	
5080	5080A001		大阪府	1	中国に対する訪日団体観光査証の発給に係る審査期間の短縮化	査証発給の審査期間を3日以内に短縮する。	中国に対する訪日団体観光査証の発給業務の迅速化を図り、中国からの観光客誘致を一層促進する。	中国人団体観光客が日本を旅行先の候補とすることは多いが、他国に比べ、訪日団体観光査証の発給審査期間が長いと言われている。諸外国で最短5日未満で発給する国もあるが、日本の発給は最短でも土日を除き5日以上必要(審査に時間を要する場合には発給までに1~2か月程度かかる場合あり)となっており、月曜日に申請しても実際に査証を手にするのが翌週となる。このことは、中国人の旅行の行き先として日本を選択する際のマイナス要素となっており、他国との観光PRの競争上支障がある。 そのため、他国で2~3日程度で発給している事例があること、週の前半に申請すればその週のうちに発給される魅力あるシステムを構築する趣旨から、中国の審査期間の最短を3日以内とされたい。 このことにより、「最短の場合、申請と同一週に発給が可能な場合(月曜・金曜)があり、観光プロモーション上大きなセールスポイントとなる。」ことから、中国人団体観光客の受け入れの増加が期待できる。	外務省設置法第4条第13項	外務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5081	5081A001		ケンコーコム株式会社	1	医薬品のインターネット販売の規制の緩和もしくは撤廃	<p>医薬品のインターネット販売を規制する通知(昭和63年3月31日薬監第11号 厚生省薬務局監視指導課長通知)の緩和もしくは撤廃を要望いたします。</p> <p>また、規制の緩和にあたっては、1)自治体の指導の適正化、均質化のための措置、2)事業者による自主的な秩序維持を図るためのガイドライン制定、をあわせて講じるよう要望いたします。</p>	<p>問題の所在は、家庭用の医薬品を販売することが許されている薬店であっても、インターネットを利用した販売については厚生労働省の通知によって範囲が著しく狭められており、風邪薬、頭痛薬などの国民の健康管理のために家庭に常備されているような重要な医薬品の販売さえ認められていないところにあります。</p> <p>現在の厚生労働省の通知を緩和もしくは撤廃し、豊富な情報提供が可能であり、相互の情報交換が自由にできるインターネットという環境を活用することによって、必要な医薬品を的確に消費者に届けるとともにその医薬品に関する正しい情報を国民に普及していくことによって国民自身の健康管理(セルフメディケーション)の向上を図ることを提案いたします。</p> <p>上記の提案と併せて、上記のような取組を国民の健康管理という観点からさらに安定的・継続的に行っていくために、セルフメディケーションの向上を図っていくうえで重要な役割を担うこととなる医薬品と情報を消費者に受け渡す窓口となる事業者、セルフメディケーションの当事者である消費者の代表、客観的にリスクを評価できる専門家、薬事法の所管部署である厚生労働省からなる委員会を設立し、次のような活動を行うことを提案いたします。</p> <p>1) 医薬品のインターネット販売によるメリットとリスクの評価 2) 透明でわかりやすいガイドラインの策定 3) 同ガイドラインに基づいた事業者による相互監視の実施 4) 遵守状況、並びに不適切な業者に対する罰則</p>	<p>1) 本要望は平成16年11月に健康関連EC協議会が提出した規制改革要望(管理コード:z0900162)と同一のもので、昨年度提示された問題点について改善がなされないまま現在に至っているため、同事項を再度提出し、その再審議を要望するものです。</p> <p>2) 平成17年6月28日に経済産業省より発表された「平成16年度電子商取引に関する実態・市場規模調査」では、2004年における日本の電子商取引は既に100兆円を超え今後も更なる急成長が見込まれているとされています。その中で、「医薬品・化粧品・健康食品」の消費者向け電子商取引(インターネット販売)の市場規模は2,200億円、電子商取引化率は4.1%、対前年比44.2%、680億円増と急増していることが同報告でも明示されています。もはやインターネット販売は薬局・薬店の販売形態の一つとして無視できないものとなっています。</p> <p>3) 一方で、高齢化の進展に伴い、買い物等の外出が容易ではない高齢者世帯や要介護者のいる世帯の増加が確実視されています。また、少子化対策として、同様に外出が容易ではない妊産婦や乳幼児がいる世帯が暮らしやすい環境づくりが急務とされています。インターネットを用いた販売形態は、このような社会構造の変化に即し、生活者の利便の向上を図る実効性の高い手段であり、前述の調査報告はその変化を実証するものだと考えます。しかしながら、大衆薬の販売については、このような社会変化の実態に即せずに、明確な根拠の提示が無いまま漠然と、「インターネット販売では対面販売の趣旨が確保されないおそれがある」とした平成16年度への回答は納得性が低いといわざるを得ないと考えます。</p>	昭和63年3月31日薬監第11号 厚生省薬務局監視指導課長通知	厚生労働省	参考資料 1) 経済産業省「平成16年度電子商取引に関する実態・市場規模調査」
5082	5082A001		埼玉県新座市	1	2項道路(建築基準法第42条第2項)後退部分の確保	<p>建築基準法第42条第2項の規定により指定された道路(市道)に接する敷地において建築行為をする場合、その道路の中心から2m後退した位置が道路境界線とみなされるが、その後退部分について市に寄附採納されない場合、所有はそのままである。</p> <p>この状況下で現在、当該道路を整備する場合、所有者の承諾を要することとなり、中には承諾が得られず再び自己敷地として占用してしまうこともある。</p> <p>安全で良好な住環境を維持していくためには、この後退部分の空間を道路の通行に支障がないように確保していく必要がある。</p> <p>建築基準法第44条に道路内の建築制限の規定があるが、建築行為に該当しない植栽、移動可能な物の設置等については特に規制する法規定がないため、設置が可能であり、通行の障害となっている。</p> <p>道路の通行に支障となる植栽や移動可能な物の設置等を制限できるよう法令改正をしていただきたい。</p>	<p>2項道路の後退部分について、建築行為に該当しない植栽等によって通行の障害となる等、道路通行の自由権を阻害されないために、その障害を排除・予防することができ、なおかつその道路となる部分の使用権を認めるよう法改正をお願いしたい。</p> <p>このことにより、2項道路の後退部分の空間確保、迅速な面的整備を行うことができ、安全で良好な住環境を確保しゆとりと潤いのある住宅地の創出が図られる。</p>	<p>地方自治体は危機的財政状況の中、2項道路(市道)の後退部分について、買収もままならない状況にある。</p> <p>したがって、後退部分が市に寄附採納されない場合、所有はそのままである。</p> <p>この状況下で現在、当該道路を整備する場合、所有者の承諾を要しており、中には承諾が得られず再び自己敷地として占用してしまうこともある。</p> <p>安全で良好な道路環境を維持していくためには、この後退部分の空間を道路の通行に支障がないように確保していく必要がある。</p>	建築基準法第42条第2項、第44条	国土交通省	<p>建築基準法第42条2項に基づき後退したにも関わらず、後退部分の通行が実質的に妨げられては、災害時の避難路、消防活動の場など安全で良好な市街地を形成する上で道路が持つ機能に十分に果たせない状況にある。幅員4mを確保するためには、本来であれば寄附採納などによる後退部分の市への権利移転を可能とする法改正等を求めたいところだが、本制度の趣旨に鑑み、後退部分の占用を制限できるように法改正をお願いするものである。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5083	5083A001		福島市長 瀬戸孝則	1	国庫補助金採択基準の是正(都市公園)	(施設整備部門)補助事業採択事業規模要綱として、単年度配分の国費が1個所当たり10,000千円以上となっているが、全ての市街地において歩いていける範囲に公園の整備を推進するには、緑化重点地区総合整備事業の他に、1個所当たり3,000千円以上で百万単位での採択をすべきである。(維持管理部門)現在ある公園施設の延命措置を図るため、遊具のさびを塗装するなど遊具関係のリニューアルを補助の対象とすべきである。	21世紀初頭まで公園、道路等の公的空間において樹木を始めとする緑のストックを3倍に増やすことを基本目標とし、具体的に都市公園等は、概ね全ての市街地において歩いていける範囲に公園の整備を推進するとともに、公園内の樹木面積の積極的増加に努める必要がある。	福島市緑の基本計画では、都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標量を平成6年7月建設省決定の緑の政策大綱が示す「住民1人当たり20㎡の都市公園等を確保」を早期に達成することを念頭におき、計画目標平成27年で市民1人当たり26㎡と設定している。地方では、個性あふれる活力あるまちづくりを推進するため、住民と協働による身近な公園整備が不可欠であり、それぞれの自治体の財政状況や住民の要望に対応できる支援策が必要である。	都市公園法第29条 同法施行令第31条	国土交通省・地域整備局公園緑地課	添付資料：平成16年4月30日産経新聞
5085	5085A001		(社)日本自動車工業会	1	週休2日制の場合のフレックスタイム制度の適用	適用にならない日のみ、フレックスタイムの除外日を設定するなどが必要となり、労働時間管理の煩雑さが生じるだけでなく、そもそも、フレックスタイム制を導入することの効果自体が薄れてしまっている。実際には、完全週休2日制が実施され、年間所定労働時間が週法定労働時間を下回る時間で協定されている場合は、「1日の所定労働時間(8時間)×清算期間の所定労働日数」としても、ご懸念の不当な長時間労働を助長することにはならないと考えられる。このことからも通達の4要件のうち、特に「29日目を起算日とする1週間における実際の労働時間の和が週法定労働時間を超えるものでないこと」との要件の緩和を要望する。	1ヶ月のフレックスタイム制度においては、清算期間における法定労働時間の総枠は「40時間×清算期間の暦日数/7」により計算するものとされており、完全週休2日制で労働する場合でも、暦日数や休日数に差異があることにより、計算上法定労働時間の総枠を超えることがある。一方、完全週休2日制を実施し、4つの要件を満たす場合は、時間外労働として扱わなくても差し支えないと通達されている。	通達で、時間外労働として扱わなくても差し支えないとされている要件は、特定期間については実際の労働時間の和が、週法定時間(40時間)を超えるものではないなど、厳しいものとなっている。このため、実際問題としては、暦日数の多い月でフレックスタイムの除外日の設定などの対応が必要になってくる。	労働基準法第32条の3 労働基準法施行規則第12条の3 平成9年3月31日基発第228号	厚生労働省	・重点要望項目 ・平成16年11月度の再要望

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5085	5085A002		(社)日本自動車工業会	2	有期労働契約に係る規制の緩和	働く側の立場からは、就業意識の多様化に対応するため選択肢の拡大が望まれ、企業の立場からは、プロジェクトなど中長期的な観点での要員ニーズが高まってきており、双方のニーズに応えるためにも有期雇用契約期間制限の緩和を要望するものであり、現行の区分をなくし、全ての有期雇用契約において最長5年の締結が可能となるよう、早急な検討と制限緩和を要望する。	期間の定めのある労働契約については、契約期間の上限を3年に制限されている。	働き方・雇用形態の多様化に充分対応できず、企業と労働者双方のニーズに応えられない。	労働基準法第14条	厚生労働省	・平成16年11月度の再要望
5085	5085A003		(社)日本自動車工業会	3	労働者派遣法における派遣期間制度の見直し(製造業)	派遣は、製造業における生産量の変動に対応するための選択肢の一つとして、短期のものから中長期のものまでを含めた要員対応の手段として非常に有効なものであり、また、雇用の多様化という観点からも、個々の技能・技術をもって派遣労働を選択する労働者もあり、「一時的・臨時的な労働力需給システム」ではなくっているとされる。激変緩和措置としての制限とのことであるが、早急な期間制限緩和を要望する。	改正労働者派遣法で、製造業務への派遣は可能になったが、経過措置として施行後3年間は派遣期間を1年としている。	製造業では、市場動向に伴う要員変動への対応として、短期のみならず中長期の派遣社員を活用するというニーズがあるが、それに対応できない。	労働者派遣法第40条の2	厚生労働省	・重点要望項目 ・平成16年11月度の再要望

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5085	5085A004		(社)日本自動車工業会	4	労働者派遣法における派遣期間制度の見直し(通常派遣)	派遣は、業務量の変動に対応するための選択肢の一つとして、短期的なものから中長期的なものまでを含めた、要員対応の手段として非常に有効なものである。また、多様な働き方について論じられ、「長期雇用慣行を前提とした雇用の安定」という考え方が目に見えられ、個々人の就業意識の多様化、仕事と生活のバランスの取れたライフスタイルの選択が認められる方向にある中においては、派遣期間の規制は、派遣労働を選択した者にとってもその選択の自由を阻害されるものと考えられることから、規制をなくすことを要望する。	特定26業種以外については、3年を超える期間継続して労働者を派遣することは出来ない。	業務量の変化に対して、フレキシブルに対応出来ない。また、短期のみならず、中長期の派遣社員を活用するニーズに対応できない。	労働者派遣法第40条の2	厚生労働省	・重点要望項目 ・平成16年11月度の再要望
5085	5085A005		(社)日本自動車工業会	5	特定労働者派遣事業において、期間制限のない業務(専門26業務等)に従事する派遣労働者への直接雇用の申込み義務の緩和	特定労働者派遣事業における派遣労働者は、その業務の専門性により、法的規制による直接雇用ではなく、むしろ派遣労働を選択しているといえる。また、派遣労働の形態が、既に労働者の意識・職務の多様化、高度化等からみても、1つの柱として確立しており、直接雇用機会の拡充を図るよりは、派遣先での長期的な人材活用計画に基づく雇用の安定を優先すべきである。雇用契約の申込み義務について、その状況等を踏まえ必要な検討を行うとのことであるが、申込み義務の撤廃につき、早急にご検討され、緩和されることを要望する。	同一の業務に同一の派遣労働者を3年を超えて受入れており、その業務に新たに労働者を雇入れようとするときは、派遣先は、その派遣労働者に対して雇用契約の申込みをすることが義務付けられている。	派遣受入期間の制限がない業務で、派遣労働者を受入れているにもかかわらず、3年を超える期間受入れたという事実をもって、雇用契約の申込みを義務付けることは、企業の採用の自由を不当に制約している。	労働者派遣法第40条の5	厚生労働省	・平成16年11月度の再要望

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5085	5085A006		(社)日本自動車工業会	6	裁量労働制に関する労働時間の規制緩和	裁量労働制は、就労形態を労働者が選択できる制度であり、生活の多様化、就労意識の多様化等が進展する中、就労する時間帯についても労働者が自由に選択できるものであることが望ましい。このようなことから、休日・深夜など時間を規定する規制は制度の主旨に合っていないと思われることから、適用除外とされることを要望する。	裁量労働制においても、休日労働・深夜労働に関しては、割増賃金の計算対象となっている。	生活の多様化、就業意識の多様化、業務内容等から、労働者自らが休日・深夜帯での勤務を望むことがあり得るにもかかわらず、この規定では個人の裁量範囲を制限することになる。	労働基準法 第38条の3、第38条の4	厚生労働省	・重点要望項目 ・平成16年11月度の再要望
5085	5085A007		(社)日本自動車工業会	7	単元未満株主の共益権	単元未満株主への共益権(特に代表訴訟提起権)の付与は、平成13年6月改正単元株制度から単元株制度への移行の中で付与されたもの。従来(単元株制度)と同様に、単元未満株主の共益権はないものとしても、株主の権利を大きく損なうようなことにはならない。そのため、新会社法により定款で制限できるようになる予定だが、定款変更には特別決議が必要であり、共益権を制限することに関する株主への合理的な説明が困難という、実務的な問題がある。単元未満株主の共益権については、原則なしとし、定款で認めるときのみ付与するものとすべき。	平成13年6月の商法改正により単元株制度が単元株制度に置き換えられたが、これに伴い単元未満株主にも共益権が付与されることとなった。新会社法案において、共益権については、定款でその制限をすることができるものとする方向で検討中。	単元株未満株のような小さな単位の株主に対して共益権を認めることで、代表訴訟などのリスクを抱え込む。新会社法により、定款で排除できるようになる予定だが、定款変更には特別決議が必要。	商法	法務省	・平成16年11月度の再要望

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5085	5085A008		(社)日本自動車工業会	8	子会社による親会社株式保有規制の撤廃	財源規制及び手続き規制を設ける上での技術的・実務的課題はあるとしても、現行法の趣旨に鑑みて、子会社による親会社株式取得を法をもって規制することを合理的に説明できないことは明らかであると思われる。 平成17年度までの結論は困難とのことだが、当該規制を放置することも適当ではないため、今後の検討の方向およびスケジュールを示されたい。	自己株式の取得については、平成13年10月1日施行の改正商法により、一定の財源規制の下で自由にできるものとされたが、「子会社による親会社株式保有規制」については、親会社と子会社という別法人への財源規制の困難などから、見直しが行われていない。	新会社法案135条において、子会社による親会社株式の保有規制が規定されているが、自己株式の保有規制が撤廃された今、このような規制に合理的な意味がない。 また、子会社による親会社株式の取得規制が撤廃されたとしても、相当期間内に親会社株式を処分しなければならぬとなると、親会社株式を長期にわたり保有できない。	商法	法務省	平成16年11月度の再要望
5085	5085A009		(社)日本自動車工業会	9	大規模会社の事業報告書の廃止	事業報告書の存続には疑問が残るが、少なくとも有価証券報告書提出会社については、事業報告書の提出に代えて有価証券報告書を提出することで足りるとすべき。 直ちに廃止できないとしても、フォローアップの結果公表時期並びに当該フォローアップを受けての法改正等を含めた一般集中規制見直し及びそれに基づく事業報告書の報告義務見直しの実施時期を明確にし、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	一定以上の規模を有する会社(大規模会社)に対する一定額以上の株式保有制限(9条の2)が廃止されたが、一方で、毎年度ごとに自社及び子会社の事業報告書の提出が求められるようになった。	事業報告書の提出は企業の負担が大。	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条第5項 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第9条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告並びに届出等に関する規則第1条の2、第1条の3及び第1条の4	公正取引委員会	平成16年11月度の再要望

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5085	5085A010		(社)日本自動車工業会	10	二輪独自の高速道路料金設定	二輪車と四輪車とを車両占有面積や道路損傷度の面から比較し、その結果を反映した二輪独自の通行料金を設定されることを要望。	二輪車の高速道路通行料金は軽自動車と同額になっている。	四輪車と比較して、占有面積・道路損傷度の小さい二輪車が、高速道路通行料金の根拠である「車種区分」ならびに「車種間料金比較」に二輪車区分がないため、二輪車専用料金の設定がない。これは二輪車ユーザーに必要以上の経済的負担を強いている。	道路整備特別設置法 施行令	国土交通省(道路公団)	・重点要望項目 ・平成16年11月度の再要望
5085	5085A011		(社)日本自動車工業会	11	自動二輪車の駐車場整備	駐車場法の対象に大型自動二輪車、普通自動二輪車を含ませていただきたい。	自動二輪車(50ccを超えるもの)を受け入れる駐車場が僅少である。	原動機付自転車(50cc以下)は、平成5年の自転車法の改正で自転車に原付自転車が含まれることになったため、自転車駐輪場への受け入れが可能になり、駐車スペースは徐々に増えつつある。しかし、自動二輪車(50ccを超えるもの)は、「自転車法」の対象外であるだけでなく、「駐車場法」からも除外されているため、自動二輪車の駐車可能な駐車場の設置及び改善が進まず、自動二輪車のユーザーの多くは、心ならずも路上駐車を余儀なくされるなど、その行動を阻害する要因となっている。	駐車場法	国土交通省、警察庁	・重点要望項目 ・平成16年11月度の再要望

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5087	5087A001		ソニー株式会社	1	その他金融業を行う者の資金の貸付(住宅ローン)の代理業務に係る規制の緩和	定められた施設以外での契約締結の媒介(勧誘行為を含む)を認めていただきたい(涉外業務を行うことを認める)。		保険会社が行うことのできる業務として、その他金融業を行う者の資金の貸付けの業務の代理が認められたにも拘わらず、定められた施設以外での契約締結の媒介(勧誘行為を含む)を行うことができないことは、涉外業務ができないことであり、事業促進において極めて大きな阻害要因となる。よって、保険会社が、定められた施設以外での契約締結の媒介(勧誘行為を含む)を行うことが可能となれば、事業促進の向上はもとより、顧客利便性の向上の観点からも極めて有効である。	保険業法第98条第1項第1号、保険業法施行規則第51条第1項第3号、銀行法第8条第1項、銀行法施行規則第8条第1項、金融庁告示第20号	金融庁(総務企画局信用課)(監督局銀行第1課)	
5087	5087A002		ソニー株式会社	2	木くずリサイクルの処理方法	木くずの処理方法について、(排出規模などのある一定条件によって)産業廃棄物とみなし、産業廃棄物処理と同等の処理方法の適用が可能な措置を検討いただきたい。		現在、木くずについては、“建設業”および“木材又は木製品の製造業”を除き、一般廃棄物として分類されるため、木材パレットなど、事業所から出る木くずについて、産業廃棄物処理業者による処理が不可能である。一般廃棄物として処理される際、焼却処理がされるケースが多く、資源の有効利用からは望ましくない場合も生じる。資源のより有効な再利用を実施可能とするためにリサイクルプロセスにのせられるよう、産業廃棄物と同等の処理方法の適用をお願いしたい。	廃棄物の処理および清掃に関する法律(廃棄物処理法)、および施行令(廃棄物処理法 第2条第2項・第41項、施行令 2条)	環境省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5088	5088A001		社団法人リース事業協会	1	国及び地方自治体のリース契約の取扱いについて	国とのリース契約を地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすること。地方自治体とのリース契約(長期継続契約)に際して、地方自治体から付される契約解除条項を削除等すること。		現在、各省庁がOA機器や車両を導入するに際しては、複数年度の使用が明白であっても、手続上の煩雑さゆえに国庫債務負担行為として扱わずに、単年度リース契約を更新している。この単年度リース契約は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、現行制度が実質的にリース会社のリスク負担を強めている。地方自治法改正により、リース契約は長期継続契約の対象となっているが、一部の自治体ではリース契約書に「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削減があった場合は、契約を解除する。」趣旨の条項が付されることがある。この条項により、リース会社には解約リスクが残る一方、地方自治体は解約を前提としないファイナンス・リースのメリットを享受することになり、衡平を欠く。	財政法第15条、会計法第29条の12、予算決算及び会計令第102条の2 地方自治法第234条の3、同法施行令第167条の17	財務省 総務省、地方自治体	
5088	5088A002		社団法人リース事業協会	2	リースが不利となる諸制度の改善等	リースによって設備を使用する顧客等は、次のような設備投資に係る優遇税制等を利用することができない。また、リース会社間の競争条件が不公平なものがある。補助金制度(クリーンエネルギー車導入補助金 法定耐用年数の使用が条件となるが、車検期間の関係により、リース期間を法定耐用年数より短く設定した場合、制度の適用が受けられないなど)、税制(IT投資促進税制はリース利用の場合、資本金3億円超の法人は利用できない)、固定資産税減免措置(所有した場合のみ適用が受けられる)	ユーザーの設備の利用・調達形態の選択肢が拡大する。	～ リースが取得と比べ競争条件で不利となっている。自動車のリース期間は、通常、車検期間(3年又は5年[3年+2年])に合わせて設定される。使用者は、リース期間終了時に再リース(同一使用者が再び賃借すること)又は返還することを選択できるが、リース会社に返還された場合、第三者に賃借することは極めて困難。したがって、補助金交付の条件が耐用年数の使用とした場合、顧客のニーズとかけ離れたリース期間(=法定耐用年数)とするか、補助金の返還リスクを負いつつ、顧客ニーズに合わせたリース期間(=車検期間)を設定することになる。	グリーンエネルギー自動車等導入対策費補助金交付規程、租税特別措置法、地方税法	経済産業省 財務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5088	5088A003		社団法人リース事業協会	3	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の廃止	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律により貸金業者のみに課せられている社債発行の登録手続を廃止し、証券取引法により、貸付債権を保有する発行会社に対して一律的な制度を構築することを要望する。		貸付債権のリスクは他の事業会社が行う業として行うものではない貸付においても内在するリスクであり、金融業者の貸付業務に固有なものではない。したがって、規制の目的が投資家保護にあるのであれば、貸金業規制法に規定する貸金業者等のみを規制の対象とする合理的な理由はない。同要望に対して、金融庁から「本法制定前は、出資法において、貸金業者等が「社債名義」を使って預金まがいの勧誘を行うことを防ぐため、貸金業者等が貸付資金に充てる目的で社債等を発行することが禁止されていたところ、本法の制定により社債の購入者等の保護を図りつつ解禁するに至ったものである。以上の経緯を踏まえ、社債の購入者等の保護に資する観点から、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律を廃止することは困難である。」と従前と同様の回答が示された。平成9年5月「ノンバンクに関する懇談会」報告書 5.(2)「ディスクロージャーの強化」には、「社債を含む有価証券に係る投資家保護は、証券取引法によるディスクロージャーや公正取引ルールによるのが基本」としており、さらに「社債発行ノンバンクに対するディスクロージャーの義務づけについては、本来、証券取引法で行うべきではあるが、…＜省略＞…当面、暫定的に、貸金業規正法等の他の法令で手当てするのでもよいのではないか、との意見があった。」と「当面、暫定的」と明記されている。上記措置困難の回答は、報告書の内容に反するものであり、遺憾な回答である。すでに法施行から5年が経過しており、見直しの時期となっている。	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律	金融庁	
5088	5088A004		社団法人リース事業協会	4	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	出資法1,2条の立法論的妥当性を検討し、過剰規制を廃して、詐欺的金融犯罪の取締制度を改めて整備すべきである。<*1>【参考】「1999/7金融審議会第一部会中間整理(第一次)東大・神田教授意見発表資料」いわゆる悪質商品の取扱いをどうすべきかという問題がある。この点については、我が国におけるこれまでの歴史に鑑みると、その対応等の面において類型的に別物として取扱ってきた面もあるので、基本的方向性としては、金融関連の詐欺的行為を禁止する法律を制定し、そちらで取締ることを検討することが望ましい(現在では、いわゆる出資法一部取締りが可能であるが、出資法のように預り金を一律に禁止するような法律は、その立法論的な妥当性につき再検討する必要がある)。	・例えば、匿名組合契約による出資受入などにおいて、出資金の全部または一部について営業者が保証する。・エスクロー事業(第三者の取引のクロージングにあたり、第三者が資金を預かって管理することにより、取引上の危険を転換して取引を円滑にするもの)<*2>	・1条は、そもそも全面禁止されるべきものではない。出資者の認識と保証者の支払能力の問題であり、不当表示規制や金融商品販売規制として整理されるべきではないか。・金融庁は、「安全であると誤信して出資した一般大衆が不測の被害を被ることを防止する趣旨」とし、法務省は、「誤解を与える危険性が高く、これを一般的に許容した場合、一般大衆に不測の損害を与える危険が多分にある」とする。しかし、誤信によるものであれば、誤信しないように表示、説明をさせるという規制であるべきであろう。また、誤解を与える危険が多分にあるというのも、決して難しい話ではないのであって、おかしい。これを全面的に禁止し、仮に被害が発生していない場合でも3年以下の懲役という重い刑罰の対象となるというのは、果たして制度として妥当であるといえるのであろうか。・一般大衆の被害・損害というのは、実際は騙しによって起きているのであり、問題の捉え方を誤っている。つまり、禁止・処罰の対象は、金融商品において約束された運用行為等が現実に行われていないことであり、この点に焦点を当てた新たな規制を構築すべきである。・2条は、預り金の概念が曖昧あるいは広すぎる。刑罰があり、罪刑法定主義の観点から妥当性に疑問ある。<*3>・法務省は、「その意義が明確に規定されており、その概念が不明確であるとは言えない」とするが、預金と同様の経済的性質を有するものということの解釈の幅は相当広い。また、「無条件に許容した場合、一般大衆に不測の損害を及ぼす」というのも、1条と同様に騙しによって起きている問題である。・戒厳令型・前時代的処罰法規は、金融取引その他サービスの発展に目に見えにくい悪影響を及ぼしている。・「金融サービス法」等の金融関連法制と出資法との係わり合い、適用関係等が、経済社会情勢の進展に対応し、その発展に貢献するものとなるよう、引き続き制度整備の努力をして	出資法第1条、第2条	金融庁、法務省、警察庁	<*1>出資法が現に果たす役割は詐欺罪の前段階的な処罰と思われ、これは不当な表示・勧誘により行われるので、不当表示防止法を独禁法の枠組みから切離して整備し、罰則強化、警察官轄することは検討できないか。相手方の属性(個人かプロか)の観点も必要と思われる。<*2>エスクロー事業が出資法2条に抵触するのかが判断せず、抵触するとの解釈も表明されており、事業を行うとする際の重大な障害となる。<*3>例えば、不動産会社が賃貸事業で預かる敷金等、継続取引業者間の取引保証金などはどう解釈されるのか。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望 管理番 号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番 号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5088	5088A005		社団法人リース事 業協会	5	貸金業規制法の抜本的見直し 等	銀行等がシンジケートローンのエージェントとなり、貸金業者が貸付人として参加する場合における、貸金業者の貸金業規制法の適用除外を要望する。貸金業者間の貸金取引については貸金業規制法の適用除外を要望する。		銀行等のエージェントに対し、銀行法等他の法令により、より厳格な業務に対する監督が行われている場合には、単に参加貸付人として参加する貸金業者に貸金業規制法の規制を課す必要性は認められない。また、参加貸付人は原則として借入人と接触することは想定されていないため、貸金業規制法の規定の一部を遵守することは困難である。貸金業者間の貸金取引については、宅地建物取引業法(第78条第2項)に倣い、貸金業規制法の適用除外とすべきである。	貸金業の規制等 に関する法律	金融庁	
5088	5088A006		社団法人リース事 業協会	6	貸金業規制法の法定書面の 電子化	貸金業規制法17条書面、18条書面の電子受送信を可能とするよう要望する。	貸金業規制法43条のみなし弁済規定の適用を受ける手段が多様化する。	資金需要者に資金借入れに関する簡易性・利便性や秘匿性のニーズが強く、自宅宛の郵便物は無断で送付できないことが多い。顧客が提携ATMをご利用された場合、別途書面を郵送する必要が生じている。	貸金業の規制等 に関する法律	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5088	5088A007		社団法人リース事業協会	7	銀行法の代理店規制 / 貸付業務に限定した代理店の貸金業者への解禁	<p>[規制内容]銀行の業務の全部又は一部を代理する者は、金融機関を除く法人にあっては、委任銀行の100%子会社またはその銀行持株会社の子会社でなければならぬ。[改革要望内容]銀行業務のうち貸付業務に限り、貸金業者(貸金業規制法の登録を受けた者)の代理を認める。</p>	貸金業者が独自の営業店網で接触する顧客に対し、銀行ローンの契約の成約業務を行う。	<p>貸金業者は、貸金業規制法の規制のもと、金銭貸借の媒介を行いうところ<*1>、銀行の貸付けについては、媒介は可能としても代理ができない。これからの貸金業者は、いろいろな営業形態の展開が考えられるべきであり、それにより資金需要者のニーズに応え、融資事業の正常化が図られる必要がある。その場合の形態として、貸金業者が貸付金を自己の資産としない代理業を行い手数料を取得する形態がある。これは銀行にとっても貸付を拡大する手法となるし、不適切な者には委任しなければよいので問題もない。同要望に対して金融庁から「代理店制度については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等の観点を踏まえつつ、資本関係等について見直しを行うこととし、16年度中に検討を行い、措置することとする。」と回答が示された。早急な措置を期待する。</p>	銀行法施行規則10条が引用する同9条の3第2項8号1	金融庁	
5088	5088A008		社団法人リース事業協会	8	信託法第58条の見直し・信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設	<p>信託法58条の規定により、受益者が単独の場合においては信託の解除リスクがあるため、証券化のスキーム上問題になることがある。信託法58条の改正を望む。また、英米法における信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設を望む。</p>	<p>証券化のスキーム上倒産隔離性が高く(税制上も優遇性が確保できるビークルとして資産流動化法上の特定目的会社(以下TMK)の制度があるがTMKへの出資金を保有する者としては、いまだにケイマンSPCが使われることが多い。(特定持分信託の制度は、左記の理由からリーガルのには若干のリスクが残ると解されており、複数のものを受益者にする必要があるなど使い勝手が悪くなってしまっている。)</p>	<p>上記の通り、英米法における信託宣言やチャリタブルトラストに代わる仕組みとして、資産流動化法上の特定持分信託や中間法人が利用されることがあるが、使い勝手などの理由からいまだにケイマンSPCが使われるケースが多い。信託法の見直しなどを行うことで証券化の仕組み上、より使い勝手がよく、低コストで国内完結しやすくなる制度の創設を望む。同要望に対して法務省から「平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを目標として作業を行っていく予定」との回答が示された。早急な見直しを期待する。</p>	信託法第1条、同法第58条、資産の流動化に関する法律第31条の2	金融庁、法務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5088	5088A009		社団法人リース事業協会	9	社債及び短期社債に関する取締役会決議の義務の見直し	社債の発行については、取締役会の決議が必要とされている(商法296条)。また、短期社債(電子CP)については、取締役会の決議により一定期間および限度額内で特定の取締役に委任できる(社債等の振替に関する法律83条)、とされている。また、現在進められている、会社法現代化要綱においては、社債の発行に係る取締役会の決議については、一定の条件を定め、個々の決定については、代表取締役に委任することが認められている。会社法現代化要綱において、これらの見直しが実施され、社債についても短期社債の場合と同様、規制緩和がなされているものの、いずれにしても取締役会の決議を経ることに変わりなく、さらなる規制の緩和を要望する。	資金調達の機動性向上	銀行借入等、他の調達手段における取締役決議要件と区別して、取締役決議を義務付ける必要性がない。企業の資金調達の機動性を損なっている。特に短期社債に関しては、取締役会の決議を行うという行為そのものが、CPという商品の機動性を損なうと考えられる。	商法第296条、社債等の振替に関する法律第83条	法務省、金融庁	
5088	5088A010		社団法人リース事業協会	10	全ての信託銀行に対する不動産処分信託の解禁および、信託を兼営する金融機関に不動産の売買、貸借の代理および媒介を解禁	全ての信託業務を兼営する金融機関に対する「不動産処分信託」の解禁を要望する。また、全ての信託業務を兼営する金融機関に「不動産の売買、貸借の代理および媒介」実質的に不動産の売買となる不動産信託受益権の売買および貸借の代理」を解禁することを要望する。	信託を兼営する金融機関の信託業務が円滑化し、顧客の利便性を向上させるとともに、信託業の競争が促進され、市場の発展に資する。	04年12月の信託業法改正、兼営法改正において、新しい信託会社に処分型の不動産信託が認められたにもかかわらず、信託業務を兼営する金融機関(信託銀行等)においては処分型の不動産信託は認められなかった。が、一部の旧来からの信託銀行には、過去において認められており、現在も業務を継続している一方で、比較的新規に参入した信託銀行に認められないというのは、非合理的であり、その不均衡を是正すべきである。また、処分型の不動産信託(不動産媒介業務等)は金融機関の本業と親近性が小さいとの理由で解禁が見送られたとのことであるが、信託銀行は不動産管理信託を受託するなど、不動産売買と関連性が高い業務を行っている。また、不動産の売買および貸借の代理、あるいは実質的に不動産の売買となる不動産信託受益権の売買および貸借の代理は、不動産信託を行う場合に付随する取引である。これを信託会社に認めながら、信託を兼営する金融機関に認めないという不均衡を是正されたい。信託を兼営する金融機関においては、この業務が認められないために円滑な業務に支障をきたし、顧客の利便性も損なわれている。同時に、信託業界内での既得権益を招き、公正な競争が阻害され、市場の発展が抑止されている。(予定されている信託法の改正に伴い、信託業法、兼営法も見直しを検討したいとされていることから)早急に対処願いたい。	金融機関/信託業務/兼営等二開スル法律、金融機関/信託業務/兼営等二開スル法律施行令	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5088	5088A011		社団法人リース事業協会	11	証券取引法上の適格機関投資家の範囲拡大	事業法人の対象拡大、個人投資家への適格機関投資家の資格付与	資本市場の活性化、個人投資家の投資機会の拡大	わが国資本市場の一層の発展と経済活性化のためには、様々なニーズに対応した金融商品の普及が不可欠。現行の公募ルールでは新しい商品に対する柔軟性に欠けるため、まずは私募市場の拡大が喫緊の課題と考えるが、従来の金融機関では積極的なリスクテイクに限界があり、資力とその意志ある投資家を増やすことが市場の厚みに繋がる。なお、個人については米国でも、資産規模等の制限をつけた上で適格機関投資家の範囲に含めている。金融改革プログラムにおいても見直しの検討を行うこととされていることから、早急な検討をお願いしたい。投資者保護の観点が必要であるものの、一定の資格要件に基づく届出制により自己責任原則は確保されるものと思われる。前回の提案時に、「適格機関投資家の範囲については、平成14年12月の金融審議会第一部会報告を受けて、平成15年4月に事業会社の適格機関投資家の要件を緩和するとともに、ベンチャーキャピタル会社等新たに加入の見直しを行ったところ。さらに適格機関投資家の範囲の見直しについては、昨年12月に公表された金融改革プログラムにおいて、私募市場の活性化を図る観点から、その見直しの検討を行うこととしたところであるが、投資者保護全般の観点から、慎重な検討を要することから、現時点において具体的な検討スケジュールを示すことは困難。」との回答が示されたが、できるだけ早期に検討を行い、措置すべきである。	証券取引法第2条第3項、証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令	金融庁	
5088	5088A012		社団法人リース事業協会	12	生命保険募集人が使用人に対して行なう保険契約の申込をさせる行為の規制の見直し	法人である生命保険募集人又は保険仲立人が使用人に対して生命保険契約の申込みをさせる行為をすることを可能にすることを要望する。		構成員契約規制については、1997年12月に行政改革委員会が内閣総理大臣に提出した最終意見の中で「圧力募集の防止措置として過剰規制である。販売チャネルについて消費者の選択を狭めるものである。法的根拠が明確でない。したがって、構成員契約規制は妥当ではなく、廃止すべきである」と指摘されていた。要望に対して金融庁から「構成員契約規制のあり方については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」とされているところであり、早急な検討を期待する。	保険業法第300条第1項第9号、保険業法施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5088	5088A013		社団法人リース事業協会	13	生命保険の自己契約及び特定契約に係る規制の明確化	生命保険代理店が行なう、自己または自己と密接な関係を有する法人の保険契約の募集については、その募集が保険料の割引、割引を目的としない限りは、代理店手数料の支払が可能であることを明示することを要望する。併せて、「保険料の割引、割引を目的とする保険募集」の判断基準を示すことを要望する。		<要旨>1.代理店の自己・特定契約の取扱い、とりわけ手数料の取扱いについて、生損保間で規制内容に格差が存在する。2.損害保険では取扱いを全体保険料の50%以下に制限しているものの、手数料の支払いは認められているのに対し、生命保険では一切の手数料支払いが禁止されている。3.保険業法で規制している損害保険と比べてより厳しい制限を、法令等の根拠がない事務ガイドラインで設けることは問題がある。<内容>損害保険の自己契約に関しては、保険業法第295条で全体保険料の50%を超える取扱いが禁止される一方で、50%以内の範囲内においては手数料の支払いが認められている。また、特定契約についても、事務ガイドライン3-1-2(1)で同様の規制がなされている。これに対し、生命保険の自己・特定契約に関しては、保険業法に明文の規定がなく、事務ガイドライン2-2(3)ロで「生命保険会社は法人である生命保険募集人に対し、自己又は当該生命保険募集人と密接な関係を有する法人を保険契約者とする場合には、手数料支払等による保険料の割引、割引し等を目的とした保険募集を行なうことがないよう指導及び管理等の措置を講じているか。」と記されているのみである。ところで、事務ガイドラインが定められる1998年以前は、生命保険会社の業務運営に関しては蔵銀第500号により規制がなされていたが、自己・特定契約について「法人である生命保険募集人が自己又は当該生命保険募集従事者と密接な関係を有する者として以下に掲げる法人を保険契約者とする保険募集を行った場合は、生命保険会社は当該保険募集に関し、手数料、報酬その他の対価を支払わないものとする。」と規定し、手数料支払いを禁止していた。当該事務ガイドラインを蔵銀第500号と照らし合わせると、表現の差こそあれ、両者の規制内容は実質的に同一であると言わざるを得ず、これにより現在も自己・特	保険業法第300条、同規則第234条、事務ガイドライン2-2(3)ロ、同3-1-2(1)、生命保険会社の業務運営について(蔵銀第500号)	金融庁	
5088	5088A014		社団法人リース事業協会	14	銀行が販売する住宅ローン関連の長期火災保険について事業の用に供する建物も対象に含めること	平成13年4月、住宅ローン関連の長期火災保険、債務返済支援保険、信用生命保険、海外旅行傷害保険の銀行等による窓口販売が可能になった。しかしながら、住宅ローン関連の長期火災保険の販売については、居住の用に供する建物の建設等に係るローン関連の保険は対象とするが、賃貸住宅など事業の用に供する建物については対象としていない。	事業の用に供する建物の取得にあっても、居住用建物の取得と同じく銀行の資金融資を利用するケースは多い。取得目的の如何に関わらず住宅ローンの融資にあたっては当該担保物件の損害保険金請求権への質権設定が必須となる場合がほとんどである。事業用建物に関する火災保険についても銀行が代理店となることで融資実行と同時に保険付保が可能となり、事前に火災保険を手配する手間が無くなり、銀行窓口でのワンストップ手続きが可能になる。	現在、一部の保険について「保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合」として銀行による販売が認められているが、その他の保険について銀行が販売することが「保険契約者等の保護に欠ける」とは思われず、一方で、銀行の収益機会を奪い、契約者にとっても得るべき利便性が阻害されている。本年6月、同要望に対して金融庁から「銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画(16年3月19日)、金融審議会金融分科会第二部会における報告(16年3月31日)を踏まえて、引き続き検討を行っているところ。」との回答が示された。早急な見直しを期待する。	保険業法第275条、保険業法施行規則第211条第1項第1号	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5088	5088A017		社団法人リース事業協会	17	不動産特定共同事業契約締結に係る説明義務の徹底	「金融商品の販売等に関する法律」に列挙される金融商品においては、読んで聞かせる説明義務を課してならず、不動産特定共同事業法の説明義務の過度な規制を緩和すべきである。	不動産特定共同事業商品の販売の効率化とマーケットの拡大に寄与する。	「説明」の概念の定義が法律上存在しないが、現在の運用は宅地建物取引業法第35条の重要事項説明と同等と解釈されているのが一般的となっており、実務上のコストは多大なものである。同要望に対して国土交通省及び金融庁から「不動産特定共同事業商品の契約の申込者が、契約の内容等について十分知らないままに契約締結を行うと、後々のトラブルの原因となる可能性があることから、適切に情報が開示されていることが不可欠であり、契約成立前にその内容等について書面を交付して説明することが、消費者保護やトラブル未然防止の観点から必要と考えられる。また、説明内容に関しても不動産特定共同事業商品は不動産としての性格が強い商品であることから、金融商品販売法上要求される説明事項に加えて、不動産特定共同事業法上要求される個々の対象不動産に関する独自の説明(貸貸状況等)がなされることが消費者保護の観点からも不可欠である。」との回答が示された。「金融商品の販売等に関する法律」においては説明義務を販売業者に課しているが、対面による説明まで要求しているものではない。REITを含めた投資信託や商品ファンド等他の金融商品を販売する場合には書面の交付義務こそあれ、読んで聞かせるような説明義務までは課していない。多数の不動産をパッケージしている不動産特定共同事業はREITを含めた投資信託や商品ファンドと同様に金融商品であり、同等の書面の交付義務を課すことで投資家保護は図られる。	不動産特定共同事業法第24条第1項	国土交通省、金融庁	
5088	5088A018		社団法人リース事業協会	18	特定目的会社の借入先制限の緩和	SPCの借入先について貸金業規制法に基づく貸金業者などを追加する措置が講じられることを要望する。	プレーヤーの増加により、資産流動化が促進される。特に不良債権処理に貢献するものと思われる。	SPCに対して貸付を行う者に対して投資者保護措置と同様の保護を与える根拠はない。むしろ貸金業者にとっては事業機会の拡大に繋がるメリットがある。業として貸付を行っている貸金業者がまさに本業の貸付を行うことについて「必要リスク判断・管理能力を備えていない者も含まれている。」という基本認識は妥当とは思われぬ。	資産の流動化に関する法律第150条の6、施行規則第41条	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5088	5088A019		社団法人リース事業協会	19	特定目的会社の資金調達手段の拡大	匿名組合契約に基づく出資などを追加し、その担い手を増やすべきである。	プレーヤーの増加により、資産流動化が促進される。特に不良債権処理に貢献するものと思われる。	金融機関、特定の事業会社が特定目的会社に貸付を行なうことが認められていることに鑑みれば、証券市場の発展への寄与を理由に匿名組合出資を認めない理由にはならない。また、例えば、特定目的会社に貸付を行なう企業が匿名組合出資を行なうことを認めることは、投資家保護に欠けるものではない。同要望に対して金融庁から「特定目的会社が特定目的出資による資金調達を行い、かつ当該資産の流動化について課税の特例を設けることを可能とするためには、税制上の見直しが必要」との回答が示された。資産流動化促進の観点から、税制上の優遇範囲の拡大も含めて再度検討願いたい。	資産の流動化に関する法律第2条第2項	金融庁	
5088	5088A020		社団法人リース事業協会	20	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(年金の運用制限緩和)	年金給付等積立金の運用方法として、商品ファンド法上の商品ファンド(商品投資受益件)による運用を明示的に認めることを要望する。具体的には、年金給付等積立金の運用方法として、厚生年金保険法136条の3の三の投資顧問業者の定義に商品投資顧問業者を加えること、ならびに同136条の3の四のイロハニに追加、ホとして商品ファンド法上の商品ファンド(商品投資受益権)による運用を加えることを要望する。	年金資金の運用、商品ファンドの運用に投資顧問の起用	多くの年金基金が株式相場下落によって3期連続のマイナス運用に苦しんでいる状況において、既存の有価証券のみ運用対象を限定しておく根拠は無い。商品先物投資は年金資金運用の選択肢を増やし、リスク分散の観点から運用成績の安定化への寄与も期待できる。同要望に対して厚生労働省から「自家運用の手段としては不適當」との趣旨の回答が示された。商品ファンドの大半は、Modern Portfolio理論に基づき、総合的にリスクをコントロールすることが特徴であり、「リスク管理が難しい」という認識は改めるべきである。また、年金資金の運用は、全てが一律に長期運用とするわけではなく、年金受給者の人数等の状況やMarketの状況により、期間の長短、リスクの大小等を組替えることが必要となるのではないか。年金基金は、プロの投資家であり、証券投資信託においても金融先物や為替先物で運用しているものやレバレッジを用いてハイリスク&ハイリターンとなっているものも多く、各基金の選択に委ねるべきである。	厚生年金保険法第136条の3	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5088	5088A021		社団法人リース事業協会	21	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(契約成立時交付書面の撤廃)	「契約成立時交付書面」の全面撤廃を要望する。	バックオフィス業務の簡素化、商品ファンドの運用コストの軽減	契約成立時書面の撤廃は、リスク商品の情報開示後退と取られる可能性もあるために措置が難しい項目であると考えられるが、この契約成立時書面を交付する直前に、より詳細な目録見書(契約成立前書面)を交付しており、同等以下の内容の書面を再度交付することは、投資家に時間的・金銭的コストを負担させるだけで、情報開示には役立っていない。契約成立時の書面の交付義務は証券法など、他の類似の法律においては存在せず、明らかに過剰規制である。いち早く撤廃をすべきである。同要望に対して金融庁・農林水産省・経済産業省から「撤廃することは困難である」との趣旨の回答が示された。しかしながら、実際には顧客は契約書によって契約内容を把握しており、契約成立時交付書面(17条書面)を撤廃したとしても投資家保護上問題があるとは思われない。早急な措置を要望する。	商品投資に係る事業の規制に関する法律	金融庁、農林水産省、経済産業省	
5088	5088A022		社団法人リース事業協会	22	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(クーリングオフの義務撤廃)	大半の金融商品にはクーリングオフは無く、運用開始と同時に資金の純資産価値が変動する資金運用には馴染まない概念である。	バックオフィス業務の簡素化、商品ファンドの運用コストの軽減	商品ファンド募集の実務においては、資料請求、申し込み、契約締結、資金の払込と投資家が能動的に判断する局面が多く、契約締結後、投資を取りやめるケースは時折存在する。一方、クーリングオフ制度を活用した資金払込後の契約撤回は、ほとんど利用されていない現状である。クーリングオフの規制を維持する合理的理由は見当たらない。合理的理由が存在するならば、投資信託にも即刻クーリングオフを適用すべきである。同要望に対して金融庁・農林水産省・経済産業省から「撤廃することは困難」との趣旨の回答が示された。しかしながら、回答は投資信託には設けられていない制度を商品ファンドに設けることに対する十分な説明とは思われず、実際には、投資家が能動的に投資の是非を判断する局面が多いことからクーリングオフの規制を維持する合理的理由は見当たらない。早急な措置を要望する。	商品投資に係る事業の規制に関する法律	金融庁、農林水産省、経済産業省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5088	5088A023		社団法人リース事業協会	23	商品ファンドに関する投信法の規制について	商品先物および商品オプションの組入れ比率が全体の資産の1/3超で1/2以下の商品ファンドにおいて、残余資産を普通預金や定期預金で運用している商品ファンドは投信法の規制が及ばないことを明確にすることを要望する。	投資家への多様な商品の提供	当協会の要望に対して「措置不可能」と回答されているが、再度検討すること。商品先物および商品オプションの組入れ比率が全体の資産の1/3超で1/2以下の商品ファンドにおいて、残余資産を当座預金、普通預金、定期預金で運用しているファンドは商品ファンド法の規定により商品ファンドと定義され、投資家保護を含めた商品ファンド法の様々な規制の対象になっている。一方、上記構成のファンドを信託型で組成した場合、現行の投資信託及び投資法人に関する法律の規定では銀行預金が特定資産となっているため、投資信託にも該当するという解釈が成り立ち、規制が二重に掛かることになる。商品ファンドである限りは、商品ファンド法の規制に従って組成および販売が行われていれば投資家保護上問題はないはずであり、さらに投資信託及び投資法人に関する法律の規制に係るのは不合理であり過剰規制である。従って、商品ファンドについては投資信託及び投資法人に関する法律の規制の対象外にすべきである。具体的には、先物取引、オプション取引では委託証拠金制度等によりレバレッジを効かせた運用が可能であることから、残余資産を銀行預金でリザーブして置くこととなる。主たる運用は、あくまで商品先物取引であるため、商品ファンド法のための規制とすべきである。	投資信託及び投資法人に関する法律第2条	金融庁	
5088	5088A024		社団法人リース事業協会	24	短期社債に対する支払い調書提出義務化について	平成16年度税制改正要綱にある「平成18年4月からの短期社債等の譲渡及び償還等に係る支払調書の提出義務化」を見送ること。	発行体(リース会社等)、金融機関、振替機関のいずれか又は全ては、対応のための事務体制整備、システム投資等の負担が新たに発生する懸念がある。	・短期社債は手形CPを電子化したもので、流動性が高まることが期待されているが、本件が導入されるとディーラーである金融機関の負担が多くなる可能性が高く、流動性が低下することが懸念される。・流動性の低下は発行残高の減少や機動的な発行の妨げともなり、CPを主要な調達手段とする会社の影響は大きい。	平成16年度税制改正の要綱(平成16年1月16日)	財務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5088	5088A025		社団法人リース事業協会	25	自社リース物件に係る動産総合保険の取扱の容認	銀行持株会社の子会社等が営むことができる保険業務は、銀行法施行規則第17条の3第2項第3号の4に列挙されている保険契約の締結の代理又は媒介に限定されているが、取扱可能な保険契約に、自社グループのリース物件に係る動産総合保険を追加する。	自社グループのリース物件に係る動産総合保険の代理店業務の開始	銀行に対する保険業務の規制は、融資の見返りや顧客に対する優越的地位の濫用等への懸念が要因となっている。これに対し、リース会社における動産総合保険は、リース会社が自社リース物件に付保するものであり、また、銀行系以外のリース会社では通常の業務として取扱っているにも拘らず、問題となる事態は発生していないことから、そのような懸念はないものと思われる。加えて、本取扱を認容することで、取引先へのリースに係る、新たな保険を使ったサービス内容の充実が図られ、取引先の利便が向上する。	銀行法施行規則第17条の3第2項第3号の4	金融庁	
5088	5088A026		社団法人リース事業協会	26	従属業務を営む子会社の銀行からの収入条項の廃止	銀行持株会社又はその子会社等の従属業務を営む会社は、各事業年度においてその営む各々の従属業務につき、当該銀行持株会社の子銀行からの収入があることが定められているが、銀行からの収入条項を廃止し、業務の自由度を高めるもの。	銀行持株会社の子会社等の事務受託業務、福利厚生業務本体の業務を子会社にアウトソーシングすることにより、業務の効率化が図れる。又、同種業務を他社から受託することにより事業拡大が見込まれ、雇用拡大等に寄与する。	銀行持株会社の子会社等(甲)は、銀行法で認められた銀行業以外の業務(リース業務等)を営んでいる。甲にとっても、従属業務を営む会社(乙)を活用した業務の効率化が求められている。その従属業務は、銀行法上、甲にとって認められた業務であり、乙はその一部を分担するにも拘らず、甲にとっての兄弟会社である当該銀行持株会社の子銀行からの収入を必要とすることから、甲固有の業務を分担することができず、業務の効率化及び適正な人員配置が図れない。	金融庁告示第34号	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5088	5088A027		社団法人リース事業協会	27	銀行法第10条第2項に規定される「その他の付随業務」の取扱範囲の拡大	「その他の付随業務」として列挙されている、コンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、M&Aに関する業務、事務受託業務については、銀行持株会社の子会社等においても、その取扱が認容されている。しかし、本業務を営む際、その対象は銀行の取引先企業と限定されており、事業の拡大が阻害されていることから、対象を銀行の取引先に限定した規制を撤廃する。	ビジネスマッチング業務、事務受託業務、設備投資に係るメーカー・ディーラー等の紹介、他社の事務受託等、業務の拡大に寄与する。	銀行持株会社の子会社等は既に独自の営業基盤を有している。銀行持株会社の子銀行と一にするものもあるが、銀行取引先に対しては取扱可、銀行未取引先に対しては取扱不可、という規制は主旨が不明瞭である。子会社等が持つ経営基盤及びビジネスノウハウを有効活用することにより、事業の拡大及び人員の適正配置等が可能となり、経営の効率化等が図れる。	銀行法第10条第21項、銀行法施行規則第17条の3第2項第3号、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 -2-2	金融庁	
5088	5088A028		社団法人リース事業協会	28	短期社債の公募発行に関する証券取引法上の開示内容の見直し	証券取引法上の発行登録や情報開示の規定を改正し、企業グループ内の金融子会社が発行する公募CPについて、発行会社の親会社が債務履行に関する保証を行う社債について、連結ベースでの開示により発行が可能となるようにすべきである。	資本市場の拡大・活性化。	短期社債についても、原則として証券取引法上の公募の概念が適用されるが、CPは日々の発行が行われるため、届出書方式で対応することは現実的でなく、発行登録方式で対応せざるを得ない。一方で発行登録制度を利用できるのは、原則として、有価証券報告書提出会社等であるため、現状、継続開示を行っていない格付けの高い会社がCPを事実上公募できない。日々発行されるCPの商品特性、連結ベースでの決算・企業情報開示、更に今後の金融業務の本体からの金融専門子会社への移行の流れを鑑みると、企業グループ内の金融子会社による公募を可能とするよう措置が講じられるべきである。有価証券報告書における連結経営情報の開示内容が拡充されていることから、100%出資の親会社が連結ベースでの決算・企業情報を開示する場合は、当該発行会社が個別の情報(個別企業の財務情報のほか、資力、返済能力、デフォルトの可能性等を含む。)を開示することは義務付けないことに弊害はないと思われる。	証取法23条の3、社債等の振替に関する法律2条	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5088	5088A029		社団法人リース事業協会	29	社振法における「短期社債」の要件見直し	社振法第66条1項イにおいて「契約により社債の総額が引受けられるものであること」が短期社債の要件のひとつとして挙げられている。本要件の削除および短期社債における「社債申込証」の取得不要措置を要望する。	ダイレクトCPの公募発行の普及および発行手続の簡素化	社債発行の際、商法により社債申込証の作成が必要とされているが、商法302条において「契約ニヨリ社債/総額引受ケル場合ニハ之ヲ適用セス」と規定されている。短期社債の機動的な発行を担保するため(申込証の作成を不要とするため)、立法の過程で「(商法における)総額引受」を短期社債の要件としたものと考えらるが、実務において円滑な発行を妨げる要因となり得るため当該要件の削除を希望するものである。発行登録制度において、証取法第23条の8第2項は、「短期社債の募集」の場合には、一定の条件を充たせば通常必要とされる「追補書類」の提出が不要とされている。一方社振法において短期社債は「総額引受」が要件とされているが、ダイレクトCPを発行体自らが募集(公募)を行なおうとする場合には「総額引受」に該当しない場合も起こり得る。社振法及び証取法の関連法令が予定している「短期社債の募集」の発行形態は、発行体が引受人であるディーラー・投資者毎に短期社債の発行条件を交渉することとし、両者が合意する都度投資者による短期社債の引受があり、かつ発行体による短期社債の発行があるという形態と考えられているため、発行実務においても、ディーラー・投資者毎に別個の総額引受契約を取り交わす煩雑さが発生している。とりわけダイレクトCPの公募発行においては、一般債の公募における引受人(アンダーライター)が存在しないため、「発行総額」を確定させようとして投資者の募集を行うことは事実上不可能である(ディーラーが一旦総額を引受ける公募発行においてはこの問題は生じない)。一方、「総額」が確定しないことによる弊害は、予定していた調達額に募集金額が満たないケースが想定されるが、それは発行体のリスクであり、発行体はそのリスクを承知で募集を行うのであれば特段問題は無いと思われる。一律の条件で投資者への勧誘を行わず、個別投資者毎に条件を設定して発行	社債等の振替に関する法律、商法、証券取引法	金融庁	
5088	5088A030		社団法人リース事業協会	30	登記情報の電子化促進	商業登記・不動産登記の電子化の拡大を要望するもの。		閲覧可能範囲の拡大による時間的節約が図れる。商業・法人登記は平成17年度末まで、不動産登記は平成19年度末までにおおむね完了させることを目標とされているが、計画を前倒しにして電子化を行うこと。	商業登記法、不動産登記法	法務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5088	5088A031		社団法人リース事業協会	31	サービサー法に関する改正要望	特定金銭債権に「売掛金」を含めること。平成13年9月1日施行改正法により、貸金業者の有する貸付債権、法的倒産手続中の者が有する金銭債権も扱えるようになったが、現存する債権で最も金額が多い通常の売掛金がまだ認められていない。	特定金銭債権の範囲が拡大されることにより、依頼者(顧客)満足度が向上する。	特定の企業グループ各社、取引先等が有する売掛金(商品、資材等の売買代金等)の請求、集金代行(口座振替)業務を各社から受託しているが、上記債権が扱えないため、業務拡大を行うことができない。	債権管理回収業に関する特別措置法	法務省	
5088	5088A032		社団法人リース事業協会	32	債権譲渡登記制度の拡充	出頭による申請窓口を各出張所に広げること、オンライン申請のシステム拡充、手続の簡素化を図ること。	債権流動化市場の発展に寄与する。	「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画」(2004年3月19日)においては、「オンライン申請について、債権個数の上限は廃止し、情報量による制限のみとする」とされている。しかし、情報量による制限が維持される限り、オンライン申請の利便性が改善するとは言いがたい。債権個数の上限を撤廃するだけでなく、情報量による上限を大幅に引上げるべきである。併せて、申請窓口の拡充も行うべきである。例えば、債権流動化を行う場合、債権譲渡契約を締結後、即日(若しくは数日以内)の債権譲渡登記を投資家から要求される場合がある。遠方の場合、窓口に出頭できず、郵送にて行わざるを得ないが、配達地縁、申請不備による却下等のリスクが発生する。オンライン登記申請については、手続が煩雑で、データファイルサイズに制限があり、利用できない。	動産及び債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例に関する法律	法務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5088	5088A033		社団法人リース事業協会	33	信託受益権の有価証券化	信託受益権を有価証券指定し、流通性を付与する。	・信託受益権の公募発行が可能となる。・特定目的会社が不要となるため、調達コストの削減効果がある。	流動化商品は広く投資家に浸透してきており、ABSと比較してもその商品性にほとんど差はないものと考えられる。一方、投資家側にとっても運用難の状況が続いており、流動化商品は投資対象としてのニーズは高いものの、社内規程あるいはB/S上の開示の問題から、受益権には投資できないという投資家も存在する。	信託法、証券取引法第2条	法務省、金融庁	
5088	5088A034		社団法人リース事業協会	34	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		各省庁の対応が異なり、統一かつ早急な対応を求める。		各省庁、地方自治体	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5088	5088A035		社団法人リース事業協会	35	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録～国、車庫証明・納税～地方、自賠責保険確認～国)等の電子化は、新車の新規登録については平成17年12月から稼働とされ、その他の手続きは平成20年を自途に段階的に進めるとされているが、大量に自動車を所有する者の諸手続等を十分に考慮し、早急に検討・具体化すること。	電子化により、申請項目の共通化・統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界の生産・販売・流通に係わる申請及び手続代行コストは大幅に軽減され、その軽減分を直接部門へ投入することで新たな自動車リース市場の開拓が促進され、経済活性化に資する。	手続申請の電子化がなされていないため、その手続を申請もしくは代行申請をする自動車関連業界(自動車リース業界も含む)に多大な負担を強いている。また、リース会社の税の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化(書式の全国統一化)を図る必要があると考えられる。電子化に際しては、大量に自動車を所有する者の諸手続等を十分に考慮し、反映させること。	道路運送車両法、自動車登録令、自動車の保管場所の確保等に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償保障法、地方税法、地方自治体条例 等	国土交通省、財務省、総務省、警察庁、地方自治体		
5088	5088A036		社団法人リース事業協会	36	変更登録及び移転登録に係る特例措置の創設について	・大量の車両を所有する者が変更登録・移転登録を行うことを前提として、「所有者に係る自動車検査証の記載事項に変更事由(所有者の合併、名称・住所変更等)が生じた場合、特段の理由がある限りにおいては、特例として大量一括処理を効率的に行えるための申請手続きを認める。」等の措置を講じること。	厳しい経済環境に対応するための企業の組織再編等が容易となる。リース会社の申請及び自動車検査証を収集するための過重な事務負担と経済的負担等が緩和される。	・リース車両数は急速に拡大しているが、道路運送車両法における登録関係諸手続等はリース会社のような大量の車両を所有する者 2を想定した手続きが講じられていない。・厳しい経済環境の中、リース会社においても企業の組織再編等が増加 3。また、経費削減等の観点から本社移転が行われている。・これら経済環境の変化が著しいなか、大量の車両を所有するリース会社に合併、名称・住所変更等の変更登録・移転登録の事由及び自動車検査証の記載事項の変更事由が生じた場合、変更登録・移転登録の申請及び自動車検査証を収集するため過重な事務負担と経済的負担等がかかる。・自動車の登録制度について高く評価するため、リース会社のような大量の車両を所有する者に変更事由が生じた場合、特段の理由がある限りにおいては、特例として大量一括処理を効率的に行えるための申請手続きについて認める等の措置を講じること。 1 リース車両数(国土交通省調査)1966年 1,489台 1980年 18万台 1990年 119万台 2004年 270万台 2 リース車両を1万台以上保有する会社数とシェア(日本自動車リース協会連合会調査)1992年 37社・71.3% 2004年 42社・84.0% 3 社団法人リース事業協会の会員数 1998年度末 370社 2004年度末 288社 減少(退会)の要因は合併・営業譲渡等	道路運送車両法第12条、第13条、第66条、第67条	国土交通省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5088	5088A037		社団法人リース事業協会	37	自動車登録情報の電子的開示について	自動車登録情報について、所有者に限定して、電子的に開示すること。	リース会社が自動車登録情報を活用することにより、自動車に係る環境対策・安全対策等の公益の増進に資する。	「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画」(平成16年3月19日閣議決定)において、利便性の向上、個人情報の保護の観点からその方法、範囲について検討し、結論を得る(平成17年度中)とされている。個人情報の保護の観点については、所有者自身が電子的な情報開示を望んでいること、使用者については、例えば、リース契約と同時にユーザー＝使用者本人の同意を得ることができると懸念は極めて少ないと考えられる。また、本件が「自動車ワンストップサービスシステム」の機能の一つとして盛り込まれることにより、「自動車ワンストップサービスシステム」の利便性がさらに向上すると思われる。	道路運送車両法第22条	国土交通省	
5088	5088A038		社団法人リース事業協会	38	商業・法人登記の簡素化	本店所在地において登記すべき事項は、支店所在地においても登記することを要するが、本手続きを簡素化し、本店所在地管轄の法務局にて登記することにより、支店所在地管轄の法務局の登記手続を代用することとし、支店所在地管轄の法務局での登記を不要とする。また、本登記のオンライン化を早期に実現する。		登記手続の簡素化により、事務負担を軽減する。	商法第10条、商業登記法第17条、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律	法務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5088	5088A039		社団法人リース事業協会	39	放射線障害防止法について	放射線発生装置をリースする場合、リース会社に使用の許可が求められているが、当該規制を撤廃等すること。	高額な医療機器(放射線発生装置)等についてリースによる円滑な導入が可能となる。	平成15年10月10日「放射線障害防止法に係る規制改革要望について」に対する回答において、一定レベル以上の放射線発生装置を賃貸する場合は、リース会社は使用の許可を取得することが求められている。ファイナンス・リース取引の場合、リース会社が直接、放射化物を所持することはないので、当該規制の撤廃又は改正を行うこと。	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、平成15年10月10日「放射線障害防止法に係る規制改革要望について」に対する回答	文部科学省	
5088	5088A040		社団法人リース事業協会	40	古物営業法の許可申請及び変更届出の簡素化について	古物営業法の許可申請及び変更届出は、営業所が所在する都道府県ごとの都道府県公安委員会宛行うこととされているが、本店所在地を管轄する公安委員会宛申請・届出を行うことにより、本店所在地以外を管轄する公安委員会宛申請・届出を代用することとし、本店所在地以外を管轄する公安委員会宛申請・届出を不要とする。また、本手続のオンライン化を早期に実施する。		古物営業法第7条第2項により、法人の役員の変更届は、二以上の公安委員会に許可を受けている場合であっても、一の公安委員会に届出をすること規定になっているが、営業所の管理者の変更届はその営業所を管轄する公安委員会ごとに届出をする必要があり、届出事項により手続が異なり、煩雑である。手続要領の統一及びオンライン化により、事務手続の簡素化を図る。	古物営業法第3条、第7条、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律	警察庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5088	5088A041		社団法人リース事業協会	41	指定業者登録様式の統一化	通常2年に1回、各中央官庁および地方自治体に向け「競争入札参加資格申請」の必要が生じている。旧建設省統一様式の自治体も多いが、基本的には申請のフォーマットと提出書類が区々である。全国にまたがり申請を行なう場合、その申請書フォーマットや提出書類のチェックに相当の労力を費やすこととなっている。統一フォーマットを用意することで、資格申請する企業が手続きを緩和され、申請が集中する毎年1月～3月の事務軽減に繋がる。	統一フォーマットの設定により、リース会社のみならず全国の企業がこの官公庁向け入札資格申請に係る事務負担の軽減に繋がる。	官公庁の入札(取引)には、入札資格申請が必須で、毎年1月～3月にその資格申請受付が集中している。その申請フォーマットや提出書類も地方自治体毎に区々であり、その申請手続きは煩雑となっている。しかも、同じ自治体でも毎回変更がされており、その申請内容チェックに時間をとられる。全省庁統一申請が実施され、各企業ともその利便性を十分に感じているところでもあり、一ヶ所に出せばよいというのは難しくとも、フォーマットの統一ぐらいいは図っていただきたい、東京都の「電子自治体共同運営」の方式も一つの方法である。	地方自治法	総務省、地方自治体	
5088	5088A042		社団法人リース事業協会	42	労働者派遣期間規制の撤廃(特に中高年(45歳以上)における派遣期間制限撤廃)	労働者派遣事業の適正な運営の確保および派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第40条の2の規定を撤廃し、派遣期間制限を完全に無くすことを要望する。同規定の撤廃が難しい合理的な理由がある場合は、少なくとも雇用対策臨時特例法による中高年労働者に対する制限期間の延長措置を恒久化することを要望する。	雇用機会拡大、雇用形態の多様化が実現。	雇用流動化時代を迎え、労働力需給調整システムの一翼を担い、労働力の再配置、失業なき労働移動に寄与する産業であるべき人材派遣業において、多様化する雇用形態・職種、柔軟な作業場・労働時間で実現する多様なワークスタイルに応えていくことが使命であり、業界発展のキーである。雇用機会拡大の実現を確かなものにしていくには上記規制の緩和・撤廃を求める。労働政策審議会においては、「派遣期間の一定の限定は、いわゆる長期雇用慣行の我が国における位置付けを踏まえると、今回の見直しにおいては、引き続き維持することが適当」とされたが、就業者側での雇用形態の多様化ニーズや高齢者人口の増加等時代変化に応じて、柔軟に見直されるべきものと思料。	労働者派遣法	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5088	5088A043		社団法人リース事業協会	43	派遣社員の事前面接の自由化	労働者派遣業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第26条第7項を廃止し、事前面接を紹介予定派遣以外でも可能にすることを要望する。	雇用機会拡大、雇用形態の多様化が実現。	雇用流動化時代を迎え、労働力需給調整システムの一翼を担い、労働力の再配置、失業なき労働移動に寄与する産業であるべき人材派遣業において、多様化する雇用形態・職種、柔軟な作業場・労働時間で実現する多様なワークスタイルに応じていくことが使命であり、業界発展のキーである。雇用機会拡大の実現を確かなものにしていくには上記規制の緩和・撤廃を求める。平成17年度中に検討を開始することとしているが、議論を先延ばしにせず、早急に結論を得られるべく検討が進められることを期待する	労働者派遣法	厚生労働省	
5088	5088A044		社団法人リース事業協会	44	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	外国人株式保有比率50%超の企業で、実質的に外国人支配下でない企業における外為法上の「外国投資家」規制の適用除外を要望する。	形式上の規制適用による不要な事務コストが削減される。	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める法人に関し、適用範囲の見直しを行っていただきたい。株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となってしまったような場合には、実質的に外国人が事業を支配している場合に当たらないことから、何らかの適用除外を検討いただきたい。例えば、上場会社の場合、いずれの特定の外国人(企業支配や議決権行使について共通の意思をもった一団)の議決権比率が20%未満である場合などは、規制趣旨の範囲外であるものと思われる。適用除外とする措置を検討いただきたい。本来この規制は、外国人による日本企業への経営支配を管理するのが目的であると思われる。その法の趣旨に鑑みれば、実質的に外国人が支配している場合に当たらないケースで、この規制を適用する必要性は無いものと考えられる。また、株式公開企業において株主状況が把握できるのは半期毎であり、たまたまその時の市場での株式売買の結果、形式的に外人保有比率が50%を超えたかどうかで外為法上の属性が変化するようでは、いたづらに混乱を招き、不要な事務等が発生する。資本市場における国際化に配慮した対応を願いたい。	外国為替及び外国貿易法第26条第1項、第27条、第55条の5	財務省、日本銀行	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5088	5088A045		社団法人リース事業協会	45	株式の市場公募時における、安定操作人リストの提出廃止	株式を市場公募するに際し、証券会社、証券取引所に対して提出することとなっている「安定操作人リスト」について、証券会社以外に安定操作人を設けない場合は、子会社、関係会社及びその役員等のリストの提出を求めないこととしていただきたい。	現実的には形骸化している安定操作人リストに基づく(安定操作取引のチェックにつき、実態に合わせた規制の見直しを行い、株式の市場公募における発行会社の不必要な実務負担を軽減する。その結果、資本市場へのアクセスがより容易になる。	株式を市場公募するに際し、証券会社、証券取引所に対して「安定操作人リスト」の提出が必要とされている。密接な関係にある会社とその役員は安定操作取引が可能となっているため、実際にはそれらを安定操作人として予定していない場合においても、実務上は発行会社の全ての子会社、関係会社及びその役員のリストを作成しなければならないこととされている。そのため、海外まで含めて膨大な人名リストの作成が必要となり、募集までの限られた時間内で膨大な作業負担となっている。しかし一方で、安定操作取引自体を子会社、関係会社及びその役員を通して実施することは極めてまれなこととなっており、幹事証券会社を通して安定操作取引を行うことが通例となっている。また、提出されたリストに掲げられた全てのものの取引について、証券会社、証券取引所が現実的に監視を行っているとも思われない。現代において意味を持たなくなった実務であることが明らかであり、当然に廃止するか、少なくとも実際に安定操作を予定しているものみに限定したリスト作成を要求されるべきである。	証券取引法施行令および内閣府令	金融庁	
5088	5088A046		社団法人リース事業協会	46	特定金融会社等の資本金額の変更に係る届出等の見直し	新株予約権方式によるストック・オプション制度を導入している会社や新株予約権付社債等を発行している会社については、各根拠法令における資本金額の増加による変更届出を以下のとおり見直ししていただきたい(特定金融会社等の資本金額の変更に係る届出の見直し、銀行議決権大量保有者の資本金額の変更に係る届出の見直し、保険議決権大量保有者の資本金額の変更に係る届出の見直し)。1. 新株予約権の発行等を新たに変更届出事項とし、これにより新株予約権の行使時における資本金の変更は変更届出事項から除外する。またそうした場合は、決算期末の資本金額のみを当該期末日から1ヶ月以内に届け出ることとする。2. (1が難しい場合)新株予約権の行使等による資本金の変更を、「変更のあった場合の毎月末日時点の資本金額について当該末日から1ヶ月以内」に届け出ることとする。	資本金額の変更について、これを現行法の規定どおり(根拠法令により変更のあった日より5日または2週間以内)行うとなると、日々の新株予約権の行使による資本金額の変更に応じて変更届出も行なわなければならないこととなり、実際はほぼ毎日の届出事務が発生しうることとなり、実務上非現実的な業務負担となる。現在、運用として月末日から一定期間(5日または2週間以内)の届け出が認められていると理解しているが、さらに進んで届出制度を合理的なものとし、また法文において事務負担の軽減が明確にされる。	1)について、新株予約権の発行時点からの一定期間内において、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額や資本に組入れざる額等について届け出ることとすれば、その範囲内での将来の資本金の増加が予測される。従って、新株予約権が行使されたことによる資本金の変動(増加)がある都度、変更届出をする意義は乏しくなり、一定の資本要件の充足を確認するという法の目的に照らして妥当であると思われる。実際の資本金額については、期末の資本金額を届け出ることと把握される。2)について、会社の登記事項において変更があったときのその変更登記は「変更のあった日から2週間以内」(商法第188条第4項、第67条準用)であるのに対し、資本金の変更登記について、新株予約権の行使等による場合は商法上の特別(商法第280条の37第4項、第222条の7準用)があり、「変更のあった日の毎月末日現在より2週間以内」に登記をすればよいことになっており、変更の事由に応じた合理的な取扱いとなっている。(新株予約権の行使は行使可能期間においては随時行われるため、その都度、状況把握し届け出することは実務上難しく、変更のあった毎月末日を基準とする期日設定が現実的である。)現行の各根拠法令では新株予約権の行使等による資本金額の変更届出については、資本の変更のあった日を期日設定の基準日としているため、現在の実務にそぐわない。また、変更届出には、添付書類として、資本金の変更が反映された登記簿謄本の添付が要求されることがある。通常登記簿謄本が出来上がってくるのが月末から2週間では間に合わないため、変更届出を行った時点(変更届出書)と変更登記の完了時点(登記簿謄本)の2回にわたって書類の提出が必要となっている。資本金の増加による変更届出については、法の目的からして、特にそれが即時性を要求されるものではないと考えられることから、	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律第7条、第4条第1項第2号、銀行法第52条の3第1項、第52条の2第1項第3号、保険業法第271条の4第1項、第271条の3第1項第3号	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5088	5088A047		社団法人リース事業協会	47	有限責任中間法人による社債・短期社債の発行	社債の発行については、取締役会の決議が必要とされている(商法296条)。また、短期社債(電子CP)については、取締役会の決議により一定期間および限度額内で特定の取締役に委任できる(社債等の振替に関する法律83条)とされている。また、現在進められている、会社法現代化要綱においては、社債の発行に係る取締役会の決議については、一定の条件を定め、個々の決定については、代表取締役に委任することが認められている。会社法現代化要綱において、これらの見直しを実施され、社債についても短期社債の場合と同様、規制緩和がなされているものの、いずれにしろ取締役会の決議を経ることは変わりなく、さらなる規制の緩和を要望する。	資金調達機動性向上	銀行借入等、他の調達手段における取締役決議要件と区別して、取締役決議を義務付ける必要性がない。企業の資金調達の機動性を損なっている。特に短期社債に関しては、取締役会の決議を行うという行為そのものが、CPという商品の機動性を損なうと考えられる。	商法296条、商法260条第2項、社債等の振替に関する法律第83条1項	法務省、金融庁	
5088	5088A048		社団法人リース事業協会	48	銀行持株会社の子会社等に中古物品販売業務の認容	不動産担保、保証人に依拠しない、新しいスキームの貸出、特に、企業が保有する資産を活用した資産担保貸出が注目を集めている。動産を担保に徴求し、それを処分、換価する場合、銀行グループには動産を処分するノウハウが乏しい。一方、銀行グループでは、リース会社がリースアップ物品処理にて培った、動産処分のノウハウを有している。今後、従来型の不動産担保、保証人に依拠しない、新しいスキームの貸出の裾野を広げる為にも、動産処分のノウハウ蓄積は必須であり、本ノウハウ蓄積の観点から、リース会社に中古物品に係る仕入・売却を認める。リース会社は、(1)環境負荷低減に向け、環境配慮物件の普及促進(2)循環型社会形成に向け、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の徹底等、環境問題に貢献している。特に、今後、循環型社会形成において、中古物品の再利用、廃棄物の適正処分におけるリース会社の果たす役割は一層大きくなる。一方、銀行持株会社の子会社等であるリース会社は、中古物品販売業務は、自社リース物件の売却に制限されている。リース会社の持つ上記ノウハウ・経営基盤を有効活用し、循環型社会形成に一層貢献するために、銀行持株会社の子会社等であるリース会社に中古物品販売業務を認容する。	中古物品販売業、中古物品の再利用、適正処分を推進する為に、中古物品の買取、販売	中古物品販売業務を営むことで、動産処分のノウハウ蓄積を図り、今後、拡大が見込まれる動産担保貸出の拡大に寄与し、併せて、事業拡大を図る。自社リース物件の売却に加え、物品販売のノウハウを活かし、それ以外の中古物品販売業務を営むことにより、中古物品の再利用、適正処分を推進する。これにより、循環型社会形成に一層の貢献を果たし、加えて事業拡大を図る。	・銀行法第12条、銀行法施行規則第17条の3第2項、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針-2-7	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5088	5088A049		社団法人リース事業協会	49	銀行法施行規則第17条の3第2項第11号の要件撤廃	銀行等の子会社が営むリース業務は、各事業年度において、銀行法施行規則第17条の3第2項第11号イからハに規定する要件の全てを満たす契約に基づく収入の額が、同号に規定する機械類その他の物品又は物件を使用させる業務による収入の合計額の50%以上である旨、金融庁告示第33号第2条にて定められている。このイからハに定める要件を撤廃し、リース業務を「機械類その他の物品又は物件を使用させる業務」とする。＜銀行法施行規則第17条の3第2項第11号＞イ.リース物品等を使用させる期間の開始の日以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者からの一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないこと。ロ.使用期間において、リース物品等の取得価額から使用期間が満了した後における当該リース物品等の見積残存価額を控除した額並びに利子、固定資産税、保険料及び手数料の額を対価として受領することを内容とするものであること。ハ.使用期間が満了した後、リース物品等の所有権その他の権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。		多様化する顧客ニーズに適切に対応するには、銀行法施行規則第17条の3第2項第11号に規定するイからハを満たすスキームでは十分とはいえない。ファイナンスリース、オペレーティングリース、メンテナンスリース、レンタル取引等、広く賃貸借取引を認容することにより、顧客の設備投資の支援が可能となる。	銀行法施行規則第17条の3第2項第11号	金融庁	
5088	5088A050		社団法人リース事業協会	50	銀行等の子会社が営む保証業務の規制撤廃	銀行等の子会社が営むことができる保証業務は、原則として住宅ローン等消費者ローンに係る保証とされ、事業者に対する事業の用に供する資金に関する保証は取扱うことが出来ない。本規制を撤廃し、事業者に対する事業の用に供する資金に関する保証の取扱を認めるもの。	中小零細企業及び個人事業者向けの保証付リースの提供	銀行グループが持つ様々なノウハウを活用し、信用補完を行うことで、対象顧客	金融庁告示第33号、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針-2-7-1	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5088	5088A051		社団法人リース事業協会	51	有価証券届出書等における、株式や新株予約権の発行時における「価格」の用語の「価額」への変更	現在、有価証券届出書や発行登録書・追補書類のフォームを規定する、企業内容等の開示に関する開示府令では、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格を記載することとなっている。一方、商法第280条の20第2項において記載があるとおり、商法上は、新株予約権の行使に因り新株を発行する場合におけるその新株の発行「価額」に関して規定がされており、証券取引法における各種提出書類においても、当該商法の規定と合わせた価額での開示を要望するもの。	開示手続き上の混乱を避け、投資家、発行者双方にとってわかりやすいディスクロージャーに繋がるものと思料。また、要請内容の不一致から生じる混乱に伴う発行体側の事務コスト及び法的リスクの軽減。	商法や開示府令、証券取引所の適時開示ルールにおける「価格」「価額」等の用語の定義が不統一であり、開示手続き上の混乱が生じる可能性がある。(最近では、証券会社の手数料が発行価額に含まれる事例も多いことから、実務上、価格＝投資家が払い込む金額、価額＝発行会社が受取る金額と解釈されるケースも多い。)	企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式等、商法第280条の20	金融庁	
5088	5088A052		社団法人リース事業協会	52	耐用年数について	無線LAN設備等の耐用年数の縮減を要望する 産業廃棄物処理設備の耐用年数創設 耐用年数短縮承認手続きを簡素化すること 別表第2の見直しを行うこと	IT関連の民間投資の増大 リースにより機器が普及することにより環境対策が推進される。	IT関連機器の投資促進のため、パソコンの耐用年数は6年から4年に短縮するなど、政府の進める「e-JAPAN戦略」とは逆行するかのよう、2002年3月の耐用年数通達の改正時に無線LAN設備の耐用年数が6年から10年とされた。製品寿命を考慮すると、10年の耐用年数は長すぎる。LAN回線を利用したIP電話なども急速に普及する中、無線LANへの投資の必要性は拡大している。PCと同様の4年の耐用年数とし、民間の設備投資を推進すべきである。産業廃棄物処理設備は消耗が著しい。短縮申請手続きは煩雑であるため等 経済実態との乖離がみられる	耐用年数省令等	財務省、国税庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5088	5088A053		社団法人リース事業協会	53	軽自動車届出事項の閲覧若しくは、証明書交付	軽自動車について、現行制度では「届出事項」の閲覧若しくは証明書交付ができない、リース会社が「自動車税の納税義務者」の確認が必要な場合、例えば、納税確認の事由部分に限り、閲覧・証明書の交付等を行うこと。	業務の効率化、放置車両の完全撲滅(環境対策)、スムーズな納税行為の実現	「登録車両」については、道路運送車両法 第22条(登録事項等証明書)により現在登録証明書の取得が可能(所有権移転・現使用者の確認等が可能)。軽自動車の場合は不可能である。リース会社では、「リース車両」と「所有者課税」が存在し、その中で自動車税の「使用者課税」と「所有者課税」の区分が混在するとともに、リース会社負担以外の納付書が送付されるケースが見られる。事務効率向上と、納税スピード向上の為に、上記要望への対応が望ましい。		総務省、各地方自治体	
5090	5090A001		石油鉱業連盟	1	鉱業法に定める鉱区面積の拡大	現行の350haを上限とする鉱区面積を、陸上は据え置き、海上での上限を10倍の3500haとする。		海洋で石油・天然ガスの探鉱を行うに当たっては、広い範囲にわたって試掘権の出願をせざるを得ず、現行では必然的に出願件数が多くなる。そのため、手続きが煩雑になるとともに、手数料(1件61,700円)、登録免許税(1件90,000円)の負担が重くなっている。	鉱業法14条	経済産業省 資源エネルギー庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5090	5090A002		石油鉱業連盟	2	鉱業法に係る「受理」「認可」手続きの効率化、迅速化	施業家の「受理」「認可」手続き等に関し、処理期間を明文化することを含め迅速化を図る。		処理期間が長期化し、実作業に支障が出たケース(作業開始予定日の直前まで認可がなかったケース等)がある。	鉱業法施行規則8条	経済産業省 資源エネルギー庁	
5090	5090A003		石油鉱業連盟	3	補助井、基礎試錐の掘り止め深度の確認方法の合理化	補助井、基礎試錐の掘り止め深度の確認は、古典的な手法で行われているが、掘り止め後に測定される電気検層深度で代替させることも可とする。		電気検層深度は十分に合理的なものであり、更に検尺を行うことは屋上屋を架することとなる。また、電検終了後に坑井トラブルがあった場合に、無意味な掘り直しをしなければならないケースもあり得る。	根拠法令は不明であり、慣例的に現行の取り扱いがなされているようである。	経済産業省 資源エネルギー庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5090	5090A004		石油鉱業連盟	4	高圧ガス導管の道路占用に係る規制緩和	以下の送ガスパイプライン(自噴線を含む)について、道路法第36条による道路占用の特例措置を認めること。 ガス事業法におけるガス導管事業の用に供するガス導管 鉱山保安法、又は高圧ガス保安法の適用を受ける、ガスを供給する事業(ガス事業を除く)の用に供する導管(の範囲に属するものを除く、ガスを供給する事業(ガス事業法・準用事業)の用に供するガス導管		～ 頂の送ガスパイプラインは、いずれもガスを供給する事業を営む他の者に対してガスを供給するガス導管であり、特に、 のガス導管事業の用に供するガス導管はガス事業法により託送供給が義務付けされているなど、公共の利益に資する設備となっている。今後、わが国がエネルギー供給において天然ガスの利用促進を進めていくうえでガスインフラの整備、拡充に不可欠な設備であるため、道路法第36条による水道、電気、ガス事業等のための道路の占用の特例措置と同等とすべきである。	道路法32条、36条 道路局長 通達「高圧のガスの供給施設の道路占有について」	国土交通省	
5090	5090A005		石油鉱業連盟	5	石油及び可燃性天然ガス資源開発法による事前届出期間の短縮	坑井掘削の開始の届出期間を、現行の60日前から30日前(或いは更に短い期間)に改める。		坑井掘削に関しては、施業案が認可されており、必ずしも60日前に届け出る必要性を認めない。また、60日前では事業者が作業の進捗をみながら掘削開始日を決定するのに大きな支障がある。	石油及び可燃性天然ガス資源開発法35条	経済産業省 資源エネルギー庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望 管理番 号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番 号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5090	5090A006		石油鉱業連盟	6	外国籍特殊船舶の外国船員による国内運航作業の規制緩和	海洋の石油探鉱開発作業に用いる外国船籍の作業船において、現行では日本の船員手帳を持った日本人しか就労を認められていないが、外国人船員の就労を認める。		今後の日本国内での石油探鉱開発事業においては、大水深化や三次元物探船や特殊調査船等、日本にない船舶や調査技術・専門家等を採用せざるを得なくなると考えられ、作業の安全確保及び効率を追求するために、その作業に慣れた外国人船員を採用せざるを得ない状況にある。	船舶法3条但し書(不開港場寄港及び日本各港間運送従事の制限) 船員法50条	国土交通省	
5090	5090A007		石油鉱業連盟	7	その他の検討課題	以下の事項を含めて、広く規制緩和問題を検討することを提案する。 鉱業法の安全規制部分等について改正鉱山保安法と同様に、事業者自己責任のもとで事前の規制、許認可を極力排除し、可能な部分については許認可制から届出制へ移行する等一般的な見直しを行うこと。 基礎調査、基礎試験実施時の委託契約関連の責任・権限の明確化				経済産業省 資源エネルギー庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5091	5091A001		つくば市	1	市町村窓口事務の民営化事業	戸籍事務や住民基本台帳等一般的に市町村の窓口で行われている事務について、民間企業等への業務委託又は民間人による事務の執行を行うことを目的として関係する法規制等の緩和及びこれに必要な制度の確立等を求める。	一般的に市町村の窓口で行っている戸籍に関する事務や住民基本台帳に関する事務、あるいは、墓地、埋葬等に関する法律に基づく事務等について、受付業務や諸証明の発行、及び、戸籍簿や各種台帳等への記載などの事務について、民間に委ねる。	法定受託事務である戸籍法に基づく各種事務や住民基本台帳法に基づく事務、あるいは、墓地、埋葬等に関する法律等については、市町村長の執行する事務として定められているが、これを民間企業等への委託又は民間人の活用等により、窓口事務に係るコストの削減を図り、更に民間のノウハウを窓口サービス等にいかしていくことにより行政サービスの質的向上及び市民満足度の向上を目指す。	・戸籍法、住民基本台帳法、外国人登録法、墓地、埋葬等に関する法律、国民年金法、地方税法、その他関連する法律等により、これらに規定される事務は市町村長が行うとされており、民間事業者の参入は認められていない。特に各種届出や諸証明等の発行に関する事務に関し、公権力の行使に当たる部分については、現行法では極めて困難であると考えられる。また、地方自治法第153条の規定により普通公共団体の長は、その権限に属する事務を民間事業者等に委任することができないとされている。 ・地方自治法第	総務省 法務省 厚生労働省	窓口事務等の民間開放に当たっては、特に個人情報の漏洩や悪用等に関し、必要な措置を講ずることが求められる。
5093	5093A001		大阪商工会議所	1	国家公務員の人員配置の流動化	・その時々状況に応じて国家公務員の適正な人員配置ができるよう、法律の見直しを行う。		・現状、国家公務員の定員は法によって各省庁ごとに細かく定められており、柔軟な人員配置ができず、公共サービスの民間開放推進を妨げる一つの要因となっている。	行政機関・職員定員令	各省庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5093	5093A002		大阪商工会議所	2	民間との人事交流	一定の要件のもと、民間企業で公務員を現職と関連の深い業務に従事できるよう、法律を見直す。		国と民間企業との人事交流は、天下り防止の観点から公務員を現職と関連の深い民間企業の業務に従事することを禁じている。しかしながら、公共サービスの民間開放を進めていく過程では、公の持つノウハウを民間に伝えるため、一定期間、民間企業で公務員を現職と関連深い業務に従事させる必要性が考えられる。	国と民間企業との間の人事交流に関する法律	総務省	
5094	5094A001		社団法人 新潟市医師会	1	「地方財政再建促進特別措置法」第24条第2項の規制の緩和	救急医療に協力している独立行政法人である大学や旧国立病院には、民間病院と同様に、当効費用に対して、地方公共団体からの寄附金等を認めるべきである。	「地方財政再建促進特別措置法」第24条第2項により、地方公共団体は独立行政法人に対し、寄附金等を支出してはならない、とあるが救急、特に小児救急については全国的に危機状態にあり、独立行政法人である大学や旧国立病院等に参加をお願いせざるを得ない状況である。救急医療を充実させるためにも、「地方財政再建促進特別措置法」第24条第2項については救急医療に協力している場合、例外として寄附金等の支出を認めていただきたい。	新潟市の急患診療センターは、新潟市が開設者、新潟市医師会が運営・管理し、市民の急患に対処し、当センターで対応できない重症患者は二次輪番病院に依頼している。 小児科医の減少は当市においても例外ではなく、8医療機関でスタートした小児科二次輪番病院も、平成16年度から5医療機関に減少した為、窮余の策として新潟大学小児科に週1回の条件で依頼した。平成16年度の二次輪番病院に搬送された小児救急患者は、一日平均約7人であり、新潟大学小児科としても通常の当直スタッフとは別に医師や看護師等を配置する必要があり、人件費等の待機料が必要となる。	「地方財政再建促進特別措置法」第24条第2項 地方公共団体は当分の間、国、独立行政法人又は日本郵政公社、(途中省略)若しくは沖縄振興開発金融公庫(以下「公社等」という。)に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの(以下「寄附金等」という)を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人又は公社等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令における国、独立行政法人又は公社等と当該地方公共団体との協議に	総務省	平成16年度小児科二次輪番病院受診患者数 2,517名

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5095	5095A001		損害保険労働組合連合会	1	日本版金融サービス・市場法の制定	<p>保険業法をはじめとする業態別の現行法体系については、金融商品販売法、消費者契約法や独占禁止法等、業界横断の関係法令との整合性も含め、今日的な存在意義を踏まえて大きく見直し、様々な留意点を十分にふまえ、(左記要望理由に記載)金融サービスの市場ルールに関する新しい枠組みである「日本版金融サービス・市場法」の制定に向けた検討を進めて頂きたい。</p>	<p>販売ルートが多様化するなか、各業法による業態別の各種規制の存在は、消費者・業者双方にとってもわかりにくいものであるほか、事後チェック型行政への転換が進むなかでの事前規制のあり方については、今日的に見直す必要がある。社会的公正の担保とともに、消費者利益の保護がより一層重要視されているなか、複雑な金融商品を業態横断的に捉えた市場取引ルールの整備が急務であると考えらる。</p>	<p>自由化・規制緩和の進展に伴い、今や金融商品販売業者においては、消費者の求める多種多様な商品の販売が可能となりつつある。こうしたなか、重要事項説明等、金融商品取引に着目した金融商品販売法が制定されたが、一部の商品・販売業者が対象外であるなど、取引ルールとしては不十分な一方、既存の業法と重畳的な面も否めない。</p> <p>については、以下の観点から十分にふまえ、「日本版金融サービス・市場法」の制定に向けた検討を進めて頂きたい。</p> <p>民間金融商品のみならず、郵貯・簡保、制度共済、金融類似商品なども含めた幅広い商品・サービスを包含する業態横断的な取引ルールとする。</p> <p>商品説明に必要な事項、不適切な勧誘、不公正な取引、広告に関するルール等を個別具体的に明示し、消費者にとって理解しやすい法制度とする。また、商品説明に必要な事項については、金融取引の効率化をすすめるよう留意する。なお、民間だけでなく、国・地方公共団体等も含めて勧誘方針の策定を義務付け、勧誘の適正を欠くことのないよう備える。</p> <p>新たな取引ルールの構築に併せて、金融商品販売法や消費者契約法・独占禁止法等、業界横断の関係法令との整合性も含め、業法は経営の健全性確保等の観点から必要最小限な業界固有の規制にとどめるなど、今日的な存在意義をふまえたうえで体系自体を大きく見直し、決してダブルスタンダードとならないよう抜本的に整理する。</p> <p>業態横断的な苦情・紛争解決のルールを整備・規定する。</p> <p>金融商品取引の一方の当事者である消費者・利用者への教育・啓発も重要であるとの観点から、消費者教育にあたっては、業界・企業による適切な情報提供等の拡充はもちろんのこと、学校教育や情報ネット</p>	銀行法 証券取引法 保険業法 農協法 等	金融庁 経済産業省 農水省 等	
5095	5095A002		損害保険労働組合連合会	2	生命保険の構成員契約規制の撤廃	<p>構成員契約規制は、過剰な事前販売規制と言わざるを得ないことから、早期に規制を撤廃して頂きたい。</p>	<p>自由化・規制緩和の進展は、生損保の相互参入を実現し、クロスマーケティングを通じた競争の促進、消費者の期待に応える商品・サービス提供を目指してきた。また一方で、銀行窓販の解禁をはじめ、多様な販売チャネルの実現は、購入窓口の拡大といった消費者利便の拡充の観点から、着実にその進展が見られているところにある。</p> <p>しかしながら構成員契約規制によって、企業の役職員は、一部商品に限って当該企業代理店を通じた契約締結が認められていない。これら企業代理店は、ニーズに適った多種多様な商品を取り扱うなど、役職員の福利厚生サービスの一翼も担っているなか、本規制の存在は選択肢の制限に他ならない。商品や購入ルートなど、消費者の選択肢を十分に確保すべく、規制緩和の進展が図られてきている状況においては、本規制は、職制を通じた圧力募集の懸念を過大に評価しているものといわざるを得ない。</p>	<p>企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、圧力募集が生じかねないとの観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き制限されている。しかしながら、そもそも圧力募集は、保険業法において禁止行為と規定されていること。行政においては事前規制から事後チェック型への転換が進み、不適切な募集に対する措置策も講じられているなかで、圧力募集への虞を前提として一切の販売禁止を措置することは、もはや過剰な規制であること。第二分野(損保商品)、及び第三分野(生保・損保商品)については既に販売可能とされているなか、第一分野商品のみ販売規制とすることについて、合理的な理由が存在しないこと。銀行における保険窓販においては、本規制の存在によって顧客に勤務先等の質問を行わざるを得ないが、プライバシーに関わるなど顧客対応上も好ましい措置とは言えず、さらに円滑な募集実務を却って阻害している虞があること、などの理由から、本規制を見直す必要性は一層高まっている。</p> <p>より着目すべきは、販売者による説明責任の着実な履行と、不適切な募集に対する苦情対応等も含めた適切な事後措置を講ずることである。よって今日的な取引ルールの整備といった観点から、懸念される圧力募集に対する弊害防止策など、消費者保護に留意したうえで、本規制を早期に撤廃する必要があるものと考えらる。</p>	保険業法第300条1項9号 同施行規則第234号1項2号	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5095	5095A003		損害保険労働組合連合会	3	保険会社本体の業務範囲の見直し	<p>保険会社本体における「付随業務」「その他付随業務」についての現行規定を見直し、対象業務の拡大を図って頂きたい。</p> <p>信託契約代理業務 資金貸し付け以外の銀行代理店業務 投資信託委託会社が行う投資商品の商品提案等の業務の代理 ビジネスマッチング業務(その他付随業務)</p>	<p>保険商品に関連する信託業サービスを提供できることにより、顧客利便性の向上が図られる。保険商品自体に加えて関連する金融業サービスを提供できることとなり顧客利便性の向上が図られる。</p> <p>投信窓販を行う金融機関または、確定拠出年金制度上の運営管理機関等に対して、委託会社に代わって商品提供等の業務を行う。</p> <p>保険会社の顧客情報ネットワークを活用し、顧客同士の需要と供給をマッチングさせることにより、双方の利便性を向上させる。</p>	<p>保険会社は、顧客の様々なリスクを軽減するといった観点から、既に顧客の資産運用、管理等に係わっており、以下の業務との強い関連性・親近性を有している。については、保険会社の有するノウハウ等の活用による、より高度な顧客サービスの実現や顧客の利便性向上といった観点も踏まえ、保険会社本体における業務範囲の拡大を図って頂きたい。</p>	<p>保険業法98条1項1号 同法施行規則51条 事務ガイドライン1-6-5(16)</p>	金融庁	
5095	5095A004		損害保険労働組合連合会	4	交通事故証明書の申請・交付の電子発行	<p>交通事故証明書を電子的に発行、ないしは記載内容を電子的に確認できるよう、検討を進めて頂きたい。</p>	<p>損害保険業の事故処理現場においては、交通事故証明書の取り付けに時間がかかることによって、迅速な保険金の支払いに悪影響を与えているケースがある。発行を電子化することによって、保険会社ならびに安全運転センターの業務が効率化されるとともに、顧客サービスの向上に繋がる。</p>	<p>交通事故証明書の取得については、書面による申請・交付とされており、その一連の手續に相当の事務ロードがかかり、非効率な実態にある。については、行政手續の電子化を一層進め、交通事故証明書の電子的発行を可能にする、ないしは記載内容を電子的に確認し得るよう、検討を進めて頂きたい。</p>	<p>自動車安全運転センター法</p>	警察庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5095	5095A005		損害保険労働組合連合会	5	診療報酬明細書の電子化・電子的取り付け	診療報酬明細書の電子化を一層推進するとともに、本人同意に基づき、保険会社等第三者による電子的取り付けを可能とするよう、そのあり方について検討して頂きたい。	同右	自賠責保険の支払いに際しては、診療報酬明細書を徴求し、これを確認しているが、その殆どが紙ベースでの取り付けであるとともに、取り付けには一定の時間を要することから、保険金の迅速な支払いにも影響を及ぼしている。医療分野におけるIT化推進の一環として、カルテ・診療報酬明細書発行等の電子化が推進されているが、電子的取り付けが可能となれば、効率的なレセプトチェックが実現するとともに、保険金支払いまでの日数短縮に繋がるなど消費者サービス向上にも繋がると考えられる。についてはこれらの電子化を一層促進するとともに、個人情報の取り扱いに留意しつつ、保険会社による電子的取り付けを可能とするよう、検討を進めて頂きたい。	療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第3条等	厚生労働省	
5095	5095A006		損害保険労働組合連合会	6	原付二輪車のワンストップサービスの対象化	現在、地方自治体への届出制となっている原付二輪車について、市町村ごとに異なる届出・変更等の手続きを統一した上で、ワンストップサービスの対象とするよう検討頂きたい。	自賠責保険の異動・解約事務の必要書類の取り寄せが確実・簡易に行えることにより、契約者サービスの向上と事務効率化が図られる。	自賠責保険の契約者が転居等を行った場合に、市町村ごとに手続きや様式が異なることから、自賠責保険の異動・解約等の書類の取り付けに支障をきたすケースがある。自賠責保険が国による強制保険であることをふまえて、契約者サービスの向上の観点から、市町村がワンストップサービスのインフラに参加できるような仕組みを検討頂きたい。	各市町村の条例	総務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5095	5095A007		損害保険労働組合連合会	7	自賠責保険の実務に関する各種規制の緩和	<p>異動手続き申し込みを受けた場合、証明書に直接異動事項を記載するのではなく、後日、異動承認書を発行する事務処理を可能とすようにして頂きたい。</p> <p>検査対象車種について、当該契約の終期にかかわらず、他の契約が車検期間を満たしている場合は、当該契約を解約できることとして頂きたい。</p>	<p>異動手続きの利便性向上により、迅速な異動手続きが可能となり、結果、契約者の利便性向上につながる。</p>	<p>自賠責保険の異動手続きは証明書に直接異動事項を記載することとなっているが、異動承認書の発行により、契約者が異動手続き期間中でも車両運行が可能となるなど、異動手続きの利便性が向上し、迅速な異動手続きが可能となる。効率的な事務処理を可能とするよう検討して頂きたい。</p> <p>検査対象車種については、解約されない自賠責が車検期間を満たしていることを前提とすれば無保険車が発生することは考えられず、重複契約の解消と契約者の利便性も向上することから、当該事務処理を可能とするよう検討して頂きたい。</p>	<p>自賠法第7条第2項 自賠法第20条の2第1第3号</p>	国土交通省 金融庁	
5095	5095A008		損害保険労働組合連合会	8	確定拠出年金の制度拡充	<p>確定拠出年金制度について、以下の制度拡充を検討して頂きたい。</p> <p>専業主婦・公務員を加入対象とし転職時のポータビリティを向上させる</p> <p>一定の要件を満たす場合は、別途課税等の対処を講じたうえで年金資産の取り崩しを認める</p> <p>企業拠出に対する個人の上乗せ拠出を認める</p> <p>拠出限度額のさらなる引き上げをはかる</p> <p>10年間の通算加入者期間による受給開始年齢の制限を撤廃し、確定拠出年金の老齢給付金の支給要件を緩和する</p>	<p>確定拠出年金の制度普及が図られる。従業員の自助努力による老後資金形成の促進に寄与する。少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与する効果がある。</p>	<p>新たな企業年金制度として導入された確定拠出型年金制度については、当該導入企業退職時のポータビリティが不十分であるほか、年金資産の中途引き出しが60歳までは高度障害時を除き不可とされているなど、老後の生活保障の確保の手段として、また資産形成の手段の一つとしては、不十分な点が多く存在する。については、制度面の拡充をはかるべく、検討を進めていただきたい。</p>	<p>確定拠出年金法第62条、法人税法、所得税法 確定拠出年金法第28条、法人税法、所得税法 確定拠出年金法第19条、第20条、確定拠出年金法施行令第11条、法人税法、所得税法 確定拠出年金法第20条、第69条、確定拠出年金法施行令第11条および第36条、法人税法、所得税法 確定拠出年金法第33条</p>	厚生労働省 財務省 金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5095	5095A009		損害保険労働組合連合会	9	盗難自動車の不正輸出防止策の強化	盗難自動車の海外不正流出防止に繋げるため、輸出通関時のチェックを強化する、コンテナ詰込み時におけるチェックを強化する、インターネットオークションにおける盗難自動車の流通阻止などの対策を講じて頂きたい。	これらの盗難防止対策を施すことにより、自動車盗難件数が減少すれば社会的損失の低減に大きく寄与することになる。また、盗難防止対策が進めば、暴力団等国内の犯罪集団のみならず、海外のテロ組織とのつながりも懸念される国際犯罪組織への資金源を絶つことが可能となり、日本ひいては世界の治安全体にいい影響を及ぼすと考えられる。	重大な社会問題となっている自動車盗難に関し、社会的な損失の低減や犯罪組織の資金源の根絶といった観点から、盗難自動車の流通段階での様々なプロセスにおける多面的なチェック強化が重要である。具体的には、中古車の通関時における、輸出抹消仮登録証明書または輸出予定届出書の厳密な確認を行う不正輸出を防御するため、輸出貨物積み込み時に、公認検査検定機関による厳正な現物確認・施封を実施する罰則の制度化など、インターネットオークションで盗難自動車を流通させないような仕組みを構築することを願いたい。	道路運送車両法第15条の2 関税法基本通達67-1-20(輸出貨物コンテナー扱い) 古物営業法第21条の3	内閣府国際組織犯罪等対策推進本部 財務省関税局監視課、業務課 国土交通省警察庁	
5095	5095A010		損害保険労働組合連合会	10	事故発生時の飲酒事実調査の強化	飲酒運転による交通事故防止の観点から、夜間発生事故等での飲酒事実調査を一層強化して頂きたい。	飲酒運転に対する大きな牽制効果が働き、ひいては、死亡事故を含めた交通事故の減少に繋がる。	飲酒運転は、政府・警察等の積極的な防止策(広報や取り締まりの強化)の実施により一定の効果が見られつつも、依然として死亡事故を含めた重大な交通事故を引き起こすなど社会問題化している実態にある。交通事故発生時における飲酒事実の調査・確認は法的に規定されていないものの、特に夜間発生事故に際して調査を強化することは、飲酒運転への大きな牽制効果が働くほか、結果として死亡事故を含めた交通事故の減少に繋がるものと考えられる。については、安全で安心して暮らせる社会づくりという観点から、飲酒運転による交通事故を減少させるため、夜間発生事故での飲酒事実調査を一層強化して頂きたい。	道路交通法	警察庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5095	5095A011		損害保険労働組合連合会	11	保険会社による資産別運用比率規制の撤廃	保険業法において、保険会社は、資産(株式・外貨建資産・不動産等)毎に総資産等に対する保有比率が定められているが、この資産別運用比率規制を撤廃して頂きたい。	資産運用の自由度が向上することにより、資産運用パフォーマンスの向上が期待される。 ・当局への報告等の事務が軽減される。	資産運用規制は、保険契約者の利益を損なわない目的を有する一方で、金融システムや市場の変化等に対する機動性に欠けるとともに、契約者の利益にも繋がる収益性の追求といった面からは運用の選択肢を狭めていると言わざるを得ない。資産運用は保険会社の自主ルール等によるリスク管理によって行われるべきものであり、かつオフサイト・モニタリングも導入されているなか、もはや一律の事前規制は適当ではないものと考えことから、資産別運用比率規制については早期に撤廃して頂きたい。	保険業法第97条の2第1項 同法施行規則第48条	金融庁	
5096	5096A001		株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	1	クレジットカード決済による支払業務	各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード支払で行うことに対する規制緩和(運用変更)をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替払や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	前回要望に対し御省より「コーポレート・カードによる決済を行った場合、会計機関として、個々の具体的な支払について事前に適否を判断し、予算執行管理を行うことが困難となる等の問題がある。また、他省庁と異なり、当省においては、在外公館に資金管理に責任を有する出納官吏を設置しており、クレジットカードを利用することなく、各任地国において適切な支払いを行うことが可能である。紛失の危険、一部諸外国での利用の限界等を踏まえれば、各在外公館が直接現地業者等に対して支払いを行うことが会計事務の安定性、透明性に資する。」との回答をいただいた。 予算執行管理の困難性の問題については、多くの他省庁が実施していることにかんがみれば、問題はないと考える。また、在外公館のみならず、国内での支出に関してもクレジットカード支払を導入して頂きたい。	各省庁の会計に係る運用	外務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5096	5096A002		株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	2	クレジットカード決済による支払業務	各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード支払で行うことに対する規制緩和(運用変更)をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替払や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	前回提案に対し御省より「ご要望に関しては、運用上の問題もありません。」との回答をいただいた。クレジットカード支払を導入する制度・運用上の問題がないとのことなので、また多くの省庁では既に導入済みであるので、御省においても導入をお願いしたい。	各省庁の会計に係る運用	文部科学省	
5096	5096A003		株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	3	クレジットカード決済による支払業務	各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード支払で行うことに対する規制緩和(運用変更)をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替払や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	前改定案に対し御省より「出張に係る経費については、厚生労働省においても個人所有のカードをもって精算している事例はあるところである。要望の国が出張者に対してクレジットカードを交付し、そのカードで決済することは、使用にあたっての公私混同の問題、カード決済が出来ない経費(バス代等)についての事務の煩雑化などの問題があることから現状では困難であると考えます。なお、物品購入については、支出負担行為及び支出の確認、支出に関する書類が必要なことから現行の法制度では困難である。」との回答をいただいた。 多くの省庁において既に実施済みであり問題が発生していないことから、公私混同や事務の煩雑化の問題はないものと考えます。物品購入についても現行制度内で既に実施している省庁もあることから、確認や書類の問題はクリア可能と考えます。このため、御省においても導入をお願いしたい。	各省庁の会計に係る運用	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5096	5096A004		株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	4	クレジットカード決済による支払業務	各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード支払で行うことに対する規制緩和(運用変更)をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替払や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	前回提案に対し御省より「要望の内容を確認したところ、民間企業で使用されている「コーポレートカード」とのことであり、当方においては既に外国出張時に限って旅行者に同カードを使用させていることから制度上は可能と考える。ただし、旅費の支払いをクレジット会社あてと旅行者あてに分けて支払う必要があり、事務が繁雑になり簡素化に資するものとは考えられないことから本要望を促進するかどうか、なお検討を要する。」との回答をいただいた。既に多くの他省庁でクレジットカード支払は導入されており事務煩雑化などの問題はないものとする。このため、御省においても導入をお願いしたい。	各省庁の会計に係る運用	環境省	
5097	5097A001		生命保険協会	1	保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁	保険会社の付随業務として、既に銀行等で行われている信託会社または信託業務を営む金融機関の信託契約の締結業務及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項各号に掲げる業務を受託する契約の締結業務の代理や事務の代行を行うことを認める。		・保険会社が顧客に対して信託商品の提示を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のアクセスキャパシティ活用の観点から極めて有効である。 ・生命保険会社では、他の金融機関と共同してマスタートラスト業務等を行う信託銀行を設立しているケースがあるが、当該信託銀行の信託契約締結業務の代理を保険会社に認めることにより、当該信託銀行の顧客基盤拡充や経営効率化、保険会社の経営資源の有効活用が促進される。 ・なお、銀行等においては信託業務の代理が可能とされている一方、主要な金融機関の中で保険会社のみが信託業務の代理等を行うことが認められておらず、かかる点との公平性を図る必要がある。また、金融審議会「信託業のあり方に関する中間報告書(H15.7.28)」では、信託契約の取次ぎを行う者の範囲を幅広く認めることが適切とされている。	保険業法施行規則第51条	金融庁総務企画局企画課	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5097	5097A002		生命保険協会	2	保険会社本体によるビジネスマッチング業務の解禁	保険会社のその他付随業務として、既に銀行等で行われているビジネスマッチング業務を行うことを認める。		・保険会社が、営業を通じて得た企業同士の事業戦略上のニーズをマッチングさせることにより、顧客向けのサービスの向上を図ることができ、保険会社の既存の経営資源の活用観点からも有効である。	事務ガイドライン(第二分冊)1-6-5(16)	金融庁監督局保険課	
5097	5097A003		生命保険協会	3	保険会社本体による証券会社への顧客紹介業務の明確化	保険会社が勧誘を伴わない単なる顧客紹介を証券会社へ行うことが可能であることを明確化する。		・顧客の幅広い資産運用ニーズに対して、証券会社を紹介することは、顧客向けサービスの向上を図ることができ、保険会社の既存の経営資源の活用観点からも有効である。	事務ガイドライン(第二分冊)1-6-5(16)	金融庁監督局保険課	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5097	5097A004		生命保険協会	4	保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁	保険会社の子会社で行うことのできる業務及び保険持株会社傘下子会社で承認を受けずに行うことのできる業務として不動産投資顧問業務を認める。		<ul style="list-style-type: none"> 年金基金等を中心とする投資家のニーズが有価証券に係る投資顧問業務に限らず、不動産に係る投資顧問業務にまで多様化しており、不動産投資に係るノウハウを有する生命保険会社が、子会社において不動産投資顧問業務を提供することへの期待も高まっている。 保険会社は本来業務である資産運用の一環として不動産投資を行っているが、賃料収入によるインカムゲイン目的の投資のみならず、採算性や適格性を十分に勘案した上で保有不動産の入れ替えを適宜行う等、キャピタルゲイン目的の不動産投資についても十分なノウハウを有している。従って、保険会社の本業との親近性においても問題はない。 また、有価証券に係る投資顧問業務は既に子会社で行うことが認められているが、有価証券投資と不動産投資はいずれも保険会社の本来業務としての資産運用業務の一環であり、蓄積された運用ノウハウとその活用という観点では、有価証券に係る投資顧問業務と不動産に係る同業務の本業との親近性は同等と考えられる。 さらに不動産投資顧問業務は、既に保険会社の子会社に解禁されている不動産投資信託委託業務と投資家のために不動産運用業務を行うという点において親近性を有している。 なお、保険持株会社の傘下で承認された実績があり、保険会社の子会社に認めることは問題ないものと考えられる。 	保険業法施行規則第56条の2、第210条の7、事務ガイドライン(第二分冊)1-8-1(2)	金融庁総務企画局企画課	
5097	5097A005		生命保険協会	5	保険会社の特定子会社(ベンチャーキャピタル子会社)の保有比率10%超投資対象企業の範囲等の拡大	保険会社の特定子会社が10%を超えて投資できる企業の範囲について、例えば設立間もない企業など、幅広いベンチャー企業に拡大する。また、10%超の投資を行った企業が、その後企業成長により対象から外れた場合についても、投資期間が10年に満たない場合は、追加投資を可能とする。		<ul style="list-style-type: none"> 昨今のベンチャー市場においては、従来からあるベンチャー企業に加え、大企業からのスピンオフや大学発など、多種多様な企業が設立されている。これらの企業は、技術的・ビジネスモデル的に競争力を有しているが、資金・人材等が不足している場合も多い。こうした状況において、保険会社の特定子会社が10%を超えて投資できる企業の範囲が拡大されれば、当該ベンチャー企業の資金ニーズに応えることができる。 また、投資した時点ではその対象であった企業について、成長により事業規模等が拡大した場合でも、追加投資を行うことが可能となれば、当該企業からの支援継続等の依頼に応えることができる。 保険業法107条では、保険会社の業務範囲規制の潜脱等を防ぐ観点から、保険会社の子会社が一般事業会社の議決権を10%超保有することを禁止しているが、特定子会社については、一定の要件を満たすベンチャー企業の議決権を10年間に限り10%超保有することが認められている。したがって、10年間の保有期間制限を維持した上で、保険業法施行規則56条に規定するベンチャー企業の範囲を拡大することや追加投資を可能とすることは、業務範囲規制等の趣旨からも問題ないものと考えられる。 なお、一般のベンチャーキャピタルでは、一定の出資割合をもってベンチャー企業の経営状況を詳細に把握することは、ベンチャー投資のリスク管理に極めて有効な手段として認識されており、左記要望が実現されれば、保険会社の特定子会社のリスク管理にも同様の効果が期待できる。 	保険業法施行規則第56条	金融庁総務企画局企画課 中小企業庁企画課	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5097	5097A006		生命保険協会	6	共済事業にかかる契約者保護ルールの整備	消費者保護の観点から、消費生活協同組合法を抜本的に改正し、経営の健全性規制(責任準備金の積立基準、共済計理人の設置、ソルベンシーマージン基準および早期是正措置等)、情報開示規制、募集規制等について、保険業法、農業協同組合法と整合的な規制を整備する。また、行政の透明性の観点から、現行の最高限度額や許可基準等にかかる通知を法令で規定する。		<p>・「保険」「共済」ともに一般消費者から見た保障の確実性に対する期待が変わりはなく、対象を組合員に限定している生協であっても、生協の大規模化、商品の高額化・多様化といった実態を考慮すれば、左記の消費者保護のための規制は必要不可欠である。</p> <p>・現行、通知に規定されている規制は、法的実効性に欠けるうえ、改正の際にパブリックコメント手続に付されないなど、行政の透明性に欠けている。</p> <p>・今般の保険業法改正により、根拠法のない共済については、特定・不特定を相手方とするかどうかに関わらず、消費者保護ルールの抜本的な整備が図られることを踏まえれば、少なくともこれらの制度の整備状況と平仄を合わせ、消費生活協同組合法についても抜本的な改正を検討する必要がある。</p>	消費生活協同組合法等	厚生労働省 社会援護局 地域福祉課 等	
5097	5097A007		生命保険協会	7	保険会社本体による信託業務の実施	保険会社本体で、保険金信託以外の信託業務が行えるよう、保険会社本体の業務範囲を見直す。		<p>・保険と信託の親近性に鑑み、信託商品に対する潜在的ニーズがあり、生命保険会社が資産運用に係るノウハウを活用して信託商品を取り扱うことができれば、顧客利便性の向上、保険会社の収益性向上等の観点から有効である。なお、銀行等については、既に本体での信託業務の兼営による参入が認められている。</p>	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第2条	金融庁総務企画局企画課	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5097	5097A008		生命保険協会	8	保険会社本体による投信販売契約締結の代理もしくは媒介の解禁	保険会社の付随業務として、系列投信会社等における投信販売契約(投資信託委託業者が証券会社または登録金融機関との間で締結する「投資信託受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約」)締結の代理もしくは媒介を行うことを認める。		・保険会社は、登録金融機関として投資信託委託業者と投信販売契約を締結し、投資信託の募集・販売等を行っており、投資信託の募集・販売の取扱い等のノウハウを十分に有していることから、投信販売契約の締結の代理もしくは媒介を行うことは保険会社の業務と関連性・親近性を有している。 ・保険会社がその顧客である証券会社や登録金融機関に対し系列投信会社等の投信商品を提示できることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスクャパシティ活用の観点から極めて有効であり、一層の顧客基盤の拡充と当該投信会社の経営効率化が促進される。	保険業法施行規則第51条	金融庁総務企画局企画課	
5097	5097A009		生命保険協会	9	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘	保険会社本体で、系列投資顧問会社等に係る投資顧問契約等の顧客の勧誘を行うことを認める。		顧客ニーズ・保険会社の経営の効率性企業年金市場における保険会社の顧客を中心として、投資顧問会社の商品に対する潜在的ニーズがあり、保険会社が顧客に対して投資顧問契約等の勧誘を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスクャパシティ活用の観点から極めて有効である。 投資顧問業法上の観点金融市場におけるリスクマネーの必要性が唱えられる中、投資顧問契約等に係る顧客ニーズの高まりを考えれば、顧客と投資顧問業者との間で当該契約の締結を代理・媒介する行為を、新たに独立した業として認めることは意義が大きいと考えられる。保険会社がかかる業務を行う際には、保険会社を当該業者として監督当局の認可又は登録に係らしめ、所要の行為規制、監督規制を適用することとすれば、保険会社が行う当該行為が同法に抵触することはないと考えられる。 保険業法上の観点現在、保険会社は、投資顧問契約等について顧客の紹介を行うことは可能であり、顧客のニーズにより能動的に対応する観点からその勧誘を行える事としても、保険会社の業務範囲の中に現在行える業務と異質のものが混入する訳ではない。また、信託銀行による投資助言業務・投資一任業務の本体兼営が可能とされた中、信託銀行と同様に企業年金受託機関として投資顧問業との親近性を有する保険会社について、投資顧問契約等の締結の勧誘を認めることは、規制の均衡という観点からも妥当なものと考えられる。	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第2条等、保険業法施行規則第51条	金融庁総務企画局市場課企画課	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5097	5097A010		生命保険協会	10	その他金融業を行う者の資金の貸付(住宅ローン)の代理業務に係る規制の緩和	定められた施設以外での契約締結の媒介(勧誘行為を含む)を認める。(渉外業務を行うことを認める。)		・保険会社が行うことのできる業務として、その他金融業を行う者の資金の貸付けの業務の代理が認められたにも拘わらず、定められた施設以外での契約締結の媒介(勧誘行為を含む)を行うことができないことは、渉外業務ができないことであり、事業促進において極めて大きな阻害要因となる。よって、保険会社が、定められた施設以外での契約締結の媒介(勧誘行為を含む)を行うことが可能となれば、事業促進の向上はもとより、顧客利便性の向上の観点からも極めて有効である。	金融庁告示第20号	金融庁 総務企画局 企画課 監督局銀行 第1課	
5097	5097A011		生命保険協会	11	特定子(関連)法人等に対する業務範囲規制の一部例外取扱いの容認	過去にグループ会社の出資関係等の見直しにより適正化を行った会社について、事業の再構築等(業務範囲の見直しや会社売却等)を保険会社主導で行うために、一定の条件(目的や期間を限定する等)のもとで、保険会社の特定子(関連)法人等とすることを可能としていただきたい。		・過去にグループ会社の出資関係等の見直しにより適正化を行った会社において、当該会社が事業の再構築等(業務範囲の見直しや会社売却等)を行う必要がある場合に、当該会社の議決権を保険会社又はグループ会社で取得することによって、保険会社又はグループ会社の主体的な関与が可能となり、当該会社の事業再構築を円滑に推進することが可能となるため。	事務ガイドライン(第二分冊)	金融庁監督 局保険課	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5097	5097A012		生命保険協会	12	特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管	株、債券等の現物資産による保険料受入、移受管を可能とすべく法令上措置する。		<p>・新会計基準の適用に伴い、企業サイドでは、保有している株式を当該企業の年金制度に現物で抛出することにより、退職給付に係る積立不足額を解消したいというニーズが高まっており、企業の保有株式の年金制度への現物抛出は、企業間の持合株式を市場に悪影響を与えずに解消できる手段として有効視されている。</p> <p>・現金化のコストは顧客にとって不利益となり、単独運用契約の場合、現物をそのまま移管できれば資産価値を減じることなく移管が可能となる。</p> <p>・現金化に伴い、大量の株式の売却が行われた場合、株式相場等の下振れ要因になる。</p> <p>・信託については、厚生年金保険法の改正により以上の取扱いが可能であるが、生保が法的な解釈を理由に取扱えないと利用者利便が著しく阻害される。</p>	保険業法第97条、第118条、附則第1条の13他	金融庁総務企画局企画課	
5097	5097A013		生命保険協会	13	確定拠出年金制度における支給要件の緩和	企業型における退職時の脱退一時金について、年齢到達要件および資産額の多寡にかかわらず支給可能とすべく、支給要件を緩和する。		<p>・昨今の雇用の流動化を背景に退職時の資金ニーズは今後より一層高まることが予想され、特に退職金規定からの全面移行ニーズの強い中小企業等への更なる制度普及を促進するためにも、支給要件の緩和は非常に有効である。</p> <p>・企業年金制度は一般的に退職金制度からの移行となっているのが現状であり、厚生年金基金、確定給付企業年金等の企業年金制度では中途脱退に伴う給付が認められている。これらの制度との整合性の欠如から、円滑な制度間移行および制度普及の障害となっている。</p>	確定拠出年金法第28条、第33条	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5097	5097A014		生命保険協会	14	確定給付企業年金制度における老齢給付金の支給要件等の緩和	65歳超で定年年齢が設定されている場合、65歳超の規約で定める年齢に到達した時点で年金の受給開始を可能とさせていただきたい。60歳から65歳までの到達日以外の、例えば退職日などの規約に定める到達日から年金の支給開始を可能とさせていただきたい。50歳未満で退職した者についても、50歳以上60歳未満の規約に定める年齢に到達した時点で年金の受給開始を可能とさせていただきたい。加入期間が20年以上の場合でも、老齢給付金を設定しない取扱いを可能とさせていただきたい。加入期間から労働協約等に規定する休職期間を控除する取扱いを可能とさせていただきたい。老齢給付金の支給年齢要件以外の要件を満たす者に支給する脱退一時金の額について、老齢給付金の受給権者になったときに支給する給付の現価相当額と支給開始時点で比較する取扱いを認めて頂きたい。		既に退職という事象が発生しており、かつ、50歳以上の規約に定める年齢到達という要件を満たした状態であるにもかかわらず、退職という事象の発生時期の問題のみによって年金受給を制限されることは、受給権者本人の納得が得られない。また、企業内における制度運営の観点から、50歳以上退職者との均衡を図る必要がある。さらには、ライフサイクルなどの観点からも、50歳未満退職者について、50歳～60歳の間における年金受給ニーズは高いと考えられる。 ・年金は退職後の所得保障を目的とするため、在職中に年金が開始することは制度の趣旨に合わない。また、弾力化の措置により事務負担の軽減を図ることができる。加入期間が20年以上の場合であっても、年金受給の資格を付与しないで、一時金だけの設定としたニーズが強い。また、制度設計の自由化により、適格退職年金など企業の退職金制度からの円滑な移行を促すことが期待できる。 ・資格喪失により加入期間から休職期間の控除は可能ではあるが、受給権の発生等が伴うため、取扱いの緩和により複雑な制度運営の負担の緩和を図ることができる。 ・老齢給付金の支給年齢要件以外の要件を満たす者に支給する脱退一時金を繰下げる際に、付利は要件とされていないため、取扱いの緩和により適格退職年金など企業の退職金制度からの円滑な移行を促すことが期待できる。	確定給付企業年金法第36条、第41条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	
5097	5097A015		生命保険協会	15	中小企業退職金共済制度からの確定給付企業年金への移行の弾力適用	中小企業者が確定給付企業年金制度を実施する場合にも、中小企業退職金制度の解約手当金を被共済者に返還せず、確定給付企業年金の掛金に充当することを認めていただきたい。		・企業のアライアンスが活発化している現状において、中小企業者が合併や営業譲渡などの組織変更を行うケースも多い。中小企業退職金共済契約を実施している中小企業者が確定給付企業年金を実施している中小企業者と合併するなど、確定給付企業年金に解約手当金を充当したいとするニーズがある。	中小企業退職金共済法第17条	厚生労働省労働基準局勤労者生活部勤労者生活課年金局企業年金国民年金基金課	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5097	5097A016		生命保険協会	16	未公開会社(株式譲渡制限会社)が特定の株主から自己株式を取得する際に他の株主が買取を請求できる期間の延長	株式譲渡制限会社が、株主総会決議によって特定の株主から自己株式を取得する際に、他の株主が自らも買取対象に含めることを請求できる期間(当該議案の通知を受領した日から買取の請求締切日まで)を1週間程度確保して頂きたい。		現在の商法の規定においては、株主総会の招集通知を総会前の1週間前に短縮できるよう定款変更を行った会社が、特定の株主から自己株式を取得する場合、他の株主は自らも買取対象に含めることを総会開催日の5日前までに請求しなければならないため、当該判断を極めて短期間に行わなければならない、郵送の状況によっては、権利を行使できない場合もある。現在国会審議中の会社法案及び関連政省令においても上記の問題が改善されない場合、その他株主が買取を求めることができるとする制度の趣旨が活かされない場面が生じる。	商法第210条第7項 現在国会審議中の会社法案第160条第2項、同第3項	法務省	
5098	5098A001		株式会社日本総合研究所 三井住友カード株式会社	1	地方公共団体の支出におけるクレジットカード払いの可能化	地方自治法第232条の5との関係において、クレジットカードによる支出を可能としていただきたい。(もし現在でも可能であるならばその旨明示していただきたい。また、その他の規定でクレジットカード払いを妨げている規定がもしあるならば、その規定及び問題の所在を教えて頂き、クレジットカード払いを可能とするよう改正していただきたい。)	地方公共団体の物品調達費、出張経費、車両関係費等、支出全般におけるクレジットカード払いの導入	地方自治法232条の5では、「普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これをすることができない。」と規定しているところ、仮に物品等供給店舗が自治体に対する債権者となる場合はクレジットカード会社が間に介在するカード払いは認められないと考えられるが、他方で店舗からカード会社に債権譲渡して、カード会社が自治体に対する債権者となる形式であれば同条に抵触せず可能であると考え。債権譲渡契約の場合、クレジットカード加盟店でクレジットカードにより支払いをした場合、加盟店との契約により、加盟店からカード会社に所定の売上票が到着した時点で、加盟店からカード会社に債権が譲渡される。したがって、地方公共団体の支出をクレジットカードで行った場合も、債権者はカード会社となる。また、カード会員からカード会社への支払いは口座振替により行われるのが一般的であることから、地方自治法第232条の5には抵触しないものとする。クレジットカード払いの活用による効果として、導入側の地方公共団体においては、調達プロセスの簡素化・会計処理の単純化・支払業務の軽減等が可能となり、事務コストの削減・職員の生産性向上を図ることができる。また、取引業者側においても、請求事務・入金管理業務等のコスト削減や、代金回収の早期化によるキャッシュフローの改善等、メリットが多い。また、カード会社が介在することにより、取引データの提供による詳細な支出分析、モニタリング等も可能となり、透明性の向上にも寄与するものである。尚、米国政府では、クレジットカードの活用によるコスト削減額は、年間14億ドルと推定している。(2004年度実績、米国一般調達局[GSA]試算)日本の行政サイドにおいても、これらの事例の検証も併せてお願いしたい。	地方自治法第232条の5	総務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5099	5099A001		国際銀行協会	1	コンピュータ関連業務に関する届出業務の範囲の拡大について	証券会社がその親法人等又は子法人等との間でコンピュータ関連業務を統合して行う場合、現状「証券取引法(以下「法」という。)第34条第4項に基づく承認による方式、法第34条第3項に基づく届出による方式又は「サービス会社を設立する方式のいずれかによっている。 の承認業務方式は、証券会社が法第34条第4項に基づく承認を受けて親法人等又は子法人等に対してコンピュータ関連業務を提供するものであるが、平成13年6月29日付の事務ガイドライン一部改正の際に、当該業務の承認に関する記述が削除され、以後この承認は与えられていない。 の届出業務方式は、証券会社に関する内閣府令第25条第13号に定める「他の事業者の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売を行う業務及び計算受託業務、及びその附帯業務(同条第16号)を法第34条第3項に基づく届出を行って営む方式である。平成13年事務ガイドライン改正以降は、これが証券会社がコンピュータ関連業務を親法人等又は子法人等に対して提供し得る唯一の根拠となっている。 のサービス会社方式は、コンピュータ関連業務を提供する関連会社が、グループ内の証券会社及び銀行の双方に業務を提供する方式である。上記各方式における業務範囲を比較すると、承認業務方式と「サービス会社方式では営むことのできる業務の範囲として「保守管理、データの保管管理のためのハードウェア及びソフトウェアの管理」が明確に含まれているのに対し、の届出業務方式においては、この業務が具体的に明示されていない。従って、前記平成13年事務ガイドライン改正によって、証券会社が親法人等又は子法人等に対して提供することのできるコンピュータ関連業務の範囲は狭められたか、又は不明確となった。改正前に承認を受けた金融グループと改正によりその機会を失った		そもそも情報共有の禁止の趣旨は、一の法人の保有する顧客の非公開情報に他の法人が同様に保有者としての権限を行使することによる弊害を防止することにあると思われる。この保有者としての権限には、変更、削除、利用、開示等が含まれるが、単に委託者のためにデータの保管管理を行う場合や保守管理目的の情報に機械的にアクセスするに過ぎない場合には、これらの権限を有さず、従って当該情報を保有又は共有しているとは言えない。これらに照らして考えると、「データの保管管理」の業務自体を情報共有禁止に触れるとして禁止する必要はないものと考えられる。コンピュータ関連業務の受託範囲を超えて情報の不正利用が行われる懸念については、業務を受託した会社において二次的な不正利用を防止する措置を講じることによって解消されるべきであり、適正に遂行される場合を含め当該業務の受託自体を「弊害」とすべきではない。サービス会社や過去に承認を受けた証券会社に認められている保守管理業務、データの保管管理のためのハードウェア及びソフトウェアの管理業務については、これを受託した情報技術部門が当該業務を適切に遂行するためには、システム管理者としてのアクセス権を有すべきことは自明であるから、現行ルールはかかるアクセス権の設定自体が直ちに弊害防止措置に抵触するとの前提に立っていないと考えらるべきである。	証券取引法第34条第3項、証券会社に関する内閣府令第25条第13号及び第16号、証券取引法第34条第4項、証券投資信託委託業者及び証券投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等にあつての留意事項について、七、四、証券取引法第45条、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第1項第7号及び第8号	金融庁	添付資料1:別紙参照*1このため、証券会社に関する内閣府令第25条第13号を、「他の事業者の業務に関するシステム開発、保守管理、データの保管管理、電算処理等の業務」と改正し、明確化していただきたい。現在まで証券取引法上の弊害防止措置(情報共有の禁止)に抵触するとして除外されていた「データの保管管理」業務を、サービス会社の業務としても認めていただきたい。
5099	5099A002		国際銀行協会	2	銀行代理店規制の緩和	(1)「代理店」が行える業務の範囲を特定するのではなく、「代理店」規制の対象となる業務を特定する規制とし、当該規制対象の業務を銀行の固有業務に限定して、銀行以外の者も行うことができる銀行の付随業務を「代理店」規制の対象外とする。(2)「代理店」の定義を限定して、銀行法が規制の対象とする「代理店」とは、単に銀行を代理して契約や取引を締結することとまらず、「業務」、すなわち営業と觀念できる一定の分野についての業務全体を相当の裁量権をもって自己に代わって行うことを代理人に対して委任する場合に限定する。		(1) 銀行も私的自治の拡張機能としての代理制度を利用するニーズを有していることについては他の企業と同様であり、免許業務たる銀行業務以外の一般的な業務については代理制度の利用が制限される理由に乏しいと考えられる。(2) 銀行代理店及び営業所規制の趣旨は、代理店や営業所が預金吸収の基本的手段であるとともに貸出等の拠点であり、その設置等が地域の通貨供給・資金需要に大きな影響を及ぼすため、これを認可制にからしめたものと理解されている(昭和54年6月20日 金融制度調査会答申「普通銀行のあり方と銀行制度の改正について」)。かかる趣旨からは、本規制が対象とする業務は銀行の固有業務に限定されるべきであり、銀行以外の者も行うことができる銀行の付随業務をも対象とする理由はないと考えられる。(3) かつての通達では明確に「代理店」には付随業務のみを代理する者は含まれないとされていた(蔵銀901号 第二、第三)。以降、銀行法施行規則が、「代理店」の定義が付随業務を含むと解釈することもできるように改正されたが、一方で、付随業務のみを代理する者も「代理店」に含まれるとした場合に当然必要となる制度上の矛盾点には何らの手を加えることなかった。これは、「代理店」の範囲を広げることこれまで意図していなかったのではないかと考えられる。本年の銀行法施行規則改正は、付随業務のみを行う者も代理店規制の対象となるものとしているが、現段階になって代理店に関しての規制強化を行う必要があるのか理解が困難である。(4) 現行の銀行法の体系上、付随業務のみを代理する者も代理店に該当するとすると、重複して認可と届出が必要とされる等の制度上の矛盾が生じている。(5) 他の業態の規制との関係においても制度上の問題が生じている。たとえば、証券会社が顧客を代理して行うことができる業務には、証券取引法第34条第1項、第2項、第3項及び第	銀行法施行規則第8条第5項、同第9条の3第2項、銀行法施行規則第9条第3項第2号の規定に基づき代理店契約書の案の記載事項等を定める件第2条	金融庁	添付資料1:規制の現状等については別紙参照 *1 (6) シンケート・ローン等において、銀行が資金の貸付を行う際に他の当事者をエージェント等として選任してエージェント業務を行わせることは広く行われているところであるが、かかるエージェント業務の多くは事実行為であるものの法律行為的要素を含む場合もある。代理行為の中でも代理店規制の対象を、対象とする行為の種類のみによって区別するだけでなく、代理行為の内容や程度によっても区別しよう「代理店」の定義を限定し、明確化するべきであると考えらる。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5099	5099A003		国際銀行協会	3	非公開顧客情報の授受禁止規定の廃止	発行者又は顧客(以下「発行者等」という。)に関する非公開情報を証券会社の親法人等又は子法人等の役員と授受することを規制する現行の行為規制府令第12条第7号は廃止し、それに合わせて行為規制府令第12条第8号も廃止する。		発行者等に関する非公開情報の授受については、親子関係等にあるもののみを対象として禁止しているが、このような関係にある者は、そうでない場合に比べ情報の濫用による利益相反行為の危険が大きいとの考え方が背景にあるものと思われる。そうであるならば、もっとも利益相反行為の危険性が大きいと思われる同一法人内での行為に適用される規制よりも厳しい規制を課すことの合理性はないと思われる。親子関係等にある者の行う発行者等に関する情報を利用した利益相反行為を防止するためには、具体的行為に着目し非公開かつ顧客の投資判断に影響を及ぼす情報、または顧客の注文の動向の情報を自己売買等又は当該情報を提供した勧誘を禁止することとすれば十分である。また、個人顧客に係わる情報の保護については、個人情報保護法及び金融機関を対象とした個人情報保護法制に委ねることとするべきである。法律の趣旨に沿って適正な情報管理が出来るのであれば、コンピュータを使ったということのみ起因して弊害が生じることはないので、電子情報処理組織の共有禁止規定を廃止するべきである。	証券会社の行為規制等に関する内閣府令(「行為規制府令」)第12条第7号及び8号	金融庁	添付資料1:規制の現状等については別紙参照
5099	5099A004		国際銀行協会	4	外国銀行支店への信託業務の兼営の解禁にかかる兼営法の改定	兼営法に、外国銀行支店については、合併に関する規定(同法第6条以下)の適用がない旨又は銀行法の外国銀行支店の規制と同様に届出制とする旨を規定する。		銀行法第47条第2項は、外国銀行が主たる外国銀行支店を定めて銀行法第4条第1項の内閣総理大臣の免許を受けたときは、免許を受けた外国銀行の主たる外国銀行支店および従たる外国銀行支店を一つの「銀行」とみなしている。他の金融規制法において「銀行」と規定されている場合も、一般的に外国銀行支店も含むものと解釈されており(証券取引法第2条第8項、第65条第1項、第2項等)、「銀行」から外国銀行支店を除外する場合には、「この法律の施行地外に本店を有するものを除く」(預金保険法第2条第1項、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第2条第1項)等の明示の規定が置かれている。信託業務を兼営することができる金融機関には、銀行法第2条第1項に規定する「銀行」が含まれる(兼営法施行令第1条第2項、第2条第1号)が、同規定は、外国銀行支店が除外していないので、外国銀行支店への同法の適用を排除していいと考えられる。金融庁が平成14年1月11日付でホームページにおいて公表した「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令等を改正する政令案等に対するパブリックコメントの結果について」においては、「外国銀行支店も、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可の対象となるのか。」というパブリックコメントに対して、「現行の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律においては、外国銀行支店が信託業務を行うことは予定されていないものと考えております。」という回答がなされているが、これは、外国銀行支店には、兼営法上の合併に関する規定(兼営法第6条以下)の適用の余地がないからであり、外国銀行支店への同法の適用を否定するものではないと考えられる。銀行法上、合併に関する規定(同法第30条第1項等)は、同法第47条第2項で外国銀行支店への適用が排除されており、兼営法上	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第2項、同第2条第1項同6条以下 銀行法47条第2項同4条第1項同30条第1項同49条第1項第3号 証券取引法第2条第8項同65条第1項、第2項	金融庁	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5099	5099A005		国際銀行協会	5	外国銀行支店への信託業務の兼営の解禁にかかる兼営法の修正	兼営法施行令第2条第1号の「銀行」を「銀行(銀行法第47条第2項に規定する外国銀行支店を含む。)」と修正し、外国銀行支店も、「銀行」に該当し、兼営法第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可の対象となることを明記する。		1) 外国銀行支店は、銀行法上の固有業務(同法第10条第1項)、付随業務(同法第2条)を営むことができ(同法第47条第2項参照)、また、他業証券業務(同法11条、証券取引法第65条第2項)についても解釈上営むことが認められており、銀行と業務範囲の点において差がない。したがって、法定他業(銀行法第12条)である兼営法に基づく信託業務のみ認められないとする規制上の理由はないと考えられる。 2) 信託業法第2条は、信託業を営むには株式会社でなければならない旨規定しているが、同法を準用する兼営法第4条は、信託業法第2条を準用していないので、外国銀行支店に信託業務の兼営を解禁する上で支障とならない。 3) この点、外国銀行は、別途子会社として、株式会社形態の信託兼営銀行を設立することも可能である。しかし、平成14年2月1日施行の兼営法施行令第2条第1号の改正により、それ以前は子会社である信託兼営銀行を通じてのみ信託業務が認められていた都市銀行本体において信託業務の兼営が解禁されたことに鑑みると、同じ「銀行」とみなされる外国銀行支店について信託業務の兼営が認められないのは法律上不均衡である。また、別途外国銀行支店とは別に子会社として信託兼営銀行を設立しなければ、日本において信託業務を営むことができないとするのは、当該外国銀行に不当な経済的出捐を強いることになる。 4) なお、現在、衆議院で閉会審議中の「信託業法」案においては、外国信託業者が、主たる支店を定めて内閣総理大臣の免許又は登録を受けて、当該主たる支店又は当該外国信託業者が国内において設ける他の支店において信託業又は管理型信託業を営むことが	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項 同法第4条、第5条の2、第6条、第7条の2、8条の3 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第2条第1号 銀行法47条第2項 同法第4条第1項 同法12条 信託業法第2条 信託業法(案)53条、54条	金融庁	
5100	5100A001		日本行政書士会連合会	1	商業・法人登記申請の行政書士への開放	司法書士法第3条により、法務局又は地方法務局に提出する書類の作成と手続は司法書士の専管業務とされているが、そのうち商業・法人登記申請に限らず、行政書士、税理士、中小企業診断士等も書類の作成及び手続が行えるよう、規制を緩和すべきである。		会社・法人設立や各種変更では、定款や総会議事録等、申請に必要な添付書類は行政書士が作成しており、登記申請書の作成及び手続のみ、規制があるため本人申請又は本人が司法書士に依頼している。依頼者は、一連の業務として迅速かつ廉価を望む中、制限があるため、手続の煩雑さと負担を強いられている。登記申請書の作成及び手続を行政書士等も行えるようにすることで、依頼者たる国民は迅速かつ廉価なサービスを受用することが可能となり、利便性が増す。 なお、昨今の電子申請化に伴い、電子公証制度に基づく定款の認証方法に「電子定款」があり、これに使用する電子署名として、本会が行政書士会員向けに発行している電子証明書が認められた。 <再要望に伴う法務省回答への意見> (1) 専門的知識について 商業・法人登記に係る登記申請書の作成は、添付書類で明確にされている事実を引き写して記載するものである。一方で、その記載事項を証明するために添付する定款や各種議事録等の書類の作成など、登記申請までの手続全般について、相談からの一連の依頼案件として行政書士が行っている実態もある。また、会社・法人設立、変更登記には、許認可申請を伴うものも多く、許認可の内容を熟知した上での登記申請が必要。許認可申請は行政書士が専門分野として行っている。申請書記載事項を証明するための添付書類を専管業務として作成しており、また許認可申請も専管業務としている行政書士に、商業・法人登記に関する専門的知識がないとするのは、形式的な見解に過ぎる。 (2) 能力の担保について 行政書士試験は、幅広い業務内容に対応する能力を担保するため、広範な法律分野が出题されており、商法に加え、民法、税法、労働法など、会社・法人の経営・運営に必要な法律分野が含まれている。また、行	司法書士法第3条第1、2号	法務省	添付資料 基準認証・資格制度ワーキンググループ会議(H17.2.14)への法務省提出資料に対する意見書

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5100	5100A002		日本行政書士会連合会	2	行政書士による出張封印代行業務の取扱範囲の規制緩和	行政書士による自動車の出張封印代行業務は個人ユーザーに関するものに限定されているところ、これを法人ユーザーに関するものについても取扱範囲に含めるべきである。		現在、自動車の出張封印代行業務は甲種封印受託者から行政書士が再委託を受け実施しているが、取扱範囲が「個人ユーザーの変更登録及び個人ユーザーと他の個人ユーザー間の移転登録」と限定されているため、法人ユーザーは、自ら運輸支局に出向き封印を受けるか、別団体(全国自動車標板協議会等)に封印のみを依頼するなど、利便性に欠ける点がある。 また、業務範囲の限定により、甲種封印受託者から行政書士が再委託を受けられない地域も一部存在しており、有益なサービスを全国あまねく提供することができていない。 法人ユーザーも取扱範囲として認められれば、個人ユーザーに対してと同様、登録業務を行政書士が一連のものとして処理できることとなり、迅速かつ廉価なサービスが全国で提供することができ、封印制度の更なる発展にも寄与できる。	[法律]道路運送車両法第11条 [通達]「甲種受託者による出張封印の実施について」(平成13年3月27日・国自管第22号 各地方運輸局整備部長、沖縄総合事務局運輸部長宛自動車交通局技術系全部管理課長文書)	国土交通省	
5101	5101A001		在日米商工会議所	1	共済と民間保険会社間の平等な競争環境の確立	制度共済と民間保険会社との間に規制面で平等な競争環境を確立すること。平等な競争環境を達成するために実質的に不特定多数の人に販売している制度共済に対して、民間保険会社と同水準の課税を行うこと。契約者保護のためのセーフティネットの整備を行うこと。金融庁の監督下に置き、保険会社と同様の規制の対象とすること。	平等な競争条件の確保と適切な監督・規制により消費者保護が図られる。	共済は共通の利害をもつ者、同じ職業に従事する者の集団により形成された協同組合類似の組織であるが、生損保商品、第三分野商品を幅広く提供しており、消費者は誰でも出資金を支払い構成員になれば、これらの共済の商品を購入することができるため、実質的には不特定多数の人を対象として販売されており、民間保険会社と実態は変わらない。 制度共済は根拠法に基づく主務官庁の監督を受けているが、民間保険会社を監督している金融庁のそれと比較すると透明性が低く、適用においても厳格性に劣る。金融庁は財務の健全性、ルール遵守、リスク管理を含めてこれら制度共済を監督する権限をもっておらず、民間保険会社と平等な条件での規制下に置くことができない。 日本政府は「サービス貿易に関する一般協定」(GATS)の下で保険・保険関連サービスを含む金融サービスに関して具体的な合意事項を採決している。これらの合意事項は共済を例外とすることを認めていないにもかかわらず、政府は共済に対して競争上重大な優遇措置をとりつけており、GATS上深刻な問題となっている。日本政府は、GATS上の義務に従い、実質的に不特定多数の人に販売している制度共済に対し、民間保険会社と同じ規制、つまり保険業法に基づく規制およびガイドラインの下で金融庁の完全な監督下に置く必要がある。	消費生活協同組合法 中小企業等共同組合法 農業協同組合法等	厚生労働省 経済産業省 農林水産省等	県民共済、JA共済、全労済などの根拠法のある制度共済は、根拠法に基づく主務官庁の監督下にあるが、民間保険会社に対して適用される規制との整合性が取れていないため、不平等な取扱となっている。それにもかかわらず、共済は民間保険会社が提供する商品と直接競合する生損保商品、第三分野商品を幅広く販売している。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5101	5101A002		在日米国商工会議所	2	保険募集における書面交付説明義務の電磁的方法の適用	保険契約者への書面の交付によることとされている説明については、保険契約者の承諾を得て当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供し、契約者へ説明することも合わせて認めること。(規則第53条6第2項で認められている電磁的方法を認めること。)	顧客に対して幅広いサービスを提供することが可能となり、顧客利便性の向上が図られる。	銀行取引や証券取引においては、為替リスク、変動リスクのある外国通貨建て預金取引や海外投資信託の購入などに関し、目録見書の電子交付とともに電子取引がインターネットで一般的に行われている。保険募集分野においても、保険契約者の承諾を得て電磁的方法による書面交付と同等の説明を提供できるよう認め、さらに署名または押印も電磁的方法で行えるようにする。	保険業法施行規則第53条第1項第1号-4号	金融庁 総務企画局 企画課	保険業法施行規則第53条第1項において、保険募集に関して、特別勘定を設置する保険契約、為替変動リスクのある保険契約、解約返戻金のない保険契約、転換の募集においては、書面の交付による説明義務が規定されている。
5102	5102A001		レッズスポーツ株式会社 株式会社テクニカルサプライ NPO元気力向上委員会 NPO健康医科学トレーナーズ協会 戸谷尚三(個人)	1	公共施設の有効活用における民間による交付金の運用	公共施設の運営については、地方自治法の一部改正により、公の施設の管理・運営を、地方公共団体から指定を受けた民間企業や団体が受託できる制度「指定管理者制度」が新たに導入され民間の参入がし易くなったが、実際の運営は、規制的であり、企画や集客のためのサービス内容等に魅力が乏しく運営はままならないのが現状です。(利用料の収入での運営、スポーツ、運動=各種教室等に留まっている)そこで、指定管理者としてではなく、地域の体育館や健康増進施設等において、民間が「地域介護・福祉空間整備等交付金」(現行は、自治体への交付)を受けることができ、地域包括支援センターとしての役割の一部をにないつつ、介護予防や生活習慣病予防・改善、スポーツ等の拠点としての役割が果たせるよう交付金の規制改革を要望する。	地域公共の体育館や健康増進施設等を拠点に生活習慣病の予防・改善は、健康日本21にそくした運動や健康啓蒙の場として、介護保険においては、予防重視型システムの転換される事から地域支援事業(介護予防サービス・新予防給付(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等)の場として運営する。	これまでの公共体育館や健康増進施設では、健康づくりを主眼とした取り組み(スポーツ・運動=健康教室等)をしてきたが、それぞれが同じような事業をしていて、住民にとってはどの事業主体の事業に参加するか、どの施設に行けば良いのが選択に迷うのが現状です。(管轄する部署の連携がないことも起因する)そのため、縦割り行政を是正、地域再生に資する民間活動への支援の重点化の観点から、健康増進・介護予防・スポーツ・運動等に関する事業の一本化を図り、一の場所を総合的な拠点として、民間による運営により事業の実施が必要と考えるため。	地方自治法(昭和22年法第67号) 基盤整備促進法に関する法令(平成17年法25・改称):地域介護・福祉空間整備等交付金。	文部科学省 厚生労働省 総務省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5107	5107A001		KDDI株式会社	1	超広帯域無線(UWB)システムの利用に関する規定の整備	情報通信審議会においてUWB無線システムの導入に向けた検討が行われているが、次世代携帯電話等の移動通信システムや無線ブロードバンドシステムの発展に支障が起きないよう、審議会の中間報告にも示されているように、ITU-R勧告等を尊重し国際的な検討結果と整合のとれた制度とすべきである。		ユビキタスネット社会に向かう今後の社会経済の発展にとって、次世代携帯電話、無線ブロードバンドシステムが、重要な役割を果たすものと期待される。そのためには、良好な無線回線品質を実現する周波数の確保とその維持が不可欠である。 一方、UWB無線システムも情報家電など、家庭の情報化を促進するものとして期待されているが、広範囲の周波数帯の電波を放射するため、次世代携帯電話や無線ブロードバンドシステムなど、今後の基幹となるシステムといかに共存するか(これらのシステムの発展の障害とならないようにするか)が課題となっている。	電波法 電波法施行規則	総務省 総合通信基盤局	
5107	5107A002		KDDI株式会社	2	ブロードバンドを利用した電気通信役務利用放送の著作権法上の位置づけの明確化	ブロードバンドサービスを利用した電気通信役務利用放送の著作権法上の位置づけについて期限を付して検討するとともに、とりわけ、同放送における地上波および衛星放送の同時再送信が著作権法第2条第1項第9号の2の有線放送に該当することを明確にすべきである。	電気通信役務(FTTH)を利用した放送によって、地上波および衛星放送の同時再送信を行いたい。 しかしながら、電気通信役務利用放送については、著作権法上、有線放送に該当するのか自動公衆送信(著作権法第2条第1項第9号の4)に該当するのか、位置づけが明確化されていないため、同時再送信を行うことができない。	ブロードバンドサービスを利用した電気通信役務利用放送は、IPマルチキャスト技術を利用する等して、公衆によって同一の内容(すべての内容)の送信が同時に受信されることを目的として送信しており、著作権法第2条第1項第9号の2の「有線放送」に該当するものと考えられる。電気通信役務利用放送のうち、地上波及び衛星放送の同時再送信を行っている衛星役務利用放送および有線放送の一部(有線テレビジョン放送)については、運用上、「有線放送」とすることで特に問題は生じていない。 ブロードバンドサービスを利用した電気通信役務利用放送は、デジタルデバインドの是正や地上デジタル放送の整備を実現する上で重要な役割を担うものとして注目されており、同様の目的で送信されている他形態の電気通信役務利用放送との公正な競争条件を確保する上で、同放送の著作権法上の位置づけを明確にすべきである。 なお、米国、イタリア、フランス、香港では、既に同方式による放送の同時再送信が行われている。	著作権法 電気通信役務利用放送法	文化庁長官官房、総務省地域情報通信政策局、情報通信政策局 内閣官房(知的財産戦略本部、IT戦略本部)	本件については、「知的財産推進計画2004」において、「こうしたコンテンツがブロードバンドサービスを利用した電気通信役務利用放送において有効に活用されるよう、2004年度も引き続き権利者等の関係者間の協議を奨励するとともに、著作権法上の位置付けについて、市場や国際的な動向を踏まえつつ2004年度に検討する」とされているところである。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5108	5108A001		有限会社 アグリクリエイト	1	乾燥処理済み生ごみを再利用する場合の輸送の規制緩和	現在、生ごみの減量または、リサイクルを目的として生ごみ処理機が普及しています。しかし、環境省の見解では、生ごみ処理機で処理した処理物(以下、この処理物と言う。)は、その内容(処理状態)、その後の廃棄または、再利用等の用途にかかわらず、すべて廃棄物としています。この場合、廃棄物及び清掃に関する法律(以下、この法律と言う。)に従って適正に処理しなければなりません。しかし、生ごみ処理機の購入者の多くは、処理物の肥料化再利用を望んでいます。また、肥料製造業者は、都道府県の肥飼料検査所から登録を受けることになっています。登録を受けている肥料製造業者が、受け入れ処理物をすべて再利用することを条件に、この処理物について、この法律の規制を緩和し、輸送及び処理できれば生ごみのリサイクルは急速に進みます。今回の要望として、処理物の輸送費の一部を排出者に負担してもらった場合であっても、購入した処理物のすべてを使用し、価値のある商品を生産する場合は、法令の規制を受けず、有価物として取引できるように規制緩和をお願いします。	現在、世の中に普及している業務用生ごみ処理機は、20～50K/日処理の小型のものが殆どです。その主流は乾燥型の処理機で、異物の分別及び、適切な乾燥がされていると肥料原料に適しています。この処理物を原料に特殊肥料を製造し、農家やガーデニング愛好家に販売すれば、十分な事業採算性が望めます。さらに、この肥料を購入した農家の農産物を、野菜のグリーン購入として、処理物の排出者に購入してもらえば、新たな農産物の流通システムが生まれます。	現在、生ごみ処理機で処理した乾燥有機物を集めて肥料加工する場合、廃棄物及び清掃に関する法律に従い事業を進めるか、または、乾燥処理物を有価で購入し、かつ収集に関する費用をすべて負担して肥料製造業者として事業を進めるかどちらかです。この場合は、一般廃棄物の収集運搬業者が集めて、一般廃棄物の処理業者が処理に当たるわけですが、この場合一般的には、乾燥有機物の排出者は、処理費及び運搬費を負担せねばならないので、生ごみ処理機を購入した上で、更なる負担を強いられることとなります。この場合は、排出者は、処理物を有価で販売でき、かつ運搬費を負担することがないので助かりますが、肥料製造業者は購入費と運搬費のすべてを負担することで、肥料の製造原価が高くなり、販売価格も上がり、購入する農家の負担も増えます。このため、場合、2の場合とも事業化が進みません。そのため、生ごみ処理機は普及しても、その処理物の有効利用は進みません。運搬費の一部を排出者に負担してもらうことで、肥料の製造コストが下がるため販売価格も下がります。乾燥生ごみの肥料化リサイクルは確実に進みます。生ごみ処理機で乾燥処理した有機物は、再度水に濡らすことがなければ、そのままの状態でも腐敗せず、悪臭も出ません。また、適切な肥料加工を施せば、十分価値のある特殊肥料に加工できます。	環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部リサイクル推進室	現在、有限会社アグリクリエイトでは肥料製造業者として、この乾燥有機物を有価で購入し、かつ運送費も負担して事業を進めています。しかし、近年農産物の価格が下がり、農家も高価な肥料は購入できなくなりつつあります。今後、肥料の販売価格を下げ、生ごみリサイクルを続けるために今回の要望を出しました。現在の事業の取材リスト、乾燥有機物排出事業者リスト、肥料製造業者の登録書を添付します。	
5111	5111A001		三井トラスト・ホールディングス株式会社	1	信託型ライツ・プランに係る受益者の本人確認義務の緩和	・現在、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第3条、同施行令第1条、及び同施行規則第1条等により、適格退職年金信託等の一部の信託商品に係る受益者については、同法に基づく本人確認義務が免除されている。 ・他方で、本人確認法施行後に開発された信託商品については、同法に基づく本人確認義務が課されている。 ・敵対的買収防衛目的で導入する有価証券管理信託等(いわゆる「信託型ライツ・プラン(ボイズ・ビル)」)の受益者に係る本人確認手続きについて、同施行規則第1条の改正により、敵対的買収を防衛するという信託目的の達成のための円滑かつ迅速な信託事務の遂行を可能とするために、本人確認義務の適用除外を要望するものである。	・17年度になって複数の企業が、株主総会の承認等を前提に信託型ライツ・プランの導入を検討しているところである。信託型ライツ・プランにおける受益者は、敵対的買収者が現れた日以降の特定の日における当該企業の株主名簿上の株主とすることが一般的であるが、当該受益者については、受益者として確定した時点で同法第3条に基づく本人確認手続きが必要となる。 ・信託型ライツ・プランの商品上の特性として、できるだけ早期かつ円滑に、敵対的買収者が現れた日以降の特定の日における株主を受益者として確定し、信託財産である有価証券(新株予約権)を当該受益者に交付することが要請されるところ、受益者確定のために行われる前記本人確認手続きは、敵対的買収防衛という信託目的達成のための円滑かつ迅速な信託事務の遂行上、極めて大きな負荷となっていることから、本人確認義務の適用除外を要望するものである。 ・なお、信託型ライツ・プランについては、以下の点からも本人確認手続きを行う意義は薄いと考えられる。ア、信託型ライツ・プランの受益者は、上記の通り、当該企業の発行する普通株式の株主であり、基本的には取引証券会社等で本人確認手続きが行われていることイ、信託型ライツ・プランの受益権が行使された場合の受託者たる信託銀行からの新株予約権の交付は、対価無償の行為であり、マネーロンダリングの防止という本人確認法の主たる目的からも、特段の問題が生じるとは思われないう。新株予約権の交付を受けた受益者が新株予約権を行使する際、払込みをなすべき銀行又は信託会社において本人確認手続きが実施されること	金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第3条、同施行令第1条、及び同施行規則第1条等	法務省、財務省、金融庁ほか		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5112	5112A001		大垣市	1	老人保健施設入所者の投薬についての規制緩和	現在、老人保健施設入所者の投薬に係る費用については、「介護老人保健施設入所者に係る往診及び通院(対診)について(平成12年3月31日厚生省老人保健局企画課長)」の規定により、原則として医療保険請求できないことになっている。しかしHIVの患者に投与する薬剤については、1ヶ月15万円ほどになる場合もあり、それが保険請求できないと全額が老人保健施設負担となり、HIV患者(急性期治療を終えた患者)の老人保健施設入所を阻む一因になっている。そのため老人保健施設入所者の投薬に係る保険請求について一部規制の緩和を要望するものである。	老人保健施設入所者でHIV患者(急性期治療を終えた患者)が服用するHIV治療薬については医療保険請求を可能とする規制緩和を要望。	HIVに感染している高齢者等が円滑に老人保健施設サービスを利用することができるように要望。	「介護老人保健施設入所者に係る往診及び通院(対診)について(平成12年3月31日厚生省老人保健局企画課長)」	厚生労働省	
5114	5114A001		佐藤栄司	1	時間外労働の賃金割増率の変更	時間外労働の賃金割増率の最低限度を5割としていただきたい。		米国や韓国等海外で事業を行っている日本の企業は、現地での時間外労働の賃金割増率を5割として事業を行っている。よって、日本国内においても諸外国で事業を行うのと同じように時間外労働の賃金割増率を5割として、規制を緩和していただきたい。	労働基準法第37条第1項	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5114	5114A002		佐藤米司	2	民間企業の年次有給休暇制度の変更	民間企業の労働者に対して、採用初年度より年間20労働日の有給休暇を取得できるようにしていただきたい。		公務員は、新規採用の初年度より年間20日間の有給休暇が付与されており、このことについて、納税者や民間事業者より異議は出ていない。民間企業の労働者が公務員と一緒に旅行に行こうとしても、年次有給休暇の付与日数が少なく行けないので、民間企業の労働者も公務員と同じように新規採用初年度より年間20日間の有給休暇がいただけるよう、規制を緩和していただきたい。	労働基準法第39条	厚生労働省	
5115	5115A001		佐藤貿易	1	火薬類の譲受の許可に関する変更	火薬類を譲受するには都道府県知事の許可を受けることとされているが、市町村長の許可を受けることと変更して、市町村の役所でも許可申請書の受付及び許可証の交付・再交付・返納が行えるようにしていただきたい。		火薬類の販売を行っていますが、譲受人は火薬類を購入する際、その許可申請書の提出、許可証の受領、許可証の返納を行うため、都道府県庁あるいはその出先機関に何回も出頭しなければなりません。都道府県の事務を扱う場所が限られているため、譲受人は少量(小額の)の商品を購入するにも、役所への手続きに時間と労力がとてもかかります。譲受人の住所の市町村の役所でも許可の申請が行えるようにしていただきたい。	火薬類取締法第17条第1項	経済産業省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5115	5115A002		佐藤貿易	2	火薬類の消費の許可に関する変更	火薬類を消費するには都道府県知事の許可を受けることとされているが、市町村長の許可を受けると変更して、市町村の役所でも許可申請書の受付及び許可証の交付が行えるようにしていただきたい。		火薬類の販売を行っていますが、消費者は火薬類を消費する際、その許可申請書の提出、許可証の受領、消費場所での立ち入り検査の立会い等、都道府県庁あるいはその出先機関に何回も出頭しなければなりません。都道府県の事務を扱う場所が限られているため、消費者は少量(小額の)の商品を消費するにも、役所への手続きに時間と労力がとてもかかります。消費地の住所の市町村の役所でも許可の申請が行えるようにしていただきたい。	火薬類取締法第25条第1項	経済産業省	
5115	5115A003		佐藤貿易	3	がん具煙火の製造の許可に関する変更	1日に2キログラム以下の硝酸塩を主とする火薬を使用してがん具煙火を製造する場合、火薬類の製造許可がなくても製造が行えるよう法の適用除外範囲を拡大してほしい。		特定のがん具煙火は、経済産業省令で定める数量以下を製造する場合、製造許可の規定が適用除外となり許可がなくても製造できるとされている。理化学実験上で少量の火薬を製造する場合、無許可での製造が認められているので、年間の製造量が少量の場合は、全てのがん具煙火について無許可で製造が行えるように規制を緩和していただきたい。	火薬類取締法第51条第5項、火薬類取締法施行規則第91条第1号	経済産業省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5115	5115A004		佐藤貿易	4	火薬量を増量した製品の新規がん具煙火としての指定制度の制定	従来のがん具煙火より火薬量を増量した製品でも、安全性が確認された場合は新規のがん具煙火として指定していただける審査を受けられるよう制度を見直していただきたい。		米国で新たにルールが定められ、新規に販売となった模倣ロケット自動車に使用する火薬4グラムを使用した噴射推進器が、日本では従来2グラムまでの火薬の使用を認められているがん具煙火の火薬量を増量したものとされ、新規のがん具煙火としては審査を受けられないため、がん具煙火としての輸入販売が行えない。よって、従来商品の火薬量を増量したもので、新規のがん具煙火としての安全性の審査を受けられるよう、新規のがん具煙火の審査制度の見直しを行っていただきたい。	火薬類取締法施行規則第1条の5	経済産業省	
5116	5116A001		尾身昭良	1	スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の改正	スパイクタイヤは必要である。冬季間舗装路面に新雪が降っても積雪が20センチから25センチまでの高さならスタッドレスタイヤの走行は容易であると考えられるが、車の走行台数が増えて時間が経つにつれ該路面は次第にスタッドレスタイヤのトレッドによって踏み固められて圧雪化するのが通常の状態であり、圧雪の状態でもタイヤのトレッドのサイブ(刻み)で特有のグリップ、アンド、ブローの作用ができるうちは、ある程度スムーズに走行できるが、車の荷重による圧力によって加圧されると、スタッドレスタイヤのトレッドのサイブによるグリップ、アンド、ブローが効きにくくなる。こうなると該タイヤははじめは少したが空転(スリップ)しながら走行する。こうなればもうつる路面製造の序曲で車の走行台数が増える程つる化が促進拡大されて、本来のつる路面になると考えられる。勿論これに外気温及び湿度という条件が加味されるのはいうまでもない。従って前述の如くスタッドレス自体が造るつる路面を無くすには、このつる化が始まる前の段階でこのメカニズムを壊す作用がどうしても必要で、その方法のひとつとしてスパイクタイヤが効果的と考えられるが、これが従来スパイクタイヤのスパイクピンの構造(単一形態の硬直性ロッド)であってならない。必要なのは舗装路面を損傷しないスパイクタイヤのスパイクピンの構造である。(改正すべき法律案の内容は別紙の通り)	粉じんを出さないスパイクタイヤはできる。従来のスパイクタイヤが粉じんを発生したのは、該タイヤに装着(固定)されたスパイクピンが原因なのは衆知の如くであるが、その構造(単一形態の硬直性ロッド)を変えることで、材質が金属でも舗装路面を損傷しないことは物理的にいっても明確であることは数多くの実験及びテストによって確定している。本法律は、従来のスパイクタイヤが舗装路面を損傷(粉じん発生)したのは金属製のスパイクピンであったことから、全ての金属製その他これに類する物を固定したタイヤの使用(舗装道路)を禁止したのは正しくない。本来は粉じんの発生原因を追究し、そのメカニズムを解明した上で規制すべきところを単なる目視のみによって、金属が原因と断定したものと推測されるが、この誤りを速やかに是正するには、本考案のニュースパイク(ブレーキピン)ピンを使用(タイヤに固定)したスパイクタイヤを直ちに認めるべきである。スタッドレスタイヤにニュースパイク(ブレーキピン)をトレッドに固定すれば、粉じんの発生しないスパイクタイヤになることは容易である。国がタイヤメーカーに行政指導をすれば解決されるものと考え、またタイヤメーカーにしても、スタッドレスタイヤのサイブを減らし、その部分にブレーキピンを固定するブロックを設けることで解決されよう。何れにしても、国は一日も早くつる路面を解決するよう善処されることを切に望むものである。	本法律が発令された最大の理由は、スパイクタイヤによる粉じんを発生させないためだが、その結果は交通事故等の増大を余儀なくしている。しかも、本法律の規制内容が、科学的、物理的根拠に欠けているばかりでなく、これを改善するための提案や研究開発等をも著しく阻害する根本的な要因となっている。故に、これを改善するには本法律の部分的な手直しでは不可能であり、ほぼ全面的に改正する必要があると判断したものである。	スパイクタイヤ粉じん発生の防止に関する法律(平成2年6月27日法律第55号)		(要望理由より続き) 本法律が改正されない限り、スタッドレスタイヤではつる路面を解消することは不可能に近い。何故ならつる路面を製造しているのは当のスタッドレス自体であるからである。若しも、この説に疑問を持つ人がいるなら説明しよう。このスタッドレスタイヤの以前は問題のスパイクタイヤである。それより以前は金属製のタイヤチェーンである。さらに、以前はスノータイヤであることは、50歳以上の年配者なら承知のことと思う。何故スノータイヤからタイヤチェーンにしたかという、路面がつるつるになり危険で車が走れないため、金属製のタイヤチェーンが雪道には必要であったがこれが走行中は騒音がひどく、しかも切れ易かつ装着脱着に手間がかかるので敬遠されがちで、間もなくスパイクタイヤが登場すると、誰もが装着を常識とされていた。だが粉じんの発生で、本法律第55号の発令により(平成2年6月27日)以来金属製スパイクピン装着のスパイクタイヤの使用が現在も禁止されている状況に

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5117	5117A001		愛媛県松山市	1	保護施設等の社会福祉施設のうち通所施設における栄養士配置要件の緩和について	給食を提供することとされている施設のうち通所型施設に限り、調理業務受託者が雇用する栄養士が毎給食時に当該施設に常駐する等の必要な要件を整える場合には施設に栄養士を配置しなくてもよいものとする。	保護施設等における調理の外部委託を行なう場合においては当該施設に職員として栄養士を配置するよう指導している。 しかしながら、昨今の調理技術の進歩や衛生管理に関する技術の向上等により、必ずしも施設で栄養士を雇用する必要性に疑問を感じているところである。そこで、給食を提供することとされている施設のうち通所型施設に限り、調理業務受託者が雇用する栄養士が毎給食時に当該施設に常駐する等の必要な要件を整える場合には施設に栄養士を配置しなくてもよいこととする。	栄養士配置に掛かっていた人件費をもって直接処遇職員の雇用等、より手厚い通所施設サービスの提供が図られる。	保護施設等における調理業務の委託について(昭和62年社施第38号通知)	厚生労働省	添付資料1-1 保護施設等における調理業務の委託について(社施第38号 厚生省社会局長・厚生省児童家庭局長通知)
5117	5117A002		愛媛県松山市	2	公立学校施設整備費補助金等の交付申請等の事務の簡略化。	義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令第1条の2第2項に規定する県による認定申請の審査の適用を除外し、また平成12年4月3日付文部省告示第58号「文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件」において定められている都道府県教育委員会が行うこととなっている補助金等から公立学校施設整備費補助金及び公立学校施設整備費負担金を除外し、中核市規模以上の市が直接文部科学省に対して負担金、補助金の申請手続きができるようにする。	小中学校校舎の耐震改修工事及び大規模改修工事の効率的な実施	学校施設は現在老朽化が進行しつつあり、耐震性が十分でない校舎も多くあり、学校施設としての安全性確保に加えて災害時には地域の避難施設としての機能も果たさなければならないことから、これらの耐震補強を効率的・重点的な整備を計画的に行うことが求められている。しかし、県を経由して行われている現行の補助申請事務は期間を要するため、手続きの迅速化を図り、効率的・主体的な学校施設整備を進めていくために、多くの学校施設を抱えている中核市規模以上の市については直接文部科学省に対して補助申請手続きができるよう制度変更をしていただきたい。	義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令第1条の2第2項及び平成12年4月3日付文部省告示第58号「文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件」	文部科学省	添付資料2-1 義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 添付資料2-2 文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件(文部省告示第38号) 添付資料2-3 概要説明

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5117	5117A003		愛媛県松山市	3	公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分承認手続きの緩和	公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等についての取り扱いのうち、施設の一部について転用の処分する場合及び目的外使用については、文部科学大臣への報告書の提出を廃止し、各市町村教育委員会の判断において財産処分を認めるものとする。	住民サービスの向上を図るため、一部に役所の支所機能を持たせた設備を設置する。また、空いた管理入室等を有効利用することにより、生涯学習推進に寄与できる。	公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等については、要件を充たすものについては、文部科学大臣への報告が義務付けられているが、施設の一部転用処分及び目的外使用をする場合は、その手続き承認権限を市町村教育委員会に委譲することにより、手続きの簡素化を図り、施設の多機能化及び有効活用が促進される。	公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について 1 平成10年3月31日 生涯学習局長裁定 平成16年3月31日改正	文部科学省	添付資料3-1 公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について(生涯学習局長裁定) 添付資料3-2 公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の事務処理要領 添付資料3-3 概要説明
5117	5117A004		愛媛県松山市	4	公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分承認等の該当要件追加	公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等の取り扱いについて、「目的外使用」の場合、現在の該当要件のほかに、「社会教育施設で、事務所等施設の一部を当該施設本来の業務に支障のない範囲で、地域を活動拠点とする社会教育関係団体等の事務室等として、期限を限って目的外使用するもの。」を追加する。	地域を活動拠点としている総合型地域スポーツクラブの事務室を社会教育施設(公民館)に置くことにより、公民館活動及びスポーツクラブ活動の活性化、施設の多機能化・有効活用が図られる。	現在の規定では、教育委員会、役場支所、出張所の事務室等地方公共団体の施設の新築、増改築(条例設置)等に伴うものに限られている。既存施設において、社会教育を推進していく上で、密接なつながりのある地域を活動拠点とする社会教育関係団体等の事務室等を施設内に置くことにより、連携が図られるとともに、さらなる活動の推進が図れる。	公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について 1-(3) 平成10年3月31日 生涯学習局長裁定 平成16年3月31日改正	文部科学省	添付資料3-1 公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について(生涯学習局長裁定) 添付資料3-2 公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の事務処理要領 添付資料3-3 概要説明

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5120	5120A001		ニュービジネス研究所、日本ニュービジネス協議会連合会	1	自転車タクシーの普及	自転車タクシーの営業を、安全性、環境性、美観、観光、生活ニーズ等の観点から妥当と思われる地区においては、積極的に承認すること	地域範囲、営業時間等を限定した自転車タクシーの営業	自転車タクシーの営業は、各自治体公安委員会の許可が必要である。ところが、現状、京都市、東京都、大阪市、名古屋市で認められているが、全自治体の半分は「ノー」の方針である。安全性、環境性、美観、観光、生活ニーズ等町づくりに貢献すると判断されるケースにおいては、積極的な対応が望まれる	自転車タクシーを規制する法令は無い	国家公安委員会	
5121	5121A001		琉球ニュービジネス協議会 日本ニュービジネス協議会連合会	1	天然ガスを伴う温泉が湧出した際に、温泉権者が天然ガスを有効活用する。	沖縄県では、浦添市以南の殆どの地域を1人の個人が鉱業権の先願を復帰以前に提出し、先願順位1位のまま鉱業権が降りていない状況で、鉱業権取得の申請を(天然ガスを伴う)温泉権の所有者が行っても鉱業権を取得することが出来ず、天然ガスを空中放散しているのが現状である。最近では、効率の良い天然ガス発電機も開発されており、天然ガスの湧出量に応じたエネルギーの有効活用が、CO2の削減にもなる。また、温泉掘さく許可の際にも言われている「天然ガスが湧出した際は有効利用するように、を実行するためにも、鉱業権の確定していない地域においては温泉に付随して湧出した天然ガスを有効活用することができるように、先願順位に関係なく温泉権者が鉱業権を優先取得できるよう改正して欲しい	天然ガスを利用した発電事業	沖縄県では、深層地熱型の温泉開発が行われるようになってから10年余になるが、営業を行っている温泉4件と準備中の2件の内、1件を除く全ての温泉で水溶性天然ガスが湧出している。温泉掘さく許可の際には殆ど必ず「天然ガスが湧出した際は有効利用するように」との文言が付いている。しかし、天然ガスを利用するには鉱業法の「鉱業権の取得」が必要になる。鉱業権が確定していない土地で開発された天然ガスを伴う温泉について、天然ガスを温泉権者が利用できるよう、鉱業権を優先取得できるようにして欲しい。	鉱業法(鉱業権)	経済産業省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	5122A001		社団法人 東北ニュービジネス協議会 日本ニュービジネス協議会連合会	1	JIS・JAS規格制度の見直し	JIS・JAS規格制度の見直し	JIS・JAS規格制度の見直し	建築部材に関して、海外の公的な試験機関による検査済データであればそのまま国内でも採用してほしい。現状は例えば試験結果が同等であっても、あらかじめJIS・JAS規格を取らなければならず、スピーディさに欠け、事業競争の妨げになっている。	JIS制度、JAS制度	経済産業省、 農林水産省	
5122	5122A002		社団法人 東北ニュービジネス協議会 日本ニュービジネス協議会連合会	2	防災実験実施のための大学研究機関の解放	防災実験実施のための大学研究機関の解放	工学部系・建築学部系の大学での民間事業者と連携した防災実験の実施	現状の防災実験などの実施には、防災科学技術研究所(筑波)をはじめとして首都圏・関東圏の各種の研究所へ出向かねば実験できない。各地域の拠点箇所にある産業技術総合研究所、出来れば各地域の大学研究機関においても実験が可能してほしい。		経済産業省、 文部科学省	安全工学関連研究課題の調査としては多岐に亘り、火災・爆発の研究実施機関だけでも科学警察研究所(警察庁)、消防庁(総務省)、国土技術政策総合研究所(国土交通省)、消防研究所(総務省)、産業安全研究所(厚生労働省)があり、所在地は全て首都圏にある。地方の工学部系大学においても同等の実験設備を有している。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	5122A003		社団法人 東北ニュービジネス協議会 日本ニュービジネス協議会連合会	3	信用保証制度の改定	融資対象事業者範囲の拡大	特定非営利法人(NPO)への融資枠の創設または規定の撤廃	現在全国の特特定非営利法人(NPO)数は21,000を超え、民間の立場で、社会的なサービスを提供したり、社会問題を解決するために活動している。確かにNPO活動には、特定非営利活動だけでは表現しきれない多様な活動があり、かつまた、NPOの活動資金の内訳は、会費、寄付金、助成金・補助金、対価性の事業から得られる事業収入など多岐に亘っている。企業と比べて収入源が多様なことがNPOの特徴の一つである。だが昨今、国内においても、地域の住民・市民が取り組む福祉、環境、まちづくり、商店街の活性化活動から、高齢者や働く母親など生活者の多くが心から望んでいるサービスや商品の提供といった、日常生活を支えるコミュニティビジネスの浸透が著しい。コミュニティビジネスはその事業活動の内容を指す言葉であり、その活動は、事業を継続的にそして活動組織を維持するために対価を徴収し、無償で行うことは無い。また組織形態としてNPO法人を設立して事業展開に望むケースが増え、事業・ビジネスの領域が広範囲に及ぶ中で、融資を含めた安定的な活動資金が強く求められてきている。1998年に制定された特定非営利活動促進法を踏まえ、現行の信用保証制度の規定ではNPOという組織のみを捉え融資対象から除外している。活動の多様化と社会ニーズの進展の中で、質の良いサービスを安定的・継続的に提供していくためにも、事業内容・法人または個人の確定申告等を精査し、実施業種の発展可能性を押し量りながら、特定非営利法人(NPO)への融資枠の創設または現行規定の撤廃を求める。	信用保証制度の規定並びに中小企業基本法	各県にある信用保証協会並びに中小企業庁、中小企業金融公庫	(参考)コミュニティビジネスへの融資制度について 横浜市のケース:コミュニティ事業者への実地調査・認定を行う横浜産業振興公社と並びに金融上の審査・融資を実行する横浜信用金庫との枠組みである。金融機関に対する貸出原資の預託や、貸倒れ時の金融機関への損失補償は行っていない。 川崎市のケース:コミュニティ事業者への金融上の審査・融資を実行する中央労働金庫と並びにコミュニティビジネスの適合性・事業性の審査を行う川崎市との枠組みである。金融機関に対する貸出原資の預託はない。貸倒れ時には、貸倒れ額の70%を労働金庫が川崎市へ請求、川崎市は貸倒れ額の70%を補助金の形で支払う。但し、設定枠の金額を上限とする。 結論としては、信用保証協会がそれぞれの枠組みに入らないとき、中小企業保険法では貸出金の80%を再保険で補填でき、20%を金融機関と行政機関の両方で負担するだけで済むが、革新的な融資制度を作りながら行政の
5123	5123A001		日本ニュービジネス協議会連合会	1	医療機関での患者給食業務の委託において病院側に管理栄養士の配置義務を無くす、及び、全面委託とする(条件付きで)。	給食業務を委託しているにも関わらず病院側の業務を詳細に規定し、且つ、入院時食事療養の特別管理加算の認可条件に管理栄養士の配置義務を課しているため病院側の管理栄養士と受託側の管理栄養士が重複して配置されている。患者給食の受託責任者に管理栄養士が配置されておれば、病院側と同じ資格の管理栄養士の配置は不要として欲しい。同時に病院側の重複した業務を残さずに見直しをして欲しい。	患者給食の受託責任者に管理栄養士が配置されておれば、病院側と同じ資格の管理栄養士の配置は不要とする。同時に病院側の重複した業務を残さずに見直しをする。こうしたことによって患者給食の外部委託が一層効率化される。	給食業務を委託しているにも関わらず病院側の業務を詳細に規定し、且つ、入院時食事療養の特別管理加算の認可条件に管理栄養士の配置義務を課しているため病院側の管理栄養士と受託側の管理栄養士が重複して配置されている。患者給食の受託責任者に管理栄養士が配置されておれば、病院側と同じ資格の管理栄養士の配置は不要として欲しい。患者給食の質の向上と患者サービスの改善を目指して給食業務の委託が国策として進められているが、この目的に沿って給食業務のより一層の効率化が進むと予想される。	業務委託に関する規定(平成5年健政発第98号)「第3 業務委託に関する事項」に病院側の業務として献立の確認、食材の点検など多数の業務が受託側が実施している業務と同種の業務が規定されている。	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5123	5123A002		日本ニュービジネス協議会連合会	2	ワイン(果実種)定義における熟成工程での貯蔵・熟成樽チップ、粉末、抽出液使用の許可	海外ではワインの品質向上のため熟成工程での貯蔵・熟成樽チップ、粉末、抽出液が使用されている。日本では酒税法により当該行為が実施されるとリキュールの定義に該当することになる。当該作業はワイン製造における熟成工程で樽容器を使用するのと類似であり、その効果もほぼ同等である。当該行為のためにわざわざリキュール製造の免許を取得しなければならず、その煩雑さがあり、かつ、6kl以上の生産要件が困難であるため、当該行為規制の除外を提案する。同法の適用除外によりワイン品質向上など農業振興の一助となる。	海外ではワインの品質向上のため熟成工程での貯蔵・熟成樽チップ、粉末、抽出液が使用されている。日本では酒税法により当該行為が実施されるとリキュールの定義に該当することになる。当該作業はワイン製造における熟成工程で樽容器を使用するのと類似であり、その効果もほぼ同等である。当該行為のためにわざわざリキュール製造の免許を取得しなければならず、その煩雑さがあり、かつ、6kl以上の生産要件が困難であるため、当該行為規制の除外を提案する。同法の適用除外によりワイン品質向上など農業振興の一助となる。	日本では酒税法により当該行為が実施されるとリキュールの定義に該当することになる。同法の適用除外によりワイン品質向上など農業振興の一助となる。	酒税法	財務省	
5123	5123A003		日本ニュービジネス協議会連合会	3	ワイン(果実種)定義における熟成工程での貯蔵・熟成樽チップ、粉末、抽出液使用の許可	農業生産のみならず消費者の口元までの広い範囲を視野に入れた農業経営が昨今必要になっており、特に、企業経営のノウハウを農業生産に取り入れていきたい。そのために役員には広い分野の識見を有し、且つ、マーケティング等幅広い活動が必要で、農業生産法人の役員要件を緩和すべきである。現在の役員の過半は年間150日以上の農業従事が必要とされているが、月に1-2回の従事に緩和して欲しい。	農業生産のみならず消費者の口元までの広い範囲を視野に入れた農業経営が昨今必要になっており、特に、企業経営のノウハウを農業生産に取り入れていきたい。そのために役員には広い分野の識見を有し、且つ、マーケティング等幅広い活動が必要で、農業生産法人の役員要件を緩和すべきである。現在の役員の過半は年間150日以上の農業従事が必要とされているが、月に1-2回の従事に緩和して欲しい。	現在の役員の過半は年間150日以上の農業従事が必要とされているが、この規定があるため経営感覚に優れた人材を経営陣に迎えることが難しい。	農地法第2条	農林水産省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5123	5123A004		日本ニュービジネス協議会連合会	4	農業生産法人の構成員要件の緩和	農業生産のみならず消費者の口元までの広い範囲を視野に入れた農業経営が昨今必要になっており、特に、企業経営のノウハウを農業生産に取り入れていきたい。現在、議決権の過半は農業関連者が必要とされているが、農業経営をより発展させるため豊富な経営経験と知識をもった人材が出資できるよう農業生産法人の構成員要件を緩和すべきである。	農業生産のみならず消費者の口元までの広い範囲を視野に入れた農業経営が昨今必要になっており、特に、企業経営のノウハウを農業生産に取り入れていきたい。現在、議決権の過半は農業関連者が必要とされているが、農業経営をより発展させるため豊富な経営経験と知識をもった人材が出資できるよう農業生産法人の構成員要件を緩和すべきである。	現在の構成員(出資者)の過半は農業関連者が必要とされているが、この規定があるため経営感覚に優れた出資者を結集することが難しい。	農地法第2条	農林水産省	
5123	5123A005		日本ニュービジネス協議会連合会	5	海外導入果樹の隔離栽培の条件付きでの撤廃	海外導入果樹の導入に際し、植物検疫法施行規則第15条にて1年間の日本国内での隔離栽培試験が義務付けられている。貿易障壁が撤廃されている現実に照らして、防御すべき病害、虫類、微生物の無いことの証明書、及び何時、どんな手段で防御が成されたかの防御実績表を添付することによって上記条項の適用除外を提案する。同条による隔離栽培の期間は長く、ビジネスチャンス逸失につながっており、同条の適用除外により農業振興の一助となる。	海外導入果樹の導入に際し、植物検疫法施行規則第15条にて1年間の日本国内での隔離栽培試験が義務付けられている。貿易障壁が撤廃されている現実に照らして、防御すべき病害、虫類、微生物の無いことの証明書、及び何時、どんな手段で防御が成されたかの防御実績表を添付することによって上記条項の適用除外を提案する。同条による隔離栽培の期間は長く、ビジネスチャンス逸失につながっており、同条の適用除外により農業振興の一助となる。	海外導入果樹の導入に際し、植物検疫法施行規則第15条にて1年間の日本国内での隔離栽培試験が義務付けられているため農業生産におけるビジネスチャンス逸失につながっている。	植物検疫法施行規則第15条	農林水産省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5123	5123A006		日本ニュービジネス協議会連合会	6	学校給食調理業務の民間委託先による食材発注	学校給食調理業務の民間委託が進んでいるが、「食材は市町村が支給」と委託時に規定されている。民間の給食事業者は、食材調達においてトレーサビリティ(生産履歴の追跡)のシステムを備えるなど安心・安全を確保した食材の供給を行える立場にある。民間業者への食材発注権の付与により食材の安心・安全の確保に加え、新鮮でかつ低コストの食材を供給することによって市町村、保護者の費用負担の軽減に貢献したい。	学校給食調理業務の民間委託が進んでいるが、「食材は市町村が支給」と委託時に規定されている。民間の給食事業者は、食材調達においてトレーサビリティ(生産履歴の追跡)のシステムを備えるなど安心・安全を確保した食材の供給を行える立場にある。民間業者への食材発注権の付与により食材の安心・安全の確保に加え、新鮮でかつ低コストの食材を供給することによって市町村、保護者の費用負担の軽減に貢献したい。	学校給食調理業務の民間委託が進んでいるが、食材は市町村が支給し、給食事業者は調理関連の労務に限定されて委託されているに過ぎない。これは全国3000以上の市町村すべてに共通した仕組みで規制に近い存在と言える。民間の給食事業者は、食材調達においてトレーサビリティ(生産履歴の追跡)のシステムを備えるなど安心・安全を確保した食材の供給を行える立場にある。民間業者への食材発注権の付与により食材の安心・安全の確保に加え、新鮮でかつ低コストの食材を供給することによって市町村、保護者の費用負担の軽減に貢献したく、こうした事実上の規制撤廃を政府から指導して戴きたい。	食材は市町村が支給し、給食事業者は調理関連の労務に限定されて委託されているに過ぎない。これは全国3000以上の市町村すべてに共通した仕組みで規制に近い存在と言える。	文部科学省	
5123	5123A007		日本ニュービジネス協議会連合会	7	食育における栄養教諭業務での民間栄養士への機会付与	今般、食育基本法が成立し、食品関連業者も食育の推進に取り組むよう記載されている。学校での食育の授業はH16年度に創設された栄養教諭が担当すると推察される。同時に教員免許を持たない学校栄養職員が栄養教諭免許を取得する道が開けた。一方、長年に亘って給食事業において栄養士が給食のみならず食材について深い知見をはぐくんできたことを鑑み、民間栄養士への食育の授業への機会付与と学校栄養職員が栄養教諭免許取得の際の同等の条件整備を民間栄養士に付与することを法律施行にあたって検討してほしい。	今般、食育基本法が成立し、食品関連業者も食育の推進に取り組むよう記載されている。学校での食育の授業はH16年度に創設された栄養教諭が担当すると推察される。同時に教員免許を持たない学校栄養職員が栄養教諭免許を取得する道が開けた。一方、長年に亘って給食事業において栄養士が給食のみならず食材について深い知見をはぐくんできたことを鑑み、民間栄養士への食育の授業への機会付与と学校栄養職員が栄養教諭免許取得の際の同等の条件整備を民間栄養士に付与することを法律施行にあたって検討してほしい。	学校給食の効率化を目的に調理業務の民間給食事業者への委託が進んでいる。元来、給食事業者は長年に亘って、調理のみならず生産履歴の追跡(トレーサビリティ)を構築し、食材への知見も深いと考えている。こうした知見を食育へ貢献したく、民間の栄養士による食育の授業への参加を提案したい。民間栄養士への食育の授業への機会付与と学校栄養職員が栄養教諭免許取得の際の同等の条件整備を民間栄養士に付与することを法律施行にあたって検討してほしい。	食育基本法、教育職員免許法5条	文部科学省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5123	5123A008		日本ニュービジネス協議会連合会	8	食事療養に関する帳票簡素化	一般食(常食)の献立作成の手順・帳票は厚生労働省の通知で定められているが、中央官庁と出先機関とのギャップにより県単位・市単位の行政部門からの指導が不統一であり、帳票が複雑化、細分化されたり統一化されていない問題がある。特に、全国展開している給食事業者にとって帳票類に記載する時間と労力が膨大であり、事務コストアップの要因となっている。中央官庁から帳票簡素化の指導を実施してほしい。例 病院給食食品量表・食品構成表で、食品分類の方法に違いがある。例 厚労省の通知では6ヶ月に1回作成すれば良い帳票を県・市は毎月作成するよう指導している。	一般食(常食)の献立作成の手順・帳票は厚生労働省の通知で定められているが、中央官庁と出先機関とのギャップにより県単位・市単位の行政部門からの指導が不統一であり、帳票が複雑化、細分化されたり統一化されていない問題がある。特に、全国展開している給食事業者にとって帳票類に記載する時間と労力が膨大であり、事務コストアップの要因となっている。中央官庁から帳票簡素化の指導を実施してほしい。例 病院給食食品量表・食品構成表で、食品分類の方法に違いがある。例 厚労省の通知では6ヶ月に1回作成すれば良い帳票を県・市は毎月作成するよう指導している。	一般食(常食)の献立作成の手順・帳票は厚生労働省の通知で定められているが、中央官庁と出先機関とのギャップにより県単位・市単位の行政部門からの指導が不統一であり、帳票が複雑化、細分化されたり統一化されていない問題がある。特に、全国展開している給食事業者にとって帳票類に記載する時間と労力が膨大であり、事務コストアップの要因となっている。中央官庁から帳票簡素化の指導を実施してほしい。例 病院給食食品量表・食品構成表で、食品分類の方法に違いがある。例 厚労省の通知では6ヶ月に1回作成すれば良い帳票を県・市は毎月作成するよう指導している。	厚生労働省平成6年8月5日保険発104号1の(12)イでは事務の簡素化が謳われているが、地方の社会保険事務局ではマメの帳票を指示。	厚生労働省	
5123	5123A009		日本ニュービジネス協議会連合会	9	カラオケに於ける音楽著作権使用料徴収の見直し	カラオケでの音楽著作権使用料の支払いは歌った回数当たりではなく、ルーム当たりで支払っている。現在、著作権等管理事業法が適用されているが、徴収方法は当時の仲介業務法が施行されていた時に設定されたものである。ルーム当たりの著作権使用料単価設定は、'90年代の約1/2に減少している。コスト負担は実態にあった形ではなかった。健全な事業展開の観点から見直しをして戴きたい。なお、著作権の徴収団体はJASRAC(日本音楽著作権協会)1社から複数の団体が可能となるなどの見直しが行われているが、徴収方法は従来規定が踏襲されたままになっている。	カラオケでの音楽著作権使用料の支払いは歌った回数当たりではなく、ルーム当たりで支払っている。現在、著作権等管理事業法が適用されているが、徴収方法は当時の仲介業務法が施行されていた時に設定されたものである。ルーム当たりの著作権使用料単価設定は、'90年代の約1/2に減少している。コスト負担は実態にあった形ではなかった。健全な事業展開の観点から見直しをして戴きたい。なお、著作権の徴収団体はJASRAC(日本音楽著作権協会)1社から複数の団体が可能となるなど、文部科学省の主導のもと見直しがされているが、徴収方法は従来規定が踏襲されたままになっている。	カラオケでの音楽著作権使用料の支払いは歌った回数当たりではなく、ルーム当たりで支払っている。現在、著作権等管理事業法が適用されているが、徴収方法は当時の仲介業務法が施行されていた時に設定されたものである。ルーム当たりの著作権使用料単価設定は、'90年代の約1/2に減少している。コスト負担は実態にあった形ではなかった。健全な事業展開の観点から見直しをして戴きたい。なお、著作権の徴収団体はJASRAC(日本音楽著作権協会)1社から複数の団体が可能となるなど、文部科学省の主導のもと見直しがされているが、徴収方法は従来規定が踏襲されたままになっている。	著作権等管理事業法の方法	文部科学省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5123	5123A010		日本ニュービズネ協議会連合会	10	コンビニエンスストア(例:病院施設内)の食料品販売許可に係る要件の緩和と統一	食品衛生法第52条によって乳類販売業、乳類以外では食料品等販売業の営業許可が必要である。東京都の場合、乳類のケース、その他食品のケースそれぞれ手洗器の設置が必要で配管、排水工事によるコストアップで困っており、手洗器不要の緩和を御願しいたい。また、都道府県、保健所毎に許可条件が違っている場合(水産加工物で冷蔵庫内温度計が必要など)も多く、この許可条件の統一を図ってほしい。	食品衛生法第52条によって乳類販売業、乳類以外では食料品等販売業の営業許可が必要である。東京都の場合、乳類のケース、その他食品のケースそれぞれ手洗器の設置が必要で配管、排水工事によるコストアップで困っており、手洗器不要の緩和を御願しいたい。また、都道府県、保健所毎に許可条件が違っている場合(水産加工物で冷蔵庫内温度計が必要など)も多く、この許可条件の統一を図ってほしい。	食品衛生法第52条によって乳類販売業、乳類以外では食料品等販売業の営業許可が必要である。東京都の場合、乳類のケース、その他食品のケースそれぞれ手洗器の設置が必要で配管、排水工事によるコストアップで困っている。この規制は、牛乳が紙のフタ付き瓶で販売されている旧時代の遺物であり、手洗器不要の緩和を御願しいたい。また、都道府県、保健所毎に許可条件が違っている場合(水産加工物で冷蔵庫内温度計が必要など)も多く、この許可条件の統一を図ってほしい。	食品衛生法第52条	厚生労働省	
5123	5123A011		日本ニュービズネ協議会連合会	11	コンビニエンスストアでの医薬品販売の拡大	すでに371の医薬品が医薬部外品扱いとなり、コンビニエンスストアでの販売が可能となったが、湿布薬、目薬、アルコールを含む綿はお客さまの問い合わせが多く、ニーズの高いものでありながら、コンビニでの販売が許可されていない。身近で年中無休、24時間営業のコンビニ店で、多くの国民が服用、使用の正しい知識を有しているこれらの医薬品販売の規制緩和をお願いする。	すでに371の医薬品が医薬部外品扱いとなり、コンビニエンスストアでの販売が可能となったが、湿布薬、目薬、アルコールを含む綿はお客さまの問い合わせが多く、ニーズの高いものでありながら、コンビニでの販売が許可されていない。身近で年中無休、24時間営業のコンビニ店で、多くの国民が服用、使用の正しい知識を有しているこれらの医薬品販売の規制緩和をお願いする。	すでに371の医薬品が医薬部外品扱いとなり、コンビニエンスストアでの販売が可能となったが、湿布薬、目薬、アルコールを含む綿はお客さまの問い合わせが多く、ニーズの高いものでありながら、コンビニでの販売が許可されていない。深夜、早朝での急な痛みに伴い、これらの薬による応急措置が求められるケースが多いが、身近で年中無休、24時間営業のコンビニ店で販売は十分こうした国民の強い要望に答えられることになる。多くの国民が服用、使用の正しい知識を有している今日、これらの医薬品販売の規制緩和をお願いする。	薬事法	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)	
5123	5123A012		日本ニュービジネス協議会連合会	12	学校給食調理業務委託入札参加申請書の様式統一の要望	自治体の学校給食調理業務の委託入札に給食事業者が参加する場合、全国の自治体(現在は500箇所、将来3000箇所)に、各自治体が指定するまちまちの様式にて、且つ、年間の同じ時期(2月が多い)に集中して提出しなければならない。民間の事業運営の効率化が阻害されていると判断され、政府から自治体に、様式の統一、また、届け方も手渡しを要求されているところもあり、Eメールによる提出も含め、効率化の指導をお願いしたい。	自治体の学校給食調理業務の委託入札に給食事業者が参加する場合、全国の自治体(現在は500箇所、将来3000箇所)に、各自治体が指定するまちまちの様式にて、且つ、年間の同じ時期(2月が多い)に集中して提出しなければならない。民間の事業運営の効率化が阻害されていると判断され、政府から自治体に、様式の統一、また、届け方も手渡しを要求されているところもあり、Eメールによる提出も含め、効率化の指導をお願いしたい。	自治体の学校給食調理業務の委託入札に給食事業者が参加する場合、全国の自治体(現在は500箇所、将来3000箇所)に、各自治体が指定するまちまちの様式にて、且つ、年間の同じ時期(2月が多い)に集中して提出しなければならない。民間の事業運営の効率化が阻害されていると判断され、政府から自治体に、様式の統一、また、届け方も手渡しを要求されているところもあり、Eメールによる提出も含め、効率化の指導をお願いしたい。1985年、当時の文部省から「学校給食業務の運営の合理化について」の通知が出されたが、この合理化指示の具体的措置として自治体に指導願いたい。	文部省通知「学校給食業務の運営の合理化について」(1985年)	文部科学省		
5123	5123A013		日本ニュービジネス協議会連合会	13	(財)全日本軟式野球連盟規定の緩和	全日本軟式野球連盟に登録できる者の規定として、同連盟以外の組織、硬式ボールを使用する団体、日本Kボール少年野球連盟の大会への登録・参加者が排除されている。全日本軟式野球連盟を主管する(財)日本体育協会が、アマチュアには美しいスポーツの育成、健康な身体をたくわることが謳われているが、軟式野球連盟の規定は、中学生が軟式から硬式野球に移る成長時期においてKボールなどの成長時期にあわせた野球を選択し、国内外の大会に参加することを奨励する立場にありながら、当連盟以外の野球や大会に参加することを阻害しており、主管省の文部科学省により全日本軟式野球連盟規定第2章、第5条3項(イ)、(ロ)の規定削除のご指導をお願いする。	日本K-Ball少年野球連盟は、中学生の成長時期に合わせてゴム製ボールの一種を使用し、硬式野球への移行期に合わせた野球を普及し、かつ、国際試合の場を提供し、国際性豊かな人材育成を目指している。しかし、全日本軟式野球連盟の規定が存在するため、中学生が軟式から硬式に移行する段階で、野球種類の自由な選択や国際大会の場を提供するK-Ballに参加できない状態となっている。	種々の競技団体を主管する(財)日本体育協会のスポーツ憲章では、美しいスポーツマンシップの育成、健康な身体をたくわることが謳われている。こうした目的を実現するために同会に参加する競技団体への指導を行っている。こうした状況下、全日本軟式野球連盟は、アマチュア、とりわけ中学生が他の野球の連盟や組織に登録・参加することを禁じており、こうした規定は上記協会のスポーツ憲章に反していると考えられる。	(財)全日本軟式野球連盟規定第2章、第5条3項(イ)、(ロ)、「次の者は連盟に登録することはできない。イ. 学生生徒で連盟以外の組織に登録している者及び少年部または学童部で、硬式ボールを使用している団体に登録されている者。ロ. 日本Kボール少年野球連盟の大会に登録、参加した役員、選手等は加盟できない。ただし、日本Kボール少年野球連盟の大会の登録、参加を抹消した場合は、翌年度から登録することができる。		文部科学省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5124	5124A001		外国損害保険協会(FNLIA)	1	制度共済と保険会社間の平等な競争環境の確立	制度共済と保険会社の双方に規制面で平等な競争環境を確立すること。 平等な競争環境を達成するために実質的に不特定多数の人に販売している制度共済に対して、保険会社と同水準の課税を行うこと 契約者保護のためのセーフティネットの整備を行うこと 金融庁の監督下に置き、保険会社と同様の規制を整備すること	県民共済、農協(JA)共済、全労済など根拠法のある制度共済は、それぞれの主務官庁の監督下にあるが、保険会社に対して適用される規制との整合性がなく、不平等な取扱となっている。それにもかかわらず、共済は保険会社が提供する商品と直接競合する生損保商品、第三分野商品を幅広く販売している。平等な競争条件の確保と適切な監督・規制により消費者保護が図られる。	共済は共通の利害をもつ者、同じ職業に従事する者の集団により形成された協同組合類似の組織であるが、生損保商品、第三分野商品を幅広く提供しており、消費者は誰でも出資金を支払い構成員になれば、これらの共済の商品を購入することができるため、実質的には不特定多数の人を対象として販売されており、保険会社と実態は変わらない。又員外契約も多数存在している。 制度共済は根拠法に基づく主務官庁の監督を受けているが、保険会社を監督している金融庁のそれと比較すると透明性に欠け、運用においても厳格性に劣る。金融庁は財務の健全性、ルール遵守、リスク管理を含めてこれら制度共済を監督する権限を持つ必要がある。 現在の制度共済の例外的監督は「サービス貿易に関する一般協定」に違反する恐れがある。	消費生活協同組合法 事業協同組合法 農業共同組合法 等	厚生労働省 経済産業省 農林水産省 等	
5124	5124A002		外国損害保険協会(FNLIA)	2	保険募集における書面交付説明義務の電磁的方法の適用	保険契約者への書面の交付によることとされている説明については、保険契約者の承諾を得て当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供し、契約者へ説明することも合わせて認めること。(規則第53条第2項で認められている電磁的方法を認めること。)顧客利便性の向上	保険業法施行規則第53条第1項において、保険募集に際して、特別勘定を設ける保険契約、為替変動リスクのある保険契約、解約返戻金のない保険契約の募集においては、書面の交付による説明義務が規定されている。	既に銀行取引や証券取引において、為替リスク、変動リスクのある外国通貨建て預金取引や海外投資信託の購入などにおいて、目録見書の電子交付とともに電子取引がインターネットで一般的に行われており、保険募集分野においても、保険契約者の承諾を得て電子的な方法によっても書面交付と同等の説明が確保できる。	保険業法施行規則第53条第1項第1号 保険業法施行規則第53条第1項第2号 保険業法施行規則第53条第1項第3号	金融庁 総務企画局	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5125	5125A001		(株)日本教育クリエイト名古屋支社	1	介護支援専門員(ケアマネジャー)及び介護福祉士の資格取得の際の実務経験に看護助手経験を含めてほしい。	現在、介護支援専門員(以下、ケアマネジャーと記す)及び介護福祉士の資格取得の際の対象職種に、急性期及び療養型病院での病棟看護助手も含めるべきである。	看護助手従事者に対して将来が開けるので、現在医療機関で大変不足している助手従事者の募集活動が現状より容易になる。さらに、今後のケアマネジャー及び介護福祉士が現状より多くなり、福祉業界の人材不足を解消するのきっかけになる。	福祉・介護の利用者ニーズが高くなっていくなかで、ケアマネジャー及び介護福祉士の人材不足はま逃れない事実。また、現在、厚生労働省の方針の中でホームヘルパー2級資格の撤廃及び介護福祉士への吸収等が検討されて中々、福祉業界の入り口であるホームヘルパー2級資格への取得控えが起こっており、福祉業界への就業者人口の裾の広がらないのも現実。そのなかで、急性期・及び療養型病院の病棟看護助手業務は、入院患者さんの介助業務が中心にもかかわらず、対象業務になっていない。よって、今後は、対象職種に病棟看護助手をいれる事によって、ケアマネジャー及び介護福祉士の対象人口がふえる。看護助手業務はステップアップしづらい職種であったが、将来性が高い職種となる。比較的若い世代(20-30代)でも、助手を経験し、将来が更なるステップアップする事で、将来より安定的なケアマネジャーおよび介護福祉士として就業することができる。	介護保険法	厚生労働省	
5125	5125A002		(株)日本教育クリエイト名古屋支社	2	介護福祉士になるにあたりホームヘルパー2級取得者の実務経験を撤廃して欲しい	ホームヘルパー2級取得者が介護福祉士の受験をしようとする際、必要となっている3年間の実務経験を撤廃すべきである。	ホームヘルパー2級の資格撤廃・介護福祉士への1本化が検討されている中、ホームヘルパーの資格取得控えが発生しているが、実務経験を撤廃することにより、ホームヘルパー2級の取得者から介護福祉士を志す者も増加する。また、既にホームヘルパー2級を取得している者が受験する事ができるため、介護福祉士の人材不足を緩和することができる。	上記同様、福祉業界の人材不足は福祉業界においては深刻な問題である。その中で今まで福祉業界の底辺を支えていたホームヘルパーの資格を撤廃及び統合してしまうと、それこそ福祉業界従事者が減少してしまいます。あわせて、若手労働者の確保もさらに難しい業界にも関わらず、何かしら門戸をひるげないと、今後の福祉業界は破綻の一手をたどる方向になってしまう。そうした中で介護福祉士の実務経験(従事期間・時間)を撤廃することで、資格対象者の裾のを広げることができ、若手労働者の確保も容易になる。	介護保険法	厚生労働省	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5127	5127A001		近藤歯科	1	最新医療器材試用システム化による医療の質的向上	厚生労働省による既存の体制を維持しながら、現制度の審査機構では対応不可能といえる最先端医療に付随する医薬品・医療機器・歯科器材を試用出来る環境を整える。海外の医薬品・医療機器・および歯科器材の手続き簡素化。医療・歯科医療においては器材がなくては対応できないが、承認を得ることができた段階では時代遅れの器材となる場合が見られる。具体的には何らかの新組織を設立による管理が必要と思われる。	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省の承認を得ていない最新鋭の医薬品・医療機器・歯科器材を試用できる体制を整えることを主目的とする。 但し一定の基準をクリアした医師・歯科医師等に限定する必要があるため、資格審査が必須となる。 上記基準作りに関しては、厚生労働省を含めた識者間で充分検討の上で設定することとする。 基準の検討および資格付与に関しては、何らかの新たな組織等により施行・管理される。 上記の対象となる品目に関しては、生産国・販売国の安全基準が満たされていることを必要条件とする。 安全性が懸念される場合は、管理組織により中止勧告を含め強制的に試用を中断させることを可能とする。 対象となる品目の試用に関して問題が生じた場合は、厚生労働省ではなく試用者が個人的に負う事とするため、資格審査をクリアした試用者は損害賠償等を目的とした保険に加入することが前提となる。 ・新管理組織の設立が必要。独立行政法人医薬品医療機器総合機構において対応部門を新生する事も対応法の一つといえるが、一行政法人で二通りの基準となるため困難が予想される。 	日本の臨床現場において、使用出来る医薬品・医療機器・歯科器材が厳しく制限されていることを主因として、グローバルスタンダードから遅れを生じつつある。現状で顕在化している例として、診療レベルの低下、海外からの留学生数的減少、海外器材メーカー等がコスト割れを危惧するあまり新規開発品の申請を諦める等が起きており、今後更に連鎖的にこの傾向が下方に向かうことが懸念され、医療後進国の枠内に入り込む可能性が大きい。厚生労働省の権限枠を崩すことなく、最新の医薬品・医療機器・歯科器材を試用出来る環境を整えることが国民の健康維持のため必要であり、急務といえる。	独立行政法人医薬品医療機器総合機構、および薬事法	厚生労働省	医科の場合は伝聞で困っている声を聞くのみだが、歯科医療においては切実な問題となりつつあることは事実で、世界各国の歯科医・器材メーカーから日本が見放されつつある。また実際に日本の歯科医療レベルの質が問われている具体例として、海外駐在員が増加しているため、在住国の歯科医を訪れた場合に治療レベルの低さが一目瞭然となり、彼らよりこの点が指摘される。最新の器材を使用出来ないという現実が要因として作用し、数年遅れの治療をせざるを得ないのは明白である。更に外国からの経済摩擦を減少させることに繋がり、波及される国内の経済効果も見込めるはずである。この提案は個人で経済的利潤を得る目的ではなく、経済大国といわれる日本が医療レベルでも大国と言われるように、そして厚生労働省を非難させたくないため提出した。
5128	5128A001		亀澤 進	1	警察署の道路使用許可における許可基準の追加	道路交通法第77条2項「前項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、所轄警察署長は、許可をしなければならない。」に、4号として「当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれがあるが、当該申請区域の市町村長及び隣接する地域の市町村長の承諾を受けたと認められるとき。」を追加すべきである。		近年住民の希望に沿った道路の使用許可がなかなか得られにくくなってきている。特に時間の規制に関しては、年々厳しくなっていく傾向にある。小さな市町村にとっては、祭礼行事が地域活性化の源であり、それが円滑に進行できなければ、やる側にとっても見る側にとっても面白くない状態になってしまい、地域の衰退の原因になってしまう可能性がある。警察だけの判断に任せては、必ずしも地域住民のためになるとは限らない。そこで住民の希望を市町村長の承諾を得ることで許可してもらえる様に規制改革してもらいたい。	道路交通法77条2項	警察庁	